# 平成１９年度外務省政策評価書

## 【評価シート版】

（平成１８年度に実施した施策に係る政策評価）

平成１９年８月

外　　務　　省

目　　次［評価シート版］


**［総括・概要］**

平成１９年度の政策評価の概観と評価の改善点・・・・・・・・・・・・・・・ 3
評価結果一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

**［実施計画に基づく事後評価（施策の評価）］**

政策評価シートの記載内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
基本目標Ⅰ　地域別外交
　Ⅰ―１　対アジア大洋州外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
　Ⅰ―２　対北米外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
　Ⅰ―３　対中南米外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
　Ⅰ―４　対欧州外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
　Ⅰ―５　対中東外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 145
　Ⅰ―６　対アフリカ外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
基本目標Ⅱ　分野別外交
　Ⅱ―１　国際の平和と安定に対する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
　Ⅱ―２　軍備管理・軍縮・不拡散への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 227
　Ⅱ―３　原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力・・・・・・・・・・・ 243
　Ⅱ―４　国際経済に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 255
　Ⅱ―５　地球規模の諸問題への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 293
　Ⅱ―６　国際法の形成・発展に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 317
　Ⅱ―７　的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 339
基本目標Ⅲ　広報、文化交流及び報道対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 345
基本目標Ⅳ　領事政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 373
基本目標Ⅴ　外交実施体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 391
基本目標Ⅵ　政府開発援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 403

政府開発援助に係る未着手・未了案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
　（１）　未着手案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 433
　（２）　未了案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 437

**［事前評価］**

　（１）　無償資金協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 463
　（２）　有償資金協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 467

# ［総括・概要］

# Ⅰ．平成１９年度の政策評価の概観と評価の改善点

## １．「平成１８年度重点外交政策」から見た政策評価の概観

平成１８年度においては、**『凛とした志の高い外交』**という理念に基づいて、**「１．国民と共にある外交」**、**「２．自由で豊かな世界を目指す外交」**、**「３．世界に発信する機動的外交」**という三本の柱の下、諸施策が実施された。以下は、平成１８年度の重点外交政策として位置づけられている政策、それに関連する諸施策及び事務事業に関する評価を概観したものである。

### １．国民と共にある外交

#### （１）我が国の平和と安全の確保

（イ）揺るぎない日米同盟の維持・強化と国際協調の推進

基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済といった普遍的価値及び利益を共有する米国と我が国の関係は、我が国の外交の基軸であり、我が国の安定のみならず、アジア太平洋地域をはじめとする国際社会の安定の礎である。日米間では、日米両国が直面する共通の課題についての日米両政府のより緊密な連携が深化した。また、在日米軍再編の具体的施策を実施するための「再編実施のための日米ロードマップ」の合意等に見られるように、同盟関係における安全保障・防衛協力は新たな局面に入った。さらに、経済の面では、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営等により、両国の持続可能な経済成長に資する各種分野での協調の一層の深化を実現できた（評価シート　Ⅰ―２－１、Ⅰ―２－２、Ⅰ―２－３、Ⅱ―６－２）。

（ロ）領土問題の解決、海洋権益の確保に向けた毅然とした外交

北方領土問題については、我が国として、北方四島の帰属の問題を解決してロシアとの間の平和条約を締結するという一貫した方針の下、引き続き精力的に交渉を継続している。この方針の下、平成１８年度においては、この交渉に加え、日露両国民の相互理解の促進、世論啓発事業、防災協力プログラムの作成、北方四島住民支援等の領土問題の解決に向けた環境整備に取り組んだ（評価シート　Ⅰ―４－４、Ⅱ―６－２）。

竹島問題については、平成１８年４月の我が国海上保安庁による竹島北東海域における海洋調査を巡り韓国国内において竹島の領有権の問題と結びつける形での反発が高まったが、我が国としては、竹島に対する我が国の立場は一貫していることを明確にした上で両国関係の安定化を目指した（評価シート　Ⅰ―１－３）。

海洋権益については、海洋国家としての我が国にとり海洋の秩序を維持・増進することの重要性は大きいという観点から、国連海洋法条約の効果的な運用と発展に積極的に取り組んだ。具体的には、国連海洋法条約に関する各種協議等に積極的に参加するとともに、大陸棚については、大陸棚延長に対する各国の取組状況等の把握に努めた（評価シート　Ⅱ―４－４）。

（ハ）核・拉致を含む北朝鮮問題の包括的な解決に向けた努力

拉致、核問題等の北朝鮮を巡る諸問題を解決することは我が国の平和と安全に資するのみならず国際社会全体の平和と安全にも寄与するものであるが、平成１８年７月の弾道ミサイルの発射、同１０月の核実験実施の発表を受け、国内において厳格な制裁措置をとったことに加え、国際場裡では、国連安保理決議第１６５９号及び１７１８号の採択を主導し、北朝鮮に対し、強力なメッセージを発出することに成功した。今後も米をはじめとする関係国との一層の外交努力の強化が必要である（評価シート　Ⅰ―１－２、Ⅱ―６－２）。

**（２）国民の安全の確保**

（イ）津波、地震、テロ等大規模緊急事態や海賊等への対策強化

スマトラ沖大地震、インド洋大津波等の大規模自然災害の発生、世界各地で頻発するテロに対応するために緊急時対応体制の構築が必須となっているが、この点については、平時からの海外安全情報の提供業務の推進等に見られる情報発信基盤の強化、海外の邦人に対する啓発事業の展開、現地の事情に対応した緊急時即応体制の整備、官民および外国機関等の連携の構築等が図られてきた（評価シート　Ⅳ－２）。

また、海賊問題対策は、我が国の経済権益にとり死活的に重要な海上輸送の安定のための不可欠の要素である。この点については、平成１８年９月に発効した「アジア海賊対策地域協力協定」に基づいて設立された「情報共有センター」の初代事務局長に日本人が就任する等大きな進展が見られた（評価シート　Ⅱ－４－４、Ⅱ―６－２）。

（ロ）心のこもった領事サービスの実施

領事サービス全般の向上について、領事業務の IT 化の推進、医療等福利厚生面での邦人支援強化、領事業務実施体制の整備、海外邦人の安全確保に向けた取組という視点から、一定の進展があった（評価シート　Ⅳ－１）。

（ハ）ＩＣ旅券の導入

旅券のＩＣ化の意義は、日本国旅券の国際標準化の達成に加え、日本国旅券の偽造・変造、不正使用等を抑止し、ひいては国際テロリスト等の活動も含めた国際犯罪を抑止することにある。ＩＣ旅券が新規発給旅券数の９９％を超えることとなり、さらに技術的な面での高度化・標準化に取り組んだ（評価シート　Ⅳ－１）。

（ニ）外国人受入体制の更なる整備

外国人観光客の誘致、商用にて訪日する外国人の手続の簡素化等に取り組む一方で、査証審査体制の整備により不法残留者、刑法犯検挙人員数は減少してきている。また、「生活者としての外国人」に関する問題の解決のために関係国との領事当局間協議を行うとともに、関係省庁との連携強化等を行い、取組を進展させた（評価シート　Ⅳ－３）。

（ホ）外国人犯罪抑止のための刑事司法協力促進

刑事事件の捜査、訴追等に必要な証拠の提供等を条約上の義務として規定する「刑事共助条約」については、香港、ロシア及び中国との間で精力的に交渉を行い、刑事分野における国際共助の一層の確実な実施及び効率化、迅速化に取り組んだ（評価シート　Ⅱ―６－２）。

**（３）我が国・国民の繁栄の増進**

（イ）経済安全保障の確保

我が国の経済の基礎となる資源の多くは海外に依存しており、経済安全保障の確保は重要な課題である。この政策課題について、「エネルギー・鉱物資源」、「食糧問題」、「漁業」、「海洋問題（海洋権益を含む）」といった観点から評価を行った（評価シート　Ⅱ－４－４）。

エネルギー・鉱物資源については、Ｇ８において「世界のエネルギー安全保障」文書が合意される等国際社会の連携は一層強化され、また、国際エネルギー機関（ＩＥＡ）の事務局長に日本人が選出され、プレゼンスを高めることができた。更に、食糧問題については、ＦＡＯ等の関連国際機関との連携等を通じ、食料の安定供給の確保に向けた体制を強化する等、総じてこの分野では相当な進展が見られた。

（ロ）日本企業による海外展開の積極的なバックアップ

経済のグローバル化の進展に伴い、我が国企業の海外への進出・活動も進展してきている。これは、日本経済自体の足腰を強化することでもあり、日本企業の海外でのビジネス環境の整備を支援する施策に取り組んだ。特に平成１８年は海外における知的財産権の保護の強化や、日本企業の海外での活動支援体制の強化等に取り組み、一定の成果を挙げた（評価シート　Ⅱ－４－５）。

（ハ）我が国経済に望ましい環境の整備（EPA/FTA 等の推進、専門的・技術的分野での外国人労働者の受け入れ促進を含む）

今日の国際社会においては、ＷＴＯ体制を補完する意味から、ＥＰＡ、ＦＴＡが国際的にも拡大しており、我が国としても、重要課題として取り組んできている。平成１８年度においては、フィリピン及びチリとの間のＥＰＡ並びにシンガポール及びメキシコとの間では改正等に関する議定書が署名された他、タイ、ブルネイ及びインドネシアとの間のＥＰＡについても、署名に向けて大幅な進展があった。また、ＡＳＥＡＮ全体との交渉が継続しており、さらに、ベトナム、インド、湾岸協力理事会（ＧＣＣ）、スイス、豪州との交渉が開始されるなど、着実な進展があった（評価シート　Ⅱ－４－１、Ⅱ－６－３）。

また、ＡＰＥＣ、ＡＳＥＭ、ＥＵとの関係についても、様々な分野での協力を推進した（評価シート　Ⅱ―４－３）。

## ２．自由で豊かな世界を目指す外交

### （１）アジアにおける安定的協力関係の強化

（イ）中国、韓国、ロシア等周辺諸国との関係強化

（ｉ）中国との関係

日中関係については、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いに不可欠の存在となっており、平成１８年１０月の安倍総理訪中の際、日中両首脳間で「日中関係はもっとも重要な二国間関係の一つ」との共通認識の下、地域及び世界に貢献しつつ両国の利益を拡大する「戦略的互恵関係」の構築で一致した。また、その際、日中共同プレス発表において、中国側は、日本の戦後の平和国家としての歩みを文書の形で初めて評価した（評価シートⅠ―１－４）。

（ⅱ）韓国との関係

韓国は、我が国にとり地理的にもっとも近い隣国であるばかりでなく、自由、民主主義、市場経済といった共通の価値観を共有する国でもあり、日韓関係を強化していくことは、我が国の利益のみにとどまらず、北東アジア全体の平和と安定にとって不可欠の要素である。こうした観点から、日韓両国間では、政治分野の対話の促進、人的交流の拡大等が進展する一方、歴史問題、竹島問題等の懸案もあり、「過去」に起因する諸問題への対応には更なる努力が必要であり、ねばり強い外交努力が必要である（評価シート　Ⅰ―１－３）。

（ⅲ）ロシアとの関係

北方領土問題について、１．（１）（ロ）の取組を行った。また、首脳会談を計２回、外相会談を計４回行った他、新たな外務省事務方トップによる戦略対話を設置・開催する等政治対話を積極的に行い、これらの機会を通じ、国際舞台における協力の進展を図った。貿易経済分野では、過去最高額を記録した両国の貿易関係を背景に、運輸、情報通信技術、農業等の新分野における両国の協力促進で一致した他、「貿易投資促進機構」を通じ、両国の企業活動の支援強化を図った。また、人的交流・文化交流の分野では、モスクワ大学にて日ロ学生約１００名が交流した「日ロ学生フォーラム」が実施される等、日露間の青年交流が進展した。（評価シート　Ⅰ―４－４、Ⅱ―６－２）。

（ロ）将来の東アジア共同体、アジアにおける地域連携の主導

日本の安全と繁栄に密接な関係を有する東アジア地域に長期的に安定した国際環境を形成するために、二国間関係のみならず、様々な多国間協力の枠組みを活用することが重要である。

ＡＳＥＡＮとの協力関係については、様々なレベルでの対話と協力が進展し、また、「ＡＳＥＡＮ＋３」に対しても、積極的に協力した。また、我が国と価値観を共有する豪州、ＮＺやインドが参加する「東アジア首脳会議」（ＥＡＳ）を通じての協力はＡＳＥＡＮをはじめとする域内各国からも高い評価を得た（評価シート　Ⅰ―１－１）。

（ハ）地域の安全保障協力の推進

アジア太平洋地域の安全保障には依然として不透明・不確実な要素が残っており、この地域で平和と安定を達成していくために、我が国は、「ＡＳＥＡＮ地域フォーラム」（ＡＲＦ）に積極的に貢献し地域の安全保障環境の醸成に努めるとともに、日独、日豪、日英、日仏等の二国間の安全保障対話において、アジア太平洋地域の安全保障に影響を及ぼし得る事項について率直な意見交換を行

った（評価シート　Ⅱ―１－２）。

**（２）世界の貧困削減と成長等への貢献**

（イ）ＯＤＡの戦略的拡充

我が国は、平成１７年４月に開催された「アジア・アフリカ首脳会議」において、３年間での対アフリカ向けＯＤＡの倍増を表明し、また、同年７月に行われたＧ８グレンイーグルズ・サミットにおいて、平成１７年以降５年間でＯＤＡ事業量の１００億ドルの積み増しを目指すと発表し、平成１８年度はその着実な履行に努めた（評価シート　Ⅰ―６－１、Ⅰ―６－２）。

（ロ）「人間の安全保障」の推進

国際社会において人間の安全保障に関心・理解を示す国は着実に増加しているほか、同理念の実践のため、「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じて支援してきたプロジェクトにより、「人間の安全保障」は着実に進展・定着してきている。また、関係国連機関からの人間の安全保障基金への支援要請は引き続き多く、このことも「人間の安全保障」に対する期待を示している（評価シート　Ⅱ―５－１）。

（ハ）経済成長を通じた貧困削減の推進（南南協力を含む）

経済成長を通じた貧困削減は、特にアフリカにおいて大きな課題となっている。

我が国は、ＴＩＣＡＤプロセスを踏まえた「対アフリカ協力の基本方針」において、「経済成長を通じた貧困削減」を柱の一つとして位置づけて取り組んでおり、アジアの開発経験を踏まえた対アフリカ貿易・投資の促進、農業・農村開発支援に貢献した（評価シート　Ⅰ―６－１、Ⅵ―６）。

（３）国連の機能強化のための改革推進

（イ）安保理改革の実現

冷戦終結以降の安保理の活動範囲の拡大と新たな脅威への対処の必要性、安保理の信頼性と実効性の確保の観点から、我が国は引き続き安保理改革の必要性を訴え続けており、平成１８年度において我が国は、米国、中国、アフリカ諸国等との一層の連携を図りつつ、幅広い具体案の検討を行った（評価シートⅡ―１－５）。

（ロ）行財政改革の推進

国連の行財政改革については、主要国と協調して予算・財政・人事制度の見

直し、５年を超えたマンデート（業務）の見直し、監査機関の機能・役割等の見直し等の議論を主導したが、具体的成果を得るまでには至らなかった。

また、国連分担金については、我が国は、分担率がより衡平かつ公正なものとなることを主張し交渉を続けた結果、我が国の分担率は平成１８年までの１９．４６８%から平成１９年以降３カ年間は１６．６２４%に引き下げられることとなった（評価シート　Ⅱ―１－５）。

（ハ）国際機関の邦人職員増強

グローバル化する国際社会を背景として、国連等をはじめとする国際機関、また、これら国際機関に勤務する職員の責務は年々高まってきており、この流れの中で、国際機関における邦人職員の増強は我が国が国際機関を通じた様々な政策を実現する上で重要な施策と位置づけることができる。

成果重視事業（平成１６年～２１年までの５年間で邦人職員１０%増）である本件は、既に平成１７年度に目標を達成しているが、引き続き邦人職員は増加の傾向にある（評価シート　Ⅱ―１－６）。

**（４）国際社会の平和と安定に向けた取組**

（イ）安保理非常任理事国としての積極的な貢献

平成１８年において我が国は、国連安保理非常任理事国として国際社会の平和と安全の維持に係わる諸問題に積極的な取組を行った。

前述の通り、我が国は、平成１８年７月の北朝鮮によるミサイル発射及び同年１０月の核実験実施に対し決議案を安保理に提案するとともに、その早期採択に取り組み、国際社会の断固たる姿勢を示すことができた。

また、我が国は、アジア・グループからの非常任理事国としてアフガニスタン問題、東ティモール問題に関する安保理の議論を積極的に主導し、数多くの決議や議長声明の採択においても主導的役割を果たした（評価シート　Ⅱ―１－５）。

（ロ）国際平和協力への積極的な取組（ＰＫＯ、選挙監視等）

宗教や民族間の対立など、紛争の原因・影響は各地域で異なることから、各地域の抱える状況に応じ、官民、人的・経済的支援等我が国が有するリソースのバランスを考慮しつつ、国際社会の平和と安定に向けて取り組んだ（評価シート　Ⅱ―１－３）。

具体的には、「国際平和協力法」に基づく要員派遣・物資協力の推進については、従来からのゴラン高原に加え、東ティモール、ネパール、コンゴ（民）及びスリランカといった多様な地域に対し、軍事監視要員、文民警察や選挙監視

要員等の多彩な要員派遣や物資協力を展開したが、これらは近年希にみる幅の広い貢献であった。

また、国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成についてパイロット事業を立ち上げた。さらに、「東アジア地域協力」の一環として、平和構築分野の人材育成構想を表明し、政府全体としての取組も進めている。

（ハ）テロとの闘い、軍縮・不拡散分野における主導的な取組

国境を越えた大きな問題となっている国際的なテロ活動、大量破壊兵器及びその運搬手段並びに地雷や小型武器などの通常兵器関連の軍縮・不拡散に対する取組については、二国間、多国間を通じての取組の他、地域・個別の国レベルで木目の細かい取組を行った（評価シート　Ⅱ―１－４、Ⅱ―２－１、Ⅱ―２－２）。

（ニ）中東、アフリカ等における平和の定着の推進

中東地域は、大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ等、国際社会の平和と安全に大きく影響する問題を抱える地域であり、我が国は、平成１８年７月の小泉総理の中東訪問に際し、「平和と繁栄の回廊」構想を打ち出し、中東和平問題の解決に向け、我が国独自の役割を発揮するべく取り組んだ（評価シート　Ⅰ―５－１）。

イラクは現在国家再建の努力が取り組まれているが、経済・復興の面から見ると、まだ道半ばという状況である。このため、イラクの国家再建のためには国際社会の協力が不可欠であるとの認識に基づき、我が国としても、支援に取り組んできた（評価シート　Ⅰ―５－２）。

アフガニスタンは、未だ治安情勢については不安定なものの、平成１８年５月に新憲法に従って国会の信任を得た新政府が発足するなど進展もみられる。アフガニスタンに対して我が国は、平和の定着を念頭に置いた支援を行った（評価シート　Ⅰ―５－３）。

アフリカは、貧困、紛争、感染症など２１世紀の国際社会が直面する諸課題が引き続き集中している。我が国は、ＴＩＣＡＤプロセスを主導し、同ＴＩＣＡＤプロセスを我が国の対アフリカ協力の機軸と位置づけてアフリカ開発の推進等に取り組んできた（評価シート　Ⅰ―６－１）。

## （５）グローバルな課題への対応

（イ）地球規模課題（環境、人権、人身取引等の国際組織犯罪、感染症、自然災害等）の解決に向けた幅広い外交努力

地球環境問題は、国際的な協力によってのみ解決が可能であり、我が国としても、国際機関を通じた取組や多数国間条約の枠組みの下での議論を通じて地球環境問題、持続可能な開発に係わる新たな課題、防災分野における貢献等に取り組んだ（評価シート　Ⅱ―５－３、Ⅱ－６－４）。

人権はそれ自体が保護・促進すべき普遍的価値であり、国連の人権・人道フォーラムへの積極的参加を通じ、国際社会に対する人権の保護・促進に貢献した（評価シート　Ⅱ－１－７）

人身取引等の国際組織犯罪については、国際組織犯罪対策における国際的な協力に積極的に取り組んだ（評価シート　Ⅱ―１－８）。

国際社会の感染症に関し、平成１８年度に我が国は、「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（以下「世界基金」）」に対して１．８億ドル以上の拠出を行うとともに、世界基金の理事国として積極的な貢献を行った（評価シート　Ⅱ―５－２）。

（ロ）国際的ルール作りにおける主導的貢献と「法の支配」の強化

グローバル化する国際社会において国際法の果たすべき役割はますます大きくなってきており、また、国際法規の形成は、国際社会の秩序作りの根幹をなす作業である。我が国としては、国際法秩序の発展に積極的に関与していくとともに、外交課題への対処に当たり、国際法に関する知見を活用していく必要がある。我が国は、国際法秩序に係わる各種会合等への積極的参加、研究会等の実施等に積極的に取り組んだ（評価シート　Ⅱ―６－１、Ⅱ―６－２、Ⅱ―６－３、Ⅱ―６－４）。

（ハ）多国間の枠組み（G8、WTO、OECD 等）での積極的貢献

Ｇ８サミットについては、エネルギー安全保障、ミサイル、核、拉致問題、六者会合への北朝鮮の復帰問題等を包括的に捉えた上で北朝鮮問題を解決する必要があること等を主張した。また、ＯＥＣＤについては、ルール・メーキング、非加盟国との協力を推進した（評価シート　Ⅱ―４－２）。

ＷＴＯについては、停滞していたドーハ・ラウンド交渉を妥結させるべく、各種会合への出席、関係各国との意見交換等に加え、民間の経済団体等にも積極的に働きかけるなど、交渉再開に向けて積極的に取り組んだ。関係各国は交渉再開に合意、交渉の早期妥結に向けた各国間及び多数国間の交渉・協議が動きだし、我が国も積極的に参画した（評価シート　Ⅱ―４－１、Ⅱ―６－３）。

## ３．世界に発信する機動的外交

### （１）戦略的な情報発信とパブリック・ディプロマシー（対市民外交）の強化

（イ）情報発信力の抜本的強化による「攻め」の広報

インターネット広報を含め、外交に関する情報の国民に対する積極的な発信に努めた。その結果、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供し、国民の理解の増進に寄与できた。また、国民からの多種多様な意見を的確に把握することができた（評価シート　Ⅲ―５、Ⅲ―６）。

（ロ）政策広報の積極的な展開

我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報全般に関し、事業実施件数、事業参加人数、ホームページ訪問者数、対象者の反応等といった角度から評価を行い、結果として、広報活動は相当程度広報対象者に届いていると評価した。また、英国のＢＢＣワールド・サービスが行った世論調査の結果として、我が国が世界によい影響を及ぼす国であるとの意見が過半数を占める等の結果が示された（評価シート　Ⅲ―１）。

なお、対日認識の関連で、海外における我が国に関する報道は必ずしも事実に基づいたものばかりではなく、事実誤認や意図的な偏向的報道も多く見受けられる。これに対しては、放置するのではなく、反論投稿、プレス・リリースの発出、記者会見等積極的な情報発信を行った。また、その関連で、対日理解を促進するために外国人記者等の招聘を行い、結果として対日理解の増進に寄与した（評価シート　Ⅲ―４）。

（ハ）人や文化の交流、文化協力の推進

各国国民の対日理解を促進し、親日感情の醸成を図ることを目的として、「文化事業や知的交流事業による日本の魅力の発信」、「人物交流事業」、「日本語の普及、海外日本研究の促進」、「大型文化事業の実施」という４つの分野の施策を実施した。

また、文化、スポーツ、教育、知的交流等の各分野において、二国間及び多国間を通じての国際協力を行い、国際的な教育・文化分野での国際貢献を図ると共に、対日理解の醸成にもつなげていくという施策を実施した。

人や文化の交流、文化協力の効果は中長期的に達成されるものであり、周辺的なデータ等で評価せざるを得ない面もあるものの、対日理解の促進及び親日感情の醸成の両面で進展があった（評価シート　Ⅲ―２、Ⅲ―３）。

**（２）情報収集・分析機能の抜本的強化**

複雑かつ流動的な国際情勢に迅速に対応するために、（イ）的確かつ時宜にかなった情報収集及び情報分析の強化、（ロ）情報と情報分析の政策決定ラインへの提供、という二つの角度から政策を展開し評価を行った（評価シート　Ⅱ―７）。

（イ）情報収集及び情報分析の強化

本省より在外公館に対して特定重要テーマに関する問題意識の提示を行うとともに、本省と関係在外公館との情報の共有を通じて在外公館における情報収集活動の強化が図られた。また、分析能力については、内外の専門家との連携、関連情報のデータベースの拡充等を行い、分析能力の向上を推進した。

（ロ）情報と情報分析の政策決定ラインへの提供

政策部局のニーズの把握による分析課題の設定等、省内政策部局との連携の強化を図るとともに、省の内外を問わず政策決定ラインへの定期的な情報及びその情報の分析の共有を推進した。

（３）実施体制強化

激動する国際社会の中で、我が国の平和と安定、繁栄を維持・強化するための外交を担い追求するために、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある。

（イ）世界の主要国としてふさわしい定員体制の達成に向けた努力

世界の主要国としてふさわしい外交実施体制に向けて、定員５１人増を実現し、また、新たな国際環境に対応する機構改革を行った（評価シート　Ⅴ―２）。

（ロ）国外における我が国の「顔」である在外公館の体制・警備強化、勤務環境の改善

外交実施体制の強化に向けて、在外公館の体制については、６大使館（マリ、ボツワナ、マラウィ、リトアニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ミクロネシア）、２駐在官事務所（バンガロール（インド）、ナッシュビル（米））を設置し、１総領事館（ニューオリンズ（米））を廃止することとなった。

在外公館の警備強化については、在外公館に対する各種の物的な警備措置の強化を実施するとともに、在外公館及び移動中の館員の安全確保のための警備態勢強化を推進した（評価シート　Ⅴ―２）。

（ハ）ＩＴ化による業務の効率化

本省における「内部管理業務システム」、在外公館における経理事務の合理化を目的とする「在外経理システム」及び外交政策の立案・推進機能の強化を図る「外務省情報ネットワーク最適化」に取り組み、着実な進展を達成してきている（評価シート　Ⅴ―１）。

（ニ）ＯＤＡの更なる効率化と適正な実施の確保

「ＯＤＡの戦略的活用」という問題意識の下、「司令塔」、「政策立案」、「実施」のそれぞれの強化を図ることにより我が国の援助政策をより効率的・効果的に実施する体制を構築した。具体的には、内閣における「海外経済協力会議」の設置、外務省における「国際協力企画立案本部」や国際協力局の設置、ＪＩＣＡ法改正（有償資金協力、無償資金協力、技術協力の３つの援助手法を一体的に実施する新ＪＩＣＡの設立のための立法措置）等に取り組んだ。

こうした取組により、ＯＤＡの戦略性の強化、二国間援助と国際機関を通じての協力の連携の強化、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の３援助手法のより一層の連携強化に基づいた運用が可能となった（評価シート　Ⅵ―９）。

## ２．　外務省の政策評価

### （１）政策評価制度の導入

我が国の政策評価の制度は、平成９年１２月の行政改革会議の最終報告で、行政機関が行う政策が効果を上げているかどうかを評価し、その結果を将来の政策の企画立案に結びつける仕組みを強化すべきだとの提言があったことをきっかけとして検討され、平成１３年（２００１年）１月、中央省庁等改革の大きな柱の一つとして、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として導入された。同年６月、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、政策評価法）」が制定され、平成１４年４月１日から施行された。この法律によって、すべての府省が、自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられた。

### （２）政策評価に関する基本的方針（基本計画・実施計画）

外務省は、政策評価法の制定・施行を受け、平成１４年度から政策評価を実施している。外務省は、政策評価法及び関連の閣議決定に基づいて、「外務省における政策評価の基本計画」（計画期間は平成１７年度から平成１９年度まで。以下「基本計画」。）及び「平成１９年度（平成１８年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（改訂版）」（平成１８年４月１日から１９年３月３１日まで。以下「実施計画」。）を定めている[(注)]。政策評価はこれらの計画に基づいて実施されている。

基本計画は、外務省における政策評価の基本的事項を定めている。この基本計画は、３年～５年の期間中、外務省が行う政策評価の目的、実施に当たっての基本的考え方、実施体制、政策への反映、情報の公開などの基本的事項等を定めている。毎年作成する実施計画は、政策評価の実施上の具体的項目、例えば対象となる施策、施策の目標、事務事業等を定めている。

（注）今回の政策評価書における評価対象施策を定めた実施計画。詳細は後述（３．（２））。

### （３）外務省の政策評価の実施体制

外務省が行う政策評価は、一次評価を個別の施策を所管する各局・部の課室（以下「施策所管局課」）が担当し、その二次評価を評価総括組織（考査・政策評価官、官房総務課、会計課、及び総合外交政策局総務課、政策企画室）が担当することになっている。

#### （イ）施策所管局課

各施策所管局課は、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの局課が担当す

る外交政策について、年度末の時点で１年を振り返って自己評価を行う。施策所管局課は、主に過去１年間の取組実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ、目標に向けた進捗状況を中心に分析、評価する。

**（ロ）評価総括組織**（考査・政策評価官、官房総務課、会計課、総合外交政策局総務課、政策企画室）

評価シートについては各施策所管局課が作成している段階から考査・政策評価官室が助言・意見交換を行うとともに、とりまとめ作業を行う。とりまとめ後に考査・政策評価官は、官房総務課や会計課、総合外交政策局とともに、施策所管局課の評価結果に対する総合的な審査を行う。

### （ハ）第三者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっているが、評価の客観性を確保するために、第三者の知見を活用することが求められている。外務省でも、平成１５年度から、政策評価法第３条第２項の規定に基づき、政策評価の厳格かつ客観的な推進のために、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、政策評価および外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザリー・グループ」（下記３．（４）参照）を設置している。アドバイザリー・グループに対しては、外務省の評価方法の適正性や、基本的な方針などの策定・改訂について意見を求めるほか、評価結果についても意見を聴取している。

また、施策所管局課が自己評価に基づき政策評価を行った際にも、当該評価または評価対象施策について外部有識者よりの意見聴取を行い（評価シートにおける「第三者の所見」参照）、客観性の確保に努めている。

## ３．平成１９年度政策評価書における評価の枠組みと改善点

### （１）基本計画

今回の政策評価は、昨年度に引き続き、平成１７年度から平成１９年度までの３年間を計画期間とする「基本計画」に基づき実施されている。

## （２）平成１９年度（平成１８年度を対象とした）外務省政策評価実施計画（改訂版）の概要

外務省は、平成１８年７月、「平成１９年度（平成１８年度を対象とした）政策評価実施計画」（以下、「旧実施計画」とする。）を公表したが、同時期に検討が進められていた政策評価と予算との連携強化の動きや、外務省の機構改革の実施も踏まえ、平成１８年１０月、上記実施計画の改訂版を公表した。今回の政策評価は、改訂された実施計画に基づいて行われている。

この実施計画（改訂版）では、以下の点で工夫した。

（イ）整理・統合された「基本目標」の設定

旧実施計画上の１８の「基本政策目標」を新予算体系の「項」にできる限り合致させるべく、６の「基本目標」に整理・統合。

（ロ）「基本目標」の下に「施策目標（ないし施策）」を設定

「施策」単位での政策評価とするため、「基本目標」を支える「施策目標（ないし施策）」を設定。(注)

(注)「基本目標」I 及び II については、１つの施策目標が複数の施策により構成されているが、「基本目標」III、IV、V 及び VI は施策目標自体が施策を構成している。

（ハ）機構改革を反映して、一部の施策や事務事業を修正

旧国際社会協力部関係の施策、事務事業を修正。

## （３）政府開発援助（ＯＤＡ）に関する政策評価

この実施計画（改訂版）では、政府開発援助（ＯＤＡ）に関する政策評価（事後評価）について、他の施策と同様に１つの基本目標（基本目標 VI）の下で評価している。

政府開発援助（ＯＤＡ）に関しては、政策評価法が施行される以前より、国際的に確立した評価の手法も取り入れて、評価が行われている。

我が国のＯＤＡに関する評価は、①我が国のＯＤＡの基本政策（国別援助計画、重点課題別政策等）を対象とする政策レベル評価、②共通の目的を持った複数のプロジェクト等の集合体を対象としたプログラム・レベル評価、③個々のプロジェクトを対象としたプロジェクト評価がある。

外務省では、外部の有識者から構成されるＯＤＡ評価有識者会議に依頼して実施している第三者による評価を踏まえ、政策評価法に基づいて自己評価として政策レベルの評価と、政策評価法に定められたプロジェクト評価を実施している。

また、外務省以外にも、実施機関であるＪＩＣＡ(独立行政法人国際協力機構)及びＪＢＩＣ（国際協力銀行)、ＯＤＡ関係省庁がＯＤＡに関する評価を

実施している。各機関のホームページのアドレスは次のとおり。

外務省（ODA）→ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/kaikaku/hyouka.html

ＪＩＣＡ→ http://www.jica.go.jp/evaluation/index.html

ＪＢＩＣ→ http://www.jbic.go.jp/Japanese/oec/

### （４）外務省政策評価アドバイザリー・グループの開催

平成１９年１月３１日、秋月京都大学大学院教授、稲沢関西学院大学大学院教授、添谷慶應大学教授、中西京都大学大学院教授、廣瀬法政大学教授、山田早稲田大学教授の６名のメンバーが参加し、第７回会合が開催された。この会合では、平成１８年度を対象とする政策評価の実施を主な議題として意見交換が行われ、メンバーからの意見について、今回の政策評価書作成に際し活用した。

## ４．評価書の構成・評価シートの改善点

平成１９年度外務省政策評価書（平成１８年度に実施した施策に係る政策評価）においては、読みやすさの向上、前回の政策評価書に対する外部有識者や総務省からの指摘への対応といった従来の課題とともに、政策評価と予算との連携強化に伴う評価体系の変更にも配慮して、評価書の構成や評価シートについて、以下のような改善を図った。

### （１）評価書の構成：[評価シート版]・[事務事業評価版] の２分冊構成

従来、[総括・概要]と［評価シート版］の２分冊としていたが、[評価シート版］に掲載される個別の施策の評価を見やすくする観点から、分量の多い事務事業シートを別冊として取りまとめた。また、これら２分冊に加え、総務省が指定するフォーマット（様式）を使用した［評価要旨版］も作成することとなっている。

なお、[評価シート版］では、ページ数を削減する観点から、既に外務省（ＯＤＡ）ホームページ（ＨＰ）で公表している政府開発援助（ＯＤＡ）施策レベルの第三者評価報告書要旨や無償資金協力と有償資金協力の事前評価書についてはＨＰアドレスを掲載し、詳細はＨＰ参照とすることとした。

### （２）[評価シート版］の評価シート

#### （イ）基本目標Ⅰ とⅡの施策目標レベルの評価シートの導入

平成２０年度からの政策評価と予算との連携の本格化を控え、外務省では平成１８年１０月に政策評価実施計画を改訂し、予算書の項と政策

評価体系の基本目標を概ね一致させた。これに伴い、基本目標Ⅰ「地域別外交」と基本目標Ⅱ「分野別外交」については、それぞれの基本目標の下に局レベルの施策目標、また、各施策目標の下に施策目標を構成する具体的施策が置かれることとなった。

評価は、従来通り、課室単位（具体的施策）を基本として行うが、局レベルである施策目標レベルの評価も行うこととし、各施策目標を構成する具体的施策の評価を基に、施策目標レベルごとの評価シートを冒頭に掲載した。

なお、基本目標Ⅲ～Ⅵについては、施策目標と課室単位で評価を行う施策が一致しているため、通常の施策レベルの評価のみを行った。

**（ロ）評価シートの内容面での改訂（基本目標Ⅰ～Ⅵ共通。ただし、基本目標Ⅵ―１～Ⅵ―８のＯＤＡ施策レベル評価シートについては、後述）**

「施策の概要」、「施策の評価」、「評価結果の政策への反映」の三部構成は維持しながら、主に次のような点を改訂した。

①「施策の評価」の欄で【評価結果】を冒頭に置き、一目で評価結果が分かるようにし、具体的成果に関する詳細な記述は事務事業評価に譲ることとした。

②【評価結果】は、５段階評価（「目標を達成した」、「目標の達成に向けて相当な進展があった」、「目標の達成に向けて進展があった」、「一定の進展があった」、「目標の達成に向けて進展しなかった」）による記載を維持するが、評価結果が上位に偏らないよう、今回、「一定の進展があった」との段階も加えた。

③「施策の評価」の【施策の効率性】の記述について、限られた人的・経済的資源が有効利用されたことが分かるような表現振りとした。

④【第三者の所見】について、定量的な評価を行うことが困難な外務省の評価において、客観性を担保するために第三者の所見を記載する意義は高いと考えられることから、これを維持することとした。

**（ハ）基本目標Ⅵ「政府開発援助」の評価シートの改訂**

①第三者評価を踏まえて評価を行うＯＤＡ施策レベル（実施計画Ⅵ―１～Ⅵ―８が対象）については、政策評価法で求められている必要性、有効性、効率性等の観点から評価を行う必要があること、また、今年度から政策評価実施計画の評価体系に組み込まれ、他の施策と同様、基本目標を持つ施策として位置付けられることになったことから、従

来のＯＤＡ施策レベル評価シートで記載された評価項目を生かしつつ、可能な限り他の施策と同様の項目について評価するよう、評価シートを改訂した。また、ＯＤＡ以外の他の施策と同様、事務事業評価も簡潔に行い、［事務事業評価版］に掲載することとした。

②未着手・未了案件の評価シートについても、より内容を充実させ、見やすい評価シートになるよう改訂した。

### （３）［事務事業評価版］の評価シート

成果重視事業（旧モデル事業）については、総務省による客観性担保評価での指摘を踏まえ、５段階評価の基準を設け達成度を測る等、新たに別立ての評価シートを活用した。

（参考）外務省における成果重視事業（計５事業）

- Ⅱ―１－６　国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強（注）
- Ⅳ―１　領事サービスの改善・強化における③在外選挙人登録推進事業と⑧領事業務の業務システムの最適化事業
- Ⅴ―１　ＩＴを活用した業務改革における①内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築事業と③在外経理システムの再構築事業。

（注）Ⅱ―１－６　国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強は１つの施策になっており、施策評価シートの中で総務省からの指摘に対応するよう記述を工夫した。

## ５．評価の結果

施策所管局課による自己評価の結果は以下のとおりであった。外交政策の性格上、評価対象施策の多くが、中長期的な視点から目標を立てているが、平成１８年度を対象とする１年間の取組については、人的交流の増大、各種交渉の進展、国民へのサービス向上のための措置の実施等、具体的な成果とともに評価を行っており、適切な評価が実施されたと考えられる。

（施策の評価）

| 施策数 | 「達成」 | 「相当な進展」 | 「進展」 | 「一定の進展」 | 「進展なし」 |
|---|---|---|---|---|---|
| ７３ | ― | ３６ | ３３ | ４ | ― |

（事務事業の扱い）

| 事務事業数 | 「拡充強化」 | 「今のまま継続」 | 「内容の見直し」 | 「縮小」 | 「中止・廃止」 |
|---|---|---|---|---|---|
| ２６３ | ８６ | １５６ | １９ | １ | １ |

## ６．今後の改善点

平成２０年度概算要求から本格的に実施される政策評価と予算との連携強化を踏まえ、外務省の政策評価がより一層充実したものとなるよう、引き続き省員への周知に努め、そもそも政策評価が有する意義（国民への説明責任（アカウンタビリティー）や業務の自己改革のための一助）について、省員各自の認識が深まるよう努める必要がある。

# 【評価結果】一覧

「目標を達成した。」　★★★★★
「目標達成に向けて相当な進展があった。」　★★★★☆
「目標達成に向けて進展があった。」　★★★☆☆
「目標の達成に向けて一定の進展があった。」★★☆☆☆
「目標の達成に向けて進展しなかった。」　★☆☆☆☆☆
基本目標Ⅰ及びⅡの施策目標の評価結果は、個別の施策の評価結果の平均値である。

**基本目標Ⅰ：地域別外交**

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅰ―１ | 対アジア大洋州外交 | ★★★☆☆ |
| Ⅰ―１－１ | 東アジアにおける地域協力の強化 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―１－２ | 朝鮮半島の安定に向けた努力 | ★★☆☆☆ |
| Ⅰ―１－３ | 未来志向の日韓関係の推進 | ★★☆☆☆ |
| Ⅰ―１－４ | 未来志向の日中関係の推進 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―１－５ | タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―１－６ | インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―１－７ | 南西アジア諸国との友好関係の強化 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―１－８ | 大洋州地域諸国との友好関係の強化 | ★★★☆☆ |

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅰ―２ | 対北米外交 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―２－１ | 米国との政治分野での協力推進 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―２－２ | 米国との経済分野での協力推進 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―２－３ | 米国との安全保障分野での協力推進 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―２－４ | カナダとの政治分野での協力推進 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―２－５ | カナダとの経済分野での協力推進 | ★★☆☆☆ |

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅰ―３ | 対中南米外交 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―３－１ | 中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―３－２ | 南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化 | ★★★★☆ |

| 施策目標Ⅰ―４ | 対欧州外交 | ★★★★☆ |
|---|---|---|
| Ⅰ―４－１ | 欧州地域との総合的な関係強化 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―４－２ | 西欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―４－３ | 中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―４－４ | ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展 | ★★★☆☆ |
| Ⅰ―４－５ | 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化 | ★★★★☆ |

| 施策目標Ⅰ―５ | 対中東外交 | ★★★☆☆ |
|---|---|---|
| Ⅰ―５－１ | 中東和平実現に向けた働きかけ | ★★★★☆ |
| Ⅰ―５－２ | イラクの平和と安定のための支援 | ★★☆☆☆ |
| Ⅰ―５－３ | アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援 | ★★★☆☆ |
| Ⅰ―５－４ | 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大 | ★★★★☆ |

| 施策目標Ⅰ―６ | 対アフリカ外交 | ★★★★☆ |
|---|---|---|
| Ⅰ―６－１ | TICAD プロセスを通じたアフリカ開発の推進、平和と安定の実現のための支援の推進 | ★★★★☆ |
| Ⅰ―６－２ | Ｇ８、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化 | ★★★☆☆ |
| Ⅰ―６－３ | アフリカとの重層的な交流の実施 | ★★★★☆ |

基本目標Ⅱ：分野別外交

| 施策目標Ⅱ―１ | 国際の平和と安定に対する取組 | ★★★☆☆ |
|---|---|---|
| Ⅱ―１－１ | 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―１－２ | 日本の安全保障政策に関する外交政策 | ★★★☆☆ |
| Ⅱ―１－３ | 国際平和協力の拡充、体制の整備 | ★★★☆☆ |
| Ⅱ―１－４ | 国際テロ対策協力 | ★★★☆☆ |
| Ⅱ―１－５ | 国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現 | ★★★☆☆ |
| Ⅱ―１－６ | 国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強 | ★★★☆☆ |

| | | |
|---|---|---|
| Ⅱ―１－７ | 国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進 | ★★★☆☆ |
| Ⅱ―１－８ | 国際組織犯罪への取組 | ★★★☆☆ |

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅱ―２ | 軍備管理・軍縮・不拡散への取組 | ★★★☆☆ |
| Ⅱ―２－１ | 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散 | ★★★☆☆ |
| Ⅱ―２－２ | 地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化 | ★★★☆☆ |

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅱ―３ | 原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力 | ★★★☆☆ |
| Ⅱ―３－１ | 原子力の平和的利用のための国際協力の推進 | ★★★☆☆ |
| Ⅱ―３－２ | 科学技術に係る国際協力の推進 | ★★★☆☆ |

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅱ―４ | 国際経済に関する取組 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―４－１ | 多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―４－２ | グローバル化の進展に対応する国際的な取組 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―４－３ | 重層的な経済関係の強化 | ★★★☆☆ |
| Ⅱ―４－４ | 経済安全保障の強化 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―４－５ | 海外の日本企業支援と対日投資の促進 | ★★★☆☆ |

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅱ―５ | 地球規模の諸問題への取組 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―５－１ | 人間の安全保障の推進 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―５－２ | 国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―５－３ | 地球環境問題への取組 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―５－４ | 難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組 | ★★★☆☆ |

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅱ―６ | 国際法の形成・発展に向けた取組 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―６－１ | 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―６－２ | 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施 | ★★★★☆ |
| Ⅱ―６－３ | 経済分野における国際約束の締結・実施 | ★★★☆☆ |
| Ⅱ―６－４ | 社会分野における国際約束の締結・実施 | ★★★☆☆ |

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅱ―７ | 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供 | ★★★☆☆ |

基本目標Ⅲ：広報、文化交流及び報道対策

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅲ―１ | 海外広報 | ★★★☆☆ |
| 施策目標Ⅲ―２ | 国際文化交流の促進 | ★★★☆☆ |
| 施策目標Ⅲ―３ | 文化の分野における国際協力 | ★★★☆☆ |
| 施策目標Ⅲ―４ | 効果的な外国報道機関対策の実施 | ★★★★☆ |
| 施策目標Ⅲ―５ | 適切な国内広報・報道機関対策の実施 | ★★★☆☆ |
| 施策目標Ⅲ―６ | 効果的なＩＴ広報の実施 | ★★★☆☆ |

基本目標Ⅳ：領事政策

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅳ―１ | 領事サービスの改善・強化 | ★★★☆☆ |
| 施策目標Ⅳ―２ | 海外邦人の安全確保に向けた取組 | ★★★★☆ |
| 施策目標Ⅳ―３ | 外国人問題への対応強化 | ★★★☆☆ |

基本目標Ⅴ：外交実施体制の強化

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅴ―１ | ＩＴを活用した業務改革 | ★★★☆☆ |
| 施策目標Ⅴ―２ | 外交実施体制基盤の整備・強化 | ★★★☆☆ |

基本目標Ⅵ：政府開発援助

| | | |
|---|---|---|
| 施策目標Ⅵ―１ | 対ベトナム国別援助政策 | ★★★★☆ |
| 施策目標Ⅵ―２ | 対ブータン国別援助政策 | ★★★★☆ |
| 施策目標Ⅵ―３ | 対モロッコ国別援助政策 | ★★★☆☆ |
| 施策目標Ⅵ―４ | 対ザンビア国別援助政策 | ★★★☆☆ |
| 施策目標Ⅵ―５ | 対マダガスカル国別援助政策 | ★★★★☆ |
| 施策目標Ⅵ―６ | 農業・農村開発分野に関する我が国の援助政策 | ★★★★☆ |
| 施策目標Ⅵ―７ | 地球的規模問題への取組（環境・森林保全）に関する我が国の援助政策 | ★★★★☆ |
| 施策目標Ⅵ―８ | 地域協力（中米地域）に関する我が国の援助政策 | ★★★☆☆ |
| 施策目標Ⅵ―９ | 体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施 | ★★★★☆ |

# [実施計画に基づく事後評価（施策の評価）]

# 評価シートの記載内容

**施策レベル評価シート**　**○－○－（○）（施策名）**

（施策所管課名）（課室長名）

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | |
| **施策の位置付け** | |
| **施策の概要** | |

## 施策の評価

**【評価結果】**

（理由）

**【今後の課題】**

【施策の必要性】

【施策の有効性】

【施策の効率性】

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | | |
| （分担金・拠出金） | | |
| 計 | | |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | | |

単位：人（本省職員）

【外部要因】

【目標の達成状況】

評価の切り口１：

評価の切り口２：

【第三者の所見】

## 評価結果の政策への反映

【今後の方針】

【事務事業の扱い】

①　→

②　→

③　→

【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | | | |

**事務事業評価シート**
**［事務事業評価版］に掲載**

## ○－○－（○）　（施策名）

| |
|---|
| **【事務事業名】①** |
| **【事務事業の概要】** |
| **【有効性（具体的成果）】** |
| **【事業の総合的評価】**<br>○拡充強化　○今のまま継続　○内容の見直し　○縮小　○中止・廃止<br>（理由と今後の方針） |

**【評価をするにあたり使用した資料】**

---

資料をご覧になる場合は、外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/)のフリーワード検索に資料名を入力し検索をして頂くか、各国・地域情勢をクリックし、当該地域→当該国と移動して資料を探してください。また、国・地域政策以外の分野・政府開発援助につきましては当該外交政策を選び、資料を探してください。

［別紙１］

## ［施策レベル評価シート］における【評価結果】の記載

評価対象となる施策の目標として掲げたことが達成されたかどうかについて、下記の５つの表現を使い類型化して記述する。

| |
|---|
| |

Ａ　目標を達成した。

→この場合、今後の施策の目標を新たに設定する必要がある。今後の施策の方向性などについて要記述。

Ｂ　目標の達成に向けて
- （１）相当な進展
- （２）（普通の）進展　　があった。
- （３）一定の進展

（１）相当な進展

事前に想定していたよりも、大きな進展があった場合

→外交努力により、想定以上の成果が得られた。

例　［想定していた以上に交渉が進み］条約締結に至った

国際的な問題に対する具体的な取組開始（＋我が国もその実現に向け大きく貢献した）

人的交流の倍増・大幅な増加

（２）（普通の）進展

事前に想定していた通りの進展があった場合

→外交努力により、予想していた成果が得られた。

例　［順調に交渉が進み］予定されていた条約を締結

国際的な問題に対する具体的な取組開始（＋我が国もその実現に向け大きく貢献した）

人的交流事業の円滑な実施

予定していた我が国提出の国連決議の採択

＊上記取組に対する各国要人の積極的な評価が見られたことへの言及も可

（３）一定の進展

事前に想定していたよりも少ない進展しかなかった場合

→例　成果を上げるべく、・・・のような外交努力を行ったが、先方の国内事情（外部要因）などにより、条約の締結にまでは至らなかった。したがって、今後、・・・のような取組を強化するなど政策を見直していく方針。

Ｃ　目標の達成に向けて進展しなかった。

→この場合、目標に向けて進展しなかった理由（外部要因など）について記載し、今後の施策の方向性について見直しの方向性などについて要記述。

［別紙２］

## ［施策レベル評価シート］における投入資源の記載

（１）予算

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | | |
| （分担金・拠出金） | | |
| 計 | | |

単位：千円

**枠内に記載する予算額**

- 上段には、外務省予算のうち、当該評価対象施策を実施するために計上されている予算（平成１８年度予算額及び平成１９年度予算額）のうち、共通経費を除く予算額（必ずしも評価対象施策を構成する事務事業の予算の合計とはならない。）を記載する。在外分予算（除く、共通経費）は含む。
- 下段には、当該施策に関連する主管の分担金・拠出金がある場合に、その名称及び予算額を記載する。

**枠外に記載する金額（主な記載例）**

- 各施策を実施するための主たる予算が、主管課（室）以外に計上されている場合（施策に関連する国際協力局の ODA 予算を記載）。
- 複数の課室で当該施策を実施している場合（課室ごとの内訳を記載）

（２）人的投入資源

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | | |

単位：人（本省職員）

**人的投入資源に含まれるもの**

人的投入資源とは、各施策を実施するために投入された各施策所管課（室）の人的資源（定員ベース）を合計したもの。本省の局幹部以上は含まれない。また、在外公館の定員も含まない。

なお、外務省においては施策所管課（室）に加え、他部局の協力・連携の下で実施する性格の施策が多いが、全体についての算出が困難なことから、施策所管課（室）の人数に限定する。

## 基本目標Ⅰ　地域別外交

施策目標Ⅰ―１　対アジア大洋州外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

施策

Ⅰ-1-1　東アジアにおける地域協力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
Ⅰ-1-2　朝鮮半島の安定に向けた努力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
Ⅰ-1-3　未来志向の日韓関係の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
Ⅰ-1-4　未来志向の日中関係の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
Ⅰ-1-5　タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
Ⅰ-1-6　インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
Ⅰ-1-7　南西アジア諸国との友好関係の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
Ⅰ-1-8　大洋州地域諸国との友好関係の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

# 施策目標Ⅰ―１　対アジア大洋州外交

**【施策】**

**Ⅰ―１－１　東アジアにおける地域協力の強化**
**Ⅰ―１－２　朝鮮半島の安定に向けた努力**
**Ⅰ―１－３　未来志向の日韓関係の推進**
**Ⅰ―１－４　未来志向の日中関係の推進**
**Ⅰ―１－５　タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化**
**Ⅰ―１－６　インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援**
**Ⅰ―１－７　南西アジア諸国との友好関係の強化**
**Ⅰ―１－８　大洋州地域諸国との友好関係の強化**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅰ―１** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅰ―１－１** | 「目標達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―１－２** | 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 | ★★☆☆☆ |
| **Ⅰ―１－３** | 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 | ★★☆☆☆ |
| **Ⅰ―１－４** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―１－５** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―１－６** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―１－７** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―１－８** | 「目標達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |

**【施策の必要性】**

１．「東アジアにおける地域協力の強化」については、東アジアでは、急速な経済成長といった前向きな動向があるが、その一方、テロや感染症等の新たな脅威が存在し、また、中国・インドの台頭等による地域の構造変化が生じている。我が国の平和と繁栄に密接に関連しているこの地域の安定と発展のため、二国間関係のみならず、地域協力枠組みにおいて、特に、地域共通の脅威や課題に取り組み、またその中で地域に普遍的な価値やルールの定着を図っていくことが必要である。

２．「朝鮮半島の安定に向けた努力」については、拉致問題は我が国国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。拉致問題は、安倍政権の最重要課題の一つであり、本施策はこれまで以上にその重要性が高まっている。また、北朝鮮の核問題及びミサイルは我が国の平和と安定に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

３．「未来志向の日韓関係の推進」については、韓国は我が国にとって地理的に最も近い位置にある。加えて、自由と民主主義、基本的人権、市場経済等の基本的な価値を共有し、ともに米国との同盟関係にあり、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある最も重要な隣国の一つで

ある。日韓両国が、両国間の懸案を解決すべく努力しながら、様々なレベルの対話や交流を拡充し、未来志向の友好協力関係を強化していくこと、更には、北朝鮮問題等の共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、我が国の直接的な利益となるのみならず、北東アジア地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

４.「未来志向の日中関係の推進」については、日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくてはならない存在になっており、平成 18 年 10 月の安倍総理訪中で、日中首脳間の日中関係は最も重要な二国間関係の一つとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互恵関係」の構築に合意した。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことは日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

５.「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」については、メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験に鑑みれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

６.「インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援」については、

（１）我が国は、伝統的に東南アジア諸国、特にその島嶼諸国との間の友好関係構築に大きな努力を傾けてきた。これらの諸国は、我が国と東南アジア、中東、欧州諸国、アフリカ諸国等を結ぶ海上輸送路に位置し、また、我が国にとって重要な資源の供給元、市場、投資先である等、経済面でも密接な関係にある。

（２）ここ数年、２つの側面から、日本外交にとって東南アジアの島嶼諸国との友好関係構築は新たな意義を有するようになってきている。第一に、インドネシアの民主化推進、東ティモールの国造り支援、フィリピン・ミンダナオ地域の和平及び復興支援等、「自由と繁栄の弧」構築の一部としての意義である。第二に、ASEAN を中心とする東アジア地域の経済発展の結果、東アジア共同体の形成が現実的な地域の課題となっている。これらの諸国と、伝統的な友好関係を越えて、政治・経済・文化を含む包括的かつ緊密な関係を構築することを通じ、個々の二国間関係を新たな高みに引き上げることは、東アジア共同体形成のための基盤整備につながる。

（３）こうした観点から島嶼諸国との間で二国間関係構築を進めるに際し、地域最大の人口・経済規模を有する ASEAN の大国であるインドネシアや、民主主義が機能する安定と繁栄を享受する穏健イスラム国家のマレーシアは、当然その重点となる。

７.「南西アジア諸国との友好関係の強化」については、

（１）南西アジア諸国は、「自由と繁栄の弧」の中心に位置し、また、政治的にも経済的にも重要性を高めている。特にインドは、高い経済成長率を持続するとともに、対外的にも、米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を増してきている。またインドは、10 億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観・システムを有しており、我が国にとって、戦略的グローバル・パートナーシップを一層強化し、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーと

しての重要性を益々高めている。
（２）また、ネパール、ブータン、スリランカ等における民主化、和平構築の流れを支援していくことは我が国の進める価値の外交を実現する上で極めて重要。
（３）加えて、南西アジア諸国は我が国と中東諸国とのシーレーン（海上輸送路）上に位置し、地政学的にも我が国にとって極めて重要である。
８.「大洋州地域諸国との友好関係の強化」については、豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源及び食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国と外交関係・強化をはかることは、国連（安保理）改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るため極めて重要である。

**【施策の有効性】**

１.「東アジアにおける地域協力の強化」については、アジアの安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間の友好関係を構築するためには、地域協力の中心的存在である ASEAN の統合支援や、普遍的価値の共有、開放性・透明性といった諸原則に基づいた地域協力・統合を進めていくことが重要であるが、EAS や日・ASEAN 協力といった枠組みによる協力は、ASEAN 域内格差の是正や、基本的価値を共有するインドや豪州等との連携強化など、地域各国と一層幅広い連携を実施していく上で有益な役割を果たしている。
２.「朝鮮半島の安定に向けた努力」については、拉致、核、ミサイルといった北朝鮮を巡る諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に誠意ある対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、Ｇ８首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に誠意ある対応を求めるアプローチ、③必要に応じ、独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、誠意ある対応をとるように促すとの観点から有効である。
３.「未来志向の日韓関係の推進」については、政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。
４.「未来志向の日中関係の推進」については、未来志向の日中関係を発展・強化させ、日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決するためには、様々な分野、様々なレベルでの対話を通じ、「戦略的互恵関係」の構築に向けた具体的協力を推進すること、及び日中間の諸懸案に関し、胸襟を開いた意見交換を実施し、相互理解を深めること、また、新日中友好 21 世紀委員会や日中歴史共同研究等の有識者の交流、青少年交流を中心とした民間レベルでの交流を促進し、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。
５.「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」については、両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が

国のメコン地域開発に対する支援を通じたASEAN統合の促進は、平成19年１月の日CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）外相会談等において、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーであるASEAN全体と我が国の関係の強化につながっている。

６．「インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援」については、

（１）首脳・外相レベルの会談、各種要人往来、周年事業、経済連携協定締結の推進等、様々なレベルでの「対話」や「交流」の維持・促進により、インドネシア、マレーシアを始めとする東南アジア島嶼諸国との間で、政治・経済・文化を含む包括的な関係構築を推し進め、二国間関係を大きく進展させた。

（２）海賊協定の発効に向けた働きかけ、ミンダナオ和平国際監視団への開発専門家、東ティモールへの文民警察派遣等の各種人的貢献や、緊急支援等の各種協力を通じ、地域の安定や自然災害・争乱等からの復興を強力に支援した。

７．「南西アジア諸国との友好関係の強化」については、

（１）南西アジア諸国との二国間関係は、民間部門の活動により自然に維持・強化されていくような成熟した段階にはなく、特に日印間の戦略的グローバル・パートナーシップを強化するためには、ある程度政府が主導し、日印関係全般の強化に対する政治的なコミットメントを示すことが必要である。

（２）その具体策としては、（イ）要人往来及び政治レベルの協議を活発化させること、（ロ）（イ）と密接に関連する事務レベルでの協議を活発化させること、（ハ）特に、本来有する日印両国の潜在力を十分に生かし切れていない経済関係及び人的交流を強化すること、（ニ）相手国のニーズに応じた経済協力を引き続きタイムリーに実施すること等が有効である。

８．「大洋州地域諸国との友好関係の強化」については、日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域に自由な社会の輪を広げ、平和と繁栄に資するために有効である。また、島嶼国との意見交換を行う場としてPIF域外対話に積極的に参加し、友好協力関係を強化することで、具体的な協力につなげることが出来る。同域外対話は、３年毎に開催される太平洋・島サミットの会期間の会合として、同サミットのフォローアップ及び次期サミットを検討する重要な機会ともなる。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。

**【施策の効率性】**

１．「東アジアにおける地域協力の強化」については、上記それぞれの枠組みにおいて相当の進展が見られ、また、これらの枠組みに基づく協力案件の実施においても進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

２．「朝鮮半島の安定に向けた努力」については、日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチについては、我が方の努力にもかかわらず、北朝鮮が何ら誠意ある対応を示さなかったが、これは、北朝鮮側に責任がある。他方、六者会合、国際連合、Ｇ８首脳会合等、更には、関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の理解は短期間の内に相当程度深まった。また、我が国の外交努力により、国際連合における安保理決議や「北朝鮮の人権状況」決議、Ｇ８首脳会合等における議長総括等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。更には、弾道ミサイル発射及び核実験実施発表に際し、我が国が他国に先駆けて独自の措置を実施したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会における我が国のリーダーシップを確保していく上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものと考える。このような施策を実現する

上で、とられた手段は適切かつ効率的であった。

３.「未来志向の日韓関係の推進」については、

（１）首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話が実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気の醸成にも資することとなった。とられた手段は適切かつ効果的であった。

（２）人的交流の拡大については、韓国人に対する恒久的査証免除措置実施によって交流環境を整備し、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。とられた手段は適切かつ効率的であった。

（３）韓国国民の過去の対する心情を重く受け止め、人道的観点から、在サハリン「韓国人」支援、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、日韓歴史共同研究の立ち上げに努力したことは、我が国の誠意を示すとの観点からも、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなった。とられた手段は適切かつ効率的であった。

（４）日韓間の懸案事項である EEZ 境界未画定地域における海洋の科学調査を巡って、対立が起こったが、両国政府による協議を重ね、事態を沈静化させたことにより、日韓関係が危機的な状況に至ることが回避された。とられた手段は適切かつ効率的であった。

（５）中断されていた日韓経済ハイレベル協議を開催し、定期的な開催に合意したことは、日韓経済連携協定交渉の再開や両国経済の更なる緊密化に向けた両国の認識の共有を図るのに役立った。とられた手段は適切かつ効率的であった。

４.「未来志向の日中関係の推進」については、平成 18 年度は、３回の首脳会談、５回の外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、その他にも３回の日中総合政策対話（次官級）、日中安保対話（次官級）、経済パートナーシップ協議（次官級）、３回の東シナ海等に関する日中協議（局長級）等幅広い事務レベル協議を実施、「戦略的互恵関係」の構築に向け対話を積み重ね、施策の目標に向け、相当な進展がみられた。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

５.「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」については、メコン地域開発は地域全体の包括的な開発を目指す構想であり、我が国の限られた援助資源を最適配分するという観点から、とられた手段は適切かつ効率的であった。

６.「インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援」については、投入資源の少なさにもかかわらず、関係省庁（防災における内閣府、東ティモールの国造り支援における警察庁との協力等）、関係各課（EPA 交渉における経済局担当課との協力）、民間（周年事業）等と密接に協力するなど効率的に事業を行い、政治、経済、文化の各分野で関係国との友好関係を大きく推進した。投入資源と比較して大きな成果を出しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

７.「南西アジア諸国との友好関係の強化」については、シン首相訪日や日印外相間戦略的対話の実現、麻生外務大臣のバングラデシュ訪問、各種協議の実施等により、施策の目標に向けて相当な進展があったことは、手段が適切かつ効率的であったことを示している。

８.「大洋州地域諸国との友好関係の強化」については、豪州とは、安保協力や EPA 交渉入りなど具体的な進展がみられた。ニュージーランドとは作業部会を実施し、二国間関係強化のため協力の枠組みに進展があった。また、島サミット及び要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化させた結果、対日協力姿勢の強化が顕著に見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であ

った。

**【施策目標の達成状況】**

１.「東アジアにおける地域協力の強化」については、東アジアの地域協力枠組みそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を実質的に進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。特に、我が国と基本的価値を共有するインドや豪州が参加する EAS では様々な具体的協力案件を表明し、ASEAN をはじめとする域内各国から高い評価を得て、東アジアの地域協力・統合の気運を高めることができた。

２.「朝鮮半島の安定に向けた努力」については、

（１）核、ミサイル等の安全保障上の問題については、北朝鮮が弾道ミサイル発射や核実験実施発表といった我が国の安全保障上の脅威となる行為を相次いで行う等、厳しい状況が続いた。しかしながら、我が国は、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対し、直ちに独自の制裁措置を発表・実施し、毅然と対応したのみならず、国連安保理において北朝鮮にとって厳しい内容を含む決議の全会一致での採択を実現するなど、国際的な圧力形成に大きく貢献した。また、平成 19 年２月、六者会合においては、非核化に向けた第一歩となる「初期段階の措置」等に係る合意が形成された（ただし、北朝鮮は当該措置を未実施）。

（２）拉致問題については、六者会合の枠組みの下に、「日朝国交正常化作業部会」を設置し、第１回会合において、我が国の立場を明確に伝達したものの、北朝鮮は何ら誠意ある対応を示さず、具体的な進展は得られなかった。他方、①国連総会において、拉致問題等を非難する「北朝鮮の人権状況」決議の採択を実現したことや、②Ｇ８首脳会合等や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは、一定の成果であった。

３.「未来志向の日韓関係の推進」については、種々の問題に直面し、困難な状況にあった日韓関係において、首脳・外相レベルを始め様々なレベルの政府間対話等を促進し、各種の文化交流・青少年交流・学術交流等を積極的に推進した。また、両国間の諸懸案についても上手くマネージした。結果として、両国関係を改善して飛躍へと向かう節目を作ることができた。また、北朝鮮問題という共通の課題に対し、日韓間の連携・協力を押し進め、六者会合における具体的な成果に結びつけることができた。

４.「未来志向の日中関係の推進」については、

（１）外相会談、日中総合政策対話等を重ねていき、平成 18 年 10 月の安倍総理訪中の際にはアジア及び世界の平和、安定及び発展に共に貢献していく「戦略的互恵関係」を構築していくことで中国側と合意。以後２回の首脳会談、４回の外相会談等の機会を通じてその具体化に向けて話し合い、日中関係を改善基調に乗せた。

（２）安倍総理訪中の際の「共同プレス発表」において、政治、経済、安全保障、社会、文化等の分野における各レベルでの交流と協力を促進することで一致し、具体的な協力が着実に推進された。

５.「タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化」については、平成 18 年 10 月・11 月のベトナムとの相互首脳訪問をはじめとして要人による二国間訪問が活発に行われ、平成 19 年１月には日タイ修好 120 周年が開始されるなど、対話・交流が促進された。経済協議については、平成 19 年１月に日越 EPA 交渉、日カンボジア投資協定交渉、３月に日ラオス投資協定交渉が開始されたのに加えて、平成 19 年４月には日タイ EPA が署名に至るなど相当な進展があった。メコン地域開発については、平成 15 年 12 月の日 ASEAN 特別首脳会議において今後３年間で 15 億ドルの支援を行うと表明し、３年目にあたる平成 18 年に本目標を達成し、今後３年間メコン地域に対する

ODA を拡充することを柱とする「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を発表し新たな取組が開始された。

６.「インドネシア及びマレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援」については、

（１）要人往来等に関し、天皇皇后両陛下の御訪問及びお立ち寄り、６回の首脳会談、６回の外相会談を含む多数の要人往来、３カ国との間での周年事業実施、２カ国との間での首脳レベルの共同声明発出、多数の招聘等を通じ、様々なレベルで対話・交流が活発に行われた。

（２）各国との経済連携に関し、２カ国との間で EPA について大筋合意がなされ、それぞれ１カ国との間で EPA 及び改正議定書に署名がなされ、１カ国との間で EPA が発効するなど、各国との EPA の協議・実施について大幅な進展が見られた。

（３）多発する自然災害等に関し、インドネシアに対し３件、フィリピンに対し３件の緊急援助を行った。我が国の迅速な緊急支援は両国から深く感謝された。

（４）地域の共通課題に関し、各国への働きかけを通じ海賊協定の発効を実現。また、ミンダナオ地域への開発専門家の派遣等の進展が見られた。

（５）平成 18 年５月以降の東ティモール情勢悪化に際し、東ティモールや国際機関等の治安回復・国造りのための努力を、我が国は物心両面で強力に支援した。

７.「南西アジア諸国との友好関係の強化」については、５年ぶりとなるインド首相の訪日、スリランカ外相、モルディブ外相の訪日、19 年ぶりとなる外相のバングラデシュ訪問等が実現した。特にインドとの関係では首脳会談後に「日印戦略的グローバル・パートナーシップに向けた共同声明」が発出され、その実現のための具体的取組として首脳の相互訪問実施、外相間戦略的対話の制度化、経済パートナーシップ・イニシアティブの開始、EPA 交渉の立ち上げ、ビジネス・リーダーズ・フォーラムの開始、東アジア首脳会議（EAS）の枠組における連携、国連安保理改革に向けた協力、南アジア地域協力連合（SAARC）における緊密な協議等が合意された。更にインド外相が訪日の際に、麻生外相との間で第１回日印外相間戦略対話が実施された。総合的に見て、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化という目標に向けて、大きな成果があげられた。

８.「大洋州地域諸国との友好関係の強化」については、日豪間では経済面で EPA 交渉開始が決定されると共に、政治及び安全保障面では平成 19 年３月の日・豪首脳会談において「安全保障協力に関する日豪共同宣言」に署名した。また、ニュージーランドとの間では経済関係強化のための作業部会を設置し、政治分野においても両国で協力している。島嶼国からは、安保理改革等について、国際場裡での支持を得られた。

# Ｉ－１－１　東アジアにおける地域協力の強化

地域政策課長　相川一俊

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 東アジア地域の地域協力の枠組みを活用した連携を強化すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度重点外交政策に言及あり。<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>第 164 回国会施政方針演説に言及あり。<br>第 165 回国会施政方針演説に言及あり。<br>第 166 回国会施政方針演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | 日本の安全と繁栄に密接な関係を有する東アジアに長期的に安定した国際環境を形成するため、二国間関係に加え、様々な多国間地域協力枠組みを通して地域共通の課題に取り組んでいくことが必要である。具体的には、1)日･ASEAN、2)ASEAN+３（日中韓)、3)東アジア首脳会議(EAS)、4)日中韓協力その他の枠組みを発展・強化、地域共通の利益に貢献しうる協力を進めていく。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

東アジアの地域協力枠組みそれぞれにおいて、地域共通の課題に対する具体的協力を実質的に進展させ、地域の共通利益に貢献することができた。特に、我が国と基本的価値を共有するインドや豪州が参加する EAS では様々な具体的協力案件を表明し、ASEAN をはじめとする域内各国から高い評価を得て、東アジアの地域協力・統合の気運を高めることができた。

**【今後の課題】**

EAS 等で総理が発表したエネルギー安全保障や青少年交流等の協力策を、地域の共通利益に実際に貢献するよう効果的に実施・フォローアップしていく。また、地域で協力の気運の高い新たな分野での協力を開始して、地域協力を将来に向けて一層進展させていく。こうした取組を通じて、EAS をはじめとする協力枠組みを実質化させ、地域の安定と繁栄のために貢献する。

**【施策の必要性】**

東アジアでは、急速な経済成長といった前向きな動向があるが、その一方、テロや感染症等の新たな脅威が存在し、また、中国・インドの台頭等による地域の構造変化が生じている。我が国の平和と繁栄に密接に関連しているこの地域の安定と発展のため、二国間関係のみならず、地域協力枠組みにおいて、特に、地域共通の脅威や課題に取り組み、またその中で地域に普遍的な価値やルールの定着を図っていくことが必要である。

**【施策の有効性】**

アジアの安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間の友好関係を構築するためには、地域協力の中心的存在であるASEANの統合支援や、普遍的価値の共有、開放性・透明性といった諸原則に基づいた地域協力・統合を進めていくことが重要であるが、EASや日・ASEAN協力といった枠組みによる協力は、ASEAN域内格差の是正や、基本的価値を共有するインドや豪州等との連携強化など、地域各国と一層幅広い連携を実施していく上で有益な役割を果たしている。

**【施策の効率性】**

上記それぞれの枠組みにおいて相当の進展が見られ、また、これらの枠組みに基づく協力案件の実施においても進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 100,994 | 94,013 |
| ASEAN貿易投資観光促進センター拠出金 | 356,189 | 347,219 |
| 計 | 457,183 | 441,232 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 23 | 24 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

東アジア地域協力の動向は、その時々の政治、経済、安全保障情勢に大きく影響される。

【目標の達成状況】

**評価の切り口１**：ASEAN 行動計画及び日･ASEAN 首脳共同声明のフォローアップ状況

平成 19(2007)年１月に開催された第 10 回日･ASEAN 首脳会議では、日 ASEAN 行動計画の第３次進捗状況報告書が提出された。今回の報告書では、行政や情報通信等７つの分野での人材育成を支援する日･ASEAN 人材育成トータルプラン及び、ASEAN の域内格差を是正すべく新規加盟４か国を重点的に支援するメコン地域開発支援計画の目標達成をはじめ、多くの分野で重要な成果があった旨記載された。

また、平成 18(2006)年３月に設置された日･ASEAN 統合基金(JAIF)を活用して、新型インフルエンザ対策事業や日･ASEAN テロ対話等が実施された。さらに、平成 19(2007)年１月の第 10 回日･ASEAN 首脳会議で安倍総理が表明した日･ASEAN 経済連携協力支援策に基づき約 5200 万ドルが JAIF に追加拠出され、知財保護整備等が行われることになった。また、同首脳会議で、日･ASEAN 協力の中長期的な発展の方向性について検討する「日･ASEAN 賢人会議」の設立について合意された。

詳細は、事務事業①「日･ASEAN 協力」を参照。

**評価の切り口２**：東アジア共同体形成を含む地域協力の進展の度合い

EAS をはじめとする地域協力枠組みそれぞれにおいて、具体的協力が一層進展し、地域の一体感が醸成されつつある。

EAS では、エネルギー協力が重点的に取り上げられ、我が国は、省エネ等に関する具体的協力策を表明。また、「アジアの強固な連帯」や良好な対日感情の形成を促すべく、今後５年間で東アジアの青少年を毎年 6000 人日本に招聘する青少年交流事業を表明し、この枠組に基づく協力の気運を高めた。。

ASEAN+３では、「東アジア地域協力に関する第二共同声明」の作成に貢献すべく、全ての地域協力を推進すること、開放性等の原則と普遍的価値の尊重、「機能的アプローチ」といった諸原則を提言した。

日中韓協力においては、未来志向の関係強化の重要性に対する認識に基づき、共に直面する喫緊の課題に取り組むことに合意。投資協定交渉の開始や外交当局ハイレベル会合の設立が決定した。

アジア協力対話（ACD）では、中東までを含む広域アジアでの対話を進めるとともに、日本が得意とする環境分野での教育推進対話を開催し、我が国の環境分野での取組をアジアに向けて発信した。

詳細は、事務事業②「ASEAN+３協力」、事務事業③「東アジア首脳会議」、事務事業④「日中韓協力」、事務事業⑤「地域の安定と繁栄を目指したその他の協力」を参照。

【第三者の所見】

神保　謙　慶應義塾大学専任講師

東アジアにおける地域協力は、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日・ASEAN、日中韓協力（北東アジア）、その他の機能的協力枠組みという多元的な枠組みのもとで、地域共通の課題に関する具体的な協力が進展しつつある。我が国がこれら多元的な枠組みを強化することは、中国・インドの台頭に伴う地域の構造変化に対応し、東アジア域内の多様なリスクを制御し、東アジア域外諸国との開放的な関係を維持・発展させるためにも、きわめて重要である。

なかでもEASはインド・豪州・ニュージーランドを含む東アジア地域全体の協力枠組みとして、さらなる基盤の強化が求められる。その意味で、平成19年1月に開催されたEASにおいて、我が国がエネルギー安全保障や青少年交流など具体的なイニシアティブを発揮したことは、時宜に適した有効な施策であると同時に、地域枠組みとしてのEASの実効性の強化にも寄与した。今後は同年の外相会議で合意された優先協力5分野（エネルギー、金融、教育、新型インフルエンザ及び防災）を中心に、さらなる具体

的な施策の拡充が望まれる。

ASEAN+3は東アジアで最も広範な地域協力を具体化させている枠組みであり、各種閣僚会合や事務レベル会合等を通じた地域協力は引き続き強化される必要がある。平成19年に採択が予定される「第二共同声明」策定に際して①地域協力を重層的に推進、②開放性・透明性・普遍的な価値を重視、③機能的アプローチの重視という方針を明確にしたことは重要であり、さらに実現にむけた努力が必要である。

またEAS、ASEAN+3等の地域協力の実質的な「運転席」を占めるASEANとの関係強化は、東アジアの地域統合一層の発展にとっても、引き続き重要となる。その意味でASEANの政治的結束の強化、経済連携等を通じた経済的繁栄への協力、経済協力等を通じたASEAN域内格差是正などの措置は今後も強化されるべきである。また新たに設置される「日・ASEAN賢人会議」は、東アジアの地域統合の中長期的ビジョンを踏まえた日・ASEAN関係が議論されることが望ましい。

他方で、中国・韓国との連携強化にはさらなる発展が望まれる。日中韓の連携の強化は、北東アジアにおける安全保障・経済・社会の諸懸案への取組みに寄与するばかりでなく、東アジア地域統合を進展させるうえでも鍵となる。日中韓の枠組みでも包括的な分野での協力が進展するための努力が拡充されることが望ましい。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

普遍的価値の共有を基礎に、重層的に存在する地域協力枠組みを発展させていく。地域共通の課題に対し、協力の気運が高い分野において協力を進展させ、地域全体の利益となるよう具体的協力を実施する。

**【事務事業の扱い】**

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① | 日･ASEAN 協力 | → | 今のまま継続 |
| ② | ASEAN+３協力 | → | 今のまま継続 |
| ③ | 東アジア首脳会議 | → | 拡充強化 |
| ④ | 日中韓協力 | → | 今のまま継続 |
| ⑤ | 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力 | → | 今のまま継続 |

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

# Ｉ－１－２　朝鮮半島の安定に向けた努力

北東アジア課長　山田重夫

平成１９年６月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 日朝間の諸懸案を包括的に解決すること。その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形での日朝国交正常化を実現すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>第 164 回、第 165 回、第 166 回施政方針演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組<br>（２）拉致問題を含む日朝間の懸案解決や日朝関係の改善に向けた取組 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」

（理由）

（１）核、ミサイル等の安全保障上の問題については、北朝鮮が弾道ミサイル発射や核実験実施発表といった我が国の安全保障上の脅威となる行為を相次いで行う等、厳しい状況が続いた。しかしながら、我が国は、北朝鮮のミサイル発射、核実験実施発表に対し、直ちに独自の制裁措置を発表・実施し、毅然と対応したのみならず、国連安保理において北朝鮮にとって厳しい内容を含む決議の全会一致での採択を実現するなど、国際的な圧力形成に大きく貢献した。また、平成 19 年２月、六者会合においては、非核化に向けた第一歩となる「初期段階の措置」等に係る合意が形成された（ただし、北朝鮮は当該措置を未実施）。

（２）拉致問題については、六者会合の枠組みの下に、「日朝国交正常化作業部会」を設置し、第１回会合において、我が国の立場を明確に伝達したものの、北朝鮮は何ら誠意ある対応を示さず、具体的な進展は得られなかった。他方、①国連総会において、拉致問題等を非難する「北朝鮮の人権状況」決議の採択を実現したことや、②Ｇ８首脳会合等や米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは、一定の成果であった。

**【今後の課題】**

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮を巡る諸懸案の解決に向けて、北朝鮮が具体的な行動をとるよう、対話を進めつつも、必要に応じ圧力をかけながら、粘り強く取り組む。引き続き、六者会合参加国をはじめとする関係国と協力し、また、国連等の場を活用しつつ、国際的な連携強化に努める。

**【施策の必要性】**

拉致問題は我が国国民の生命と安全に関わる重大な人道上の問題であり、一刻も早い解決が必要である。拉致問題は、安倍政権の最重要課題の一つであり、本施策はこれまで以上にその重要性が高まっている。また、北朝鮮の核問題及びミサイルは我が国の平和と安定に対する直接の脅威であるのみならず、国際的な不拡散体制に対する深刻な挑戦であり、一刻も早い解決が必要である。拉致、核、ミサイルといった諸懸案を外交的手段を通じて包括的に解決した上で、日朝国交正常化を実現することは、日朝双方のみならず、地域の平和と安定にも大きく寄与するものである。

**【施策の有効性】**

拉致、核、ミサイルといった北朝鮮を巡る諸懸案に対し、①六者会合や日朝協議等における北朝鮮との対話を通じて北朝鮮に誠意ある対応を直接求めるアプローチ、②国際連合、Ｇ８首脳会合等の場を活用し、国際社会のメッセージとして、北朝鮮に誠意ある対応を求めるアプローチ、③必要に応じ、独自の又は国連安保理決議に基づく対北朝鮮措置を実施し、圧力をかけていくアプローチがあるが、それぞれを相互補完的に用いつつ、諸懸案の包括的解決を目指すことは、北朝鮮に正しいメッセージを伝達し、北朝鮮が賢明な判断を下し、誠意ある対応をとるように促すとの観点から有効である。

**【施策の効率性】**

日朝間の対話を通じて北朝鮮へ直接の働きかけを行うアプローチについては、我が方の努力にもかかわらず、北朝鮮が何ら誠意ある対応を示さなかったが、これは、北朝鮮側に責任がある。

他方、六者会合、国際連合、Ｇ８首脳会合等、更には、関係国との首脳・外相会談等を通じ、我が国の立場に対する国際社会の理解は短期間の内に相当程度深まった。また、我が国の外交努力により、国際連合における安保理決議や「北朝鮮の人権状況」決議、Ｇ８首脳会合等における議長総括等を通じ、北朝鮮に国際社会のメッセージを明確に発出することができた。更には、弾道ミサイル発射及び核実験実施発表に際し、我が国が他国に先駆けて独自の措置を実施したことは、我が国の断固たる姿勢を北朝鮮に示すのみならず、国際社会における我が国のリーダーシップを確保していく上でも役立った。これらは、今後、我が国が拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けて取り組んでいく際に、大いに役立つものと考える。このような施策を実現する上で、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 95,562 | 70,862 |
| 朝鮮半島エネルギー開発機構拠出金 | 1,237,177 | 833,013 |
| 計 | 1,308,964 | 903,875 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 18 | 19 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）核、ミサイル問題に関しては、米、中、韓、露といった六者会合関係国の外交政策が問題解決へ向けた進展に影響を及ぼし得る。

（２）拉致問題については、国連等の場でも取り上げられており、国際社会の関心、連携強化の態様が問題解決へ向けた進展に影響を及ぼし得る。

（３）北朝鮮の内政、経済における動向が我が国の要求に対する北朝鮮側の対応に影響を及ぼし得る。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：核・ミサイル問題を巡る協議の進捗状況

北朝鮮の弾道ミサイル発射、核実験実施発表に対し、直ちに独自の制裁措置を発表・実施すると同時に、国連安保理において、北朝鮮にとって厳しい内容を含む決議案を提案し、全会一致での採択を実現したことは大きな成果であった。また、その後、核問題については、平成 19 年２月に開催された第５回六者会合第３セッションにおいて、北朝鮮による寧辺（ヨンビョン）の核施設の活動停止・封印等を明記した成果文書（「共同声明実施のための初期段階の措置」）を採択するなど、北朝鮮の非核化へ向けた第一歩となる措置に合意できたことは一定の成果であった。ミサイル問題についても、六者会合の下に設置された作業部会で取り上げ、六者間で問題意識を共有すべく努力した。

しかしながら、北朝鮮は核、ミサイル等の安全保障上の問題の解決に向けた具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。詳細は、事務事業①「核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組」を参照。

**評価の切り口２**：拉致問題を巡る協議の進捗状況

六者会合の枠組みの下に「日朝国交正常化作業部会」の設置を実現し、日朝関係を六者会合の枠内に改めて明確に位置づけることができたこと、また、第１回会合において、安倍政権の下での我が国の立場を明確に伝達できたことは一定の成果であった。しかしながら、北朝鮮は、未だに拉致問題の「進展」、更には「解決」に向けて何ら具体的な行動をとっておらず、今後とも粘り強く取り組む必要がある。

他方、拉致問題解決に向けた国際的な連携を強化できたことは一定の成果であった。我が国の積極的な外交努力により、平成１8年12月の国連総会では、拉致問題を国際的懸念事項とする「北朝鮮の人権状況決議」が採択され、また、平成19年６月のＧ８首脳会合では、北朝鮮に対し「拉致問題の早急な解決」を求める議長総括が発出されたことは大きな成果である。詳細は、事務事業「拉致問題を含む日朝間の懸案解決や日朝関係の改善に向けた取組」を参照。

**【第三者の所見】**

伊豆見　元　静岡県立大学教授

昨年、北朝鮮はミサイル発射や核実験実施発表など、我が国の安全保障上の脅威となる行為を相次いで行なった。それらに対し、我が国は直ちに独自の制裁措置を実施したのみならず、国連安保理決議の採択に尽力し国際的圧力の形成に大いに貢献した。また拉致問題については、国連決議、Ｇ８首脳会議、米国・中国等との首脳・外相会談等を通じ、我が国は問題解決に向けての国際的連携を強化することとなった。従って、所期の目標の達成に向けて一定の成果があったとする自己評価は、妥当であると考え

る。

今後は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の「包括的解決」を目指すことが最も必要とされよう。その点では特に、かつて米クリントン政権が取り組んだように、北朝鮮に射程５００Km 以上の弾道ミイサルを全て廃棄させるための交渉を、米国と共に「６者会合の中での別途フォーラム」を形成して進めることを期待したい。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

関係国と緊密に連携・協力しつつ、必要に応じ圧力をかけながら、六者会合と日朝間の協議を併せて進展させ、諸懸案の包括的解決を目指す。

**【事務事業の扱い】**

①核、ミサイル等安全保障問題の解決に向けた取組　→　拡充強化

②拉致問題を含む日朝間の懸案解決や日朝関係の改善に向けた取組　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | ○ |

# Ⅰ－１－３　未来志向の日韓関係の推進

北東アジア課長　山田重夫

平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 良好な日韓関係を更に高い次元に発展させること。また、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>第 164 回、第 165 回、第 166 回施政方針演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）政治分野の対話の促進（首脳・外相レベルをはじめとする政府間対話の促進、対北朝鮮政策についての連携の強化等）<br>（２）人的交流の拡大（人的往来の促進、各種青少年、文化、知的交流事業の実施等）<br>（３）日韓間の過去に起因する諸問題への取組<br>（４）日韓間の懸案への対応（竹島問題、EEZ 境界画定等）<br>（５）経済緊密化のための各種協議の推進（日韓 EPA に関する協議を含む。） |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」

（理由）

種々の問題に直面し、困難な状況にあった日韓関係において、首脳・外相レベルを始め様々なレベルの政府間対話等を促進し、各種の文化交流・青少年交流・学術交流等を積極的に推進した。また、両国間の諸懸案についても上手くマネージした。結果として、両国関係を改善して飛躍へと向かう節目を作ることができた。また、北朝鮮問題という共通の課題に対し、日韓間の連携・協力を押し進め、六者会合における具体的な成果に結びつけることができた。

**【今後の課題】**

（１）竹島問題等日韓間の懸案については、我が国の立場を主張し、粘り強い努力を継続するとともに、各種交流事業の拡充に一層努めながら、大局的な観点からの未来志向の日韓関係の強化をはかる。

（２）北朝鮮の拉致問題や核問題における日韓間の連携・協力の強化をさらに進める。

（３）日韓 EPA 交渉の早期再開を目指す。

**【施策の必要性】**

韓国は我が国にとって地理的に最も近い位置にある。加えて、自由と民主主義、基本的人権、市場経済等の基本的な価値を共有し、ともに米国との同盟関係にあり、政治、経済、文化といったあらゆる面で極めて密接な関係にある最も重要な隣国の一つである。日韓両国が、両国間の懸案を解決すべく努力しながら、様々なレベルの対話や交流を拡充し、未来志向の友好協力関係を強化していくこと、更には、北朝鮮問題等の共通の課題に向かって緊密に連携して取り組んでいくことは、我が国の直接的な利益となるのみならず、北東アジア地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

**【施策の有効性】**

政治分野の対話の促進、人的交流の拡大、経済緊密化のための各種協議の推進は、日韓関係を未来に向けて前進させるため必要な施策である。一方、日韓間の過去に起因する諸問題への取組、日韓間の懸案への対応は、日韓関係が悪化する事態を防止し、両国民の視点を過去から未来に向けさせるための施策である。これらを同時並行的に進めることは、日韓関係を更に高い次元に発展させていく上で極めて有効であり、かつ、必要なことである。

**【施策の効率性】**

（１）首脳・外相会談を含む政治レベル・政府間の緊密な対話を重ねたことは、実務的な観点から両政府間の連携・協力関係の増進に資するのみならず、そのような緊密な対話が実現することを両国民に示すことで、両国間の未来志向的な雰囲気の醸成にも資することとなった。とられた手段は適切かつ効果的であった。

（２）人的交流の拡大については、韓国人に対する恒久的査証免除措置実施によって交流環境を整備し、また各種の多様な文化交流事業を適切に実施したことにより、折からの韓国大衆文化ブーム（いわゆる「韓流」）とも相俟って、国民レベルでの相互理解の促進をより効果的に進めることができた。とられた手段は適切かつ効率的であった。

（３）韓国国民の過去の対する心情を重く受け止め、人道的観点から、在サハリン「韓国人」支援、朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還、在韓被爆者支援等に誠実に対応したこと、また、日韓歴史共同研究の立ち上げに努力したことは、我が国の誠意を示すとの観点からも、未来志向の日韓関係の基盤構築の一助ともなった。とられた手段は適切かつ効率的であった。

（４）日韓間の懸案事項である EEZ 境界未画定地域における海洋の科学調査を巡って、対立が起こったが、両国政府による協議を重ね、事態を沈静化させたことにより、日韓関係が危機的な状況に至ることが回避された。とられた手段は適切かつ効率的であった。

（５）中断されていた日韓経済ハイレベル協議を開催し、定期的な開催に合意したことは、日韓経済連携協定交渉の再開や両国経済の更なる緊密化に向けた両国の認識の共有を図るのに役立った。とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 95,562 | 76,418 |
| （分担金・拠出金）（注） | 555,573 | 592,178 |
| 計 | 651,135 | 668,596 |

| （注）（内訳） | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| 日韓学術文化青少年交流基金拠出金 | 408,553 | 272,240 |
| 在サハリン韓国人支援特別基金拠出金 | 106,486 | 278,938 |
| 日韓産業技術協力共同事業体拠出金 | 40,534 | 41,000 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 19 | 19 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）日韓関係は韓国国内におけるマスコミ論調や対日世論の影響を受けやすく、歴史問題や竹島問題等の懸案が両国民の相互に対する感情を悪化させる可能性を常にはらんでいる。

（２）上記に関連し、韓国の現政権の過去・歴史認識に関する政策姿勢（とりわけ日本の植民地支配に対する評価及び具体的対応）は、日韓関係の具体的あり方を大きく左右する。

（３）朝鮮半島における情勢は、拉致問題、核問題といった北朝鮮をめぐる諸懸案に対する日韓の連携・協力に影響を及ぼしうる。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：政治分野の対話の促進状況

政治分野での対話については、平成 18 年 10 月安倍総理が就任最初の外遊先の一つとして韓国を訪問して日韓首脳会談を行い、また、平成 18 年度１年間に７回の外相会談が開催されるなど、日韓両国の政府間対話の頻度が高まった。特に、北朝鮮問題に対しては、大きな動きがあった中で、日韓両政府がしっかりと連携・協力していくことができた。詳細は、事務事業①「政治分野の対話の促進」を参照。

**評価の切り口２**：人的交流の拡大状況

恒久的査証免除措置の実施により、平成 18 年には訪日韓国人は初めて年間 200 万人に達し、日韓間の往来者数が年間約 450 万人に達した。また、平成 18 年９月に開催された「日韓交流おまつり 2006」には、日韓両国から約 1600 名が参加した。また、平成 18 年 12 月に安倍総理が発表した「21 世紀東アジア青少年大交流計画」に基づき、今後５年間、日韓間の高校生、大学生を中心とする青少年 1000 名が日本に招聘されることとなった。詳細は、事務事業②「人的交流の拡大」を参照。

**評価の切り口３**：日韓間の過去に起因する諸問題への取組状況

朝鮮半島出身者の遺骨調査・返還については、平成 18 年８月を皮切りに平成 19 年５月までに旧民間徴用者等の遺骨の実施調査を計６回実施し（その後、平成 19 年５月までに計６回実施）、また、旧軍人・軍属の遺骨についても、平成 18 年 12 月を皮切りに、韓国人遺族による海外追悼巡礼を計４回実施した。在サハリン「韓国人」支援については、永住帰国・一時帰国支援等を着実に実施した。在韓被爆者問題については、平成 17 年の在外公館での健康管理手当支給申請の受付開始を受け、平成 19 年４月現在、200 件に上る在韓被爆者からの申請を受け付け済である。また、歴史共同研究については、平成 18 年度中に両政府間で調整を重ねた結果、平成 19 年４月にソウルで第１回共同研究委員長会合を開催し、６月下旬に東京で第２期歴史共同研究第１回全体会合を開催する運びとなった。詳細は、事務事業③「日韓間の過去に起因する諸問題への取組」を参照。

**評価の切り口４**：日韓間の懸案への対応状況

平成 18 年４月の海上保安庁による竹島北東海域における海洋の科学的調査を巡って、韓国国内での反発が強まり、日韓間で困難な問題が生じたものの、日韓間で協議を重ね、10 月には、EEZ の主張が重複する海域において日韓共同で放射能調査が行われた。また、問題の根本的解決のため、６月、９月及び平成 19 年３月に EEZ 境界画定交渉が行われた（現在も交渉が継続中）。また、海洋の科学的調査に係る暫定的な協力の枠組みについても併せて協議が行われている。詳細は、事務事業④「日韓間の懸案への対応」を参照。

**評価の切り口５**：経済緊密化のための各種協議の状況

日韓 EPA 交渉は平成 16 年 11 月以降、中断の状況にあるが、累次の機会に韓国側に交渉再開を働きかけた。また、日韓ハイレベル経済協議を４年半ぶりに開催し、日韓 EPA 交渉再開を含めた経済関係の課題について議論を行い、相互理解を深めた。詳細は、事務事業⑤「経済緊密化のための各種協議の推進」を参照。

**【第三者の所見】**

伊豆見　元　静岡県立大学教授

ここ数年、様々な問題に直面し困難な状況を余儀なくされていた日韓関係において、首脳・外相レベルをはじめとする種々の政府間対話を重ねたことは、関係の改善や協力関係の増進に資するところがあったのみならず、両国間の未来志向的な雰囲気醸成にも大いに貢献した。また継続して拡大しつつある人的往来を基礎に、文化・知的交流事業等も積極的に推進したことで、両国民の視点が過去から未来へと着実に変化しつつあることも事実だと思われる。以上のような点を踏まえると、自己評価の内容は妥当であると考える。

これからは、今後の課題である「大局的見地からの未来志向的関係の強化」に向けて、従来の努力を継続強化拡大するだけでなく、「朝鮮半島の恒久的平和体制構築」に対する日韓協力・連携の形成に積極的に取り組むと共に、自由民主主義等「同質性」を有する日韓両国間の EPA 早期締結を目指すことを期待したい。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

大局的な観点からの未来志向の日韓関係の更なる発展と、北東アジア地域の平和と安定へ向けた連携・協力の強化を併せて進展させる。

**【事務事業の扱い】**

①政治分野の対話の促進　→　拡充強化
②人的交流の拡大　→　拡充強化
③日韓間の過去に起因する諸問題への取組　→　今のまま継続
④日韓間の懸案への対応　→　拡充強化
⑤経済緊密化のための各種協議の推進　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅰ－１－４　未来志向の日中関係の推進

中国課長　秋葉　剛男

平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 日中関係の発展・強化及び日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じて解決すること |
| **施策の位置付け** | 第 164 回・第 165 回・第 166 回国会施政方針演説及び平成 18 年度・平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 首脳レベルを含む様々なレベルにおける胸襟を開いた頻繁な対話や交流を通じ、アジア及び世界に貢献する中で日中の共通利益を拡大する「戦略的互恵関係」を日中間で構築すべく、幅広い分野において具体的な協力を進展させるとともに、日中間に存在する諸懸案を解決していく。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）外相会談、日中総合政策対話等を重ねていき、平成 18 年 10 月の安倍総理訪中の際にはアジア及び世界の平和、安定及び発展に共に貢献していく「戦略的互恵関係」を構築していくことで中国側と合意。以後２回の首脳会談、４回の外相会談等の機会を通じてその具体化に向けて話し合い、日中関係を改善基調に乗せた。

（２）安倍総理訪中の際の「共同プレス発表」において、政治、経済、安全保障、社会、文化等の分野における各レベルでの交流と協力を促進することで一致し、具体的な協力が着実に推進された。

**【今後の課題】**

日中間で「戦略的互恵関係」の構築に向け、引き続き幅広い分野において具体的な進展を図り、同時に個別の懸案を解決していくべく、各種対話や交流を一層強化していく必要がある。

**【施策の必要性】**

日中間においては、人的交流や経済関係がこれまでになく拡大・深化し、両国が互いになくてはならない存在になっており、平成 18 年 10 月の安倍総理訪中で、日中首脳間の日中関係は最も重要な二国間関係の一つとの共通認識の下、地域及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大する「戦略的互恵関係」の構築に合意した。一方で、日中間には引き続き様々な懸案が存在しており、これらを緊密な対話を通じて解決し、未来志向の日中関係を構築していくことは日中関係のみならず地域の平和と繁栄にとっても極めて重要である。

**【施策の有効性】**

未来志向の日中関係を発展・強化させ、日中間に存在する諸懸案を緊密な対話を通じ解決するためには、様々な分野、様々なレベルでの対話を通じ、「戦略的互恵関係」の構築に向けた具体的協力を推進すること、及び日中間の諸懸案に関し、胸襟を開いた意見交換を実施し、相互理解を深めること、また、新日中友好 21 世紀委員会や日中歴史共同研究等の有識者の交流、青少年交流を中心とした民間レベルでの交流を促進し、相互理解と相互信頼の増進に努めていくことが有効である。

**【施策の効率性】**

平成 18 年度は、３回の首脳会談、５回の外相会談を含む各種要人会談が活発に展開され、その他にも３回の日中総合政策対話（次官級）、日中安保対話（次官級）、経済パートナーシップ協議（次官級）、３回の東シナ海等に関する日中協議（局長級）等幅広い事務レベル協議を実施、「戦略的互恵関係」の構築に向け対話を積み重ね、施策の目標に向け、相当な進展がみられた。とられた手段は適切かつ効率的であったと考えられる。

**投入資源**

| 予算 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| | 449,381 | 561,936 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 449,381 | 561,936 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| | 36 | 37 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）日中両国間の関係は外交と内政が緊密にリンクしており、双方における様々な動きによって政治的に影響される。

（２）日中関係があらゆる分野において緊密化している今日においては、外務省のみで日中関係をマネージすることは困難であり、関係各省庁との密接な連携・調整が重要。例えば、海洋をめぐる問題については、内閣官房をはじめ、経済産業省、海上保安庁、防衛省等との調整が必要不可欠。また日中間の経済問題については、分野が多岐にわたるため、極めて多くの省が関わっている。

（３）日中間の国民感情の問題について、青少年をはじめとする国民交流の促進など各種取組は、民間の既存の取組とも連携しながら継続的かつ地道な施策の実施が必要。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：「共通利益」の拡大度合い

平成 18 年 10 月の安倍総理訪中以後、累次にわたる幅広い対話を通じて、アジア及び世界に貢献しながら両国の共通利益を拡大していく「戦略的互恵関係」の構築に向け、具体的協力を積み重ねている。詳細は、事務事業①「様々なレベルにおける率直な間断なき対話の実施」及び事務事業③「日中経済パートナーシップ協議をはじめとする各種経済協議」を参照。

**評価の切り口２**：あらゆるレベルでの「対話」の実施状況及び対話を通じた解決への動き

平成 18 年度は、３回の首脳会談、６回の外相会談を含む各種要人会談、事務レベル協議を活発に展開。日中間の懸案である東シナ海資源開発問題については、３回の東シナ海等に関する日中協議（局長級）を実施、中国側から前向きな反応も見られている。詳細は、事務事業②「新日中友好２１世紀委員会の実施等、民間有識者等を含む重層的な交流の推進」及び事務事業④「各種招聘事業の重層的実施による対日理解強化」を参照。

**【第三者の所見】**

高原　明生　東京大学教授

平成 18 年 10 月の安倍総理訪中は、過去数年の日中政治関係の低迷状況を打開したのみならず、長期的な観点から見ても日中関係を新段階に押し上げた点で画期的であった。言うまでもなく、それは戦略的互恵関係の構築につき日中が合意したことによる。共通利益をめぐる粘り強いやり取りを続けたことを基礎として、新内閣誕生の機を制し、歴史問題や台湾問題といった障害を回避して建設的で前向きな共同プレス発表をまとめ上げたことは高く評価できる。

今後の大きな課題は、戦略的な共通利益についての認識を如何に日中両国民の間に普及し定着させるかということであろう。そのためには地域課としても国内広報の強化を促すことが必要である。そしてホームページのアップデートを小まめに行うことを含め、中国の国民を対象としたパブリック･ディプロマシーに知恵を絞ることが大切であろう。信頼醸成のための対話と交流が重視されているのは結構である。そこでは、伝統的な安全保障問題を取り上げるのみならず、一般国民の日常に関わる環境汚染や麻薬など、非伝統的脅威を新たな共通の敵と認識して共同対処し、それにつき広報することも有用ではないか。

戦略的互恵関係の出発は日中関係の強靭性の発揮でもあった。他方、不確実な将来についての不安をその核心とする、日中関係の脆弱性への対処も必要である。少なくとも三点が大事だろう。①民主的な地域レジームの構築を東アジアの将来ビジョンとして描き、中国と原則合意すること、②中国社会の動向を細かく観察すること、そして③中国の将来の指導者たちを見定めて、重点的に交流することである。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

日中間で「戦略的互恵関係」の構築に向け、引き続き幅広い分野における協力の具体的な進展をはかり、同時に個別の懸案を解決していくべく、各種対話や交流を一層強化していく。

**【事務事業の扱い】**

①様々なレベルにおける率直な間断なき対話の実施　→　拡充強化
②新日中友好 21 世紀委員会の実施等、民間有識者を含む重層的な交流の推進　→　今のまま継続
③日中経済パートナーシップ協議をはじめとする各種経済協議　→　拡充強化
④各種招聘事業の重層的実施による対日理解強化　→　拡充強化

【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ○ | ○ |

# Ｉ－１－５　タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

南東アジア第一課長　垂秀夫

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの二国間関係を更に強化すること、及びメコン地域諸国の平和、安定、発展に貢献すること。 |
| **施策の位置付け** | 第166回国会外交演説及び平成19年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国はメコン河流域５カ国（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）との間において、両国政府の要人往来をはじめとする対話・交流、経済連携協定（EPA）交渉や投資協定交渉を含む二国間経済協議の実施、本地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの施策を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図ってきた。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

平成18年10月・11月のベトナムとの相互首脳訪問をはじめとして要人による二国間訪問が活発に行われ、平成19年１月には日タイ修好120周年が開始されるなど、対話・交流が促進された。経済協議については、平成19年１月に日越EPA交渉、日カンボジア投資協定交渉、３月に日ラオス投資協定交渉が開始されたのに加えて、平成19年４月には日タイEPAが署名に至るなど相当な進展があった。メコン地域開発については、平成15年12月の日ASEAN特別首脳会議において今後３年間で15億ドルの支援を行うと表明し、３年目にあたる平成18年に本目標を達成し、今後３年間メコン地域に対するODAを拡充することを柱とする「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」を発表し新たな取組が開始された。

**【今後の課題】**

「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」の着実な実施と各種協定交渉を可能な限り早期に締結するよう交渉を進めることで、経済協力と貿易投資促進をより連携させながら、この地域の発展を支援する。

**【施策の必要性】**

メコン地域は 90 年代初頭に至るまで戦争、貧困、難民の源であり、アジア地域の一大不安定要因であった。この時代の経験に鑑みれば、本地域を含む ASEAN の安定と均衡のとれた発展は、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、メコン地域開発による ASEAN 新規加盟国に対する支援やこの地域への我が国からの貿易投資促進を通じて、ASEAN 域内の格差を是正し、ASEAN の統合を促進していく必要がある。また、これらの国々は伝統的対日友好国であり、この友好関係を強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で重要な意味を有する。

**【施策の有効性】**

両国政府の要人往来、各種国際会議に際しての二国間会談の機会を積極的に活用して両国間のハイレベルな対話を継続的に実施することは、メコン地域諸国との伝統的な友好関係を更に強化することにつながる。また、様々な二国間経済協議を通じたこれらの国々との間のビジネス環境の整備は、我が国との間の貿易投資活動を促進し、経済面での関係強化に基づいた安定的な友好関係の実現に有効である。我が国のメコン地域開発に対する支援を通じた ASEAN 統合の促進は、平成 19 年１月の日 CLV（カンボジア、ラオス、ベトナム）外相会談等において、各国より高い評価を与えられており、二国間のみならずアジア大洋州地域の重要なプレーヤーである ASEAN 全体と我が国の関係の強化につながっている。

**【施策の効率性】**

メコン地域開発は地域全体の包括的な開発を目指す構想であり、我が国の限られた援助資源を最適配分するという観点から、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 31452 | 53197 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 31452 | 53197 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 21 | 20 |

単位：人（本省職員）

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：要人往来の実績

相互訪問や二国間会談の実施を通じた政府首脳レベルの相互信頼関係の醸成は、二国間関係の重要な基盤となりうるものであり、今後とも継続していくこととする。この関連で、平成18年11月の安倍総理訪問に130名を超える経済ミッションが初めて同行したことは、官民が連携した二国間関係強化の取組として特に大きな成果があった。詳細は、事務事業①「要人往来をはじめとする対話・交流の継続・促進」を参照。

**評価の切り口２**：二国間経済協議の進捗状況

日タイ経済連携協定の署名、日越経済連携協定の交渉開始、カンボジア及びラオスとの間の投資協定交渉開始など具体的な成果があった。詳細は、事務事業②「経済協議の推進と貿易投資環境の整備」を参照。

**評価の切り口３**：平成 18 年度における我が国のメコン地域開発支援の実績

平成15年12月に表明したメコン地域開発に対する３年間で15億ドルの支援目標を平成18年度に達成したことは成果であり、今後は新たに表明した「日本・メコン地域パートナーシップ・プログラム」の着実な実施に努めていく。詳細は、事務事業③「メコン地域開発支援」を参照。

**【第三者の所見】**

石井米雄　人間文化研究機構長

（１）二国間の交流における経済関係強化の重要性は言うまでもないが、その関係が幅広い人間的交流によってささえられていることが重要である。これまでのわが国とアジア諸国との関係は、ともすれば人の顔の見えない経済交流や、政治家、官僚等、ex officio の交流に偏りがちであった。今後は、知識人、芸術家、学生にとどまらず、幅広い階層の人々による人的交流のチャンネルが大幅に拡大されることがのぞまれる。

（２）道路網の整備によって、「メコン地域」に対する中国の影響力は急激にたかまりつつある。いうまでもなく、中国といわゆる「メコン地域」とは、メコン川によって結ばれている。「メコン地域」に対する政策の立案実施にあたっては、この自明であるが重要な事実をふまえ、担当課間に、きめ細かい協議が持続的に行われる体制が整備されることを強く期待したい。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

今後ともメコン川流域５カ国との友好関係の強化、経済関係の緊密化に取り組むとともに、これらの国々の発展を支援することを通じて、ASEAN の統合を強化し、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

**【事務事業の扱い】**

①要人往来をはじめとする対話・交流の継続・促進　→　今のまま継続
②経済協議の推進と貿易投資環境の整備　→　拡充強化
③メコン地域開発支援　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | ○ |

# Ⅰ－１－６　インドネシア、マレーシア等との友好関係の構築強化並びに東ティモールの国造り支援

南東アジア第二課長　磯俣　秋男

平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | インドネシア及びマレーシア等との二国間関係を更に強化し、インドネシア、マレーシアに重点を置いた二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること及び東ティモールの国造りを支援すること |
| **施策の位置付け** | インドネシア、マレーシアを含む ASEAN 諸国との関係強化については、第 164 回、第 165 回、第 166 回国会施政方針演説、平成 19 年度の重点外交政策等に言及あり。 |
| **施策の概要** | インドネシア及びマレーシア等との二国間関係を更に強化し、インドネシア、マレーシアに重点を置いて、二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開すること。また、東ティモールの国造りを支援すること。<br>具体的な事務事業には、要人往来等二国間の対話・交流の推進、経済連携協定の締結・実施、自然災害被災国に対する支援、地域の共通課題等に対する取組の推進等が含まれる。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）要人往来等に関し、天皇皇后両陛下の御訪問及びお立ち寄り、６回の首脳会談、６回の外相会談を含む多数の要人往来、３カ国との間での周年事業実施、２カ国との間での首脳レベルの共同声明発出、多数の招聘等を通じ、様々なレベルで対話・交流が活発に行われた。

（２）各国との経済連携に関し、２カ国との間で EPA について大筋合意がなされ、それぞれ１カ国との間で EPA 及び改正議定書に署名がなされ、１カ国との間で EPA が発効するなど、各国との EPA の協議・実施について大幅な進展が見られた。

（３）多発する自然災害等に関し、インドネシアに対し３件、フィリピンに対し３件の緊急援助を行った。我が国の迅速な緊急支援は両国から深く感謝された。

（４）地域の共通課題に関し、各国への働きかけを通じ海賊協定の発効を実現。また、ミンダナオ地域への開発専門家の派遣等の進展が見られた。

（５）平成 18 年５月以降の東ティモール情勢悪化に際し、東ティモールや国際機関等の治安回復・国造りのための努力を、我が国は物心両面で強力に支援した。

**【今後の課題】**

平成 18 年度の事務事業の成果を踏まえ、要人往来、EPA の実施、地域の共通課題への取組み、東ティモール国造り支援等を引き続き着実に実施し、各国との関係を一層強化する。

**【施策の必要性】**

（１）我が国は、伝統的に東南アジア諸国、特にその島嶼諸国との間の友好関係構築に大きな努力を傾けてきた。これらの諸国は、我が国と東南アジア、中東、欧州諸国、アフリカ諸国等を結ぶ海上輸送路に位置し、また、我が国にとって重要な資源の供給元、市場、投資先である等、経済面でも密接な関係にある。

（２）ここ数年、２つの側面から、日本外交にとって東南アジアの島嶼諸国との友好関係構築は新たな意義を有するようになってきている。第一に、インドネシアの民主化推進、東ティモールの国造り支援、フィリピン・ミンダナオ地域の和平及び復興支援等、「自由と繁栄の弧」構築の一部としての意義である。第二に、ASEAN を中心とする東アジア地域の経済発展の結果、東アジア共同体の形成が現実的な地域の課題となっている。これらの諸国と、伝統的な友好関係を越えて、政治・経済・文化を含む包括的かつ緊密な関係を構築することを通じ、個々の二国間関係を新たな高みに引き上げることは、東アジア共同体形成のための基盤整備につながる。

（３）こうした観点から島嶼諸国との間で二国間関係構築を進めるに際し、地域最大の人口・経済規模を有する ASEAN の大国であるインドネシアや、民主主義が機能する安定と繁栄を享受する穏健イスラム国家のマレーシアは、当然その重点となる。

**【施策の有効性】**

（１）首脳・外相レベルの会談、各種要人往来、周年事業、経済連携協定締結の推進等、様々なレベルでの「対話」や「交流」の維持・促進により、インドネシア、マレーシアを始めとする東南アジア島嶼諸国との間で、政治・経済・文化を含む包括的な関係構築を推し進め、二国間関係を大きく進展させた。

（２）海賊協定の発効に向けた働きかけ、ミンダナオ和平国際監視団への開発専門家、東ティモールへの文民警察派遣等の各種人的貢献や、緊急支援等の各種協力を通じ、地域の安定や自然災害・争乱等からの復興を強力に支援した。

**【施策の効率性】**

投入資源の少なさにもかかわらず、関係省庁（防災における内閣府、東ティモールの国造り支援における警察庁との協力等）、関係各課（EPA 交渉における経済局担当課との協力）、民間（周年事業）等と密接に協力するなど効率的に事業を行い、政治、経済、文化の各分野で関係国との友好関係を大きく推進した。投入資源と比較して大きな成果を出しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 63,111 | 69,849 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 63,111 | 69,849 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 21 | 21 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）両国要人の会談、各種協議、招聘等の実現のためには、国会日程をはじめとする我が国要人の都合に加えて、先方の外交日程や国内事情等様々な要因を考慮する必要がある。

（２）自然災害に対する緊急支援については基本的に事前予測不可能である。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：　要人往来、招聘、周年事業等様々なレベルでの対話・交流の実施状況

天皇皇后両陛下のシンガポール訪問及びマレーシアお立ち寄り、６回の首脳会談、６回の外相会談を含む多数の要人往来、２つの首脳レベルの共同声明発表、３カ国との間での周年事業実施、その他多数の招聘事業が実施されたことにより、様々なレベルでの対話・交流が大幅に促進された。詳細は事務事業①「要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流の継続・促進」を参照。

**評価の切り口２**：　各国とのEPA協議・実施状況

２カ国との間でEPAについて大筋合意がなされ、１カ国とのEPA及び１カ国とのEPAの改正議定書に署名がなされ、１カ国との間でEPAが発効するなど、各国とのEPAの協議・実施について大幅な進展が見られた。詳細は事務事業②「各国とのEPA協議・実施等二国間経済協議等の推進」を参照。

**評価の切り口３**：　自然災害被災国に対する支援状況

頻発する自然災害等に関し、インドネシアに対し３件、フィリピンに対し３件の緊急援助が迅速に実施された。詳細は事務事業③「頻発する自然災害の被災国に対する支援」を参照。

**評価の切り口４**：　地域の共通課題に関する協力の促進

海賊協定が発効し、それに伴い設立された情報共有センターに我が国より事務局長が派遣され、ミンダナオの国際停戦監視団に対しても我が国から開発専門家を派遣する等の進展があった。詳細は事務事業④「地域の共通課題（海賊対策、テロ対策、鳥インフルエンザ、防災等）での協力の推進」を参照。

**評価の切り口５**：　東ティモールの国造り支援の進展状況

東ティモール政府や国連等の治安回復・国造りの努力に対し、外務大臣談話の発出や遠山政務官（当時）の派遣等を通じ、一貫して支援を表明するとともに、国際機関を通じた500万ドルの緊急支援や国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）への文民警察要員の派遣等を行うことにより、物心両面から強力に支援を行った。詳細は事務事業⑤「治安の悪化による国家の危機に直面する東ティモールの国造り支援」を参照。

**【第三者の所見】**

見市建　岩手県立大学総合政策学部講師

インドネシア、マレーシアなどとの要人往来は活発に行われ、日インドネシア経済連携協定の大筋合意など具体的な成果もあった点は評価できる。天皇皇后両陛下の御訪問も大きな歓迎を受け、現地で好意的な報道がなされた。なおEPAの進展は、中国など他の国や地域との関係を踏まえて、その成果が検討されるべきだろう。

ミンダナオの和平及び復興支援、東ティモールの国作り支援、マラッカ海峡の海賊対策は現地社会で

も非常に注目度の高い案件であり、拡充強化が必要であろう。特にミンダナオは和平協定締結の最終段階を迎えており、今後の日本の役割が期待されるとともに支援の内容が問われるだろう。

インドネシアとフィリピンの自然災害に対する緊急援助は、迅速に行われ、過去の経験に基づいた初動の早さは現地社会においても非常に高い評価を受けている。人道的見地からはもちろんのこと、「目に見える」支援として費用対効果が高いので今後も継続していくべきであろう。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

各国との友好関係を維持・強化するため、要人往来等様々なレベルでの対話・交流、各国とのEPAの締結・実施、自然災害被災国に対する緊急援助、地域の共通課題についての協力、東ティモール国造り支援について、引き続き着実に実施していく。

**【事務事業の扱い】**

①要人往来をはじめとする様々なレベルでの対話・交流の継続・促進　→　今のまま継続
②各国とのEPA協議・実施等二国間経済協議等の推進　→　拡充強化
③頻発する自然災害の被災国に対する支援　→　今のまま継続
④地域の共通課題（海賊対策、地域の安定、防災等）での協力の推進　→　拡充強化
⑤治安の悪化による国家の危機に直面する東ティモールの国造り支援　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

# Ｉ－１－７　南西アジア諸国との友好関係の強化

南西アジア課長　清水信介

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、特に潜在力の大きなインドとの連携（戦略的グローバル・パートナーシップ）を強化すること |
| **施策の位置付け** | 第 166 回施政方針演説及び外交演説、平成 19 年度重点外交政策に言及あり |
| **施策の概要** | （１）要人往来をはじめとする対話の継続・促進<br>首脳、外相をはじめ多くの閣僚レベル等の往来を実施した。平成 18 年 12 月のシン・インド首相訪日の際には、首脳会談後に「日印戦略的グローバル・パートナーシップに向けた共同声明」を発出した。<br>（２）南西アジア諸国との外務次官級政務協議等各種協議の実施<br>日印外務次官級政務協議、日印軍縮・不拡散協議、日パキスタン軍縮・不拡散協議、日パキスタン安保対話、日印科学技術協力イニシアティブ会合、日印シンポジウム、日スリランカ政策・経済協議等を実施した。<br>（３）日印経済関係強化<br>シン首相訪日の際に経済連携協定（EPA）交渉開始が決定され、第１回交渉が１月にデリーにて実施された。<br>（４）経済協力<br>インドへの円借款供与をはじめとして南西アジア諸国に対して積極的に経済協力を実施した。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

５年ぶりとなるインド首相の訪日、スリランカ外相、モルディブ外相の訪日、19 年ぶりとなる外相のバングラデシュ訪問等が実現した。特にインドとの関係では首脳会談後に「日印戦略的グローバル・パートナーシップに向けた共同声明」が発出され、その実現のための具体的取組として首脳の相互訪問実施、外相間戦略的対話の制度化、経済パートナーシップ・イニシアティブの開始、EPA 交渉の立ち上げ、ビジネス・リーダーズ・フォーラムの開始、東アジア首脳会議（EAS）の枠組における連携、国連安保理改革に向けた協力、南アジア地域協力連合（SAARC）における緊密な協議等が合意された。更にインド外相が訪日の際に、麻生外相との間で第１回日印外相間戦略対話が実施された。総合的に見て、日印間の戦略的グローバル・パートナーシップの強化という目標に向けて、大きな成果があげられた。

**【今後の課題】**

南西アジア地域、特にインドとの間の経済関係強化を図るのみならず、同地域における民主化、平和構築等の流れを、要人往来、各種協議、経済協力を通じて積極的に主導していく。

**【施策の必要性】**

（１）南西アジア諸国は、「自由と繁栄の弧」の中心に位置し、また、政治的にも経済的にも重要性を高めている。特にインドは、高い経済成長率を持続するとともに、対外的にも、米国との安全保障面を含む関係強化、東アジア地域との経済連携強化等を通じて、急速に国際舞台での発言力を増してきている。またインドは、10 億の人口を擁する世界最大の民主主義国家として、民主主義、市場経済、法の支配という我が国と共通の価値観・システムを有しており、我が国にとって、戦略的グローバル・パートナーシップを一層強化し、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとしての重要性を益々高めている。

（２）また、ネパール、ブータン、スリランカ等における民主化、和平構築の流れを支援していくことは我が国の進める価値の外交を実現する上で極めて重要。

（３）加えて、南西アジア諸国は我が国と中東諸国とのシーレーン（海上輸送路）上に位置し、地政学的にも我が国にとって極めて重要である。

**【施策の有効性】**

（１）南西アジア諸国との二国間関係は、民間部門の活動により自然に維持・強化されていくような成熟した段階にはなく、特に日印間の戦略的グローバル・パートナーシップを強化するためには、ある程度政府が主導し、日印関係全般の強化に対する政治的なコミットメントを示すことが必要である。

（２）その具体策としては、（イ）要人往来及び政治レベルの協議を活発化させること、（ロ）（イ）と密接に関連する事務レベルでの協議を活発化させること、（ハ）特に、本来有する日印両国の潜在力を十分に生かし切れていない経済関係及び人的交流を強化すること、（ニ）相手国のニーズに応じた経済協力を引き続きタイムリーに実施すること等が有効である。

**【施策の効率性】**

シン首相訪日や日印外相間戦略的対話の実現、麻生外務大臣のバングラデシュ訪問、各種協議の実施等により、施策の目標に向けて相当な進展があったことは、手段が適切かつ効率的であったことを示している。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 66,532 | 68,192 |
| 日本･SAARC 特別基金、拠出金 | － | 1,160 |
| 計 | 66,532 | 69,352 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 18 | 18 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）南西アジア諸国との関係、とりわけ日印関係強化において最重要分野の一つとして経済関係が挙げられるが、各国経済を包括する世界経済の動向が、政府・企業・投資家・消費者等の経済活動が及ぼす相乗効果によって、ひいては全般的な日印関係の強化に重要な影響を与える。

（２）カシミール地方の領有を巡る問題で対立するインドとパキスタンの関係、ネパール及びスリランカにおける和平問題の動向、テロを含む各国の内政・治安状況は、度々緊迫化、不安定化する恐れがあるため、日本企業の行動、観光客数の増減に影響を与えうる。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：要人往来の実績

平成 18 年度の南西アジア課主管の７か国からの要人往来件数は 26 件（平成 17 年度は 19 件）。インド首相、外相の訪日、スリランカ外務大臣の訪日、モルディブ外務大臣の訪日、麻生大臣のバングラデシュ訪問をはじめとする多くの閣僚レベルの往来が実現した。詳細は、事務事業①「要人往来をはじめとする対話の継続・促進」を参照。

**評価の切り口２**：日印安保対話等各種協議の実施

インドとの外務次官級の政務協議、日印シンポジウム、パキスタンとの安保対話等を実施し、二国間関係のみならずアジア地域をはじめ、近隣国であるアフガニスタンや北朝鮮を含む国際情勢につき認識を共有するとともに、国連改革、テロ対策等グローバルな課題についても幅広く意見交換を行った。詳細は、事務事業②「南西アジア諸国との外務次官級政務協議等各種協議の実施」を参照。

**評価の切り口３**：日印経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

シン首相訪日時に、日印共同研究会（JSG）の勧告に基づき EPA 交渉を速やかに開始し、およそ 2 年のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指すことで両首脳が合意した。両首脳の合意を受けて、第１回 EPA 交渉が平成 19 年１月 31 日から２月２日にかけてニューデリーにて開催された。将来における EPA の締結により、民間部門の経済活動が大幅に促進されることが期待される。詳細は、事務事業③「日印経済関係強化」を参照。

**【第三者の所見】**

広瀬崇子　専修大学法学部教授

インドとの関係強化の必要性が急速に高まっている。国際政治におけるインドの役割の増大、シーレーン防衛など地政学的見地からのインドの重要性、それに急成長するインド経済が主な理由である。18 年度はインド首相をはじめとする要人の往来、政治レベル・事務レベルでの活発な対話などを通して、日印両国間の相互理解が深まり、また日印関係史上はじめて戦略的パートナーシップが積極的に推進された。一時は日本に対してやや批判的であったインド外務省の態度もきわめて親日的となり、インド側も日本との戦略的合致点をさらに見出したいとしている。これは、日本外交にとって大きな成果であったと評価できる。日本の ODA に対しても、デリー・メトロなどの成功がインドで高く評価されているが、今後は日本の直接投資の促進に寄与するように ODA を活用することが必要である。EPA 交渉も始まり、今後は経済関係の促進に向けての一層の努力が必要である。その際、政府が果たす役割はきわめて大きい。

他の近隣諸国はインドと比べると、不安定でより大きな問題を抱えている。貧困が政治的不安定の大きな要因となっているこれらの国に対しては、インドと異なり、戦略的・政治的というよりは、日本からのより多くの援助が求められている。ODA、ネパールの選挙支援、スリランカの和平などがすでに行われているが、日本としては長期的視野から、教育・福祉などの社会基盤、人材養成などを側面から支援する必要がある。

また、日本は早くから SAARC（南アジア地域協力連合）を支援してきており、その努力が評価されて、オブザーバーの地位が与えられた。こうした地道な努力は高く評価できる。今後さらに SAARC の発展のために、日本が側面から支援することが望まれる。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

南西アジア諸国、特にインドの重要性が益々高まる中、最重要課題である経済関係強化のみならず、要人往来、各種協議、経済協力を通じその他の分野でもバランスよく関係強化のための具体的施策を講じる。

**【事務事業の扱い】**

①要人往来をはじめとする対話の継続・促進　→　今のまま継続
②南西アジア諸国との外務次官級政務協議等各種協議の実施　→　拡充強化
③日印経済関係強化　→　今のまま継続
④経済協力　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

# 日印関係

## 日印関係の歴史的変遷

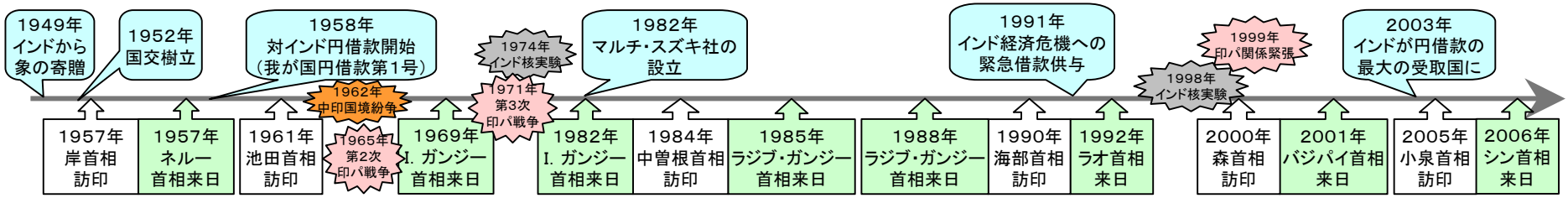


## 日本にとってのインドの重要性

| | |
|---|---|
| ●基本的価値観を共有 | …民主主義、法の支配、市場経済、言論の自由が確立 |
| ●我が国との経済交流拡大に向けた高い潜在力 | …アジア第3位のGDP、豊富な若年労働人口 |
| ●中東へのシーレーンに沿って長大な海岸線 | …日印関係強化はエネルギー安全保障上重要 |
| ●地域的課題、国際的課題に共闘できるパートナー | …東アジアの戦略バランス、国連安保理改革等に共通の利益 |
| ●負の歴史遺産を持たない親日国 | …世論調査では「好きな国」の上位に日本が位置 |

## 新たな関係構築に向けた動き

| | |
|---|---|
| 小泉総理訪印（2005年4月） | 日印グローバル・パートナーシップ強化のための8項目の取組を発表。（ハイレベルの対話と交流の拡充、包括的な経済関係の構築、科学技術協力、人・文化・学術交流の拡充、国際機関での協力、テロ等の国際的課題への対処等） |
| シン首相来日（2006年12月） | 「日印戦略的グローバル・パートナーシップ」に向けた共同声明を発出。（首脳相互訪問、外相間戦略的対話、経済連携協定（EPA）交渉開始、ビジネスリーダーズ・フォーラム立ち上げ、インフラ整備や人材育成面での協力、日印交流年、観光交流年等の人的交流、EAS・国連・SAARC等の枠組みでの協力、エネルギー・環境等の分野での協力等に合意。） |

# 日印関係：経済

## 日印貿易の動向

●貿易総額は2002年以降増加傾向にあり、2006年の貿易総額は約84億ドルで前年比27%増加。
●他方、日印貿易は伝統的な品目に限定されており、貿易構造の多様化が課題。

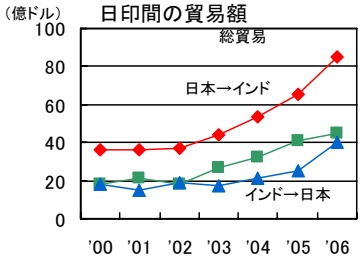


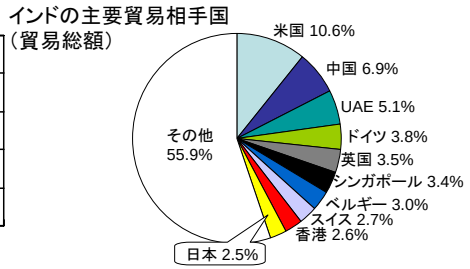


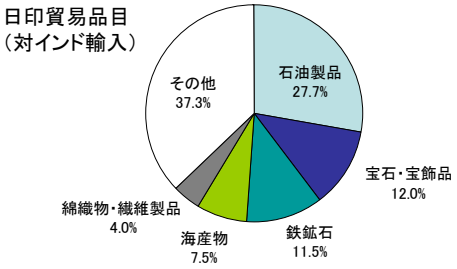


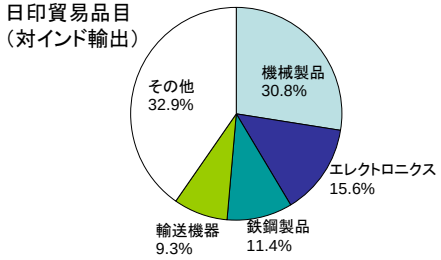


（注）日印間の貿易額、日印貿易品目（出典：財務省）
インドの主要貿易相手国（出典：インド商工省）

## 対インド直接投資の動向

●インドへの主要投資国（累積額：91～05年）は、モーリシャス（36.9%）、米国（13.5%）、英国（6.7%）、日本（6.7%）。
●2006年6月現在、約350社の日系企業がインドに進出（進出企業数は過去3年間に5割増加）。
●JETROの調査によればインド進出日系企業（製造業）の75．4%が2004年の営業利益で黒字を計上。
●日本からインドへの証券投資も活発であり、世界の対インド証券投資の中で2～3割を占めている。

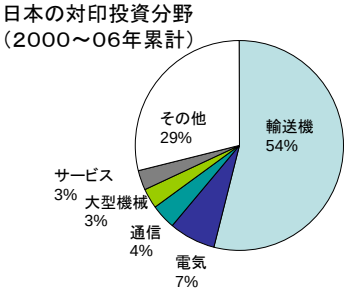


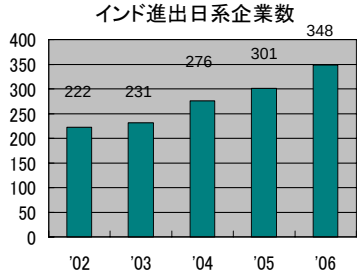


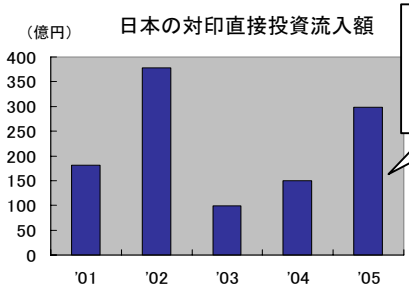


2006-10年の4年間で約55億米ドルに達する見込み。（出典：内外報道）

最近の日本からインドへの経済ミッション

| | |
|---|---|
| 2006年1月 | 日印経済合同委員会ミッション（約50名） |
| 2月 | ジェトロミッション（約70名） |
| 5月 | 中小企業金融公庫（約30名） |
| 9月 | 日本商工会議所ミッション（約30名） |
| 2007年1月 | 日印経済合同委員会ミッション（約50名） |
| 2月 | 中小企業印ビジネスミッション（約20名） |
| 2月 | 大阪国際ビジネス振興協会（約20名） |

（注）日本の対印投資分野（出典：インド商工省）、インド進出日系企業数（出典：在印日本大使館）
日本の対印直接投資流入額（出典：財務省）

## 日印経済強化に向けた取組

●日印間の経済関係は拡大傾向にあるが、両国の経済規模（アジア第1位、第3位）に比べれば未だ限定的。
●日印両国の産学官による共同研究会が経済連携協定（EPA）交渉開始を勧告。同勧告を受け、2007年1月からEPA交渉を開始（両首脳は、およそ2年のうちの可能な限り早期に交渉を実質的に終了させることを目指すことで一致）。

# 日印関係：経済協力

## 日本の対インド経済協力

●日本の対インド経済協力は1958年から円借款による協力を開始（これは日本の円借款の第1号）。
●投資環境整備等を通じたインドの持続的成長支援は、アジアの安定に貢献。インドの貧困削減はMDGs（Minimum Development Goals）達成にとり重要。
●日本はインドに対する最大の二国間ドナー。円借款を中心にインドに対する経済協力を実施。
●以下を重点目標として支援を実施（「対インド国別援助計画」）
　1．経済成長の促進（電力、運輸等）
　2．貧困・環境問題の改善
　　（1）貧困問題の対処（保健・衛生、地方開発、防災、観光等）
　　（2）環境問題の対処（上下水道、森林、再生可能エネルギー、都市環境、河川、湖沼）
　3．人材育成・人的交流の拡充（人材育成、人的交流、日印知的交流等）

## 円借款の概要

●2003年度以降、インドは日本の円借款の最大の受取国（2005年度の供与限度総額は1554．58億円）
●2006年12月のシン首相来日に際して、（1）インフラ整備及び製造業、貿易、投資の促進、（2）製造業促進のための人材育成を柱とする「経済パートナーシップ・イニシアティブ（SEPI）」を発表。
●幹線貨物鉄道輸送力強化計画…SEPIにおけるインフラ整備の中核をなす計画であり、インド鉄道貨物全体の約65%の輸送を担うデリー・ムンバイ間、デリー・コルカタ間（総延長約2,800km）の貨物輸送力を強化する計画。
2006年6月に開発調査を開始。シン首相来日に際して、本邦技術活用条件（STEP）と日本の技術・専門知識を活用しながら計画を実現する方法について協議していくことを確認。開発調査は2007年10月までに完了する見通し。
●デリー・ムンバイ産業大動脈構想…日本企業の対印投資にも資する形で、デリー・ムンバイ間の間に上記貨物鉄道、工業団地、港湾等を整備する構想。

## 無償資金協力／技術協力の概要

| | |
|---|---|
| 無償資金協力 | ●従来より基礎生活分野に対する協力を中心に実施（特に医療分野を重点的に支援）。<br>●2005年度の実績は21．09億円。 |
| 技術協力 | ●2004年度末までの実績は研修生受入が4579人、専門家派遣が639人。<br>●青年海外協力隊の派遣は1979年以降停止されていたが、2006年から派遣を再開。 |

# 日印関係：人・文化の交流

## 交流の現状

●日印間における人・文化の交流は未だ限定的。（特に日中間と比較した場合の差は歴然としている。）
●このような現状を踏まえ、2006年12月のシン首相来日時に、日本語、技術、若者等の交流拡充、「日印観光交流年」実施等を確認。

| | 日印間 | 日中間 | 割合 |
|---|---|---|---|
| 人の往来数（2005年） | 約16万人 | 約555万人 | 1／ 35 |
| 訪日観光客数（2005年） | 約1．4万人 | 約20．2万人 | 1／ 14 |
| 在日留学生数（2006年度） | 525人 | 73，644人 | 1／140 |
| 在留邦人数（2005年） | 1，907人 | 99，179人 | 1／ 52 |
| 日本語学習者数（2004年） | 約5千人 | 約31万人 | 1／ 62 |
| 姉妹都市、友好都市（2006年現在） | 5組 | 313組 | 1／ 62 |
| 航空便数（2006年冬期） | 11便／週 | 676便／週 | 1／ 61 |

## 人・文化の交流を活性化するための取組

| | |
|---|---|
| 文化交流の促進 | ●日印文化協定締結50周年に当たる2007年を日印交流年とし、「インドにおける日本年」、「日本におけるインド年」と題する各種文化交流行事を実施。 |
| 日本語教育支援 | ●インドにおける日本語教育支援のため、2006年2月に全インド日本語教育連絡会を開催。<br>●小泉総理訪印時に派遣再開が合意された青年海外協力隊の第1弾として日本語教師を派遣。 |
| 学術交流の促進 | ●インド情報技術大学ジャバルプール校（IIITDM・J）のカリキュラムの策定と実施を支援するためのコンソーシアムを設立。また、現在約70締結されている日印間の大学交流協定を活性化。 |
| 人の交流の促進 | ●2007年を「日印観光交流年」に指定。<br>●査証緩和（インド企業関係者やIT技術者に対し、原則3年有効の数次査証を発給。）<br>●民間航空便枠の増大（週11便を最大週42便へ）。 |
| 地方交流の促進 | ●現在、以下の地方自治体がインド地方政府との友好協力を深めるべく各種の交流を実施。<br>・岡山県…マハラシュトラ州（2006年1月、知事を始めとする約80名が訪問）<br>・福岡県…デリー準州（2007年3月、友好交流協定に署名）<br>・福岡市…カルナタカ州、タミルナドゥ州（2005年11月、市長を始めとする約30名が訪問） |

# Ｉ－１－８　大洋州地域諸国との友好関係の強化

大洋州課長　浅利秀樹

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 豪州、ニュージーランドとの二国間関係を更に強化すること、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保すること。 |
| **施策の位置付け** | 第 166 回国会外交演説に言及あり。<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | アジア大洋州地域に自由な社会の輪を広げ、平和と安定に資するよう豪州及びニュージーランドとの様々なレベルでの対話を実施する。また、島嶼国の対日友好関係の深化と我が国の国際場裡における取り組みに対する支持と信頼を得るため、PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議を開催する。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標達成に向けて進展があった。」

（理由）

日豪間では経済面で EPA 交渉開始が決定されると共に、政治及び安全保障面では平成 19 年３月の日・豪首脳会談において「安全保障協力に関する日豪共同宣言」に署名した。また、ニュージーランドとの間では経済関係強化のための作業部会を設置し、政治分野においても両国で協力している。島嶼国からは、安保理改革等について、国際場裡での支持を得られた。

**【今後の課題】**

豪州とニュージーランドとのこれまでの対話の結果を着実に実施し、アジア大洋州地域及び国際社会の平和と持続可能な発展のため、今後更に両国との対話を拡充していく。太平洋島嶼国とも地域の安定と発展のためにハイレベルでの意見交換等により継続して協力強化を目指す。

**【施策の必要性】**

豪州、ニュージーランドとの幅広い分野での友好及び協力関係を推進し、二国間関係を更に強化することは、アジア大洋州地域の平和と安定や資源及び食料の安定確保に資する。また、太平洋島嶼国と外交関係・強化をはかることは、国連（安保理）改革等について、国際場裡において我が国の考えに対し有力な支持母体を得るため極めて重要である。

**【施策の有効性】**

日豪及び日ニュージーランド間で積極的に対話を続けていくことは、より緊密な協力関係を実現し、アジア太平洋地域に自由な社会の輪を広げ、平和と繁栄に資するために有効である。また、島嶼国との意見交換を行う場としてPIF域外対話に積極的に参加し、友好協力関係を強化することで、具体的な協力につなげることが出来る。同域外対話は、３年毎に開催される太平洋・島サミットの会期間の会合として、同サミットのフォローアップ及び次期サミットを検討する重要な機会ともなる。更に、各国との草の根レベルでの交流事業の実施及び青年招聘は、我が国に対する理解を深め、長期的な対日協力姿勢を確保するために有効である。

**【施策の効果性】**

豪州とは、安保協力やEPA交渉入りなど具体的な進展がみられた。ニュージーランドとは作業部会を実施し、二国間関係強化のため協力の枠組みに進展があった。また、島サミット及び要人往来を通じ、太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化させた結果、対日協力姿勢の強化が顕著に見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 193,412 | 111,689 |
| 太平洋諸島フォーラム南太平洋経済交流支援センター | 58,408 | 71,363 |
| 計 | 251,820 | 183,052 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 17 | 17 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

太平洋島嶼国に内在する諸課題として、ガバナンスの問題、不十分な経済発達、部族対立に起因する紛争等がある。また、グローバル化への対応に起因するアイデンティティー危機、伝統文化の衰退、環境問題や感染症さらに国際組織犯罪の脅威等に直面している。こうした不安定要因が我が国の対島嶼国外交に対する外部要因となっている。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**：友好協力関係の深化と国際社会等における我が国の取組への支援の状況

平成18年度では様々なレベルでの対話が実施された。豪州においては日豪安全保障協力宣言や共同研究終了を受けた日豪EPA交渉入りなどの分野で協力の進展が見られ、また、ニュージーランドとの間では経済関係強化のための作業部会設置等、両国ともに友好関係の強化が顕著に見られた。さらに、第４回PIF首脳会議において「より強く繁栄した太平洋地域のための沖縄パートナーシップ」を

採択し、総額450億円規模の支援を目指すことを発表し、国際社会への支援に向け進展をみせた。詳細は、事務事業①「様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施」、②「日豪交流年事業の実施及び支援」、③「第４回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議及び同会議のフォローアップ」及び④「人的交流の拡大（日・PIF未来創造高校生交流等）」を参照。

**【第三者の所見】**

小林　泉　（社）太平洋諸島地域研究所　理事

平成１８年度は、対豪州、ニュージーランドならびに対島嶼諸国との積極的かつ具体的な関係強化策（日豪安保協力の共同宣言、経済関係強化の作業部会設置、第四回島サミットならびにその場での援助規模の提示、その他）が次々に打ち出されて実施にまで至ったことは、評価できる。これらに関して筆者は、オセアニア諸国も極めて好印象をもって受け止めているとの感触を得ている。よって、これら政策の継続的実施が望まれるところである。

ただし、我が国が豪州との協力、協調体制の下に対島嶼諸国事業を展開、実施しようとする際には、我が国と島嶼諸国との距離感が、旧コロニアルパワーである豪州、ニュージーランドのそれとは異なるとする慎重な政治的配慮が重要である。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

今後も目標達成に向けて、取組をさらに強化していく。また、我が国として、豪州、ニュージーラン及び島嶼国との協力関係をより強化していくと同時に、我が国とこれらの国との協力の重要性を国内でアピールしていく。

**【事務事業の扱い】**

①様々なレベルでの日豪及び日ニュージーランドの対話の実施　→　拡充強化
②日豪交流年事業の実施及び支援　→　中止・廃止
③第４回日・PIF（太平洋諸島フォーラム）首脳会議及び同会議のフォローアップ　→　拡充強化
④人的交流の拡大（日・PIF未来創造高校生交流等）　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

施策目標Ⅰ―２　対北米外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81

施策

Ⅰ-2-1　米国との政治分野での協力推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
Ⅰ-2-2　米国との経済分野での協力推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
Ⅰ-2-3　米国との安全保障分野での協力推進　・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
Ⅰ-2-4　カナダとの政治分野での協力推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
Ⅰ-2-5　カナダとの経済分野での協力推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102

# 施策目標Ⅰ―２　対北米外交

**【施策】**

**Ⅰ―２－１　米国との政治分野での協力推進**

**Ⅰ―２－２　米国との経済分野での協力推進**

**Ⅰ―２－３　米国との安全保障分野での協力推進**

**Ⅰ―２－４　カナダとの政治分野での協力推進**

**Ⅰ―２－５　カナダとの経済分野での協力推進**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅰ―２** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―２－１** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―２－２** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―２－３** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―２－４** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―２－５** | 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 | ★★☆☆☆ |

**【施策の必要性】**

１.「米国との政治分野での協力推進」については、

（１）基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった普遍的価値観や利益を共有している米国との同盟関係は我が国の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の礎である。

（２）また、我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調の下、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国外交の基軸である日米同盟を維持・強化することは必須である。

（３）政治分野での日米間の協力を日本政府として推進し、政治・安全保障上の諸課題への取組における日米両国間の連携を強化することは、我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化にとり不可欠の要素であり、外務省として取り組む必要がある。

２.「米国との経済分野での協力推進」については、

（１）日米間の安定的・協調的な経済関係の維持は我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化における不可欠な要素の一つである。また、経済のグローバル化が進展する中で、合計で世界全体のGDPの４割近くを占める日米両国経済が安定した協調的な関係を維持することは、日米両国の経済発展のみならず世界全体の安定と繁栄のためにも必要である。

（２）我が国の企業が米国で経済活動を行う上での基礎的環境整備との観点からも、日米の安定的・協調的な経済関係の維持は不可欠である。

（３）また、極めて多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、個別分野毎にばらばらに扱うのではなく、外務省が、総合的な外交上の配慮を加味しつつ、バランスよく運営していくことが、日米同盟関係の維持・強化の観点及び我が国の国益の確保の観点からは不可欠である。

３.「米国との安全保障分野での協力推進」については、平成 18 年７月の北朝鮮による弾道ミサイル発射及び同 10 月の核実験が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散など、不安定な要素が依然存在している。我が国は、自らの自衛力のみでは自国

の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で日本の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を一層強化していくことが重要である。

４.「カナダとの政治分野での協力推進」については、

（１）我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二か国関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。

（２）世界が直面する諸課題について、Ｇ８・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。

（３）また、外交政策面における協調をより強化し、両国の有する知見等を共に共有・活用していくことで、アジア太平洋地域及び世界の平和及び繁栄により一層貢献する必要がある。

５.「カナダとの経済分野での協力推進」については、

（１）我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきているが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、これまで以上に日加経済関係の進化・活性化を実現する諸施策の実施が望まれている。

（２）上記の目標を達成するため、平成 17 年１月に両国首脳によって日加共同声明が発出され、「創造的な日加経済枠組み」構想が謳われ、それを実現するための「日加経済枠組み」文書が同年 11 月釜山における APEC 首脳会議の際の日加首脳会談で署名されており、本件は両国の首脳レベルでイニシアティブが取られている政策である。

（３）貿易立国である我が国としては、その貿易相手国と良好な関係を維持して安定的な貿易取引を確保する必要がある。カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっており、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。

（４）また、環太平洋国としての日加両国は、アジア太平洋地域の経済的繁栄を考慮しつつ両国の経済関係を維持促進する必要がある。

**【施策の有効性】**

１.「米国との政治分野での協力推進」については、

（１）日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化する必要がある。

（２）平成 18 年６月には小泉総理（当時）が米国公式訪問を行い、二国間関係に加え、北朝鮮、イラク、イラン、インド、国連改革といった国際社会の幅広い課題について話し合うとともに、「新世紀の日米同盟」と題する成果文書を発出した。

（３）平成18年９月には、高級事務レベルで日米・日米豪戦略対話が行われ、日米共通の関心事項につき議論がなされた。また11月のハノイAPECの際には閣僚級の日米豪戦略対話が行われ、北朝鮮問題やAPECの活性化、日米豪の具体的協力等について議論された。

（４）北朝鮮のミサイル発射及び核実験の実施を受けて、10 月にはライス長官が来日し、日米外相会談が行われ、日米安保体制下での米国の日本防衛のためのコミットメントをあらゆる形で履行することを再確認した。また、11 月のハノイ APEC の際には、安倍総理とブッシュ大統領の初顔合わせとなる首脳

会談が行われ、安全保障についてはもちろん、両国の経済関係の強化も含めて日米同盟を更に強化し、国際社会の諸課題に立ち向かっていくことを確認した。

（５）平成 19 年２月には、チェイニー副大統領が来日し、安倍総理、麻生大臣との会談を通して、相互信頼や共通の価値観・利益に基づく日米同盟の重要性及びその更なる強化を確認した。

２.「米国との経済分野での協力推進」については、

（１）日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するためには、両国間で取り扱うべき事項が極めて多岐にわたっており、また、二国間のみならず地域的・国際的な課題についての協力も推進する必要がある。このため、平成13年６月の日米首脳会談の際に両首脳間で合意された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下、６つのフォーラムを適切に運営していくことが有効である。

（２）民間部門の問題意識を聴取する機会を多く設け、政府として民間企業が貿易や投資を行うための良好な環境の整備に向けた政策に反映させることで、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や個別問題への対処をより適切に行うことができ、両国間の協調を一層推進することが可能となる。

（３）日米二国間における個別経済問題の中には、ともすれば政治問題化する可能性のある問題もあるが、問題が政治化するのを未然に防ぐよう適切に対処していくことも、両国が協調を推進していく上で有効である。

３.「米国との安全保障分野での協力推進」については、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の円滑な駐留の確保のためには、日米間の緊密な協議の継続が必要であり、その一環として安全保障分野に関する協議、SACO 最終報告の着実な実施の推進及び日米地位協定の運用改善が重要である。また、米軍基地を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制の強化につながる。

４.「カナダとの政治分野での協力推進」については、

（１）テロ対策、軍縮・不拡散、環境保護等日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施すると共に、両国間の良好な二国間関係の基礎を成す、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

（２）また、我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関において積極的に活動する加との関係を維持・強化することは重要である。

（３）なお、平成 18 年６月小泉総理（当時）の訪加に際し、日加両国の民間有識者で構成される日加フォーラムが、政治、経済、人の交流等様々な分野にわたって両国間の相互理解増進のための意見交換を行い、日加関係の更なる強化へ向けた諸提言を含む報告書を両国首脳に提出したが、右報告書は、日加関係の更なる深化・活性化のために非常に有効である。

５.「カナダとの経済分野での協力推進」については、このような現状を背景に、日加両国の貿易経済関係を更に進化・活性化するため、日加経済枠組みの下での共同研究では、民間部門の意見を聴取しながら、貿易及び投資の潜在力が最大限に引き出されることを制限する現行措置の検討並びに二国間の貿易及び投資その他の協力案件の更なる促進がもたらす便益と費用についての検討を行う。

共同研究の報告書は、両国首脳に報告されることとなっており、報告書が取り纏める内容は日加経済関係の協力・促進・進化・活性化のために非常に有益である。

**【施策の効率性】**

1．「米国との政治分野での協力推進」については、政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、日米両国が直面する政治面での共通の諸課題について両国政府間の緊密な連携を一層強化する上で不可欠であり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2．「米国との経済分野での協力推進」については、対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係を確立した上で、可能な範囲でテレビ電話を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を節約することができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3．「米国との安全保障分野での協力推進」については、限られた資源の中、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の円滑な駐留の確保を図ることができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4．「カナダとの政治分野での協力推進」については、政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府の緊密な連携を一層強化する上で不可欠であり、とられた手段は、適切かつ効率的であった。

5．「カナダとの経済分野での協力推進」については、対面での協議により相手国担当者との信頼関係を確立しつつ、電話会談をも活用することにより、緊密な対話を継続しつつ、限られた予算内で出張経費や通訳の限定使用等費用を削減して協議を行い、経費の削減に努めたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**【施策目標の達成状況】**

1．「米国との政治分野での協力推進」については、小泉総理（当時）の米国公式訪問（６月）やライス国務長官来日（10 月）及びチェイニー副大統領来日（平成 19 年２月）等が実現し、種々の機会に首脳会談、外相会談及び日米戦略対話等が行われたことから、日米両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的にみて、想定以上の成果があったことを示している。

2．「米国との経済分野での協力推進」については、施策を実施した結果、平成 18 年度において、二国間の貿易や投資額、人的交流等の増加など日米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、平成 18 年度も日米間の協力を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための筋道を予想以上に具体的につけることができた。

3．「米国との安全保障分野での協力推進」については、安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続に関しては、平成 18 年５月、日米安全保障協議委員会（「２＋２」会合）を開催し、兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画（「再編実施のための日米のロードマップ」）に合意するという非常に大きな成果が得られた。これに伴い、米軍が進入管制業務を行っている横田空域について平成 20 年９月までに返還する空域の範囲について合意した。また、弾道ミサイル防衛（BMD）分野では、米軍によるＸバンド・レーダー（長距離監視用レーダー）の展開など、BMD システムの着実な整備に努めた。さらに、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施に関しては、楚辺通信所及び読谷補助飛行場が全面返還された。

4．「カナダとの政治分野での協力推進」については、種々の機会に首脳会談や外相会談が行われたこ

とから、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的に見て、加との緊密な連携の強化という目標に向けて、充分な成果があったことを示している。

５．「カナダとの経済分野での協力推進」については、日加経済枠組みに基づく貿易及び投資の潜在力が最大限に引き出されることを制限する現行の措置の検討並びに更なる貿易及び投資自由化並びに関連政策上の手段の及ぼす影響についての便益と費用についての検討を行う共同研究及び個別の協力分野の推進に関して、作業部会をそれぞれ開催し、作業が進展した。

また、共同研究の作業部会においては、我が国及びカナダの業界団体及び有識者からの意見聴取を行う機会を設け、民間部門の関与も確保した。

# ２００７年米国大統領一般教書演説（骨子）

平成１９年１月
北米第一課・北米第二課

ブッシュ大統領は、米東部時間１月２３日午後９時（日本時間１月２４日午前１１時）過ぎより約５０分間にわたり一般教書演説を行ったところ、その骨子は以下のとおり。なお、日本に関する言及は、「朝鮮半島の非核化のため、中国、日本、ロシア、韓国とともに外交的取り組みを強化している」との言及のみ。

## １．外交

### テロとの闘い／イラク

これまでのテロとの闘いが多くのテロ計画を未然に防止してきたこと等、成果を上げていることを強調。イラクでの撤退、失敗はテロリストの勝利と地域全域への紛争の拡大を招くとした上で、増派を含む米のイラク新政策への理解を強く求めた。主要ポイントは以下のとおり。

- 中東地域の問題は、単に軍事的争いにとどまらず、自由・民主主義を擁護する穏健派と、無垢の人々を殺害する過激派との間のイデオロギー上の争いである。この観点から自由と民主主義（レバノン、アフガニスタン、イラクにおける選挙に言及。）が最も重要。米国は、中東地域全体において、自由という大義を守るため、穏健派と共に闘わなければならない。
- 米国市民の安全のため、米国はイラクで勝利しなければならない。敗北すれば、イスラム過激派が勢いづき、中東地域全体に紛争が拡大し、米国を攻撃するために有利な環境ができるだろう。
- イラク政府は、これまでにイラクが自ら設定した、イラクの安定化のための一連の目標（全てのイラク市民の間での石油収益の共有、イラク市民の政治参加の促進、地方選挙の実施、全ての地方における治安の強化等）を今こそ実行する時である。米国の支援は無制限ではない。
- イラクで勝利するため、まずバグダッドを安定化させなければならない。先に発表した２万人以上の米兵の追加派兵は、イラク政府によるバグダッドの安定化を支援するだろう。
- 大統領の新イラク政策を成功させるため、米国が団結することが重要である。その一つのステップとして、超党派の議員により構成される、テロとの闘いに関する特別諮問委員会の設立を提案する。
- 向こう５年間に、陸軍及び海兵隊を９万２千人増強することにより軍事力を強化する権限を大統領に認めるよう、議会に要請する。

### 過激派との闘いにおける諸外国との協力

過激派との闘いにおいて、米国は諸外国の協力を得ていることを強調。例としてイラクにおいては、国連のマンデートを得た多国籍軍による活動に加え、ヨルダン、サウジアラビア、エジプト、湾岸諸国と協力している、国連はイランに制裁を課して世界がイランに核兵器の取得を認めないことを明らかにしている、またカルテットの他のメンバーと共に、中東和平実現のための外交を追求し、イスラエルと平和かつ安全に共存する民主的なパレスチナ国家の樹立を目指している、アフガニスタンではＮＡＴＯがタリバンやアルカイダとの闘いをリードし、北朝鮮問題においては、中国、日本、ロシア、韓国とともに外交的取り組みを強化していることを強調。

エイズ、マラリア及び貧困との闘い

エイズ、マラリア及び貧困との闘いにおけるこれまでの成果を強調すると共に、引き続きこれらを継続するため協力を要請。とりわけ、アフリカの１５カ国におけるマラリア対策のため、５年間で１２億ドルの拠出を要請。

## ２．内政・経済

３つの経済改革

（１）均衡財政
連邦政府の支出削減により、増税することなく５年以内に財政を均衡させる方針を説明。
（２）イヤマーク（紐付き予算）の半減
莫大な市民の税金が不必要な項目に使われるのを防ぐための予算審議の過程を改革する。０５年だけで１８０億ドルにのぼっていたイヤマーク（紐付き予算）による費用を今年中に少なくとも半分にするとの目標を説明。
（３）社会保障及びメディケア・メディケイド（高齢者・貧困者向け医療保険）の改革
これら制度の健全な運営を可能にするための改革に向け、議会の協力を要請。

教育

「No Child Left Behind Act」（ブッシュ政権１期目に成立した、落ちこぼれを出さないための教育法）の成果を強調し、同法の強化・延長を議会に要請。

ヘルスケア

健康保険の税控除を行い、全市民に健康保険の範囲を広げる州は連邦基金を受け取るようにすることで、米国民が健康保険に加入しやすくするとの方針を説明。

移民

①国境警備強化、②外国人労働者関連法の執行強化、③テンポラリー・ワーカー・プログラム創設、④米国社会への同化促進、⑤すでに米国内に滞在する不法移民の在留資格の問題の公正な解決を内容とする包括的移民改革法の可決を議会に要請。

エネルギー

今後１０年間でガソリン使用量の２０%削減目標を推し進める。この「１０年で２０%（Twenty in Ten）目標」達成に向け、２０１７年までに再生可能燃料・代替燃料の導入量を３５０億ガロンに増加させ（現行目標の５倍）、自動車燃費基準の改革を行う。また、環境に配慮した形での国内石油生産の増強及び戦略石油備蓄の倍増を図る。

連邦裁判所判事

大統領が指名する連邦裁判所判事に対し、上院が公正な公聴会を実施し迅速な議決を行うよう要請。

（注）上記の並び順は、実際の演説で言及された順番とは異なる。

（了）

# 日米関係（今後の対応を中心に）

※**日米同盟とは**、日米安保体制を基盤として、両国が安全保障面をはじめ、政治、経済等の幅広い分野で緊密に協調・協力していく関係。基本的価値及び利益の共有が強固な同盟の基礎。

## ●日米間のチャネルの強化・拡充

⇒**米政権関係者**との連携。今年に入って6回の首脳会談（含電話会談）。
⇒議員交流、シンクタンク、民主党関係者を含む**人脈構築の強化。**
⇒**日系人**との関係強化。
⇒**「次世代」の育成**(人物・文化交流の強化、JET人脈の強化、日本語教育の充実）。

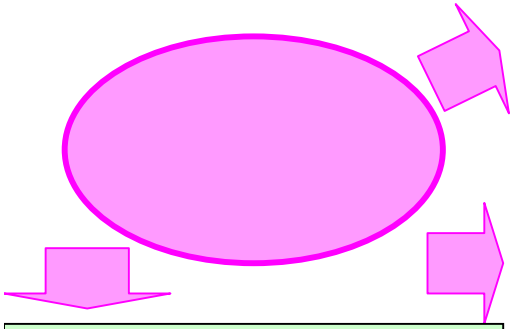

## 【二国間関係】

**●戦略対話：**
⇒閣僚レベルで、日米の中長期的戦略課題（東アジア等）を議論。

**●日米安保：**
⇒ミサイル防衛等、安保協力の強化
⇒米軍再編の着実な実施

**●日米経済：**
⇒「成長のための日米経済パートナーシップ」を基礎に二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済問題に関する協力を強化。

## 【国際社会の諸課題への対応（「世界とアジアのための日米同盟」）】

**●北朝鮮を含む東アジアの国際環境**
⇒安定的かつ予見可能な東アジアの国際環境の維持・発展に向け、日米同盟に立脚して日米で対処。
北朝鮮に関しては、六者会合を通じて北朝鮮の核兵器・核計画の完全な放棄を実現すべく緊密に連携。拉致を含む人道上の問題等の解決に向け連携。
中国に関しては、中国が地域や国際社会においてより一層建設的な役割を果たすよう働きかけ。

**●テロとの闘い**
⇒アフガニスタンに対する支援の継続及びテロとの闘いの最前線にあるパキスタンに対する支援を強化。

**●日米豪**
⇒アジア太平洋地域における平和と安定の促進という共通の戦略的利益を増進するため、3か国での連携と協力を拡大。

**●日米豪印**
⇒アジア太平洋地域において基本的価値を有する諸国が、自然なパートナーシップに基づき共通の関心分野における対話と協力を深化。

**●イラク**
⇒イラクの安定と復興に向け日米で緊密に連携。

**●イラン**
⇒国際社会が一致してイランへの圧力を高めつつ、核問題を平和的に解決すべく緊密に連携。

**●国連・安保理改革**
⇒安保理改革に向けた日米協力の推進。

**●国際経済問題**
⇒エネルギー、知的財産権、安全かつ円滑な貿易等のグローバルな広がりをもつ経済課題に係る協力の強化。

**●気候変動**
⇒温室効果ガス濃度の安定化に向けて具体的方途を日米で検討し、対話を強化。主要排出国が参加する実効性のある国際的枠組みの構築が重要。

# Ⅰ－２－１　米国との政治分野での協力推進

北米第一課長　森　健良

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>第 165 回、第 166 回国会施政方針演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）政府間（首脳、外相レベルを含む）で、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施<br>（２）民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施<br>（３）米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

小泉総理（当時）の米国公式訪問（６月）やライス国務長官来日（10 月）及びチェイニー副大統領来日（平成 19 年２月）等が実現し、種々の機会に首脳会談、外相会談及び日米戦略対話等が行われたことから、日米両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的にみて、想定以上の成果があったことを示している。

**【今後の課題】**

在日米軍再編、「成長のための日米経済パートナーシップ」を基礎とした日米間の協力の拡充強化、北朝鮮問題、対イラク支援といった、日米両国の協力を確保すべき当面の案件について、我が国の国益に合致した結果を得るためには、引き続き、米国との間で政治分野での協力を更に推進する必要がある。

**【施策の必要性】**

（１）基本的人権の尊重、民主主義及び市場経済の推進といった普遍的価値観や利益を共有している米国との同盟関係は我が国の安全とアジア太平洋地域の平和と安定の礎である。

（２）また、我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調の下、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国外交の基軸である日米同盟を維持・強化することは必須である。

（３）政治分野での日米間の協力を日本政府として推進し、政治・安全保障上の諸課題への取組におけ

る日米両国間の連携を強化することは、我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化にとり不可欠の要素であり、外務省として取り組む必要がある。

**【施策の有効性】**

（１）日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施するとともに、両国間の良好な二国間関係の基礎をなす、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、米国の政策の決定に参画するまたは影響力を有する各界の人物、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化する必要がある。

（２）平成 18 年６月には小泉総理（当時）が米国公式訪問を行い、二国間関係に加え、北朝鮮、イラク、イラン、インド、国連改革といった幅広い国際社会の課題について話し合うとともに、「新世紀の日米同盟」と題する成果文書を発出した。

（３）平成18年９月には、高級事務レベルで日米・日米豪戦略対話が行われ、日米共通の関心事項につき議論がなされた。また11月のハノイAPECの際には閣僚級の日米豪戦略対話が行われ、北朝鮮問題やAPECの活性化、日米豪の具体的協力等について議論された。

（４）北朝鮮のミサイル発射及び核実験の実施を受けて、10 月にはライス長官が来日し、日米外相会談が行われ、日米安保体制下での米国の日本防衛のためのコミットメントをあらゆる形で履行することを再確認した。また、11 月のハノイ APEC の際には、安倍総理とブッシュ大統領の初顔合わせとなる首脳会談が行われ、安全保障についてはもちろん、両国の経済関係の強化も含めて日米同盟を更に強化し、国際社会の諸課題に立ち向かっていくことを確認した。

（５）平成 19 年２月には、チェイニー副大統領が来日し、安倍総理、麻生大臣との会談を通して、相互信頼や共通の価値観・利益に基づく日米同盟の重要性及びその更なる強化を確認した。

**【施策の効率性】**

政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、日米両国が直面する政治面での共通の諸課題について両国政府間の緊密な連携を一層強化する上で不可欠であり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 137,412 | 137,555 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 158,980 | 153, 721 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 25 | 25 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化のためには、幅広い政策課題にわたる分野横断的な協力が必要であり、省庁横断的な施策が必要となる場合もある。

（２）また、日米連携の強化の成果は、当該政策の対象となる国・地域・事項等を巡る国際情勢の影響を受け、日米連携が強化されたことにより、必ずしも、その成果が対象となる国・地域・事項等に即時かつ直接的に現れる訳ではない。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**：共通の諸課題における連携の強化及び同連携の進展の状況、

日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が、一層強化された。

（１）日米戦略対話

日米両国は、より中長期的かつ戦略的な日米共通の関心事項について、平成 18 年９月には高級事務レベルで日米・日米豪戦略対話が実施し、率直かつ有意義な対話を行った。

（２）対北朝鮮政策

北朝鮮の弾道ミサイル発射（７月）及び核実験実施発表（10 月）を受けて、米国との緊密な連携を図り、米国とともに安保理会合の開催を要請するとともに、国際社会の結束に尽力し、国連安保理決議第 1695 号や国連安保理決議第 1718 号が全会一致の成立に寄与した。その後も日米外相会談、首脳会談を通じて対北朝鮮政策における日米の緊密な連携を確認した。

（３）イラク

航空自衛隊による輸送支援を拡大し、経済活動の基盤整備支援を強化するなど、イラクの復興努力を引き続き積極的に支援している。また、「イラク・コンパクト」の策定に向け、早い段階から米国と強調しつつその策定プロセスに参画した。

（４）テロとの闘い

日米両国は、テロ対策に関する協力の継続を行っている。また、我が国は、テロとの闘いに米国と共に従事しており、そうした活動は、米国を含む各国から高く評価されている。

詳細は、事務事業①「政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施」を参照。

**【第三者の所見】**

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

引き続き、日米両国が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化に努める。

**【事務事業の扱い】**

① 政府間での共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施　→ 今のまま継続

② 民間有識者を含む対話及び米国の諸政策への決定に直接参画又は影響力を有する各界の人物の招聘　→ 今のまま継続

③ 政府間レベル・草の根レベルを含む重層的な日米交流の促進　→ 拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# 「成長のための日米経済パートナーシップ」

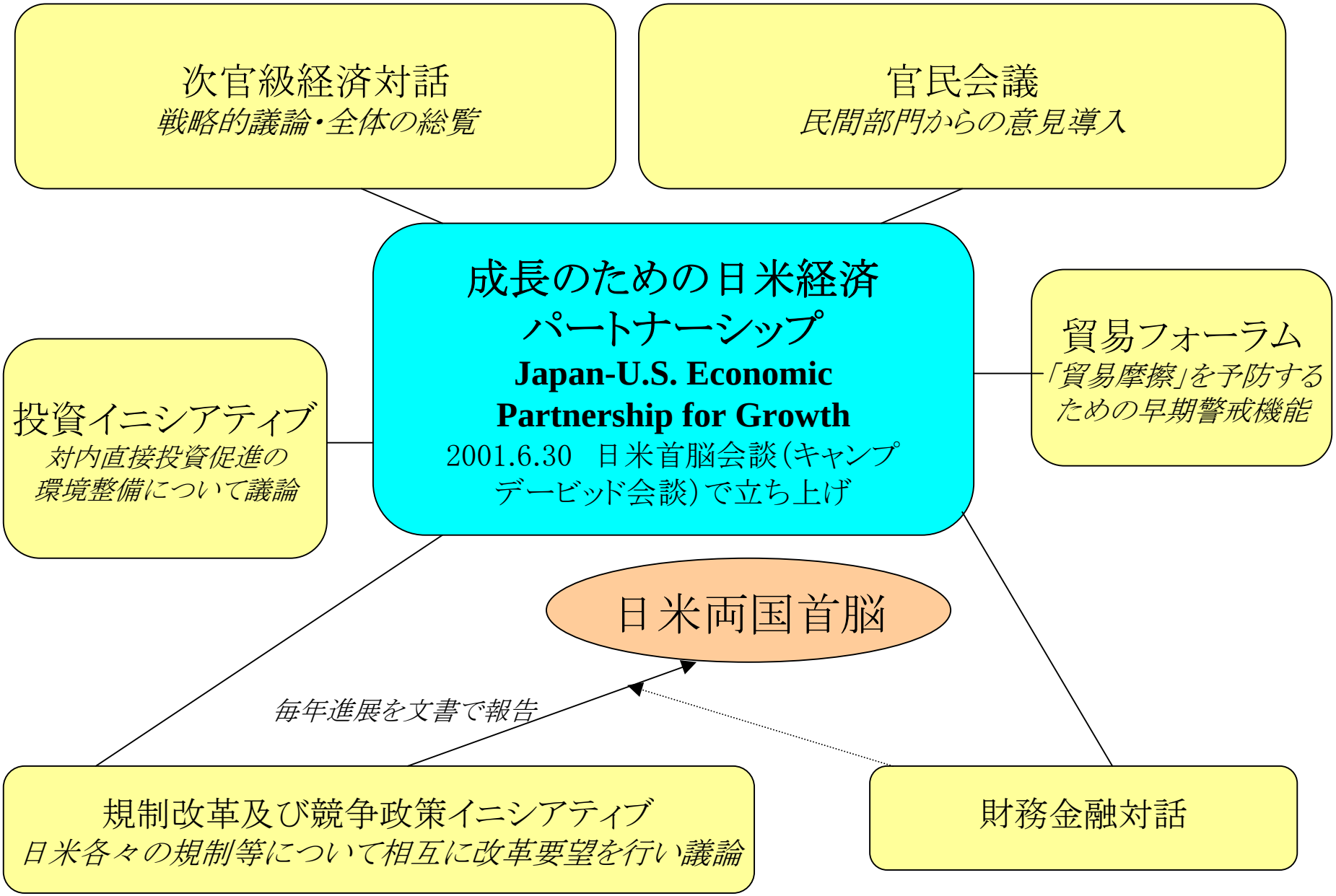

# Ｉ－２－２　米国との経済分野での協力推進

北米第二課長　水嶋光一

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進すること |
| **施策の位置付け** | 第 164 回、第 165 回、第 166 回国会施政方針演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営<br>（２）日米経済関係強化に向けた取組<br>（３）個別通商問題への対応 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

施策を実施した結果、平成 18 年度において、二国間の貿易や投資額、人的交流等の増加など日米両国の経済分野での協調の一層の深化を実現することができた。また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営について、民間部門の意見を踏まえつつ、平成 18 年度も日米間の協力を推進し、米国の規制が改善される等、我が国の国益を増進するための筋道を予想以上に具体的につけることができた。

**【今後の課題】**

日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調の推進という目標については、長期的に評価を行い、その達成の度合いを検証する必要があるため、引き続き同様の目標を維持していくことが適当である。さらなる進展に向け、「成長のための日米経済パートナーシップ」を基礎とした日米間の協力の拡充強化についても検討していく。

**【施策の必要性】**

（１）日米間の安定的・協調的な経済関係の維持は我が国外交の基軸である日米同盟関係の維持・強化における不可欠な要素の一つである。また、経済のグローバル化が進展する中で、合計で世界全体のGDPの４割近くを占める日米両国経済が安定した協調的な関係を維持することは、日米両国の経済発展のみならず世界全体の安定と繁栄のためにも必要である。

（２）我が国の企業が米国で経済活動を行う上での基礎的環境整備との観点からも、日米の安定的・協調的な経済関係の維持は不可欠である。

（３）また、極めて多岐にわたる分野で緊密化している日米経済関係は、個別分野毎にばらに扱うのではなく、外務省が、総合的な外交上の配慮を加味しつつ、バランスよく運営していくことが、日米同盟関係の維持・強化の観点及び我が国の国益の確保の観点からは不可欠である。

**【施策の有効性】**

（１）日米両国の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するためには、両国間で取り扱うべき事項が極めて多岐にわたっており、また、二国間のみならず地域的・国際的な課題についての協力も推進する必要がある。このため、平成13年６月の日米首脳会談の際に両首脳間で合意された「成長のための日米経済パートナーシップ」の下、６つのフォーラムを適切に運営していくことが有効である。

（２）民間部門の問題意識を聴取する機会を多く設け、政府として民間企業が貿易や投資を行うための良好な環境の整備に向けた政策に反映させることで、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や個別問題への対処をより適切に行うことができ、両国間の協調を一層推進することが可能となる。

（３）日米二国間における個別経済問題の中には、ともすれば政治問題化する可能性のある問題もあるが、問題が政治化するのを未然に防ぐよう適切に対処していくことも、両国が協調を推進していく上で有効である。

**【施策の効率性】**

対面での交渉及び対話により相手国担当者との信頼関係を確立した上で、可能な範囲でテレビ電話を活用した協議を実施する等により、緊密な対話を継続しつつ、出張旅費や協議会場設営等の経費を節約することができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 37,903 | 21,029 |
| 太平洋ハイテクセンター拠出金 | 15,574 | － |
| 計 | 53,477 | 21,029 |

（加えて、本省分共通費　10,108　8,465）

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 21 | 21 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）日米両国の協調の推進に際しては、相手国である米国の行政府や議会、あるいは州政府の政策が多大な影響を及ぼし得る。

（２）また、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や、個別問題への対処に当たっては、関連する規制等を所管する国内の関係省庁と緊密に協議を行い、連携を図っていくことが不可欠である。外務省としては、我が国の重要な国益である日米経済関係の安定的な運営のため、国内関係省庁と緊密に連携しつつ、省庁横断的な観点からバランスの良い外交政策の立案・実施に意を用いている。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**：米国との経済分野での協調の度合い

（１）施策を実施した結果、平成18年度において、日米両国の経済分野での協調は深化しており、深化の度合いは二国間の貿易や投資額、人的交流等に現れている。具体的には以下のようなデータが得

られている。

（イ）米国に在留する日本人の数は平成 18 年 10 月 1 日現在、37 万 386 人であり、国別在留邦人総数で第 1 位となっている。平成 17 年 10 月 1 日の時点では、35 万 1668 人、平成 16 年 10 月 1 日の時点では、33 万 9387 人であり、近年増加が続いている。

（ロ）日米間の貿易総額は、平成 18 年は 2077 億ドル（米商務省統計）であり、日中の貿易総額に香港を含めない場合、米国は日本の最大の貿易相手国である。また、平成 17 年は 1935 億ドル、平成 16 年では 1840 億ドルであり、近年増加が続いている。

（２）また、平成 18 年度には、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営により、以下のような成果が得られた。なお、特に（ロ）については、米側への要望を行うにあたって、在米日本企業が直面している問題について聴取するなど、民間部門との連携によって得られた成果である。

（イ）平成 18 年 12 月に行われた日米次官級経済対話において、日米両国は、法の支配の強化とビジネス環境の改善という共通の課題への対処のための協力を強化し、その具体的協力分野として、①テロ対策と円滑な貿易の両立、②エネルギー安全保障、③知的財産権の保護等における協力を強化していくことで一致した。

（ロ）日本国内における査証申請受付公館の拡大を要望してきた結果、平成 18 年４月 19 日、米国の手続厳格化により査証申請受付を停止していた在札幌米国総領事館において、査証申請受付のパイロット・プログラムが開始された。これにより、テロ対策の観点から米国が強化している入国管理措置が、日米間の人的交流の妨げとならない方向で一定の改善が図られた。

（ハ）上述のとおり、「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営や個別経済問題への対処に当たり、民間部門から意見を聴取することによって、民間部門の問題意識を踏まえた政策が行えるように努めているが、このような方針が民間部門からも高く評価された。

上記（１）、（２）に関し、事務事業①「「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営」、事務事業②「日米経済関係強化に向けた取組」を参照。

（３）個別問題への対応

米国産牛肉問題について、国民の食の安全・安心の確保を大前提に米国と協議を行い、平成 18 年７月 27 日に米国産牛肉輸入手続が再開された。

詳細は、事務事業③「個別通商問題への対処」を参照。

**【第三者の所見】**

金原　主幸　（社）日本経済団体連合会国際第一本部長

日本にとって最大の貿易・投資相手国である米国との経済関係のさらなる発展は、わが国経済にとって極めて重要な課題である。

「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営により、テロ対策と円滑な貿易の両立、エネルギー安全保障、知的財産権の保護等における協力の強化で日米が一致したこと、また、在札幌米国総領事館で査証申請受付のパイロットプログラムが開始されたことは、ビジネス環境改善に資する政策として評価できる。また、これらのグローバルな課題の解決に向けて両国が協力する視点が盛り込まれたことは、グローバルなビジネス環境整備へのリーダーシップの発揮につながるものであり、目標の達成に向けて「相当の進展があった」とする自己評価は概ね妥当である。

今後は、これらの協力における具体的取組みの推進と拡充が必要である。その際には、急速に変化するグローバルな企業活動の実態に即した課題を迅速に把握し適切に対応することが可能となるよう、在

米日系企業からの意見聴取に加え、日本本社からの意見聴取も必要に応じて行うなど、対話における民間企業の一層の参画とプロセスの透明性の強化が必要である。

また、世界的にＦＴＡ形成の流れが加速化する中、日米経済関係の一層の拡大と深化に向け日米 EPA 締結によるメリット・デメリットとともに、両国間に FTA が締結されないために生じうる不利益についても念頭におきながら、両国間の FTA に関する情報交換の取り組みを強化する必要がある。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

今後、日本経済の変化や国際経済での新たな展開を踏まえ、日米間の既存のメカニズムを活用しつつ、これを基礎として、二国間経済関係を更に深化させるとともに、地域や世界の経済的課題に関する協力を強化する方策を探っていく。

**【事務事業の扱い】**

① 「成長のための日米経済パートナーシップ」の運営 → 拡充強化
② 日米経済関係強化に向けた取組 → 今のまま継続
③ 個別通商問題への対処 → 今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

# Ⅰ－２－３　米国との安全保障分野での協力推進

日米安全保障条約課長　島田順二
日米地位協定室長　伊澤　修
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 日米安保体制の信頼性の向上を向上すること。在日米軍の円滑な駐留を確保すること。 |
| **施策の位置付け** | 第 164 回/第 165 回/第 166 回国会の施政方針演説において言及あり。 |
| **施策の概要** | 日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保を実現するために実施する様々な取組は、我が国の安全と繁栄の確保のために極めて重要な外交案件である。上記目標を達成するにあたっては、日米間の緊密な協議の継続が必要であり、その一環として安全保障分野に関する協議、SACO 最終報告の着実な実施、日米地位協定の運用改善を行うことが重要。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続に関しては、平成 18 年５月、日米安全保障協議委員会（「２＋２」会合）を開催し、兵力態勢再編の具体的施策を実施するための計画（「再編実施のための日米のロードマップ」）に合意するという非常に大きな成果が得られた。これに伴い、米軍が進入管制業務を行っている横田空域について平成 20 年９月までに返還する空域の範囲について合意した。また、弾道ミサイル防衛（BMD）分野では、米軍によるＸバンド・レーダー（長距離監視用レーダー）の展開など、BMD システムの着実な整備に努めた。さらに、SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施に関しては、楚辺通信所及び読谷補助飛行場が全面返還された。

**【今後の課題】**

引き続き日米安全保障条約に基づく日米安保体制の信頼性を一層高めつつ、在日米軍の活動により施設・区域周辺の住民が受ける負担を軽減し、在日米軍の円滑な駐留を確保していく必要がある。

**【施策の必要性】**

平成 18 年７月の北朝鮮による弾道ミサイル発射及び同 10 月の核実験が示すとおり、アジア太平洋地域には、冷戦終結後も地域紛争、大量破壊兵器やミサイルの拡散など、不安定な要素が依然存在している。我が国は、自らの自衛力のみでは自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日米安保条約を引き続き堅持することで、米軍の前方展開を確保し、その抑止力の下で日本の安全を確保することが必要である。このような観点から、同盟国たる米国と日米安保体制を一層強化していくことが重要である。

**【施策の有効性】**

日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の円滑な駐留の確保のためには、日米間で防衛協力の実効性を高めるための日米間の緊密な協議の継続、SACO 最終報告の着実な実施の推進及び日米地位協定の運用改善が重要である。また、米軍基地を抱える地元の負担軽減を図ることは、ひいては日米安保体制をめぐる政治的状況の安定とそれによる日米安保体制の強化につながる。

**【施策の効率性】**

限られた資源の中、日米安保体制の信頼性の向上及び在日米軍の円滑な駐留の確保を図ることができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 89,075 | 90,905 |
| （分担金・拠出金） | － | － |
| 計 | 89,075 | 90,905 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 35 | 34 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

日米安保体制の円滑な運用にあたっては、相手国である米国の議会や行政府の政策の影響を大きく受ける。

また、在日米軍の安定的駐留のためには、在日米軍の施設・区域を抱える地元自治体と周辺住民の理解と支持を得ていくことが重要であり、負担の軽減を図るとともに、適時適切に説明責任を果たしていくことが必要である。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：日米安保体制の信頼性向上のための施策の追求の状況

（１）平成 18 年５月１日に開催された「２＋２」会合において、「再編実施のための日米のロードマップ」に合意

（２） 弾道ミサイル防衛の着実な整備：Ｘバンド・レーダーの展開、米イージス艦「シャイロー」等の西太平洋地域への展開、パトリオット・ミサイル（PAC―３）の嘉手納配備、日米間の BMD 共同開発を可能にする交換公文等の締結

詳細は、事務事業①「安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続」を参照。

**評価の切り口２**：在日米軍の駐留の円滑化のための施策の進捗状況

（１）在日米軍の兵力態勢の再編の一環として、平成 18 年 10 月に、米軍が進入管制業務を行っている横田空域について平成 20 年９月までに返還する空域の範囲について合意

（２）SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施の取組として、平成 18 年 12 月に楚辺通信所及び読谷補助飛行場が全面返還

詳細は、事務事業③「SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施の推進」を参照。

**【第三者の所見】**

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

今後も、我が国及び国民の安全と繁栄を確保するとの目標のため、日米安保体制の信頼性の向上と在日米軍の円滑な駐留の確保のための施策を継続的に検討する。

**【事務事業の扱い】**

①安全保障分野での協力に関する日米間の緊密な協議の継続　→　今のまま継続

②日米地位協定の運用改善、信頼性の向上　→　今のまま継続

③SACO（沖縄に関する特別行動委員会）最終報告の着実な実施の推進　→　内容の見直し

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

# 日米協議の全体像

★新たな安全保障環境を踏まえた日米同盟の方向性についての協議

2005年2月「2＋2」

共通戦略目標（第1段階）

共通戦略目標達成のための手段（新たな安保環境の下での日米防衛協力の実効性を確保）

役割・任務・能力（第2段階）

2005年10月「2＋2」

自衛隊と米軍等の抑止力の維持に寄与
（在日米軍の兵力構成見直しを推進）

在日米軍の兵力態勢の再編（第3段階）

抑止力の維持

地元負担の軽減

2006年5月「2＋2」

在日米軍の兵力態勢の再編：最終とりまとめ（具体的実施計画）

# 「２＋２」会合（2006年5月１日）

- 「共同発表」及び「再編実施のための日米のロードマップ」の2つの文書を発表。

→今後の各措置の着実な実施が重要であることを確認。

- 日米の役割・任務・能力についても、計画検討作業、情報共有・協力、BMD（弾道ミサイル防衛）等の分野での協力が重要であることを確認。また、様々な課題に対応するべく同盟の能力を向上するために、安全保障・防衛協力の在り方を検討する重要性を強調。

# 兵力態勢の再編
# （「再編実施のための日米のロードマップ」）

- 2005年10月の共同文書において、（在日米軍再編の）「具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示。

→作業は完了し、この文書に反映。

- 個別の再編案は統一的なパッケージ
- 実施における費用負担
  - 施設整備に要する建設費その他の費用→基本的に日本国政府が負担
  - 運用上の費用→米国政府が負担

# Ｉ－２－４　カナダとの政治分野での協力推進

北米第一課長　森　健良

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を強化すること |
| **施策の位置付け** | 特になし。 |
| **施策の概要** | （１）平成 18 年６月、小泉総理（当時）が日本の総理として６年振りに訪加し、日加首脳会談等がオタワで行われた。<br>（２）平成 18 年度を通じて、APEC やＧ８サミット等国際会議等の様々な機会を捉えて首脳間及び外相間等で、日加に共通の諸課題に関する協議・政策調整を行った。<br>（３）また、あらゆるレベルでの相互往来及び、双方の首都における大使館を通じた日常の緊密な連携の維持・強化等に引き続き尽力してきた。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

種々の機会に首脳会談や外相会談が行われたことから、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、総合的に見て、加との緊密な連携の強化という目標に向けて、充分な成果があったことを示している。

**【今後の課題】**

自由と繁栄の弧の形成促進、NATO における協力、東アジアにおける協力等日加両国の更なる協力が期待できる分野について、我が国の国益に合致した成果を得るために、引き続き、加との協力が必要である。

**【施策の必要性】**

（１）我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二カ国関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。

（２）世界が直面する諸課題について、Ｇ８・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び深化させることは重要である。

（３）また、外交政策面における協調をより強化し、両国の有する知見等を共に共有・活用していくことで、アジア太平洋地域及び世界の平和及び繁栄により一層貢献する必要がある。

**【施策の有効性】**

（１）テロ対策、軍縮・不拡散、環境保護等日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化するためには、政府間での緊密な協議・政策調整を実施すると共に、両国間の良好な二国間関係の基礎を成す、あらゆるレベル（政府間、民間有識者、草の根レベル等）における両国間の交流を重層的に強化することが有効である。

（２）また、我が国の安全と繁栄を確保するためには、国際社会全体の繁栄が不可欠であるとの認識の下、我が国は、国際社会が直面する課題の解決に向けて、国際協調を進めつつ、積極的に取り組んできているが、そのためにも我が国と基本的価値観を共有し、国連をはじめとする国際機関において積極的に活動する加との関係を維持・強化することは重要である。

（３）なお、平成 18 年６月小泉総理（当時）の訪加に際し、日加両国の民間有識者で構成される日加フォーラムが、政治、経済、人の交流等様々な分野にわたって両国間の相互理解増進のための意見交換を行い、日加関係の更なる強化へ向けた諸提言を含む報告書を両国首脳に提出したが、右報告書は、日加関係の更なる深化・活性化のために非常に有効である。

**【施策の効率性】**

政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整を行うことは、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府の緊密な連携を一層強化する上で不可欠であり、とられた手段は、適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 6,090 | 5,990 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 6,090 | 5,990 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ５ | ４ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化のためには、幅広い政策課題にわたる分野横断的な協力が必要であり、省庁横断的な施策が必要となる場合もある。

（２）また、日加連携の強化の成果は、当該政策の対象となる国・地域・事項等を巡る国際情勢の影響を受け、日加連携が強化されたことにより、必ずしも、その成果が対象となる国・地域・事項等に即時かつ直接的に表れる訳ではない。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**：共通の諸課題における連携の進展状況

首脳・外相レベルでは、種々の国際会議等の機会を捉えて日加首脳会談、外相会談を実施し、国連改革、気候変動をはじめとする日加間に共通する諸課題について緊密な協議を行い、日加両国に共通する政策課題について調整を行った。

また、より広範な課題については、事務レベルでの協議・対話を実施した。詳細は、事務事業①「政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する緊密に協議・政策調整を実施」を参照。

**【第三者の所見】**

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

引き続き、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携の一層の強化に努める。

**【事務事業の扱い】**

① 政府間（首脳、外相レベルを含む）での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施　→　今のまま継続

② 民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸施策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘　→　今のまま継続

③ 日加及び国際社会の平和と安全保障に関する協議の実施　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ｉ－２－５　カナダとの経済分野での協力推進

北米第二課長　水嶋光一

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための政策を推進すること |
| **施策の位置付け** | 特になし |
| **施策の概要** | 日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化<br>両国間の協議を受けて平成 17 年 11 月に日加両首脳の署名により策定された「日加経済枠組み」文書に基づき、個別の協力の優先分野における両国間の協力を推進するとともに、日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための方策を検討する共同研究を実施する。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて一定の進展があった。」

（理由）

日加経済枠組みに基づく貿易及び投資の潜在力が最大限に引き出されることを制限する現行の措置の検討並びに更なる貿易及び投資自由化並びに関連政策上の手段の及ぼす影響についての便益と費用についての検討を行う共同研究及び個別の協力分野の推進に関して、作業部会をそれぞれ開催し、作業が進展した。

また、共同研究の作業部会においては、我が国及びカナダの業界団体及び有識者からの意見聴取を行う機会を設け、民間部門の関与も確保した。

**【今後の課題】**

日加経済枠組みに基づく個別協力の促進により、二国間経済関係の更なる活性化を図るとともに、日加共同研究は、我が国の国益を確保するためにもカナダ側と慎重な協議を進める必要がある。

**【施策の必要性】**

（１）我が国とカナダとはこれまで友好な関係を維持してきているが、経済関係については、その潜在力が十分に引き出されていないとの認識があり、これまで以上に日加経済関係の進化・活性化を実現する諸施策の実施が望まれている。

（２）上記の目標を達成するため、平成 17 年１月に両国首脳によって日加共同声明が発出され、「創造的な日加経済枠組み」構想が謳われ、それを実現するための「日加経済枠組み」文書が同年 11 月釜山における APEC 首脳会議の際の日加首脳会談で署名されており、本件は両国の首脳レベルでイニシアティブが取られている政策である。

（３）貿易立国である我が国としては、その貿易相手国と良好な関係を維持して安定的な貿易取引を確保する必要がある。カナダは、我が国にとって特に農産品の安定的な輸入先となっており、最近ではエネルギー資源確保の観点からもその重要性が高まっており、良好な経済関係の維持は不可欠である。
（４）また、環太平洋国としての日加両国は、アジア太平洋地域の経済的繁栄を考慮しつつ両国の経済関係を維持促進する必要がある。

**【施策の有効性】**

このような現状を背景に、日加両国の貿易経済関係を更に進化・活性化するため、日加経済枠組みの下での共同研究では、民間部門の意見を聴取しながら、貿易及び投資の潜在力が最大限に引き出されることを制限する現行措置の検討並びに二国間の貿易及び投資その他の協力案件の更なる促進がもたらす便益と費用についての検討を行う。

共同研究の報告書は、両国首脳に報告されることとなっており、報告書が取り纏める内容は日加経済関係の協力・促進・進化・活性化のために非常に有益である。

**【施策の効率性】**

対面での協議により相手国担当者との信頼関係を確立しつつ、電話会談をも活用することにより、緊密な対話を継続しつつ､限られた予算内で出張経費や通訳の限定使用等費用を削減して協議を行い、経費の削減に努めたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 9,808 | 10,933 |
| （分担金・拠出金） | － | － |
| 計 | 9,808 | 10,933 |

（加えて、本省分共通費　2,653　2,166）

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ４ | ３ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

この施策との関係では特になし。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**：カナダとの経済分野での協力推進の度合い

日加経済枠組みの下、日加次官級経済協議やカナダとの対話が継続され、二国間関係の更なる強化及び共通の課題に関する協力関係の構築に寄与した。

（イ）平成 18 年度においては、次官級協議が実施された他、投資促進のためのセミナーやイベントの開催等、「日加経済枠組み」文書に取り上げられた 15 の個別分野における協力がカナダとの間で進められた。

（ロ）平成 18 年４月及び６月に共同研究作業部会が日本及びカナダでそれぞれ開催され、同時に民間部門からの意見聴取及び個別協力分野を取り上げる協力作業部会も開催された。

詳細は、事務事業①「日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化」を参照。

**【第三者の所見】**

金原　主幸　（社）日本経済団体連合会　国際第一本部長

我が国にとって重要な食料・エネルギー資源の安定的な輸入先であるカナダとの間で、「日加経済枠組」に基づき、日加経済関係の潜在力を最大限に引き出すための各種の政策対話が継続されたことは評価される。しかし、日加両国が進めている第三国との FTA・EPA 交渉の進展など、両国を巡る国際環境は急速に変化しており、よりスピード感をもった対応が望まれる。

「日加経済枠組」に対する評価は以下の通りである。

（１）協力作業部会

投資促進セミナーやイベントの開催など、15 の個別分野に関する協力が進められたことは一定の評価に値するが、特に民間の要望が強い租税条約の改正における実質的な進展が見られなかったことは残念である。今後の進展を期待したい。

（２）共同研究作業部会

作業部会が２回開催され、民間部門からの意見聴取も行なわれたことは公正な手続きに資する施策として評価される。しかし、2005 年 11 月の日加首脳会談で署名された「日加経済枠組」には、共同研究は開始後１年で完成し報告書を両首脳に提出するとされていたにも関らず、いまだ報告書は発表されておらず、進捗状況についても公表されていない。民間として提出した意見がどのように扱われているかも含め、検討プロセスの透明性の一層の向上を望む。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

日加経済枠組みの下で個別の協力を継続するとともに、共同研究の結果に基づいた更なる施策の企画･立案を行うことによりその推進を図る。

**【事務事業の扱い】**

①　日加経済枠組みに基づく日加経済関係の強化　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

施策目標Ⅰ―３　対中南米外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・107

施策

Ⅰ-3-1　中米諸国地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化（南米諸国及びカリブ共同体（カリコム）諸国との協力・交流の強化に関するものを除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　110

Ⅰ-3-2　南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化・・・・・・・　115

# 施策目標Ⅰ―３　対中南米外交

**【施策】**

**Ⅰ―３－１　中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化**

**Ⅰ―３－２　南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅰ―３** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―３－１** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―３－２** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |

**【施策の必要性】**

１.「中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化」については、

（１）近年中南米地域は地域全体として３年連続でプラス成長、平成 18 年には 5.5%という経済成長率を達成している。もともと豊富な資源・エネルギーを有し、高い経済的潜在力を有する中南米地域は、民主主義・市場経済の定着後、ますますその経済的重要性を高めている。また、メキシコ・ブラジル等新興の地域大国を有する中南米地域は、国際場裡における発言力・存在感も高めつつあり、こうした中南米地域との協力関係を強化することは、我が国外交の展開にとって極めて重要。

（２）メキシコは、中南米における我が国の最大の貿易パートナーであるとともに、欧米及び中南米に広汎なFTAのネットワークを有することにより日本企業にとって米州市場等へのゲートウェーとなる戦略的重要性を有する。また、日墨 EPA の発効後２年を経て、貿易額は 70%以上増加、投資も発効後の各年の投資額は発効前と比較して約３倍の水準で推移しており、我が国にとってのメキシコの経済的重要性は飛躍的に拡大している。また、中南米地域の大国として、近年国際社会の諸課題に対する関与を拡大してきており、国際場裡における発言力を高めている。国連改革、環境等の問題について、メキシコと協力関係を深めて共同で対処することは、我が国の国際場裡における影響力の増大を図る上で戦略的重要性を有する。

（３）中米地域は、共同市場として米国とのFTA交渉を一体となって行うなど経済面での統合を進める（中南米第３の市場）とともに、政治面でも中米地域としてまとまり、発言力を増している。また、南・北米大陸をつなぐ位置にあり、パナマ運河を擁するなど地理上・交通上の戦略的重要性を有する。このような、中米地域との協力関係強化に取り組むことは、地域の安定に資するとともに、我が国への物資の安定的供給の確保、国際場裡における我が国への支持の確保等の面で極めて重要。

２.「南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化」については、

（１）経済関係に関しては、従来の資源エネルギー分野における協力に加え、デジタルテレビ、バイオ燃料、CDM 等新たな分野における関係が構築・強化されつつあるところ、政府としても側面支援を行うことが日本企業支援や資源エネルギー外交の観点から必要。

（２）ブラジル等の南米主要国は国際場裡において益々発言力を高めており、我が国が国際場裡において目的を達成するために重要なパートナーとなっているため、協力関係を維持・発展させる必要がある。

（３）地理的に遠距離にある中南米との関係強化のためには、各種周年行事の機会を有効活用した、人物・文化交流事業の積極的かつ集中的な実施を通じ相互理解の促進を図ることが効果的かつ効率的。

（４）南米諸国出身の在日外国人は現在約 36 万人にのぼり、新たな交流の一翼を担い始めている。し

かし、中には、文化、習慣、言語等の相違により、地域社会との摩擦、我が国での就労・教育をめぐる問題、犯罪等の課題が顕在化している例もあり、こうした問題の解決に向けて、世論、マスコミの高い関心に応える形で国内関係省庁、地方自治体、国会議員等と協力しつつ、取り組む必要がある。
（５）カリコム諸国 14 カ国とは基本的価値を共有しており、緊密な二国間関係を基盤に、国際捕鯨委員会（IWC）や国連等の国際場裡で友好な協力関係を構築している。我が国にとって重要なパートナーであり、友好協力関係を維持する必要がある。
（６）南米・カリブ地域においては、メルコスール、カリコム等の地域国際機関の活動が活発であり、地域ブロック単位でも発言力を増している。このような地域国際機関の枠組みを活用して南米・カリブ諸国と協力関係強化に取り組むことは、我が国の国際場裡における影響力の増大を図る上でも重要である。

**【施策の有効性】**

１.「中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化」については、
（１）日墨 EPA の発効後、日墨間の貿易・投資は大幅に拡大、経済関係の活性化に有効であった。日本企業に中米の実態、貿易投資関係活性化への熱意を実感してもらい、中米側に日本企業の関心事・懸念を理解してもらうため、日・中米ビジネスフォーラムのような企業間交流の場を政府が設定することは非常に有益であった。
（２）国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)は中南米地域の経済社会発展を促進する機関として定評を得ており、ECLAC への加盟は中南米地域への我が国の貢献に向けた意欲を示す観点から有益であった。東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム(FEALAC)WG 会合でイニシアティブを発揮したことは、東アジア、中南米地域で我が国のプレゼンスをアピールする上で有益であった。日・中米フォーラムでは、中米諸国より国連改革等我が国の支持要請に対する協力的な姿勢が示され有益であった。
（３）大統領就任式への特派大使派遣や議員交流を含む、ハイレベルの要人往来の活性化により、相互理解促進に向けた具体的な成果があった。
２.「南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化」については、南米諸国及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進するという目標達成に向けて、関係国政府・国際機関との対話・協議・交渉、周年事業の活用、在日外国人をめぐる諸問題への取組といった施策を積極的かつ精力的に実施した。その結果、経済面で日チリ EPA の早期署名、ブラジルにおける地上デジタル・テレビ放送の日本方式採用等の具体的成果をあげたほか、国連・WTO 等の国際場裡における協力関係の強化や相互理解の促進、国民の外国人問題への理解の深化が進んだ。したがって、目標達成のため施策が有効であったと言える。

**【施策の効率性】**

１.「中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化」については、EPA によるメキシコとの経済関係強化や FEALAC（東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム）、日・中米フォーラム等の枠組みでの協力に加え、大統領就任式への特派大使の派遣、その他の閣僚・首脳等の相互訪問を通して、メキシコ及び中米諸国との連携を強化したということができるので、施策は適切かつ効率的であったといえる。
２.「南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化」については、限られた資源の中、経済関係の再活性化の促進、国際場裡における協力関係の強化まで相当な進展があったことから、施策を実施する際取られた手段は適切かつ効率的であった。

**【施策目標の達成状況】**

１.「中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化」については、

（１）日・中米ビジネスフォーラムの成功裡の開催や、日墨 EPA の枠内税率交渉の妥結等、日・中米、日・墨経済関係の強化に結びつく具体的成果があった。

（２）サカ・エルサルバドル大統領の訪日その他の活発な要人往来により各国との対話、二国間会談の機会を数多く持つことができ、二国間関係の増進を実現した他、安保理改革・北朝鮮問題等、国際社会の重要な課題における我が国の立場に対し、十分な理解と支持を得ることができた。

２.「南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化」については、

（１）経済関係において、日本・チリ経済連携協定（EPA）の早期署名、ブラジルにおける地上デジタル・テレビ放送の日本方式採用、エタノール協力、クリーン開発メカニズム（CDM）協力の進展等予期していた以上の成果が得られた。

（２）ハイレベルの要人往来、各種二国間対話、及び地域国際機関との協議を精力的に実施した結果、国際場裡における協力関係を強化できた。

（３）南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題について、迅速かつ効果的な問題解決に向けて関係国政府、国内関係官庁、地方自治体等と緊密に協力し、取組が進展した。

# Ⅰ－３－１　中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との協力及び交流の強化（南米諸国及びカリブ共同体（カリコム）諸国との協力・交流の強化に関するものを除く）

中南米局中米課長　大森　摂生

平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 中南米地域全般並びにメキシコ及び中米諸国等との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること |
| **施策の位置付け** | 第 166 回国会の外交演説に言及あり<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり |
| **施策の概要** | （１）メキシコ及び中米統合機構諸国等との経済関係活性化のための取組強化<br>（２）国際場裡における連携・協力関係強化<br>（３）周年事業の活用を含む人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解の促進強化 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）日・中米ビジネスフォーラムの成功裡の開催や、日墨 EPA の枠内税率交渉の妥結等、日・中米、日・墨経済関係の強化に結びつく具体的成果があった。

（２）サカ・エルサルバドル大統領の訪日その他の活発な要人往来により各国との対話、二国間会談の機会を数多く持つことができ、二国間関係の増進を実現した他、安保理改革・北朝鮮問題等、国際社会の重要な課題における我が国の立場に対し、十分な理解と支持を得ることができた。

**【今後の課題】**

首脳レベルを含むあらゆるレベルでの要人往来を実現し、二国間の対話・交流を深め、一層の関係強化を図る。中米・メキシコにおける我が国企業の活動の活性化につながる経済関係強化の方策を更に模索し、実現する。

**【施策の必要性】**

（１）近年中南米地域は地域全体として３年連続でプラス成長、平成 18 年には 5.5%という経済成長率を達成している。もともと豊富な資源・エネルギーを有し、高い経済的潜在力を有する中南米地域は、民主主義・市場経済の定着後、ますますその経済的重要性を高めている。また、メキシコ・ブラジル

等新興の地域大国を有する中南米地域は、国際場裡における発言力・存在感も高めつつあり、こうした中南米地域との協力関係を強化することは、我が国外交の展開にとって極めて重要。

（２）メキシコは、中南米における我が国の最大の貿易パートナーであるとともに、欧米及び中南米に広汎なFTAのネットワークを有することにより日本企業にとって米州市場等へのゲートウェーとなる戦略的重要性を有する。また、日墨EPAの発効後２年を経て、貿易額は70%以上増加、投資も発効後の各年の投資額は発効前と比較して約３倍の水準で推移しており、我が国にとってのメキシコの経済的重要性は飛躍的に拡大している。また、中南米地域の大国として、近年国際社会の諸課題に対する関与を拡大してきており、国際場裡における発言力を高めている。国連改革、環境等の問題について、メキシコと協力関係を深めて共同で対処することは、我が国の国際場裡における影響力の増大を図る上で戦略的重要性を有する。

（３）中米地域は、共同市場として米国とのFTA交渉を一体となって行うなど経済面での統合を進める（中南米第３の市場）とともに、政治面でも中米地域としてまとまり、発言力を増している。また、南・北米大陸をつなぐ位置にあり、パナマ運河を擁するなど地理上・交通上の戦略的重要性を有する。このような、中米地域との協力関係強化に取り組むことは、地域の安定に資するとともに、我が国への物資の安定的供給の確保、国際場裡における我が国への支持の確保等の面で極めて重要。

**【施策の有効性】**

（１）日墨EPAの発効後、日墨間の貿易・投資は大幅に拡大、経済関係の活性化に有効であった。日本企業に中米の実態、貿易投資関係活性化への熱意を実感してもらい、中米側に日本企業の関心事・懸念を理解してもらうため、日・中米ビジネスフォーラムのような企業間交流の場を政府が設定することは非常に有益であった。

（２）国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)は中南米地域の経済社会発展を促進する機関として定評を得ており、ECLACへの加盟は中南米地域への我が国の貢献に向けた意欲を示す観点から有益であった。東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム(FEALAC)WG会合でイニシアティブを発揮したことは、東アジア、中南米地域で我が国のプレゼンスをアピールする上で有益であった。日・中米フォーラムでは、中米諸国より国連改革等我が国の支持要請に対する協力的な姿勢が示され有益であった。

（３）大統領就任式への特派大使派遣や議員交流を含む、ハイレベルの要人往来の活性化により、相互理解促進に向けた具体的な成果があった。

**【施策の効率性】**

EPAによるメキシコとの経済関係強化やFEALAC（東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム）、日・中米フォーラム等の枠組みでの協力に加え、大統領就任式への特派大使の派遣、その他の閣僚・首脳等の相互訪問を通して、メキシコ及び中米諸国との連携を強化したということができるので、施策は適切かつ効率的であったと言える。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 64,062 | 48,103 |
| （分担金・拠出金） | － | － |
| 計 | 64,062 | 48,103 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 21 | 21 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）メキシコや中米諸国で採用されてきた経済改革・貿易自由化路線（含むFTAの締結）により各国のマクロ経済は安定し、経済成長も堅調であり、同地域との更なる経済関係強化に向けた基盤が整いつつあると考えられる。

（２）平成18年に実施された一連の大統領選挙の結果を通じて、同地域が依然として貧困・貧富の格差という課題を抱え、各国政権がこの歴史的課題の解決に真剣に取り組む時代が到来したことが明らかとなった。

（３）日墨EPA締結の効果によるメキシコ製品の我が国市場への流入増、メキシコあるいは中米地域出身のスポーツ選手（あるいはスポーツチーム）の活躍等により、メキシコ・中米地域に対する認知度向上や理解の促進につながった。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：具体的な協力案件の有無・進捗状況・効果

（１）中南米地域全般並びにメキシコ及び中米統合機構諸国等との経済関係再活性化のための取組強化

メキシコとのEPAの具体的成果として、平成18（2006）年度の日本・メキシコ間の貿易総額が、発効前の貿易額と比較して70%以上増加した。また我が国からの直接投資についても、発効前の2.6倍となった。

（２）中南米地域全般並びにメキシコ及び中米統合機構諸国等との国際場裡における連携・協力関係強化

国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）への加盟を達成し、（イ）中南米地域における我が国の存在感の維持、（ロ）日・中南米関係の強化、（ハ）中南米地域における人脈形成、（ニ）情報収集能力の強化という目的達成のための大きな前進となった。

東アジア・ラテンアメリカ協力フォーラム(FEALAC）第４回経済社会作業部会（WG）には、全加盟国32カ国より政府代表及び有識者が出席し、有益な意見交換が行われた。４つの重点的に取り組むべき分野（コア・プログラム）における協力を推進することで、FEALACの枠組みで効果的な協力が進み、各国がより積極的に活動へ参加することが期待される。

（３）周年事業の活用を含む人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解促進の強化

ドミニカ共和国における移住50周年記念式典に積極的に対応、11月には「ドミニカ移住者に対する特別一時金の至急に関する法律」も成立した。

第２回日墨文化サミットでは、二国間関係の緊密化を目指すためには、文化面を含む幅広い分野で

の交流を促進することが不可欠であるとの観点から意見交換がなされ、日墨の文化人、知識人の間でより一層の関係緊密化、相互理解の促進を図るための具体的な戦略の提案もなされた。

詳細は、事務事業①～③を参照。

**評価の切り口２**：具体的な交流事業の実施と成果

（１）中南米地域全般並びにメキシコ及び中米統合機構諸国等との経済関係再活性化のための取組強化

日本・中米ビジネスフォーラムには、官民併せて約 500 名が参加した。我が国からも合計 44 社（約 80 名）が参加し、中米関係者との意見交換や、個別の商談が多数行われ、中米・我が国双方の民間企業にとって、具体的なビジネスチャンスに結びつく良い機会になった。

（２）中南米地域全般並びにメキシコ及び中米統合機構諸国等との国際場裡における連携・協力関係強化

東京において、我が国及び中米諸国双方の外交政策についての相互理解の促進を図ることを目的とする第 10 回日・中米フォーラムが開催された。本件政策対話では、中国･韓国の中米への進出状況もふまえつつ、我が方の関心事項を表明し、情報収集を行うとともに、中米諸国からは、国連改革や各種支持要請について我が国に対しての極めて協力的な姿勢が表明された

（３）周年事業の活用を含む人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解促進の強化

メキシコ及びコスタリカにそれぞれ、中川秀直衆議院議員および大野功統衆議院議員が特派大使として派遣され、新大統領就任式に参加した。また、猪口邦子内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画。当時）や参議院公式議員派遣団、金田勝年外務副大臣（当時）なども中米の各国を訪問した。また、一方で、フェルナンデス・ドミニカ共和国大統領、サカ・エルサルバドル共和国大統領が訪日し、これらの機会において国際場裡における我が国への支持の確認等がなされた。

詳細は、事務事業①～③を参照。

**【第三者の所見】**

恒川恵市　東京大学大学院総合文化研究科教授

天然資源の国際価格の上昇やアメリカの景気の維持に助けられて、2004 年以降メキシコ・中米を含む中南米は、累積債務危機以前の経済成長率をとりもどしており、日本にとっても低調だった中南米との経済関係を再活性化するチャンスだと言える。この機を機敏にとらえて、日墨経済連携協定を軌道に乗せ、着実にフォローアップの努力をおこなったこと、大規模な中米ビジネスフォーラムを実現させたことは、高く評価できる。天然資源の国際市場の状況から判断して、現在の好況は当分継続することが予想されるので、日本は中南米との経済関係の強化にむけて引き続き努力を続けるべきである。ただ経済関係の主役は自ら市場判断をおこなう民間部門であり、政府の役割は、民間との密接な情報共有に基づいて、民間の経済活動を支援することであろう。それと比較して、中南米諸国との政治的・文化的関係の緊密化は、政府が中心的な役割を果たすべき分野である。これまで中南米の日本への関心は「経済」に集中していたが、中南米自身の経済発展が進み、同時に中国やインドなど他のパートナーが重要性を増すにつれ、「経済」は重要性を下げてきているように見える。今後はソフトパワーの中でも、政治や文化に関わる要素が関係緊密化にとって重要性を増すと考えられる。この点、既に２度にわたる日墨文化サミットの開催やエルサルバドルにおける「プロジェクト X」放映の成功など、具体的な成果につながる努力が行われていることは評価すべきである。しかし、これまできわめて日本に対して友好的であり、国際場裏でも日本の立場を支持してくれた中南米諸国との関係を維持・強化するためには、政治的・文化的側面での接触を飛躍的に増やすことで、日本のソフトパワーを印象づける必要がある。ECLAC（国

連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会）への加盟も、単なる加盟に終わるのではなく、ECLAC と日本側研究機関との共同研究などを通じて、日本の知的貢献に結びつけるなどのフォローアップが不可欠である。FEALAC（東アジア・ラテンアメリカ対話フォーラム）の場も、日本の知的貢献の場としてもっと活用する余地がある。要人の往来も、単なる外交辞令に終わるのではなく、それに関わる一人一人が、日本が世界に対してどのような政治的・文化的貢献をなしうるかを意識して相手に伝える努力をすべきである。また現在は中南米から大統領・首相や閣僚が多数来日しているのに対して、日本から先方への訪問は、より低いレベルにとどまっている。要人往来における日本の輸入超過を正す努力を怠れば、日本の誠意に対する中南米諸国の目も厳しくなる恐れがある。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

日墨 EPA 発効後の貿易・投資の大幅な拡大や日・中米フォーラム、日・中米ビジネスフォーラム、活発な要人往来、FEALAC における取組等を通じて我が国とメキシコ・中米諸国との関係強化及び東アジアと中南米地域の関係強化に実質的な成果をあげているところ、今後より一層これら協力関係の深化をはかり、信頼関係をより強固なものとし、両地域が裨益する関係の構築を図る。

**【事務事業の扱い】**

① 中南米地域全般並びにメキシコ及び中米統合機構諸国等との経済関係再活性化のための取組の強化 → 今のまま継続

② 中南米地域全般並びにメキシコ及び中米統合機構諸国等との国際場裡における連携・協力関係強化 → 今のまま継続

③ 周年事業の活用を含む人物・文化交流事業への取組を通じた相互理解促進の強化 → 今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

# Ｉ－３－２　南米諸国及びカリブ共同体諸国との協力・交流の強化

南米カリブ課長　平田　健治

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 南米諸国及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進すること |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり |
| **施策の概要** | （１）南米諸国との経済関係再活性化のための取組<br>（２）南米諸国との国際場裡における協力の強化<br>（３）周年事業の活用を通じた相互理解の促進<br>（４）南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組<br>（５）カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力強化<br>（６）メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の促進 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）経済関係において、日本・チリ経済連携協定（EPA）の早期署名、ブラジルにおける地上デジタル・テレビ放送の日本方式採用、エタノール協力、クリーン開発メカニズム（CDM）協力の進展等予期していた以上の成果が得られた。

（２）ハイレベルの要人往来、各種二国間対話、及び地域国際機関との協議を精力的に実施した結果、国際場裡における協力関係を強化できた。

（３）南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題について、迅速かつ効果的な問題解決に向けて関係国政府、国内関係官庁、地方自治体等と緊密に協力し、取組が進展した。

**【今後の課題】**

経済関係再活性化の加速化や国際場裡における協力関係強化のため、南米諸国における資源ナショナリズムの高揚、中南米地域における中国を始めとする新興国の活動の活発化等の現状を十分踏まえつつ、一層的確かつ迅速に対応していくことが必要。

**【施策の必要性】**

（１）経済関係に関しては、従来の資源エネルギー分野における協力に加え、デジタルテレビ、バイオ燃料、CDM 等新たな分野における関係が構築・強化されつつあるところ、政府としても側面支援を行うことが日本企業支援や資源エネルギー外交の観点から必要。

（２）ブラジル等の南米主要国は国際場裡において益々発言力を高めており、我が国が国際場裡において目的を達成するために重要なパートナーとなっているため、協力関係を維持・発展させる必要がある。
（３）地理的に遠距離にある中南米との関係強化のためには、各種周年行事の機会を有効活用した、人物・文化交流事業の積極的かつ集中的な実施を通じ相互理解の促進を図ることが効果的かつ効率的。
（４）南米諸国出身の在日外国人は現在約 36 万人にのぼり、新たな交流の一翼を担い始めている。しかし、中には、文化、習慣、言語等の相違により、地域社会との摩擦、我が国での就労・教育をめぐる問題、犯罪等の課題が顕在化している例もあり、こうした問題の解決に向けて、世論、マスコミの高い関心に応える形で国内関係省庁、地方自治体、国会議員等と協力しつつ、取り組む必要がある。
（５）カリコム諸国 14 カ国とは基本的価値を共有しており、緊密な二国間関係を基盤に、国際捕鯨委員会（IWC）や国連等の国際場裡で友好な協力関係を構築している。我が国にとって重要なパートナーであり、友好協力関係を維持する必要がある。
（６）南米・カリブ地域においては、メルコスール、カリコム等の地域国際機関の活動が活発であり、地域ブロック単位でも発言力を増している。このような地域国際機関の枠組みを活用して南米・カリブ諸国と協力関係強化に取り組むことは、我が国の国際場裡における影響力の増大を図る上でも重要である。

**【施策の有効性】**

南米諸国及びカリブ共同体（カリコム）諸国との経済関係を再活性化すること、国際場裡における協力関係を強化すること、相互理解を促進するという目標達成に向けて、関係国政府・国際機関との対話・協議・交渉、周年事業の活用、在日外国人をめぐる諸問題への取組といった施策を積極的かつ精力的に実施した。その結果、経済面で日チリ EPA の早期署名、ブラジルにおける地上デジタル・テレビ放送の日本方式採用等の具体的成果をあげたほか、国連・WTO 等の国際場裡における協力関係の強化や相互理解の促進、国民の外国人問題への理解の深化が進んだ。したがって、目標達成のため施策が有効であったと言える。

**【施策の効率性】**

限られた資源の中、経済関係の再活性化の促進、国際場裡における協力関係の強化まで相当な進展があったことから、施策を実施する際取られた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 30,240 | 50,007 |
| 日カリコム友好協力基金 | 6,356 | 5,676 |
| 計 | 36,596 | 55,683 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 21 | 21 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

南米・カリブ諸国との関係は、資源エネルギーの国際価格、米国や EU、ベネズエラや中国など南米・カリブ諸国に影響力を持つ国々の政策などの要因に左右される面を有している。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：南米諸国との経済関係再活性化の進捗状況

ハイレベルの要人往来、経済協議（アルゼンチン）、経済合同委員会（アルゼンチン、ブラジル、チリ）、有識者会合等により経済関係の再活性化の具体的方策について活発な議論が行われた。平成 18 年 11 月の日チリ EPA の交渉終結、平成 19 年３月の署名、平成 18 年６月のブラジル政府による日本式地上デジタル・テレビ放送の採用決定、CDM 分野における協力進展、平成 18 年３月の日・ブラジル（伯）のエタノール合弁企業の設立、同年４月の日伯バイオマス・ワーキング・グループ第１回会合開催等の具体的成果があった。詳細は、事務事業①「南米諸国との経済関係再活性化のための取組」を参照。

**評価の切り口２**：南米諸国との国際場裡における協力の状況

日チリ首脳会談、日ボリビア首脳会談、日ブラジル外相会談、日ボリビア外相会談、日ペルー外相会談、日チリ外相会談、各種政策対話の機会を捉え、様々なレベルで、国連、軍縮・不拡散、貿易、環境等の国際場裡における協力の働きかけを行い、協力関係が強化された。詳細は、事務事業②「南米諸国との国際場裡における協力の強化のための取組」を参照。

**評価の切り口３**：周年事業の活用を通じた相互理解の促進状況

平成 18 年にはパラグアイへの日本人移住 70 周年を迎え、秋篠宮殿下が同国をご訪問された他、山中政務官（当時）が記念式典に出席した。また、平成 19 年には、日チリ修好 110 周年、日ガイアナ修好 40 周年、平成 20 年には、日本ブラジル交流年（日本人ブラジル移住 100 周年）、日コロンビア修好 100 周年を迎えるところ、各種要人往来や記念行事の実施・準備が行われた。これらを通じて、各国との間で様々なレベルでの相互理解が促進された。詳細は、事務事業③「周年事業の活用を通じた相互理解の促進」を参照。

**評価の切り口４**：南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組の進捗状況

犯罪人の国外逃亡問題、地域社会との摩擦、我が国での就労・教育をめぐる問題、社会保障問題等の課題に対し、国内関係省庁、地方自治体、国会議員、関係国政府等との連携を深めつつ取り組んだ。詳細は、事務事業④「南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組」を参照。

**評価の切り口５**：カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力の状況

平成 18 年５月のアンティグア・バーブーダ首相の訪日、山中外務大臣政務官（当時）の２度のハイチ訪問（５月、大統領就任式、７月、ハイチ支援国会合）、猪口内閣府特命担当大臣（当時）のトリニダード・トバゴ訪問（８月）等の要人往来を中心に緊密な対話を行い、国際場裡での協力の働きかけも積極的に行った。詳細は、事務事業⑤「カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力強化」を参照。

**評価の切り口６**：メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の状況

メルコスールとは、高級事務レベル協議、メルコスール広域協力等を通じ、包括的な協力関係を強化できた。カリコムとは、日カリコム事務レベル協議のフォローアップ等により、対話及び協力関係を強化することができた。詳細は、事務事業⑥「メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の促進」を参照。

**【第三者の所見】**

恒川惠市　東京大学大学院総合文化研究科教授

ここ３年ほど天然資源価格の高騰にも助けられて南米・カリブ諸国の経済は活性化しており、累積債務危機以来低調だった当該地域との経済関係を再活性化させる好機である。日チリ EPA の調印とブラジルとの経済連携の強化を実現したことは、この観点から非常に高く評価できる。特に、その経済的重要性ばかりでなく、南米統合のリーダーとして、無責任に流れがちなポピュリスト的傾向へのカウンターバランスを提供しうるブラジルと交渉して、地上デジタルテレビ放送の日本方式採用にこぎつけたこと、エタノールやバイオマスに関する共同事業や共同作業の先鞭をつけたこと、日本ブラジル交流年にむけての準備を着々と進めたこと、逃亡犯罪者処罰を求めて２件の起訴にこぎつけたことなどは、大きな成果として特筆すべきであろう。南米諸国やカリブ諸国および地域国際機関との交流が、要人往来や政策対話・有識者会合などを織り交ぜて、活発に行われたことにも一定の評価を与えることができる。

但し、経済関係の緊密化を背景にした中国の積極外交を見るにつけ、日本も国家戦略として対中南米外交をいっそう積極化しないと、これまで親日性という点できわだっていたこの地域における日本の地位は落ちて行かざるを得ないであろう。特に、よりハイレベルでの要人の往来によって、日本が当地域を重視していることを強く印象づけることが是非とも必要である。19 年度から 20 年度にかけて重要な周年事業が相次ぐので、そうした機会を首脳・大臣レベルの交流に大いに利用することが期待される。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

南米・カリブ地域における新たな政治潮流を踏まえ、我が国の国益や資源エネルギー安全保障の観点から、諸国との対話及び協力関係の維持・強化を図ると共に、更なる経済関係の活性化の加速を目指す。

**【事務事業の扱い】**

① 南米諸国との経済関係再活性化のための取組　→　拡充強化
② 南米諸国との国際場裡における協力の強化のための取組　→　拡充強化
③ 周年事業の活用を通じた相互理解の促進　→　拡充強化
④ 南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題への取組　→　拡充強化
⑤ カリコム諸国との対話の促進と国際場裡における協力強化　→　今のまま継続
⑥ メルコスール、カリコム等の地域国際機関との協力の促進　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

施策目標Ⅰ―４　対欧州外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121

施策

Ⅰ-4-1　欧州地域との総合的な関係強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
Ⅰ-4-2　西欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進・・・・ 130
Ⅰ-4-3　中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進・・ 134
Ⅰ-4-4　ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
Ⅰ-4-5　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化・・・・・・・・・・・・ 142

# 施策目標Ⅰ―４　対欧州外交

**【施策】**

**Ⅰ―４－１　欧州地域との総合的な関係強化**

**Ⅰ―４－２　西欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進**

**Ⅰ―４－３　中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進**

**Ⅰ―４－４　ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展**

**Ⅰ―４－５　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅰ―４** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―４－１** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―４－２** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―４－３** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―４－４** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅰ―４－５** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |

**【施策の必要性】**

１.「欧州地域との総合的な関係強化」については、我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、及び市場経済等の基本的価値を共有しており、また、国際社会において共通の課題にも直面。このような欧州（各国及び主要機関）と様々なレベルにおける幅広い分野における緊密な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築を目標に、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。

２.「西欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進」については、

（１）西欧主要国である英国、フランス、イタリアと我が国は、基本的価値を共有する重要なパートナーとして、Ｇ８の場を含め様々な国際場裡で協力関係にあり、このような協力関係を一層緊密に構築していく必要がある。北朝鮮の核・拉致問題、イランの核問題、国連安保理改革、イラク・アフガニスタン復興支援等の主要な国際課題については、各国と今後とも緊密な協力関係を構築していく必要がある。

（２）北欧諸国は、少子高齢化や男女共同参画社会、環境等、先進国として我が国と共通する課題について先進的な取組を行っており、我が国としても知見を共有し協力を行っていく必要がある。

（３）平成 16 年に EU、NATO に加盟したバルト諸国は、国連安保理改革をはじめとした国際的課題において、我が国の立場を支持することも多く、良好な関係を維持・強化していく必要がある。平成 19 年には、天皇皇后両陛下がバルト三国を初めて訪問する予定。

（４）スペイン、ポルトガルの南欧諸国は、歴史的に南米諸国との結びつきが強く、国際社会で一定の影響力を有しており、バチカンは、全世界のカトリック教徒に対する強い影響力を有していることから、これらの国との二国間関係強化は、国際場裡における幅広い理解と支持を得るためにも重要。

（５）平成 18 年に外交関係を開設したモナコとの間では、観光等の分野での更なる人的交流を進めていく。なお、平成 19 年４月にアルベール２世モナコ公が訪日。

３.「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進」については、

（１）日独両国は、基本的価値観を共有し、国際の平和・安定、繁栄の実現に責任を有する重要な政治的パートナーとして、協力関係を構築する必要がある。特に、国連安保理改革においては、両国は常任理事国候補として共通の立場を有しており、改革の実現に向けて緊密な協力関係を構築することが必要である。

（２）Ｖ４（チェコ・ポーランド・ハンガリー・スロバキア）諸国、平成 19 年１月に EU に新規に加盟したブルガリア・ルーマニアでは、近年我が国からの投資・観光客が増加しており、また安保理改革等我が国にとって重要な国際社会の諸問題において我が国の立場を支持又は理解を示している国が多いことから、関係強化を図ることは重要である。

（３）旧ユーゴ紛争以降、西バルカン地域は徐々に安定化の方向に進んでいるが、最終的地位が未確定であるコソボに見られるように、依然として脆弱性を抱えているところ、我が国は、EUの戦略的パートナーとして、引き続き同地域の平和定着及び経済発展に向けた支援を実施する必要がある。

（４）旧ソ連欧州地域における安定及び民主化は、欧州を含む国際社会全体の安定にとって重要であり、更なる民主化・市場経済化支援を行う必要がある。

（５）様々な招聘を通じ各国における影響力ある人物、将来的に影響力ある地位を目指す青年等を招待し交流を深めること、また各種賢人会議において我が国に対する理解を増進させることは、二国間関係の質的強化、国際社会における我が国国益の増進にとって重要である。

４．「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展」については、日露関係は、平成15年１月の小泉総理（当時）の訪露の際に採択された「日露行動計画」に従ってエネルギー分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えない。戦後60年にわたり未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、北東アジア地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。

　平和条約交渉を精力的に進めると同時に、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。

５．「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」については、中央アジア地域は、ロシア、中国、アフガニスタン、中東等に囲まれる地政学的位置と豊富なエネルギー資源の存在から、その安定がユーラシア大陸全体、ひいては国際社会の安定と繁栄にとって重要である。中央アジア地域の安定的発展のためには、各国の市場経済化を進めつつ、テロ、麻薬、輸送、水・エネルギー資源の有効活用、貿易、環境保全など各国の個別の取組だけでは解決が困難な共通の課題に対処すべく、地域内協力を促進していく必要がある。我が国としては、中央アジア各国と二国間関係の強化に努めつつ、これに加えて地域内協力の促進等を目的に中央アジア全体との対話と協力を進める必要がある。

**【施策の有効性】**

１．「欧州地域との総合的な関係強化」については、

（１）欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。

（２）欧州地域との具体的な協力を継続・促進することには、基本的価値を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で極めて高い意義を有する。

（３）租税条約、社会保障協定は、日欧間の投資交流を促進する法的枠組みを提起し、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。

（４）欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築する上で有効であり、同時に、専門分野（現在の重点は安全保障分野）での共通の認識を醸成するために有効であることから、将来の日欧関係発展のために不可欠である。

（５）欧州地域との草の根交流を欧州青年招へいと高校生交流等により実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者の人的ネットワーク構築に資する。

２.「西欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進」については、英国、フランス、イタリアをはじめとする西欧諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に関する協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、当該地域のみならずグローバルに共通の諸課題に関する協議・政策調整を強化し、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進することが有効である。

なお、平成 18 年度、本施策が対象とする 22 カ国からの要人訪日件数（注）は 12 件（平成 17 年度は 23 件）。また、本施策の対象国への総理訪問は３件（５カ国）、大臣訪問は１件（２カ国）。

（注）各国外務大臣以上の訪日であり、かつ、①我が国の外務大臣以上の要人と会談などがあったもの、あるいは、②我が国で開催された国際会議出席が目的であったものの件数。

３.「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進」については、

（１）独をはじめとする中・東欧諸国との間で、二国間関係を一層強化し、共通の課題に関する協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、当該地域のみならずグローバルに共通の諸課題に関する協議・政策調整を強化し、また、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進することが有効である。

（２）西バルカン地域の安定のためには当事者同士の相互理解と協力関係の構築及び地域の経済発展が必要であり、同地域の特定国に特別の利害関係を持たない中立的立場にある我が国は当事者が対話できる場を提供し、経済協力を行う責務と能力を有しており、その立場を生かした外交を行うことは有効である。

（３）旧ソ連欧州地域の安定化には、民主化及び市場経済化のための支援が不可欠であり、我が国の支援は二国間関係強化の観点から有効である。

４.「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展」については、日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の６つの重要な柱である、１．政治対話の深化、２．平和条約交渉、３．国際舞台での協力、４．貿易経済分野における協力、５．防衛・治安分野における協力、６．文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

５.「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」については、

（１）平成18年６月１日の麻生外務大臣による政策スピーチ「中央アジアを「平和と安定の回廊」に」の発表により、日本の対中央アジア外交の３指針を内外に有効に向け打ち出すことができた。

（２）平成18年６月５日、「中央アジア＋日本」対話第２回外相会合を東京で開催し、「行動計画」に署名したことで、中央アジア諸国と日本の今後の協力の具体的方向性を有効に打ち出すことができた。

（３）平成18年８月、小泉総理（当時）は、日本の歴代現職総理として初めて中央アジアを訪問し、日本として中央アジア地域に積極的に関与していく姿勢を内外に有効に明らかにすることができた。

（４）平成18年12月、上記（２）の「行動計画」に基づき、「経済作業部会」をタジキスタンで開催し、

地域横断的プロジェクトに官民合同で取り組む可能性につき有効に協議することができた。
（５）平成 19 年１月開催の、第２回「中央アジア＋日本」知的対話（東京対話）では、地域のエネルギー問題につき提言を行うことで、有識者の知見を有効に政府間対話にインプットすることができた。

**【施策の効率性】**

１.「欧州地域との総合的な関係強化」については、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流が順調に進み、施策の目標に向けて相当の進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

２.「西欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進」については、総理、外務大臣を含む要人訪問、様々な機会に行われた要人訪日や多様なレベルでの対話により、施策の目標に向けて進展がみられ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

３.「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進」については、要人往来における対話、様々なレベルにおける協議、人的・知的交流などの手段を通して、二国間関係における相互理解と協力関係が実際に強化されてきたと言えることから、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

４.「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展」については、フラトコフ首相訪日の際には、四島を含む日露の隣接地域における防災分野の協力に関する覚書をはじめとする計 15 本の文書が署名又は採択される等、幅広い分野での日露関係の進展を更におし進めることができた。平和条約問題については、下記の厳しい外部要因にもかかわらず、首脳間でこれまでの諸合意及び諸文書に基づき双方に受入可能な解決策を見出す努力を継続することで一致した。以上にかんがみ、上記目標の達成のためとられた手段は適切かつ効率的であった。

５.「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」については、「中央アジア+日本」対話第２回外相会合、小泉総理（当時）の中央アジア訪問というハイレベルの施策を短期に連続して実施したことにより、我が国として中央アジア地域に積極的に関与していく姿勢を、この上なく効率的に示す事ができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**【施策目標の達成状況】**

１.「欧州地域との総合的な関係強化」については、平成 18 年に総理が２回、外務大臣が１回欧州諸国を訪問し、平成 19 年１月には、安倍総理大臣が英、独、ベルギー、仏を、麻生外務大臣がルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、スロバキアを訪問した。日欧は基本的価値を共有する戦略的パートナーとして更なる協力関係強化で一致。欧州地域との具体的協力は NATO を中心に進展。法的枠組み構築については、日・ベルギー社会保障協定が発効し、日仏租税条約の改正につき両国間で署名が行われ、社会保障協定について複数国との交渉・協議があり進展。人的ネットワーク構築については、知的交流、人的交流を着実に実施。

２.「西欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進」については、
（１）英国、フランスには安倍総理が訪問し、イタリアからは首相が訪日して、西欧主要国との間での緊密な対話を継続するとともに、様々な国と二国間会談の場を設けることによって、基本的価値を共有するパートナーとして、国際的課題に共に取り組む関係を構築することができた。
（２）我が国が標榜する「自由と繁栄の弧」の一端となる北欧・バルト地域との関係では、リトアニアへの麻生外務大臣の訪問やスウェーデン、フィンランドへの小泉総理（当時）の訪問などにより、交流の促進及び更なる関係強化に向けた足がかりを付けることができた。

３.「中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裏における協力の推進」については、

（１）外国要人の訪日や総理訪独（平成 19 年１月）・外相訪欧（ウクライナ（平成 18 年６月)、ルーマニア・ブルガリア・ハンガリー・スロバキア（１月））などの相互訪問により、二国間関係を強化するとともに、外交政策の新機軸である「自由と繁栄の弧」（ユーラシア周辺諸国の民主化と経済発展支援）に理解と支持を得た上、その実現に向けた協力の推進につき合意した。また、安保理改革、北朝鮮の核・拉致問題、EU 対中武器禁輸解除問題等で我が国の立場に理解と支持を得ることができた。

（２）北朝鮮によるミサイル発射（７月)、核実験（10 月）の際には、国連安保理非常任理事国であったギリシャ及びスロバキアが共同提案国として我が国の立場を支持した。

（３）「西バルカン経済発展フォーラム」（日墺共催)、「Ｖ４＋南東欧投資促進セミナー」を通して西バルカン地域の経済発展に向けた協力の場を提供することができた。

４.「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展」については、様々な機会・レベルを通じて平和条約締結問題に関する交渉が行われ、平成 18 年 11 月のベトナムにおける APEC 首脳会合の際の日露首脳会談において、両首脳間で、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、日露両国が共に受け入れられる解決を見出す努力を行うことで一致した。

また、平成 18 年における日露間の貿易高は過去最高を更新したほか、平成 19 年２月のフラトコフ首相訪日の際には、防災分野における協力プログラムを始めとする計 15 本の文書が署名又は採択される等、「日露行動計画」の着実な実施による幅広い分野での日露協力の拡大が見られた。これらの成果は、日露相互の信頼関係を深め、平和条約締結にも資すると考えられる。

５.「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」については、「中央アジア+日本」対話第２回外相会合の開催、小泉総理（当時）の中央アジア訪問、経済作業部会の立ち上げ、第２回「東京対話」の開催等を通じ、日本と中央アジア諸国の対話と協力の促進という目標に向け格段の進展があった。

# Ⅰ－４－１　欧州地域との総合的な関係強化

欧州局政策課長　鈴木秀生

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との総合的関係を強化すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | ①欧州地域（各国、EU、NATO、OSCE、CE）との政治面での対話の継続・促進、②欧州地域との具体的協力の継続・促進、③欧州各国との租税条約、社会保障協定の改正・締結のための協議の継続、④欧州各国への日本の専門家の派遣等による知的交流の促進、⑤欧州各国からの青少年招聘、高校生交流等による草の根交流の促進。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

平成 18 年に総理が２回、外務大臣が１回欧州諸国を訪問し、平成 19 年１月には、安倍総理大臣が英、独、ベルギー、仏を、麻生外務大臣がルーマニア、ブルガリア、ハンガリー、スロバキアを訪問した。日欧は基本的価値を共有する戦略的パートナーとして更なる協力関係強化で一致。欧州地域との具体的協力は NATO を中心に進展。法的枠組み構築については、日・ベルギー社会保障協定が発効し、日仏租税条約の改正につき両国間で署名が行われ、社会保障協定について複数国との交渉・協議があり進展。人的ネットワーク構築については、知的交流、人的交流を着実に実施。

**【今後の課題】**

安全保障面での欧州との認識共有のため、EU との戦略的対話の継続・拡充、NATO との協力強化が必要。効果的な人的ネットワークの構築には日･EU 市民交流年の成果を踏まえ、さらなる日･EU 間の交流のすそ野の拡大につなげるとともに、知的交流を引き続き実施していくことが必要。

**【施策の必要性】**

我が国と欧州地域とは、自由、民主主義、人権、法の支配、及び市場経済等の基本的価値を共有しており、また、国際社会において共通の課題にも直面。このような欧州（各国及び主要機関）と様々なレベルにおける幅広い分野における緊密な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築を目標に、総合的な関係強化を図ることが不可欠である。

**【施策の有効性】**

（１）欧州地域との政治面での対話を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。

（２）欧州地域との具体的な協力を継続・促進することには、基本的価値を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で極めて高い意義を有する。

（３）租税条約、社会保障協定は、日欧間の投資交流を促進する法的枠組みを提起し、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。

（４）欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築する上で有効であり、同時に、専門分野（現在の重点は安全保障分野）での共通の認識を醸成するために有効であることから、将来の日欧関係発展のために不可欠である。

（５）欧州地域との草の根交流を欧州青年招へいと高校生交流等により実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者の人的ネットワーク構築に資する。

**【施策の効率性】**

前述のとおり、欧州地域との多方面にわたる協力、協議、交流が順調に進み、施策の目標に向けて相当の進展が認められることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 85,009 | 87,050 |
| 欧州評議会拠出金 | 6,120 | 6,615 |
| 計 | 91,129 | 93,665 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 22 | 22 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

日欧間で協議すべき課題の内容は、地域情勢一つとっても、北朝鮮から中央アジア、そして中東、イラン、イラク、西バルカンと広く広がっており、これら国際情勢は常に変化してきているものであることから、日欧間の政治対話の頻度に関しては、日欧双方の事情により原則合意した協議の回数に影響を与えうる。

条約・協定等の交渉の進展は相手国の交渉時の国内政治状況等に左右される。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：欧州地域との総合的な対話・協力の進展状況

（１）欧州連合(EU)との関係では、対話を着実に実施。平成18年４月の日・EU定期首脳協議において、両首脳は日・EU関係強化のために①目に見える協力、②戦略的対話の強化、③人の交流の促進の３点が重要との認識で一致した。また、中央アジアに関する戦略的対話の開始について一致した。さらに、平成19年1月には安倍総理大臣がEU本部にてバローゾ欧州委員長と会談し、我が国とEUは基本的価値を共有する戦略的パートナーとして一層関係を強化していくことで一致した。

（２）北大西洋条約機構(NATO)との関係では、今後の協力関係の構築に向けて対話が進展。平成18年５月に麻生大臣がNATO本部を訪問したのに続き、平成19年１月には安倍総理大臣がNATO本部を訪問し、日本の総理大臣として初めて演説を行った。安倍総理は日・NATO関係は新たな段階に移行すべきとして、アフガニスタンをはじめとする平和と安定のための取組において協力関係を一層強化することを求め、各国の賛同を得た。

（３）欧州安全保障協力機構(OSCE)との関係では、対話を着実に実施。平成18年１月にド・ブリシャンボーOSCE事務総長が来日し、塩崎外務副大臣と意見交換。平成18年12月には岩屋副大臣が外相会合に出席した。また選挙監視団への要員の派遣（平成18年にマケドニア、ベラルーシ、ウクライナ、セルビア・モンテネグロ、平成19年にセルビア）等を行い、OSCEとの協力も進展。

（４）欧州評議会(CE)との関係では、対話を着実に実施。特に民主化支援での協力が進展（我が国の拠出でマケドニア、モルドバに於いて地方の民主化を支援する事業を実施）。

詳細は、事務事業①「欧州地域との政治面での対話・協力の継続・推進」を参照。

**評価の切り口２**：欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展状況

（１）租税条約については、平成 18 年 10 月に英国との新租税条約が発効した。また、オランダとの間で平成 17 年７月、10 月に改正交渉を行った。また、フランスとの間で改正交渉を開始し、平成 18 年１月、３月及び６月に交渉を行い、平成 19 年１月改正議定書に署名した。

（２）社会保障協定については、オランダとの間で交渉を開始し、平成 17 年 10 月及び平成 18 年２月に締結交渉を行った。

詳細は、事務事業②「欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施」を参照。

**評価の切り口３**：人的ネットワーク構築の進展状況

（１）欧州地域から青少年、高校生をあわせて 117 名招聘。

（２）欧州地域に安全保障分野の専門家を派遣。

詳細は、事務事業③「欧州地域との知的交流の推進」及び④「欧州地域と草の根交流の推進（含む　日・EU 市民交流年のフォローアップ）」を参照。

**【第三者の所見】**　（第三者の所見は、施策Ⅰ―４－１～Ⅰ―４－２まで共通）

神保　謙　慶應義塾大学専任講師

欧州連合(EU)や北大西洋条約機構(NATO)を中心とする多元的な地域機構の役割の重要性が増すなかで、欧州と米国、ロシア、中国との関係をめぐる大国間関係、東欧、バルカン諸国、GUAM 等の周辺諸国との関係がダイナミックに変化している。国際政治におけるパワーとして台頭する欧州との多国間関係と二国間関係を強化するためにも、日本外交の戦略的かつ精緻な関与のありかたが求められている。

その意味で、平成18年度は総理及び外務大臣が合わせて5回にわたり欧州諸国を訪問したことは、欧州地域との総合的な関係強化に着実な進捗をもたらしている。また、日本外交の新機軸として「自由と繁栄の孤」を掲げたことは、EU・NATOとの関係に戦略性を付与するとともに、中小国や移行段階国家に対する日本外交のグローバルな関与を明示した。こうした戦略性は、日欧が基本的な価値観を共有しつつ、地域及びグローバルな国際情勢に関与するための土台として、さらに強化していくべきであろう。

欧州の安全保障におけるNATOとEUの役割分担もダイナミックな変容を遂げつつある。NATOがグローバルなアウトリーチで即応部隊の形成や平和構築支援に関与する一方で、EUも周辺地域における平和・制度構築や非軍事ミッションの展開を強化している。日欧安全保障協力も、問題領域、地域、分野などに

応じて、NATOとEUとの協力をさらに柔軟に構成していくことが求められる。

欧州各国との法的・制度的枠組みの構築に関しては、英国との新租税条約の発効、オランダ・フランスとの租税条約改正交渉など、オランダとの社会保障協定の交渉開始など着実な進捗がみられる。また人的ネットワーク構築については、知的交流、民間交流、草の根交流とも分野・世代を横断した視点で、さらなる拡充が求められよう。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

政治面での対話を拡充強化し、具体的な協力を継続する。租税条約交渉、社会保障協定交渉を継続実施し、知的交流、草の根交流を拡充強化する。

**【事務事業の扱い】**

① 欧州地域との政治面での対話・協力の継続・促進　→　今のまま継続
② 欧州地域との法的枠組みに関する協議の実施　→　今のまま継続
③ 欧州地域との知的交流の推進　→　拡充強化
④ 欧州地域との草の根交流の推進　→　今のまま継続
（含む　日・EU 市民交流年のフォローアップ）

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ○ | ○ |

# Ⅰ－４－２　西欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

欧州局西欧課長　河野　章

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 西欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること |
| **施策の位置付け** | 第 166 回国会施政方針演説に言及あり。<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）西欧主要国との対話の継続・促進（西欧諸国との政治レベル、事務レベルの対話を通じた二国間関係の強化）<br>（２）共通の諸課題に関する協議・政策調整<br>（イ）国連改革等の国際的課題に関する共通認識の形成<br>（ロ）国際情勢特に安全保障環境に関する共通認識の形成<br>（３）人的、知的交流、民間交流の維持・促進 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）英国、フランス、ベルギーには安倍総理が訪問し、イタリア、デンマークからは首相が訪日して、西欧主要国との間での緊密な対話を継続するとともに、様々な国と二国間会談の場を設けることによって、基本的価値を共有するパートナーとして、国際的課題に共に取り組む関係を構築することができた。

（２）我が国が標榜する「自由と繁栄の弧」の一端となる北欧・バルト地域との関係では、リトアニアへの麻生外務大臣の訪問やスウェーデン、フィンランドへの小泉総理（当時）の訪問、ラトビア、リトアニアからは首相、スウェーデンからは外相が訪日し、交流の促進及び更なる関係強化に向けた足がかりを付けることができた。

**【今後の課題】**

対話の継続に関しては、既存の友好関係に甘んじることなく、双方向の要人往来及び事務レベルの協議を活性化させ、二国間関係の更なる緊密化を図る。特に平成 20 年の我が国でのＧ８サミットを見据え、欧州主要国での新たな政権との間での信頼関係を構築する。

**【施策の必要性】**

（１）西欧主要国である英国、フランス、イタリアと我が国は、基本的価値を共有する重要なパートナーとして、Ｇ８の場を含め様々な国際場裡で協力関係にあり、このような協力関係を一層緊密に構築していく必要がある。北朝鮮の核・拉致問題、イランの核問題、国連安保理改革、イラク・アフガニスタン復興支援等の主要な国際課題については、各国と今後とも緊密な協力関係を構築していく必要がある。

（２）北欧諸国は、少子高齢化や男女共同参画社会、環境等、先進国として我が国と共通する課題について先進的な取組を行っており、我が国としても知見を共有し協力を行っていく必要がある。

（３）平成 16 年に EU、NATO に加盟したバルト諸国は、国連安保理改革をはじめとした国際的課題において、我が国の立場を支持することも多く、良好な関係を維持・強化していく必要がある。平成 19 年には、天皇皇后両陛下がバルト三国を初めて訪問する予定。

（４）スペイン、ポルトガルの南欧諸国は、歴史的に南米諸国との結びつきが強く、国際社会で一定の影響力を有しており、バチカンは、全世界のカトリック教徒に対する強い影響力を有していることから、これらの国との二国間関係強化は、国際場裡における幅広い理解と支持を得るためにも重要。

（５）平成 18 年に外交関係を開設したモナコとの間では、観光等の分野での更なる人的交流を進めていく。なお、平成 19 年４月にアルベール２世モナコ公が訪日。

**【施策の有効性】**

英国、フランス、イタリアをはじめとする西欧諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に関する協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、当該地域のみならずグローバルに共通の諸課題に関する協議・政策調整を強化し、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進することが有効である。

なお、平成 18 年度、本施策が対象とする 22 カ国からの要人訪日件数（注）は 12 件（平成 17 年度は 23 件）。また、本施策の対象国への総理訪問は３件（５カ国）、大臣訪問は１件（２カ国）。

（注）各国外務大臣以上の訪日であり、かつ、①我が国の外務大臣以上の要人と会談などがあったもの、あるいは、②我が国で開催された国際会議出席が目的であったものの件数。

**【施策の効率性】**

総理、外務大臣を含む要人訪問、様々な機会に行われた要人訪日や多様なレベルでの対話により、施策の目標に向けて進展がみられ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 81,932 | 63,446 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 81,932 | 63,446 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 21 | 20 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

EU 加盟（候補）国との関係においては、EU 内における政策決定等に左右される面を有している。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：総合的な対話の進展状況

Ｇ８外相会合、サミット、ASEM といったマルチの会合の場を利用し、首脳会談や外相会談を行った他、要人往来の機会を利用し、様々な対話の機会が設定されるなど、協議・交渉の実質的進展が見られた。また多くの国との間で、多くの事務レベル協議を実施し、国際社会の直面する喫緊の課題について時宜を得た意見交換を行った。詳細は、事務事業①「西欧主要国との対話の継続・促進（西欧諸国との政治レベル、事務レベルの対話を通じた二国間関係の強化)」を参照。

**評価の切り口２**：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展状況

国連安保理改革に対する支持、北朝鮮によるミサイル発射、核実験宣言などの国際社会の喫緊の課題において、様々な国際場裡で我が国の立場への支持を得るなど、様々な場面での協力関係を構築した。また、EU の対中武器禁輸措置解除についても多くの国と率直に意見交換を重ね、理解の醸成に努めた。詳細は、事務事業②「共通の諸課題に関する協議・政策調整」を参照。

**評価の切り口３**：人的、知的交流、民間交流の維持・促進の状況

各国において影響力ある人物等を招待し、様々な交流を通じ我が国に対する知識を深め、将来の親日家を形成する基礎を形成した。また、知的交流としては、日本・スペイン・シンポジウム、日英 21 世紀委員会等を実施、関係国の政官財からの多くの参加を得て、様々な課題について意見交換を行い、関係強化につなげた。詳細は、事務事業③「人的、知的交流、民間交流の維持・促進」を参照。

**【第三者の所見】**　（第三者の所見は、施策Ⅰ―４－１～Ⅰ―４－２まで共通）

神保　謙　慶應義塾大学専任講師

欧州連合(EU)や北大西洋条約機構(NATO)を中心とする多元的な地域機構の役割の重要性が増すなかで、欧州と米国、ロシア、中国との関係をめぐる大国間関係、東欧、バルカン諸国、GUAM 等の周辺諸国との関係がダイナミックに変化している。国際政治におけるパワーとして台頭する欧州との多国間関係と二国間関係を強化するためにも、日本外交の戦略的かつ精緻な関与のありかたが求められている。

その意味で、平成18年度は総理及び外務大臣が合わせて5回にわたり欧州諸国を訪問したことは、欧州地域との総合的な関係強化に着実な進捗をもたらしている。また、日本外交の新機軸として「自由と繁栄の孤」を掲げたことは、EU・NATOとの関係に戦略性を付与するとともに、中小国や移行段階国家に対する日本外交のグローバルな関与を明示した。こうした戦略性は、日欧が基本的な価値観を共有しつつ、地域及びグローバルな国際情勢に関与するための土台として、さらに強化していくべきであろう。

欧州の安全保障におけるNATOとEUの役割分担もダイナミックな変容を遂げつつある。NATOがグローバルなアウトリーチで即応部隊の形成や平和構築支援に関与する一方で、EUも周辺地域における平和・制度構築や非軍事ミッションの展開を強化している。日欧安全保障協力も、問題領域、地域、分野などに応じて、NATOとEUとの協力をさらに柔軟に構成していくことが求められる。

欧州各国との法的・制度的枠組みの構築に関しては、英国との新租税条約の発効、オランダ・フランスとの租税条約改正交渉など、オランダとの社会保障協定の交渉開始など着実な進捗がみられる。また人的ネットワーク構築については、知的交流、民間交流、草の根交流とも分野・世代を横断した視点で、

さらなる拡充が求められよう。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成 20 年の我が国でのＧ８サミットの開催及び「自由と反映の弧」の実施に向けて、閣僚レベルのみならず、事務レベルの協議を活発化することによって、欧州各国との対話と協力関係を強化する。

**【事務事業の扱い】**

①西欧主要国との対話の継続・促進（西欧諸国との政治レベル、事務レベルの対話を通じた二国間関係の強化）　→　拡充強化

②共通の諸課題に関する協議・政策調整　→　拡充強化

③人的、知的交流、民間交流の維持・促進　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ○ | ○ |

# Ⅰ－４－３　中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進

中・東欧課長　小澤仁

平成 19 年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 中・東欧諸国との二国間関係及び国際場裡における友好な関係を継続・促進すること、並びに共通の課題に関する協力関係を継続・促進すること |
| **施策の位置付け** | 第 166 回国会施政方針演説に言及あり<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり |
| **施策の概要** | （１）中・東欧主要国との対話の継続・促進<br>（中・東欧諸国との政治的対話を通じた二国間関係の強化）<br>（２）共通の諸課題に関する協議・政策調整<br>（イ）西バルカン地域の安定化に向けた支援<br>（ロ）旧ソ連欧州地域の民主化支援<br>（ハ）国際情勢特に安全保障環境に関する共通認識の形成<br>（３）人的、知的交流、民間交流の維持・促進 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）外国要人の訪日や総理訪独（平成 19 年１月）・外相訪欧（ウクライナ（平成 18 年６月）、ルーマニア・ブルガリア・ハンガリー・スロバキア（１月））などの相互訪問により、二国間関係を強化するとともに、外交政策の新機軸である「自由と繁栄の弧」（ユーラシア周辺諸国の民主化と経済発展支援）に理解と支持を得た上、その実現に向けた協力の推進につき合意した。また、安保理改革、北朝鮮の核・拉致問題、EU 対中武器禁輸解除問題等で我が国の立場に理解と支持を得ることができた。

（２）北朝鮮によるミサイル発射（７月）、核実験（10 月）の際には、国連安保理非常任理事国であったギリシャ及びスロバキアが共同提案国として我が国の立場を支持した。

（３）「西バルカン経済発展フォーラム」（日墺共催）、「Ｖ４＋南東欧投資促進セミナー」を通して西バルカン地域の経済発展に向けた協力の場を提供することができた。

**【今後の課題】**

現在の各二国間の友好関係に甘んじることなく、要人往来、事務レベルの協議及び賢人会議等を通して、今後とも二国間関係を維持・発展させ、二国間関係の質的な強化を目指すとともに、我が国外交の新機軸である「自由と繁栄の弧」を実現するため、関係国と協力関係を更に推進す

る。

**【施策の必要性】**

（１）日独両国は、基本的価値観を共有し、国際の平和・安定、繁栄の実現に責任を有する重要な政治的パートナーとして、協力関係を構築する必要がある。特に、国連安保理改革においては、両国は常任理事国候補として共通の立場を有しており、改革の実現に向けて緊密な協力関係を構築することが必要である。

（２）Ｖ４（チェコ・ポーランド・ハンガリー・スロバキア）諸国、平成 19 年１月に EU に新規に加盟したブルガリア・ルーマニアでは、近年我が国からの投資・観光客が増加しており、また安保理改革等我が国にとって重要な国際社会の諸問題において我が国の立場を支持又は理解を示している国が多いことから、関係強化を図ることは重要である。

（３）旧ユーゴ紛争以降、西バルカン地域は徐々に安定化の方向に進んでいるが、最終的地位が未確定であるコソボに見られるように、依然として脆弱性を抱えているところ、我が国は、EUの戦略的パートナーとして、引き続き同地域の平和定着及び経済発展に向けた支援を実施する必要がある。

（４）旧ソ連欧州地域における安定及び民主化は、欧州を含む国際社会全体の安定にとって重要であり、更なる民主化・市場経済化支援を行う必要がある。

（５）様々な招聘を通じ各国における影響力ある人物、将来的に影響力ある地位を目指す青年等を招待し交流を深めること、また各種賢人会議において我が国に対する理解を増進させることは、二国間関係の質的強化、国際社会における我が国国益の増進にとって重要である。

**【施策の有効性】**

（１）独をはじめとする中・東欧諸国との間で、二国間関係を一層強化し、共通の課題に関する協力関係を構築するためには、要人往来をはじめとする対話を継続・促進するとともに、当該地域のみならずグローバルに共通の諸課題に関する協議・政策調整を強化し、また、民間部門における交流や、人的、知的交流を促進することが有効である。

（２）西バルカン地域の安定のためには当事者同士の相互理解と協力関係の構築及び地域の経済発展が必要であり、同地域の特定国に特別の利害関係を持たない中立的立場にある我が国は当事者が対話できる場を提供し、経済協力を行う責務と能力を有しており、その立場を生かした外交を行うことは有効である。

（３）旧ソ連欧州地域の安定化には、民主化及び市場経済化のための支援が不可欠であり、我が国の支援は二国間関係強化の観点から有効である。

**【施策の効率性】**

要人往来における対話、様々なレベルにおける協議、人的・知的交流などの手段を通して、二国間関係における相互理解と協力関係が実際に強化されてきたと言えることから、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 49,887 | 47,346 |
| （分担金・拠出金）(注) | 182,713 | 199,038 |
| 計 | 232,600 | 246,384 |

単位：千円

（注）分担金：ベルリン日独センター分担金
116,960　133,770
拠出金：（１）中・東欧地域環境センター拠出金
19,584　17,993
（２）ボスニア和平履行評議会拠出金
46,169　47,275

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 23 | 23 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）EU 加盟国との関係においては、EU 内における政策決定に左右される面を有している。

（２）旧ソ連欧州地域においては、市場経済化の進展及び不安定な民主化の動向によっては、我が国の支援にも影響を及ぼす可能性がある。

（３）西バルカン地域においても、特にコソボの最終的地位が未確定であること、各国の経済発展の進捗状況次第では、我が国の支援にも影響を及ぼす可能性がある。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：総合的な対話の進展状況

外国要人の訪日や総理訪独（平成 19 年１月）・外相訪欧（ウクライナ（平成 18 年６月）、ルーマニア・ブルガリア・ハンガリー・スロバキア（１月））などの相互訪問により、二国間関係を強化し、様々な国際問題に関する我が国の外交政策に対して立場に理解と支持を得ることができた。詳細は、事務事業①「中・東欧主要国との対話の継続・促進」を参照。

**評価の切り口２**：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展状況

西バルカンの安定、旧ソ連欧州地域の民主化について、中・東欧の関係諸国との間で共通認識を深め、協力関係を進めた他、北朝鮮によるミサイル発射及び核実験の際には、国連安保理非常任理事国であったギリシャ及びスロバキアが共同提案国として我が国の立場を支持するなど、東アジアの安全保障環境や安保理改革等の国際情勢に対する我が国の立場に理解と支持が得られた。詳細は、事務事業②「共通の諸課題に関する協議・政策調整」を参照。

**評価の切り口３**：人的、知的交流、民間交流の維持・促進の状況

西バルカン関連の国際会議を主催し、同地域の経済発展に向けた協力の場を提供することができた。また、日墺 21 世紀委員会、日独フォーラム、日ハンガリー協力フォーラムを通じて知的交流を促進

し、21 世紀パートナーシップ等の招聘枠組みを利用した人的交流を進めた。詳細は、事務事業③「人的、知的交流、民間交流の維持・促進」を参照。

**【第三者の所見】**

植田隆子　国際基督教大学教授

所管する国々は、広域的な安定化策である「自由と繁栄の弧」や価値外交の対象国を多く含んでいる。要人の往来及びＶ４などのサブ・リージョンの地域組織との対話や協議が活発にはかられてきたことは政策目標と合致している。

EU は今後、国際政治面でも影響力を拡大し、日本の安全保障などにかかわる問題にもかかわってゆくものとみられ、EU 加盟国との更なる二国間関係強化によって、日本の政策に対する理解を向上させることができる。

西バルカン諸国は将来の EU 加盟を約束され、ウクライナやモルドバも加盟を希望しており、EU の吸引力が強く働いている。ウクライナやモルドバは EU の隣接地域安定化策（ENP）の対象であり、ENP は「自由と繁栄の弧」との共通性もある。西バルカンやウクライナ、モルドバをめぐって EU との政策協調を進めることにより、二国間関係のみならず、EU との関係強化という相乗効果が期待できる。

西バルカンに対する日本の長期にわたる支援は欧州では広く知られ、高く評価されてきた。アジアの問題への EU のクロスサポートを引き出す上でも重要であり、EU と連携する形態でのコソボに対する支援がとくに有効であろう。

日独，日墺(評価者は日墺に参加)などで行われている有識者対話は、相互理解増進に役立つので、まだ設置されていない EU 加盟国それぞれとの間に創設することが望まれる。

有識者の招聘事業に関し、評価者は招聘者との意見交換の機会を過去に何回か持ったが、滞在によって見聞を広めることにより、格段に日本に対する理解や関心が増すことは招聘者側の反応から明らかであるので、今後、一層の拡充が期待される。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成 18 年 11 月に打ち出された外交の新機軸である「自由と繁栄の弧」を実現するため、民主主義や法の支配といった普遍的価値を共通する諸国と協力していく。

**【事務事業の扱い】**

①中・東欧主要国との対話の継続・促進　　→　今のまま継続
②共通の諸課題に関する協議・政策調整　　→　拡充強化
③人的、知的交流、民間交流の維持・促進　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ○ | ○ |

# Ⅰ－４－４　ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び、幅広い分野における日露関係の進展

欧州局ロシア課長　武藤 顕

平成 19 年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度/平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>第 164 回/第 165 回/第 166 回国会所信表明演説又は施政方針演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | ①平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備<br>平和条約締結交渉の推進、北方四島交流、住民支援事業等の実施。<br>②政治対話の積極的な実施<br>日露戦略対話の実施。フラトコフ露首相訪日等、あらゆる機会を捉えた首脳・外相会談等の実施。<br>③貿易経済分野における協力の推進<br>日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組の実施。<br>④国際舞台における協力の推進<br>国際テロ等地球規模の問題の解決等における協力・対話の実施。<br>⑤人的交流・文化交流の推進<br>各種招聘事業、交流事業等の実施。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

様々な機会・レベルを通じて平和条約締結問題に関する交渉が行われ、平成 18 年 11 月のベトナムにおける APEC 首脳会合の際の日露首脳会談において、両首脳間で、これまでの諸合意及び諸文書に基づき、日露両国が共に受け入れられる解決を見出す努力を行うことで一致した。

また、平成 18 年における日露間の貿易高は過去最高を更新したほか、平成 19 年２月のフラトコフ首相訪日の際には、防災分野における協力プログラムを始めとする計 15 本の文書が署名又は採択される等、「日露行動計画」の着実な実施による幅広い分野での日露協力の拡大が見られた。これらの成果は、日露相互の信頼関係を深め、平和条約締結にも資すると考えられる。

**【今後の課題】**

平和条約問題についての精力的な交渉の継続。領土問題解決に向けた環境整備の一層の推進。「日露行動計画」の着実な実施を通じた、幅広い分野における日露関係の一層の発展。

**【施策の必要性】**

日露関係は、平成15年１月の小泉総理（当時）の訪露の際に採択された「日露行動計画」に従ってエネルギー分野、国際舞台における協力等の幅広い分野で着実に進展してきているものの、その潜在力に比べ未だ十分な水準に達しているとは言えない。戦後60年にわたり未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結し、真の信頼関係に立った日露関係を構築することは、日露関係を飛躍的に発展させるために不可欠であるだけでなく、北東アジア地域全体の安定と繁栄のためにも極めて重要である。

平和条約交渉を精力的に進めると同時に、幅広い分野での日露協力を発展させることが日露双方の利益に合致する。

**【施策の有効性】**

日露関係を進展させるためには、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に平和条約交渉を行っていくとともに、幅広い分野で日露関係を発展させていくことが重要である。

このためには、「日露行動計画」の６つの重要な柱である、１．政治対話の深化、２．平和条約交渉、３．国際舞台での協力、４．貿易経済分野における協力、５．防衛・治安分野における協力、６．文化・国民間交流の進展、の各分野で着実に協力を進めることが有効である。

**【施策の効率性】**

フラトコフ首相訪日の際には、四島を含む日露の隣接地域における防災分野の協力に関する覚書をはじめとする計 15 本の文書が署名又は採択される等、幅広い分野での日露関係の進展を更におし進めることができた。平和条約問題については、下記の厳しい外部要因にもかかわらず、首脳間でこれまでの諸合意及び諸文書に基づき双方に受入可能な解決策を見出す努力を継続することで一致した。以上にかんがみ、上記目標の達成のためとられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| | 1,275,930 | 1,241,599 |
| 日露交流委員会拠出金 | 44,200 | 65,017 |
| 計 | 1,320,130 | 1,306,616 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| | 34 | 33 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

ロシア国内においては、原油高に支えられた経済が好調であること、議長国としてＧ８サミットを成功裡に開催し国際面で影響力を回復したことを背景に、「自信」の回復やナショナリズムの高揚が見られた。また、このような国内の状況の影響もあり、欧米、CIS 等の諸外国との関係において、ロシアが自らの原則的立場を強く主張する傾向が見られた。

【目標の達成状況】

**評価の切り口１**：平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

平成 18 年度は、７月にロシアのサンクトペテルブルクにおいてＧ８首脳会合が行われ、その際に日露首脳会談が行われた。また、安倍総理が就任した後の最初の日露首脳会談が平成 18 年 11 月のベトナムにおける APEC 首脳会合の際に行われ、両首脳は、これまでに達成された諸合意及び諸文書に基づき双方に受入れ可能な解決策を見出すため精力的に交渉していくことで一致した。

また、（社）北方領土復帰期成同盟を通じ、北方領土相互理解促進対話交流使節団をモスクワ及びユジノサハリンスクに派遣する等、精力的に世論啓発事業を行ったほか、四島交流、自由訪問、北方墓参や北方四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。詳細は、事務事業①「平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備」を参照。

**評価の切り口２**：政治対話の積極的な実施

平成 18 年度においては、首脳会談を計２回、外相会談を計４回行った他、平成 19 年２月のフラトコフ首相訪日の際に、安倍総理と同首相との会談も行われた。また、日露外務省事務方のトップによる戦略対話が新たに設置され、平成 19 年１月に第１回戦略対話が行われた。

議会間、議員間交流の分野においては、平成 18 年度の１年間で日露双方あわせて延べ 50 名以上の国会議員・連邦議会議員が相互に訪問した。その他にも閣僚レベルの接触、日露フォーラムの開催等、重層的な対話が行われたことで日露両国の相互理解が促進された。詳細は、事務事業②「政治対話の積極的な実施」を参照。

**評価の切り口３**：貿易経済分野における協力の推進

日露経済関係は、好調なロシア経済及び我が国の景気の回復を背景に我が国民間企業の対露ビジネスへの関心が増大し、平成 18 年の日露間の貿易高は 130 億ドルを突破し、過去最高額を記録した。こうした中、平成 19 年２月のフラトコフ首相訪日の際には、両国政府間・民間企業間合わせ 15 本の成果文書が作成され、エネルギーのみならず運輸、情報通信技術、農業等の新たな分野における両国の協力を促進することで一致する等、日露経済関係の一層の緊密化が進んだ。

また、日露間の貿易・投資を促進するため、日露両国間で設置された貿易投資促進機構の活動を通じ、両国の企業の活動を支援した。詳細は、事務事業③「貿易経済分野における協力の推進」を参照。

**評価の切り口４**：国際舞台における協力の推進

地球温暖化対策等の観点から、「極東・シベリア森林保全作業部会」の設置が日露間で合意される等、環境分野における日露間の協力が進んだ。また、イランの核問題、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題等緊急かつ重大な諸問題が発生する中、首脳レベルを含め様々なレベルで種々の機会に精力的に協議が行われ、日露両国が緊密に連携し協力を進めていくことで一致した。詳細は、事務事業④「国際舞台における協力の推進」を参照。

**評価の切り口５**：人的交流・文化交流の推進

平成 18 年８月末～９月初めにモスクワ大学で日ロ学生 100 名が交流した「日ロ学生フォーラム」が実施されたほか、各種招聘事業・交流事業の実施を通じ人的交流、文化交流の分野において進展が見られた。詳細は、事務事業⑤「人的交流・文化交流の推進」を参照。

**【第三者の所見】**

斎藤　元秀　杏林大学総合政策学部教授

ポスト冷戦の国際関係を視野に入れ、「日露行動計画」にそってロシアとの友好関係の構築に努める一方で、プーチン政権が強気の外交を展開するなかで、北方領土問題という日露関係のいわば喉に刺さったトゲを抜くため、「東京宣言」にもとづき相互に受け入れ可能な解決を求めて、忍耐強く外交努力をしている。日露の絆を強化する上で、日本の主導で「日露戦略対話」がスタートした点も意義がある。安倍政権が北方領土問題の解決に意欲的な点は疑い得ない。日露経済関係も拡大傾向にある。安倍政権のもとで実現した日中関係改善は、ロシアに対する日本の立場を強める上で貢献したといってよい。北方領土問題の突破口は開かれていないが、施策の目標実現に関し進捗が認められ、政策評価は基本的に首肯できる。対露政策をより効果的に推進するため、米国のほかに、バルト三国、ドイツ、グルジア、ウクライナ、中央アジア諸国などとも、これまで以上に情報交換に努めるべきである。なお、北方領土問題の解決を図り、日露関係を長期にわたって確固たるものにすべく、骨太の「安倍構想」の作成に取り組むことは、急務の課題といえよう。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

引き続き、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して早期に平和条約を締結するという一貫した方針の下、精力的に交渉を継続していくとともに、「日露行動計画」の着実な実施を通じ幅広い分野で日露関係を発展させていく。

**【事務事業の扱い】**

①平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備　→　拡充強化
②政治対話の積極的な実施　→　拡充強化
③貿易経済分野における協力の推進　→　拡充強化
④国際舞台における協力の推進　→　今のまま継続
⑤人的交流・文化交流の推進　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

# Ⅰ－４－５　中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

中央アジア・コーカサス室長　宇山秀樹

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化すること、中央アジア地域内協力を促進すること |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり |
| **施策の概要** | ①「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける地域内協力の促進<br>②各国との対話の継続、経済協力等を通じた各国の市場経済化支援<br>③人的、知的交流の促進 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

「中央アジア+日本」対話第２回外相会合の開催、小泉総理（当時）の中央アジア訪問、経済作業部会の立ち上げ、第２回「東京対話」の開催等を通じ、日本と中央アジア諸国の対話と協力の促進という目標に向け格段の進展があった。

**【今後の課題】**

「行動計画」の実施を中心とした我が国と中央アジア諸国との協力の促進。

**【施策の必要性】**

中央アジア地域は、ロシア、中国、アフガニスタン、中東等に囲まれる地政学的位置と豊富なエネルギー資源の存在から、その安定がユーラシア大陸全体、ひいては国際社会の安定と繁栄にとって重要である。中央アジア地域の安定的発展のためには、各国の市場経済化を進めつつ、テロ、麻薬、輸送、水・エネルギー資源の有効活用、貿易、環境保全など各国の個別の取組だけでは解決が困難な共通の課題に対処すべく、地域内協力を促進していく必要がある。我が国としては、中央アジア各国と二国間関係の強化に努めつつ、これに加えて地域内協力の促進等を目的に中央アジア全体との対話と協力を進める必要がある。

**【施策の有効性】**

（１）平成18年６月１日の麻生外務大臣による政策スピーチ「中央アジアを「平和と安定の回廊」に」の発表により、日本の対中央アジア外交の３指針を内外に有効に向け打ち出すことができた。

（２）平成18年６月５日、「中央アジア＋日本」対話第２回外相会合を東京で開催し、「行動計画」に署名したことで、中央アジア諸国と日本の今後の協力の具体的方向性を有効に打ち出すことができ

た。

（３）平成18年８月、小泉総理（当時）は、日本の歴代現職総理として初めて中央アジアを訪問し、日本として中央アジア地域に積極的に関与していく姿勢を内外に有効に明らかにすることができた。

（４）平成18年12月、上記（２）の「行動計画」に基づき、「経済作業部会」をタジキスタンで開催し、地域横断的プロジェクトに官民合同で取り組む可能性につき有効に協議することができた。

（５）平成 19 年１月開催の、第２回「中央アジア＋日本」知的対話（東京対話）では、地域のエネルギー問題につき提言を行うことで、有識者の知見を有効に政府間対話にインプットすることができた。

**【施策の効率性】**

「中央アジア+日本」対話第２回外相会合、小泉総理（当時）の中央アジア訪問というハイレベルの施策を短期に連続して実施したことにより、我が国として中央アジア地域に積極的に関与していく姿勢を、この上なく効率的に示す事ができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 26,529 | 21,395 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 26,529 | 21,395 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 10 | 10 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

中央アジア地域の情勢は、同地域への影響力拡大に関心を有する諸大国の思惑や、近接するアフガニスタンやイランの情勢といった外部的要因に大きく左右される面がある。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：「中央アジア＋日本」対話の進展状況

「中央アジア＋日本」対話第２回外相会合において、地域内協力の促進、ビジネス振興をはじめ日本と中央アジア諸国との具体的協力につき記した「行動計画」に署名。詳細は、事務事業①「「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける地域内協力の促進」を参照。

**評価の切り口２**：各国との対話の進展状況

「中央アジア＋日本」対話の第２回外相会合の東京開催、小泉総理（当時）の日本の現職総理として初の中央アジア訪問を通じ、日本として中央アジア地域に積極的に関与していく姿勢を示すことが出来、中央アジア諸国からも日本の関与に対する支持が表明された。詳細は、事務事業②「各国との対話の継続、経済協力等を通じた各国の市場経済化支援」、事務事業③「人的、知的交流の促進」を参照。

**【第三者の所見】**

中居孝文　(社)ロシアNIS貿易会ロシアNIS経済研究所調査役

「目標の達成に向けて相当な進展があった」とする自己評価は適切であると考える。とくに、（１）「中央アジア＋日本」対話・第２回外相会合において、平成16年８月の同対話・第１回外相会合及び平成17年３月の高級実務者会合で合意された協力の５本柱が「行動計画」として結実し、より具体化したこと、（２）同対話・第２回外相会合を通じて、中央アジアの地域内協力を進め上で参画が不可欠なアフガニスタンの関与を得たこと、（３）総理による初めての中央アジア訪問が実現し、我が国として同地域に対する関与の積極的意志をアピールできた点は、大きな前進であった。

一口に中央アジアといっても、中央アジアは多様性を有する地域であり、構成諸国間で利害の対立する部分も少なくない。今後の施策では、具体的な地域内協力案件の形成・実施の段階に入ることになるが、その際には右の事情を踏まえ、適切かつ効果的な案件の形成と実施を望む。また、昨年度の所見で指摘された「日本がなぜ中央アジアに関わっていくのか」を示す必要性については、大臣の政策スピーチや「自由と繁栄の弧」に関する演説で基本的に示されたと思うが、政策に対する広い理解を得るために引き続き、さらなる広報努力を期待する。「中央アジア＋日本」知的対話をインプットの場だけではなく、広報の機会として活用するのも一案である。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成 18 年６月に開催された第２回外相会合開催を大きな節目として、具体的な地域内協力案件の形成・実施に努めていく必要がある。

**【事務事業の扱い】**

①「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおける地域内協力の促進　→　拡充強化

②各国との対話の継続、経済協力等を通じた各国の市場経済化支援　→　今のまま継続

③人的、知的交流の促進　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ○ | ○ |

施策目標Ⅰ―５　対中東外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・147

施策

Ⅰ-5-1　中東和平実現に向けた働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
Ⅰ-5-2　イラクの平和と安定のための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
Ⅰ-5-3　アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援・・・・・・・・・・・・・ 159
Ⅰ-5-4　中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大・・・ 163

# 施策目標Ⅰ―５　対中東外交

**【施策】**

**Ⅰ―５－１　中東和平実現に向けた働きかけ**

**Ⅰ―５－２　イラクの平和と安定のための支援**

**Ⅰ―５－３　アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援**

**Ⅰ―５－４　中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅰ―５** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅰ―５－１** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―５－２** | 「目標達成に向けて一定の進展があった。」 | ★★☆☆☆ |
| **Ⅰ―５－３** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅰ―５－４** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |

**【施策の必要性】**

１.「中東和平実現に向けた働きかけ」については、大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ等、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油輸入の９割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する重要な問題である。中東和平問題は中東地域の平和と安定の鍵ともいうべき問題であるところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

２.「イラクの平和と安定のための支援」については、我が国は原油輸入の９割弱を中東地域に依存しているところ、石油埋蔵量世界第３位のイラクの平和と安定は、中東地域の平和と安定に資する。このためには、イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。

　また、イラク政府・国民、国際社会全体から我が国の支援は高く評価されているとともに、支援の継続を要請されている。

３.「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」については、アフガニスタンを安定させ、テロの脅威を排除し、再びテロの温床となることを防ぐことは、世界の平和と安定に寄与し、ひいては我が国の安全保障上の利益につながる重要な課題である。また歴史的にアフガニスタンの戦乱には関わりが薄い我が国が積極的に役割を果たすことについて、アフガニスタン国内や関係各国からも強い期待が寄せられている。国際社会がアフガニスタンを再び破綻国家にしないとの決意から、協力して同国の和平・復興に取り組んでいる中、我が国としても国益を確保し、また、国際社会における責任ある一員としての役割を果たすことが必要である。

４.「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」については、中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与していくにあたっては、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。かかる政策上の要請に鑑みれば、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。

なお、エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は今後ますます高まっていくことから、中東・イスラム諸国との関係は中長期的視点で考えていく必要がある。

**【施策の有効性】**

１.「中東和平実現に向けた働きかけ」については、

（１）中東和平の実現に向け紛争当事者の和平努力を促進するためには、紛争当事者及び関係諸国に対する政治的働きかけが効果的である。

（２）パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、国造りに向けたパレスチナ人自身による主体的努力に加え、こうした国造りに向けた主体的努力を積極的に後押しする我が国をはじめとする国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。

（３）紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意を形成するためには、紛争当事者間の信頼を醸成する必要がある。我が国は、イスラエル・パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうした立場を活かし、我が国が信頼醸成措置を行うことは引き続き効果的である。

２.「イラクの平和と安定のための支援」については、経済・復興面では道半ばであり、治安面についても厳しい情勢が続いているものの、新政府発足をもって安保理決議 1546 に定められた政治プロセスは完了した。このような進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国としては、安保理決議等に示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行う必要がある。この観点から、上記概要のとおり自衛隊による人的貢献及び ODA による支援をはじめとする支援は、他の国際社会の支援と相俟ってイラクの平和と安定に寄与していると考えられる。

３.「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」については、アフガニスタンはこれまで着実に復興・再建を進めてきており、高い経済成長率を達成する（2003 年 15.7%、2004 年 8.0%、2005 年 13. 8%（世銀））など 2001 年の状況に比べれば大きな前進が見られるが、復興はいまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要である。また、そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することも必要である。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、第二次世界大戦後復興を成し遂げた経験も生かしつつ、人道支援を含め、治安や和平プロセスの進展に対する支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するための広報活動等、二国間関係の強化が重要である。

４.「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」については、「中東における我が国の存在感を拡大すること」という施策の目標を実現するためには、大前提として我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解するとともに中東・イスラム諸国側にも我が国自身及び我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要となる。具体的には、まず中東諸国との対話の深化・拡大として、要人往来、人物交流に加え、我が国の対中東政策に対する理解・支持を得るための対話努力（政策としての対話事業）が考えられる。また、より中長期的な観点から有識者間の相互理解の浸透を図るための対話努力（知的対話事業）の一環として、イスラム世界との対話の深化・拡大という方途も有効である。更に、我が国の政策や支援姿勢を直接的に広報することも、中東における国際的な発言力の強化に資するものである。何れにせよ、重要なのは重層的な形での相互理解促進の措置をとることである。

「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」のような対話事業を開催することは、政治家、財界人、知識人同士の繋がりや対話の成果を蓄積し広く共有化させる作業であり、その波及効果として我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを真に人々の間に根付かせていくことを可能にするものである。

**【施策の効率性】**

1．「中東和平実現に向けた働きかけ」については、我が国独自の取組である「平和と繁栄の回廊」構想は、（1）小泉総理（当時）からの政治的働きかけの結果として、各首脳から賛同を得、麻生大臣のイニシアティブで同構想4者協議の閣僚級会議が開催されたものであり、（2）同構想の進展により、自立可能なパレスチナの国造り支援に資することになり、（3）イスラエル、パレスチナ、ヨルダンが同構想に参加することにより、関係者の信頼醸成にも資する、という点で、一つの構想で多面的な要素を含んでおり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2．「イラクの平和と安定のための支援」については、イラクのニーズに応じており、イラクの政治プロセス、治安の回復、復興を他の支援国や国際機関と協調しつつ行う日本の支援は、イラクの平和と安定への貢献の方策としてとられた手段は適切かつ効率的である。

3．「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」については、復興支援については、和平プロセス・ガバナンス（行政経費支援等）、治安維持（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）及びそれに引き続く非合法武装集団の解体（DIAG）や地雷対策等）及び復興（幹線道路整備等）の3つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手段は適切かつ効率的であった。

4．「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」については、「日・アラブ対話フォーラム」第4回会合を平成18年5月に東京で、「イスラム世界との文明間対話」セミナー第5回会合を平成19年2月に東京で開催し、我が国とアラブ諸国、イスラム諸国との間の対話事業が大規模に行われ、参加者間の相互理解が深化したことにより、施策の目標に向けて進展があったことは手段が適切であったことを示している。

また、広報についても、日常の談話発表、ホームページ広報に加えて、定期的に外務本省幹部から記者団、外交団へのブリーフを実施したり、さらには平成18年度は大臣が中東政策スピーチを実施するなど、我が国の中東外交政策を効果的に広報する方策を多く実施し、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**【施策目標の達成状況】**

1．「中東和平実現に向けた働きかけ」については、

（1）平成18(2006)年7月に小泉総理（当時）が中東地域を訪問した際に、オルメルト・イスラエル首相、アッバース・パレスチナ自治政府大統領に対し、イスラエルとパレスチナの共存共栄に向けて、対話を通じた和平の実現を働きかけるとともに、中長期的な課題として、地域協力を通じてヨルダン渓谷の開発を図る「平和と繁栄の回廊」構想を提案し、各首脳からの賛同を得た。

（2）平成19（2007）年3月に、第3回イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議を東京で開催し、イスラエルよりペレス副首相、パレスチナよりエラカートPLO交渉局長、ヨルダンよりカスラウィ国王特別顧問、我が国からは有馬政府代表、立山防衛大学校教授の他、学識経験者、経済界等から有識者が参加した。また、この機会に「平和と繁栄の回廊」構想の4者協議閣僚級会合を開催した。

2．「イラクの平和と安定のための支援」については、治安、内政等のイラク国内事情による制約がある中、我が国をはじめとする支援国の協調の下、国民議会の招集を経て平成18年5月にイラク新政

府が発足した。また、同政府は情勢打開に向け治安対策等様々な取組を行っている。引き続き、治安情勢が厳しいことは事実であるが、我が国が集中的に取り組んでいる施策については、目標に向けて一定の進展があったものと評価できる。

３．「アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援」については、アフガニスタンは未だ治安情勢については不安定なものの、平成 18（2006）年５月２日、新憲法に従って国会の信任を得た新政府が発足するなど、国際社会の協力を得つつ、着実に復興の道を歩んでいる。我が国の人道支援及び平和の定着を念頭に置いた各種支援はこれに貢献しているものと評価できる。また、アフガン政府要人よりの我が国支援に対する評価は高い。

４．「中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大」については、

（１）平成 18 年度は、中東諸国、イスラム世界との交流・対話の深化をはかるための既存の事業「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」セミナーに関し、両者とも東京で会合を開催し、有意義な意見交換を行うことができた。また、これらセミナーの開催等を通じて、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。

（２）平成 19 年２月の外務大臣による中東政策スピーチ実施や頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、相互の意見交換がより深化した。

# Ｉ－５－１　中東和平実現に向けた働きかけ

中東第一課長　佐藤英夫

平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 中東和平の実現へ貢献すること |
| **施策の位置付け** | ・平成 18 年度及び 19 年度重点外交政策において言及あり。<br>・第 166 回国会施政方針演説において言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ<br>（２）対パレスチナ支援<br>（３）信頼醸成措置 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）平成 18(2006)年７月に小泉総理（当時）が中東地域を訪問した際に、オルメルト・イスラエル首相、アッバース・パレスチナ自治政府大統領に対し、イスラエルとパレスチナの共存共栄に向けて、対話を通じた和平の実現を働きかけるとともに、中長期的な課題として、地域協力を通じてヨルダン渓谷の開発を図る「平和と繁栄の回廊」構想を提案し、各首脳からの賛同を得た。

（２）平成 19（2007）年３月に、第３回イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議を東京で開催し、イスラエルよりペレス副首相、パレスチナよりエラカート PLO 交渉局長、ヨルダンよりカスラウィ国王特別顧問、我が国からは有馬政府代表、立山防衛大学校教授の他、学識経験者、経済界等から有識者が参加した。また、この機会に「平和と繁栄の回廊」構想の４者協議閣僚級会合を開催した。

**【今後の課題】**

中東和平の現状は、平成 18（2006）年１月のパレスチナ立法評議会選挙の結果、イスラエルの存在を否定し、武装闘争路線を標榜するハマスが第１党となり、ハマス主導のパレスチナ自治政府内閣が成立し、パレスチナの状況は混迷した。ガザ地区において、パレスチナ武装勢力によるイスラエル兵士の拉致事件に端を発したイスラエルのガザ地区再侵攻やファタハとハマスの度重なる衝突などにより、パレスチナの状況は混迷した。

このような状況の中、我が国は、和平路線の継続を表明するアッバース・パレスチナ自治政府大統領を一貫して支持・支援してきており、今後も同支持・支援を継続・強化していくことが課題である。他方、ファタハとハマスの間で挙国一致内閣の成立を受け、我が国としては、いかなる支援を行うかも含めて対応を決めていく必要がある。

**【施策の必要性】**

大量破壊兵器の拡散問題や国際テロ等、国際社会の平和と安定に大きく影響する問題を抱える中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも多大な影響を及ぼす問題である。とりわけ原油輸入の９割を中東地域に依存する我が国にとり、この地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄に直結する重要な問題である。中東和平問題は中東地域の平和と安定の鍵ともいうべき問題であるところ、我が国としても国際的な影響力を強化し、和平実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。

**【施策の有効性】**

（１）中東和平の実現に向け紛争当事者の和平努力を促進するためには、紛争当事者及び関係諸国に対する政治的働きかけが効果的である。

（２）パレスチナ独立国家の樹立を通じたパレスチナ問題の解決のためには、国造りに向けたパレスチナ人自身による主体的努力に加え、こうした国造りに向けた主体的努力を積極的に後押しする我が国をはじめとする国際社会からの対パレスチナ支援が不可欠である。

（３）紛争当事者間の対話と交渉を通じた合意を形成するためには、紛争当事者間の信頼を醸成する必要がある。我が国は、イスラエル・パレスチナ側いずれに対しても中立的な立場にあり、こうした立場を活かし、我が国が信頼醸成措置を行うことは引き続き効果的である。

**【施策の効率性】**

我が国独自の取組である「平和と繁栄の回廊」構想は、（１）小泉総理（当時）からの政治的働きかけの結果として、各首脳から賛同を得、麻生大臣のイニシアティブで同構想４者協議の閣僚級会議が開催されたものであり、（２）同構想の進展により、自立可能なパレスチナの国造り支援に資することになり、（３）イスラエル、パレスチナ、ヨルダンが同構想に参加することにより、関係者の信頼醸成にも資する、という点で、一つの構想で多面的な要素を含んでおり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 50,493 | 42,367 |
| (分担金・拠出金)(注) | 208,710 | 182,103 |
| 計 | 259,203 | 224,470 |

単位：千円

（注）内訳

| | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| UNDP 日本・パレスチナ開発基金金 | 179,820 | 153,213 |
| シナイ半島駐留多国籍軍監視団拠出金 | 28,890 | 28,890 |

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 11.5 人 | 11.5 人 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

中東和平の実現にあたっては、例えば以下のとおりの外部要因がある。

（１）暴力の発生・激化（パレスチナ自治区におけるイスラエル軍による軍事行動、パレスチナ過激派によるテロ活動等）
（２）イスラエル・パレスチナ間の立場・見解の相違・乖離
（３）イスラエル国内政治状況（時の政権の政策方針、政治勢力バランス、世論、極右ユダヤ人の動向等）
（４）パレスチナ自治区における政治状況（時の政権の政策方針、政治勢力バランス、世論、パレスチナ過激派の動向等）
（５）アラブ諸国の動向
（６）米等国際社会の動向

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**：我が国の具体的取組と各国等の評価

平成 18(2006)年度は、小泉総理（当時）が中東地域を訪問し、オルメルト・イスラエル首相、アッバース・パレスチナ自治政府大統領に対し、イスラエルとパレスチナの共存共栄に向けて、対話を通じた和平の実現を働きかけた。また、「平和と繁栄の回廊」構想を提案し、各首脳からの賛同を得た。さらに、第３回イスラエル・パレスチナ和平信頼醸成会議を東京で開催したほか、「平和と繁栄の回廊」構想の４者協議閣僚級会合を開催した。

各国等の評価としては、オルメルト・イスラエル首相より、日本の中東和平への関与を歓迎、中東には日本への深い信頼感があるとの発言があり、アッバース・パレスチナ大統領より、日本の長年に亘るパレスチナ支援に感謝している、その支援分野はインフラや人材育成、雇用や環境など多岐に亘っているとの発言があった。また、アブドッラー・ヨルダン国王より、日本は中東地域において誠実な仲介者で公正な立場をとるなど非常に尊敬されている、中東の平和と安定に向けて日本と協力していきたいとの発言があった。このほか、中東諸国や欧米諸国など、我が国の中東和平への取組に対する高い評価と期待が累次表明されている。

詳細は、事務事業①「イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ」、②「対パレスチナ支援」、③「信頼醸成措置」を参照。

**【第三者の所見】**

中島　勇　(財)中東調査会　中東情報センター長

日本が、中東和平問題で、中立的な立場に立ち、緊急人道援助に加え、中長期的な支援を継続していることは、紛争関係者の間で高い評価と信頼を得ている。他方、日本の支援は地味すぎて、一般的な認知度が低いという弱点があった。今回、政府は「平和と繁栄の回廊」構想を立ち上げた。日本が、パレスチナで具体的な地域や開発概念を提示して支援を表明するのは、前向きの意味でこれまでとは少し趣きが異なる。イスラエル、パレスチナ、ヨルダンの一般市民の間に、日本の政策が、より具体性を持って認知され、アピール度が高まることは確実だ。中東和平問題では、どうしても政治問題が先行する。しかし、日本は、和平維持には経済的な基盤確立が不可欠であるとのメッセージを発信すべき立場にある。中東の人たちは、日本の驚異的な経済復興のことをよく知っており、日本が経済問題で発言すれば期待もするし、一目置くだろう。従来の地道な経済支援、人的交流や信頼醸成の実績に加え、より政策的な色合いを持つ支援を進めることは、日本に対中東政策の重層化に寄与するだろう。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

中東和平の進展にはイスラエル・パレスチナ双方による和平努力が不可欠である。我が国としては、状況を注視しつつ、政治的働きかけや双方間の信頼醸成などを柱として和平推進を積極的に働きかける考え。また、パレスチナ人の生活状況の更なる悪化を防ぎ、和平を志向する民意を強化するために、国際機関等を通じた人道支援を継続する。その他の支援については、パレスチナ自治政府が、平和的手段を通じて和平プロセスの進展に努力するかどうかを見極めつつ、個別に検討する。

**【事務事業の扱い】**

①イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための
　両者及び関係諸国への政治的働きかけ　→　今のまま継続
②対パレスチナ支援　→　今のまま継続
③信頼醸成措置　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

# Ｉ－５－２　イラクの平和と安定のための支援

中東第二課長　高橋　克彦

平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | イラクの復興へ貢献すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度重点外交政策に言及あり<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり<br>第 164 回/第 165 回/第 166 回施政方針演説に言及あり |
| **施策の概要** | （１）イラクの安定と復興を実現するために、我が国は、国際社会の責任ある一員として日本にふさわしい支援を行う必要があるとの認識の下、人道復興支援のために自衛隊をイラクに派遣するとともに政府開発援助（ODA）を提供し、これらを「車の両輪」として支援を実施してきた。<br>(イ)イラク特措法に基づき､サマーワを中心とするムサンナー県において、道路、学校等の公共施設の補修事業及び医療分野における技術指導等の人道復興支援活動等を行っていた陸上自衛隊は任務を完了し、平成 18 年 7 月にサマーワから撤収した。航空自衛隊は、概ね週４回から５回程度運航しており、バグダッドへの運航（平成 18 年７月 31 日開始）として概ね週１回程度、バグダッド経由のエルビルへの運航（平成 18 年９月６日開始）として概ね週１回程度、空輸を実施している。<br>（ロ）ODA による支援では、平成 15（2003）年のマドリッド会合で、最大 50 億ドルの支援等を表明している。そのうち 15 億ドルの無償資金による支援については、電力、教育、水・衛生、保健、雇用創出などイラク国民の生活基盤の再建及び治安の改善などの分野に全て実施・決定した。35 億ドルの円借款については、既に 10 件（約 21 億ドル）分の実施の意図をイラク側に伝達済みであり、内８件（16 億ドル）の交換公文（E/N）に署名した。<br>（ハ）また上記 50 億ドルに加え、平成 19 年２月 23 日に、我が国は、国際機関を通じ、基礎的生活分野（BHN)、治安、人材育成等の人道復興支援案件に対し、総額 1 億 450 万ドルの支援（緊急無償）を決定した。<br>（２）イラク情勢打開のためには、治安対策のみならず、イラク政府による自発的な国民融和促進のための政治的努力も重要との観点から、平成 19 年３月に来日したハーシミー副大統領（スンニ派)、同４月に来日したマーリキー首相（シーア派）にそれぞれ国民融和促進に向けた働きかけを実施した他、３月 25 日から 31 日まで、イラク各派から国会議員等有力者を招聘し、「国民融和セミナー」を開催した。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標達成に向けて一定の進展があった。」

（理由）

治安、内政等のイラク国内事情による制約がある中、我が国をはじめとする支援国の協調の下、国民議会の招集を経て平成 18 年５月にイラク新政府が発足した。また、同政府は情勢打開に向け治安対策等様々な取組を行っている。引き続き、治安情勢が厳しいことは事実であるが、我が国が集中的に取り組んでいる施策については、目標に向けて一定の進展があったものと評価できる。

**【今後の課題】**

イラクの治安情勢は、バグダッドを中心に厳しい情勢。イラク政府は、米軍とともにバグダッドでの新たな治安対策を実施。米国、イラク両国政府は、新治安対策が一部で成果をあげているとしているが、成否を見極めるには数ヶ月を要する旨述べている

ODA による支援については、既に「当面の支援」である無償資金援助 15 億ドル分について実施・決定されていることから、今後「中長期的支援」として円借款を中心とする最大 35 億ドルの支援を効果的に実施していく必要がある。

**【施策の必要性】**

我が国は原油輸入の９割弱を中東地域に依存しているところ、石油埋蔵量世界第３位のイラクの平和と安定は、中東地域の平和と安定に資する。このためには、イラク自身による国家再建の努力を国際社会が一致して支援していくことが不可欠である。

また、イラク政府・国民、国際社会全体から我が国の支援は高く評価されているとともに、支援の継続を要請されている。

**【施策の有効性】**

イラクの平和と安定の状況については、経済・復興面では道半ばであり、治安面についても厳しい情勢が続いているものの、新政府発足をもって安保理決議 1546 に定められた政治プロセスは完了した。このような進展は、イラク一国のみの力では不可能であり、国際社会の支援が不可欠である。我が国としては、安保理決議等に示される国際社会の支援の枠組みの中で、我が国に相応しい方法で効果の高い支援を行う必要がある。この観点から、上記概要のとおり自衛隊による人的貢献及び ODA による支援をはじめとする支援は、他の国際社会の支援と相俟ってイラクの平和と安定に寄与していると考えられる。

**【施策の効率性】**

イラクのニーズに応じており、イラクの政治プロセス、治安の回復、復興を他の支援国や国際機関と協調しつつ行う日本の支援は、イラクの平和と安定への貢献の方策としてとられた手段は適切かつ効率的である。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 27,416 | 13,426 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 27,416 | 13,426 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 3.3 | 3.3 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）武装勢力による反政府テロ活動は、イラク政府の活動を阻害し、各国からのイラクに対する支援の効果を減じさせている。例えば、政府関係者に対するテロは政府の人材の喪失となるとともにその活動を萎縮させることとなり、また、治安悪化によって事業現場へのアクセスが制約され復興事業の実施を妨げることとなる。

（２）政府部内における支援受入れ体制の不備は、イラクに対する支援の効果を減じる要因となっている。例えば、国連開発グループ・イラク信託基金事業進捗報告等においても、関係省庁間の調整の遅滞、担当者の頻繁な変更等の問題が指摘されているが、これらの問題は、我が国の支援についても該当する。現在、このような問題に対応するため、イラク計画省を中心として、政府部内及び支援国との調整過程を明確化する取組が進められつつある。

（３）イラク国内の民族・宗派間調整は、これまでにも新政府成立の遅延を招いており、このような内政上の問題がイラク政府の活動を非効率化する側面は否定できない。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：政治プロセス、治安、復興における我が国の貢献

自衛隊による人道復興支援、50 億ドルの ODA、60 億ドルの債務救済、国民融和促進（セミナー開催、ハーシミー副大統領及びマーリキー首相来日の際の働きかけ）等、積極的な取組を実施。これらに加え、平成 19 年２月にはイラク・コンパクト実施のために１億ドルの追加支援を行った。

詳細は、事務事業①「人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）」、事務事業②「政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける挙国一致の維持・拡大、治安の改善）」を参照。

**評価の切り口２**：二国間関係の強化の状況

麻生大臣のイラクを訪問、ハーシミー・イラク副大統領、マーリキー・イラク首相の来日等、頻繁に要人往来を実施するなど、積極的に取り組んできた。

詳細は、事務事業③「二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）」を参照。

**【第三者の所見】**

大野元裕　中東調査会上席研究員

日本の対イラク支援は、上記の施策の必然性および米国に対する協調という二つの目的に貢献すると言えようが、支援表明及び実施の迅速さは当初の表明額の大きさと共に、イラク復興にとり重要であり、且つ国際社会に対する大きなＰＲとなった。

陸上自衛隊によるムサンナー県に対する人道支援は、治安等の困難な環境にもかかわらず高い評価を得た。その一方で、航空自衛隊によるバグダード及びアルビールへの空輸作業は、その頻度の低さおよび民間航空定期便の就航に伴い、自衛隊でなければ代替できない貢献という当初のニーズを満たすものにはならなくなっている。

日本政府は対イラク支援を、戦後の緊急時、混乱期、安定期へと移行することを想定して、２００３年度の緊急支援、２００４年度の無償支援、その後の「中期的支援」としての円借款中心の支援へと移行するシナリオを考えていたようであるが、イラクの不安定は長期化しており、短期的に大きく変化する見込みも立っていない。日本の支援の重要性と影響力に鑑みれば、現在の状況の変化に対応すべく、今一度、支援のシナリオを組みなおすことを検討すべきであろう。またイラクにとっての安定への道筋を示すためにも、相対的に安定している北イラクのような地域でのパイロット・プロジェクトやイラク全体が裨益するようなプロジェクトの訓練を行うような手法の検討も必要に思われる。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

イラクにおけるニーズを絶えず把握し、状況の変化を見極めて効果的な支援を実施していく。その際に、治安情勢の変化や政治プロセス完了後の情勢に留意する。

**【事務事業の扱い】**

①人道・復興支援の実施（国民の生活水準の向上、復興の進展）　→　今のまま継続

②政治プロセス及び治安分野での協力（イラクにおける挙国一致の維持・拡大、治安の改善）　→　今のまま継続

③二国間関係の強化（二国間の相互理解の増進）　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅰ－５－３　アフガニスタンの平和と安定の実現のための支援

中東第二課長　高橋　克彦

平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | アフガニスタンの復興へ貢献すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度重点外交政策に言及あり<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり<br>第 166 回国会施政方針演説に言及あり |
| **施策の概要** | アフガニスタンの安定は、国際社会の安定と繁栄に資するとの観点から、我が国は、平成 13（2001）年のタリバン政権崩壊以降、平成 14（2002）年１月の東京でのアフガニスタン復興支援国際会議の開催、平成 15（2003）年の「アフガニスタンの平和の定着に関する第１回東京会合」の開催、平成 18（2006）年７月の同第２回会合等で、国際社会全体としてのアフガニスタンへの復興支援をとりまとめたほか、平成 16（2004）年３月のベルリンのアフガニスタンに関する国際会議でドイツとともに共同議長を務めるなど、アフガニスタンの和平と復興に向けて積極的に貢献してきている。また日本が主導した元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）は平成 18（2006）年６月末に完了したが、約６万人を対象とし、際だった成果を上げた。平成 13（2001）年９月から平成 19（2007）年３月までの支援額は約 12 億ドルに上る。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

アフガニスタンは未だ治安情勢については不安定なものの、平成 18（2006）年５月２日、新憲法に従って国会の信任を得た新政府が発足し、避難民の帰還、教育や医療の改善、インフラ整備など、進展もみられる。我が国の平和の定着を念頭に置いた各種支援はこれに貢献しているものと評価できる。また、アフガン政府要人よりの我が国支援に対する評価は高い。

**【今後の課題】**

復興には進展が見られるものの依然道半ば。非合法武装集団の解体、法の支配の強化、治安の回復、麻薬依存体質経済からの脱却、地方開発の促進等の課題はまだ山積している。

**【施策の必要性】**

アフガニスタンを安定させ、テロの脅威を排除し、再びテロの温床となることを防ぐことは、世界の平和と安定に寄与し、ひいては我が国の安全保障上の利益につながる重要な課題である。また歴史的にアフガニスタンの戦乱には関わりが薄い我が国が積極的に役割を果たすことについて、アフガニスタン国内や関係各国からも強い期待が寄せられている。国際社会がアフガニスタンを再び破綻国家にしないとの決意から、協力して同国の和平・復興に取り組んでいる中、我が国としても国益を確保し、また、国際社会における責任ある一員としての役割を果たすことが必要である。

**【施策の有効性】**

アフガニスタンはこれまで着実に復興・再建を進めてきており、高い経済成長率を達成する（2003 年 15.7%、2004 年 8.0%、2005 年 13. 8%（世銀））など 2001 年の状況に比べれば大きな前進が見られるが、復興はいまだ道半ばであり、平和と安定を実現するためには、アフガニスタン国民の生活が改善され、希望を持って復興への努力を継続することができる環境を作ることが第一に重要である。また、そのためには中央政府の統治が全土に行き渡り、治安情勢が安定することも必要である。したがって、我が国がアフガニスタンの安定に貢献するためには、第二次世界大戦後復興を成し遂げた経験も生かしつつ、人道支援を含め、治安や和平プロセスの進展に対する支援を実施することが最も有効な手段である。また、支援のニーズを的確に判断するための緊密な対話や、支援に対する理解を深めてもらい、我が国に対する良好な感情を醸成するための広報活動等、二国間関係の強化が重要である。

**【施策の効率性】**

復興支援については、和平プロセス・ガバナンス（行政経費支援等）、治安維持（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰（DDR）及びそれに引き続く非合法武装集団の解体（DIAG）や地雷対策等）及び復興（幹線道路整備等）の 3 つの柱に対する支援を行い、目標達成の点からとられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 13,591 | 5,657 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 13,591 | 5,657 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 3.5 | 3.5 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）アフガニスタンの平和と安定に対しては、アフガニスタンの政権の動き、軍閥やテログループなど不安定要因をもたらすグループの動向、国際社会の動向等が大きな影響を与える。

（２）アフガニスタンへの復興支援は、主要ドナー国及び国連諸機関をはじめとする関係国・国際機関と協力して実施している。

（３）人道支援などアフガニスタン国民の生活環境向上に直接つながることが期待されるものがあるものの、復興支援全体の効果は、治安情勢や政治プロセスの進展状況など、アフガニスタンの国内事情に影響を受ける。

（４）アフガニスタン支援の成果が発現しているかどうかについては、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期的に目に見える形で確認できる性質のものではないことに留意する必要がある。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：アフガニスタンの安定への我が国の貢献

これまでに 12 億ドル以上の ODA を通じ積極的な支援を実施した。平成 18 年度においては DIAG 支援、地方総合開発、麻薬対策、空港ターミナル建設計画、幹線道路整備計画、「平和の定着に関する第 2 回東京会合」開催等の支援を実施した。

詳細は、事務事業[外務省17]①「アフガニスタンの安定への我が国の貢献」を参照。

**評価の切り口２**：二国間関係の強化の状況

スパンタ外相、カルザイ大統領、スタナクザイ大統領顧問が来日した他、関口外務大臣政務官が総理大臣特使として訪問するなど活発な要人往来が行われた。

詳細は、事務事業[外務省18]②「二国間関係の強化の状況」を参照。

**【第三者の所見】**

福田幸正　国際通貨研究所　主任研究員

我が国は 2002 年 1 月のアフガニスタン復興支援国際会議（東京会議）を開催して以来（それ以前からも）、平和構築支援の基本原則の一つでもある「一貫して関与を継続する」ということを「政治」「治安」「人道・復興」のそれぞれの分野で誠実かつ着実に実行してきたことによってアフガニスタン側や関係各国から高い信頼と評価を得ることができたものと考える。

一方、アフガニスタンに対する日本国民の関心も依然高いものがあり、アフガニスタンの安定と自立的発展、広域西アジアの安定と繁栄、ひいては国際社会の安定と平和を期し、あらためてこれまで以上に我が国のリソースをアフガニスタンに投入することにしたとしても日本国民の許容、支持を得ることはできるものと考える。このような点も念頭に置き引き続き国民の理解を得つつ長期的視点とともに支援を継続して行くことが期待される。

なお、東京会議以来５年間、我が国も含めたドナー側は多くの困難を伴うアフガニスタン復興支援の実地経験の積み重ねを通して紛争経験国などの脆弱国家の国づくりに当たる際の共通認識を培い、それらも反映させた形で 2007 年 4 月に OECD の DAC（(開発援助委員会）は「脆弱国家取組原則」を採択した。同原則には、アフガニスタン支援や他の途上国支援での経験も踏まえて我が国が提案した「被援助国側で既に機能しているシステムを見極め、これらを強化することに努めることが肝要」などの文言も反映されている。このようにアフガニスタンなどでの経験を「原則」などの形で一般化し国際社会の議論に環流させていくことも我が国の重要な国際貢献のあり方と考える。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

アフガニスタンの復興には進展が見られるものの依然道半ばであり、課題はまだ山積している。アフガニスタンの安定のためにも、引き続き支援が必要である。

**【事務事業の扱い】**

①アフガニスタンの安定への我が国の貢献　→　今のまま継続

②二国間関係の強化の状況　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅰ－５－４ 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大

中東第一課長　佐藤　英夫
中東第二課長　高橋　克彦
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 中東・イスラム諸国における双方向的コミュニケーションの拡大により中東における我が国の存在感を拡大すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策において言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）中東諸国との交流・対話の深化・拡大<br>（２）イスラム世界との交流・対話の深化・拡大<br>（３）我が国の立場と支援姿勢の積極的広報 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）平成 18 年度は、中東諸国、イスラム世界との交流・対話の深化をはかるための既存の事業「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」セミナーに関し、両者とも東京で会合を開催し、有意義な意見交換を行うことができた。また、これらセミナーの開催等を通じて、中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が更に活性化され、対話を深化させることができた。

（２）平成 19 年２月の外務大臣による中東政策スピーチ実施や頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、相互の意見交換がより深化した。

**【今後の課題】**

対話関連事業は、会合を開催すること自体（供給側の論理）を目的化するのではなく、いかにその会合が、日本と中東諸国、日本とイスラム世界との相互理解を深め、関係者間のネットワークを拡大し、また、対外的な広報効果を高めるか（需要側の論理）ということもよく意識した上で、そのやり方について工夫しなければならない。

また、我が国の対中東外交政策について、国内外からの理解を深めるためにも、談話発出、幹部のブリーフ、ホームページの活用を現在よりももっと積極的に、着実に、タイミング良く実施する必要がある。

**【施策の必要性】**

中東和平問題やイラク復興等、我が国が中東の諸問題に積極的に関与していくにあたっては、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠である。かかる政策上の要請に鑑みれば、中東諸国との積極的な対話を行うことが、我が国とこれら諸国との友好関係の維持・発展に資するのみならず、我が国の対中東政策に対するこれら諸国の理解を得ることにつながるという点で必要である。

なお、エネルギーの確保は我が国にとって将来にわたる課題であり、この分野における中東諸国の重要性は今後ますます高まっていくことから、中東・イスラム諸国との関係は中長期的視点で考えていく必要がある。

**【施策の有効性】**

「中東における我が国の存在感を拡大すること」という施策の目標を実現するためには、大前提として我が国自身が中東・イスラム諸国について深く理解するとともに中東・イスラム諸国側にも我が国自身及び我が国の中東・イスラム諸国における取組を理解させる努力が必要となる。具体的には、まず中東諸国との対話の深化・拡大として、要人往来、人物交流に加え、我が国の対中東政策に対する理解・支持を得るための対話努力（政策としての対話事業）が考えられる。また、より中長期的な観点から有識者間の相互理解の浸透を図るための対話努力（知的対話事業）の一環として、イスラム世界との対話の深化・拡大という方途も有効である。更に、我が国の政策や支援姿勢を直接的に広報することも、中東における国際的な発言力の強化に資するものである。何れにせよ、重要なのは重層的な形での相互理解促進の措置をとることである。

「日･アラブ対話フォーラム」､「イスラム世界との文明間対話」のような対話事業を開催することは、政治家、財界人、知識人同士の繋がりや対話の成果を蓄積し広く共有化させる作業であり、その波及効果として我が国と中東の人々との間で相互理解の拡大・深化を促し、それを真に人々の間に根付かせていくことを可能にするものである。

**【施策の効率性】**

「日・アラブ対話フォーラム」第４回会合を平成 18 年５月に東京で、「イスラム世界との文明間対話」セミナー第５回会合を平成 19 年２月に東京で開催し、我が国とアラブ諸国、イスラム諸国との間の対話事業が大規模に行われ、参加者間の相互理解が深化したことにより、施策の目標に向けて進展があったことは手段が適切であったことを示している。

また、広報についても、日常の談話発表、ホームページ広報に加えて、定期的に外務本省幹部から記者団、外交団へのブリーフを実施したり、さらには平成 18 年度は大臣が中東政策スピーチを実施するなど、我が国の中東外交政策を効果的に広報する方策を多く実施し、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 65,343 | 45,986 |
| （分担金・拠出金） | － | － |
| 計 | 65,343 | 45,986 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 23.6 | 23.6 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

中東諸国、イスラム世界との関係においては、中東諸国、イスラム諸国における政策決定、国際社会の対中東外交等に左右される面を有している。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：中東・イスラム諸国の交流・対話の拡大の状況

平成 18 年度は、中東諸国、イスラム世界との交流・対話の深化をはかるための既存の事業「日・アラブ対話フォーラム」、「イスラム世界との文明間対話」セミナーに関し、両者とも東京で会合を開催し、有意義な意見交換を行うことができた。中東諸国、イスラム世界の各界の有力者、有識者との間で交流事業が活性化され、対話を深化させ、ネットワークを拡大させることができた。詳細は、事務事業①「中東諸国との交流・対話の深化・拡大」及び事務事業②「イスラム世界との交流・対話の深化・拡大」を参照。

**評価の切り口２**：中東情勢に関する我が国の立場に関する広報の状況

平成 19 年２月の外務大臣による中東政策スピーチ実施や頻繁な大臣談話、外務報道官談話の発出などで我が国からの情報発信が増え、相互の意見交換がより深化した。詳細は、事務事業③「我が国の立場と支援姿勢の積極的広報」を参照。

**【第三者の所見】**

中島　勇　(財)中東調査会　中東情報センター長

「継続は力なり」という表現があるが、中東・イスラム諸国との双方向的対話が、この考えを基調に立案されている点が評価される。要人から若手幹部に及ぶ広範囲の人物交流事業は中長期的に継続されている。「日本・アラブ対話フォーラム」や「イスラム世界との文明間対話」は、単発事業の域を超え、中期的な継続事業として定着している。早急な成果を求めず、地道な継続が望まれる。他方、時には、華やかな情報発信も必要である。19 年２月に外務大臣が行った中東政策についての講演は、その好例だろう。中東のメディアは、大臣講演に高い関心を見せた。大臣の講演会は、ホームラン的効果があるとしても、小刻みなヒットも同じくらい重要である。この点で、大臣談話や外務報道官談話の発信が戦略的に検討されていることは、インターネット時代を見据えた適切な対応だろう。人が実際に往来して直接議論する交流とインターネットなどを活用した日常的なネットワークの構築の双方が視野にいれてあり、バランスが取れた対応になっている。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

本件施策については、中長期的な視点が必要であり、必ずしも短期間で目に見える形で確認できるものではないので、引き続き着実に進めていく必要がある。

**【事務事業の扱い】**

①中東諸国との交流・対話の深化・拡大　　→　今のまま継続

②イスラム世界との交流・対話の深化・拡大　→　今のまま継続

③我が国の立場と支援姿勢の積極的広報　　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

施策目標Ⅰ―６　対アフリカ外交・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・169

施策

Ⅰ-6-1　TICAD プロセスを通じたアフリカ開発の推進、平和と安定の実現のための支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172

Ⅰ-6-2　Ｇ８、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176

Ⅰ-6-3　アフリカとの重層的な交流の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 179

# 施策目標Ⅰ―６　対アフリカ外交

**【施策】**

**Ⅰ―６－１　TICAD プロセスを通じたアフリカ開発の推進、平和と安定の実現のための支援の推進**

**Ⅰ―６－２　Ｇ８、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化**

**Ⅰ―６－３　アフリカとの重層的な交流の実施**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅰ―６** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―６－１** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅰ―６－２** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅰ―６－３** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |

**【施策の必要性】**

1.「TICAD プロセスを通じたアフリカ開発の推進､平和と安定の実現のための支援の推進」については、アフリカには、貧困、紛争、感染症など 21 世紀の国際社会が直面する課題が引き続き集中して存在している。このような問題の解決は我が国を含む国際社会が全体として取り組むべき課題であり、アフリカ諸国と援助国、国際機関等が今後のアフリカ開発のあり方について開かれた場で、包括的に政策対話を行う場としての TICAD の必要性は大きい。我が国としても TICAD プロセスを主導することにより、世界の４分の１以上を占めるアフリカ 53 か国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会において積極的な役割を果たしていく上で極めて重要であり、国際社会における我が国及び国民の利益増進に大きく寄与するものである。

2.「Ｇ８、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化」については、紛争や難民、貧困や感染症等のいわゆる「アフリカ問題」は、国際社会全体の課題となっており、我が国も国際社会の責任ある一員として同問題の解決に貢献する必要性がある。また、感染症やテロ等は、我が国にも影響が及びうる問題であり、適切に対処する必要性がある。

3.「アフリカとの重層的な交流の実施」については、日・アフリカ間の交流推進により増進される相互理解・相互信頼は、日・アフリカ関係の基盤として重要である。特に、アフリカは地理的・歴史的な距離から人物交流・文化交流を始めとする様々なレベル・分野での交流が比較的少なく、なじみの薄い地域であるが、アフリカ諸国は、近年日本外交にとっての重要性を増しており、積極的な交流を推進することが不可欠である。

　また、文化交流や広報活動を通じて、国内でのアフリカへの関心・理解及び我が国の対アフリカ政策への支持が適切なレベルに維持されることは、政府が適切な対アフリカ外交を進めていくために不可欠である。

**【施策の有効性】**

1.「TICAD プロセスを通じたアフリカ開発の推進､平和と安定の実現のための支援の推進」については、（１）アフリカ開発をめぐる状況は変化しており、具体的には民主化の進展や経済成長率の上昇など、政治・経済面で肯定的な兆しが見られるが、依然として紛争や感染症をはじめとする深刻な問題が残存することは事実。

（２）TICAD プロセスの開始当初より、アフリカ諸国の自助努力（オーナーシップ）と国際社会のパートナーシップの重要性を提唱し、アフリカ開発の推進役を果たしてきた我が国として、その後成立した様々なアフリカ開発のためのイニシアティブも視野に入れつつ、アフリカ開発の望ましいあり方・方向性について国際社会全体で開放的に議論し、包括的な形で取組をすすめることは非常に有意義。
（３）また、TICAD プロセスで合意を得たアフリカ支援の基本方針は、各国・国際機関の援助政策に取り入れられ、実施されることが重要であり、我が国の施策としても、アフリカ向け ODA 事業や各種施策の計画、実施に反映させていくことは非常に重要である。
（４）アフリカの開発においては、かつて貧困状態から経済発展を遂げた東アジア諸国の経験を活用することが有効であり、このような観点から、我が国の発展経験及びアジアにおける開発支援の経験に根ざした独自の視点に立った南南協力、特にアジア・アフリカ協力を推進することが重要である。

２.「Ｇ８、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化」については、アフリカにおける平和・安定と経済社会開発を効果的・効率的に促進するためには、他の先進諸国や国際機関との対話・協力の下、国際社会が一体となって対アフリカ支援に取り組むことが有効である。

３.「アフリカとの重層的な交流の実施」については、要人往来等の政府レベルの交流活動に加え、民間レベルでの文化・人物交流等の実施、アフリカンフェスタの実施や関係広報活動の推進といった様々な分野、レベルにおける重層的な相互交流により、日・アフリカ間の相互理解や日本の対アフリカ政策への支持が高まり、それによって、アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保や日本国内におけるアフリカへの関心を更に高めることが可能である。

特に、平成 17 年は大規模な国際会議が相次いでアフリカに焦点を当てた「アフリカの年」であったことに加え、愛知万博の開催に伴ってアフリカ文化が多数紹介されたことにより、国内のアフリカに対する関心がこれまでになく高まっている状況で、平成 18 年度は本件施策が特に有効であった。

**【施策の効率性】**

１.「TICAD プロセスを通じたアフリカ開発の推進､平和と安定の実現のための支援の推進」については、平成 18 年度における活発な要人往来や平成 19（2007）年２月の第四回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催、同年３月の TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議の開催時に、アフリカ諸国をはじめ、関係国、国際機関等から我が国の TICAD プロセスを通じたアフリカ開発支援に対する謝意が寄せられ、またこれら会議のテーマ・取組が非常に時宜にかなっているとの評価がなされ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

２.「Ｇ８、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化」については、平成 17 年は国際社会の注目がアフリカ問題に集まったいわゆる「アフリカの年」であった。この機運をとらえ、平成 18 年度も引き続き我が国が積極的に国際的マルチの枠組みにおいてアフリカへの協力の強化の姿勢を示したことは、国際社会全体のアフリカ問題への取組を持続・促進させることにもつながることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

３.「アフリカとの重層的な交流の実施」については、日本国内でこれまでになくアフリカに対する関心が高まっている状況下において、限られた投入資源により、大きな成果を得ることができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**【施策目標の達成状況】**

１.「TICAD プロセスを通じたアフリカ開発の推進､平和と安定の実現のための支援の推進」については、平成 19 年２月の第四回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催及び TICAD「持続可能な開発の

ための環境とエネルギー」閣僚会議の開催は、アフリカ諸国の自助努力及び国際社会のパートナーシップ（連携）に基づく持続可能なアフリカ開発を推進する上でもっとも時宜にかなったものであるとして、参加者一同から高い評価を得た。

２．「Ｇ８、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化」については、従来からの対アフリカ支援の着実な実施、平成 18 年の新施策の実施等を通じ、アフリカにおける平和・安定、経済社会開発の促進に貢献した。また、Ｇ８サミット、フランス・アフリカ首脳会議等、先進諸国との意見交換の場において積極的にアフリカ問題に関する議論に参加し、各国との協力関係を強化した。

３．アフリカとの重層的な交流の実施」については、

（１）アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保については、例年になく緊密な要人往来、国際会議での会談等を通じて、様々なレベルで会談・意見交換が行われ、各二国間関係にとどまらず日・アフリカ関係の強化、及び相互理解が深まった。これらを通じて我が国の立場への支持や共感が示される等一定の成果が得られた。

（２）日本国内でのアフリカへの関心の確保については、緊密な要人往来、官民様々なレベルでのアフリカ関連イベントの開催などを通じ、平成 17 年来日本国内ですでに高まっていたアフリカへの関心を下敷きにして当初の予想以上に成果が得られた。アフリカンフェスタの入場者数、及び内閣府実施の外交に関する世論調査（平成 18（2006）年 10 月）での「アフリカ諸国に親しみを感じる」人の割合はいずれも過去最高を更新した。

# Ⅰ―６－１　TICAD プロセスを通じたアフリカ開発の推進、平和と安定の実現のための支援の推進

アフリカ第二課長　坂下修

平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | TICAD プロセスを通じ、アフリカ諸国の開発を推進すること、及び平和と安定の実現のための支援を推進すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり |
| **施策の概要** | (１)TICAD プロセスの着実な推進と制度化<br>TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議の開催（平成 19 年３月)、TICAD-AATIC（アジア・アフリカ貿易投資会議）（平成 16 年度)、TICAD 平和の定着会議（平成 17 年度）のフォローアップ。<br>(２)我が国の対アフリカ協力の基本方針に基づく包括的な支援の推進<br>TICADⅢ以降、「平和の定着」、「経済成長を通じた貧困削減」、「人間中心の開発」を我が国の対アフリカ開発政策の三本柱と位置づけ、アフリカ向け ODA 事業や各種施策の計画、実施に反映。<br>(３)パートナーシップの拡大(南南協力､特にアジア･アフリカ協力の推進)<br>TICAD プロセスにおいて、アフリカ開発のパートナーとしてアジア諸国を重視し、アジアの経験のアフリカへの伝播を推進。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

平成 19 年２月の第四回アフリカ･アジア･ビジネスフォーラムの開催及び同年３月の TICAD｢持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議の開催は、アフリカ諸国の自助努力及び国際社会のパートナーシップ（連携）に基づく持続可能なアフリカ開発を推進する上でもっとも時宜にかなったものであるとして、参加者一同から高い評価を得た。

**【今後の課題】**

平成 20 年に開催予定である第四回アフリカ開発会議(TICADⅣ)の成功に向けたアフリカ諸国・国際社会のパートナーとの対話の促進とその後のフォローアップを着実に行い、国際社会におけるアフリカ開発の議論の先導役を担っていくこと。

**【施策の必要性】**

アフリカには、貧困、紛争、感染症など21世紀の国際社会が直面する課題が引き続き集中して存在している。このような問題の解決は我が国を含む国際社会が全体として取り組むべき課題であり、アフリカ諸国と援助国、国際機関等が今後のアフリカ開発のあり方について開かれた場で、包括的に政策対話を行う場としてのTICADの必要性は大きい。我が国としてもTICADプロセスを主導することにより、世界の４分の１以上を占めるアフリカ53か国との関係を強化し、信頼と支持を得ることは、我が国が国際社会において積極的な役割を果たしていく上で極めて重要であり、国際社会における我が国及び国民の利益増進に大きく寄与するものである。

**【施策の有効性】**

（１）アフリカ開発をめぐる状況は変化しており、具体的には民主化の進展や経済成長率の上昇など、政治・経済面で肯定的な兆しが見られるが、依然として紛争や感染症をはじめとする深刻な問題が残存することは事実。

（２）TICADプロセスの開始当初より、アフリカ諸国の自助努力（オーナーシップ）と国際社会のパートナーシップの重要性を提唱し、アフリカ開発の推進役を果たしてきた我が国として、その後成立した様々なアフリカ開発のためのイニシアティブも視野に入れつつ、アフリカ開発の望ましいあり方・方向性について国際社会全体で開放的に議論し、包括的な形で取組をすすめることは非常に有意義。

（３）また、TICADプロセスで合意を得たアフリカ支援の基本方針は、各国・国際機関の援助政策に取り入れられ、実施されることが重要であり、我が国の施策としても、アフリカ向けODA事業や各種施策の計画、実施に反映させていくことは非常に重要である。

（４）アフリカの開発においては、かつて貧困状態から経済発展を遂げた東アジア諸国の経験を活用することが有効であり、このような観点から、我が国の発展経験及びアジアにおける開発支援の経験に根ざした独自の視点に立った南南協力、特にアジア・アフリカ協力を推進することが重要である。

**【施策の効率性】**

平成18年度における活発な要人往来や平成19（2007）年２月の第四回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催、同年３月のTICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会議の開催時に、アフリカ諸国をはじめ、関係国、国際機関等から我が国のTICADプロセスを通じたアフリカ開発支援に対する謝意が寄せられ、またこれら会議のテーマ・取組が非常に時宜にかなっているとの評価がなされ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| 予算 | 32,307 | 55,871 |
| アフリカ地域機関拠出金 | 35,012 | 32,846 |
| 計 | 67,319 | 88,717 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 34 | 34 |

単位：人（本省職員）

（注）人的投入資源については、施策６－２、６－３と共通。

**【外部要因】**

（１）アフリカは、全世界の４分の１以上の国、２割以上の面積、約 13%の人口を占め、現状では、貧困、飢餓、感染症等の多くの課題が山積している。そのため、短期間で顕著な効果が現れると想定することは困難である。さらに、アフリカの開発の進展は政治情勢、天候、一次産品等の国際市況の影響を受けるものである。

（２）対アフリカ開発支援は、我が国のみならず、国際社会全体で取り組んでいる課題であり、我が国の対アフリカ支援の効果のみ抽出して評価することは困難である。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：アフリカ開発に対する我が国の貢献と具体的成果

（１）時宜にかなったアフリカ開発のテーマに焦点を当てた閣僚会議等関連会合を開催し、75 カ国（うちアフリカ 45 カ国、アフリカから 23 名の閣僚級が参加）の参加を得て議論を深めるなど具体的成果があった。詳細は、事務事業①「TICAD プロセスの着実な推進と制度化」を参照。

（２）平成 17 年にアジア・アフリカ首脳会議で小泉前首相が発表したアフリカ支援策を着実に実施し、TICADⅢで打ち出した「平和の定着」「経済成長を通じた貧困削減」「人間中心の開発」という三つの支援重点分野にそれぞれ具体的成果があった。詳細は、事務事業②「我が国の対アフリカ協力の基本方針に基づく包括的な支援の推進」を参照。

（３）アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムの開催を通じてアジア・アフリカの多くの民間企業向けに商談の機会が提供されるなど、具体的アジア・アフリカ協力が推進された。詳細は、事務事業③「パートナーシップの拡大」を参照。

**【第三者の所見】**　（第三者の所見は、施策Ⅰ―６－１～Ⅰ―６－３まで共通）

片岡貞治　早稲田大学国際教養学術院　准教授

アフリカの問題への取り組みは、今日、国際社会の大きな課題となっている。我が国は 1993 年に TICAD を開催して以来、TICAD プロセスをアフリカ外交の機軸に掲げ、こうしたアフリカ問題へのコミットメントを継続してきた。平成 18 年度においても、これまでに表明してきた施策の実施のみならず、新たなイニシアティブを打ち出すことによって、同プロセスを発展的に継続しており、「アフリカ諸国の開発及び平和と安定の実現への協力・推進」という政策目標の達成に向けて大きな進展があったとする各政策評価は適切であると言える。とりわけ、小泉総理（当時）が現職として初めてアフリカ連合を訪問し、戦略的な政策スピーチを行うことによって、アフリカ諸国全体との協力関係の一層の強化を推進したり、副大臣や政務官も積極的にアフリカ諸国を訪問して各国首脳と意見交換を行ったりしたように、要人の戦略的な訪問が一層推進されたことは、外交関係の基盤の強化に資するものであり、極めて有益であった。また、タンザニアでは第４回「アフリカ・アジア・ビジネスフォーラム」、ケニアにおいては TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会合を開催し、両会議の参加者一同から極

めて時宜に適ったものとして高い評価を得た。2008 年５月末に横浜にて開催が予定されている TICADⅣの成功に向けて、我が国がアフリカ諸国との友好的且つ戦略的な関係を一層強化していく為には、各施策のフォローアップを着実に行うとともに、様々なアクターや知見を動員して各施策を引き続き発展的に深化させていかなければならない。その為にも、予算を今まで以上に配分し、体制の拡充を図っていくことが期待される。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成 20（2008）年の TICAD IV 開催に向け、平成 17 年度に表明した対アフリカ支援策を着実に実施するとともに、同会議開催に向けた準備プロセスを加速させ、更なる TICAD プロセスの推進を図る。

**【事務事業の扱い】**

① TICAD プロセスの着実な推進と制度化　→　今のまま継続

② 我が国の対アフリカ協力の基本方針（平和の定着、経済成長を通じた貧困削減、人間中心の開発）に基づく包括的かつ積極的な支援の推進　→　拡充強化

③ パートナーシップの拡大（南南協力、特にアジア・アフリカ協力の推進）　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ― | ― |

# Ⅰ－６－２　Ｇ８、国連等マルチの国際的枠組みにおけるアフリカに対する協力の強化

アフリカ第一課長　　牛尾　滋

平成 19 年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | （１）アフリカにおける平和・安定と経済社会開発を促進すること<br>（２）アフリカへの協力に関する他の先進国等との関係を維持・強化すること |
| **施策の位置付け** | 第 164 回国会施政方針演説に言及あり。平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）マルチの国際的枠組みにおける議論への貢献<br>Ｇ８プロセスでのアフリカに関する議論（Ｇ８アフリカ問題首脳個人代表（APR）を通じたものを含む)、アフリカ・パートナーシップ・フォーラム（APF)、国連安保理でのアフリカ問題の議論への貢献等。<br>（２）マルチの国際的枠組みでの具体的取組<br>Ｇ８アフリカ行動計画のレビュー及び着実な実施。国際社会の対アフリカ支援への積極的協力。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

従来からの対アフリカ支援の着実な実施、平成 18 年の新施策の実施等を通じ、アフリカにおける平和・安定、経済社会開発の促進に貢献した。また、Ｇ８サミット、フランス・アフリカ首脳会議等、先進諸国との意見交換の場において積極的にアフリカ問題に関する議論に参加し、各国との協力関係を強化した。

**【今後の課題】**

国際的枠組みでの対話・協調の継続を図り、平成 18 年度に打ち出した新施策等を引き続き着実に実施しつつ、平成 20 年の TICADⅣ、及びＧ８サミット日本開催に向け対アフリカ支援に対する国際社会の気運を維持・促進していく。

**【施策の必要性】**

紛争や難民、貧困や感染症等のいわゆる「アフリカ問題」は、国際社会全体の課題となっており、我が国も国際社会の責任ある一員として同問題の解決に貢献する必要性がある。また、感染症やテロ等は、我が国にも影響が及びうる問題であり、適切に対処する必要性がある。

**【施策の有効性】**

アフリカにおける平和・安定と経済社会開発を効果的・効率的に促進するためには、他の先進諸国や国際機関との対話・協力の下、国際社会が一体となって対アフリカ支援に取り組むことが有効である。

**【施策の効率性】**

平成 17 年は国際社会の注目がアフリカ問題に集まったいわゆる「アフリカの年」であった。この機運をとらえ、平成 18 年度も引き続き我が国が積極的に国際的マルチの枠組みにおいてアフリカへの協力の強化の姿勢を示したことは、国際社会全体のアフリカ問題への取組を持続・促進させることにもつながることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ― | ― |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | ― | ― |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 34 | 34 |

単位：人（本省職員）

（注）人的投入資源については、施策６－１、６－３と共通。

**【外部要因】**

（１）アフリカにおける平和・安定の状況は、関係諸勢力の和平への意思等に依存。
（２）アフリカにおける経済社会開発の進展は、アフリカ側の支援受け入れ態勢（改革努力、国際社会との協調姿勢等）や国際経済の状況（一次産品価格、先進国側の景気、金利動向等）等に依存。
（３）他の先進国等との関係強化の度合は、我が国がマルチの国際的枠組以外で行うアフリカ支援や、我が国と当該先進国等とのアフリカ以外の面での関係等に依存。
（４）（１）～（３）は、より大きな国際政治・経済情勢等に依存。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：アフリカへの協力における他の先進国等との協調状況

Ｇ８サンクトペテルブルク・サミットにおけるアフリカ問題の議論への積極的貢献をはじめ、仏政府主催のアフリカ・フランス首脳会議に域外国として初めて参加する等、対アフリカ協力に関する他の先進国等との関係を着実に強化することができた。詳細は事務事業①「Ｇ８グレンイーグルズ・サミット文書「アフリカ」、「Ｇ８アフリカ行動計画」の着実な実施」を参照。

**評価の切り口２**：アフリカにおける平和の安定、経済社会開発に対する我が国の貢献状況

平成 18 年度は、「アフリカの年」であった平成 17 年に高まった国際社会のアフリカへの関心を維持し、その成果を確かなものとするために各種イニシアティブを打ち出すとともに、過去に打ち出してきた施策を着実に履行した。詳細は事務事業②「その他国際場裡におけるアフリカ問題解決のための努力への参画（MDGs への貢献等）」を参照。

**【第三者の所見】**　（第三者の所見は、施策Ⅰ―６－１～Ⅰ―６－３まで共通）

片岡貞治　早稲田大学国際教養学術院　准教授

アフリカの問題への取り組みは、今日、国際社会の大きな課題となっている。我が国は 1993 年に TICAD を開催して以来、TICAD プロセスをアフリカ外交の機軸に掲げ、こうしたアフリカ問題へのコミットメントを継続してきた。平成 18 年度においても、これまでに表明してきた施策の実施のみならず、新たなイニシアティブを打ち出すことによって、同プロセスを発展的に継続しており、「アフリカ諸国の開発及び平和と安定の実現への協力・推進」という政策目標の達成に向けて大きな進展があったとする各政策評価は適切であると言える。とりわけ、小泉総理（当時）が現職として初めてアフリカ連合を訪問し、戦略的な政策スピーチを行うことによって、アフリカ諸国全体との協力関係の一層の強化を推進したり、副大臣や政務官も積極的にアフリカ諸国を訪問して各国首脳と意見交換を行ったりしたように、要人の戦略的な訪問が一層推進されたことは、外交関係の基盤の強化に資するものであり、極めて有益であった。また、タンザニアでは第４回「アフリカ・アジア・ビジネスフォーラム」、ケニアにおいては TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会合を開催し、両会議の参加者一同から極めて時宜に適ったものとして高い評価を得た。2008 年５月末に横浜にて開催が予定されている TICADⅣの成功に向けて、我が国がアフリカ諸国との友好的且つ戦略的な関係を一層強化していく為には、各施策のフォローアップを着実に行うとともに、様々なアクターや知見を動員して各施策を引き続き発展的に深化させていかなければならない。その為にも、予算を今まで以上に配分し、体制の拡充を図っていくことが期待される。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

国際的枠組みでの対話・協調の継続及び新施策等の着実な実施。平成 20 年開催予定の TICADⅣ、Ｇ８サミット日本開催に向け国際社会の関心を高めていく。

**【事務事業の扱い】**

①Ｇ８グレンイーグルズ・サミット文書「アフリカ」、「Ｇ８アフリカ行動計画」の着実な実施　→　今のまま継続

②その他国際場裡におけるアフリカ問題解決のための努力への参画（MDGs への貢献等）　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅰ－６－３　アフリカとの重層的な交流の実施

アフリカ第一課長　　牛尾　滋

平成 19 年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢を確保すること、及び日本国内でのアフリカへの関心を喚起すること |
| **施策の位置付け** | 特になし |
| **施策の概要** | （１）各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進<br>　各種招聘や交流事業を積極的に活用し、様々なレベル・分野での人物交流を実施。<br>（２）我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進<br>　大統領選挙や国際会議等の機会をとらえ、政治レベル・事務方レベルともに、機動的・戦略的なアフリカ訪問を実施。<br>（３）アフリカ関係広報活動の積極的な推進<br>　アフリカンフェスタの実施や各種イベント等を通じてのアフリカとの文化交流の促進。パンフレットの作成。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保については、例年になく緊密な要人往来、国際会議での会談等を通じて、様々なレベルで会談・意見交換が行われ、各二国間関係にとどまらず日・アフリカ関係の強化、及び相互理解が深まった。これらを通じて我が国の立場への支持や共感が示される等一定の成果が得られた。

（２）日本国内でのアフリカへの関心の確保については、緊密な要人往来、官民様々なレベルでのアフリカ関連イベントの開催などを通じ､平成 17 年来日本国内ですでに高まっていたアフリカへの関心を下敷きにして当初の予想以上に成果が得られた。アフリカンフェスタの入場者数、及び内閣府実施の外交に関する世論調査（平成 18（2006）年 10 月）での「アフリカ諸国に親しみを感じる」人の割合はいずれも過去最高を更新した。

**【今後の課題】**

　平成 20 年に開催予定の TICADⅣに向け、日本国民のアフリカへの関心を更に深化し、高めていく。

**【施策の必要性】**

日・アフリカ間の交流推進により増進される相互理解・相互信頼は、日・アフリカ関係の基盤として重要である。特に、アフリカは地理的・歴史的な距離から人物交流・文化交流を始めとする様々なレベル・分野での交流が比較的少なく、なじみの薄い地域であるが、アフリカ諸国は、近年日本外交にとっての重要性を増しており、積極的な交流を推進することが不可欠である。

また、文化交流や広報活動を通じて、国内でのアフリカへの関心・理解及び我が国の対アフリカ政策への支持が適切なレベルに維持されることは、政府が適切な対アフリカ外交を進めていくために不可欠である。

**【施策の有効性】**

要人往来等の政府レベルの交流活動に加え、民間レベルでの文化・人物交流等の実施、アフリカンフェスタの実施や関係広報活動の推進といった様々な分野、レベルにおける重層的な相互交流により、日・アフリカ間の相互理解や日本の対アフリカ政策への支持が高まり、それによって、アフリカ諸国の対日友好・協力姿勢の確保や日本国内におけるアフリカへの関心を更に高めることが可能である。

特に、平成 17 年は大規模な国際会議が相次いでアフリカに焦点を当てた「アフリカの年」であったことに加え、愛知万博の開催に伴ってアフリカ文化が多数紹介されたことにより、国内のアフリカに対する関心がこれまでになく高まっている状況で、平成 18 年度は本件施策が特に有効であった。

**【施策の効率性】**

日本国内でこれまでになくアフリカに対する関心が高まっている状況下において、限られた投入資源により、大きな成果を得ることができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 39,333 | 33,341 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 39,333 | 33,341 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 34 | 34 |

単位：人（本省職員）

（注）人的投入資源については、施策６－１、６－２と共通。

**【外部要因】**

政府が行う交流活動や交流事業の対象範囲（人、分野）は限定的であり、アフリカ全体あるいは我が国国民一般のアフリカに対する関心は他の様々な要因によって左右される。そのため、政府の交流活動・交流事業のみを切り離してその効果を測定することは困難である。また、通常、交流活動や交流事業によって効果が発現するには相当の時間がかかるため、その直接的な効果を短期的に測定することも困難である。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：アフリカ諸国の対日友好協力姿勢の状況

平成 18 年度には元首級 10 カ国を含む多くのアフリカ要人が訪日した他、小泉総理（当時）のアフリカ訪問をはじめとして我が国要人も例年になく多くのサブサハラ・アフリカの国を訪問した。このような交流の緊密化により、アフリカ諸国との対話が継続・促進され、我が国に対する支持や友好関係を確認する発言が相次いだ。詳細は、事務事業①「各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進」及び事務事業②「我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進」を参照。

**評価の切り口２**：日本国内でのアフリカへの関心の度合い

平成 18 年度には小泉総理(当時)のエチオピア､ガーナ訪問に伴う主要メディアによる国内報道や、アフリカの文化を紹介するイベントが各地で相次いだこと等の影響もあり、我が国国内でのアフリカへの関心はこれまでになく高まった（例年実施しているアフリカンフェスタでは、過去最高の 6 万 9,000 人の入場者を記録)。詳細は事務事業③「アフリカ関係広報活動の積極的な推進」を参照。

**【第三者の所見】**　（第三者の所見は、施策Ⅰ―６－１～Ⅰ―６－３まで共通）

片岡貞治　早稲田大学国際教養学術院　准教授

アフリカの問題への取り組みは､今日､国際社会の大きな課題となっている｡我が国は 1993 年に TICAD を開催して以来、TICAD プロセスをアフリカ外交の機軸に掲げ、こうしたアフリカ問題へのコミットメントを継続してきた。平成 18 年度においても、これまでに表明してきた施策の実施のみならず、新たなイニシアティブを打ち出すことによって、同プロセスを発展的に継続しており、「アフリカ諸国の開発及び平和と安定の実現への協力・推進」という政策目標の達成に向けて大きな進展があったとする各政策評価は適切であると言える。とりわけ、小泉総理（当時）が現職として初めてアフリカ連合を訪問し、戦略的な政策スピーチを行うことによって、アフリカ諸国全体との協力関係の一層の強化を推進したり、副大臣や政務官も積極的にアフリカ諸国を訪問して各国首脳と意見交換を行ったりしたように、要人の戦略的な訪問が一層推進されたことは、外交関係の基盤の強化に資するものであり、極めて有益であった。また、タンザニアでは第４回「アフリカ・アジア・ビジネスフォーラム」、ケニアにおいては TICAD「持続可能な開発のための環境とエネルギー」閣僚会合を開催し、両会議の参加者一同から極めて時宜に適ったものとして高い評価を得た。2008 年５月末に横浜にて開催が予定されている TICADⅣの成功に向けて、我が国がアフリカ諸国との友好的且つ戦略的な関係を一層強化していく為には、各施策のフォローアップを着実に行うとともに、様々なアクターや知見を動員して各施策を引き続き発展的に深化させていかなければならない。その為にも、予算を今まで以上に配分し、体制の拡充を図っていくことが期待される。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成 20 年開催の TICADⅣに向け、現在高まっている日本国民のアフリカへの関心を更に深化させ、かつ高めていくため、国内における積極的な広報及びより効果的な要人往来の実施を図る。

**【事務事業の扱い】**

①各種招聘、交流事業等を通じた人物交流の促進　→　内容の見直し

②我が国要人の機動的・戦略的なアフリカ訪問の促進　→　今のまま継続

③アフリカ関係広報活動の積極的な推進　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

## 基本目標Ⅱ　分野別外交

施策目標Ⅱ―１　国際の平和と安定に対する取組・・・・・・・・・・・185

施策

Ⅱ-1-1　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信・・・・・・・ 193
Ⅱ-1-2　日本の安全保障政策に関する外交政策・・・・・・・・・・・・・・ 196
Ⅱ-1-3　国際平和協力の拡充、体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201
Ⅱ-1-4　国際テロ対策協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 206
Ⅱ-1-5　国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現・・・・・・ 210
Ⅱ-1-6　国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強・・・・・・ 214
Ⅱ-1-7　国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進・・・・ 218
Ⅱ-1-8　国際組織犯罪への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 224

# 施策目標Ⅱ―１　国際の平和と安定に対する取組

**【施策】**

**Ⅱ―１－１　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信**
**Ⅱ―１－２　日本の安全保障政策に関する外交政策**
**Ⅱ―１－３　国際平和協力の拡充、体制の整備**
**Ⅱ―１－４　国際テロ対策協力**
**Ⅱ―１－５　国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現**
**Ⅱ―１－６　国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強**
**Ⅱ―１－７　国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進**
**Ⅱ―１－８　国際組織犯罪への取組**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅱ―１** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―１－１** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―１－２** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―１－３** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―１－４** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―１－５** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―１－６** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―１－７** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―１－８** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |

**【施策の必要性】**

１.「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」については、我が国を取り巻く国際環境が大きく変わり、国際社会の中で日本の占める地位や役割は飛躍的に増大してきており、我が国が自らの考えと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、及び国民の一層の理解と支持を得られる外交政策を対外発信していくことが必要となっている。

２.「日本の安全保障政策に関する外交政策」については、

（１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。なお、ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。

（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。イラクやアフガニスタンの復興が失敗しこれらの

国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、イラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等をいかした取組を行う必要がある。

３.「国際平和協力の拡充、体制の整備」については、

（１）冷戦終結後、宗教や民族対立、経済的要因や天然資源の争奪等に基づく地域紛争が世界各地で勃発し、地域及び国際の平和と安全を脅かし、難民・国内避難民の発生等の人道上の問題を生み出している。特にアフリカ地域に顕著に見られるように、紛争により国家の基本的枠組みが破壊され統治能力を失ったいわゆる「破綻国家」への対応が、国際社会の大きな課題となっている。また、テロや大量破壊兵器の拡散といった新たな脅威の台頭は、一地域の平和と安定が国際社会全体の平和と安定に密接に関わっている現状を示しており、その対処には各国が協調して国際社会の諸問題に取り組む必要があるとの認識が高まり、国際社会において多様な取組が行われている。

（２）近年我が国は、東ティモール、スリランカ、アフガニスタンへの支援を行うなど、国際社会の平和と安全のための取組に積極的に協力してきた。国際社会からは、我が国がその国柄に見合う形で応分の役割を積極的に果たすことが期待されている。中でも自衛隊や文民警察、文民専門家等の派遣を通じた人的貢献やそれを担う人材の育成を積極的に行っていくことは、紛争後の国家再建における多様な専門分野における人材ニーズに応えるものであり、同時に我が国の貢献を目に見える形で内外に示すと言う点で必要不可欠な施策である。

４.「国際テロ対策協力」については、我が国は、いかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認できないとの立場であり、国際テロ対策協力を自らの安全確保の問題と捉え、国際社会における責任ある国家として、また、国際的なテロ対策を推進するための人材、技術、知識、経験を有することからも、かかる取組に積極的に参画し、国際平和と安定に対する取組を強化していくことが必要不可欠である。外務省は、国連やＧ８、APEC 等における国際的な基準作り等に、我が国の立場を反映させる役割を担っており、テロ対策の分野においても、かかる観点から積極的な外交政策の展開が必要である。また、外務省には、我が国の権益が多く存在する途上国等におけるテロに対する脆弱性の克服やテロ対策に関する国際的な法的枠組みの強化の観点から、ODA を活用しつつ、途上国等に対するテロ対処能力向上支援を推進することが求められている。

５.「国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現」については、国連は、設立後 60 年を経ており、その組織は現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益をも実現していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

６.「国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強」については、近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する国際機関職員の責務の重要性が高まっている。

一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌事務とする外務省が責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

７.「国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進」については、

（１）人権はすべての人間が生まれながらにして等しく有している権利であり、それ自体が保護・促進すべき普遍的価値である。また、国連憲章第１条は「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて国際協力を達成すること」を目的の一つとしているように、国際社

会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務であり、人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項である。国際社会においては、平成 17（2005）年９月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成 18（2006）年３月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速している。

（２）国際社会において人権を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。平成 18（2006）年 11 月に行われた麻生外務大臣の外交演説「自由と繁栄の弧をつくる」においては、人権、民主主義をはじめとする普遍的価値の重要性を指摘し、普遍的価値を基礎とする豊かで安定した地域を形成することを、我が国外交の新たな機軸として掲げた。

（３）我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは社会的安定のために重要であり、我が国定住のための各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）が必要である。

８．「国際組織犯罪への取組」については、

（１）グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、国境を越える組織犯罪（国際組織犯罪）が一層深刻化している。

（２）国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、また、我が国の経済、社会、市民生活に直接影響を及ぼすものである。このような組織犯罪は国境を越える性質を有しており、的確に対処するために、各国の刑事司法・法執行制度を強化することを含め、国際的な連携・協力がますます重要になってきている。また、我が国は国益を守る観点から、国際組織犯罪への対処のための国際的な取組に協力・貢献する必要がある。

**【施策の有効性】**

１．「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」については、本施策が関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること）を達成していくためには、我が国が今後直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携強化は、外務省の政策企画立案作業を補って強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、外交政策を強力に推進していく上において、国民に対する説明責任を果たし、国民からの一層の理解と支持を得ることができることから、重要であり、有効である。

２．「日本の安全保障政策に関する外交政策」については、

（１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障条約機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、イラク、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のイラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみれば、イラク人道復興支援特措法及びテロ対策特措法に基づく

自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することが適当である。

３.「国際平和協力の拡充、体制の整備」については、「平和構築」は、紛争で荒廃した地域をあらゆる側面から支援し国家を再建するという非常に包括的で複雑多様な取組であり、その対処に当たっては、広範な視点から様々な政策をその整合性や優先度に配慮しつつ適切に組み合わせて実施していくことが有効である。

また、そのためには我が国の有する政策手段を包括的にフォローし、平和構築に関わる各国、国際機関、NGO、国内外有識者・専門家等と日頃から緊密な関係を構築すると共に、国際社会の潮流を踏まえ、それに即した政策手段、人的基盤の強化を図る必要がある。そうすることで「平和構築」政策の具体的実施において現地情勢やニーズの的確な把握、関係機関との円滑な連絡調整、適切な政策手段の選択、的確な人的資源の活用が可能となる。

４.「国際テロ対策協力」については、テロリストの国際的な活動が確認される中、いかなる国もテロ対策の抜け穴となってはならず、かかる観点から、我が国が、途上国等のテロ対処能力向上支援を実施することは、必要かつ不可欠である。

国際テロ対策においては、①より多くの国がテロ対処能力を向上させ、テロリストにその手段を与えず、テロに対する脆弱性を克服すること、②より多くの国がテロ防止関連諸条約等の国際約束を締結・履行し、テロリストに安住の地を与えないこと、の２点が重要である。

前者に対応するためには、テロ対策に投入する資源が不足しがちな途上国のテロ対処能力を強化するために、資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成が必要となる。

後者に対応するためには、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連諸条約の締結・履行や関連国連安保理決議の履行を促進することが重要である。

また、テロリストが、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えネットワークを張り巡らせて、資金や武器等の調達を行っていることから、出入国管理や交通保安、テロ資金対策等の分野で隙のない体制を構築することも不可欠であり、国連やＧ８、ASEAN の多国間、日米豪や日トルコ等の二国間等の協議を通じて、より実効的な国際テロ対策の推進と強化を積極的に実施していくことは有効なアプローチである。

５.「国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現」については、国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を実現し、また国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案を作成するとともに国連の場でも公式、非公式な会合で我が国の立場を皆に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。また、我が国は第２位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

６.「国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強」については、国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成 14 年：521 人 → 平成 19 年：676 人)、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れる可能性が高い。

７.「国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進」については、

（１）我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。しかし、国際社会において、人権を保護・促進するにあたっては、価値観の押しつけや体制変更を迫るのではなく、各国の文化・歴史・発展段階の違いに配慮することが必要である。

（２）そのためには、我が国としては、国連の各種人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権

理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話及び人権協議等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが有効である。

（３）国連には、上記人権に関する国際フォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利や民主主義の保護・促進を目的とした各種の基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等が活動を行う際に不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行うことも有効である。

（４）条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国定住支援のために有効であり、またこれまでに既に我が国に定住している１万１千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

８．「国際組織犯罪への取組」については、

（１）そもそも、犯罪を防止し取り締まるための措置は、刑事・司法当局が自国の領域において排他的に権限を有し実施するものであり、とりわけ、世界各国が異なる文化的・歴史的或いは経済社会的な状況を有する中において、それぞれの刑事・司法制度にも差異が生じる。しかし、右に加え、薬物犯罪、資金洗浄、人身取引等の国境を越える組織犯罪に効果的に対処するためには、国際的な連携・協力が不可欠である。

（２）特に、条約等の国際的な法的枠組み強化、国連、Ｇ８等を通じた取組の推進等は、犯罪組織の安全な避難場所をなくし、もって国際社会が一致して防止・取締まりに取り組む観点からも有効である。

（３）例えば、国際組織犯罪防止条約等の国際的な法的枠組み強化により、各国が自国の刑事・司法法制において取るべき措置が定められ、また、国連薬物犯罪事務所（UNODC）、国連麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会、金融活動作業部会（FATF）等の取組により、国境を越える組織犯罪を防止するための措置が不十分な国々に対しても、技術協力や相互審査等を通じ積極的な対処を促進することとなり、ひいては、世界的にこの問題に対処する体制構築が進展する。

（４）また、人身取引については、我が国において現実に発生している重大な犯罪及び人権侵害であり、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に向けて関係省庁との緊密な連絡の下、また、関係国との緊密な連携の下取り組むことは、この問題に包括的に取り組むため有効である。

**【施策の効率性】**

１．「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」については、限られた予算と人的資源の中、委託調査の実施や有識者との意見交換のための会合の実施、また、政策スピーチの実施や外交青書作成など、中長期的・戦略的外交政策の対外発信事業が相当進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

２．「日本の安全保障政策に関する外交政策」については、

（１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いることは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で、効率性の観点からも適当である。

（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

イラクにおいては、いまだ民間人が活躍できる治安情勢にないことなどから、我が国による人的貢献として、自衛隊による活動が必要である。また、アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロと

の闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、我が国にふさわしい貢献であり、自衛隊以外には行い得ない。

3.「国際平和協力の拡充、体制の整備」については、予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、国際平和協力の推進・拡大、人材育成を含む国内基盤の整備・強化、更には我が国政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGO など政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面を重視し、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、国際平和協力の推進・拡大、人材育成を含む国内基盤の整備・強化、更には我が国政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGO など政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面を重視し、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

4.「国際テロ対策協力」については、限られた予算・人的投入資源の中で、講ずるべき施策に優先順位を付け、国際テロ対策協力において特に重要と考えられる事業を実施した。特に CBRN(化学、生物、放射性物質、核)テロセミナーは対象国のみならず、他の先進国からも高い評価を受け、また、日 ASEAN テロ対策対話は ASEAN との間でテロ対策を正面から取り上げた初めての協議としてテロ対処能力向上支援について日 ASEAN 間で有意義な対話が行われた他、各種テロ協議において、我が国がテロ対策協力を進めるにあたって必要となる情報の交換や政策調整を行うことができたことは、今年度の施策が適切であったことを示している。

5.「国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現」については、国連改革の一環として、人権理事会及び平和構築委員会が設立された他、国連分担率に関する交渉において、我が国の主張も踏まえた改訂が実施された。また、安保理改革については、我が国は、改革に向けた機運の維持に貢献した。これらを踏まえると、我が国の施策は適切かつ効率的であった。

6.「国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強」については、限られた資源の中、「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加していることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

7.「国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進」については、国際社会における人権の保護・促進を効果的・効率的に行うために、我が国は、初代理事国として、新設された人権理事会の機能強化に向けて、既存の手続やメカニズムの見直し等にかかる議論に積極的に参加しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

8.「国際組織犯罪への取組」については、限られた資源の中、条約締結の国会承認、国際的枠組の会合への積極的な参加を通じた法的枠組みの強化、人身取引対策の施策の浸透等の点で施策が目標達成に向けて進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

**【施策目標の達成状況】**

1.「中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信」については、平成 18 年度においては、外部有識者との連携において、従来から実施してきている会合のみならず、時宜を得た委託調査やシンポジウム・研究会の実施など、外部有識者とのより積極的な連携強化が図られた。また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成の他、大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を従来以上に実施することができた。

2.「日本の安全保障政策に関する外交政策」については、

（1）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

我が国は、第13回ARF閣僚会合を始めすべてのARF関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の

安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標のために進展があったと言える。

（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

自衛隊によるイラクにおける人道復興支援活動等やインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。こうしたことから、中東地域の平和と安定、繁栄の実現という目標に向けて進展があったと言える。

３.「国際平和協力の拡充、体制の整備」については、

（１）国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進に関し、従来からのゴラン高原での取組に加え、東ティモール、ネパール、コンゴ（民）、スリランカといった多様な地域に、軍事監視要員や文民警察から選挙監視要員に至る多彩な要員の派遣や物資協力を行うなど、近年希に見る程多くの事案に積極的な貢献を果たすことができた。

（２）国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進等に関し、その必要性について様々な提言がなされつつも、必ずしも十分な進展が図られていなかったが、外務省のイニシアティブの下でのパイロット事業（予算：約１億８千万円）を平成 19 年度から立ち上げる旨提唱し、その実施に向けた諸準備を具体的な形で進めることができた。また、首脳レベルにおいても、東アジア地域協力のための我が国の具体的取組の一つとして、平和構築分野の人材育成構想を表明し、これを受け、内閣官房を中心とした関係省庁連絡会議を立ち上げ（平成 18 年 12 月）、検討を進めている。

４.「国際テロ対策協力」については、テロリストは、現在、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限利用し、国境を越えて活動している。我が国は、テロリストに安住の地を与えず、いかなる国もテロ対策の抜け穴となってはならないという立場から、資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成において、ODA を活用しつつ途上国のテロ対処能力向上支援を実施しているが、テロ対策関連セミナーへの研修員の受入れ及び専門家の派遣等によって知見・体験を共有し、参加国のテロ対処能力向上に貢献した。また、各国のテロ対策への取組、課題を克服しようという意思も強化されてきており、我が国の継続的取組が一定の成果を挙げていることを現していると言える。

また、国連、Ｇ８等の枠組みへの参画並びにより多くの国との多国間協議及び二国間協議の実施によって、様々な分野で各国との情報交換や政策協調を行うことは、幅広く実効的な協力体制の強化につながり、国際社会における隙のないテロ対策構築へ貢献していると言える。

５.「国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現」については、戦後創られた国際連合を、二十一世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革を始めとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした我が国の取組は、改革の機運を高めることに貢献した。また、人権理事会、平和構築委員会といった現在の国際情勢の要請に応じた新たな機関が設置され、活動を開始したが、我が国はこれに積極的に協力した。

６.「国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強」については、成果重視事業としての目標（平成 21 年１月までの５年間で 10%増(→ 671 名)）は、平成 17 年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。

（１）「国際社会協力人材バンクシステム」（外務省国際機関人事センターＨＰを中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム）における各種サービス利用者が増加傾向にある。

（２）国連等国際機関における邦人職員数（各年１月１日現在）が増加傾向にあり、平成 19 年には、

676 人に達している。

７.「国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進」については、

（１）我が国は、国際社会の人権の保護・促進の状況について、

（イ）国連の各種人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加し、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した（人権理事会初代理事国としての活動、強制失踪条約（仮称）の採択・署名、障害者権利条約（仮称）の採択、国連総会「北朝鮮の人権状況」決議の前年に引き続いての採択等）。

（ロ）人権対話（インドネシア）及び人権協議（EU）を通じた各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

（ハ）国連事務局の人権担当部門（国連人権高等弁務官事務所（OHCHR））や社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利や民主主義の保護、促進を目的とした各種基金（国連婦人開発基金（UNIFEM）、国連障害者基金、国連民主主義基金（UNDEF））の活動に不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行った。

（２）国内における難民認定及びその定住策への支援状況については、

（イ）条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設であるRHQ支援センターにおいて実施した。

（ロ）また、既に我が国に定住しているインドシナ難民及び同呼び寄せ家族に対するアフターケアについては、現行の難民相談事業を主軸として継続している。

８.「国際組織犯罪への取組」については、国際的な法的枠組み強化への貢献については我が国の国連腐敗防止条約締結について国会承認が得られたこと、多様な国際的枠組の会合に積極的に参加し他国との関係構築を図ったこと、人身取引対策についても政府の施策が浸透しつつある点等があげられる。

# Ⅱ－１－１　中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

政策企画室長　中川勉

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案すること |
| **施策の位置付け** | 特になし |
| **施策の概要** | （１）委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（(財）日本国際問題研究所（国問研)、英国国際戦略問題研究所（IISS）等）との連携強化<br>（２）中長期的・戦略的外交政策の対外発信 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった」

（理由）

平成 18 年度においては、外部有識者との連携において、従来から実施してきている会合のみならず、時宜を得た委託調査やシンポジウム・研究会の実施など、外部有識者とのより積極的な連携強化が図られた。また、対外発信の面でも、「分かり易く、読み易い」外交青書の作成の他、大臣の政策スピーチ等を積極的に活用した外交政策の戦略的発信を従来以上に実施することができた。

**【今後の課題】**

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案の強化のためには、今後、有識者との更なる連携強化が必要であり、また、対外発信事業についても一層積極的に実施していく必要がある。

**【施策の必要性】**

我が国を取り巻く国際環境が大きく変わり、国際社会の中で日本の占める地位や役割は飛躍的に増大してきており、我が国が自らの考えと国益に立脚した主体的な外交を強力に展開することが重要となっている。このため、我が国外交の政策企画力の強化が求められており、有識者との意見交換や有識者の研究の成果も踏まえつつ、中長期的かつ総合的に外交政策を企画立案していくこと、及び国民の一層の理解と支持を得られる外交政策を対外発信していくことが必要となっている。

**【施策の有効性】**

本施策が関わる、上位の基本目標（国民の安全の確保と繁栄を促進し、望ましい国際環境を確保すること）及び施策目標（国際の平和と安定に対する取組：国際貢献能力を向上し、国際貢献を積極的に推進すること）を達成していくためには、我が国が今後直面する諸課題に対し、中長期的かつ総合的な外交政策を企画立案するいわゆる政策構想力を強化して対応する必要がある。外部有識者との連携強化は、外務省の政策企画立案作業を補って強化する上で有効であり、また、外交政策の対外発信は、外交政策を強力に推進していく上において、国民に対する説明責任を果たし、国民からの一層の理解と支持を得ることができることから、重要であり、有効である。

**【施策の効率性】**

限られた予算と人的資源の中、委託調査の実施や有識者との意見交換のための会合の実施、また、政策スピーチの実施や外交青書作成など、中長期的・戦略的外交政策の対外発信事業が相当進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 561,226 | 512,151 |
| アジア太平洋知的交流促進計画拠出金 | 40,000 | 36,100 |
| 計 | 601,226 | 548,251 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ８ | ８ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：知見の蓄積を目的とした委託調査の実施、会合の実施

時宜を得た課題に関する委託調査やシンポジウム・研究会の実施など、国内外の有識者との有機的かつ積極的な連携強化が図られた。詳細は、事務事業①「委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国問研、IISS 等）との連携強化」を参照。

**評価の切り口２**：対外発信事業の実施

大臣の政策スピーチ、外交青書の作成などを通じ、外交政策の対外発信を戦略的に実施することができた。詳細は、事務事業②「中長期的・戦略的外交政策の対外発信」を参照。

**【第三者の所見】**

道下　徳成　ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院（SAIS）
ライシャワー・センター東アジア研究所　客員研究員（安倍フェロー）
政策研究大学院大学（GRIPS）安全保障・国際問題プログラム　助教授／国際関係学博士

対象期間中、日本政府は「自由と繁栄の弧」という外交の新機軸を打ち出した。この構想は、地理的にはユーラシア大陸に沿って北東アジアから中東を経て北欧に至る広大な地域を対象とし、その目標も、政治・経済・社会・安全保障などの多岐にわたる分野における協力を通じて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配、市場経済などの普遍的価値に基づく「価値の外交」を展開しようというダイナミックかつ広範なものである。このため、その目標を実現するためには、日本政府全体としての取組み強化のみならず、官民挙げての日本全体としての取組み、そして、諸外国・地域との協力が不可欠である。

その意味で、評価の切り口１にみられる委託調査の実施、会合の実施は適切であり、外交の新機軸を打ち出すための準備、そして、その内容を具体化するために有効に活用されたと評価できる。特に、「我が国のユーラシア外交」及び「黒海地域協力」についての研究調査委嘱、あるいは、「イスラム世界と西側」をテーマとした会合の開催、対中央ユーラシア外交について研究会開催、そして、世界的にも知名度の高い国際戦略問題研究所（IISS）との連携強化は高く評価できる。なお、日本は、国全体としては極めて多くの地域あるいは各種分野の専門家を輩出するなど、外交政策を推進するうえで必要な人的資源については、すでに世界でもトップレベルにあるといえるが、政府と民間の協力の不足などによって、その比較優位がうまく生かされないでいた。その意味でも、こうした取組みの重要性は高い。

次に、評価の切り口２の、中長期的・戦略的外交政策の対外発信についてであるが、外務大臣の政策スピーチや寄稿等を今まで以上に有効に利用することによって、中長期的外交政策の戦略的発信に成功したといえる。その結果、すでに各国において多数の政策担当者や専門家が日本の新しい外交政策に関心を示し始めている。また、読者に分かりやすい編集を心がけた『外交青書』の作成及び、「平成 19 年度の我が国の重点外交政策」の策定は、国内外に対するアカウンタビリティを高めるとともに、政策遂行に必要な協力の獲得に寄与したという点で評価されるべきである。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信は、今後も更に強化して実施していく。

**【事務事業の扱い】**

①委託調査、会合の実施を通じた外部有識者（国問研、IISS 等）との連携強化　→　今のまま継続
②中長期的・戦略的外交政策の対外発信　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

# Ⅱ－１－２　日本の安全保障政策に関する外交政策

安全保障政策課長　新美潤

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | （１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること<br>（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること |
| **施策の位置付け** | （１）及び（２）について平成18年度及び平成19年度重点外交政策に言及あり。また、（２）については第164回国会及び第166回国会施政方針演説及び外交演説並びに第165回国会所信表明演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること<br>アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、アジア太平洋地域の唯一の政治・安全保障の多国間の枠組みであるASEAN地域フォーラム（ARF）を活用する。また、各国との間で安全保障に関する二国間の対話を行い、相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。<br>（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること<br>イラクにおいては、依然として治安情勢が予断を許さない状況が続き民間部門の活動は困難であることなどを踏まえ、自衛隊による人道復興支援活動等を実施する。また、インド洋でテロリスト捕捉のための作戦を継続しているコアリション各国への支援を行うため、インド洋において自衛隊艦船によるコアリション艦船への給油活動等を実施する。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

我が国は、第13回ARF閣僚会合を始めすべてのARF関連会合等に参加し、また各国との間で二国間の安全保障対話を行い、率直な意見交換を行った。こうした我が国の具体的行動は、関係国相互の信頼関係を高め、安全保障分野における協力関係を進展させるものであり、アジア太平洋地域の平和と安定の確保という目標のために進展があったと言える。

（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

自衛隊によるイラクにおける人道復興支援活動等やインド洋における給油支援活動等について、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価も得られている。こうしたことから、中東地域の平和と安定、繁栄の実現という目標に向けて進展があったと言える。

**【今後の課題】**

（１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

ARFは「信頼醸成」の段階から「予防外交」の段階に前進していることから、今後は予防外交（具体的な行動）に本格的に取り組むための機能強化が必要である。また、各国との安全保障分野での協力関係について、更なる進展を図る必要がある。

（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

イラク、アフガニスタン等における国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況、現地の情勢を踏まえ、自衛隊の活動の在り方等を検討することが必要である。

**【施策の必要性】**

（１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

依然として不透明・不確実な要素が残るアジア太平洋地域の平和と安定を確保していくためには、同地域における米国の存在と関与を前提とした上で、二国間及び多国間の対話の枠組みを重層的に用いて同地域の安全保障環境に影響を及ぼす各国との信頼醸成を促進し、安全保障環境を向上させていくことが必要である。なお、ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域の唯一の政府間対話の場であり、閣僚会合を始め各種の関連会合等が開催されている。

（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

世界の主要なエネルギーの供給地域である中東地域の平和と安定を確保することは我が国を含む国際社会全体の平和と繁栄に直結する重要な問題である。イラクやアフガニスタンの復興が失敗しこれらの国がテロの温床となれば、中東地域のみならず我が国自身の安全も脅かされることとなる。各国が持てる力を持ち寄ってこれらの国の復興に取り組んでいる中で我が国としての責任を果たすためにも、イラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみ、自国の特性等をいかした取組を行う必要がある。

**【施策の有効性】**

（１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

各国の政治・経済体制及び安全保障観の多様性が特徴であるアジア太平洋地域において、欧州安全保障条約機構のような制度化された安全保障機構が構築されることは、少なくとも現時点では現実的ではない。むしろ、米国の存在と関与を前提としつつ種々の二国間・多国間の対話の枠組みを重層的に活用していく方が、地域の平和と安定の確保のために現実的かつ適切な方策である。

（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域の平和と安定、繁栄を実現するためには、イラク、アフガニスタン等において国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動に積極的に取り組む必要があり、現下のイラク情勢、アフガニスタン情勢等にかんがみれば、イラク人道復興支援特措法及びテロ対策特措法に基づく自衛隊の活動を、政府開発援助等他の施策とともに実施することが適当である。

**【施策の効率性】**

（１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

ARFは、安全保障問題について議論するアジア太平洋地域における唯一の政府間対話と協力の場である。こうした場を活用し、また二国間の対話と重層的に用いることは、アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上で、効率性の観点からも適当である。

（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

イラクにおいては、いまだ民間人が活躍できる治安情勢にないことなどから、我が国による人的貢献として、自衛隊による活動が必要である。また、アフガニスタン及びその周辺で国際社会がテロとの闘いを進める中、海上阻止活動を行う各国の部隊に対する給油支援等を実施することは、我が国にふさわしい貢献であり、自衛隊以外には行い得ない。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 30,553 | 39,671 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 30,553 | 39,671 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 20 | 20 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

アジア太平洋地域の平和と安定を確保する上では、多国間及び二国間の枠組みを通じた政策が中心となることから、我が国の政策のみならず参加国・相手国の政策にも注視する必要がある。

（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域の平和と安定、繁栄を実現するため、イラクやアフガニスタンへの支援を実施するに際しては、現地における治安情勢、復興の進捗状況のほか、国際機関や他国の取組の動向によって我が国の支援の必要性や効果が影響を受ける。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：ARFや各国との安保対話を通じた我が国の具体的活動

アジア太平洋地域における安全保障面での唯一の政府間対話と協力の場であるARFでは、これまでの会合を通じ、参加国自身を当事者とする問題（朝鮮半島情勢、ミャンマー問題等）を含め率直な意見交換を行う慣習が生まれつつあるとともに、具体的な信頼醸成措置（年次安保概観の提出、各種会合の開催等）が実施されている。また、災害救援、海上の安全等域内各国にとって共通の課題となっている事項についてキャパシティ・ビルディングに関する議論、机上訓練等「対話から行動へ」の具体的な動きが見られている。こうしてARFが着実に前進している中、我が国は第13回閣僚会合を始めすべての関連会合等に参加してきている。さらに、日独、日豪、日英、日仏等の二国間の安全保障対話においては、アジア太平洋地域の安全保障に影響を及ぼし得る事項等について率直な意見交換を行っている。詳細は、事務事業①「ASEAN地域フォーラム（ARF）及び各国との安保対話の実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業」を参照。

**評価の切り口２**：人的貢献の結果（成果）とこれに対する内外の評価

（１）イラク人道復興支援特措法に基づく自衛隊の活動のうち、サマーワを中心とした医療、給水、学校等の公共施設の復旧・整備といった人道復興支援活動等に当たっていた陸上自衛隊については、平成18年７月、活動目的を達成したとしてその活動を終了した。航空自衛隊については、従来の多国籍

軍への支援を継続するとともに国連への支援も行うこととし、クウェートを拠点にイラク国内のアリ（タリル)、バグダッド及びエルビル間で空輸支援を実施している。こうした自衛隊の活動について、国連、イラク、米国等の要人から謝意が表明されている。

（２）テロ対策特措法に基づく海上自衛隊の給油支援活動により、インド洋において海上阻止活動を実施している11か国に対し、合計約47万キロリットル以上の給油を実施してきている（平成19年３月現在)。こうした自衛隊の活動について、米国、アフガニスタン、パキスタン等の要人から謝意が表明されている。詳細は、事務事業②「イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策、平和活動への自衛隊派遣に関する事業」を参照。

**【第三者の所見】**

道下　徳成　ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院（SAIS）
ライシャワー・センター東アジア研究所　客員研究員（安倍フェロー）
政策研究大学院大学（GRIPS）安全保障・国際問題プログラム　助教授／国際関係学博士

ARFは、なかなか具体的な成果が出ない状況に悩まされていたが、対象期間中にはキャパシティ・ビルディングに関する議論や机上訓練等、新しい具体的な活動が実現したことは特筆すべきである。しかし同時に、アジアの多様性を考えれば拙速は避けるべきであり、長期的視点から着実な努力を行っていくことが必要である。その意味でも、対象年度において、閣僚会合を始めとするすべてのARFセミナー及びワークショップに日本の代表が参加したという実績は高く評価できる。また、今一歩、具体的な成果について言及が欲しいところではあるが、日独、日豪、日英、日仏等の二国間の安全保障対話に取り組んでいることも評価できる。

自衛隊によるイラクにおける人道復興支援活動等やインド洋における給油支援活動等については、具体的な実績が出ており、また各国要人からの高い評価もあるとされている。陸上自衛隊の撤退時期について、今一歩、説明が欲しいところではある。ただ、全般的には、これらの活動は具体的な成果をあげるとともに、国際社会における日本の評価を高めている点で、極めて意義深いものであり、評価は妥当である。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

（１）アジア太平洋地域の平和と安定を確保すること

アジア太平洋地域の平和と安定を確保するため、ARF機能強化のための貢献、予防外交への取組促進のための貢献、ARFの機能改善のための貢献等を適切に実施する。また、各国との安全保障対話を通じ安全保障分野における協力関係を進展させる。

（２）中東地域の平和と安定、繁栄を実現すること

中東地域について、国際的な安全保障環境を改善するための国際社会の取組の状況や現地の情勢に関する情報収集を適切に実施し、適時適切に判断を行う。

**【事務事業の扱い】**

① ASEAN地域フォーラム（ARF）及び各国との安保対話の実施を通じた地域安全保障の促進に関する事業　→拡充強化

② イラク・アフガニスタンでの復興・テロ対策、平和活動への自衛隊派遣に関する事業　→今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ― | ○ |

# Ⅱ－１－３　国際平和協力の拡充、体制の整備

国際平和協力室長　紀谷昌彦

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大すること、及びそれを実現するための国内基盤を整備・強化すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度の重点外交政策である。<br>平成 19 年度の重点外交政策である。<br>第 166 回国会における総理施政方針演説及び大臣外交演説で言及あり。 |
| **施策の概要** | 宗教や民族間の対立など、紛争の原因・影響は各地域で異なることから、各地域の抱える状況に応じ、官民、人的・経済的支援等のバランスを考慮しつつ、和平プロセスの促進（調停・仲介を通じた和平プロセスの促進、選挙支援など)、国内の安定・治安の確保（国連 PKO などによる国内の安定・治安の確保、国内治安制度の構築、対人地雷・不発弾処理、DDR（元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰))、人道・復興支援（難民・国内避難民の帰還・再定住支援、ライフラインの復旧）等のために、国連 PKO をはじめとする国際社会の取組、ODA、NGO などを多角的に組み合わせた支援を行い、国際社会の平和と安定に向けての我が国の国際平和協力を推進・拡大する。<br>同時に、我が国の有する政策手段や国際社会の潮流を包括的にフォローし、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進（含む平和構築分野の人材育成）を含め、国際平和協力の推進・拡大を実現するための国内基盤を整備・強化する。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進に関し、従来からのゴラン高原での取組に加え、東ティモール、ネパール、コンゴ（民)、スリランカといった多様な地域に、軍事監視要員や文民警察から選挙監視要員に至る多彩な要員の派遣や物資協力を行うなど、近年希に見る程多くの事案に積極的な貢献を果たすことができた。

（２）国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進等に関し、その必要性について様々な提言がなされつつも、必ずしも十分な進展が図られていなかったが、外務省のイニシアティブの下でのパイロット事業（予算：約１億８千

万円）を平成 19 年度から立ち上げる旨提唱し、その実施に向けた諸準備を具体的な形で進めることができた。また、首脳レベルにおいても、東アジア地域協力のための我が国の具体的取組の一つとして、平和構築分野の人材育成構想を表明し、これを受け、内閣官房を中心とした関係省庁連絡会議を立ち上げ（平成 18 年 12 月）、検討を進めている。

**【今後の課題】**

平成 18 年度の実績も踏まえ、引き続き PKO ミッション等に対する人的・物的貢献を検討すると共に、「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」の立ち上げを含め、中長期的な国際平和協力のための拡充・整備により重点を置くことが重要である。

**【施策の必要性】**

（１）冷戦終結後、宗教や民族対立、経済的要因や天然資源の争奪等に基づく地域紛争が世界各地で勃発し、地域及び国際の平和と安全を脅かし、難民・国内避難民の発生等の人道上の問題を生み出している。特にアフリカ地域に顕著に見られるように、紛争により国家の基本的枠組みが破壊され統治能力を失ったいわゆる「破綻国家」への対応が、国際社会の大きな課題となっている。また、テロや大量破壊兵器の拡散といった新たな脅威の台頭は、一地域の平和と安定が国際社会全体の平和と安定に密接に関わっている現状を示しており、その対処には各国が協調して国際社会の諸問題に取り組む必要があるとの認識が高まり、国際社会において多様な取組が行われている。

（２）近年我が国は、東ティモール、スリランカ、アフガニスタンへの支援を行うなど、国際社会の平和と安全のための取組に積極的に協力してきた。国際社会からは、我が国がその国柄に見合う形で応分の役割を積極的に果たすことが期待されている。中でも自衛隊や文民警察、文民専門家等の派遣を通じた人的貢献やそれを担う人材の育成を積極的に行っていくことは、紛争後の国家再建における多様な専門分野における人材ニーズに応えるものであり、同時に我が国の貢献を目に見える形で内外に示すと言う点で必要不可欠な施策である。

**【施策の有効性】**

「平和構築」は、紛争で荒廃した地域をあらゆる側面から支援し国家を再建するという非常に包括的で複雑多様な取組であり、その対処に当たっては、広範な視点から様々な政策をその整合性や優先度に配慮しつつ適切に組み合わせて実施していくことが有効である。

また、そのためには我が国の有する政策手段を包括的にフォローし、平和構築に関わる各国、国際機関、NGO、国内外有識者・専門家等と日頃から緊密な関係を構築すると共に、国際社会の潮流を踏まえ、それに即した政策手段、人的基盤の強化を図る必要がある。そうすることで「平和構築」政策の具体的実施において現地情勢やニーズの的確な把握、関係機関との円滑な連絡調整、適切な政策手段の選択、的確な人的資源の活用が可能となる。

**【施策の効率性】**

予算規模が限られ、かつ、人的資源も少ない中、国際平和協力の推進・拡大、人材育成を含む国内基盤の整備・強化、更には我が国政策の分析や国際社会における取組に関する情報収集、有識者・NGO など政府内外のネットワーク構築など、主としてソフト面を重視し、低コストで高い成果を目指しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 29,809 | 201,217 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 29,809 | 201,217 |

単位：千円

| 人的資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 10 | 11 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）もとより「平和構築」に向けた取組は日本が単独で行い得るものではなく、殆ど全ての場合国際社会による平和と安定のための取組への参画という形で支援が実行されるため、我が国が適切に支援できる具体案件がどれだけ存在するかはその時点での国際情勢に依存するところが極めて大きい。

（２）我が国が「平和構築」政策を遂行するに当たって対象となる地域は当然ながら紛争状態にあった不安定な地域であり、適切な支援を行い得るか否かは、刻々と変化する現地情勢、及びそれに対応する各国・各国際機関等の動向に大きく依存する。

（３）平和構築に係る国際社会の活動は、国連等の国際機関、支援国、被支援国、NGO など極めて多数の主体が関わる活動であり、我が国政策に絞った施策と成果との因果関係を明らかにし評価することは容易ではない。

（４）我が国の「平和構築」に向けた政策に関わる関係行政機関は多数存在し、各機関の施策と成果との因果関係を個別に明らかにし評価することは容易ではない。

（５）平和構築のための国内体制整備については官民問わず様々な主体が同様の取組を実施しており、施策と成果との因果関係を個別に明らかにし評価することは容易ではない。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、他の支援との連携の強化に係る具体的な成果

紛争の原因・影響は各地域で異なることから、「平和構築」のための支援は、対象国・地域において変化する現地情勢や各国・機関等の動向を睨みつつ、我が国が有する様々なリソースの適否を検討して実施する多角的取組。

平成 18 年度には、従来からのゴラン高原における UNDOF への要員派遣の継続に加え、以下のように近年にないほど、数多くの紛争案件に対し、多様な支援を実施することができた。

- コンゴ民主共和国における大統領選挙・国民議会選挙への選挙監視要員の派遣
- スリランカにおけるUNHCRに対する物資協力
- 国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）に対する文民警察要員の派遣
- 国連ネパール政治ミッション（UNMIN）に対する軍事監視要員の派遣
- 東ティモールにおける大統領選挙への選挙監視要員の派遣（年度中は閣議決定まで。実施は平成19年度）

**評価の切り口２**：国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進に係る具体的な措置

詳細は、事務事業①「国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、他の支援との連携の強化」を参照。

国際平和協力懇談会（座長：明石康元国連事務次長）の報告書（平成 14 年）、人材育成検討会（平成 16 年）、国際平和協力調査員制度の導入（平成 17 年）以降、平和構築分野における人材育成の推進に向け、特に具体的な形で目立った進展は見られずにいたが、平成 18 年度には、以下の通り具体的に各種取組を推進した。

- 平和構築分野の有識者による大臣有識者会議
- 国連大学と共催での平和構築関連セミナーの開催
- 大臣政策スピーチに基づく「平和構築分野の人材育成のためのパイロット事業」に向けた諸準
- 日比首脳会談・東アジアサミット等にて表明した「平和構築分野の人材育成構想」に基づく関係省庁連絡会議
- 国際平和協力調査員を活用したネットワーク構築及び政策的議論の深化

詳細は、事務事業②「国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進」を参照。

**【第三者の所見】**

中満　泉　一橋大学教授

我が国の外交政策において国際平和協力は、国際貢献や国際安全保障の観点からますますその重要性が高まっている。本施策が、引き続き平成 18 年度および 19 年度において重点外交政策と位置づけられ、総理の施政方針演説において言及されていることは、適切である。「国際平和協力の拡充、体制の整備」は、日本が国際社会で責任ある地位を保持するためにも急務であり、これを担当する国際平和協力室の役割はきわめて大きい。

本評価期間中の「目標の達成に向けて進展があった」とする自己評価は、特に以下の二点から妥当である。

まず第一に、国際平和協力人材育成の分野におけるパイロット事業に相当な規模の予算を確保し、平成 19 年度中の実施に向けて詳細かつ具体的な準備が行われたことは、大きな進展である。本事業においては、平和構築人材育成を国内にとどまらず東アジア地域協力の一環と位置づけていること、同時にカナダやスウェーデンなどの平和協力先進国との連携も計画していること、さらには、多様な平和構築支援分野を網羅し、座学にとどまらずに実務研修をも範疇としていることなどが特に評価できる。

第二に、国際平和協力法に基づき、個別の各案件ではいまだ少人数であるものの、過去になく多様な地域に要員を派遣したことである。ネパール、東チモール、コンゴ（民）などはいずれも国際社会が試行錯誤しながら平和構築支援を推し進めている地域であり、これらに日本が参加できたことには大きな意義がある。

日本は、今後も一層の国際平和協力拡充が望まれる。上記人材育成事業を通して、アジアの人材の持つ平和構築潜在能力を向上させ、既存の欧米をはじめとする支援諸国と補完しあい、また多様な支援ツールを戦略的に使いこなす経験を積んだ上で、紛争後の社会に真に役立つリソース・アプローチを生み出すことが期待される。また、要員派遣推進に関しては、人材育成事業との連携により将来的に人員の大幅増強が望まれると同時に、選挙監視などの短期派遣に留まらず、国づくりなど息の長い支援のできる体制作りを期待したい。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

国際社会における平和構築への関心の高まりに対応するため、我が国の平和構築政策の実施とその体制整備の更なる強化・促進を図る。

**【事務事業の扱い】**

①国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、
他の支援との連携の強化　→　今のまま継続

②国際平和協力の推進・拡大のための国内体制の強化、国際平和協力の裾野を広げるための人材育成の促進、啓発活動と関係者間の連携の推進　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅱ－１－４　国際テロ対策協力

国際テロ対策協力室長　道井緑一郎

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 国際テロ対策に貢献すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>第 166 回国会施政方針演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | テロの主体や手口が多様化・複雑化する傾向にあり、国際テロを防止するためには、幅広い分野において国際社会が一致団結し息の長い取組を継続することが重要との考えの下、我が国は、①国内テロ対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国のテロ対処能力向上支援を掲げ、積極的に国際社会においてテロ対策の強化に取り組んでいる。<br>特に途上国に対するテロ対処能力向上支援、テロ防止関連諸条約締結促進の働きかけ、テロ対策特措法に基づく実際的な協力を行いつつ、国連やＧ８等の枠組みを通じた国際テロ対策の強化に取り組んでいる。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

テロリストは、現在、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限利用し、国境を越えて活動している。我が国は、テロリストに安住の地を与えず、いかなる国もテロ対策の抜け穴となってはならないという立場から、資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成において、ODA を活用しつつ途上国のテロ対処能力向上支援を実施しているが、テロ対策関連セミナーへの研修員の受入れ及び専門家の派遣等によって知見・体験を共有し、参加国のテロ対処能力向上に貢献した。また、各国のテロ対策への取組、課題を克服しようという意思も強化されてきており、我が国の継続的取組が一定の成果を挙げていることを現していると言える。

また、国連、Ｇ８等の枠組みへの参画並びにより多くの国との多国間協議及び二国間協議の実施によって、様々な分野で各国との情報交換や政策協調を行うことは、幅広く実効的な協力体制の強化につながり、国際社会における隙のないテロ対策構築へ貢献していると言える。

**【今後の課題】**

テロとの闘いは複雑で息の長い取組が必要とされるものであり、継続的に国際テロ対策協力を行っていくことが重要である。

**【施策の必要性】**

我が国は、いかなる理由をもってしてもテロを正当化することはできず、断じて容認できないとの立場であり、国際テロ対策協力を自らの安全確保の問題と捉え、国際社会における責任ある国家として、また、国際的なテロ対策を推進するための人材、技術、知識、経験を有することからも、かかる取組に積極的に参画し、国際平和と安定に対する取組を強化していくことが必要不可欠である。外務省は、国連やＧ８、APEC 等における国際的な基準作り等に、我が国の立場を反映させる役割を担っており、テロ対策の分野においても、かかる観点から積極的な外交政策の展開が必要である。また、外務省には、我が国の権益が多く存在する途上国等におけるテロに対する脆弱性の克服やテロ対策に関する国際的な法的枠組みの強化の観点から、ODA を活用しつつ、途上国等に対するテロ対処能力向上支援を推進することが求められている。

**【施策の有効性】**

テロリストの国際的な活動が確認される中、いかなる国もテロ対策の抜け穴となってはならず、かかる観点から、我が国が、途上国等のテロ対処能力向上支援を実施することは、必要かつ不可欠である。

国際テロ対策においては、①より多くの国がテロ対処能力を向上させ、テロリストにその手段を与えず、テロに対する脆弱性を克服すること、②より多くの国がテロ防止関連諸条約等の国際約束を締結・履行し、テロリストに安住の地を与えないこと、の２点が重要である。

前者に対応するためには、テロ対策に投入する資源が不足しがちな途上国のテロ対処能力を強化するために、資金面での援助に加え、各国の国内法整備や人材育成が必要となる。

後者に対応するためには、テロ資金供与防止条約等のテロ防止関連諸条約の締結・履行や関連国連安保理決議の履行を促進することが重要である。

また、テロリストが、高度に発達した情報通信技術や国際交通網等の現代社会の特性を最大限活用し、国境を超えネットワークを張り巡らせて、資金や武器等の調達を行っていることから、出入国管理や交通保安、テロ資金対策等の分野で隙のない体制を構築することも不可欠であり、国連やＧ８、ASEAN の多国間、日米豪や日トルコ等の二国間等の協議を通じて、より実効的な国際テロ対策の推進と強化を積極的に実施していくことは有効なアプローチである。

**【施策の効率性】**

限られた予算・人的投入資源の中で、講ずるべき施策に優先順位を付け、国際テロ対策協力において特に重要と考えられる事業を実施した。特に CBRN(化学、生物、放射性物質、核)テロセミナーは対象国のみならず、他の先進国からも高い評価を受け、また、日 ASEAN テロ対策対話は ASEAN との間でテロ対策を正面から取り上げた初めての協議としてテロ対処能力向上支援について日 ASEAN 間で有意義な対話が行われた他、各種テロ協議において、我が国がテロ対策協力を進めるにあたって必要となる情報の交換や政策調整を行うことができたことは、今年度の施策が適切であったことを示している。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 13,719 | 11,624 |
| 国連薬物犯罪事務所（UNODC）犯罪防止刑事司法基金テロ防止部拠出金 | 5,550 | 5,336 |
| 計 | 19,269 | 16,960 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ８ | ９ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

国際的なテロ対策の強化は、様々な枠組みを通じて行われるため、各々の枠組みに参加する各国の立場や国連等の国際機関の対応等に影響され、特に関連安保理決議、Ｇ８の決定等で国際的な基準が設定された場合等には、これに従う必要がある。

また、途上国等のテロ対処能力の向上支援や国際的なテロ対策の強化に取り組む際には、関係省庁・機関等との連携協力が不可欠であり、外務省単独で施策を遂行できるわけではない。

これまでの我が国の途上国のテロ対処能力向上支援は、ODA を活用しつつ行われているが、支援を行うために必要な資金、人材等には一定の制約がある。また、支援の対象となる途上国の政策、受入体制、我が国に対する要請の優先度等にも左右される。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：途上国等に対するテロ対処能力向上支援の実施

我が国の繁栄と安全にとって重要な東南アジア太平洋地域を重点として、ODA を活用しつつ、研修員受入、専門家派遣、機材供与等の支援を実施し、途上国等の研修員がテロ対策関連セミナーに参加する等国際テロ対策に貢献した。詳細は、事務事業①「途上国のテロ対処能力向上支援」を参照。

**評価の切り口２**：国際的なテロ対策協力の強化

二国間及び多国間のテロ対策協議を通じて協力の強化が行われ、国際テロ対策に貢献した。詳細は事務事業②「多国間、二国間協議等を通じたテロ対策強化の働きかけ」を参照。

**【第三者の所見】**

板橋功　（財）公共政策調査会第一研究室長

世界各地でテロが続発している現状において、テロとの闘いは国際社会にとって引き続き粘り強い取り組みが求められる優先課題である。このため各国がそれぞれテロ対策の強化に努力すると共に、国連やＧ８等の多国間枠組み、APEC、ASEM、ASEAN や ARF 等の地域枠組みを通じて国際テロとの闘いが進められているが、これは、テロ対策の強化と国際協調の重要性が認識されているからに他ならない。そこ

で、日本としても、（１）日本がテロ対策の抜け穴とならないよう、また、日本自身の安全確保の観点からも、テロに対する脆弱性を克服することが重要であると共に、（２）国際的なテロ対策の議論に積極的に参加し、支援が必要な国々に対して積極的に支援を行っていくことが日本の責務といえる。

このような観点から、「国際的なテロ対策協力の強化」及び「途上国等に対するテロ対処能力向上支援」を柱とした外務省の方向性は適切かつ有効なものと判断できる。具体的には、各国とのテロ協議の実施、テロ対策等治安無償や日 ASEAN 統合基金を新設しての支援強化、日 ASEAN テロ対策対話の創設、各種テロ関連セミナーの主催等は、途上国におけるテロとの闘いに関する政治的意思の強化及び対処能力向上に繋がるものであり、外務省のこれらの取組は一定の成果を挙げていると評価できる。

しかしながら、平成 18 年度にはインド、スリランカやタイ等において爆弾テロ事件が発生した他、６月にはカナダで大規模なテロ計画が摘発され、また８月には英国において大規模な航空機爆破テロ計画が摘発される等、国際テロの脅威は依然として深刻である。特に、「ホーム・グロウン・テロ」の脅威が増大する中、移民第二・第三世代などの過激化への対策が昨今の重要な課題となっている。今後は、（１）テロを効果的に阻止するための日々の措置と（２）テロを助長する要因への対処等テロの根源となっている課題への長期的取組の双方について、外務省はじめ関係省庁が一層連携し、引き続き積極的かつ柔軟に取組を行うことが重要である。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

前年度に引き続き、自国の安全確保のみならず、国際社会の平和と安定に貢献するという見地から、各国と協力して国際テロ対策に積極的に取り組む。

**【事務事業の扱い】**

① 途上国のテロ対処能力向上支援 → 拡充強化

② 多国間、二国間協議等を通じたテロ対策強化の働きかけ → 拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ― | ○ |

# Ⅱ－１－５　国連における我が国の地位向上及び望ましい国連の実現

総合外交政策局国連企画調整課長　千葉　明
総合外交政策局国連政策課長　　滝崎成樹
平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 国連において我が国の地位を向上させること及びそのことを通じ我が国の国益と国際社会共通の利益により資する望ましい国連の実現に貢献すること。 |
| **施策の位置付け** | 第 164/第 165/第 166 回国会における施政方針演説等（第 165 回国会は所信表明演説）の政府の重要政策にかかる演説において言及あり。<br>平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策において言及あり。 |
| **施策の概要** | 安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進させる。これらの改革に関する我が国の立場・考え方に対する理解を促進し、支持の拡大を図る。これらの改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた理解の促進及び人材育成を図る。また、安保理非常任理事国として、国際社会の平和と安全のために積極的に取り組む。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

戦後創られた国際連合を、二十一世紀にふさわしいものに変えていくため、我が国の常任理事国入りを含む安保理改革を始めとする国連改革の実現に向け尽力した。こうした我が国の取組は、改革の機運を高めることに貢献した。また、人権理事会、平和構築委員会といった現在の国際情勢の要請に応じた新たな機関が設置され、活動を開始したが、我が国はこれに積極的に協力した。

**【今後の課題】**

安保理を始めとする国連の組織改革、また国連事務局の行財政改革はすべて実現したわけでなく、改革に向けた取組を引き続き進めていくことが必要であり、我が国は改革の実現に向けて議論を主導していく。

**【施策の必要性】**

国連は、設立後 60 年を経ており、その組織は現在の世界情勢にそぐわない面も出てきている。国連を通じて世界の平和と繁栄という国際社会共通の利益を実現し、その中で我が国の国益をも実現していくためには、テロや紛争、継続する貧困や感染症など現在の課題に効果的に対処できるよう国連改革を進めることが必要不可欠となっている。そのプロセスの中で、我が国の地位を向上させるために、改革の議論を我が国が主導し、実現への途をつけていくことが必要である。

**【施策の有効性】**

国連を通じ我が国及び国際社会共通の利益を実現し、また国連において我が国の地位を向上させるためには、我が国が主要国とも連携しつつ国連改革の具体案を示し、これを実現させるために主要国や関心国と議論を深め、実現可能な案を作成するとともに国連の場でも公式、非公式な会合で我が国の立場を皆に受け入れられる形で主張し、まとめていくことが最も有効である。また、我が国は第２位の国連財政負担国の地位を保持し、改革に向けて十分にその意図を反映されるべき立場にある。

**【施策の効率性】**

国連改革の一環として、人権理事会及び平和構築委員会が設立された他、国連分担率に関する交渉において、我が国は加盟国中最大の分担率（2.844%）の引き下げが達成された。また、安保理改革については、我が国は、改革に向けた機運の維持に貢献した。これらを踏まえると、我が国の施策は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 140,287 | 66,302 |
| （分担金・拠出金）（注） | 47,902,579 | 43,026,970 |
| 計 | 48,042,866 | 43,093,272 |

単位：千円

（注）分担金・拠出金の内訳

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| 国際連合分担金 | 45,322,954 | 40,584,592 |
| 東京国際連合広報センター拠出金 | 46,430 | 43,664 |
| 国際連合平和維持活動分担金 | 2,533,195 | 2,398,714 |

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 39 | 39 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

安保理改革その他の国連改革の推進については、我が国ばかりでなく、他の加盟国の意向により左右される面が大きい。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：安保理改革及びその他の国連改革の進捗状況

国連改革の一環として設立された、人権理事会及び平和構築委員会が活動を開始し、我が国はこれらに積極的に参加している他、国連分担率に関する交渉において、我が国は加盟国中最大の分担率（2.844%）の引き下げが達成された。安保理改革については、インド、ドイツ、ブラジルと共同で提案したＧ４決議案の経験を活かし、米国、中国、アフリカ等との一層の連携も図りつつ、幅広い支持が得られる具体案の検討を進めている。詳細は、事務事業①「安保理改革及びその他の国連改革の議

論の推進、安保理改革及びその他の国連改革についての我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること」を参照。

**評価の切り口２**：国連の活動及び我が国の国連政策に関する研究・諮問・啓発・広報活動の具体的成果

平成 18 年は我が国の国連加盟 50 周年に当たり、右を踏まえて、国連の活動及び我が国の国連政策に関して様々な啓発、広報活動を行った。また、国連政策研究会、安保理改革ネットワークといった有識者との意見交換の場を通じて我が国の国連政策に関する研究者との連携も一層深めた。詳細は、事務事業②「安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成」を参照。

**評価の切り口３**：安保理非常任理事国としての我が国の具体的活動

我が国は、平成 17 年１月から平成 18 年 12 月までの２年間、７年ぶり９回目の安保理非常任理事国に就任した。今回は特に安保理改革に向けた機運が高まる中で、国際の平和と安全の維持に係る各種の問題につき、我が国は積極的かつ独自の貢献・役割を果たせたと考えられる。詳細は、事務事業③「安保理非常任理事国としての、国際の平和と安全の維持に係る積極的な取組」を参照。

**【第三者の所見】**

酒井啓亘　京都大学大学院法学研究科教授

（１）国連での日本のプレゼンスの向上は国益の増進につながるが、国際社会の共通利益に資する結果となるかどうかも含め、それが国民自身にとり真の国益の実現と受けとられるかどうかは、日本が国連を通じて具体的に実施する施策の中味とその実現形態によって判断されることになる。しかも各国政府や自国国民の理解を得るためには、日本が目指す望ましい国連の姿を積極的に提示する必要がある。その意味で、掲げられた 3 つの政策目標の具体策は、国際社会と国内社会の双方に対してきめ細かい目配りがなされたもので至当であり、その必要性や有効性、さらには効率性についても概して評価できる内容である。

（２）安保理改革を含む国連改革は息の長い課題であり、その必要性を常に訴えつつ、省全体として調整・均衡のとれた統一的政策をとる必要がある。また今後 3 年間の分担率の減少は国家財政の観点からは朗報だが、大口出資国であることに変わりはなく、国連財政の健全化に留意しながら効率的な運営に資するような政策提言を行うべきである。事務総長による柔軟な予算執行の実現など日本の提案による改革の実績は少しずつ効果を挙げており、さらに潘新事務総長の下での事務局改革に積極的に対応していくことが望まれる。

（３）日本の国連加盟 50 周年を契機に行われた様々な取組は、日本にとっての国連の重要性と国連にとっての日本の重要性を国内外に示したという点できわめて効果的であり、その有効性の評価は妥当といえよう。日本の立場について各国政府・国民ならびに日本国民の理解を促進するための日常的な方策は引き続き実施することが肝要である。国内外での広範でわかりやすい広報活動と各種各層からの意見の聴取や学界関係者等との意見交換は、重要課題の政策立案とその実効的実施の面からも今まで以上に重視されることを期待したい。

（４）東ティモールやアフガニスタンでの経験が安保理での議論に生かされたことは、現場での地道な努力が政策決定機関での日本の地位の向上に結実した点で大いに評価でき、平和構築委員会などでそうした活躍が引き続き期待される。また北朝鮮問題で安保理決議の採択を日本が主導したことは、日本が安保理の一員として重要な案件に対処しうる十分な能力を国際社会に示した点で重要な意義を有する。いずれも非常任理事国としての積極的取組を示す好例であり、自己評価の内容は妥当と考えられる。今後も、安保理に復帰することを前提に、日頃から各種紛争などの個別的問題や平和と人権といった一般的議題に関する日本の対応・政策を準備・検討しておくことが重要である。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

引き続き、安保理改革を始めとする国連の諸改革の進展に向けた貢献を継続する。また、適切な研究・諮問・啓発・広報活動等により、我が国の施策に対する内外の理解促進に努める。更に、平成 20 年の安保理非常任理事国選挙に立候補を表明したところ、同選挙での当選を目指す。

**【事務事業の扱い】**

①安保理改革及びその他の国連改革の議論の推進、安保理改革及びその他の国連改革についての我が国の立場・考え方に対する理解の促進・支持の拡大を図ること　→　今のまま継続

②安保理改革を含む国連改革推進のための国内体制の強化、広報を通じた国内的理解の促進、人材の育成　→　内容の見直し

③安保理非常任理事国としての、国際の平和と安全の維持に係る積極的な取組　→　内容の見直し

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | ○ |

# Ⅱ－１－６　国際機関における邦人の参画の促進及び邦人職員の増強

総合外交政策局国連企画調整課長　千葉　明

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 国連等国際機関において、より多くの邦人職員が、管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占めるようになること |
| **施策の位置付け** | ・　平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策において言及<br>・　成果重視事業(旧モデル事業)〔事業計画期間：平成 16 年～平成 21 年〕 |
| **施策の概要** | 「国際機関等における邦人職員の任用に関する必要な措置をとること」(外務省組織令第 28 条第６号）を所掌とする外務省として、近年のグローバル化を背景にその責務の重要性が高まる国連等国際機関において、著しく少ない水準にある邦人職員について、その数の増加と質的向上（意思決定ラインにあたるポスト確保）を目指し、必要な施策を行うもの |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

成果重視事業としての目標（平成 21 年１月までの５年間で 10%増(→ 671 名)）は、平成 17 年度中に達成しているが、施策の目標は中長期的なものであり、今後も継続する。

（１）「国際社会協力人材バンクシステム」（外務省国際機関人事センターＨＰを中心に、オンライン上で国際機関就職に係る情報提供を行うシステム）における各種サービス利用者が増加傾向にある。

（２）国連等国際機関における邦人職員数（各年１月１日現在）が増加傾向にあり、平成 19 年には、676 人に達している。

**【今後の課題】**

国連等国際機関に勤務する邦人職員について、より一層の増強を目指す。

**【施策の必要性】**

近年のグローバル化を背景に、国連等国際機関及びこれら国際機関に勤務する国際機関職員の責務の重要性が高まっている。

一方で、国連等国際機関に対する我が国の財政的貢献と比較して、これら国際機関における邦人職員は著しく少ない状況にあるため、国際機関等における邦人職員の任用及び勤務に関する事項を所掌事務とする外務省が責任を持って邦人の国際機関への参画の促進に取り組む必要がある。

**【施策の有効性】**

国連等国際機関への就職に向けての広報及び情報提供、また、国際機関勤務希望者への必要な機会・経験の付与及びその採用に向けての国際機関への働きかけにより、近年国際機関勤務の邦人職員数が増加傾向にあり（平成 14 年：521 人 → 平成 19 年：676 人）、今後も着実にこれらの施策を実施することで、さらに中長期的に成果が現れる可能性が高い。

**【施策の効率性】**

限られた資源の中、「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供及び国連等国際機関に勤務する邦人職員数ともに増加していることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

なお、本件施策の実施に際して、予算執行の効率化・弾力化措置は講じていない。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 39,495 | 31,587 |
| 国際機関職員派遣信託基金拠出金 | 1,050,959 | 1,104,550 |
| 計 | 1,089,914 | 1,136,137 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 4.5 | ５ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

国連等国際機関における職員の採用については、これら国際機関での空席ポストの出現状況のほか、当該空席ポストに求められる資質・能力に合致する邦人候補者の存在の有無や、他国の候補者との競合といった点によっても、その効果が左右される面がある。

**【目標の達成状況】**

目標の達成状況については、外務省国際機関人事センター の「国際社会協力人材バンクシステム」の利用状況で把握するほか、外務省において毎年１月現在で調査している国連等国際機関における邦人職員の在職状況を以て把握する。

**評価の切り口１**：「国際社会協力人材バンクシステム」による情報提供の状況

（１）外務省国際機関人事センターHP へのアクセス件数（年平均。単位：件／月）

| 平成 14 年 | 平成 15 年 | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 |
|---|---|---|---|---|
| 19,289 | 31,344 | 41,066 | 40,364 | 39,690 |

（２）空席情報メール配信サービス（国際機関における空席ポスト情報を毎月２回、電子メールで登録者に送信するサービス。毎回約 300～400 件の空席情報を提供。）における配信件数（月平均。単位：件）

| 平成16年 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 |
| 9,509 | 9,763 | 10,074 | 10,399 | 10,518 | 10,721 | 10,949 | 11,137 | 11,197 | 11,260 |

| 平成16年 | 平成17年 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 12月 | １月 | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 |
| 11,418 | 11,668 | 11,522 | 11,725 | 11,919 | 12,141 | 11,814 | 11,862 | 11,955 | 12,015 |

| 平成17年 | | | 平成18年 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 |
| 12,081 | 12,279 | 12,399 | 12,571 | 12,730 | 12,858 | 12,995 | 13,219 | 13,366 | 13,409 |

| 平成18年 | | | | | 平成19年 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 | | |
| 13,471 | 13,583 | 13,776 | 13,892 | 14,006 | 14,174 | 14,279 | 14,414 | | |

（３）ロスター登録（国際機関への就職希望者の経歴等をあらかじめ登録し、個々人に合致すると思われる空席ポストが公募された際に、応募を勧めるシステム）における登録件数（各月１日現在。単位：人）

| 平成16年 | | | | | | | | 平成17年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 |
| 248 | 321 | 407 | 600 | 648 | 693 | 717 | 731 | 739 | 748 |

| 平成17年 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| 757 | 766 | 781 | 790 | 796 | 806 | 814 | 821 | 829 | 840 |

| 平成18年 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １月 | ２月 | ３月 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | 10月 |
| 850 | 861 | 856 | 867 | 879 | 885 | 897 | 906 | 915 | 923 |

| 平成18年 | | 平成19年 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 | | | | | |
| 932 | 942 | 948 | 958 | 968 | | | | | |

**評価の切り口２**：国際機関における邦人職員数（国連システムにおける専門職以上。各年１月１日現在。単位：人）

| 年 | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計 | 521 | 557 | 610 | 642 | 671 | 676 |
| うち幹部職員 | 59 | 51 | 59 | 60 | 58 | 61 |

そもそも本件施策については、成果重視事業となっており、具体的には、国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数について、平成 16 年１月現在 610 名のところ、平成 21 年１月までの５年間で 10%増加（→　671 名）させることを目標としてきた。

これは､国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数の増加自体が､国連等国際機関において、日本人が管理監督を行いあるいは専門的事項を処理する地位を占める程度の大きさを端的に示すものであることによる。

上記のとおり、国連等国際機関における専門職以上の邦人職員数は、平成 18 年１月の段階で 671 名となり、当初の成果重視事業目標を達成するところとなったことを受けて、今後は、平成 18 年１月現在 671 名をベースに、平成 21 年１月までの向こう３年間でさらに 10%程度増加（→　約 740 名）させることを新たな目標として設定することを検討する。

**【第三者の所見】**

北谷勝秀　NPO 法人 2050 理事長、元国連人口基金(UNFPA)事務局次長

国連等国際機関における邦人職員数が着実に増加に向かっていることから、本件に関する外務省の努力は有効であり、満足すべき状態であると言い得る。近年は優秀な資質を備えた応募者が多数あり、アソシエート・エキスパート派遣制度（A/E）を含め、優秀な人材が国際機関に多数勤務することが可能となっている。日本の ODA が近年目立って減額されている現状に鑑み、より多数の優秀な邦人職員が国際機関で活躍することが、日本の国際貢献という意味で、益々重要性を増してくる。

今後の問題としては、（１）国際機関における政策決定に参加可能な上級幹部職員数を増加・確保するべく、長期的・弾力的な戦略が必要である。更に（２）A/E の拡充に努め、国際機関で即戦可能な、かつ、ビジョンを持った人材の確保に努める必要がある。A/E に関しては、2 年後の正規採用を容易にするため、A/E 試験合格者に対して赴任前に特別のオリエンテーションを施し、JPO　としての「心得」を習得させ、赴任期間中を通して実力を十二分に発揮させることが望ましい。一週間のオリエンテーションを東京、ジュネーブ、ニューヨークで行い、いずれかに参加させることで殆どの合格者が参加可能となろう。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

本件施策の目標については、上記外部要因の存在等から、一時的な達成を以て満足する性質のものではないことを十分に踏まえ、現在行っている事務事業を着実に継続実施していく必要があるが、当面、中長期的に邦人職員数の増加に有効と考えられる、アソシエート・エキスパート（AE）等派遣制度（国際機関勤務を希望する若手邦人を、外務省の経費負担で原則２年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより、正規採用への途を開くことを目的とした制度）の実施に必要な予算の確保を目指す。

また、国際機関における幹部レベル職員のうち、特に選挙により選出されるポストを獲得する観点から、平成 19 年３月に常設の「選挙対策委員会」を設置しており、選挙対策に関する外務省としての基本方針、立候補する選挙の選定等に関する決定を行うほか、選挙戦略の策定、情報収集、候補者となる人材の発掘、ノウハウの蓄積等を行うこととしている。

**【事務事業の扱い】**

①国際機関職員となる人材の育成及び中堅以上の国際機関職員となる
　人材の発掘　→　今のまま継続

②各種資料配付や外務省国際機関人事センターＨＰによる国際機関就職に
　関する広報及び情報提供　→　今のまま継続

③国際機関への働きかけ　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

# Ⅱ－１－７　国際社会における人権の保護・促進のための国際協力の推進

人権人道課長　木村徹也

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 国際社会における人権を保護し、促進すること |
| **施策の位置付け** | （１）国際社会における人権の保護・促進については、<br>平成 18 年度重点外交政策に言及あり。<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>（２）人権、民主主義をはじめとする基本的又は普遍的価値の重視については、<br>第 166 回国会施政方針演説に言及あり。<br>第 164 回国会外交演説に言及あり。<br>平成 18（2006）年 11 月の麻生外務大臣演説「自由と繁栄の弧をつくる」に言及あり。<br>第 166 回国会外交演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）国連の各種人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参画<br>（２）人権対話及び人権協議を通じた各国の人権の保護・促進に向けた働きかけ<br>（３）社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした国際協力への積極的参加<br>（４）難民の本邦定住支援等のための事業の実施 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）我が国は、国際社会の人権の保護・促進の状況について、

（イ）国連の各種人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加し、多国間の枠組みにおける人権分野の議論を促進し、国際社会における人権の保護・促進に寄与した（人権理事会初代理事国としての活動、強制失踪条約（仮称）の採択・署名、障害者権利条約（仮称）の採択、国連総会「北朝鮮の人権状況」決議の前年に引き続いての採択等）。

（ロ）人権対話（インドネシア）及び人権協議（EU）を通じた各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行った。

（ハ）国連事務局の人権担当部門（国連人権高等弁務官事務所（OHCHR））や社会的弱者（児童、

女性及び障害者等）の権利や民主主義の保護、促進を目的とした各種基金（国連婦人開発基金（UNIFEM)、国連障害者基金、国連民主主義基金（UNDEF））の活動に不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行った。
（２）国内における難民認定及びその定住策への支援状況については、
（イ）条約難民等に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設であるRHQ支援センターにおいて実施した。
（ロ）また、既に我が国に定住しているインドシナ難民及び同呼び寄せ家族に対するアフターケアについては、現行の難民相談事業を主軸として継続している。

**【今後の課題】**
日本外交の新機軸として、人権や民主主義といった普遍的価値に基づく外交の重視を強調した、平成 18（2006）年 11 月の麻生大臣の外交演説「自由と繁栄の弧をつくる」を受けて、我が国の人権・民主主義外交の更なる強化に向けた取組を推進する。

**【施策の必要性】**

（１）人権はすべての人間が生まれながらにして等しく有している権利であり、それ自体が保護・促進すべき普遍的価値である。また、国連憲章第１条は「すべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて国際協力を達成すること」を目的の一つとしているように、国際社会が人権の保護・促進に取り組むことは当然の責務であり、人権の保護・促進は、国際社会の正当な関心事項である。国際社会においては、平成 17（2005）年９月に、開発や安全保障と並び、人権を国連の主要な柱の一つとして再確認した国連総会首脳会合成果文書が採択されたことを受け、平成 18（2006）年３月にそれまでの人権委員会を強化した人権理事会が創設されるなど、「人権の主流化」の動きが加速している。

（２）国際社会において人権を保護・促進する政策は、我が国の国際社会での役割、信頼性等を強化するとともに、我が国にとって望ましい国際環境の実現にも資するものである。平成 18（2006）年 11 月に行われた麻生外務大臣の外交演説「自由と繁栄の弧をつくる」においては、人権、民主主義をはじめとする普遍的価値の重要性を指摘し、普遍的価値を基礎とする豊かで安定した地域を形成することを、我が国外交の新たな機軸として掲げた。

（３）我が国における難民や難民認定申請者等が我が国社会に適応して生きていくことは社会的安定のために重要であり、我が国定住のための各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）が必要である。

**【施策の有効性】**

（１）我が国の経験に鑑み、政治的安定と経済的繁栄には民主主義制度の下での自由や人権の保障が不可欠である。しかし、国際社会において、人権を保護・促進するにあたっては、価値観の押しつけや体制変更を迫るのではなく、各国の文化・歴史・発展段階の違いに配慮することが必要である。

（２）そのためには、我が国としては、国連の各種人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論に積極的に参加していくほか、二国間の人権対話及び人権協議等を通じ、各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを進めるなど、「対話と協力」の立場に立脚しつつ、地道な積み重ねを進めていくことが有効である。

（３）国連には、上記人権に関する国際フォーラムのほか、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の

ような国連事務局の人権担当部門、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利や民主主義の保護・促進を目的とした各種の基金が存在する。我が国としては、こうした国連事務局の人権担当部門や基金等が活動を行う際に不可欠な拠出を行い、人権の保護・促進のための支援を行うことも有効である。

（４）条約難民等に対して、各種支援事業（日本語教育、生活環境適応訓練、就職・職業訓練斡旋）を行うことは、我が国定住支援のために有効であり、またこれまでに既に我が国に定住している１万１千人余のインドシナ難民及び同難民の呼び寄せ家族に対しても、難民相談事業等のアフターケアを継続することは、インドシナ難民等の自立の促進等を図る上で有効である。

**【施策の効率性】**

国際社会における人権の保護・促進を効果的・効率的に行うために、我が国は、初代理事国として、新設された人権理事会の機能強化に向けて、既存の手続やメカニズムの見直し等にかかる議論に積極的に参加しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 528,353 | 499,203 |
| （分担金・拠出金）(注) | 1,216,885 | 123,997 |
| 計 | 1,745,238 | 623,200 |

単位：千円

(注)

| 分担金・拠出金 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| 国際連合婦人開発基金(UNIFEM)拠出金 | 78,430 | 77,865 |
| 国際連合人権高等弁務官事務所(UNOHCHR)拠出金 | 17,804 | 35,608 |
| 国際人道事実調査委員会(IHFFC)拠出金 | 4,957 | 3,944 |
| 国際連合障害者基金(UNVFD)拠出金 | 5,694 | 5,597 |
| 先住問題信託基金拠出金 | 0 | 983 |
| 国際連合民主主義基金(UNDEF)拠出金 | 1,110,000 | 0 |
| 計 | 1,216,885 | 123,997 |

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 15 | 17 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

国際社会においては、各国の文化・歴史・発展段階の違いを反映し、人権分野においては意見や価値観の相違が顕著である。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：国際社会の人権の保護・促進の状況

（１）我が国は、国連の人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）における議論への積極的参画を通じ、人権の保護・促進に向けて貢献した。

例えば、新設された人権理事会において、我が国は初代理事国（平成 18（2006）年５月選出）として、同理事会の機能強化に向けて、既存の手続やメカニズムの見直し等にかかる議論に積極的に参加しているほか、平成 18（2006）年 12 月の国連総会において、我が国が積極的に交渉に参加してきた強制失踪条約（仮称）や障害者権利条約（仮称）が採択され、平成 19（2007）年２月には、パリで開催された強制失踪条約（仮称）の署名式において署名（我が国より浜田大臣政務官が署名）を行った。また、上記国連総会においては、我が国と EU が共同提案した、拉致問題への言及を含む「北朝鮮の人権状況」決議が前年よりも多数の支持を得て採択されるなど、多国間の場において、国際社会における人権の保護・促進に向けて貢献した。

（２）人権の保護・促進のため、二国間の対話を通じた相互理解の醸成も効果的な手段であり、インドネシアとの間で、初めて二国間の人権対話を行った（平成 18（2006）年７月）。

（３）さらに、国連事務局の人権担当部門である国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を支援するため、同事務所への拠出を行った（平成 18（2006）年度分として、約１千 780 万円を拠出）ほか、同事務所との協力を強化するため、アルブール国連人権高等弁務官を外務省賓客として招聘した（平成 19（2007）年１月）。また、社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的として、安保理公開討論や国際会議の場で、紛争下の児童の保護や平和の定着における女性の役割等につき積極的に発言を行ったほか、国連婦人開発基金（UNIFEM）（平成 18（2006）年度分として、７千 843 万円を拠出）、国連障害者基金（平成 18（2006）年度分として、約 569 万円を拠出）、国際事実調査委員会(IHFFC)(平成 18(2006)年度分として、約 496 万円を拠出)への拠出を行った。さらに、普遍的価値に基づく外交を重視する立場から、国連民主主義基金に対して、新たに１千万米ドル（邦貨 11 億１千万円）の拠出を決定した（平成 19（2007）年２月）。詳細は、事務事業①～⑧を参照。

**評価の切り口２**：国内における難民認定及びその定住策への支援状況

（１）条約難民等のみを対象とした定住支援事業の実施初年度である平成18（2006）年度は、19名の対象者に対する定住促進支援を、難民事業本部が運営する事業実施施設であるRHQ支援センターにおいて実施。条約難民等に対する適切な支援の実施は、難民条約に加入している我が国としての当然の責務でもあり、今後ともその目的のより良い達成に向け事業を継続していく必要がある。

（２）また、インドシナ難民及び同呼び寄せ家族向け支援においては、我が国受け入れ事業は平成17（2005）年度限りで終了したが、既に我が国に定住している１万１千人余の者に対するアフターケアについては、現行の難民相談事業を主軸として、前掲の条約難民等向け我が国定住支援事業や難民認定申請者向け生活支援事業と同様に、今後もその施策を充実させつつ継続していく必要がある。詳細は、事務事業⑨「難民の本邦定住促進等のための事業の実施、及び関係省庁、UNHCR、NGO等との連携」を参照。

**【第三者の所見】**

大谷美紀子　弁護士

国連の人権フォーラム、特に人権理事会において、初代理事国として初年度の組織作りに積極的に参画したことは高く評価される一方、国連の人権フォーラムにおいて日本が果たしている役割が見え

にくいとの指摘もある。この点、外務省が日本の人権・民主主義外交の新たな展開のあり方についてのシンポジウムを開催し、有識者・各国外交団・ＮＧＯ・一般市民との間で意見交換を行い、今後の政策形成に活かしていこうとの積極的な姿勢は評価される。今後も、日本が行う、国連の人権フォーラムにおける多国間人権外交、二国間人権対話の取り組みについて、有識者・ＮＧＯ・一般市民に対する情報提供・報告がなされ、有識者やＮＧＯとの政策協議が継続発展することを期待する。二国間人権対話については、インドネシアとの間で初めての対話が行われたことを評価すると共に、人権活動家や司法関係者の殺害が発生し人権状況が憂慮されるフィリピン等日本との関係が深いアジア諸国に焦点を当てたより積極的かつ効果的な対話の推進を期待する。人権担当大使の活発な活動を評価し、併せて、その活動分野が北朝鮮拉致問題にとどまらず、国際人権分野全般に拡大することを期待する。国連人権高等弁務官事務所への前年度と同程度の拠出、及び、国連民主主義基金への拠出決定は評価するが、国連人権高等弁務官事務所への拠出金は、日本が掲げる「人権の主流化」外交政策に照らし、また、他の国連人権・人道関係機関への拠出との比較の点からも十分とは言えず、人権分野で日本が積極的な役割を果たすために同事務所への拠出金増額の検討を期待する。強制失踪条約への署名、同条約及び障害者権利条約の批准に向けた国内実施措置の検討を進めていること、自由権規約の第５回政府報告書が提出されたことを評価し、提出が遅れている他の人権条約の政府報告書の早期提出、各条約機関の総括所見の履行、自由権規約の選択議定書批准を含む個人通報制度の受け入れに向けた具体的な取組みを強く期待する。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

日本外交の新機軸として、人権や民主主義といった普遍的価値に基づく外交の重視を強調した、平成18（2006）年 11 月の麻生大臣の外交演説「自由と繁栄の弧をつくる」を受けて、我が国の人権・民主主義外交の更なる強化に向けた取組を推進する。

**【事務事業の扱い】**

①国連の各種人権・人道フォーラム（国連総会第三委員会、人権理事会等）
　における議論への積極的参画　→　今のまま継続
②社会的弱者（児童、女性及び障害者等）の権利の保護、促進を目的とした
　国際協力への積極的参加　→　今のまま継続
③人権担当大使の積極的活用　→　今のまま継続
④人権対話及び人権協議を通じた各国の人権の保護・促進に向けた働きかけ　→　拡充強化
⑤セミナーや国際法模擬裁判の開催、パンフレット発行等を通じた国際人権・
　人道法の啓発及び意見交換　→　今のまま継続
⑥国際人権・人道関係機関への拠出　→　今のまま継続
⑦主要人権条約の履行　→　今のまま継続
⑧国際人道法の実施及び啓発　→　今のまま継続
⑨難民の本邦定住促進等のための事業の実施、及び関係省庁、UNHCR、NGO 等
　との連携　→　今のまま継続

【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ― | ○ |

# Ⅱ－１－８　国際組織犯罪への取組

国際組織犯罪室長　内川昭彦

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度重点外交政策に言及あり。<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>第 165 回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | ①国際的な法的枠組み強化への貢献<br>②国連、Ｇ８、金融活動作業部会（FATF）等における国際的な取組への参加・協力<br>③人身取引撲滅のための国際協力の推進 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

国際的な法的枠組み強化への貢献については我が国の国連腐敗防止条約締結について国会承認が得られたこと、多様な国際的枠組の会合に積極的に参加し他国との関係構築を図ったこと、人身取引対策についても政府の施策が浸透しつつある点等があげられる。

**【今後の課題】**

我が国未締結の条約の締結のため引き続き努力するとともに、犯罪防止に関する国際的な連携・協力分野でのより積極的なイニシアティブに努める。

**【施策の必要性】**

（１）グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、国境を越える組織犯罪（国際組織犯罪）が一層深刻化している。

（２）国際組織犯罪は、社会の繁栄と安寧の基盤である市民社会の安全、法の支配、市場経済を破壊するものであり、また、我が国の経済、社会、市民生活に直接影響を及ぼすものである。このような組織犯罪は国境を越える性質を有しており、的確に対処するために、各国の刑事司法・法執行制度を強化することを含め、国際的な連携・協力がますます重要になってきている。また、我が国は国益を守る観点から、国際組織犯罪への対処のための国際的な取組に協力・貢献する必要がある。

**【施策の有効性】**

（１）そもそも、犯罪を防止し取り締まるための措置は、刑事・司法当局が自国の領域において排他的に権限を有し実施するものであり、とりわけ、世界各国が異なる文化的・歴史的或いは経済社会的な状況を有する中において、それぞれの刑事・司法制度にも差異が生じる。しかし、右に加え、薬物犯罪、資金洗浄、人身取引等の国境を越える組織犯罪に効果的に対処するためには、国際的な連携・協力が不可欠である。

（２）特に、条約等の国際的な法的枠組み強化、国連、Ｇ８等を通じた取組の推進等は、犯罪組織の安全な避難場所をなくし、もって国際社会が一致して防止・取締まりに取り組む観点からも有効である。

（３）例えば、国際組織犯罪防止条約等の国際的な法的枠組み強化により、各国が自国の刑事・司法法制において取るべき措置が定められ、また、国連薬物犯罪事務所（UNODC)、国連麻薬委員会、犯罪防止刑事司法委員会、金融活動作業部会（FATF）等の取組により、国境を越える組織犯罪を防止するための措置が不十分な国々に対しても、技術協力や相互審査等を通じ積極的な対処を促進することとなり、ひいては、世界的にこの問題に対処する体制構築が進展する。

（４）また、人身取引については、我が国において現実に発生している重大な犯罪及び人権侵害であり、人身取引の防止・撲滅、被害者の保護に向けて関係省庁との緊密な連絡の下、また、関係国との緊密な連携の下取り組むことは、この問題に包括的に取り組むため有効である。

**【施策の効率性】**

限られた資源の中、条約締結の国会承認、国際的枠組の会合への積極的な参加を通じた法的枠組みの強化、人身取引対策の施策の浸透等の点で施策が目標達成に向けて進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 9,509 | 10,098 |
| （分担金・拠出金）(注) | 272,889 | 244,539 |
| 計 | 282,398 | 254,637 |

単位：千円

(注)

| 分担金・拠出金 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| 経済協力開発機構金融活動作業部会(FATF)分担金 | 26,943 | 9,592 |
| アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ(APG)分担金 | 2,604 | 2,712 |
| 国際連合薬物統制計画基金(UNDCP)拠出金 | 240,750 | 226,435 |
| 犯罪防止刑事司法基金(CPCJF)拠出金 | 2,592 | 5,800 |
| 計 | 272,889 | 244,539 |

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ５ | ５ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）世界各国が異なる文化的・歴史的或いは経済社会的な状況を有する中において、各国の刑事・司法当局が自国領域内において排他的な管轄権を有し、かつ独自の刑事・司法制度を有するため、それぞれの法制度及び法執行体制に差異が生じる。

（２）各国政府の取組にもかかわらず、グローバル化や情報通信の高度化、人の移動の拡大等に伴い、今日、国境を越える組織犯罪が一層複雑化・深刻化している。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：国際組織犯罪対策における国際協力の進捗状況

国連腐敗防止条約締結の承認（平成 18 年通常国会）や国連麻薬委員会における我が国提出決議案の全会一致採択（平成 19 年３月）など、国際的な法的枠組み強化への貢献や人身取引に関する政府協議調査団の派遣等を通じ、国際組織犯罪対策における国際的な協力に積極的に参加した。詳細は、事務事業①「人身取引対策等、国際組織犯罪対策としての国際協力の取組」を参照。

**【第三者の所見】**

玉井桂子　アジア財団日本事務所プログラム・ディレクター

人身取引と組織犯罪防止に向けた国際協力の推進の必要性は明らかである。問題はその具体的な獲得目標とそれを実現するための施策だ。加害者の訴追については相応の施策がある一方、被害者の保護については施策が有効に機能するまでには至っていない。特に被害者の保護については、より実効性ある施策の策定並びに運用のためにも NGO に蓄積された経験を活用することが重要であり、政府機関と NGO の連携を促進する必要がある。昨今、日本の ODA 施策の見直しが進められているが、被害者の帰国後の社会復帰などに向けた国際協力のあり方は、単なる資金提供にとどまらず、事業を適切かつ有効に実施するための人材の育成や事業成果のモニタリング等、協力の成果を確実にするためのシステム作りにも資金を配分すべく検討が必要である。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

我が国未締結の条約の締結のため引き続き努力するとともに、犯罪防止に関する国際的な連携・協力分野でのより積極的なイニシアティブに努める。

**【事務事業の扱い】**

①　人身取引対策等、国際組織犯罪対策としての国際協力の取組　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

施策目標Ⅱ―２　軍備管理・軍縮・不拡散への取組・・・・・・・・・・229

施策

Ⅱ-2-1　大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散・・・・・・・・・・・・ 231

Ⅱ-2-2　地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化・・・・・・・・・ 238

# 施策目標Ⅱ―２　軍備管理・軍縮・不拡散への取組

**【施策】**

**Ⅱ―２－１　大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散**

**Ⅱ―２－２　地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅱ―２** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―２－１** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―２－２** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |

**【施策の必要性】**

１.「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」については、核兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散を推進することは、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」との我が国の安全保障上の基本的な立場を実施する方策の一つである。また、唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、国民の悲願でもあり、この目的のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。

２.「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」については、地雷や小型武器などは、被害国において現実に多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後における復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障、人道、開発等の分野にまたがる緊急の課題となっている。また、テロリストや国際犯罪組織等への武器の非合法取引を阻止することは我が国の安全保障の強化や治安の確保にもつながる。武器輸出三原則等を堅持する我が国の平和外交の一環として、また、主要ドナーとして、国際的枠組の普遍化・強化や被害国への支援において貢献していく必要がある。

**【施策の有効性】**

１.「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」については、北朝鮮・イラン等の核問題や非国家主体による大量破壊兵器を用いたテロのおそれが生じている現在、国際社会が軍縮・不拡散に関する目標及び達成手段を共有することが重要である。施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段である。

２.「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」については、

（１）広範に流通・拡散するおそれのある通常兵器の規制は一国のみではなく、国際社会全体の問題として優先的に取り組むべき課題であり、国連等における国際的な枠組の普遍化・強化が有効。

（２）対人地雷・小型武器対策支援は、実際の被害の削減に直接寄与し、また、国際的枠組の実効性を担保する役割を果たす。

**【施策の効率性】**

１.「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」については、施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段であって、とられた手段は適切かつ効率的であった。

２.「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」については、限られた人的・予算的資源の

中、出席する国際会議を厳選し、各会議で提案・発言するとともに、プロジェクトを推進し、日本の主導的役割を国際社会にアピールしたので、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**【施策目標の達成状況】**

１.「大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散」については、国連総会での我が国の核軍縮決議に対する過去最多の支持、CTBT、CWC、BWC、IAEA 追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、関連国連安保理決議の採択、国際的輸出管理レジームの強化等を中心に想定された進展があった。

２.「地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化」については、

（１）国連総会で、我が国が南ア、コロンビアと共に提出した小型武器決議案や、我が国が共同提案国となっている武器貿易条約決議案が採択された他、小型武器東京ワークショップを我が国が主催して成功を収める等、平成 18 年度には通常兵器に関する国際的枠組の強化において進展が見られた。他方で、国連小型武器行動計画履行検討会議[1]では、我が国を含む諸外国の尽力にもかかわらず、国際社会による今後の小型武器問題への取組の方向性について定めた成果文書の作成には至らなかった。

（２）また、対人地雷及び小型武器に関しては、現場におけるプロジェクトを着実に実施し、被害国の治安の向上や犠牲者支援の推進に貢献した。

# Ⅱ－２－１　大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散

軍縮不拡散・科学部
軍備管理軍縮課長　芹澤　清
生物・化学兵器禁止条約室長　青木　健至
不拡散・科学原子力課長　市川　とみ子
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 大量破壊兵器及びその運搬手段の軍縮・不拡散を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度/平成 19 年度重点外交政策、第 164 回/第 166 回国会の外交演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | 北朝鮮・イラン等の核問題や、非国家主体による大量破壊兵器を用いた国際テロのおそれが生じている状況の中、我が国及び国際社会の平和と安全の確保のためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要である。その重要性に鑑み、我が国は、核兵器については、NPT[i]体制の強化、国連総会での核軍縮決議の提出・採択、CTBT[ii]の早期発効に向けた働きかけ、IAEA[iii]の保障措置[iv]の強化等、核軍縮・不拡散に向けた取組を積極的に行っており、また、生物兵器、化学兵器については、関連条約の普遍化、国内実施の強化等に貢献している。また、大量破壊兵器及びその運搬手段の不拡散について、関連国連安保理決議を着実に実施するとともに、国際的輸出管理レジームの強化、PSI[v]への貢献、域内の取組強化等を通じてそのための体制の強化に貢献している。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

後述の通り、国連総会での我が国の核軍縮決議の圧倒的多数の支持による採択、CTBT、CWC、BWC、IAEA 追加議定書等軍縮・不拡散関連条約の普遍化、関連国連安保理決議の採択、国際的輸出管理レジームの強化等を中心に想定された進展があった。

**【今後の課題】**

我が国は、今後とも国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化を通じた我が国及び国際の平和と安全の確保のため、様々な外交努力を通じた更なる貢献を行っていく方針である。

**【施策の必要性】**

核兵器を含む大量破壊兵器の軍縮・不拡散を推進することは、「国際環境の安定を確保することにより、自国の平和と安全を図る」との我が国の安全保障上の基本的な立場を実施する方策の一つである。また、唯一の被爆国として、核兵器のない平和で安全な世界を実現することは、国民の悲願でもあり、この目的のために現実的な措置を着実に積み重ねていくことは、国民及び我が国の利益増進に大きく寄与するものである。

**【施策の有効性】**

北朝鮮・イランの核問題や非国家主体による大量破壊兵器を用いたテロのおそれが生じている現在、国際社会が軍縮・不拡散に関する目標及び達成手段を共有することが重要である。施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段である。

**【施策の効率性】**

施策が掲げている国際的な関連ルールを基盤にした取組を行うことは、現在の国際社会の構造において有効な唯一の手段であって、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| | 328,862 | 307,032 |
| （軍縮関係分担・拠出金）（注） | 12,108,249 | 13,532,619 |
| 計 | 12,437,111 | 13,839,651 |

単位：千円

| （注） | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| ● 軍縮関係条約分担金 | 3,574,011 | 4,239,076 |
| ● 国連軍縮会議拠出金 | 11,000 | 9,519 |
| ● 化学兵器禁止条約機関拠出金 | 20,666 | 20,936 |
| ● 国際原子力機関（IAEA）分担金 | 6,887,460 | 7,520,211 |
| ● 国際原子力機関（IAEA）拠出金（技術協力基金） | 1,615,722 | 1,742,877 |

| 人的投入資源 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| | 36 | 36 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

本件施策を推進する上では、我が国の施策以外の各種の外部要因が影響を与える。

例えば、

（１）核軍縮及び不拡散の分野では、世界の国々が核兵器国、非核兵器国、核兵器不拡散条約（NPT）非締約国（インド、パキスタン、イスラエル）といったカテゴリーに分類され、それぞれ異なる立場を強くとり、軍縮・不拡散の推進の停滞の要因となることがある。

（２）北東アジア、中東等における不安定な地域情勢は、NPT、BWC[vi]、CWC[vii]、IAEA 追加議定書[viii]等の

軍縮・不拡散関連条約の普遍化及び履行を妨げる要因となりうる。

（３）一般に、途上国においては輸出入管理体制が整備されておらず、実施体制が脆弱である場合が多いので、大量破壊兵器・ミサイル及び関連物質の輸出管理政策の適切な履行を阻む要因となる。

（４）軍縮・不拡散の取組は各国の安全保障と密接に関連することから、基本的に、軍縮・不拡散に関する協議・交渉には各国とも慎重となるため、成果をあげることに時間を要する。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**：軍縮・不拡散体制の強化の状況及び我が国の貢献の状況

平成 18 年度は、例えば以下の通り、軍縮・不拡散体制の強化において注目すべき進展があり、その実現に際しては、我が国も積極的な貢献を行った。

（１）毎年、我が国が国連総会に提出している核軍縮決議案（平成 18 年は、「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」）が圧倒的多数の支持で採択されたこと及び平成 22 年（2010 年）NPT 運用検討プロセスの始動に向けた NPT 日本セミナーの開催等、核兵器の全面的廃絶に向けた国際社会の意思形成を着実に進展させることができた。

（２）北朝鮮及びイランの不拡散上の問題について、我が国も積極的に議論に参加した結果として、一連の国連安保理決議が採択された。また、我が国は決議を着実に履行してきているほか、輸出管理レジーム等の場でこれらの問題に取り組むとともに、地域内における取組の強化に努め、特に我が国主催の第４回アジア不拡散協議[ix]等の機会を通じて主にアジア地域での同決議履行の対応を促進した。また、IAEA 追加議定書の普遍化など不拡散体制の基盤を強化するための枠組みにおいても前向きな進展があった。

（３）その他、NSG、PSI、HCOC[x]、生物兵器及び化学兵器禁止条約、核燃料サイクルへの取組、Ｇ８グローバル・パートナーシップ等、国際的な軍縮・不拡散体制の維持・強化に向けて貢献した。

詳細は、事務事業①～⑯を参照。

**【第三者の所見】**

浅田　正彦　京都大学教授

（１）国際の平和と安全および我が国自身の安全の確保において対処すべき重大かつ喫緊の課題は、国家および非国家主体への大量破壊兵器とその運搬手段の拡散問題である。また、大量破壊兵器とテロとの結合がもたらす重大な脅威も、我が国を含む国際社会において広く認識されている。しかしながら、こうした課題に対する万能薬は存在せず、したがって本課題には様々な措置を組み合わせて対処することが必要である。その意味で、施策が掲げる軍縮・不拡散の国際的な関連ルールを基盤にした諸取組みは、かかる情勢を前提とした場合、最も有効かつ効率的な手段であり、したがって軍備管理軍縮課、生物・化学兵器禁止条約室及び不拡散・科学原子力課の設定した施策の必要性・有効性の考え方は妥当である。

（２）目標の達成状況については、平成18年度は、国連総会で核軍縮決議案を提出し圧倒的な支持により採択され、核兵器の全面的廃絶に向けた国際社会の意思形成を進展させることができたこと、NPT日本セミナーを開催し、2010年NPT運用検討プロセスの始動に向けて重要な貢献をなしたこと、北朝鮮及びイランの不拡散上の問題について、積極的に議論に参加した結果として、一連の国連安保理決議が採択されたこと、さらには第６回BWC運用検討会議の成功、IAEA追加議定書の普遍化など、軍縮・不拡散体制の基盤を強化するための枠組みにおける進展に貢献し

たこと、その他多くの分野において継続的に妥当な努力を行っており、課題は残るものの重要な成果が上がっているとの印象をもつ。

（３）今後は、国際社会が現在直面する最も喫緊の課題として、イランや北朝鮮の核問題があげられる。イランについては、NPTの実効性が問われる問題であるとの危機意識を持ち、安保理決議1737及び1747の着実な履行を通じて、イランが自らの疑念を晴らすよう働きかけていくことが必要である。また北朝鮮については、本年２月の六者合意の着実な履行のみならず、2005年9月の共同声明の完全実施を求めるとともに、安保理決議1695及び1718の確実な実施を通じ、北朝鮮によるすべての核実験・弾道ミサイル発射の終結、すべての核兵器および既存の核計画の完全・検証可能・不可逆的な放棄、他のすべての既存の大量破壊兵器および弾道ミサイル計画の同様な放棄を確保することが肝要である。こうした大量破壊兵器の拡散問題に有効に対処するため、NPTやIAEA保障措置協定の違反への確実な対応、SUA条約改正等のPSIをさらに実効あらしめるための措置などにおいて、我が国が積極的なイニシアティブを発揮することを期待したい。同時に、アジア不拡散協議（ASTOP）や、アジア輸出管理セミナーなどを通じた東南アジア諸国の国内輸出管理体制強化への支援など、アジア地域諸国との間で行われている政策対話や支援についても、地域の安全及び国際の平和と安全の観点から、引き続き維持・強化していくことが望まれる。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

軍縮・不拡散のための取組として、本施策の目標の達成状況を踏まえ、関連の事務事業における重点等を見直しつつ、今後も継続して実施していく。

**【事務事業の扱い**[外務省16]**】**

（全体論：軍備管理・軍縮不拡散への取組）

| | |
|---|---|
| ①Ｇ８先進国首脳会議及び関連会合への積極的参加 | → 拡充強化 |
| ②核兵器不拡散条約（NPT）運用検討プロセスへの積極的な参加 | → 今のまま継続 |
| ③NPT、包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准国増加のための働きかけや、核実験モラトリアム継続のための働きかけ | → 今のまま継続 |
| ④軍縮・不拡散に関する調査、研究及び教育普及 | → 今のまま継続 |
| ⑤生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化・国内実施強化のための支援 | → 今のまま継続 |

（各論：軍備管理・軍縮への取組）

| | |
|---|---|
| ⑥ジュネーブ軍縮会議（CD）[xi]への積極的参加 | → 拡充強化 |
| ⑦核軍縮決議案の国連総会への提出・採択 | → 今のまま継続 |
| ⑧旧ソ連諸国に対する非核化協力（ロシア退役原潜解体協力事業「希望の星」等）の実施 | → 今のまま継続 |
| ⑨CTBT 国内運用体制整備・強化 | → 今のまま継続 |

（各論：不拡散、拡散対抗、輸出管理への取組）

⑩個別の国・地域における懸念動向への適切な対応　→　拡充強化

⑪アジアにおける不拡散体制の強化に向けた取組　→　今のまま継続

⑫国際原子力機関（IAEA）の保障措置の強化と適切な実施　→　今のまま継続

⑬原子力供給国グループ（NSG）[xii]、ザンガー委員会[xiii]、
オーストラリア・グループ（AG）[xiv]、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）[xv]、
ワッセナー・アレンジメント（WA）[xvi]といった国際的輸出管理レジームの
強化及び適切な輸出管理の実施　→　今のまま継続

⑭原子力供給国グループへの事務局機能の提供　→　今のまま継続

⑮弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範（HCOC）への
参加国を増やすための努力　→　今のまま継続

⑯拡散に対する安全保障構想（PSI）への積極的参加　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針**[外務省18]**】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

i：NPT:「核兵器不拡散条約」。米露中英仏の５か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受け入れ、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めいている国際条約。昭和 43 年（1968 年）成立し、昭和 45 年（1970 年）発効。日本は昭和 51 年（1976 年）批准。平成 19 年３月現在の締約国は 190 か国。

ii：CTBT: 「包括的核実験禁止条約」。地下実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。昭和 38 年（1963 年）に作成された部分的核実験禁止条約（PTBT）が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。平成８年９月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書二に列記されている 44 か国発効要件国の批准が必要であり、現時点では未発効。条約発効時には CTBT 機関（CTBTO）が設立されることになっているが（条約第２条１）、平成８年 11 月より CTBTO 準備委員会が毎年２回ウィーンで開催されている。平成９年３月、準備委員会第一会期再会会期において、同委員会暫定技術事務局が設立された。

iii：IAEA:「国際原子力機関」。原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関（昭和 32 年（1957 年）設立）。①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に関わる技術協力といった幅広い活動を行う。

iv：IAEA の保障措置：IAEA が、各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、核物質等が軍事目的に利用されていないことを確保することを目的として、「査察」等の手段により検認活動を行うもの。

v：拡散に対する安全保障構想（PSI）：大量破壊兵器等関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとりうる措置を検討・実践しようとの構想。平成 15 年５月、ブッシュ米大統領が提唱し、日本を含む 11 か国（米、日、英、伊、蘭、豪、仏、独、西、ポーランド、ポルトガル）が参加。第３回パリ会合（平成 15 年９月）では、各国が国際法及び各国の関係国内法の範囲内で、拡散を阻止するための必要な措置を実施することを定めた政治文書である「阻止原則宣言」を採択。現在、80 か国以上が PSI の原則を支持し、実質的に PSI の活動に参加・協力している。

vi：BWC:「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約」。昭和 50 年（1975 年）発効。平成 19 年３月現在の締約国数は 155 か国。同条約は加盟国による条約遵守を確認するための手段がないため、検証のための議定書を策定するための交渉が平成７年から続けられていたが、平成 13 年に事実上中断した。平成 18 年 11 月には、第６回運用検討会議が開催された。

vii：CWC:「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」。生産、保有、使用を含めた化学兵器の全面的禁止並びに検証制度を特長とする条約。平成９年発効。平成 19 年３月現在の締約国数は 182 か国。この条約に基づき、OPCW（Organization for the Prohibition of Chemical Weapons）が平成９年５月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

viii：IAEA 追加議定書：IAEA との包括的保障措置協定に追加して IAEA との間で各国が締結する議定書。この締結により、IAEA に申告すべき原子力活動情報の範囲や「補完的アクセス」による検認対象場所が拡大されるなど、IAEA の権限が強化される。平成 19 年３月現在、78 か国が締結。

ix：アジア不拡散協議（ASTOP）：ASEAN10 か国、日本、中国、韓国、米国、オーストラリアの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。平成 15 年 11 月に第１回協議、平成 17 年２月に第２回、平成 18 年２月に第３回、平成 19 年１月に第４回（カナダ、ニュージーランドが初参加）がいずれも東京で開催された。

x：ハーグ行動規範（HCOC）：輸出管理だけではミサイル技術の拡散が進行するのを食い止めることはできないとの観点から、平成 14 年 11 月、オランダのハーグで採択された弾道ミサイル不拡散のためのグローバルな規範。弾道ミサイルの拡散防止、開発・実験・配備の自制、宇宙ロケット計画を弾道ミサイルの隠れ蓑にしないこと、信頼醸成措置などが主な内容。法的拘束力を持つ国際約束ではなく、政治的拘束力を持つ規範として位置づけられている。平成 19 年３月現在、126 か国が参加。

xi：ジュネーブ軍縮会議（CD）：国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。昭和 34 年（1959 年）設立された「10 か国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。平成 19 年３月現在の加盟国は 65 か国。

xii：原子力供給国グループ（NSG）：核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を阻止することを目的とする輸出管理レジーム。45 か国が参加（平成 19 年３月時点）。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート１（昭和 53 年（1978 年）成立）と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート２（平成４年成立）が存在する。我が国在ウィーン国際機関代表部が事務局機能を担っている。

xiii：ザンガー委員会（ZC）：NPT 第３条第２項に規定する輸出管理の対象となる核物質、設備及び資材の具体的範囲

を協議するために、スイスのザンガー教授の提唱により昭和 45 年（1970 年）に設立された合議体。平成 19 年３月現在、36 ヵ国が参加。

xiv：オーストラリア・グループ（AG）：化学・生物兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。平成 19 年３月現在 39 か国が参加。昭和 60 年（1985 年）設立。

xv：ミサイル技術管理レジーム（MTCR）：大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。34 か国が参加(平成 19 年３月時点)。

xvi：ワッセナー・アレンジメント（WA）：ココムが発展解消し、その後継として平成８年設立された、（１）通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、（２）グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際的輸出管理レジーム。平成 19 年３月現在、40 か国が参加。

---

NPT:「核兵器不拡散条約」。米露中英仏の５か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受け入れ、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めいている国際条約。昭和 43 年（1968 年）成立し、昭和 45 年（1970 年）発効。日本は昭和 51 年（1976 年）批准。平成 19 年３月現在の締約国は 189 か国。

CTBT: 「包括的核実験禁止条約」。地下実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。昭和 38 年（1963 年）に作成された部分的核実験禁止条約（PTBT）が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。平成８年９月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書二に列記されている 44 か国発効要件国の批准が必要であり、現時点では未発効。条約発効時には CTBT 機関（CTBTO）が設立されることになっているが（条約第２条１）、平成８年 11 月より CTBTO 準備委員会が毎年２回ウィーンで開催されている。平成９年３月、準備委員会第一会期再会会期において、同委員会暫定技術事務局が設立された。

IAEA:「国際原子力機関」。原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関（昭和 32 年（1957 年）設立）。①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に関わる技術協力といった幅広い活動を行う。

１：NPT:「核兵器不拡散条約」。米露中英仏の５か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受け入れ、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めいている国際条約。昭和 43 年（1968 年）成立し、昭和 45 年（1970 年）発効。日本は昭和 51 年（1976 年）批准。平成 19 年３月現在の締約国は 189 か国。

２：CTBT: 「包括的核実験禁止条約」。地下実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。昭和 38 年（1963 年）に作成された部分的核実験禁止条約（PTBT）が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。平成８年９月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書二に列記されている 44 か国発効要件国の批准が必要であり、現時点では未発効。条約発効時には CTBT 機関（CTBTO）が設立されることになっているが（条約第２条１）、平成８年 11 月より CTBTO 準備委員会が毎年２回ウィーンで開催されている。平成９年３月、準備委員会第一会期再会会期において、同委員会暫定技術事務局が設立された。

３：IAEA:「国際原子力機関」。原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関（昭和 32 年（1957 年）設立）。①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に関わる技術協力といった幅広い活動を行う。

４：IAEA の保障措置：IAEA が各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、核物質等が軍事目的に利用されていないことを確保することを目的として、「査察」等の手段により検認活動を行うもの。

５：拡散に対する安全保障構想（PSI）：大量破壊兵器等関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとりうる措置を検討・実践しようとの構想。平成 15 年５月、ブッシュ米大統領が提唱し、日本を含む 11 か国（米、日、英、伊、蘭、豪、仏、独、西、ポーランド、ポルトガル）が参加。第３回パリ会合（平成 15 年９月）では、各国が国際法及び

各国の関係国内法の範囲内で、拡散を阻止するための必要な措置を実施することを定めた政治文書である「阻止原則宣言」を採択。現在、80 か国以上が同宣言を支持し、実質的に PSI の活動に参加・協力している。

６：BWC:「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約」。昭和 50 年（1975 年）発効。平成 19 年３月現在の締約国数は 155 か国。同条約は加盟国による条約遵守を確認するための手段がないため、検証のための議定書を策定するための交渉が平成７年から続けられていたが、平成 13 年に事実上中断した。平成 18 年 11 月には、第６回運用検討会議が開催された。

７：CWC:「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」。生産、保有、使用を含めた化学兵器の全面的禁止並びに検証制度を特長とする条約。平成９年発効。平成 19 年３月現在の締約国数は 182 か国。この条約に基づき、OPCW（Organization for the Prohibition of Chemical Weapons）が平成９年５月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

８:IAEA 追加議定書:IAEA との包括的保障措置協定に追加して IAEA との間で各国が締結する議定書。この締結により、IAEA に申告すべき原子力活動情報の範囲や「補完的アクセス」による検認対象場所が拡大されるなど、IAEA の権限が強化される。平成 19 年３月現在、78 か国が締結。

９：アジア不拡散協議（ASTOP）:ASEAN10 か国、日本、中国、韓国、米国、オーストラリアの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。平成 15 年 11 月に第１回、平成 17 年２月に第２回、平成 18 年２月に第３回協議が平成 19 年１月に第４回（カナダ、ニュージーランドが初参加）がいずれも東京で開催された。

１０：ハーグ行動規範（HCOC）:輸出管理だけではミサイル技術の拡散が進行するのを食い止めることはできないとの観点から、平成 14 年 11 月、オランダのハーグで採択された弾道ミサイル不拡散のためのグローバルな規範。弾道ミサイルの拡散防止、開発・実験・配備の自制、宇宙ロケット計画を弾道ミサイルの隠れ蓑にしないこと、信頼醸成措置などが主な内容。法的拘束力を持つ国際約束ではなく、政治的拘束力を持つ規範として位置づけられている。平成 19 年３月現在、126 か国が参加。

１１：ジュネーブ軍縮会議（CD）:国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。昭和 34 年（1959 年）設立された「10 か国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。平成 19 年３月現在の加盟国は 65 か国。

１２：原子力供給国グループ（NSG）:核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を阻止することを目的とする輸出管理レジーム。45 か国が参加（平成 19 年３月時点）。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート１（昭和 53 年（1978 年）成立）と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート２（平成４年成立）が存在する。我が国在ウィーン国際機関代表部が事務局機能を担っている。

１３：ザンガー委員会（ZC）:NPT 第３条第２項に規定する輸出管理の対象となる核物質、設備及び資材の具体的範囲を協議するために、スイスのザンガー教授の提唱により昭和 45 年（1970 年）に設立された合議体。平成 19 年３月現在、36 ヵ国が参加。

１４：オーストラリア・グループ（AG）:化学・生物兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。平成 19 年３月現在 39 か国が参加。昭和 60 年（1985 年）設立。

１５：ミサイル技術管理レジーム（MTCR）:大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。34 か国が参加(平成 19 年３月時点)。

１６：ワッセナー・アレンジメント（WA）:ココムが発展解消し、その後継として平成８年設立された、（１）通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、（２）グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際的輸出管理レジーム。平成 19 年３月現在、40 か国が参加。

拡散に対する安全保障構想（PSI）：大量破壊兵器等関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとりうる措置を検討・実践しようとの構想。平成15年５月、ブッシュ米大統領が提唱し、日本を含む11か国（米、日、英、伊、蘭、豪、仏、独、西、ポーランド、ポルトガル）が参加。第３回パリ会合（平成15年９月）では、各国が国際法及び各国の関係国内法の範囲内で、拡散を阻止するための必要な措置を実施することを定めた政治文書である「阻止原則宣言」を採択。現在、80か国以上が同宣言を支持し、実質的にPSIの活動に参加・協力している。

BWC：「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約」。昭和50年（1975年）発効。平成19年３月現在の締約国数は155か国。同条約は加盟国による条約遵守を確認するための手段がないため、検証のための議定書を策定するための交渉が平成７年から続けられていたが、平成13年に事実上中断した。平成18年11月には、第６回運用検討会議が開催された。

CWC：「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」。生産、保有、使用を含めた化学兵器の全面的禁止並びに検証制度を特長とする条約。平成９年発効。平成19年３月現在の締約国数は182か国。この条約に基づき、OPCW（Organization for the Prohibition of Chemical Weapons）が平成９年５月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

IAEA追加議定書：IAEAとの包括的保障措置協定に追加してIAEAとの間で各国が締結する議定書。この締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲や「補完的アクセス」による検認対象場所が拡大されるなど、IAEAの権限が強化される。平成19年３月現在、78か国が締結。

[ix] アジア不拡散協議（ASTOP）：ASEAN10か国、日本、中国、韓国、米国、オーストラリアの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。平成15年11月に第１回、平成17年２月に第２回、平成18年２月に第３回協議が平成19年１月に第４回（カナダ、ニュージーランドが初参加）がいずれも東京で開催された。

[x] ハーグ行動規範（HCOC）：輸出管理だけではミサイル技術の拡散が進行するのを食い止めることはできないとの観点から、平成14年11月、オランダのハーグで採択された弾道ミサイル不拡散のためのグローバルな規範。弾道ミサイルの拡散防止、開発・実験・配備の自制、宇宙ロケット計画を弾道ミサイルの隠れ蓑にしないこと、信頼醸成措置などが主な内容。法的拘束力を持つ国際約束ではなく、政治的拘束力を持つ規範として位置づけられている。平成19年３月現在、126か国が参加。

ジュネーブ軍縮会議（CD）：国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。昭和34年（1959年）設立された「10か国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。平成19年３月現在の加盟国は65か国。

原子力供給国グループ（NSG）：核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を阻止することを目的とする輸出管理レジーム。45か国が参加（平成19年３月時点）。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート１（昭和53年（1978年）成立）と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート２（平成４年成立）が存在する。我が国在ウィーン国際機関代表部が事務局機能を担っている。

オーストラリア・グループ（AG）：化学・生物兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。平成19年３月現在39か国が参加。昭和60年（1985年）設立。

ミサイル技術管理レジーム（MTCR）：大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。34か国が参加(平成19年３月時点)。

ワッセナー・アレンジメント（WA）：ココムが発展解消し、その後継として平成８年設立された、（１）通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、（２）グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際的輸出管理レジーム。平成19年３月現在、40か国が参加。

NPT：「核兵器不拡散条約」。米露中英仏の５か国を「核兵器国」と定め、それ以外の非核兵器国による核兵器取得等の禁止と保障措置の受け入れ、核兵器国による核軍縮のための誠実な交渉義務等を定めいている国際条約。昭和43年（1968年）成立し、昭和45年（1970年）発効。日本は昭和51年（1976年）批准。平成19年３月現在の締約国は189

か国。

CTBT: 「包括的核実験禁止条約」。地下実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発又は他の核爆発」を禁止する条約。昭和 38 年（1963 年）に作成された部分的核実験禁止条約（PTBT）が地下核実験を対象としていなかったことから、地下核実験を含む全ての核実験を禁止する条約として策定された。平成８年９月に国連総会にて採択。条約の発効には、条約の附属書二に列記されている 44 か国発効要件国の批准が必要であり、現時点では未発効。条約発効時には CTBT 機関（CTBTO）が設立されることになっているが（条約第２条１）、平成８年 11 月より CTBTO 準備委員会が毎年２回ウィーンで開催されている。平成９年３月、準備委員会第一会期再会会期において、同委員会暫定技術事務局が設立された。

IAEA:「国際原子力機関」。原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が軍事的に利用されないことを確保するための保障措置の実施を目的とした国際機関（昭和 32 年（1957 年）設立）。①保障措置の実施、②原子力発電及び核燃料サイクル分野での企画、研究、及び開発、③医療、鉱工業、食品、農業等への放射線利用及び応用の促進、④原子力安全上の基準の作成及び普及、⑤原子力の平和的利用に関わる技術協力といった幅広い活動を行う。

IAEA の保障措置：IAEA が各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、核物質等が軍事目的に利用されていないことを確保することを目的として、「査察」等の手段により検認活動を行うもの。

拡散に対する安全保障構想（PSI）：大量破壊兵器等関連物資の拡散を阻止するために、参加国が共同してとりうる措置を検討・実践しようとの構想。平成 15 年５月、ブッシュ米大統領が提唱し、日本を含む 11 か国（米、日、英、伊、蘭、豪、仏、独、西、ポーランド、ポルトガル）が参加。第３回パリ会合（平成 15 年９月）では、各国が国際法及び各国の関係国内法の範囲内で、拡散を阻止するための必要な措置を実施することを定めた政治文書である「阻止原則宣言」を採択。現在、80 か国以上が同宣言を支持し、実質的に PSI の活動に参加・協力している。

BWC:「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約。開発、生産、保有を含めた生物兵器の全面禁止及び保有する生物兵器の廃棄を目的とする条約」。昭和 50 年（1975 年）発効。平成 19 年３月現在の締約国数は 155 か国。同条約は加盟国による条約遵守を確認するための手段がないため、検証のための議定書を策定するための交渉が平成７年から続けられていたが、平成 13 年に事実上中断した。平成 18 年 11 月には、第６回運用検討会議が開催された。

CWC:「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」。生産、保有、使用を含めた化学兵器の全面的禁止並びに検証制度を特長とする条約。平成９年発効。平成 19 年３月現在の締約国数は 182 か国。この条約に基づき、OPCW（Organization for the Prohibition of Chemical Weapons）が平成９年５月にハーグに設立され、世界的な化学兵器の軍縮及び不拡散の実施の任に当たっている。

IAEA 追加議定書:IAEA との包括的保障措置協定に追加して IAEA との間で各国が締結する議定書。この締結により、IAEA に申告すべき原子力活動情報の範囲や「補完的アクセス」による検認対象場所が拡大されるなど、IAEA の権限が強化される。平成 19 年３月現在、78 か国が締結。

[xv] アジア不拡散協議（ASTOP）：ASEAN10 か国、日本、中国、韓国、米国、オーストラリアの局長級の不拡散政策担当者が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う協議。平成 15 年 11 月に第１回、平成 17 年２月に第２回、平成 18 年２月に第３回協議が平成 19 年１月に第４回（カナダ、ニュージーランドが初参加）がいずれも東京で開催された。

[xv] ハーグ行動規範（HCOC）：輸出管理だけではミサイル技術の拡散が進行するのを食い止めることはできないとの観点から、平成 14 年 11 月、オランダのハーグで採択された弾道ミサイル不拡散のためのグローバルな規範。弾道ミサイルの拡散防止、開発・実験・配備の自制、宇宙ロケット計画を弾道ミサイルの隠れ蓑にしないこと、信頼醸成措置などが主な内容。法的拘束力を持つ国際約束ではなく、政治的拘束力を持つ規範として位置づけられている。平成 19 年３月現在、126 か国が参加。

ジュネーブ軍縮会議（CD）：国際社会で唯一の多国間軍縮交渉機関。国連や他の国際機関から基本的に独立している。昭和 34 年（1959 年）設立された「10 か国軍縮委員会」が、いくつかの変遷を経て、拡大・発展したもの。平成 19 年３月現在の加盟国は 65 か国。

原子力供給国グループ（NSG）：核兵器開発に使用されうる資機材・技術の輸出管理を通じて核兵器の拡散を阻止することを目的とする輸出管理レジーム。45 か国が参加（平成 19 年３月時点）。原子力専用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート１（昭和 53 年（1978 年）成立）と、原子力関連汎用品・技術の規制指針であるロンドン・ガイドライン・パート２（平成４年成立）が存在する。我が国在ウィーン国際機関代表部が事務局機能を担っている。

オーストラリア・グループ（AG）：化学・生物兵器の開発・製造に使用しうる関連汎用品及び技術の輸出管理を通じて、化学・生物兵器の拡散を防止することを目的とする輸出管理レジーム。平成 19 年３月現在 39 か国が参加。昭和 60 年（1985 年）設立。

ミサイル技術管理レジーム（MTCR）:大量破壊兵器の運搬手段となるミサイル及び有人航空機以外のその他の運搬手段（宇宙ロケット、観測ロケット、無人航空機）並びにその開発に寄与しうる関連汎用品・技術の輸出規制を目的とする輸出管理レジーム。34 か国が参加(平成 19 年３月時点)。

ワッセナー・アレンジメント（WA）:ココムが発展解消し、その後継として平成８年設立された、（１）通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の過度な蓄積を防止することにより、地域及び国際社会の安全と安定に寄与し、（２）グローバルなテロとの闘いの一環として、テロリストグループ等による通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の取得を防止することを目的とする国際的輸出管理レジーム。平成 19 年３月現在、40 か国が参加。

# Ⅱ－２－２　地雷や小型武器などの通常兵器に関する取組の強化

通常兵器室長　平野　隆一

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 地雷や小型武器等に関する国際的枠組を普遍化・強化すること、既に非合法に埋設・流通しているこれらの武器について対応すること |
| **施策の位置付け** | 特になし |
| **施策の概要** | （１）　武器の取引や使用を規制する国際的な枠組の普遍化･強化への貢献<br>（イ）対人地雷禁止条約（オタワ条約）[1]の普遍化への取組<br>（ロ）小型武器等の非合法取引の防止に関する国連等の取組への貢献<br>（ハ）特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）[2]への取組<br>（２）対人地雷・小型武器等に関する被害国への支援 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）国連総会で、我が国が南ア、コロンビアと共に提出した小型武器決議案や、我が国が共同提案国となっている武器貿易条約決議案が採択された他、小型武器東京ワークショップを我が国が主催して成功を収める等、平成 18 年度には通常兵器に関する国際的枠組の強化において進展が見られた。他方で、国連小型武器行動計画履行検討会議 [3]では、我が国を含む諸外国の尽力にもかかわらず、国際社会による今後の小型武器問題への取組の方向性について定めた成果文書の作成には至らなかった。

（２）また、対人地雷及び小型武器に関しては、現場におけるプロジェクトを着実に実施し、被害国の治安の向上や犠牲者支援の推進に貢献した。

**【今後の課題】**

上記評価の結果を踏まえ、国際的枠組の普遍化・強化については引き続き積極的に取り組むとともに、現場での支援の実施も一層推進する。

---

[1] 対人地雷禁止条約（オタワ条約）：1997年9月に採択され、1999年3月に発効。2007年2月現在の加盟国は153ヵ国。我が国は1998年9月30日に批准。対人地雷の使用、開発、生産、保有、移譲等を全面的に禁止すると共に、貯蔵地雷及び埋設地雷の一定期間内の廃棄について義務付けている。

[2] 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）：過度に傷害を与え、又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を規制する条約。枠組条約と 5 つの議定書で構成されている。現在、我が国を含む 102 カ国が枠組条約の締約国となっている。

[3] 国連小型武器行動計画履行検討会議：非合法小型武器への取組において各国が取るべき行動の指針を示した「国連小型武器行動計画」（2001 年 7 月採択）に従い、2006 年 6-7 月に国連で行動計画の履行状況を検討するための会議が開催された。

**【施策の必要性】**

地雷や小型武器などは、被害国において現実に多くの人を殺傷するばかりではなく、紛争後における復興開発の阻害要因ともなっており、安全保障、人道、開発等の分野にまたがる緊急の課題となっている。また、テロリストや国際犯罪組織等への武器の非合法取引を阻止することは我が国の安全保障の強化や治安の確保にもつながる。武器輸出三原則等を堅持する我が国の平和外交の一環として、また、主要ドナーとして、国際的枠組の普遍化・強化や被害国への支援において貢献していく必要がある。

**【施策の有効性】**

（１）広範に流通・拡散するおそれのある通常兵器の規制は一国のみではなく、国際社会全体の問題として優先的に取り組むべき課題であり、国連等における国際的な枠組の普遍化・強化が有効。

（２）対人地雷・小型武器対策支援は、実際の被害の削減に直接寄与し、また、国際的枠組の実効性を担保する役割を果たす。

**【施策の効率性】**

限られた人的・予算的資源の中、出席する国際会議を厳選し、各会議で提案・発言するとともに、プロジェクトを推進し、我が国の主導的役割を国際社会にアピールしたので、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 6,304 | 0 |
| （分担金・拠出金）<br>・CCW 締約国会議等分担金 | 37,128 | 29,398 |
| ・対人地雷禁止条約締約国会議等分担金 | 13,052 | 13,087 |
| 計 | 56,484 | 42,485 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 4.5 | 4.5 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）武器を規制する国際的枠組の普遍化・強化について

（イ） 一国のみで決定できる問題ではなく、多国間交渉においては、問題解決に向けた各国の意志と協力が必要。

（ロ） 国防上必要とされる通常兵器は、各国の安全保障環境・治安情勢等により異なるため、新しい枠組へのコンセンサス形成に影響を与える。

（２）現場での支援への取組について

紛争後に実施されることが多いため、和平合意の履行、治安の確保、相手国政府の実施能力（例：政権の安定、軍・警察等の協力）等により影響を受ける。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：通常兵器（含む小型武器）分野における国際的な枠組の普遍化・強化の進捗状況

（１）対人地雷禁止条約（オタワ条約）に関しては、我が国よりアジア・太平洋地域の未締結国に加入の働きかけを行い、平成 19 年２月にはインドネシアが批准した。

（２）平成 19 年３月に我が国の主催で、各国の政府関係者、NGO、有識者等の参加を得て小型武器東京ワークショップが開催され、国際社会が引き続き国連小型武器行動計画に基づいて小型武器問題への取組を進めていくことの必要性が確認された。

（３）特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)に関しては、我が国は、平成 18 年度に計３回行われた政府専門家会合と運用検討会議に代表団を派遣し、積極的な発言・提案及び意見交換を行った。

事務事業①「対人地雷禁止条約（オタワ条約）の普遍化への取組」及び②「小型武器等の非合法取引の防止に対する国連の取組への貢献」を参照。

**評価の切り口２**：対人地雷及び小型武器プロジェクトの実施状況

（１）対人地雷の分野では、地雷問題に対処できる外務省内の資金スキームとして、国際機関を通じた資金協力、草の根・人間の安全保障無償、日本 NGO 支援無償などを有効活用しつつ、地雷除去や犠牲者支援のために、平成 19 年２月現在 32 件のプロジェクトを支援（約 30 億円）している。具体的には、例えばアンゴラに対し、国家の地雷除去機関の能力向上を通じて、同国の地雷除去活動の促進を支援してきている他、スーダンに対し、犠牲者支援の国家戦略策定のための行政官等を対象としたワークショップ開催や地雷による犠牲者への職業訓練、及び個人やコミュニティを対象とした地雷回避教育活動の支援を実施している。

（２）小型武器の分野では、我が国がカンボジアで平成 14 年度より実施している「平和構築と包括的小型武器対策プログラム」（武器回収と組み合わせた開発、武器破壊、小型武器登録支援、啓蒙活動等を柱とするプロジェクト）において、平成 19 年２月までに２万 6000 以上の小型武器及び８万 8000 以上の弾薬を回収した。また、平成 18 年には我が国を含む関係諸国・機関の支援により、新規プロジェクトとして「中央アフリカにおける小型武器回収及びコミュニティベースの開発促進計画」及び「コンゴ共和国における開発のための小型武器回収及び元兵士の社会復帰計画」が開始された。

事務事業④「対人地雷・小型武器等による被害者への支援や武器の回収・除去といった現場での支援への取組」を参照。

**【第三者の所見】**

浅田　正彦　京都大学教授

地雷や小型武器などの通常兵器は、事実上の大量破壊兵器とも言われ、紛争地域において現実に多くの被害者を出している。同時にそれらの兵器は、テロリストや犯罪者の手に渡り犯罪に悪用されてもいる。それゆえ、国際社会が一丸となって対策を講じることが必要である。小型武器および対人地雷の分野において、国際的な規制のための枠組み作りを進めることと並行して、被害国の現場において小型武器回収、地雷除去、犠牲者支援等の関連プロジェクトを実施することは、被害の軽減に直接貢献するとともに、これらの問題をより包括的に解決するための重要なアプローチであると評価できる。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

武器貿易条約の検討過程への参加、小型武器及び特定通常兵器使用禁止制限条約の会議への準備、そのフォローアップも含め我が国の取組を引き続き強化していく。

**【事務事業の扱い】**

①対人地雷禁止条約（オタワ条約）の普遍化への取組　→　今のまま継続
②小型武器等の非合法取引の防止に対する国連の取組への貢献　→　今のまま継続
③特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）への取組　→　今のまま継続
④対人地雷・小型武器等による被害者への支援や武器の回収・除去といった現場での支援への取組　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# 国連における小型武器問題を巡る動き

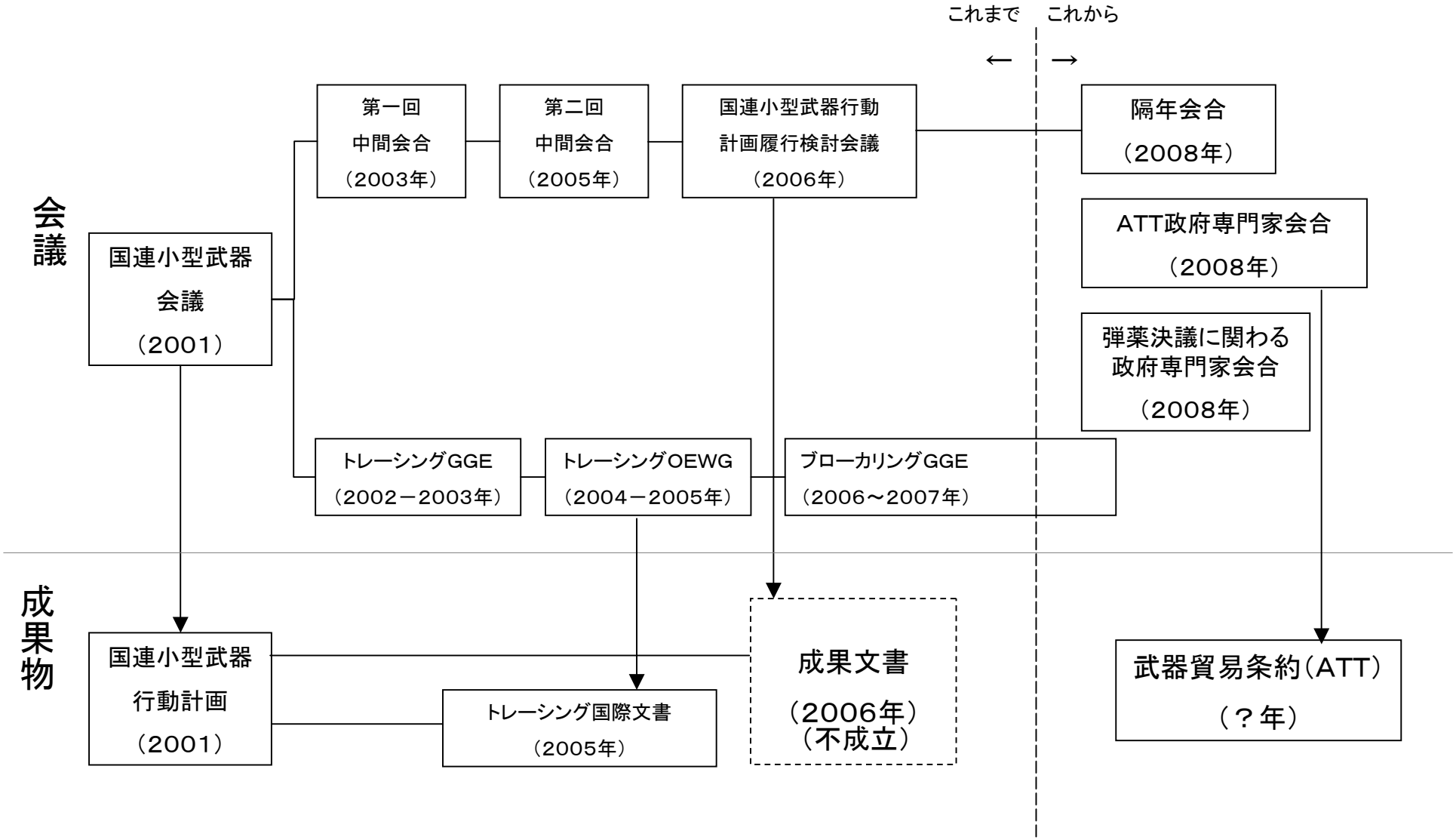

施策目標Ⅱ―３　原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力・・245

施策

Ⅱ-3-1　原子力の平和利用のための国際協力の推進・・・・・・・・・・・・・・・ 247

Ⅱ-3-2　科学技術に係る国際協力の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 251

# 施策目標Ⅱ―３　原子力の平和利用及び科学技術分野での国際協力

**【施策】**

**Ⅱ―３－１　原子力の平和的利用のための国際協力の推進**

**Ⅱ―３－２　科学技術に係る国際協力の推進**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅱ―３** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―３－１** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―３－２** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |

**【施策の必要性】**

１.「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について、国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献することが必要。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約３割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。

２.「科学技術に係る国際協力の推進」について、各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約することで、科学上の課題に対するより効率的・効果的な取組を可能とし、科学技術の発展を促進するために、条約作成や多国間プロジェクトの実施を外務省が政策として推進する必要性がある。これらの科学に係る外交を通じて我が国の技術力を確保すると共に、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあることから、我が国の指導力を発揮する効果が期待される。また平成 18 年から５年間を対象とする我が国の第３期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げており、同計画策定した総合科学技術会議でも「科学技術外交の強化」の議論が行われている状況を踏まえ、この面で外務省が果たす役割への期待も高まることが予想される。

**【施策の有効性】**

１.「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について、二国間原子力協定の作成は、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上で有効。沿岸国政府との協議等の施策は、円滑な放射性物質輸送を行う上で有効。新たな原子力技術の開発に貢献し、国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に貢献することは、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保した上で原子力発電を国際的に推進する上で有効。

２.「科学技術に係る国際協力の推進」について、科学技術の一層の発展と応用を目指し、個々の協力案件を推進するために二国間科学技術協力協定のような国家間の枠組みを整備し各国との二国間協力を進めるとともに、イーター事業や ISS、統合国際深海掘削計画（IODP）など一国では実施できない大規模な国際科学プロジェクトや、北太平洋の海洋科学に関する機関（PICES）等の多国間協力、ISTC など国際社会の平和的発展にとって重要なプロジェクトの実施を促進するため、更には宇宙等の新たな分野でのルール作りに参加するなど、外交面で多国間の国際協力を積極的に進めていくことが重要かつ有効である。

**【施策の効率性】**

１.「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について、二国間協定の署名及び締結、原子力の平和利用における保健分野でのリード・カントリー就任、核セキュリティ関連の国際会議開催及びアウトリーチ活動への参加等を行ったが、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

２.「科学技術に係る国際協力の推進」について、科学技術協力は、科学技術予算を得て実際の協力案件を所管する国内関係省庁の果たす役割が大きいことから、関係他府省庁との適切な役割分担の結果、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など外交面で取り組むべき側面に集中特化した取組を行った結果、施策に進展がみられた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**【施策目標の達成状況】**

１.「原子力の平和的利用のための国際協力の推進」について、平成 18 年度は、これまで交渉が行われてきた二国間協定交渉を終結させて締結手続まで完了すると共に、新たな二国間協定作成交渉の基盤を作った。また、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進に貢献することができた。

２.「科学技術に係る国際協力の推進」について、

（１）核融合分野においては、当面の課題であったイーター機構設立協定、ブローダー・アプローチ活動実施のための協定等、関連諸協定の署名に至ることができた。

（２）二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行った。

（３）国際科学技術センター(ISTC)では米、EU 等他の支援国と協調し、安定的に支援を継続している。

（４）宇宙分野においては、国際宇宙基地（ISS）計画の進展や宇宙関連の国際ルール作りの議論に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。

# Ⅱ－３－１　原子力の平和利用のための国際協力の推進

国際原子力協力室長　小溝泰義

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | IAEA 等の国際機関及び関係国間との共同取組を通じ、原子力の平和的利用を確保し推進すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年の第 166 回国会における麻生外務大臣外交演説、及び平成 18 年度の重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 核物質及び原子力関連品目の輸出入等を行うための二国間原子力協定の締結に向けた取組及び協定の実施。放射性物質海上輸送の円滑な実施のための外交的対応。新たな原子力技術の開発への貢献。国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化への貢献。原子力発電の国際的展開への協力。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

平成 18 年度は、これまで交渉が行われてきた二国間協定交渉を終結させて締結手続まで完了すると共に、新たな二国間協定作成交渉の基盤を作った。また、原子力技術の開発及び核セキュリティ強化に関する新たな国際的な取組の推進に貢献することができた。

**【今後の課題】**

平成 18 年度に得られた成果を基に、二国間協定の作成を含む二国間での原子力協力を推進すると共に、原子力安全及び核セキュリティの強化に向けた国際的な取組に引き続き積極的に参画していくこととする。

**【施策の必要性】**

国際的な資源競争の激化と地球温暖化問題を背景として原子力発電の新規導入を企図する国が増加しており、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保した上で原子力の平和的利用を推進することは、国際社会全体の課題。我が国は、原子力先進国としてこの課題に貢献することが必要。また、資源小国である我が国において、原子力発電は我が国総発電量の約３割を占めており、エネルギーの安定供給を図る観点から、核物質・原子力関連品目・技術の円滑な移転を確保する必要がある。

**【施策の有効性】**

二国間原子力協定の作成は、我が国と諸外国との間の核物質、原子力関連品目・技術等の移転等を促進する上で有効。沿岸国政府との協議等の施策は、円滑な放射性物質輸送を行う上で有効。新たな原子力技術の開発に貢献し、国際的な原子力安全及び核セキュリティの強化に貢献することは、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保した上で原子力発電を国際的に推進する上で有効。

**【施策の効率性】**

二国間協定の署名及び締結、原子力の平和利用における保健分野でのリード・カントリー就任、核セキュリティ関連の国際会議開催及びアウトリーチ活動への参加等を行ったが、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 5,347 | 4,548 |
| 原子力安全関連拠出金・核物質等テロ行為防止特別基金拠出金 | 287,212 | 351,185 |
| 計 | 292,559 | 355,733 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ９ | ９ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

平成 18 年度における放射性物質の輸送に係る当該沿岸国の国内政治情勢は安定しており円滑な輸送が実施されたが、基本的に放射性物質輸送は、当該沿岸国の国内政治情勢などの影響を受けやすい。また、核物質、原子力関連資機材、技術の移転については、国内外のニーズの影響を受ける。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施状況

国際原子力機関等の場や、輸送ルート沿岸国において輸送の必要性等につき一定程度の理解が得られている。平成 19 年に実施された高レベル放射性廃棄物の海上輸送は、安全かつ円滑に実施された。詳細は事務事業①「放射性廃棄物輸送の安全で円滑な実施のための外交対応」を参照。

**評価の切り口２**：原子力平和的利用の多国間協力の推進

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約と核物質防護条約改正の早期締結に向けた進展や、核セキュリティに関するアウトリーチ活動（我が国及び IAEA 共催による核セキュリティをテーマとして国際会議の実施、核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブへの参加）への参加等、一定の成果があった。詳細は事務事業②「原子力の平和的利用に関する多数国間の法的・制度的な枠組み策定に向けた取組及び強力の推進」を参照。

**評価の切り口３**：二国間協定締結への取り組み、右に基づく協力の推進等

日ユーラトム原子力協定の発効、二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等輸出入の円滑な実施等の成果があった。詳細は事務事業③「二国間原子力協力締結に向けた取組、協定に基づく協力の推進及び二国間原子力協力協議の実施」を参照。

**評価の切り口４**：原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）に基づく進展等

RCA に基づく活動（トレーニング・コースのホスト等）を実施し一定の成果があった。詳細は事務事業④「『原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定』（RCA）」を参照。

**【第三者の所見】**

班目春樹　　東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授

（１）国際的に原子力ルネッサンスと呼ばれる原子力推進の動きが鮮明になってきている。一方で、イランや北朝鮮等での核開発活動が国際平和への脅威とされ、核不拡散体制の強化のための様々な国際的枠組みの提案がなされている。我が国でも総合資源エネルギー調査会が原子力立国計画をとりまとめ、今後も原子力を基幹電源と位置付けるとしている。しかしながら我が国が原子力開発を進めるためには国際的な理解を得ることが不可欠であることを忘れてはならない。今後、国際原子力協力室の業務の重要性が引き続き高まることが予想されるので、同室の一層の努力を期待したい。

（２）国際原子力協力室の取り組みの中でも核セキュリティ強化に関する国際的取り組みの推進は非常に重要である。平成 18 年度はこの面での進展が見られた。非核兵器国でかつ原子力先進国である我が国の役割は大きいと国際的にも評価されている。

（３）また、核不拡散に配慮した原子力発電推進に関する国際的な取組も極めて重要。この代表例は GNEP であるが、日本が GNEP に積極的に参加していることは高く評価される。

（４）我が国は非核兵器国で唯一、濃縮から再処理までのフルセットの核燃料サイクル技術開発が認められている。それを支えるものが二国間原子力協定等であり、その運用や関連する外交手続きの実施は確実になされなければならない。日ユーラトム原子力協定の締結や日露二国間協定に向けた協議などで成果があがっていることは評価される。一方で、今後の我が国の原子力産業の国際的発展を支えるためにも、アジア諸国、カザフスタン等との二国間・多国間協定の検討なども必要と考えられる。この点については、平成 18 年秋のベトナム及びインドネシア首脳の訪日に際し、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保した上で原子力協力を推進する旨の共同声明を作成したことは、適切な外交努力であると評される。

（５）放射性廃棄物輸送のための外交努力、原子力科学技術に関するアジア・太平洋地域との協力についても着実に実施していくことが望まれる。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成 19 年度の国会承認に向けた、核テロリズムの行為の防止に関する国際条約及び核物質防護条約改正の国内調整を含む準備を強化する必要がある。

**【事務事業の扱い】**

①放射性核物質輸送の安全で円滑な実施のための外交的対応　→　今のまま継続
②原子力の平和的利用に関する多数国間の法的・制度的な
　枠組策定に向けた取組及び協力の推進　→　拡充強化
③二国間原子力協力協定締結に向けた取組、二国間原子力協定
　に基づく協力等の推進及び二国間原子力協議の実施　→　拡充強化
④「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための
　地域協力協定」(RCA)　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ― | ○ |

# Ⅱ－３－２　科学技術に係る国際協力の推進

国際科学協力室長　本清　耕造

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 我が国及び国際社会の科学技術を発展させること |
| **施策の位置付け** | 特になし |
| **施策の概要** | 日本の科学技術力に対する各国の期待は大きく、外交を通じて科学技術協力・交流を促進することは、科学技術の発展とともに、我が国の外交上の利益の促進にも資する。このため外務省は、協定等を通じた二国間協力や、宇宙・核融合・大量破壊兵器不拡散等の分野における多国間科学技術協力を実施し、国際社会への貢献を目指す。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）二国間協力においては、科学技術協力協定に基づく合同委員会等の二国間対話を積極的に行った。

（２）核融合分野においては、当面の課題であったイーター機構設立協定、ブローダー・アプローチ活動実施のための協定等、関連諸協定の署名に至ることができた。

（３）国際科学技術センター(ISTC)では米、EU 等他の支援国と協調し、安定的に支援を継続している。

（４）宇宙分野においては、国際宇宙基地（ISS）計画の進展や宇宙関連の国際ルール作りの議論に我が国の利益を反映すべく取組を続けた。

**【今後の課題】**

イーター機構並びに、ブローダー・アプローチ活動（「より広範な取組を通じた活動」）の着実な実施を進めること。二国間協力については、協力の枠組みたる科学技術協力協定の新規締結等を通じ、協力基盤の強化をはかる。また宇宙分野をめぐる国際情勢の展開を注視し、宇宙関連の国際的ルール作りの議論への適切な対応が求められる。

**【施策の必要性】**

各国が保有する科学技術力を二国間及び多国間の枠組みやプロジェクトを通じて集約することで、科学上の課題に対するより効率的・効果的な取組を可能とし、科学技術の発展を促進するために、条約作成や多国間プロジェクトの実施を外務省が政策として推進する必要性がある。これらの科学に係る外交を通じて我が国の技術力を確保すると共に、我が国の科学技術力に対する各国の期待には高いものがあ

ることから、我が国の指導力を発揮する効果が期待される。また平成 18 年から５年間を対象とする我が国の第３期科学技術基本計画では「国際活動の戦略的推進」を掲げており、同計画策定した総合科学技術会議でも「科学技術外交の強化」の議論が行われている状況を踏まえ、この面で外務省が果たす役割への期待も高まることが予想される。

**【施策の有効性】**

上記のような観点から、科学技術の一層の発展と応用を目指し、個々の協力案件を推進するために二国間科学技術協力協定のような国家間の枠組みを整備し各国との二国間協力を進めるとともに、イーター事業や ISS、統合国際深海掘削計画（IODP）など一国では実施できない大規模な国際科学プロジェクトや、北太平洋の海洋科学に関する機関（PICES）等の多国間協力、ISTC など国際社会の平和的発展にとって重要なプロジェクトの実施を促進するため、更には宇宙等の新たな分野でのルール作りに参加するなど、外交面で多国間の国際協力を積極的に進めていくことが重要かつ有効である。

**【施策の効率性】**

科学技術協力は、科学技術予算を得て実際の協力案件を所管する国内関係省庁の果たす役割が大きいことから、関係他府省庁との適切な役割分担の結果、外務省としては協議枠組みの提供や協定交渉など外交面で取り組むべき側面に集中特化した取組を行った結果、施策に進展がみられた。このため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 8,542 | 8,202 |
| ISTC 拠出金 | 109,694 | 108,766 |
| 計 | 118,506 | 116,968 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 7 | 7 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

我が国の科学技術政策の策定及び実施は、関係の他府省庁が担っていることから、重要な外部要因であり、国内での密接な協議と連携が必要である。また多国間の協力は、我が国以外の関係国の政策・行動が外部要因となって直接に影響を受けることがある。例えば、一国の宇宙実験が国連における議論に影響を及ぼす場合などがある。イーター事業においても、参加７極間で共通認識を得るための調整・交渉がこれまでの取組の大きな部分を占めていた。ISTC においては、国際テロ組織等、不拡散をめぐる新たな脅威が表面化していることから、こうした動向に注意する必要がある。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：二国間科学技術協力の各種枠組みを通じた対話と協力の実施状況

平成１８年度には、米国、英国、ドイツ、オーストラリア、ノルウェー、フランス等との間で会合を実施して各種分野の協力を議論した。詳細は、事務事業①「米、英、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進」を参照。

**評価の切り口２**：イーター事業、ブローダー・アプローチ活動実施の進捗状況

イーター機構設立協定並びにブローダー・アプローチ活動実施の協定等に署名が行われた。詳細は、事務事業②「核融合分野における科学プロジェクト（イーター計画及び二極間プロジェクト）等のメガサイエンスプロジェクトの実施に向けた国際協力の推進」を参照。

**評価の切り口３**：　ISS 計画の進展確保及び宇宙に関する法的枠組み進展のための外交上の措置の実施状況

ISS 計画の実施及び宇宙に関する法的枠組み形成の議論において我が国の利益を確保するための外交上の取組を続けた。詳細は、事務事業③「国際宇宙基地（ISS）等の多国間宇宙協力、及び宇宙に関する法的枠組を通じた科学技術協力の推進」を参照。

**評価の切り口４**：ISTC を通じた大量破壊兵器関連研究者・技術者の平和目的計画への転換状況

事務局経費の負担やプロジェクト経費への追加支出を行い、支援を継続して貢献した。詳細は、事務事業④「国際科学技術センター（ISTC）の活用を通じた科学技術協力の推進」を参照。

**【第三者の所見】**

青木節子　慶応大学総合政策学部教授

科学技術に係る国際協力には、他の外交分野と異なる独特の困難が存在するように思える。日本と国際社会の科学技術の発展自体が施策の目標でありながら、同時に協力行動を通じて日本の国益を増進させるという役目が課されているからである。具体的には次のような成果が要請されるであろう。①協力が日本の科学技術能力の向上に直接役立つ、②協力を通じて他国がより多くのまたは一方的な科学技術発展における利益を得たとしても、日本の対外政策実現のために当該協力が有益であったと証明される（主として二国間協力）、③多国間プロジェクトにおいては、国家間の結束と友好関係の維持強化に役立ち、それが他分野での外交を円滑に進める基盤となる、④二国間、多国間プロジェクトで科学技術協力を梃子に国際社会の喫緊の課題への取組の一助を担う、⑤多国間プロジェクトの策定や遂行において、日本の対外政策に有利な規範設定を実現する、等である。二国間政府対話は、①②、イーター事業および国際宇宙基地は①③④⑤、ISTC は③④において一定以上の成果をあげており、本質的には困難な外交課題を十分果たしたと評価できる。そして、多国間宇宙協力および宇宙に関する法的枠組を通じた科学技術協力の促進を拡充強化するという事業の総合的評価は、(a)特に月の資源探査についての新たな国際法生成過程に入り、(b)静止軌道までの宇宙空間の商業利用法制度が整備されつつあり、(c)アジアでは中国の APSCO 設立や資源外交など宇宙の科学技術協力を外交活動の梃子とする動向が顕著になった現在、極めて適切な判断と思われる。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

イーター機構とブローダー・アプローチ活動の円滑な活動開始を確保するための外交活動に積極的に取り組む。また ISS 計画の進展に向け関係国との調整を進めると共に、宇宙に係るルール作りにも関与する。

**【事務事業の扱い】**

①米、英、仏、豪等との科学技術に関する二国間政府間対話の推進　→　今のまま継続

②核融合分野における科学プロジェクト（イーター計画及び二極間プロジェクト）等のメガサイエンスプロジェクトの実施に向けた国際協力の推進　→　今のまま継続

③国際宇宙基地（ISS）等の多国間宇宙協力、及び宇宙に関する法的枠組を通じた科学技術協力の推進　→　拡充強化

④国際科学技術センター（ISTC）の活用を通じた科学技術協力の推進　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

施策目標Ⅱ―４　国際経済に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・257

施策

Ⅱ-4-1　多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進・・・・・・・・・・・ 264
Ⅱ-4-2　グローバル化の進展に対応する国際的な取組・・・・・・・・・・・・・・ 269
Ⅱ-4-3　重層的な経済関係の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 274
Ⅱ-4-4　経済安全保障の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
Ⅱ-4-5　海外の日本企業支援と対日投資の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 287

# 施策目標Ⅱ―４　国際経済に関する取組

**【施策】**

**Ⅱ―４－１　多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進**

**Ⅱ―４－２　グローバル化の進展に対応する国際的な取組**

**Ⅱ―４－３　重層的な経済関係の強化**

**Ⅱ―４－４　経済安全保障の強化**

**Ⅱ―４－５　海外の日本企業支援と対日投資の促進**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅱ―４** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―４－１** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―４－２** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―４－３** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―４－４** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―４－５** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |

**【施策の必要性】**

１.「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」については、我が国はこれまで GATT/WTO の多角的貿易体制の下で貿易を行うことで、差別的な待遇を受けることなく自由な貿易が可能となり、経済的な繁栄を享受してきた。現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に導き、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現することは、我が国の繁栄及び世界経済の発展、途上国の開発の促進に寄与する望ましい方策である。加えて、WTO 加盟国間の貿易紛争解決のために紛争解決制度を積極的に利用する必要がある。

　また、WTO 体制を補完する取組として、自由貿易協定（FTA）を含む経済連携協定（EPA）の推進も重要な課題となっている。

　我が国は、我が国の貿易の４割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、貿易・投資の自由化にとどまらず、貿易・投資の円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。一方で、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても他の国・地域に比肩しうる経済連携を構築することが必要である。

２.「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」については、

　Ｇ８サミットと OECD は、ともに国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ会議、機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するために積極的に参画する必要がある。

（１）Ｇ８サミットではその時々に最も重要と認識され、首脳間で議論し対処してくことが適当な国際経済をはじめとした国際社会の課題を常に取り扱い、大きな影響力を持っている。そのため、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済等の枠組みを強化するためには、Ｇ８サミットに積極的に参加し貢献する必要がある。

（２）（イ）OECD は、設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コー

ポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取組んでいる。その特色は、相互審査（ピア・レビュー）やベスト・プラクティスの積み重ねを通じて「先進国標準」が醸成されていくことや、先進国が共通して直面する政策課題についての調査・分析を通じて政策提言を行う等の先導的役割を果たすことにある。

（ロ）このようなOECDの機能を積極的に活用し、我が国にとり望ましい国際環境をつくることが必要である。このため、OECDの各種の会議に、パリの我が国常駐代表部や本国より担当者を派遣し、積極的に議論に参加してきた。

（ハ）グローバル化が進展し、また、中国、インド、ブラジルといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、OECD自身の価値を一層高めるためにも、OECDの主要な機能である国際的なルールづくり、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

３.「重層的な経済関係の強化」については、

（１）APEC

（イ）APECはアジア太平洋地域の21の国・地域（エコノミー）が参加し、世界の人口の約４割、GDPの約６割、貿易量の約45%を占めている。我が国の貿易相手としてもAPEC域内の諸エコノミーが約４分の３、APECの域内貿易率は約７割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC地域の各エコノミーとの協力を深め、国際ルールの普及や共通の価値観の共有を促進することが重要な課題。

（ロ）このような背景の下、APECの枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年１回開催されるAPEC閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APECでの活動を主導していく必要がある。

（２）ASEM

（イ）アジアと欧州は今日の国際社会でその役割と責務を増大させており、両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。

（ロ）経済分野では、環境問題やエネルギー安全保障を含む持続的な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に寄与する必要がある。また、ASEM各国間で文化と文明間の対話を進め、地域情勢やテロ等の安全保障上の脅威について一致して協力していく方策について意見交換を進める必要がある。

（ハ）日本がアジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、アジア側参加各国間の協力関係を強化し、将来の共同体形成も視野に入れたアジア地域での開かれた地域主義の実現にも寄与する。

（３）EU

平成13年に首脳レベルで発出された「日･EU協力のための行動計画」を着実に実施する必要がある。特に、我が国は政府一丸となって対内直接投資促進に取り組んでおり、引き続き日･EU間の双方向の直接投資促進のための施策が必要である。我が国とEUは、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含め様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

４.「経済安全保障の強化」については、

（１）我が国は、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外に依存しており、例えば、エネルギー資源はその８割以上を海外からの供給に頼っている。また、食料に関しても、日本の自給率（カロリーベースで約４割）は主要な先進国の中で最低水準にある。さらに漁業についても、我が国は世界有数

の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。このような我が国にとって、安定的で持続的な供給のための国際協力や国際的な枠組作りに積極的に参画することは必要不可欠である。
（２）また、我が国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保すること　も極めて重要である。さらに、我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底資源等の経済権益の確保の重要性は大きい。
（３）我が国の経済安全保障の確保上、海賊等の脅威が引き続き深刻であること、また、原油価格の高騰、一部の国における資源の国家管理の強化に見られるような現在の国際エネルギー情勢及びグローバルなエネルギー市場の進展を考慮すると、こうした経済安全保障分野の取組を強化していく必要がある。
５.「海外の日本企業支援と対日投資の促進」については、
（１）グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。
（２）近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、その被害は世界各国に拡大している。日本製品についてもその例外ではなく、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。
（３）対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

**【施策の有効性】**

１.「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」については、
（１）ドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に向けて導くことは、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現する上で重要である。また、積極的に交渉に取り組み、包括的かつバランスのとれた交渉成果を達成することは、我が国の利益を確保する上で有効である。
（２）近年、WTO 加盟国数の中で途上国の割合が増加（150 か国のうち約５分の４）しており、途上国の同意なくして WTO の決定を行うことは困難となっている。途上国の多角的貿易体制への統合を促進するための支援策として我が国が平成 17 年 12 月に発表した「開発イニシアティブ」を着実に実施していくことは、多角的貿易体制の信頼性を維持・強化していく上で有効である。
（３）WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これを積極的に利用することは我が国の利益を確保する上で有効である。
（４）我が国と各国の EPA 交渉は着実に進展しており、WTO を補完する二国間／地域的な経済的枠組みが構築されつつある。
（５）日・マレーシア EPA が平成 18 年７月に発効し、発効後６か月間の両国間の貿易額は前年同期比で 15.5%増加した。
（６）日・フィリピン EPA は平成 18 年９月、日・チリ EPA は平成 19 年３月にそれぞれ署名に至った他、日・インドネシア EPA は平成 18 年 11 月、日・ブルネイ EPA は平成 18 年 12 月にそれぞれ大筋合意に至り、現在署名に向けた条文確定作業等を進めている。また、湾岸協力理事会（GCC）との間では平成 18 年９月、ベトナム及びインドとの間では平成 19 年１月に第１回交渉を開催し、スイス及び豪州との間

では、平成 18 年 12 月に EPA 交渉を開始することに合意した。
（７）現在進行中の EPA 交渉においても、高い水準の自由化を目指すとともに、投資、人の移動、知的財産／競争／政府調達等の分野のルールづくり、協力等を含む幅広い EPA を推進している。
（８）EPA 交渉相手国・地域は「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に基づいて選定した上で、政府一体となって経済連携を推進しており、我が国の経済的利益の確保と、相手国・地域との政治的パートナーシップの強化を目指している。
２.「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」については、
（１）Ｇ８サミットではその時々に最も重要と認識され、首脳間で議論し対処してくことが適当な国際経済を始めとした国際社会の課題を常に取り扱うものであり、Ｇ８諸国間の取組は国際社会全体へ大きな影響力及び実効性がある。よって、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済の枠組み（ルールメーキング）を強化し、非加盟国支援活動を支援する上でも積極的に参加し貢献することが有効である。
（２）（イ）ルールメーキング及び政策協調への参画
OECD におけるルールメーキング及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より、また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、加盟国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが有効である。
（ロ）非加盟国協力活動の支援・促進
OECD 加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策を実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点より、また世界標準の対等な競争環境を整備することを通して我が国企業の利益となるとの観点より有効である。
３.「重層的な経済関係の強化」については、
（１） APEC
アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対し APEC メンバーが協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。
（２） ASEM
アジア・欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しアジアと欧州が協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。
（３） EU
高度に緊密化した欧州との経済関係強化には、様々な協議の枠組みを活用し、多角的にアプローチする必要がある。この観点から、日･EU 定期首脳協議、日･EU ハイレベル協議、日･EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日･EU 間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。なお、近年、ビジネス界との連携を強化しており、引き続き定期的にビジネス界からの提言を受け、政策への反映に努める。
４.「経済安全保障の強化」については、
（１）エネルギー等
世界のエネルギー安全保障を確保するために、需要面では、省エネ及びエネルギー効率の向上の世界への伝播を通じた需要の抑制、供給面では、生産国との関係強化、輸送路の安全確保、投資の拡大及び代替エネルギーの開発・利用の促進、更に供給途絶等の緊急時対応として国際社会における石油備蓄

制度の導入促進と備蓄放出制度の整備・運用を図ることが有効である。

（２）食料問題

我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に取り組むことが有効である。

（３）漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保を図り、同資源の安定供給を長期的に確保するためには、二国間・多国間の交渉・協力、具体的には以下のような取組が有効である。

（イ）海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保のための国際的協力の推進

（ロ）国際捕鯨委員会（IWC）における持続可能な利用を支持する加盟国との協調、持続可能な利用の原則の支持の積極的働きかけ、捕鯨問題に関する「反捕鯨国」（特に米国）との対話

（４）海洋問題等

（イ）海賊問題

エネルギー資源等輸入物資の安定供給を担う我が国海上輸送の安全確保のためには、海賊問題への積極的対応とそのための国際協力の推進、具体的にはアジア海賊対策地域協力協定の枠組の下での協力の推進やキャパシティ・ビルディングを通じた関係各国への対策の働きかけが有効である。

（ロ）国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献、我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保

海洋国家たる我が国が重大な利害を有する国連海洋法条約の効果的な運用と発展のためには、同条約に基づいて設立された国際海洋法裁判所への貢献、国連海洋法条約関連の国際会議への積極的参画を通じた、我が国の関心事項の国際的周知が有効である。また、我が国の大陸棚限界延長作業に貢献するためには、国連等からの情報収集、関連会議への対応が有効である。

５.「海外の日本企業支援と対日投資の促進」については、

国内外の各種関係機関や経済団体等との意見交換や協議を通じ、民間のニーズの把握に努めた上で、以下のような投資環境の充実やビジネス環境の整備を推進している。

（１）海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止のための国際的な法的枠組構想につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を築くことが期待できる。また、日中、日韓、日米、日 EU 間の二カ国間の対話を継続することにより、海外の模倣品・海賊版対策を促進し得る。また在外公館において知的財産担当官の対応力を強化することにより、海外における日本企業支援及び各国との連携を促進することが期待できる。

（２）日本企業支援の現状

日本企業支援をより効果的に行うため、平成 11 年に策定した「日本企業の海外における活動支援の活動支援のためのガイドライン」を平成 17 年 12 月に改訂し、これまで以上に積極的な対応をできるようにしている。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担をすることを可能としている。さらに、平成 18 年には一部公館（タイ、インド、チリ）において「日本企業支援センター」を設置し、企業側からの照会、相談への対応を強化している。

（３）経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日直接投資の促進

平成１８年末の対日直接投資残高は、前年比約 4000 億円増の 12.3 兆円（一次推計値）まで伸びた。

**【施策の効率性】**

１.「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」については、限られた資源の中、我が国は

主要国の一員としてWTOの交渉プロセスに積極的に関与し続けており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

また、限られた資源の中、多数のEPAが署名または大筋合意に達したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

２.「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」については、我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成のためには、二国間の枠組だけでは解決が困難なことも多く、Ｇ８、OECDをはじめとしたマルチの枠組へ参画し、活用することが必要である。ゆえに、とられた手段は適切かつ効率的であった。

３.「重層的な経済関係の強化」については、

（１） APEC

地域経済統合に関する報告書の作成にコンセンサスが得られるなど、地域連帯の強化に効率的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（２） ASEM

ASEM第６回首脳会合に向けて、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（３） EU

日･EU定期首脳協議、日･EUハイレベル協議、日･EU規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日･EU 間の懸案事項に係る交渉や対話･意見交換を通じて、日･EU 双方の貿易･投資環境の更なる改善に寄与し、目的達成に向け効率的に対応したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

４.「経済安全保障の強化」については、限られた資源の中、エネルギー安全保障、食料安全保障、及び、漁業・海洋問題に対応する施策が相当進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

５.「海外の日本企業支援と対日投資の促進」については、関係省庁や機関と一体となって取り組んできた結果、目標達成に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**【施策目標の達成状況】**

１.「多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」については、

WTOドーハ・ラウンド交渉は一旦中断を迎えたものの、我が国からの働きかけもあり、平成19年１月には本格的に再開された。交渉の早期妥結に向け、我が国は包括的でバランスのとれた合意を目指して各国間及び多数国間での交渉に積極的に取り組んでいる。また、我が国はWTO紛争処理制度の下で多くの紛争案件に関与してきており、平成 19 年１月には米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」手続がダンピング防止協定等に違反すると日本が申し立てた案件について、日本の主張をほぼ全面的に認める上級委報告書が採択された。

経済連携協定（EPA）については、日・フィリピンEPAと日・メキシコEPA追加議定書が平成18年９月に、日・チリEPAと日・シンガポールEPA改正議定書が平成19年３月に署名に至り、日・インドネシアEPAは平成18年11月、日・ブルネイEPAは平成18年12月にそれぞれ大筋合意に至るなど、目標は相当程度達成された。

２.「グローバル化の進展に対応する国際的な取組」については、

（１）Ｇ８については、平成17年度に行われたグレンイーグルズ・サミットで合意した事項のフォローアップを確実に行うと共に、平成18年度のサンクトペテルブルク・サミットにおいても積極的に議論に参加し、発出された成果文書に我が国の考え方を反映させた。

（２）OECD では閣僚理事会や各委員会活動等に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動に積極的に取り組み、これら諸国とも関係強化を行った。

これらにより国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見た。

３.「重層的な経済関係の強化」については、

（１）ボゴール目標の達成に向けた具体的な行動計画の策定等の取組に積極的に貢献することにより、APEC における貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力に寄与した。

（２）ASEM の各種会合及び取組への貢献を通じて、政治、経済、社会・文化などの分野において具体的な対策と協力の推進に寄与した。

（３）日・EU 定期首脳協議及び日・EU 規制改革対話等において、日・EU 経済関係の強化について協議が進展した。

４.「経済安全保障の強化」については、

以下の成果等を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき、想定以上に大きな進展があった。

（１）平成 18 年 7 月、G8 サンクトペテルブルク・サミットにおいて、エネルギー安全保障が取り上げられ、我が国の主張も踏まえつつ、「世界のエネルギー安全保障」文書（含む「サンクトペテルブルク行動計画」）に合意するなど、世界のエネルギー安全保障の強化に向け、国際社会の連携を一層強化することができた。

（２）平成 18 年 12 月、加盟国を中心に世界のエネルギー安全保障を担う国際エネルギー機関（IEA）の次期事務局長に、我が国が擁立した田中伸男 OECD 事務局科学技術産業局長が選出され、欧州諸国が加盟国の多数を占める同機関におけるアジア太平洋地域のプレゼンスを高めることができた。

（３）FAO（国際連合食糧農業機関）を通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換及び情報収集に積極的に参加することにより、我が国における食料の安定供給確保に向けた体制を強化することができた。一次産品については、国際穀物理事会（IGC)、国際コーヒー機関（ICO）等において、需給状況等に関する有意義な情報・意見交換を行なうことができた。

海賊問題への取組に関し、平成 18 年９月にアジア海賊対策地域協力協定が発効し、同年 11 月に設立された情報共有センターの初代事務局長として伊藤嘉章国連代表部公使を派遣し、海賊対策に対する我が国の積極姿勢を打ち出すことができた。

５.「海外の日本企業支援と対日投資の促進」については、

（１）模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組構想の実現に向けて、関係国間で議論を行っている。

（２）ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげてきている。

（３）2006 年末の対日直接投資残高が 12.3 兆円（一次推計値）まで伸びた。

# Ⅱ－４－１　多角的自由貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

国際貿易課長　宇山智哉
サービス貿易室長　齋田伸一
世界貿易機関紛争処理室長　白石和子
経済連携課長　大鷹正人
平成 19 年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | （１）WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化等グローバルな国際経済の枠組みを強化すること<br>（２）（１）を補完するための二国間及び地域的な経済連携の強化 |
| **施策の位置付け** | （１）施政方針（所信表明）演説（又は外交演説）<br>第 164 回、第 165 回、第 166 回国会施政方針（所信表明）演説及び第 164 回、第 166 回国会外交演説で WTO 及び EPA に関して言及あり。<br>（２）重点外交政策<br>平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策で WTO 及び EPA に関して言及あり。 |
| **施策の概要** | 日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTO ドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組むほか、開発問題への取組、加盟交渉の推進、紛争処理手続の活用等を行う。<br>経済連携強化に向けた取組として、各国との間での経済連携協定交渉を更に推進するほか、自由貿易協定等への対応についての政策的検討を推進し、可能な作業への着手を行う。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

WTO ドーハ・ラウンド交渉は一旦中断を迎えたものの、我が国からの働きかけもあり、平成 19 年１月には本格的に再開された。交渉の早期妥結に向け、我が国は包括的でバランスのとれた合意を目指して各国間及び多数国間での交渉に積極的に取り組んでいる。また、我が国は WTO 紛争処理制度の下で多くの紛争案件に関与してきており、平成 19 年１月には米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」手続がダンピング防止協定等に違反すると日本が申し立てた案件について、日本の主張をほぼ全面的に認める上級委報告書が採択された。

経済連携協定（EPA）については、日・フィリピン EPA と日・メキシコ EPA 追加議定書が平成 18 年９月に、日・チリ EPA と日・シンガポール EPA 改正議定書が平成 19 年３月に署名に至り、

日・インドネシア EPA は平成 18 年 11 月、日・ブルネイ EPA は平成 18 年 12 月にそれぞれ大筋合意に至るなど、目標は相当程度達成された。

**【今後の課題】**

WTO ドーハ・ラウンド交渉については、モダリティ（関税削減等に関する数字の入った各国共通のルール）等につき交渉しているが、関税削減率をはじめとして、多くの重要決定事項が残されており、一層交渉に力を入れる必要がある。

EPA 交渉については、交渉相手国が増加しているが、一層のスピード感をもって各国との交渉を進めていく必要がある。

**【施策の必要性】**

我が国はこれまで GATT/WTO の多角的貿易体制の下で貿易を行うことで、差別的な待遇を受けることなく自由な貿易が可能となり、経済的な繁栄を享受してきた。現在交渉中のドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に導き、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現することは、我が国の繁栄及び世界経済の発展、途上国の開発の促進に寄与する望ましい方策である。加えて、WTO 加盟国間の貿易紛争解決のために紛争解決制度を積極的に利用する必要がある。

また、WTO 体制を補完する取組として、自由貿易協定（FTA）を含む経済連携協定（EPA）の推進も重要な課題となっている。

我が国は、我が国の貿易の４割を占める東アジア諸国との経済連携強化に優先的に取り組んできた。この取組は、貿易・投資の自由化にとどまらず、貿易・投資の円滑化、協力関係の深化等を通じて、東アジアの経済的統合に向けた動きにも資するものである。一方で、世界各地における地域統合や地域協力が急速に進んでいることを踏まえれば、我が国としても経済連携を積極的かつ戦略的に構築することが必要である。

**【施策の有効性】**

（１）ドーハ・ラウンド交渉を最終妥結に向けて導くことは、更なる貿易自由化や貿易ルールの整備を実現する上で重要である。また、積極的に交渉に取り組み、包括的かつバランスのとれた交渉成果を達成することは、我が国の利益を確保する上で有効である。

（２）近年、WTO 加盟国数の中で途上国の割合が増加（150 か国のうち約５分の４）しており、途上国の同意なくして WTO の決定を行うことは困難となっている。途上国の多角的貿易体制への統合を促進するための支援策として我が国が平成 17 年 12 月に発表した「開発イニシアティブ」を着実に実施していくことは、多角的貿易体制の信頼性を維持・強化していく上で有効である。

（３）WTO 紛争解決制度は、WTO 体制に信頼性・安定性をもたらす柱であり、これを積極的に利用することは我が国の利益を確保する上で有効である。

（４）我が国と各国の EPA 交渉は着実に進展しており、WTO を補完する二国間／地域的な経済的枠組みが構築されつつある。

（５）日・マレーシア EPA が平成 18 年７月に発効し、発効後６か月間の両国間の貿易額は前年同期比で 15.5%増加した。

（６）日・フィリピン EPA は平成 18 年９月、日・チリ EPA は平成 19 年３月にそれぞれ署名に至った他、日・インドネシア EPA は平成 18 年 11 月、日・ブルネイ EPA は平成 18 年 12 月にそれぞれ大筋合意に至り、現在署名に向けた条文確定作業等を進めている。また、湾岸協力理事会（GCC）との間では平成 18

年９月、ベトナム及びインドとの間では平成 19 年１月に第１回交渉を開催し、スイス及び豪州との間では、平成 18 年 12 月に EPA 交渉を開始することに合意した。

（７）現在進行中の EPA 交渉においても、高い水準の自由化を目指すとともに、投資、人の移動、知的財産／競争／政府調達等の分野のルールづくり、協力等を含む幅広い EPA を推進している。

（８）EPA 交渉相手国・地域は「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に基づいて選定した上で、政府一体となって経済連携を推進しており、我が国の経済的利益の確保と、相手国・地域との政治的パートナーシップの強化を目指している。

**【施策の効率性】**

限られた資源の中、我が国は主要国の一員として WTO の交渉プロセスに積極的に関与し続けており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

限られた資源の中、多数の EPA が署名または大筋合意に達したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| | 251,265 | 270,650 |
| （分担金・拠出金） | 989,917（注１） | 1,055,757（注２） |
| 計 | 1,241,182 | 1,326,407 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| | 73 | 73 |

単位：人（本省職員）

（注１）

| | |
|---|---|
| 世界貿易機関事務局拠出金 | 61,188 |
| 統合フレームワーク拠出金 | 20,000 |
| 世界貿易機関分担金 | 908,729 |

（注２）

| | |
|---|---|
| 世界貿易機関事務局拠出金 | 49,436 |
| 統合フレームワーク拠出金 | 19,661 |
| 国際貿易センター（ITC）拠出金 | 7,864 |
| 世界貿易機関分担金 | 978,796 |

**【外部要因】**

（１）WTO 交渉は、150 か国のメンバーで交渉を行う多数国間交渉であり、その中でも米国、EU、ブラジル、インドなどの主要国の動向が交渉の進展を大きく左右する。

（２）交渉相手国の国内事情や国際情勢の変化により、我が国の EPA 交渉一般のあり方や取組のスピード、相手となる国・地域に変更を迫られることもある。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：ドーハ・ラウンドの最終妥結に向けた我が国の貢献、日本の立場の反映状況

主要国の一員として積極的に交渉に関与。平成 18 年７月の交渉中断後も、交渉再開に向けて積極的に取り組み、11 月からの実務レベルの交渉再開に大きく寄与。平成 19 年１月に交渉が本格的に再開した後は、交渉の早期妥結に向け、包括的でバランスのとれた合意を目指して各国間及び多数国間での交渉に積極的に取り組んでいる。詳細は、事務事業①「ドーハ・ラウンドの最終妥結に向けた取組」を参照。

**評価の切り口２**：経済連携協定の締結数、交渉の推進状況

昨年（平成 18 年３月現在）３か国と EPA 協定を署名済み（大筋合意を含めると５か国）であったのが、平成 19 年３月現在では５か国と署名に至った（大筋合意を含めると８か国）。また、平成 18 年度には、新たにブルネイ、GCC、ベトナム、インドと EPA/FTA 交渉を開始し、スイス、豪州との EPA 交渉開始を決定した。詳細は、事務事業②「経済連携協定／自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進」を参照。

**【第三者の所見】**

深川由起子　早稲田大学政治経済学術院教授

（１）2007 年のドーハラウンド交渉再開に働きかけを行ったことは評価されようが、G4 会議決裂で参加が期待されていた G6 の開催もできていない。結果としてこれまで強い影響力を行使できたとはいえない点は率直に認めるべき。ただし、そもそも期待されていたか、の議論もあり得るので、政府は国民には経緯や日本の立場を正確に説明する努力、首脳には貿易立国を代表するビジョンを持った積極的な外交活動が期待される。

（２）生産性の高い農業を抱えた国との最初の FTA である日豪 EPA が多少なりとも従前の農業交渉に対する姿勢や農政に変化を及ぼす可能性を見せるレベルになるのなら、日豪は極めて具体的な形で WTO との補完性を実証する最初のケースになり得る。高いレベルで日豪をまとめる努力を続けると共に、大きな構造転換期に入った農政と対外交渉を綿密に連動させ、WTO 体制の責任あるプレーヤーとして交渉再開に貢献すべき。

（３）一連の EPA 交渉では大きな直接投資ストックを持つ日本にとっての投資交渉の重要性が再確認されてきた。また、膨大な外貨準備を蓄えた中国が不胎化政策として積極的に外国企業買収に出るなどの動きもあり、日本企業にとっては競争条件への関心も高くなっている。これまでは WTO＝農業防戦しか注目されていなかったが、投資や競争法、政府調達など、いわゆるシンガポール・イッシューにも目を向け、農業防戦の相対的な価値を全体の中で見直す作業が必要となってきているのではないか。

（４）「開発ラウンド」である以上、途上国が貿易のメリットを実感することは妥結に不可欠である。日本の ODA が集中した東アジアはこの点ではかなりの成功を収めた集団であり、東アジア自身がそれを認識し、語り、WTO 体制維持に積極的な役割を果たせるよう、ASEAN などと協力することが重要である。とりわけ ASEAN 先発国との EPA 交渉及び全体との交渉が終盤に入った段階では後発国の取り込みが大きな効果を持ち、日本は ODA を効率的に支援に振り向け、かつその実態をアピールしてゆくべき。

（５）東アジアの FTA は米韓の合意、EU 韓国の交渉開始で新次元の政治性、制度化、地域主義の収斂方向を問われるようになった。韓国の FTA 戦略は幅広い安保など外交文脈との連動、トップ

ダウンのリーダーシップ、それゆえのスピード交渉を特徴としている。一方、米国や EU 市場で韓国は日本の一部産業とは競合関係にあることから、貿易転換効果の発生可能性がある。対処には EPA 戦略の青写真を包括的な国益の観点から再確認すると同時に、政治の建設的なコミットメント、幅広い外交ルートの活用、スピード交渉を支える人材の確保などが欠かせない。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

日本経済の拠って立つ柱である多角的貿易体制を維持・強化するため、WTO ドーハ・ラウンド交渉の最終妥結に向けて取り組む。

EPA 交渉については、現在進行中の交渉を加速化し、早期の合意を目指す。また、それ以外の各国・地域との経済連携強化にも積極的に取り組んでいく。

**【事務事業の扱い】**

①ドーハ・ラウンドの最終妥結に向けた取組　→　拡充強化

②経済連携協定／自由貿易協定等を通じた二国間・地域間の経済連携の積極的な推進　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ○ | ○ |

# 各国との取組の現状

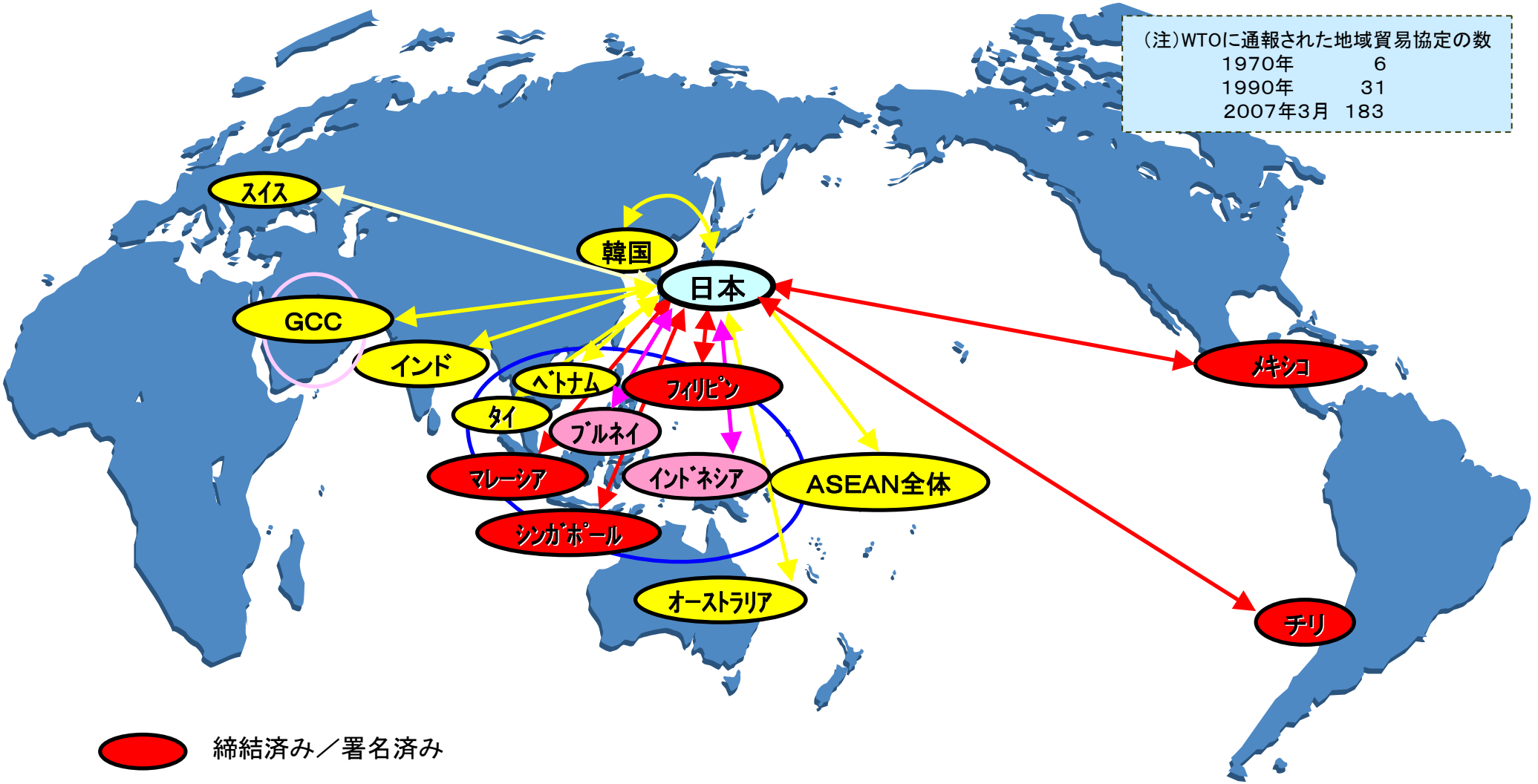
（注）WTOに通報された地域貿易協定の数
1970年　6
1990年　31
2007年3月　183
スイス
韓国
日本
GCC
インド
ベトナム
フィリピン
タイ
ブルネイ
マレーシア
インドネシア
ASEAN全体
シンガポール
オーストラリア
メキシコ
チリ
締結済み／署名済み
大筋合意済み
交渉中／交渉開始予定

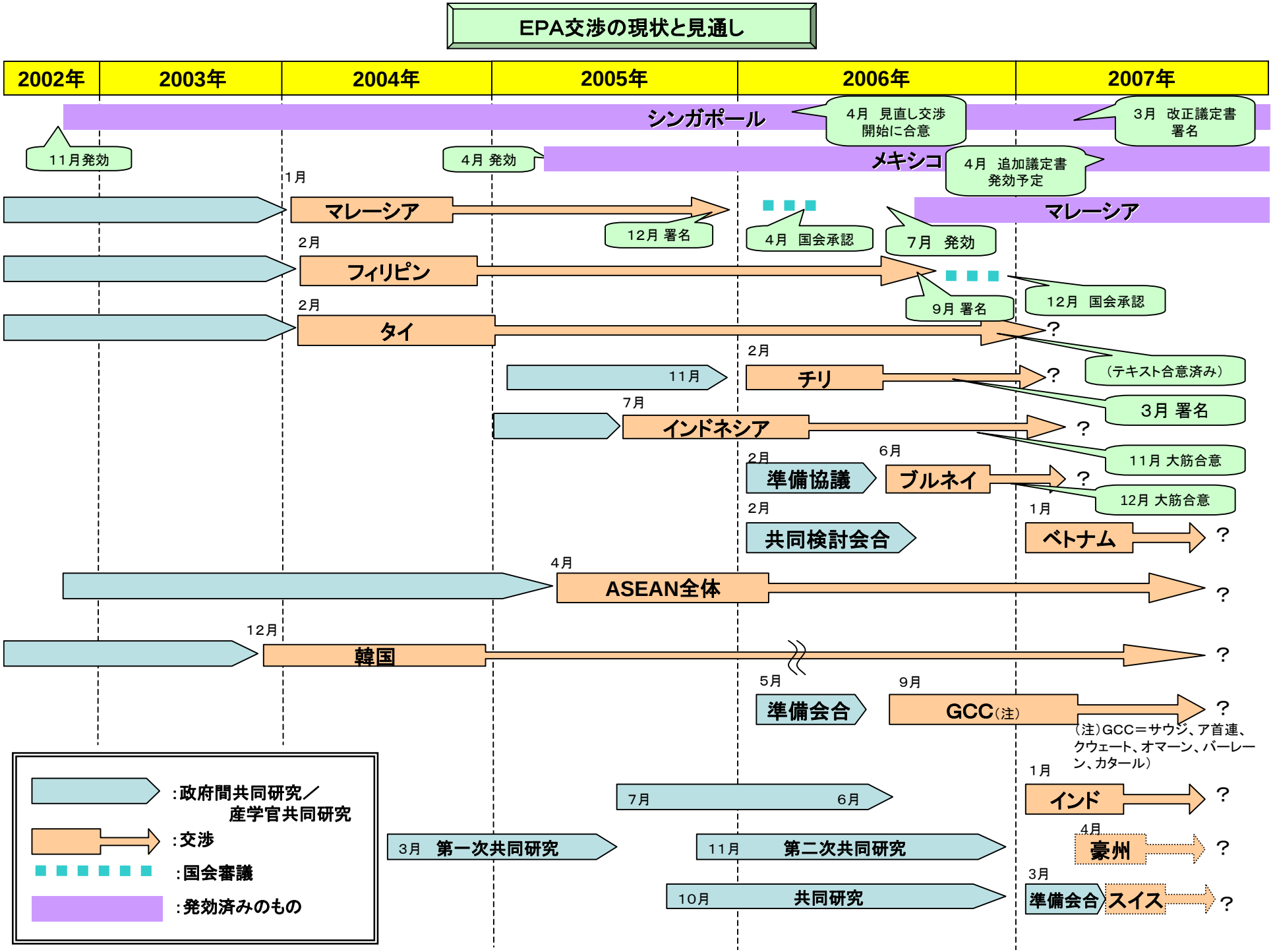
EPA交渉の現状と見通し
2002年
2003年
2004年
2005年
2006年
2007年
シンガポール
4月　見直し交渉開始に合意
3月　改正議定書署名
11月発効
4月 発効
メキシコ
4月　追加議定書発効予定
1月
マレーシア
12月 署名
4月　国会承認
7月　発効
マレーシア
2月
フィリピン
9月 署名
12月　国会承認
2月
タイ
?
（テキスト合意済み）
2月
11月
チリ
?
3月 署名
7月
インドネシア
?
11月 大筋合意
2月
準備協議
6月
ブルネイ
?
12月 大筋合意
2月
共同検討会合
1月
ベトナム
?
4月
ASEAN全体
?
12月
韓国
?
5月
準備会合
9月
GCC（注）
?
（注）GCC＝サウジ、ア首連、クウェート、オマーン、バーレーン、カタール）
1月
インド
?
4月
豪州
?
3月
準備会合
スイス
?
:政府間共同研究／産学官共同研究
:交渉
:国会審議
:発効済みのもの
7月
6月
3月　第一次共同研究
11月　第二次共同研究
10月　共同研究

# Ⅱ－４－２　グローバル化の進展に対応する国際的な取組み

経済局政策課長　梨田和也
経済協力開発機構室長　堤尚広
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 国際経済秩序形成に積極的に参画すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度重点外交政策に言及あり<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり |
| **施策の概要** | Ｇ８サミットは、国際社会の直面する種々の重要課題をＧ８首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていくために重要な役割を果たしており、我が国として、その議論、及び協調行動に積極的に参加し、貢献する。OECD では、加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の拡大といった活動目的の達成に寄与するために、積極的に議論に参加及びリードする。<br>これらＧ８、OECD 等の国際的な取組を通して、グローバルな国際経済の枠組みを強化し、また、我が国の対外経済活動を行う上で好ましい国際環境を作る。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）Ｇ８については、平成 17 年度に行われたグレンイーグルズ・サミットで合意した事項のフォローアップを確実に行うと共に、平成 18 年度のサンクトペテルブルク・サミットにおいても積極的に議論に参加し、発出された成果文書に我が国の考え方を反映させた。

（２）OECD では閣僚理事会や各委員会活動等に加え、非加盟国に対するアウトリーチ活動に積極的に取り組み、これら諸国とも関係強化を行った。

これらにより国際社会の経済秩序の形成は一層の前進を見た。

**【今後の課題】**

（１）Ｇ８については、平成 18 年度のフォローアップを確実に行うと共に、平成 19 年度のＧ８サミットにおいても引き続き積極的に議論に参加していく。さらに平成 20 年度の日本サミットに向けて準備を進めていく。

（２）OECD については投資環境改善ガイドラインの普及、中東やアフリカ等地域プログラムにおける投資環境改善の実施、新興経済との具体的な協力や共同作業の実施等。

**【施策の必要性】**

Ｇ８サミットとOECDは、ともに国際経済秩序を形成する上で大きな影響力をもつ会議、機関であり、我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成するために積極的に参画する必要がある。

（１）Ｇ８サミットではその時々に最も重要と認識され、首脳間で議論し対処してくことが適当な国際経済をはじめとした国際社会の課題を常に取り扱い、大きな影響力を持っている。そのため、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済等の枠組みを強化するためには、Ｇ８サミットに積極的に参加し貢献する必要がある。

（２）（イ）OECDは、設立条約に掲げる加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界貿易の拡大に積極的に取り組むとともに、教育、科学技術、環境、持続可能な開発、外国公務員に対する贈賄防止、コーポレート・ガバナンス、企業の社会的責任など、新たな課題にも積極的に取組んでいる。その特色は、相互審査（ピア・レビュー）やベスト・プラクティスの積み重ねを通じて「先進国標準」が醸成されていくことや、先進国が共通して直面する政策課題についての調査・分析を通じて政策提言を行う等の先導的役割を果たすことにある。

（ロ）このようなOECDの機能を積極的に活用し、我が国にとり望ましい国際環境をつくることが必要である。このため、OECDの各種の会議に、パリの我が国常駐代表部や本国より担当者を派遣し、積極的に議論に参加してきた。

（ハ）グローバル化が進展し、また、中国、インド、ブラジルといった非加盟国の経済的な重要性が増大する中、OECD自身の価値を一層高めるためにも、OECDの主要な機能である国際的なルールづくり、及び、主要な新興経済等との非加盟国協力活動を強化することは重要である。

**【施策の有効性】**

（１）Ｇ８サミットではその時々に最も重要と認識され、首脳間で議論し対処してくことが適当な国際経済を始めとした国際社会の課題を常に取り扱うものであり、Ｇ８諸国間の取組は国際社会全体へ大きな影響力及び実効性がある。よって、我が国にとって望ましい形でグローバルな国際経済の枠組み（ルールメーキング）を強化し、非加盟国支援活動を支援する上でも積極的に参加し貢献することが有効である。

（２）（イ）ルールメーキング及び政策協調への参画

OECDにおけるルールメーキング及び政策協調への参画は、グローバル化の進む国際社会において、我が国にとって好ましい国際環境づくりを行うとの観点より、また、我が国の各分野における政策立案を行う上で参考とするため、加盟国間で知見を共有し合うとの観点より、これに積極的に参加し貢献することが有効である。

（ロ）非加盟国協力活動の支援・促進

OECD加盟国が一丸となり非加盟国に対して国際水準の規則・規範を理解せしめ、責任ある行動を求めることや、投資環境改善等の政策を実施を促すことは、地球規模の経済成長を促すとの観点より、また世界標準の対等な競争環境を整備することを通して我が国企業の利益となるとの観点より有効である。

**【施策の効率性】**

我が国にとって好ましい、自由で開かれた国際社会の形成のためには、二国間の枠組だけでは解決が困難なことも多く、Ｇ８、OECDをはじめとしたマルチの枠組へ参画し、活用することが必要である。

ゆえに、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 164,330 | 123,955 |
| （分担金・拠出金）（注） | 6,887,138 | 6,846,356 |
| 計 | 7,051,468 | 6,970,311 |

（注）

| | | |
|---|---|---|
| 経済協力開発機構分担金 | 6,781,678 | 6,734,480 |
| 経済協力開発機構鉄鋼委員会分担金 | 5,909 | 5,912 |
| 日・経済協力開発機構協力拠出金 | 99,551 | 105,964 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | １６ | １６ |

単位：人（本省職員）

内訳：　Ｇ８　６　　Ｇ８　６

ＯＥＣＤ　10　　ＯＥＣＤ　10

**【外部要因】**

（１）Ｇ８サミットで取り扱われる事項、その内容は我が国以外のＧ８諸国の立場、Ｇ８以外の諸国の動向、国際経済全体の動向に大きく影響を受ける。

（２）OECD の活動においては、加盟国のコンセンサスを基本として方向性を決定する仕組みとなっており、他の加盟国の立場に大きく影響を受ける。また、国際社会のグローバル化を踏まえ、OECD で取り扱われる事項は多岐にわたっており、途上国を中心とする非加盟国や、産業界、NGO 等社会セクターとの協調を図る必要があり、それらの立場から一定の影響を受ける。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：Ｇ８によるグローバルな課題における我が国の貢献状況

Ｇ８サンクトペテルブルク・サミットにおいて我が国は積極的に貢献し、発出されたそれぞれの成果文書に、我が国の考え方を反映させた。主要議題の一つであるエネルギー安全保障においては、我が国より主張した、エネルギー効率の向上を徹底し、エネルギー集約度を低減するための国月目標につき検討することに合意した。北朝鮮問題については、小泉総理（当時）より、北朝鮮が六者会合に即時かつ無条件に復帰すべきであること、また、ミサイル、核、拉致問題を包括的に解決する必要があるとした。これに対し各国より、日本の立場を支持する発言が行われ、議長総括及び不拡散に関する成果文書に我が国の主張が盛り込まれた。

詳細は事務事業①「Ｇ８サミットにおける我が国の積極的貢献」を参照。

**評価の切り口２**：ＯＥＣＤにおけるグローバルな課題への対応における我が国の貢献状況

（１）ルールメーキング及び政策協調への参画

（イ）「投資環境改善のための政策ガイドライン」に関する作業が進展し、平成 18 年５月に完成。

（ロ）OECD 模倣品被害報告書案について、OECD 事務局案が作成された。

（ハ）OECD 贈賄作業部会では締約国間の相互審査（ピア・レビュー）が進展。平成 18 年度においては、我が国として書面報告を行った。

（２）非加盟国協力活動の支援・促進

（イ）MENA-OECD は、平成 18 年度末から第２フェーズに入り、国別投資政策案が作成されている。

（ロ）NEPAD については、平成 18 年に第１回ラウンド・テーブル会合が開催された。

詳細は事務事業②「OECD における国際的なルールメーキングおよび政策協調への積極的参画（含む OECD における一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進）」を参照。

**【第三者の所見】**

渡邊頼純　慶應大学総合政策学部教授

Ｇ８サミットは我が国の首脳外交の中でも最も重要なものの一つに位置づけられる。首脳間で直接その時々の喫緊の国際問題について討議することは各国による実効的な対応を可能にすると共に、国際社会における信頼醸成に大きく貢献するものであることは疑い得ない。我が国はサミット開始当初から唯一のアジア代表としてこれに参加してきており、国際社会における我が国の存在感を一貫して高めてきた。

このような背景のもとサンクトペテルブルグ・サミットにおいては、政治・安保分野では小泉総理(当時)よりサミット直前のイスラエル及びパレスチナ訪問を踏まえて積極的な発言があったほか、北朝鮮問題についても六者会合への北朝鮮の即時かつ無条件の復帰、ミサイル、核、拉致問題の包括的解決が必要なことが明快に主張され、これらの諸点について全ての参加国の理解の一致を見たことは高く評価できよう。また、エネルギー安全保障、アフリカを中心とした開発援助などの分野でも日本の取り組みが具体的に紹介され、日本の主張が成果文書に反映されたことは我が国サミット外交の成果であり、かかる意味において「目標の達成に相当な進展があった」とする自己評価は適切である。

OECD において我が国は国際的な政策協調ならびにルール・メーキングに積極的に参加してきたところであるが、特に平成 14 年の我が国の提案に基づき行われてきた「投資環境改善のための政策ガイドライン」に関する作業が我が国を議長とする作業部会のもとで平成 18 年５月に完了したことは極めて意義深い。また、我が国の問題提起により開始された「中国等主要非加盟国を国際規範に取り込むことの重要性に関する議論」についても閣僚理事会で討議され、議長サマリーに盛り込まれるなど、我が国の貢献は顕著であった。

このように我が国の多国間外交は政治経済両面において国際的秩序とルールの策定プロセスに積極的に参画しており、当該施策の目標は確実に達成されているものと思料される。今後の課題としては 2008 年に我が国において開催されるＧ８サミットへ向けての周到な準備と OECD における投資政策枠組み（PFI）の更なる活用、新興経済との具体的な協力や共同作業の実施などに力点を置くべきであろう。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成 18 年度取り組んだ国際社会の優先的諸課題に引き続き取り組むとともに、新たな課題についても国際経済秩序の形成、国際的政策協調のため積極的参画を行う。

**【事務事業の扱い】**

①Ｇ８サミットにおける我が国の積極的貢献　→　今のまま継続

②OECD における国際的なルールメーキングおよび政策協調への積極的参画

（含む OECD による一層積極的な非加盟国協力活動の支援・促進）　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

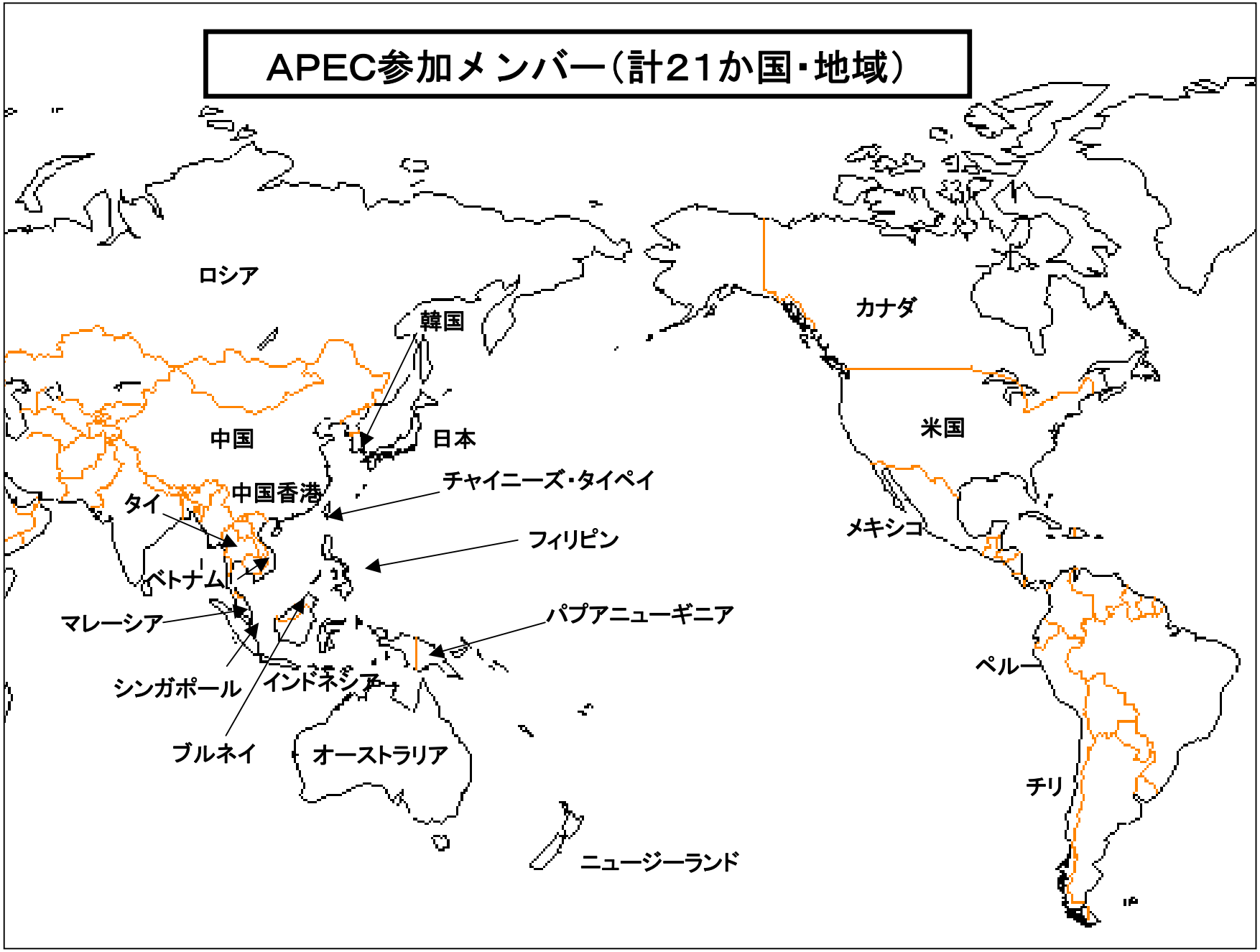
APEC参加メンバー（計21か国・地域）
ロシア
韓国
カナダ
中国
日本
米国
チャイニーズ・タイペイ
中国香港
タイ
フィリピン
メキシコ
ベトナム
マレーシア
パプアニューギニア
ペルー
シンガポール
インドネシア
ブルネイ
オーストラリア
チリ
ニュージーランド

# ＡＰＥＣの組織

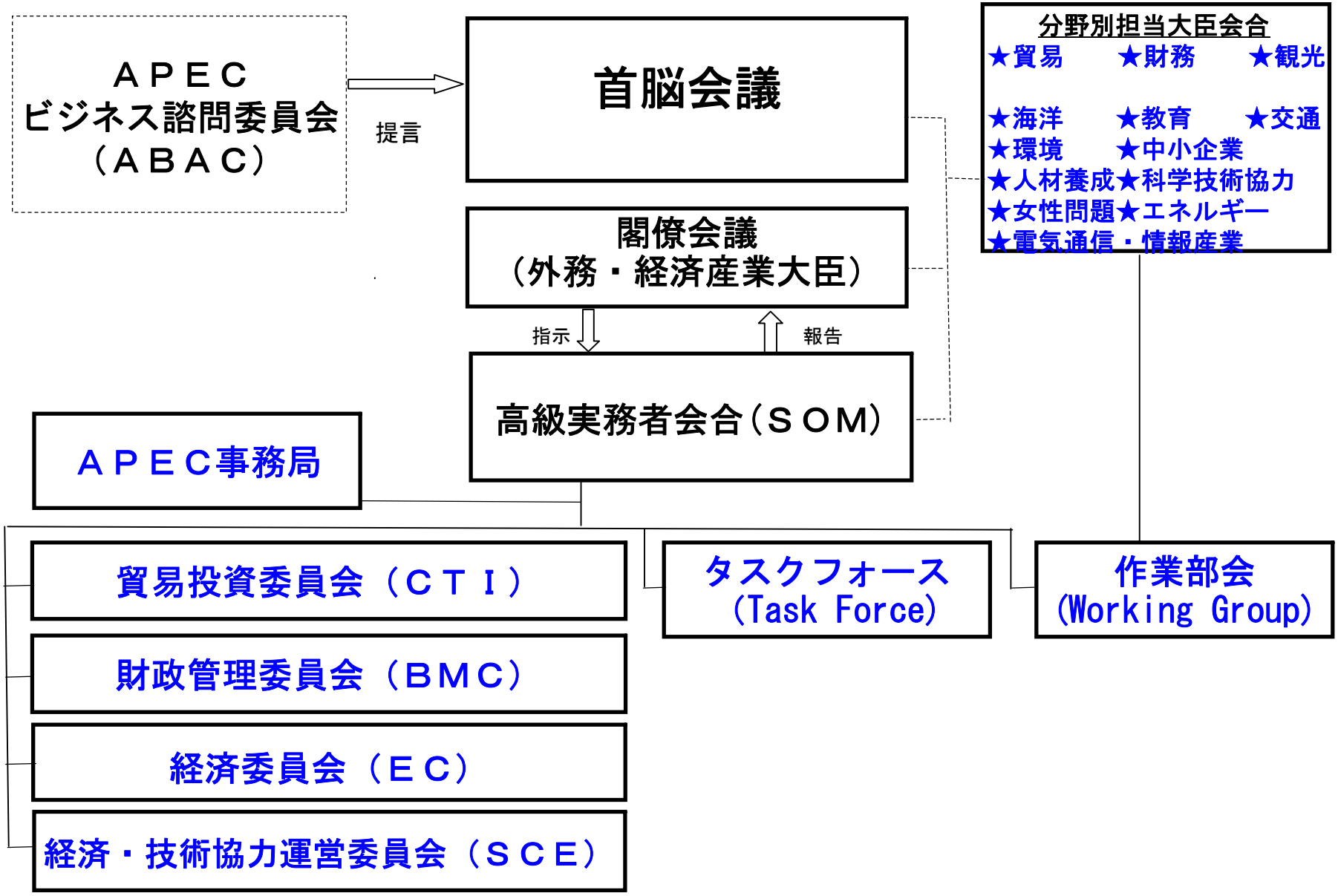
ＡＰＥＣ
ビジネス諮問委員会
（ＡＢＡＣ）
提言
首脳会議
分野別担当大臣会合
★貿易　★財務　★観光
★海洋　★教育　★交通
★環境　★中小企業
★人材養成★科学技術協力
★女性問題★エネルギー
★電気通信・情報産業
閣僚会議
（外務・経済産業大臣）
指示
報告
高級実務者会合（ＳＯＭ）
ＡＰＥＣ事務局
貿易投資委員会（ＣＴＩ）
タスクフォース
(Task Force)
作業部会
(Working Group)
財政管理委員会（ＢＭＣ）
経済委員会（ＥＣ）
経済・技術協力運営委員会（ＳＣＥ）

アジア欧州会合（Asia-Europe Meeting : ASEM）

平成１９年５月
経済局アジア欧州協力室

## １．ＡＳＥＭとは

●冷戦後の国際社会の中でダイナミックな変容と発展をとげるアジアと欧州の関係を強化することを目的として１９９６年に開始、昨年１０周年を迎えた。

●参加メンバーは、アジア側から日本、中国、韓国及びＡＳＥＡＮ加盟１０か国、インド、パキスタン、モンゴル、ＡＳＥＡＮ事務局、欧州側から欧州連合（ＥＵ）加盟２７か国及び欧州委員会の合計４３か国と２機関。

●ＡＳＥＭは政治、経済、社会・文化等の３つの柱を中心として、首脳会合をはじめ、外務、経済、財務その他の閣僚会合や専門家会合等を通じてアジアと欧州の対話と協力を深める活動を行っている。

●２００５年には、京都において第７回ＡＳＥＭ外相会合が開催され、２００６年９月には第６回ＡＳＥＭ首脳会合がフィンランドで開催された。

## ２．具体的活動内容

●政治分野―首相、外相、高級実務者レベルでの政治対話
その時々の国際情勢に応じ、主要な地域情勢、安全保障上の脅威及び国連を中心とする多国間主義等、両地域共通の関心事項について対話を行い、宣言等の文書を発出している。

●経済分野―経済閣僚会合、財務大臣会合等の開催
経済・金融分野での協力関係の更なる発展や環境等グローバルな議題の取り組みについて議論を行い、様々なセミナーやワークショップも行っている。

●社会・文化その他の分野
文化、教育、環境、移民管理等幅広い分野において活動が展開されており、アジア欧州財団（ＡＳＥＦ）が設立され、各種活動を行っている。

（参考）ＡＳＥＭのフレームワーク

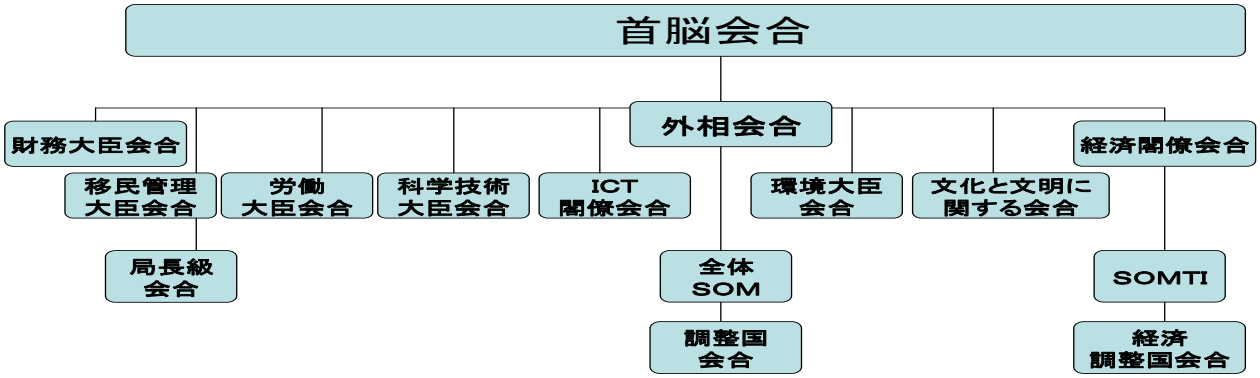


SOM･･･高級実務者会合（Senior Officials Meeting）
SOMTI･･･貿易と投資に関する高級実務者会合（Senior Officials Meeting on Trade and Investment）

ASEMには常設の事務局が存在せず、ASEAN、日中韓･モンゴル･インド･パキスタンからそれぞれ1か国、欧州側からEU議長国と欧州委員会が調整国を務め、事務局機能を果たしています。

# Ⅱ－４－３　重層的な経済関係の強化

アジア太平洋経済協力室長　志野光子
経済統合体課長兼
アジア欧州協力室長　松浦博司
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | （１）APEC 及び ASEM を通じて具体的な対話と協力を促進することにより、地域（間）連帯を強化すること。<br>（２）日･EU 経済関係及び国際的課題に対する日･EU 協力を推進すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）APEC<br>アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進に寄与。我が国もセミナー開催やイニシアティブの提案等を通じ積極的な役割を果たした。<br>（２）ASEM<br>アジア欧州会合（ASEM）の首脳会合、その他閣僚会合を通じ、アジアと欧州の間の対話と協力の進展に寄与。我が国は、平成 18 年９月の第６回首脳会合に向けて、フィンランドと共同で「ASEM の 10 年」報告書を作成、ASEM ヴァーチャル事務局の立ち上げへの貢献等､ASEM の将来に関する作業等に積極的な役割を果たした。<br>（３）EU<br>日本企業の利益増進・保護のため、日・EU 間の定期首脳協議、規制改革対話等様々な協議を行っており、双方向投資促進、税関、基準認証等の分野で協力を行っている。また、欧州各国とも二国間経済関係の強化を図っている。更に、日・EU は国際貿易（WTO）、エネルギー、環境等、共通の国際的関心事項について、協力して取り組んでいる。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）ボゴール目標の達成に向けた具体的な行動計画の策定等の取組に積極的に貢献することにより、APEC における貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力に寄与した。

（２）ASEM の各種会合及び取組への貢献を通じて、政治、経済、社会・文化などの分野において

具体的な対策と協力の推進に寄与した。
（３）日・EU 定期首脳協議及び日・EU 規制改革対話等において、日・EU 経済関係の強化について協議が進展した。

**【今後の課題】**
（１）ボゴール目標達成に向け、更なる貿易・投資の自由化・円滑化を促進するとともに、貿易の安全確保等の更なる促進。各種プロジェクトを通じた域内経済協力の一層の強化。
（２）ASEM 第８回外相会合のほか、各種会合、専門家レベル会合等への効果的な対応。ヴァーチャル事務局の機能性向上等。
（３）EU の拡大と深化により､EU の共通政策から我が国が受ける影響がますます大きくなる中で、EU 各機関への働きかけ、EU への変化への対応に更にきめ細かく取り組んでいく。

**【施策の必要性】**
（１）APEC
（イ）APEC はアジア太平洋地域の 21 の国・地域（エコノミー）が参加し、世界の人口の約４割、GDP の約６割、貿易量の約 45%を占めている。我が国の貿易相手としても APEC 域内の諸エコノミーが約４分の３、APEC の域内貿易率は約７割と、相互依存関係は極めて強い。我が国の一層の発展及び安定のためには、APEC 地域の各エコノミーとの協力を深め、国際ルールの普及や共通の価値観の共有を促進することが重要な課題。
（ロ）このような背景の下、APEC の枠組みを活用し、経済分野だけではなくテロ・不拡散、感染症などの幅広い分野の協力に関し、年１回開催される APEC 閣僚会議・首脳会議での成果に向け、APEC での活動を主導していく必要がある。
（２）ASEM
（イ）アジアと欧州は今日の国際社会でその役割と責務を増大させており、両地域間の幅広い関係を強化することは世界経済の安定的発展等を通じ、我が国の利益増進にも寄与する。
（ロ）経済分野では、環境問題やエネルギー安全保障を含む持続的な開発についての協力のほか、両地域間の貿易・投資関係の一層の拡大に寄与する必要がある。また、ASEM 各国間で文化と文明間の対話を進め、地域情勢やテロ等の安全保障上の脅威について一致して協力していく方策について意見交換を進める必要がある。
（ハ）日本がアジアと欧州の間の調整について積極的な役割を果たすことで、アジア側参加各国間の協力関係を強化し、将来の共同体形成も視野に入れたアジア地域での開かれた地域主義の実現にも寄与する。

（３）EU
平成 13 年に首脳レベルで発出された「日･EU 協力のための行動計画」を着実に実施する必要がある。特に、我が国は政府一丸となって対内直接投資促進に取り組んでおり、引き続き日･EU 間の双方向の直接投資促進のための施策が必要である。我が国と EU は、自由、民主主義、市場経済等の基本的価値を共有しており、国際社会の課題に対して特別の責任を有しており、経済分野のみならずグローバルな課題を含め様々な分野において戦略的パートナーとして一層効果的な協力関係を構築していく必要がある。

**【施策の有効性】**

（１） APEC

アジア太平洋における地域協力を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対し APEC メンバーが協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

（２） ASEM

アジア・欧州関係を強化していくためには、様々なレベル・分野で地域間の課題やグローバルな課題について自由で継続的な議論を行う必要がある。更に、個別具体的な課題に対しアジアと欧州が協力して取り組むべく、様々なイニシアティブを実施していくことが有効である。

（３） EU

高度に緊密化した欧州との経済関係強化には、様々な協議の枠組みを活用し、多角的にアプローチする必要がある。この観点から、日･EU 定期首脳協議、日･EU ハイレベル協議、日･EU 規制改革対話等の各種経済協議の実施、日･EU 間の経済関係協定の締結及び実施、二国間経済協議、人的交流を通じた連携等、幅広い政策手段を通して関係強化に努めることが有効である。なお、近年、ビジネス界との連携を強化しており、引き続き定期的にビジネス界からの提言を受け、政策への反映に努める。

**【施策の効率性】**

（１） APEC

地域経済統合に関する報告書の作成にコンセンサスが得られるなど、地域連帯の強化に効率的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（２） ASEM

ASEM 第６回首脳会合に向けて、アジア・欧州関係の強化という目的に効果的に貢献することができたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（３） EU

日･EU 定期首脳協議、日･EU ハイレベル協議、日･EU 規制改革対話、ビジネス界との協議等の場を活用し、日･EU 間の懸案事項に係る交渉や対話･意見交換を通じて、日･EU 双方の貿易･投資環境の更なる改善に寄与し、目的達成に向け効率的に対応したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 128,190 | 112,343 |
| （分担金・拠出金） | 146,398 | 146,057 |
| 計 | 274,588 | 258,400 |

単位：千円

（内訳）

| | | |
|---|---|---|
| APEC | 予算　65,658 | 54,415 |
| | アジア太平洋協力<br>APEC ビジネス諮問委員会<br>太平洋経済協力会議<br>136,768 | 136,227 |
| ASEM | 予算　27,314 | 23,421 |

| | | |
|---|---|---|
| | アジア欧州財団拠出金<br>9,630 | 9,830 |
| EU | 予算　35,218 | 34,507 |
| | （分担金・拠出金）　― | ― |

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 27 | 27 |

単位：人（本省職員）

（内訳）

| | | |
|---|---|---|
| APEC | ６ | ６ |
| ASEM | ６ | ６ |
| EU | 15 | 15 |

**【外部要因】**

（１） APEC

（イ）WTO における貿易自由化交渉の進展や域内での FTA の急増等グローバルな動きを踏まえた取組の必要性。

（ロ）テロ対策や感染症対策等域内の新たな関心事項に応える取組の必要性。

（２） ASEM

（イ）アジアと欧州が国際社会で果たすべき役割と責務の増大、共通のグローバルな課題の増大等に伴う、アジア・欧州間の対話と協力の必要性の増大。

（ロ）欧州側での EU の拡大と深化、またアジア側での将来の共同体形成も視野に入れた動きを踏まえた双方向での理解と関心の増大の必要性。

（３） EU

我が国は対内直接投資誘致に積極的に取り組んでおり、直接投資の重要性が増大している。平成 19 年１月に 27 か国に拡大し、更に深化する EU の共通政策が国際的基準･規制形成に及ぼす影響が益々大きくなってきている。特に、日本企業に大きな影響を及ぼす EU の環境政策等を注視しつつ、EU 側との調整を図り緊密な協力関係を築きあげていく必要がある。更に、エネルギー、環境、知的財産権保護等、日･EU の共通の関心事項への連携した取組の重要性が増している。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：APEC における貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野の具体的協力の推進状況及び右への外部の意見。

平成 18 年 11 月の首脳会議及び閣僚会議に向けた準備過程において、WTO・DDA（ドーハ開発アジェンダ）の交渉再開を促す独立文書を作成し、これを採択した。また、ボゴール目標の達成に向けた今後の道程を具体化するハノイ行動計画、物品貿易など６分野における FTA（自由貿易協定）モデル措置、知的財産権保護のための模造品・海賊版対策に係る、APEC 事務局強化などを柱とする APEC 改革案等、幅広い分野でのイニシアティブ等の採択・承認に貢献した。詳細は、事務事業①「APEC を通じた域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の推進」を参照。

**評価の切り口２**：ASEM における対話と協力の進捗状況及び右への外部の意見。

平成 18 年 9 月の第６回首脳会合に向けた準備過程において、日本はフィンランドと共同で今後の ASEM のあり方を検討する「ASEM の 10 年」報告書を作成。また、右首脳会議では、日本の貢献により ASEM ヴァーチャル事務局が立ち上げられた。アジア欧州財団（ASEF）第 19 回理事会を平成 18 年 11 月に東京で開催し、ASEF 事業をいかに ASEM の優先分野と関連づけるかについての議論に貢献した。詳細は、事務事業②「ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進」を参照。

**評価の切り口３**：EU との対話・関係強化の進捗状況及び右への外部の意見。

日・EU 規制改革対話等の日・EU 間協議および欧州各国との二国間の枠組みをとおして、ビジネス環境の整備、貿易・投資関係の強化に貢献した。

日欧経済関係強化戦略会議における在欧州日本企業の要望の聴取や、BDRT を通じた民間側の要望を十分に吸い上げ、対 EU 経済政策等に反映させた。詳細は、事務事業③「日・EU 間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進」を参照。

**【第三者の所見】**

石戸　光　千葉大学法経学部准教授

施策の全体的な目的として、「重層的な」経済関係の構築が主眼とされている点が、国際経済の現状をそのまま反映した政策取組体制であるものといえる。このことは２つの意味合いを持っていると考える。その１つは、この政策取組体制の国際経済システムの現状に照らした妥当性であり、外務省の国際経済政策面での現状捕捉能力の高さを窺わせる。評者自身の外務省との業務上の連携の経験から、本報告書に記述されている個々具体的な取り組みはおそらく全て精確に実施され、目標達成は確かに進展したものと拝察している。もう１つは、更に全体利益を見据え、先を見通した（proactive な）政策運営の充実であると考える。特に WTO における多角的な（Multilateral な）取り組みが中座している現況下では、個々の主体の利益追求という意味での「多角的」（Multi-lateral）取り組みへのコミットよりも、むしろ「全的」（いわば”Omni-lateral “）な取り組みこそが必要である。このことは、ある EU 高官からもまさに見聞している。行数の関係で抽象的に総括せざるをえないが、APEC、ASEM および対 EU というサブリージョナルな枠組みにおいても、「全的」な益の追求姿勢をより前面に出してこそ、域内外諸国からの信頼ひいては国益の獲得につながるものと考え、この視点からの個々具体的な課題の取り組みに期待したい。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

（１） APEC

平成 19 年９月の首脳・閣僚会議で、APEC の新たな進展・成果を盛り込むべく、具体的な取組をより進展させる。

（２） ASEM

平成 19 年５月に開催される第８回外相会合（於：ドイツ）に関する取組に重点を置きつつ、アジア欧州財団（ASEF）との協力等具体的な協力を引き続き進展させる。

（３） EU

日･EU 間の協議、二国間の協議、各種レベルでの人的交流の推進等を通じて双方向の貿易･投資の促進を図っていく。

**【事務事業の扱い】**

①APEC を通じた域内の貿易・投資の自由化・円滑化、貿易の安全確保等の分野における具体的な協力の促進 → 拡充強化

②ASEM 各種会合、個別分野での活動等を通じた、アジア・欧州間の対話と協力の推進 → 今のまま継続

③日・EU 間及び二国間の各種経済協議、官民連携等を通じ貿易投資、ビジネス環境の整備を推進 → 今のまま継続

④日・EU 間の共通の国際的関心事項への取組を強化 → 今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ― | ○ |

# Ⅱ－４－４　経済安全保障の強化

経済安全保障課長　宮川　学
漁業室長（兼海洋室企画官）鈴木　亮太郎
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | エネルギー・鉱物資源、食料問題、漁業、海洋問題等への効果的な対応を通じ、これらの資源の持続可能な形での安定供給を確保すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18、19 年度重点外交政策に言及あり。<br>第 164、165、166 回国会施政方針（所信表明）演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | 経済安全保障分野に関連する取組の強化を図るために、二国間を含む他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点を持ちつつ、エネルギー・鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力の推進、海賊問題への取組、国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献、我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保へ向けた取組を行っている。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

以下の成果等を総合的に判断し、経済安全保障の強化につき、想定以上に大きな進展があった。

（１）平成 18 年 7 月、G8 サンクトペテルブルク・サミットにおいて、エネルギー安全保障が取り上げられ、我が国の主張も踏まえつつ、「世界のエネルギー安全保障」文書（含む「サンクトペテルブルク行動計画」）に合意するなど、世界のエネルギー安全保障の強化に向け、国際社会の連携を一層強化することができた。

（２）平成18年12月、加盟国を中心に世界のエネルギー安全保障を担う国際エネルギー機関(IEA)の次期事務局長に、我が国が擁立した田中伸男 OECD 事務局科学技術産業局長が選出され、欧州諸国が加盟国の多数を占める同機関におけるアジア太平洋地域のプレゼンスを高めることができた。

（３）FAO（国際連合食糧農業機関）を通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換及び情報収集に積極的に参加することにより、我が国における食料の安定供給確保に向けた体制を強化することができた。一次産品については、国際穀物理事会（IGC)、国際コーヒー機関（ICO）等において、需給状況等に関する有意義な情報・意見交換を行なうことができた。

（４）海賊問題への取組に関し、平成 18 年９月にアジア海賊対策地域協力協定が発効し、同年

11 月に設立された情報共有センターの初代事務局長として伊藤嘉章国連代表部公使を派遣し、海賊対策に対する我が国の積極姿勢を打ち出すことができた。

**【今後の課題】**

原油価格は依然として高水準で推移しており、国際エネルギー市場の安定に向けて協力の強化が必要。また、省エネ及びエネルギー効率の改善等、環境面での配慮も重要な課題。

**【施策の必要性】**

（１）我が国は、国民の経済生活の基礎となる資源の多くを海外に依存しており、例えば、エネルギー資源はその８割以上を海外からの供給に頼っている。また、食料に関しても、日本の自給率（カロリーベースで約４割）は主要な先進国の中で最低水準にある。さらに漁業についても、我が国は世界有数の漁業国であると同時に、水産物輸入国でもある。このような我が国にとって、安定的で持続的な供給のための国際協力や国際的な枠組作りに積極的に参画することは必要不可欠である。

（２）また、我が国はこれら資源の輸入を海上輸送に依存しているところ、その安全を確保することも極めて重要である。さらに、我が国は、四方を海に囲まれた海洋国家であり、海洋秩序の維持・増進や海底資源等の経済権益の確保の重要性は大きい。

（３）我が国の経済安全保障の確保上、海賊等の脅威が引き続き深刻であること、また、原油価格の高騰、一部の国における資源の国家管理の強化に見られるような現在の国際エネルギー情勢及びグローバルなエネルギー市場の進展を考慮すると、こうした経済安全保障分野の取組を強化していく必要がある。

**【施策の有効性】**

（１）エネルギー等

世界のエネルギー安全保障を確保するために、需要面では、省エネ及びエネルギー効率の向上の世界への伝播を通じた需要の抑制、供給面では、生産国との関係強化、輸送路の安全確保、投資の拡大及び代替エネルギーの開発・利用の促進、更に供給途絶等の緊急時対応として国際社会における石油備蓄制度の導入促進と備蓄放出制度の整備・運用を図ることが有効である。

（２）食料問題

我が国の食料安全保障を実現するため、FAO 等関連国際機関との連携の強化、食料供給国との友好関係の促進等に取り組むことが有効である。

（３）漁業

海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保を図り、同資源の安定供給を長期的に確保するためには、二国間・多国間の交渉・協力、具体的には以下のような取組が有効である。

（イ）海洋生物資源の保存と持続可能な利用の確保のための国際的協力の推進

（ロ）国際捕鯨委員会（IWC）における持続可能な利用を支持する加盟国との協調、持続可能な利用の原則の支持の積極的働きかけ、捕鯨問題に関する「反捕鯨国」（特に米国）との対話

（４）海洋問題等

（イ）海賊問題

エネルギー資源等輸入物資の安定供給を担う我が国海上輸送の安全確保のためには、海賊問題への積極的対応とそのための国際協力の推進、具体的にはアジア海賊対策地域協力協定の枠組の下での協力の推進やキャパシティ・ビルディングを通じた関係各国への対策の働きかけが有効である。

（ロ）国連海洋法条約の効果的な運用と発展に対する貢献、我が国の海洋における経済的権益（海洋資

源等）の確保

海洋国家たる我が国が重大な利害を有する国連海洋法条約の効果的な運用と発展のためには、同条約に基づいて設立された国際海洋法裁判所への貢献、国連海洋法条約関連の国際会議への積極的参画を通じた、我が国の関心事項の国際的周知が有効である。また、我が国の大陸棚限界延長作業に貢献するためには、国連等からの情報収集、関連会議への対応が有効である。

**【施策の効率性】**

限られた資源の中、エネルギー安全保障、食料安全保障、及び、漁業・海洋問題に対応する施策が相当進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 2,388 | 1,682 |
| 関連する分担金・拠出金（注） | 9,914,294 | 10,469,041 |
| 計 | 9,965,070 | 10,516,706 |

| | | |
|---|---|---|
| 本省分共通費 | 53,047 | 48,588 |
| （注） | | |
| 国際ｴﾈﾙｷﾞｰﾌｫｰﾗﾑ常設事務局拠出金 | 12,954 | 9,790 |
| 北東ｱｼﾞｱ経済ﾌｫｰﾗﾑ拠出金 | 10,878 | 10,000 |
| ｱｼﾞｱ海賊対策地域協力協定拠出金 | 38,880 | 37,377 |
| 大陸棚限界委員会会議参加信託基金拠出金 | 0 | 4,756 |
| 経済協力機構国際ｴﾈﾙｷﾞｰ機関分担金 | 614,524 | 527,828 |
| ｴﾈﾙｷﾞｰ憲章条約分担金 | 138,141 | 149,652 |
| 国際連合食糧農業機関分担金 | 8,665,453 | 9,226,887 |
| 国際穀物理事会分担金 | 26,824 | 26,923 |
| 国際コーヒー機関分担金 | 18,583 | 20,220 |
| 国際海洋法裁判所分担金 | 236,562 | 264,460 |
| 国際海底機構分担金 | 97,561 | 142,560 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 32 | 32 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）エネルギー・鉱物資源

エネルギー・鉱物資源の安定供給の確保は、中国、インド等の新興経済国を含む世界経済の成長に伴う需要動向、生産国及び消費国の国内政策、及び、生産国の政治・治安情勢の影響を受ける。また、国際的なエネルギー安全保障の強化のために必要な措置を国内的に実施するとの観点からは、我が国のエネルギー事情及び国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。

（２）食料問題

食料の安定供給の確保については、干魃等の自然災害、人口増加や途上国の所得水準の向上による食料需要の動向等の影響を受ける。また、食料の安定供給を図るための国際協力や国際的なルール作りに参画する上で、我が国の農業事情及び関連する国内関係省庁の国内施策等との関連を十分に踏まえる必要がある。

（３）漁業

鯨類資源を含め、海洋生物資源の保存と持続可能な利用にかかる国際協力については、各国政府の政策如何によって国際協力の度合い及びその方向性は左右される。また、国際世論や各国の国内世論がこれに与える影響も大きい。

（４）海洋問題等

海賊対策に係る国際協力については、各国の主権行使にも関わるため、関係国の意向を踏まえた上での対応となる。また、国連海洋法条約の効果的な運用と発展については、関係国の政策により、我が国の関心が反映されるか否かは左右される。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：エネルギー等の安定供給のための国際協力の進捗状況

（１）Ｇ８サンクトペテルブルク・サミットにおいて、エネルギー安全保障が取り上げられ、我が国の主張も踏まえつつ、「世界のエネルギー安全保障」文書（含む「サンクトペテルブルク行動計画」）に合意するなど、世界のエネルギー安全保障の強化に向けて、国際社会の連携を一層強化することが出来た。

（２）平成 18 年 12 月、加盟国を中心に世界のエネルギー安全保障を担う国際エネルギー機関（IEA）の次期事務局長に、我が国が擁立した田中伸男 OECD 事務局科学技術産業局長が選出され、欧州諸国が加盟国の多数を占める同機関におけるアジア太平洋地域のプレゼンスを高めることができた。

（３）エネルギーの貿易及び通過並びに投資の自由化・保護等について規定する唯一の国際約束であるエネルギー憲章条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議において、河村武和欧州連合日本政府代表部大使が議長に就任し、同条約の拡大、加盟国による条約の履行を一層確実にすべく我が国として積極的に取り組む姿勢を打ち出すことができた。

詳細は、事務事業①「我が国のエネルギー安全保障を強化するための協調、協力関係の強化」を参照。

**評価の切り口２**：我が国の食料安全保障の確保等を視野に入れた我が国の取組

（１）FAOを通じて、食料安全保障に関連するルール作り、意見交換及び情報収集に積極的に参加することにより、我が国における食料の安定供給確保に向けた体制を強化することができた。

（２）一次産品については、IGC、ICO等において、需給状況等に関する有意義な情報・意見交換を行なうことができた。

詳細は、事務事業②「食料安全保障の推進、特に国連食糧農業機関（FAO）の改革等」を参照。

**評価の切り口３**：海賊問題への対応における国際協力の状況

アジア海賊対策地域協力協定が平成 18 年９月に発効し、11 月に設立された情報共有センター初代事務局長に伊藤嘉章国際連合日本政府代表部公使が選出された。

詳細は、事務事業④「我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応」を参照。

**評価の切り口４**：我が国の海洋における経済的権益（海洋権益等）の確保の努力

海洋法に関する各種会合への参加を通じた他国との意見交換や、大陸棚限界延長に関する他国専門家との協議を通じた情報収集、情報共有を行った。

詳細は、事務事業⑤「我が国の海洋における経済的権益（海洋権益等）の確保」を参照。

**【第三者の所見】**

須藤　繁　(財)国際開発センター　エネルギー・環境室長

（１）昨今、エネルギー市場を巡る情勢が大きく変化する中、世界各国においても、改めて、エネルギー問題が国家的な最重要課題の一つとして捉えられている。エネルギー消費国においては、国内エネルギー需給構造の体質強化や、権益確保を強化する動きなどが見られる。また、主要国の一連の対応は、原油高騰を受けた 2005 年グレンイーグル・サミット声明、及び 2006 年のサンクトペテルブルク・サミット声明（エネルギー安全保障と環境問題）と呼応するものであり、各国政府はサミットの行動計画実現に向けて、より具体的な行動へ歩み出そうとしていると認識される。

（２）経済安全保障策のエネルギー分野における政策上のツールは、大きくは予防的措置と緊急時対応措置に分けて考えることができるが、この内、緊急時対応措置に関しては、①「緊急時増産(産油国においては余剰産油能力の動員)」、②「備蓄取り崩し」、③「需要抑制」、④「燃料転換」、に大別される。これまでの例を見ると、①「緊急時増産（産油国の余剰産油能力の動員）」が緊急時の需給バランスの回復に大きく貢献したが、昨今の産油国余剰能力の縮小により、②「備蓄取り崩し」のウェイトが高まっていると指摘されている。一昨年９月の米国ハリケーン襲来時における消費国の対応はその一例であるが、こうした緊急時対応の実施に向けた国際的調整において果たしている経済安全保障課の貢献には大きいものがあると評価する。

（３）上記は、経済安全保障課業務の一例であるが、国内エネルギー資源に乏しい我が国にとっては、国家運営及び市民生活の安全・安定に直結するエネルギー資源の安定供給を確保するには、国際社会との絶えざる協力を前提とする様々な取組み、経済活動におけるセキュリティーや基盤強化、さらには様々な調整のための国際的枠組みに地道に貢献することが重要である。なお、当課施策の評価の中に、「IEA の次期事務局長に田中伸男 OECD 事務局科学技術産業局長が選出され、欧州諸国が加盟国の多数を占める同機関におけるアジア太平洋地域のプレゼンスを高めることができた」とあるが、同選挙が終了した直後、評価者が OPEC 事務局を訪問した際、調査部長は新事務局長の就任を歓迎し、アジア地域から選出された初めての事務局長として、供給サイドのみならず、省エネを含む需要サイドで指導力を発揮することを期待する旨発言があったことは、上記評価の正しさを跡付けると評価する。

（４）エネルギー資源を巡る各国・地域間の利害関係が、より一層複雑化し求められる交渉の質もより高度なものとなっている状況の中で、経済安全保障課が取り組んでいる現在の政策は、ますます重要性を高めており、さらに強化されるべきと考えられるところ、当課の実施した事業の総合的評価は妥当と考える。

小寺彰　東京大学大学院総合文化研究科教授

四囲を海に囲まれ、食料として水産資源に大きく依存しているわが国にとっては、海洋担当部局が、海洋秩序の維持確立に積極的な国際貢献を行い、わが国の権益の確保に務めることは他国と比較にならない重要性をもつ。とくにわが国の周辺諸国には発展途上国も多く、海賊の頻繁な出現に見られるように東アジア海域の海洋秩序の維持には細心の注意を払う必要があり、わが国の積極的な支援は当該地域の利益のみならず、わが国の国益の増進に大きく寄与するものである。その点で、本施策は、引き続き

わが国の重点外交施策に位置づけ、積極的に取り組まなければいけないものである。

具体的には、上記の海賊問題のほか、海洋生物資源の保存と持続可能な利用を可能にする国際制度の維持確立はわが国にとって死活的に重要であり、そのためにわが国がリード役を務めることは、わが国の国益の確保を越えて、国際社会の将来にとってもきわめて重要である。この観点からは、捕鯨問題についての最近の理性的な方向への転換は、海洋問題におけるわが国外交の具体的な貢献と高く評価できる。以上を踏まえると、所期の目標の達成に寄与する進展があったとする自己評価は妥当と言える。

種々の利益が錯綜し、多様なアクターが闊歩する国際社会では、その現況を常に正しく認識すると同時に、正しい方向にリードしていくことが重要であるが、国際秩序の在り方が決定的な意味をもつ海洋においては、死活的な重要性をもつ。その点で海洋法における経済的権益の確保を強化拡充していくとの方向性は時宜をえたものであり、そのための体制の整備を期待したい。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

（１）エネルギー安全保障強化のための国際協調の推進と食料問題への対策の強化。

（２）マグロ漁業、捕鯨、海賊対策協力、200 海里を超える大陸棚の設定等に関する取組の継続。

**【事務事業の扱い】**

①我が国のエネルギー安全保障を強化するための協調、協力関係の強化→　拡充強化

②食料安全保障の推進、特に国連食糧農業機関（FAO）の改革、国際穀物理事会（IGC）の活動強化等→今のまま継続

③海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進　→　今のまま継続

④我が国船舶の安全な航行確保のための海賊問題への積極的対応　→　今のまま継続

⑤我が国の海洋における経済的権益（海洋資源等）の確保　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

## 我が国はエネルギーのほとんどを輸入に依存

エネルギー資源の8割以上が海外からの供給

## 世界的なエネルギー需要の増加

世界のエネルギー消費量は約50%増加する見込み
（2004年→2030年）
中国、インド等の需要が増加

## 供給国における不安定要因の顕在化

資源ナショナリズムの台頭
地政学的リスクの増大
投資の不足

### 2004—2030年エネルギー需要予測

単位：（石油換算百万トン）

| | 2004年 | 2030年 | 増加率 |
|---|---|---|---|
| 中国 | 1,626 | 3,395 | 108.8% |
| インド | 573 | 1104 | 92.7% |
| 日本 | 533 | 606 | 13.7% |
| 世界全体 | 11,204 | 17,095 | 52.6% |

（IEA, World Energy Outlook 2006）

### GDP当たりの一次エネルギー消費量の各国比較

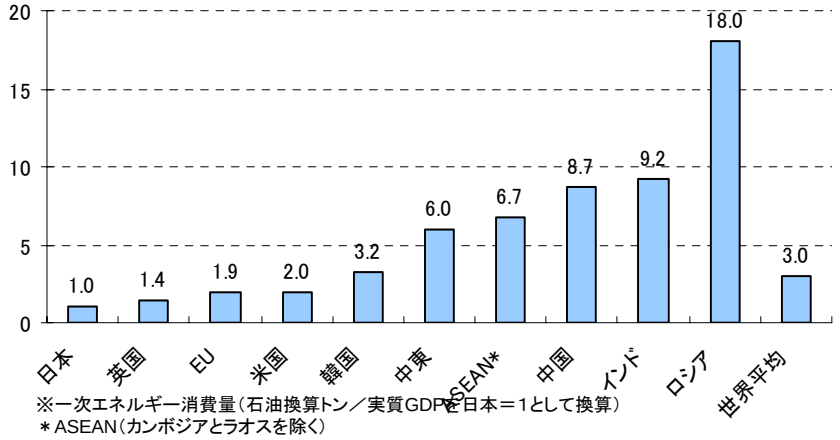


※一次エネルギー消費量（石油換算トン／実質GDPを日本＝1として換算）
＊ASEAN（カンボジアとラオスを除く）

Source: IEA Energy Balances of OECD Countries 2003-2004(2006)
IEA Energy Balance of non-OECD Countries 2003-2004(2006)

# エネルギー安全保障強化の必要性

# エネルギー安全保障の強化

エネルギー等の安定供給のための国際協力を推進し、
エネルギーの持続可能な形での安定供給の確保に努める。

## エネルギー安定供給の確保

エネルギー生産国との関係強化
エネルギー源の多様化、輸入先の多様化
エネルギー輸送路等の安全確保

## 多国間協力とルールの強化

国際エネルギー機関（IEA）
国際エネルギー・フォーラム（IEF）
G8サミット
東アジアサミット（EAS）
エネルギー憲章条約等を通じた
国際社会との連携の強化

## エネルギー効率向上の世界への伝播

気候変動問題への対応
中国、インド等新興経済国への協力

# Ⅱ－４－５　海外の日本企業支援と対日投資の促進

経済局政策課長　梨田和也
知的財産権侵害対策室長　相馬弘尚
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 日本企業の利益の増進に対する側面的支援を強化すること、及び対日直接投資の促進等を通じた日本経済の構造調整を活性化すること。 |
| **施策の位置付け** | （１）知的財産権<br>（イ）経済財政運営と構造改革に関する基本方針（「骨太方針」）2005、2006に言及あり。<br>（ロ）知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画 2006」に言及あり。<br>（２）日本企業支援<br>第 163 回国会外交演説に言及あり。<br>（３）対日投資<br>（イ）第 162 回、第 164 回国会施政方針演説に言及あり。<br>（ロ）経済財政運営と構造改革に関する基本方針（「骨太方針」）2003、2004、2005 に言及あり。<br>（平成 18 年３月９日、対日投資会議（議長：総理）において、2010 年までに対日直接投資残高を GDP 比約 5%とする目標を策定。） |
| **施策の概要** | 日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業への支援と対日直接投資の促進を通じ、その牽引力である民間の活力を最大限に引き出すための取組。<br>（１）海外における知的財産権保護強化に向けた取組<br>模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組の提唱、在外公館における知財担当官の任命・対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けた取組。<br>（２）日本企業支援<br>日本企業支援窓口を通じた相談・支援など日本企業の海外展開への積極的なバックアップ。<br>（３）対日直接投資<br>①地域への投資を促進、②スピード感をもった包括的な投資環境整備、③広報活動を通じた一層の理解促進を柱とした「対日直接投資加速プログラム」（平成 18 年６月 20 日策定）に基づき、在外公館のネットワークの活用、種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介、租税条約や社会保障協定の締結や交渉等を通じて、対日直接投資の更なる促進に努めている。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組構想の実現に向けて、関係国間で議論を行っている。

（２）ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげてきている。

（３）2006 年末の対日直接投資残高が 12.3 兆円（一次推計値）まで伸びた。

**【今後の課題】**

（１）模倣品・海賊版拡散防止のための国際的な法的枠組の議論の深化。

（２）知財担当官会議の開催等を通じた知財担当官の対応力強化。

（３）在外公館と本省との情報共有と双方向の意思疎通を一層強化するため、日本企業支援ホームページを刷新し、ベスト・プラクティスの策定。関連情報の整備を図る。

（４）2010 年までに対日直接投資残高を GDP 比約 5%とする目標の達成に向けた取組強化。

**【施策の必要性】**

（１）グローバル化が進展する中、「ヒト、モノ、カネ」の移動は世界規模で一層活発になっており、これに伴い、企業も様々な形で国境を越えた活動を一層活発化させてきている。政府として、日本企業の経済的利益を増進し、我が国経済の足腰と競争力を強化していくために、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境を一層整備するとともに、個別企業の活動を支援していくことが求められている。

（２）近年、模倣品・海賊版がアジア地域を中心に広く流通し、その被害は世界各国に拡大している。日本製品についてもその例外ではなく、日本企業は、海外市場における潜在的な利益の喪失も含め、深刻な悪影響を受けている。このため、我が国は、外交の場を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力について、各国への働きかけを行う必要がある。

（３）対日直接投資は、雇用の拡大や、新しい商品、サービス、ビジネスモデルを日本にもたらす等、日本経済の活力増進につながる有効な手段であるが、現在、諸外国と比較して著しく低い水準にとどまっている。このため、対日直接投資の拡大を正面からの目標とし、政府一体となって種々の推進策を鋭意実施・実行していく必要がある。

**【施策の有効性】**

国内外の各種関係機関や経済団体等との意見交換や協議を通じ、民間のニーズの把握に努めた上で、以下のような投資環境の充実やビジネス環境の整備を推進している。

（１）海外における知的財産権保護強化のための施策

模倣品・海賊版拡散防止のための国際的な法的枠組構想につき、各国に対し継続的に働きかけることにより、模倣品・海賊版対策に向けて各国との協力関係を築くことが期待できる。また、日中、日韓、

日米、日 EU 間の二カ国間の対話を継続することにより、海外の模倣品・海賊版対策を促進し得る。また在外公館において知的財産担当官の対応力を強化することにより、海外における日本企業支援及び各国との連携を促進することが期待できる。

（２）日本企業支援の現状

日本企業支援をより効果的に行うため、平成 11 年に策定した「日本企業の海外における活動支援の活動支援のためのガイドライン」を平成 17 年 12 月に改訂し、これまで以上に積極的な対応をできるようにしている。また、在外公館施設を可能な限り積極的に活用するために、官民それぞれが適切な形で経費負担をすることを可能としている。さらに、平成 18 年には一部公館（タイ、インド、チリ）において「日本企業支援センター」を設置し、企業側からの照会、相談への対応を強化している。

（３）経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日直接投資の促進

平成 18 年末の対日直接投資残高は、前年比約 4000 億円増の 12.3 兆円（一次推計値）まで伸びた。

**【施策の効率性】**

関係省庁や機関と一体となって取り組んできた結果、目標達成に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 19,940 | 20,038 |
| （分担金・拠出金） | － | － |
| 計 | 19,940 | 20,038 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 14 | 15 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

我が国の経済動向など外部的要因に左右される面を有している。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：海外における知的財産権保護強化に向けた取組の現状

模倣品・海賊版対策のためのネットワークづくり：「知的財産推進計画 2006」に沿って、外交ルートを通じて、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組の提唱、在外公館における知的財産担当官任命等を通じた対応の強化、日中、日韓、日米、日 EU 間での対話の継続、Ｇ８サミット、APEC、OECD 等における複数国間での模倣品・海賊版対策へ向けた積極的働きかけ、WTO・TRIPS 理事会や世界知的所有権機関 WIPO 等における議論への参画を行ってきた結果、世界各国・各地域より模倣品による被害状況の報告が集まる他、模倣品・海賊版対策のための他国との協力が深まり、模倣品・海賊版拡散防止のための法的国際枠組につき、各国に対して一定の理解が浸透しつつあること等の効果があり、目標に向けて進展があった。詳細は、事務事業①「海外における知的財産権保護強化に向けた取組」を参照。

**評価の切り口２**：日本企業支援の現状

我が国の各国大使館・総領事館からの報告から明らかなように、ビジネス環境の整備、現地政府による不公平な待遇の是正、人脈形成や情報提供などの面で成果をあげてきている。また、国内においても、経済団体等との意見交換などの各種機会において、当省の取組をアピールするとともにニーズ把握にも努めた結果、個別企業のニーズへの一層の対応や官民共催での在外公館施設の活用等、外務省の取組を評価する実績報告が多くあった。

このような活動は、各国との租税条約、社会保障協定の締結及び交渉と相まって、海外で活躍する日本企業の活動を支援することとなっている。詳細は、事務事業②「日本企業支援窓口を通じた相談・支援など日本企業による海外展開の積極的なバックアップ」を参照。

**評価の切り口３**：経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日投資の促進

（１）在外公館のネットワークの活用：在外公館を通じ、現地の政府要人や経済界に対する積極的な広報を実施。また、ジェトロ等と連携し、対日直接投資に関するセミナーやシンポジウムを開いている。また、主要在外公館長には「我が国経済の一層の活性化・強化のため、対日直接投資に関する広報および有望案件の発掘等に努める」よう訓達している。これら活動を通じ、海外において「インベスト・ジャパン」イニシアティブの認知度を向上させる効果が見られている。

（２）種々の外交の場をとらえた我が国の取組の紹介：「日米投資イニシアティブ」や「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」、またその他国際会議等での議論の場をとらえて我が国の取組を鋭意アピールした結果、諸外国政府が我が国の投資環境整備に関する取組に対する理解を深める効果を生んでいる。詳細は、事務事業③「2001 年末の対日投資残高を 2006 年末までに倍増させるための取組」を参照。

**【第三者の所見】**

石戸光　千葉大学法経学部准教授

知的財産権の保護強化に関する事業①については、知的財産大国としての日本の政府部門が行うべき取り組みとして、総じて妥当なものであると評価できる。ただ知的財産権は公共財的な側面を有するため、違法な模倣者を排除することが法技術的に困難であろう。そのため、本事業で挙げられている法的な取締り（「法的国際枠組みの提唱」）という観点と並行して、何らかの経済的な誘引付けの試みも政策的に実施されるべきかと拝察する。すなわち、諸外国の生産者がその有する限られた労働および資本を日本など他国の知的財産権への侵害（模倣）に投入することよりも、むしろその国の生産者自身も新規の知的財産獲得努力に投入することによってより大きなメリットを生み出すような仕組み作り（具体的には、「国際共同技術開発」に対する政策的な奨励措置など）もまた、外務省における経済外交の一環として重要ではないかと思われる。日本企業支援に関する事業②については、在外企業の生産活動に付随するマイナスの要因を取り除きつつ更にプラスの支援を行う、という政策的意図が窺われ、妥当なものであるが、「事業の総合的評価」でも指摘されている通り、細かい対応の必要性が今後さらに増大することは必定のため、（所管は異なるが）ジェトロや商工会議所等との一体的取り組みが不可避であろう。対日直接投資の拡大に関する事業③に関しては、中途段階として成果を挙げつつあると思料される。租税条約・社会保障協定の締結は外務省独自の分野であるため、もちろん今後の更なる努力を期待したい。また対日投資促進に関する”one stop shop”としての Invest Japan のサイト情報（http://www.investment-japan.go.jp/）をさらに企業の日々の経済活動に直結した内容にしつつ（企業情報や動画アップなど）、在外公館を通じての宣伝拡大にも期待したい。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

（１）知的財産権保護強化のため、関係各国と協力しつつ、その対策を強化していく。

（２）更なる日本企業支援体制充実のため、「日本企業支援センター」を拡充する。

（２）平成 18 年６月に策定された「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010 年までに対日直接投資残高を GDP 比約５%とする計画の達成に向けて、鋭意取り組んでいく。

**【事務事業の扱い】**

①海外における知的財産権保護強化に向けた取組の現状　→　拡充強化

②日本企業支援の現状　→　拡充強化

③経済外交を通じた二国間の経済関係強化による対日投資の促進　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

施策目標Ⅱ―５　地球規模の諸問題への取組・・・・・・・・・・・・・・295

施策

Ⅱ-5-1　人間の安全保障の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
Ⅱ-5-2　国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組・・・・・・・・・・・・ 303
Ⅱ-5-3　地球環境問題への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
Ⅱ-5-4　難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組・・ 312

# 施策目標Ⅱ―５　地球規模の諸問題への取組

**【施策】**

**Ⅱ―５－１　人間の安全保障の推進**

**Ⅱ―５－２　国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組**

**Ⅱ―５－３　地球環境問題への取組**

**Ⅱ―５－４　難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅱ―５** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―５－１** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―５－２** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―５－３** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―５－４** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |

**【施策の必要性】**

１.「人間の安全保障の推進」については、「人間の安全保障」は、グローバル化に伴い、感染症、貧困、紛争等、従来の国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に国際社会が直面する中で、国家の安全保障を補完するものとして、個人一人ひとりの保護と能力強化をもって人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりを通じて国づくりを進めようとする考え方である。我が国は、「人間の安全保障」を外交の柱の一つとし、リーダーシップを発揮して国際社会に同理念を推進している。また、我が国は「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無資金協力」を通じて同理念の実践に取り組み、これら支援の実施国、国際機関及び関係 NGO 等から高い評価を得てきている。

　したがって、我が国として引き続き「人間の安全保障」分野で指導力を発揮し、「人間の安全保障」の理念に対する国際社会の理解を深め、「人間の安全保障」を推進していくことが必要かつ適当である。

２.「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」については、世界で年間 600 万人もの生命を奪うエイズ、結核、マラリアの三大感染症は、「人間の安全保障」上の問題であるとともに、アフリカ・アジアを始めとする開発途上国の経済・社会に多大な被害を及ぼし、脅威となっている。開発途上国のみでは三大感染症に十分な対策を講じることは困難であることから、我が国は人道的観点、途上国の開発促進、我が国の国民の健康保護のため、三大感染症対策を実施する必要がある。

３.「地球環境問題への取組」については、地球環境問題は、国際的な協力によってのみ解決が可能な問題であるため、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要があるが、環境が社会の広範な面に関わるものであるため、取組の内容や程度をめぐり意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違の調整をはかるための外交交渉の積み重ねが不可欠である。

　自然災害による被害は持続可能な開発の達成を困難にするものであり、災害による被害を 10 年間で実質的に削減することを目標とする「兵庫行動枠組」を世界的に実施することが必要。

４.「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」については、難民・国内避難民等に対する人道支援の実施は、国際社会の共通の課題であると共に、国際社会において責任ある地位を占め国際平和の構築に積極的に貢献していくべき立場にある我が国の責務である。更に、人道支

援分野での国際協力に積極的に参加することは、我が国の国際社会における地位向上に寄与するものであり、中長期的観点からも、我が国に対する国際社会の信頼性を一層向上させることに資するものである。

**【施策の有効性】**

１.「人間の安全保障の推進」については、「人間の安全保障」は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実践されるため、長期的で地道な取組が必要である。また、「人間の安全保障」に対する各国の考え方・立場は未だ様々であることから、以下の施策を通じ、国連等国際的フォーラム及び現場レベル双方で引き続き「人間の安全保障」について議論し、様々な状況下で同理念を普及・実践していくことが有効である。

（１）国際会議、二国間会談等の場を通じた「人間の安全保障」の理念の普及を促進。

（２）「人間の安全保障フレンズ」を通じた、国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大。

（３）シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報。

（４）我が国のイニシアティブにより平成 11（1999）年に国連に設置された「人間の安全保障基金」の運営を通じ、紛争、感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした国際機関のプロジェクトの支援。

（５）「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じ、紛争・感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした NGO 等市民社会のプロジェクトの支援。

２.「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」については、世界基金は、低中所得国における三大感染症対策を支援する上で世界最大の資金供与機関である。また、世界基金は感染者や患者の治療のみならず、予防、ケア等幅広い対策を支援する制度を有し、事業申請受理から実施に至るまで迅速な手続きが取られている。官民パートナーシップを具現化した世界基金は、事業申請段階でも実施段階でも国際機関、市民社会等も重要な参加主体となっており、三大感染症対策の質を高めている。また、我が国は、感染症対策支援を一層効率的かつ有効なものとするために、世界基金の運営状況を日常的に監視し、理事会での議論に積極的に参画している。

３.「地球環境問題への取組」については、地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等の取組を推進していくことが必要。防災については、我が国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組に生かすことが目的達成のために有効。

４.「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」については、

（１）地球規模の問題である人道支援を適切かつ円滑に実施するに当たって、人道支援分野の国際機関や主要ドナー国政府との協力関係を促進することが有効である。

（２）政策面においては、国際場裡における人道支援に関する主要な議論に積極的に参加し意見交換すると共に、我が国が基本理念としている「人間の安全保障」の考えに基づいた政策提言を積極的に行うことが有効である。

（３）人道ニーズを踏まえた実際の支援を円滑に行う上で、世界各地の人道支援の現場で活動している国際機関に対し、我が国として応分の資金拠出を行うことが有効である。

**【施策の効率性】**

１.「人間の安全保障の推進」については、国連、APEC 等様々な国際的フォーラムでの「人間の安全保障」の言及、関心国との協力関係の強化、世界各地における「人間の安全保障基金」等を通じたプロジェクトの進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

２.「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」については、世界基金が支援する事業は、国際競争入札義務、調達単価の公開、事業の進捗に応じた資金供与等により経費の効率化が確保されている。また、世界基金の活動に関する透明性は極めて高いことから、適正な資金使用が制度的に保障されている。

３.「地球環境問題への取組」については、優先度が高い分野において施策を進めた結果、効率性にも対応したものとなり、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

４.「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」については、世界各地での人道支援の実施等業務自体は年々増加しているものの、人的投入資源を前年同比に抑えつつ、国際機関を通じた人道支援及び各種政策対話の実施及び外務省賓客の受け入れ等を行い、施策の目標に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**【施策目標の達成状況】**

１.「人間の安全保障の推進」については、

（１）平成 17（2005）年の国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大を目的に、平成 18（2006）年 10 月に、我が国主導で「人間の安全保障フレンズ」を立ち上げた。また、平成 18（2006）年 12 月で東京においてシンポジウムを開催した他、平成 19（2007）年３月に同じく東京で「人間の安全保障高級事務レベル協議」を開催した。

（２）日・EU 定期首脳協議の共同プレスステートメント、APEC ハノイ宣言等数多くのフォーラムの採択文書、また、日ベトナム共同声明、日インドネシア共同声明、日英共同声明、日モンゴル共同声明、安全保障に関する日豪共同声明の二国間協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。

（３）現場での人間の安全保障の実践のため、「人間の安全保障基金」、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」による具体的な事業を着実に実施した。

２.「国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組」については、

（１）我が国の財政事情が厳しい中で感染症対策支援の重要性が認められた結果、世界基金に対する拠出額を平成 17 年(暦年。以下同様)の１億ドルから平成 18 年は約 1.3 億ドル、平成 19 年は約 1.86 億ドルに増額した。

（２）「【目標の達成状況】評価の切り口１：世界基金による三大感染症対策支援の実績」で詳述のとおり、平成 18 年 12 月現在、世界基金による支援を受けて、三大感染症の主要対策となっている医薬品又は製品の配布が前年に比し２倍以上となった。

３.「地球環境問題への取組」については、

（１）京都議定書の運用ルールの確立、国際熱帯木材協定（ITTA）への署名、化学品関連条約の運用、生物多様性条約の締約国会議ホスト国としての立候補等を通じ、国際的なルールの策定、実施に向けた取組を促進したため。

（２）クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ、国連持続可能な開発のための教育の 10 年（DESD）や水と衛生問題への関心の高揚、違法伐採対策の推進に実質的に貢献したことにより、既存の枠組みがない分野の取組を促進したため

（３）世界的な「兵庫行動枠組」の実施を推進し、防災政策の普及に貢献したため。

４.「難民・国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組」については、平成 18 年度は、人道関連の国際機関への拠出を通じた難民・国内避難民支援に加え、スーダン及び周辺諸国への緊急人道支援の実施を始めとして国連等の緊急アピールに対する人道支援を継続的に行うことが出来た。特に、グテーレス国連高等弁務官を外務省賓客として招待し、また UNHCR、WFP、UNICEF とそれぞれ政策協議を行うなど円滑な人道支援の実施に関し国際機関との関係強化を行った。

# Ⅱ－５－１　人間の安全保障の推進

国際協力局多国間協力課長　大菅　岳史

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 人間の安全保障の概念を普及させ、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっている地球規模の課題の解決に貢献すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度重点外交政策に言及あり。<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）国際社会における「人間の安全保障」の概念の普及のため、我が国主導で「人間の安全保障フレンズ」を立ち上げた他、シンポジウムや国際会議を開催、EU や欧州安全保障・協力機構（OSCE）等の人間の安全保障関連の各種会議に出席、協力した。また、各種フォーラムや二国間文書に「人間の安全保障」を反映させるため各国・機関に働きかけを実施した。<br>（２）「人間の安全保障」の実践のため、「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じた支援を実施した。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）平成 17（2005）年の国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大を目的に、平成 18（2006）年 10 月に、我が国主導で「人間の安全保障フレンズ」を立ち上げた。また、平成 18（2006）年 12 月で東京においてシンポジウムを開催した他、平成 19（2007）年３月に同じく東京で「人間の安全保障高級事務レベル協議」を開催した。

（２）日・EU 定期首脳協議の共同プレスステートメント、APEC ハノイ宣言等数多くのフォーラムの採択文書、また、日ベトナム共同声明、日インドネシア共同声明、日英共同声明、日モンゴル共同声明、安全保障に関する日豪共同声明の二国間協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。

（３）現場での人間の安全保障の実践のため、「人間の安全保障基金」、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」による具体的な事業を着実に実施した。

**【今後の課題】**

平成 17（2005）年の国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップをさらに進める。「人間の安全保障基金」の実施プロジェクトの事後評価制度の導入及び充実。

**【施策の必要性】**

「人間の安全保障」は、グローバル化に伴い、感染症、貧困、紛争等、従来の国家による庇護だけでは対応が難しい脅威に国際社会が直面する中で、国家の安全保障を補完するものとして、個人一人ひとりの保護と能力強化をもって人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりを通じて国づくりを進めようとする考え方である。我が国は、「人間の安全保障」を外交の柱の一つとし、リーダーシップを発揮して国際社会に同理念を推進している。また、我が国は「人間の安全保障基金」や「草の根・人間の安全保障無資金協力」を通じて同理念の実践に取り組み、これら支援の実施国、国際機関及び関係 NGO 等から高い評価を得てきている。

したがって、我が国として引き続き「人間の安全保障」分野で指導力を発揮し、「人間の安全保障」の理念に対する国際社会の理解を深め、「人間の安全保障」を推進していくことが必要かつ適当である。

**【施策の有効性】**

「人間の安全保障」は、人間一人ひとりの保護のみならず、人々自身の能力強化により実践されるため、長期的で地道な取組が必要である。また、「人間の安全保障」に対する各国の考え方・立場は未だ様々であることから、以下の施策を通じ、国連等国際的フォーラム及び現場レベル双方で引き続き「人間の安全保障」について議論し、様々な状況下で同理念を普及・実践していくことが有効である。

（１）国際会議、二国間会談等の場を通じた「人間の安全保障」の理念の普及を促進。

（２）「人間の安全保障フレンズ」を通じた、国連首脳会合成果文書の「人間の安全保障」関連部分のフォローアップと人間の安全保障の関心国の拡大。

（３）シンポジウム、各種媒体等による広報を通じた「人間の安全保障」の考え方の広報。

（４）我が国のイニシアティブにより平成 11（1999）年に国連に設置された「人間の安全保障基金」の運営を通じ、紛争、感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした国際機関のプロジェクトの支援。

（５）「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じ、紛争・感染症等人々の存在、生活、尊厳に対する多様な脅威から途上国の住民・地域社会を保護し、個人・地域社会が自立するための能力向上を目的とした NGO 等市民社会のプロジェクトの支援。

**【施策の効率性】**

国連、APEC 等様々な国際的フォーラムでの「人間の安全保障」の言及、関心国との協力関係の強化、世界各地における「人間の安全保障基金」等を通じたプロジェクトの進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 26,041 | 25,355 |
| 人間の安全保障基金拠出金 | 2,000,000 | 1,920,000 |
| 計 | 2,026,041 | 1,945,355 |

単位：千円

（注１） この他に、草の根・人間の安全保障無償資金協力として、平成 18 年度 11,000,000 千円、平成 19 年度 10,000,000 千円。コミュニティ・開発支援無償等に平成 18 年度 71,334,000 千円、平成 19 年度 72,261,000 千円。

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ４ | ４ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）国内紛争の国際化、感染症の拡大、難民問題、突然の経済危機、貧困問題の拡大、自然災害等、人々を脅かす脅威は多様化・深刻化している。

（２）このような脅威に対応するには多岐にわたる分野での包括的な取組が必要であり、国際機関間及び市民社会等との連携が不可欠となっている。「人間の安全保障基金」はまさにこのようなニーズに応えるものである。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：「人間の安全保障基金」によるプロジェクトの承認・実施状況

「人間の安全保障基金」を通じた具体的な事業の実施が着実に進展した。平成 18 年度に決定したプロジェクト数は 21 件（アフリカ８件、東アジア１件、東南アジア２件、南アジア１件、中央アジア２件、オセアニア１件、中南米５件、中東１件）。プロジェクト総額は３千６百万ドル。詳細は、事務事業②「人間の安全保障基金（基金の運営、拠出、概念の普及）」を参照。

**評価の切り口２**：「人間の安全保障フレンズ」等を通じた人間の安全保障の普及

平成 18 年 10 月、我が国主導で、非公式・オープンエンドなフォーラムである「人間の安全保障フレンズ」を立ち上げ、第 1 回会合をニューヨークにて開催。23 カ国・８国連機関等が出席し、人間の安全保障への関心国拡大に貢献した。第 2 回フレンズ会合を平成 19 年４月に開催予定。詳細は、事務事業①「人間の安全保障の概念の普及」を参照。

**評価の切り口３**：主要なフォーラム及び二国間関連文書における人間の安全保障への言及状況

日・EU 定期首脳協議の共同プレスステートメント、APEC ハノイ宣言等数多くの国際的フォーラムの採択文書や日・ベトナム共同声明、日インドネシア共同声明、日英共同声明、日モンゴル共同声明、安全保障に関する日豪共同声明の二国間協力文書において「人間の安全保障」への言及を確保した。詳細は、事務事業①「人間の安全保障の概念の普及」を参照。

**評価の切り口４**：「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に基づくプロジェクトの実施状況

平成 18 年度の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」実施案件数は 1,212 件、総額約 107 億円。対ウガンダ「カムリ県における井戸及び公衆トイレ建設計画」等、「人間の安全保障」の目指す個人及び地域社会の自立に資する支援を実施した。詳細は、事務事業③「「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じた NGO 等市民社会のプロジェクトの支援」を参照。

**【第三者の所見】**

栗栖薫子　大阪大学大学院国際公共政策研究科　准教授

概念普及において確実な進展があったと評価する。「人間の安全保障フレンズ」を外務省が主導して立ち上げ、従来は人間の安全保障に着目してこなかった諸国や異なる立場をとる諸国へと、包括的に枠を広げて取り込みつつあることは、人間の安全保障の（多様性の中での）普遍化を目指す上で望ましい

方向性である。カナダ政府との間でも対話と協力に向けた動きがみられるが、平和構築分野等を柱として一層の進展を期待する。

国連内の「人間の安全保障基金」は設立８年を経て、案件審査手続きの制度的改良もみられ、プロジェクト実施において実績を重ねつつある。国連における日本独自のイニシアティブを国内外に向けて目に見える形で示した貴重な制度であるが、中長期的には人間の安全保障概念の普及にともなって、他の加盟国の参画が必要となる可能性があろう。「草の根・人間の安全保障無償資金協力」は、在外公館レベルで現地ニーズに基づいて実施できるツールであり、案件数や金額をみると順調に実施されている。今後の課題として、事後評価制度を導入することによって、人間の安全保障という観点から意図した成果がもたらされているのかを検証すべきである。その際、1,200 件もある案件に対して限りある人材で対応せざるを得ず、制度的工夫が求められる。全体としてみると、多様な主体(市民社会、自治体、国際機関等)の取り組みや相互の連携強化のための、具体的な支援が一層必要とされている。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成 20 年に我が国が主催する TICADⅣ、Ｇ８サミットに向けて、「人間の安全保障」の更なる普及に向けた取組、現場での同理念の実践に向けた取組の双方を強化する。

**【事務事業の扱い】**

①人間の安全保障の概念普及　→　拡充強化
②人間の安全保障基金（基金の運営、拠出、概念の普及）　→　今のまま継続
③「草の根・人間の安全保障無償資金協力」を通じた NGO 等市民社会のプロジェクト支援　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | － |

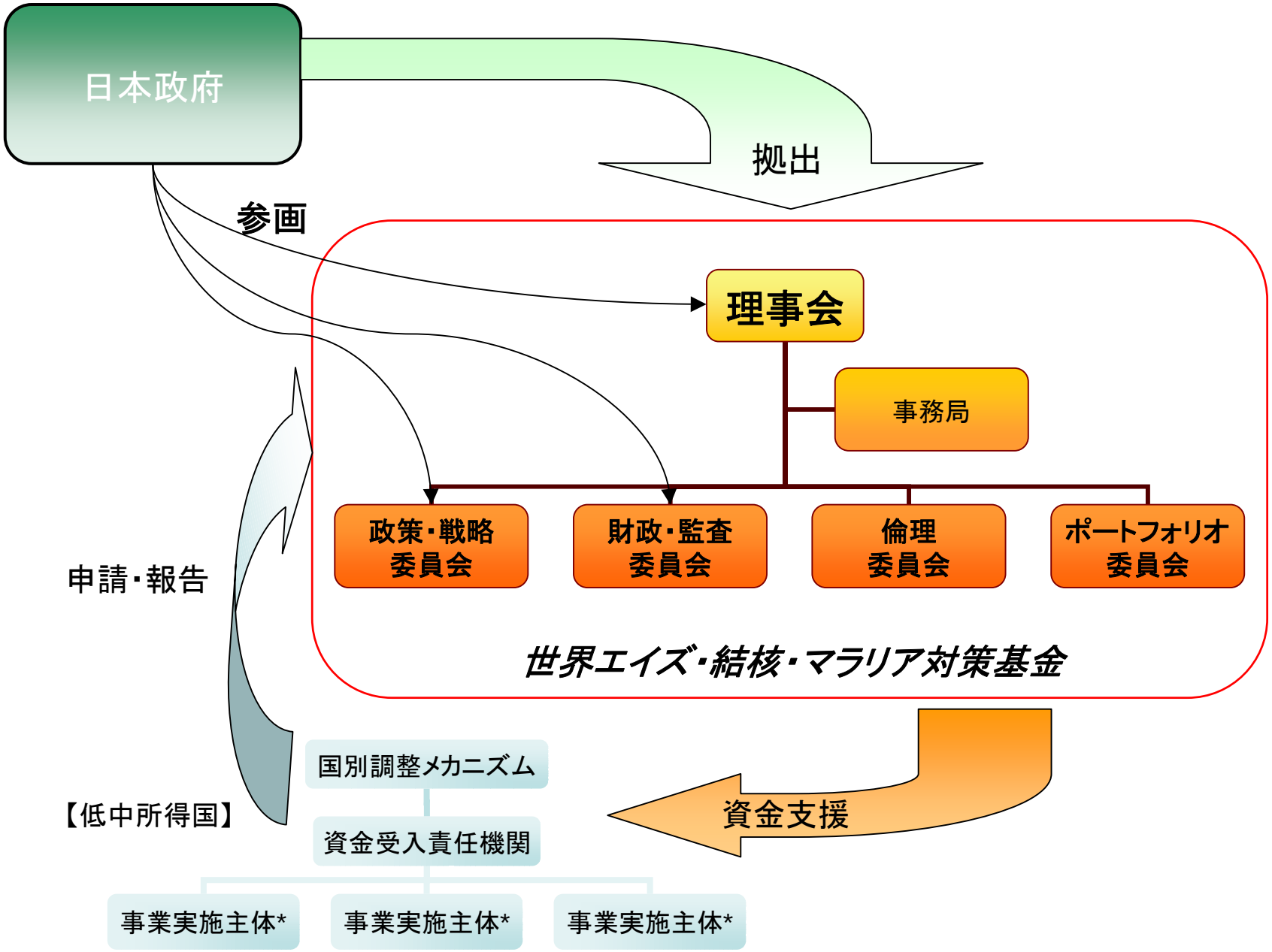


* 政府機関、国際機関、NGOs等を含む

# 世界基金
# 既承認案件実施後に期待される成果

| | |
|---|---|
| HIV／エイズ | 180万人のエイズ患者への抗レトロウィルス薬の投与 |
| | 6200万人へのHIV予防のためのVCTサービス提供 |
| | 120万人以上の孤児に対する医療サービス・教育・ケアの提供 |
| 結核 | 500万人の結核患者へのDOTSによる治療 |
| マラリア | 2億6400万人に対する多剤耐性マラリアのための<br>アルテミシニン治療薬配布 |

# Ⅱ－５―２　国際的な枠組みを通じた感染症対策への取組

専門機関課長　早川修

平成 19 年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 国際的な枠組みを通じた感染症対策に支援すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度の重点外交政策に言及あり。<br>第 164 回国会施政方針演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）世界エイズ・結核・マラリア対策基金（以下、世界基金）に対し、平成 18 年３月に約 1.3 億ドル、平成 19 年３月に約１億 8600 万ドルを任意拠出し、世界基金が進める低中所得国における三大感染症対策への支援に貢献した。<br>（２）世界基金の理事会において、理事国として世界基金の運営に積極的に関与した。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）我が国の財政事情が厳しい中で感染症対策支援の重要性が認められた結果、世界基金に対する拠出額を平成 17 年(暦年。以下同様)の１億ドルから平成 18 年は約 1.3 億ドル、平成 19 年は約 1.86 億ドルに増額した。

（２）「【目標の達成状況】評価の切り口１：世界基金による三大感染症対策支援の実績」で詳述のとおり、平成 18 年 12 月現在、世界基金による支援を受けて、三大感染症の主要対策となっている医薬品又は製品の配布が前年に比し２倍以上となった。

**【今後の課題】**

平成 17 年６月に我が国は世界基金に対する拠出を増額し、当面の間に５億ドルの拠出を行うと表明した。この誓約をできるだけ早期に実現する。また、平成 19 年に開始された平成 20～22 年を対象とする第２次増資プロセスに前向きに対応する。

**【施策の必要性】**

世界で年間 600 万人もの生命を奪うエイズ、結核、マラリアの三大感染症は、「人間の安全保障」上の問題であるとともに、アフリカ・アジアを始めとする開発途上国の経済・社会に多大な被害を及ぼし、脅威となっている。開発途上国のみでは三大感染症に十分な対策を講じることは困難であることから、我が国は人道的観点、途上国の開発促進、我が国の国民の健康保護のため、三大感染症対策を実施する必要がある。

**【施策の有効性】**

世界基金は、低中所得国における三大感染症対策を支援する上で世界最大の資金供与機関である。また、世界基金は感染者や患者の治療のみならず、予防、ケア等幅広い対策を支援する制度を有し、事業申請受理から実施に至るまで迅速な手続きが取られている。官民パートナーシップを具現化した世界基金は、事業申請段階でも実施段階でも国際機関、市民社会等も重要な参加主体となっており、三大感染症対策の質を高めている。また、我が国は、感染症対策支援を一層効率的かつ有効なものとするために、世界基金の運営状況を日常的に監視し、理事会での議論に積極的に参画している。

**【施策の効率性】**

世界基金が支援する事業は、国際競争入札義務、調達単価の公開、事業の進捗に応じた資金供与等により経費の効率化が確保されている。また、世界基金の活動に関する透明性は極めて高いことから、適正な資金使用が制度的に保障されている。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ― | ― |
| 世界エイズ・結核・マラリア対策基金拠出金 | 20,646,755 | 100,000 |
| 計 | 20,646,755 | 100,000 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 2.2 | 2.2 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）世界基金は低中所得国の三大感染症対策事業に資金を供与する機関であり、直接事業を実施することはしない。従って、世界基金による支援は、低中所得国における保健衛生インフラの充実度、対策ニーズ、案件企画能力、援助吸収能力に依存する。

（２）また、世界基金が支援できる額は、世界基金に対する他のドナー側からの資金拠出額の多寡に大きく依存する。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：世界基金による三大感染症対策支援の実績

2006 年 UNAIDS 統計によれば、アフリカの一部諸国で HIV 感染率が減少している。

世界基金が支援した事業により、平成 18 年 12 月現在、世界基金による支援を受けて抗レトロウィルス薬治療を受ける HIV 感染者が 77 万人と前年から倍増した。また、マラリア予防用の長期残効型殺虫剤処理蚊帳の配布数は、対前年比 135%増となる 1800 万張りとなった。更に、結核治療に非常に有効とされる直接監視下短期化学療法（DOTS）を受ける患者数も、前年から倍増して 200 万人となった。そのほかの実績も大幅に伸張している。

現在、低中所得国の三大感染症対策に対する世界基金からの支援額は、国際的な三大感染症対策支援総額のうち HIV/エイズで 21%、結核で 67%、マラリアで 64%に至り、大きな役割を果たしている。

**評価の切り口２**： 我が国による世界基金への支援

我が国は世界基金に対し累積約 6.6 億ドルを拠出し、米国（19 億ドル)、仏（7.7 億ドル）に次ぐ第三位のドナーとなっている。また、平成 18（2006）年から「当面５億ドルの拠出」誓約については、平成 18 年３月に約 1.3 億ドル、平成 19 年３月に約１億 8600 万ドルを拠出した。詳細は、事務事業①「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への拠出」、②「世界基金の最高意思決定機関である理事会における積極的関与」を参照。

**【第三者の所見】**

稲場雅紀　特定非営利活動法人アフリカ日本協議会　国際保健分野プログラム・ディレクター

１.「世界エイズ・結核・マラリア対策基金への拠出」に関する所見

HIV/エイズ、結核、マラリアの三大感染症の克服は地球規模の課題であり、目標、戦略、必要な資金額についての国際的合意も存在している。世界基金への拠出を含め、わが国が感染症対策に適切な役割を果たすことは、国際社会からの尊敬をかちえ、わが国の平和と安定の増進につながる。

わが国は本年（2007 年）３月の拠出により、累積で世界第３位の拠出国となった。2005 年の小泉前総理による誓約を前提に、行った誓約は必ず守るという国家としての強い意志が、この達成を可能にした。これを評価しつつ、当該誓約をできる限り早期に達成するための努力を期待する。

一方、わが国の世界基金への拠出努力を、国の経済規模および他の先進国と比較して評価した場合、必ずしも高い貢献をしているとは言い切れない。主要先進７カ国で比較した場合、経済規模に比して日本よりも大きな拠出をしているのはフランス、カナダ、イタリア、英国など４カ国あり、日本を下回っているのは米国とドイツの２カ国のみである。

世界基金は今後、感染症への克服に向けた資金確保の主要な担い手としての役割を強化することが期待されている。世界基金の資金需要の増大は必然であり、これに対応して、わが国も資金拠出への努力を拡大する必要がある。そのためには、小泉前総理の拠出誓約を引き継ぐ新たな誓約を国際社会に提示することが必要である。

２.「世界基金の最高意思決定機関である理事会における積極的関与」に関する所見

世界基金の理事会に単独で議席を有するわが国政府は、各理事会の議題全てについて対応方針を定め、各種の委員会にも委員を送るなどして誠実なインプットを行っている。さらに、わが国政府が近年、理事会への関与に関する努力を一層強化していることについて、率直にこれを評価したい。

一方、現行の三大感染症の脅威という観点に照らせば、各国政府は、その現状を能動的に把握し、それに基づいて地球規模での対策を有効かつ迅速に進めるため、必要に応じて各国の政策の枠組みを刷新し、世界基金の枠組みも積極的に改善していく必要がある。この点で、わが国政府の世界基金理事会への取り組みには改善の余地がある。理事会でのわが国政府のコミットメントは、ともすると、「議題への対応」に終始し、「お目付役」にとどまっているように見える。わが国は「お目付役」に留まらず、地球規模の感染症対策における政策と実施のあり方と優先順位とを検討し、それに適合的な世界基金の制度や政策のあり方を検討し、積極的に提案していくことが望まれる。

能動的なコミットメントを実現するには、担当部署のみの対応に留まらず、二国間援助の政策形成の部署や実施機関など公的セクターの連携体制の構築、民間・研究・市民社会の各セクターが能動的に参画するネットワークが必要である。現在、政府の担当部署の範囲では連携に努力しているが、より大きな連携による能動的な取り組みを実現するには、世界基金および世界の感染症対策にかかわる政府の体制をより高次化、強化することが必要である。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成 19 年度予算においても、引き続き世界基金拠出金を予算要求した。「当面５億ドル拠出」の公約をできるだけ早期に実現する。また、世界基金理事会における議席維持に努める。

**【事務事業の扱い】**

①世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への拠出　　→　拡充強化

②世界基金の最高意思決定機関である理事会における積極的関与　　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ― | ― |

# Ⅱ－５－３　地球環境問題への取組

地球環境課長　羽村康弘
気候変動室長　久島直人
平成 19 年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | （１）国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献すること。<br>（２）防災政策の普及を通じ持続可能な開発を支援すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度重点外交政策に言及あり。<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>第 166 回国会施政方針演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | 地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進し、またこうした枠組みがない分野に新たな議論の場を設けて具体的取組を促進した。<br>持続可能な開発の不可分の一部をなす防災について、我が国が蓄積してきた知見・技術を活用し、国際機関を通じた取組等を通じて世界的に普及をはかることにより、持続可能な開発の実現に努めた。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）京都議定書の運用ルールの確立、国際熱帯木材協定（ITTA）への署名、化学品関連条約の運用、生物多様性条約の締約国会議ホスト国としての立候補等を通じ、国際的なルールの策定、実施に向けた取組を促進したため。

（２）クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ、国連持続可能な開発のための教育の 10 年（DESD）や水と衛生問題への関心の高揚、違法伐採対策の推進に実質的に貢献したことにより、既存の枠組みがない分野の取組を促進したため

（３）世界的な「兵庫行動枠組」の実施を推進し、防災政策の普及に貢献したため。

**【今後の課題】**

引き続き、地球環境問題への世界的関心を高揚させ、多数国が参加した形での地球環境問題の取組促進に積極的に貢献する。

**【施策の必要性】**

地球環境問題は、国際的な協力によってのみ解決が可能な問題であるため、多数国が参加可能な枠組みを設けて取り組む必要があるが、環境が社会の広範な面に関わるものであるため、取組の内容や程度をめぐり意見が異なることが少なくない。問題の解決のためには、このような立場の相違の調整をはかるための外交交渉の積み重ねが不可欠である。

自然災害による被害は持続可能な開発の達成を困難にするものであり、災害による被害を 10 年間で実質的に削減することを目標とする「兵庫行動枠組」を世界的に実施することが必要。

**【施策の有効性】**

地球環境問題の解決に向けた国際協力のためには、多数国間環境条約などの国際的枠組みの策定や実施、また地球環境問題を扱う国際機関を通じたガイドラインの設定等の取組を推進していくことが必要。防災については、我が国が豊富に有する技術・知見を世界的な取組に生かすことが目的達成のために有効。

**【施策の効率性】**

優先度が高い分野において施策を進めた結果、効率性にも対応したものとなり、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| | 57,016 | 101,683 |
| （分担金・拠出金）(注) | 6,723,135 | 6,101,424 |
| 計 | 6,780,151 | 6,203,107 |

単位：千円

（注）内訳　　（単位：千円）

| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| 国際熱帯木材機関分担金・拠出金 | 364,014 | 617,246 |
| 野生動植物取引規制条約信託基金拠出金 | 112,920 | 110,213 |
| 環境問題拠出金 | 6,246,201 | 5,286,785 |
| 国連国際防災戦略事務局拠出金 | | 87,180 |

| 人的投入資源 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| | 19 | 19 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）地球環境問題への対応には国際的な共同の取組が不可欠であるが、取組への熱意や優先順位の考え方は国により様々であること。

（２）防災の観点は災害の復興段階から組み込まれるべきであるが、いったん大規模災害が起きると、防災の観点を統合しない緊急対応がなされる可能性があること。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：既存の国際機関、多国間環境条約の締結及び実施による、地球環境問題の解決に向けた取組の進捗度（国際的なルールの策定、関係者の能力構築を含む）と、我が国による実質的貢献度

1992 年の地球環境サミット（リオ・サミット）以降整備されてきた多数国間環境条約の締結・実施をさらに促進するとともに、国際機関を通じた支援を行うことにより、下記のように、地球環境問題に関する国際的な取組の進捗に実質的に貢献した。詳細は、事務事業①「国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組」及び事務事業③「気候変動に関する対話の推進」を参照。

（１）平成 17 年２月に発効した京都議定書の第２回締約国会合（COP/MOP２）の開催（平成 18 年 11 月）

（２）我が国主催で第５回「気候変動に対する更なる行動に関する非公式会合」の開催。米国を含む主要先進・開発途上国（合計 21 カ国及び EC）が参加し、活発かつ有意義な意見交換を行うことができた。

（３）熱帯林保有国の持続可能な開発の実現に貢献する国際熱帯木材協定の妥結及び我が国の署名（平成 19 年２月）。

（４）国連環境計画（UNEP）の国際環境技術センター（IETC）が実施するイラク南部湿原環境管理支援事業（湿原の保全のために環境適正技術を導入するプロジェクト）を支援。

（５）地球環境保全等を目的とした化学物質管理に関する「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM)」承認への貢献。

（６）ルール策定が一段落した多数国間環境条約において重要な課題となっている、策定したルールの実施（遵守）への取組として、遵守メカニズム構築の議論への貢献。同じく多数国間環境条約において課題となっている責任（liability）問題への積極的貢献。

**評価の切り口２**：持続可能な開発に係わる新しい課題に対する国際的な議論と取組の進捗度（国際的な関心の高揚、具体的な取組の進捗、関係者による対話の推進等）と、我が国の考え方の反映度合い

持続可能な開発に関する新たな課題に対する国際的な議論を喚起し、我が国の考え方の発信と定着のための努力を行い、地球環境問題の解決に向けた取組を進捗させた。具体的事例は下記のとおり。詳細は、事務事業①「国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた地球環境問題への取組」及び事務事業②「持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組（含む違法伐採問題)」を参照。

（１）京都議定書を補完する官民合同の取組である「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（APP)」における貢献。我が国はセメントと鉄鋼の２つのタスクフォースの議長を務める。

（２）平成 17 年１月に開始された国連持続可能な開発のための教育の 10 年（DESD）については、我が国の実施計画を平成 18 年３月に策定したことにより、国内での DESD 実施体制を整えた。また、平成 18 年６月、アジア協力対話（ACD）のプロジェクトとして我が国において環境教育推進対話を開催。

（３）水と衛生問題に関しては、従来、アナン国連事務総長と小泉総理のイニシアティブで発足した国連水と衛生諮問委員会が採択した「橋本行動計画」の推進に貢献。また、同計画を踏まえ、平成 18 年 11 月の国連総会において 2008 年を「国際衛生年」とする決議を行うことに貢献。

（４）違法伐採については、平成 19 年３月に東京において違法伐採国際専門家会議を主催。国際熱帯木材機関（ITTO）の行う各種途上国支援プロジェクトを財政面・内容面から支援。また、国連森林フォーラム（UNFF）において、世界規模の持続可能な森林経営促進に向けた枠組構築に向けた議論において、違法伐採問題の取扱、2015 年までの法的拘束力を伴わない枠組に関する国際的な合意形成に貢献した。

**評価の切り口３**：防災分野における「兵庫行動枠組」実施のための取組の進捗度と、我が国による実質的貢献度

防災分野においては、下記にあげるように、我が国の有する知見を発信しつつ、「兵庫行動枠組実施のための取組の世界的な推進に実質的に貢献した。詳細は、事務事業④「防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信」を参照。

（１）平成 17 年１月に神戸で開催された国連防災世界会議の成果文書「兵庫行動枠組 2005－2015」の世界的な実施に向けた国連国際防災戦略（UN/ISDR）に対する財政面及び知見面からの支援。

（２）「兵庫行動枠組」の実施の一環として平成 17 年５月に設置された国際復興支援プラットフォーム（IRP）の設置・運営について積極的支援、平成 19 年１月の国際津波・地震フォーラムの共催、IRP の復興データベースの作成、大規模災害後の早期復旧活動の調整への参加等。

**【第三者の所見】**

柳下　正治　上智大学大学院地球環境学研究科教授

地球環境問題は、複雑系の問題であり、ここに先進国間、南北間の利害が錯綜し、また更に国内の多くのアクター間での利害や多様な見解が絡んでいる。この中にあって地球環境課及び気候変動室が限られたリソースの最大限の努力・活用によって、極めて多くの困難な地球環境の国際的課題、具体的には国際環境協定等の交渉、国際議論への参画、その他国際貢献等に積極的に取り組み、着実に成果を生み出しつつあることに対しては、敬意を表したい。

この点では、自己評価は妥当なものと考える。ただし、課題の多様性と課題処理が国際スケジュールに追われている日常的な多忙さ故に、施策評価がそれら課題への事務的処理の適切性というところで整理されているのではないかと誤解を受けやすい自己評価になってはいないか、大変に気になるところである。

政策評価が説明責任を国民に対して果たしていくことを目的とするのであれば、やはり、これらの多くの地球環境問題への対応によって、具体的に我が国として何を勝ち得たのか、我が国の考え方の反映が具体的にどのように進展しているのかに関する明瞭な説明が必要ではないか。そのためには、可能であれば、地球環境問題への取組の我が国としての基本戦略なるものに照らした評価こそが求められ、その説明責任こそが必要ではないか。

また、地球環境問題が国内施策への重大な影響を持つとともに、国内施策に裏打ちされて始めて強い国際交渉が可能であるという側面を直視したとき、国内施策との関係に関する施策面での言及があってしかるべきではないか。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

地球環境問題への世界的関心を高揚させ、我が国の主導で問題解決に向けた取組を促進するため、引き続き既存の枠組みを通じた取組及び新たな課題に対する議論の促進に努める。

**【事務事業の扱い】**

①国際機関を通じた取組や多数国間環境条約の締結、実施を通じた
　地球環境問題への取組　→　今のまま継続
②持続可能な開発に係わる新たな課題に対する取組（含む違法伐採問題）　→　拡充強化
③気候変動に関する対話の推進　→　拡充強化
④防災分野における国際協力の推進、我が国の考え方の発信　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

# Ⅱ－５－４ 難民･国内避難民等に対する人道支援を通じた人道問題への取組

国際協力局人道支援室長　岡井朝子

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 大規模自然災害、紛争等により生じた大量の難民、国内避難民等に対し、国際機関への支援を通じ、人道的な緊急支援を実施すること。 |
| **施策の位置付け** | 特になし |
| **施策の概要** | 近年の大地震、津波の発生等の大規模自然災害の発生は、多くの国内避難民・被災者を発生させており、加えて、アフリカに代表されるように世界の様々な国や地域では依然内乱や地域紛争等が起こっていることから、多くの難民・国内避難民が発生している。<br>このような人道上の問題に対し適切に対処すると共に困難な状況に置かれているこれら難民・国内避難民に適切な人道支援を行うために、国際的な人道支援機関・ドナー各国等とも連携し、我が国としての応分の国際貢献を行う。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

平成 18 年度は、人道関連の国際機関への拠出を通じた難民・国内避難民支援に加え、スーダン及び周辺諸国への緊急人道支援の実施を始めとして国連等の緊急アピールに対する人道支援を継続的に行うことが出来た。特に、グテーレス国連高等弁務官を外務省賓客として招待し、またUNHCR、WFP、UNICEF とそれぞれ政策協議を行うなど円滑な人道支援の実施に関し国際機関との関係強化を行った。

**【今後の課題】**

我が国の置かれている厳しい財政状況から、国際機関に対する拠出金は年々減少しており国際的な難民・国内避難民に対する支援にも影響が出ている。我が国としては、迅速な緊急人道支援の実施が世界の平和と安定に寄与するとの観点から、引き続き応分の国際貢献を行っていく必要がある。

**【施策の必要性】**

難民・国内避難民等に対する人道支援の実施は、国際社会の共通の課題であると共に、国際社会において責任ある地位を占め国際平和の構築に積極的に貢献していくべき立場にある我が国の責務である。更に、人道支援分野での国際協力に積極的に参加することは、我が国の国際社会における地位向上に寄与するものであり、中長期的観点からも、我が国に対する国際社会の信頼性を一層向上させることに資するものである。

**【施策の有効性】**

（１）地球規模の問題である人道支援を適切かつ円滑に実施するに当たって、人道支援分野の国際機関や主要ドナー国政府との協力関係を促進することが有効である。

（２）政策面においては、国際場裡における人道支援に関する主要な議論に積極的に参加し意見交換すると共に、我が国が基本理念としている「人間の安全保障」の考えに基づいた政策提言を積極的に行うことが有効である。

（３）人道ニーズを踏まえた実際の支援を円滑に行う上で、世界各地の人道支援の現場で活動している国際機関に対し、我が国として応分の資金拠出を行うことが有効である。

**【施策の効率性】**

世界各地での人道支援の実施等業務自体は年々増加しているものの、人的投入資源を前年同比に抑えつつ、国際機関を通じた人道支援及び各種政策対話の実施及び外務省賓客の受け入れ等を行い、施策の目標に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ― | ― |
| (分担金・拠出金)(注) | 10,910,984 | 10,015,760 |
| 計 | 10,910,984 | 10,015,760 |

単位：千円

| （注）分担金・拠出金 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| 国際移住機関（IOM）分担金 | 627,924 | 668,138 |
| 国連世界食糧計画（WFP）拠出金 | 913,603 | 808,870 |
| 赤十字国際委員会（ICRC）拠出金 | 518,000 | 475,854 |
| 国連児童基金（UNICEF）拠出金 | 2,235,963 | 1,535,056 |
| 国連難民高等弁務官（UNHCR）拠出金 | 5,942,964 | 5,942,964 |
| 国連人道問題調整部（UNOCHA）拠出金 | 72,150 | 144,300 |
| 国連ﾊﾟﾚｽﾁﾅ難民救済事業機関（UNRWA）拠出金 | 413,069 | 366,924 |
| 国際移住機関（IOM）拠出金 | 36,852 | 35,960 |
| 国連地雷対策支援信託基金（UNMAS）拠出金 | 41,459 | 37,694 |

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ９ | ９ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）難民等の発生国・地域の政治的情勢や受入先となる周辺国等の状況が、難民発生状況や帰還等のための条件に複雑な影響を与える。

（２）国連の場や主要ドナー国の間における人道支援に関する様々な議論の動向が、我が国人道支援の理念や政策の推進に対し影響を及ぼし得る。例えば、国連の中央緊急対応基金（CERF）の設立は、初期段階における国連機関の緊急人道支援の実施を容易にする、若しくは、必ずしも満足な援助資金が集まらない国・地域に対する緊急人道支援を行うことを可能にする等の利点があるが、我が国の緊急時における人道支援政策との整合性や限られた資金の中での拠出分配等における比較優位の問題の整理等、国際機関を通じた支援のあり方に影響を与える。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**：国際的な人道支援の進展状況と我が国の貢献

国際機関への拠出を通じて、難民・避難民に対する人道支援を行うことが出来た。また、人道支援を行う国際機関との政策対話、意見交換を通じて、我が国が人道支援を行っていく上で根本的な理念である「人間の安全保障」についての考え方について、国際機関側の理解の促進に努めると共に、我が国の人道支援政策を国際機関の活動に反映させることに努めた。更に、UNHCR、WFP、IOM、UNICEF 等の人道支援関連国際機関の執行理事会及び各種会合へ参加し、我が国意見の反映、加盟国との協調関係の強化に努めると共に、我が国の苦しい財政事情の中、我が国拠出の適正な執行、無駄のない効果的・効率的な支援についての実施を要請した。また、支援現場における各国際機関の支援実施状況の把握のために、各種現地会合にも積極的に参加し、適正な執行の確保に努めた。詳細は、事務事業評価を参照。

**【第三者の所見】**

西立野園子　東京外国語大学教授

施策の目標として国際機関を通じた人道支援を掲げているが、それについては一定の進展があったものと評価される。しかしわが国の置かれている厳しい財政状況から、今後は国連機関の他に、ＮＧＯ、ＮＰＯなどとの連携･協力関係をより一層拡充することが求められるものと考える。また人道支援の実施業務が年々増加する中で、人道支援を効率的に行い、かつその効果を持続的なものにするためには、対象国・地域において、限られたわが国の人的資源を例えば保健衛生、環境の専門家などの人材育成に振り向けることが重要だと考える。

またわが国は、「人間の安全保障」の理念に基づいて人道支援に力を入れているが、受け入れ側であるスーダンはじめアフリカ周辺諸国を含め、国の内外にそのことが必ずしも十分に周知されていないと思われる。アフリカが将来的にわが国にとって外交上、経済上重要性を増すのは必至であるところから、「顔」の見える人道支援を今後の課題として、広報活動により一層力を入れるとよいと考える。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

人道支援分野での国際的な取組への一層の参画及び我が国の取組を強化していくため、国際場裡での人道関連会議への積極的な参加、ハイレベルでの関連機関との政策協議の実施、国際機関を通じた人道支援の更なる効果的・効率的な支援を確保していく。

**【事務事業の扱い】**

人道支援を行う国連・国際機関、関係国政府との連携による
現地のニーズに基づいた人道支援の実施　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

施策目標Ⅱ―６　国際法の形成・発展に向けた取組・・・・・・・・・・319

施策

Ⅱ-6-1　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用・・・・・・・・・・・・ 323
Ⅱ-6-2　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施・・・・・・・・ 327
Ⅱ-6-3　経済分野における国際約束の締結・実施・・・・・・・・・・・・・・ 331
Ⅱ-6-4　社会分野における国際約束の締結・実施・・・・・・・・・・・・・・ 336

# 施策目標Ⅱ―６　国際法の形成・発展に向けた取組

**【施策】**

**Ⅱ―６－１　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用**

**Ⅱ―６－２　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施**

**Ⅱ―６－３　経済分野における国際約束の締結・実施**

**Ⅱ―６－４　社会分野における国際約束の締結・実施**

**【評価の結果】**

| | | |
|---|---|---|
| **施策目標Ⅱ―６** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―６－１** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―６－２** | 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 | ★★★★☆ |
| **Ⅱ―６－３** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |
| **Ⅱ―６－４** | 「目標の達成に向けて進展があった。」 | ★★★☆☆ |

**【施策の必要性】**

１.「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」については、今日の国際社会において、グローバル化の進展に対処しつつ国際関係における様々な問題を解決し、国際関係を円滑に進展させていく上で、国際法の果たすべき役割はますます大きくなっている。このような中、新たな国際ルール作りに積極的に参画するとともに、外交案件を処理する上で国際法を的確に解釈し、国内における知見の普及を含め国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である日本として、日本国民の利益を確保していくために不可欠である。

２.「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」については、

（１）日朝・日ロ関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。

（２）テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。

３.「経済分野における国際約束の締結・実施」については、

（１）WTO 新ラウンド及び自由貿易協定・経済連携協定の交渉の推進は、物品・サービスの貿易及び投資の一層の自由化を通じ、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTO の紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、同手続における我が国の主張・立証は法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。また、経済分野の条約研究者等との間で WTO パネル判例についての研究・意見交換を行うことは、「WTO の司法化」現象が進んでいる中で有意義。

（２）日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進との観点から、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定める社会保障協定、二国間の投資の自由化、促進及び保護を目的とする投資協定、並びに二国間での二重課税の回避等を目的とする租税条約は、いずれも重要。これらを含め、経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結び付きを強化し、経済活動の

基盤として一層の予測可能性・安定性のある環境を提供するとの意義を有する。

４.「社会分野における国際約束の締結・実施」については、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作りに積極的に関与することを通じて、ルールの内容を我が国の国民の利益や関心を十分に反映させることが必要。

この意味で、特に多数国間条約作成交渉において、各国がそれぞれ近隣国等との連携を強め、地域間交渉の様相を呈している中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力分野の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義。

**【施策の有効性】**

１.「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」については、国際法規の形成は国際社会の秩序作りの根幹を成す作業であるため、国際的な議論の場で、我が国の意見を主張しつつ積極的な貢献を果たすことは、我が国の国益に資する国際法秩序の構築を目指す上で必要かつ効果的である。また、我が国が直面する外交課題への対処に当たっては、日頃の努力により蓄積された国際法に関する知見を活用することが重要であり、そのためには、学界・各国関係者等との積極的な意見交換が不可欠である。同時に、国際法に関する知識を国内に普及することにより、国際法の発展のための基盤を広げるとともに、我が国の外交政策について国民の理解を得ることにもつながる。

２.「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」については、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日ロ平和条約交渉に適切に対処し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすることが有効である。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

３.「経済分野における国際約束の締結・実施」については、

（１）WTO の新ラウンド交渉には、農業、漁業補助金、アンチ・ダンピング、貿易円滑化などの WTO ルールの明確化を始め、今後の交渉においては法的に複雑な論点が多数存在。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。

（２）WTO 発足後、我が国が関係する事案も含め、WTO の紛争解決手続に付せられる事案はますます増加。このようないわば「WTO の司法化現象」とも言い得る事態の中で、法的な観点から検討・助言を行うことは、我が国が当事者として有効な主張・立証を行うことに資する。

（３）EPA は、物品及びサービスの貿易のみならず、投資、政府調達、競争、ビジネス環境整備、相互承認、協力といった広範な内容を含み得るものであり、法的な観点からの十分な検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実に不可欠。

（４）経済分野の多数国間条約は、いったん作成されれば直ちに国際標準を形成し、我が国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。また、社会保障協定や投資協定、租税条約といった二国間の国際約束の作成・締結により、海外におけるかかる経済活動を保護・促進していくための法的基盤が提供される。

４.「社会分野における国際約束の締結・実施」については、社会分野の国際約束は、いったん作成されれば直ちに国際標準を形成し、我が国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。また、海洋に面し世界有数の漁業国たる我が国にとって、日々の

海洋・漁業関係での国際的な動きに我が国の国益を反映させていく必要性は極めて高い。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

**【施策の効率性】**

１.「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」については、国際法に関する国際的な議論の場に出席し、我が国の立場を一貫して主張するとともに、国内の研究会は、その時々の外交課題に照らして時宜を得たテーマを取り扱うことにより、外交実務の必要性に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

２.「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」については、六者会合や日朝協議の開催、サンクトペテルブルク・サミットや APEC の際の日露首脳会談の開催、対米武器・武器技術供与取極の締結、また「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」の国会提出、「国連国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」の締結に向けた作業の継続、香港・ロシア・中国との刑事共助条約交渉の実施等、施策の目標に向けて進展があったことを踏まえれば、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

３.「経済分野における国際約束の締結・実施」については、EPA/FTA の分野、その他の経済分野での国際約束ともに、その交渉段階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠であるが、可能な限り直接条約締結担当者を相手国政府との交渉に当たらせること等により、上記のような施策の目標に向けた進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

４.「社会分野における国際約束の締結・実施」については、社会分野での国際約束の交渉段階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠であるが、可能な限り直接条約締結担当者を相手国政府との交渉に当たらせること等により、上記のような施策の目標に向けた進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**【施策目標の達成状況】**

１.「国際法規の形成への寄与と外交実務への活用」については、

（１）国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程の締結に向けた努力を積み重ねた結果、平成 19 年２月の閣議決定により ICC ローマ規程及び関連国内法案を国会に提出することができ、同規程の締結に向けて着実な進展が得られた。

（２）国連国際法委員会（ILC）委員選挙において、山田中正候補（外務省参与）がアジア・グループ第１位で再選（４期目）され、我が国として国際法の発展に引き続き積極的に参画・貢献する上で重要なポストを確保できた。

（３）各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、海洋をめぐる問題をはじめとする様々な外交課題に取り組むに当たり、国際法に裏付けられた外交政策を展開することができた。

２.「政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施」については、第５回六者会合で「共同声明の実施のための初期段階の措置」が採択され朝鮮半島の非核化に向けた第一歩を踏み出したこと、Ｇ８サミットや APEC の際の日露首脳会談において北方領土問題につき更に精力的に交渉していくことで一致したこと、対米武器・武器技術供与取極を締結し弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に必要な枠組みを確立したこと、ハワード豪首相訪日の際に「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を作成したこと等、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国

外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け一定の成果があった。また、「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」について国内法の成案を得た上での国会提出、「国連国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」の締結に向けた作業の継続、「アジア海賊対策地域協力協定」発効に向けた各国による締結の促進及び発効後の取組、香港・ロシア・中国との刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。

３．「経済分野における国際約束の締結・実施」については、

（１）EPA については、平成 18 年９月にフィリピンの間で署名、メキシコとの間でも議定書に署名（その後、双方につき平成 18 年 12 月に国会の承認を得た。）。また、平成 19 年３月にシンガポールとの間の EPA 改正議定書及びチリとの間の EPA に署名し、タイとの間の EPA への署名の準備を整えた（平成 19 年４月に署名。その後４月中に３件とも国会提出。）。加えて、平成 18 年度においては、ASEAN 全体及びインドネシアとの交渉を継続するとともに、ブルネイ、GCC、ベトナム、インドとの交渉を開始するなどの進展が見られた。

（２）その他の国民に影響を与える経済分野での国際約束につき、平成 18 年度には１本の条約が国会で承認され、平成 19 年通常国会には３本の条約を提出するなどの進展が見られた。

また、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための二国間協定につき、平成 18 年度には３本の条約が通常国会で承認され、平成 19 年通常国会には３本の条約を提出し、更に協定作成交渉が進められるなどの進展が見られた。

４．「社会分野における国際約束の締結・実施」については、国民生活に影響を与える社会分野での国際約束につき、平成 18 年度には５本の条約が国会で承認され、平成 19 年通常国会には２本の条約を提出するなどの進展が見られた。

# Ⅱ－６－１　国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

国際法局国際法課長　正木　靖

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | （１）国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させ、新たな国際ルール作りに積極的に貢献すること。<br>（２）研究会及び各種意見交換等を通じて得られた国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用すること等。<br>（３）国際約束に関する情報を集約し活用すること。 |
| **施策の位置付け** | 第 166 国会外交演説に言及あり。<br>平成 18 年度重点外交政策に言及あり。<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり |
| **施策の概要** | （１）国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成・発展に積極的に貢献すること。<br>（２）研究会等を通じて得られた国際法に関する知見を蓄積し、外交実務においてこれを活用すること。<br>（３）大学における臨時講義の実施や国際約束に関する情報を継続的にとりまとめること。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）国際刑事裁判所（ICC）ローマ規程の締結に向けた努力を積み重ねた結果、平成 19 年２月の閣議決定により ICC ローマ規程及び関連国内法案を国会に提出することができ、同規程の締結に向けて着実な進展が得られた。

（２）国連国際法委員会（ILC）委員選挙において、山田中正候補（外務省参与）がアジア・グループ第１位で再選（４期目）され、我が国として国際法の発展に引き続き積極的に参画・貢献する上で重要なポストを確保できた。

（３）各種研究会や各国との意見交換を通じて得られた国際法に関する知見の蓄積を活用し、海洋をめぐる問題をはじめとする様々な外交課題に取り組むに当たり、国際法に裏付けられた外交政策を展開することができた。

**【今後の課題】**

平成 19 年度においても引き続き積極的な取組が求められる。特に、近年ルール作りが活発化している国際私法分野における取組を一層強化する必要がある。

**【施策の必要性】**

今日の国際社会において、グローバル化の進展に対処しつつ国際関係における様々な問題を解決し、国際関係を円滑に進展させていく上で、国際法の果たすべき役割はますます大きくなっている。このような中、新たな国際ルール作りに積極的に参画するとともに、外交案件を処理する上で国際法を的確に解釈し、国内における知見の普及を含め国際法の発展に主体的に関与していくことは、国際社会の主要な一員である日本として、日本国民の利益を確保していくために不可欠である。

**【施策の有効性】**

国際法規の形成は国際社会の秩序作りの根幹を成す作業であるため、国際的な議論の場で、我が国の意見を主張しつつ積極的な貢献を果たすことは、我が国の国益に資する国際法秩序の構築を目指す上で必要かつ効果的である。また、我が国が直面する外交課題への対処に当たっては、日頃の努力により蓄積された国際法に関する知見を活用することが重要であり、そのためには、学界・各国関係者等との積極的な意見交換が不可欠である。同時に、国際法に関する知識を国内に普及することにより、国際法の発展のための基盤を広げるとともに、我が国の外交政策について国民の理解を得ることにもつながる。

**【施策の効率性】**

国際法に関する国際的な議論の場に出席し、我が国の立場を一貫して主張するとともに、国内の研究会は、その時々の外交課題に照らして時宜を得たテーマを取り扱うことにより、外交実務の必要性に直接応えるよう開催しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 97,506 | 88,902 |
| 分担金（注） | 13,426 | 732,919 |
| 計 | 110,932 | 821,821 |

単位：千円

（注）

| | | |
|---|---|---|
| アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO） | 6,680 | 6,981 |
| 常設仲裁裁判所（PCA） | 6,746 | 7,409 |
| 国際刑事裁判所（ICC） | ― | 718,529 |

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 24 | 24 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

国際法規の発展及び解釈は、関係国との合意形成の過程、各国の国家実行及び絶えず変化する国際情勢等の影響も受けるものであり、短期的に「達成度」を測ることは困難である。

【目標の達成状況】

**評価の切り口１**：国際法関連の国際会議への参加をはじめとする国際法秩序の構築に向けた貢献状況

ICC ローマ規程締結に向けた進展、ILC 選挙における山田委員の再選（４期目）、国際法関連の国際会議への出席・議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。

詳細は、事務事業①「国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進。」を参照。

**評価の切り口２**：知見の蓄積のための会合の実施及び知見の活用状況

国内の研究者との間で研究会（計 20 回以上）を開催し、我が国にとって重要度の高い問題に関する国際公法及び国際私法の論点を検討し、知見を蓄積するとともに、得られた知見を直面する外交課題や国際会議の対処方針に反映させた。

詳細は、事務事業②「国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施」、事務事業③「国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的な検討への取組と外交実務への活用」を参照。

**評価の切り口３**：国際法の普及活動の実施状況

我が国の締結した国際約束をインターネット上のデータ・ベースとして公開するための作業を進め、国際法の研究促進を支援できるよう努力するとともに、公開講座や大学における臨時の講義を実施する際、学生との意見交換等を通じて、国際法に関する知識の普及に努めた。

詳細は、事務事業④「要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続したとりまとめ。」を参照。

【第三者の所見】

奥脇直也　東京大学教授

（１）国際社会における「法の支配」の推進は、国際社会が取り組む重要な課題の一つであり、我が国としての貢献が期待される分野であるのみならず、我が国の国益を中長期的に確保していく上でも極めて重要である。その中で、その起草に我が国が主導的な役割を果たした国際刑事裁判所(ICC)ローマ規程を平成19年度中に締結する見通しとなったことは、これまでの我が国による努力の成果として大いに評価できる。また、激戦であった国連国際法委員会(ILC)選挙における山田中正委員の４期目の当選は、同委員個人によるこれまでの貢献が高く評価されたことは勿論のこと、国際法分野における我が国の貢献が各国から引き続き強く期待されていることの現れであると考えられる。

（２）早期解決が必要な海洋・領土をめぐる問題や安全保障分野における国際法の研究など、我が国が直面する外交課題において国際法の解釈・適用が関係する事例は増加している。国際法は遵守すべきものであると同時に、国家の必要に応じて新たなルールが創設されていくダイナミックな過程でもあり、その中でそれを適切に使いながら外交を展開するためには高い専門性に基礎づけられていることが求められる。その観点から、外務省は、各種の研究会等を通じて積極的な努力を行っており、外務省国際法局と国際法学界との交流・意見交換はこれまで以上に緊密になっている。引き続き、またこれまで以上に、国際法学界との連携を強化し、外交実務家と国際法学者とが相互に補完し合いながら、我が国としての外交政策が立案されていくことが期待される。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

今日の国際社会において国際法の果たすべき役割は益々大きくなっており、施策の目標につき引き続き対応する必要がある。

**【事務事業の扱い】**

①国際法に関連する各種会合における我が国の立場の主張。そのような会合における国際法規の形成及び発展の促進。 → 今のまま継続

②国際法局長と主要各国のカウンターパートとの協議の実施 → 今のまま継続

③国際法の諸分野についての研究会等を通じた知見の蓄積・法的な検討への取組と外交実務への活用 → 今のまま継続

④要請に基づいた公開講座や大学における臨時の講義の実施。研究者、学生等との意見交換及び交流の実施。我が国の国際約束に関する情報の継続したとりまとめ。 → 今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ○ | ○ |

# Ⅱ－６－２　政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

国際法局条約課長　山上　信吾

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | （１）我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作ること<br>（２）テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去すること |
| **施策の位置付け** | ・平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>・第 164 回施政方針演説、第 165 回所信表明演説及び第 166 回施政方針演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）日朝間の諸問題、日ロ平和条約交渉への適切な対処、日米安保体制の信頼性向上に向けた取組（法的な検討及び助言を含む。）<br>（２）テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

第５回六者会合で「共同声明の実施のための初期段階の措置」が採択され朝鮮半島の非核化に向けた第一歩を踏み出したこと、Ｇ８サミットや APEC の際の日露首脳会談において北方領土問題につき更に精力的に交渉していくことで一致したこと、対米武器・武器技術供与取極を締結し弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に必要な枠組みを確立したこと、ハワード豪首相訪日の際に「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を作成したこと等、周辺諸国及び同盟国との安定した関係の構築を通じた我が国外交安全保障の基盤的枠組み作りに向け一定の成果があった。また、「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」について国内法の成案を得た上での国会提出、「国連国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」の締結に向けた作業の継続、「アジア海賊対策地域協力協定」発効に向けた各国による締結の促進及び発効後の取組、香港・ロシア・中国との刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。

**【今後の課題】**

引き続き日朝間の諸問題及び日ロ平和条約交渉への積極的な取組や日米安保体制の信頼性向上に向けた主体的な関与が求められる。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連す

る条約については、「国連国際組織犯罪防止条約」、包括テロ防止条約、「核物質防護条約改正」、「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」、香港・ロシア・中国との刑事共助条約等につき締結に向けた準備を進めていくことが課題となる。

**【施策の必要性】**

（１）日朝・日ロ関係において戦後未解決のまま残されている問題を始めとする諸問題を解決し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じていくことは、我が国外交安全保障の基盤的枠組みを構築するに当たって、喫緊かつ重要な課題である。

（２）テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去については、これに関連する条約の締結・実施により、我が国における対策を強化するとともに、国際的な法的枠組みの構築に寄与することが可能となる。

**【施策の有効性】**

我が国外交安全保障の基盤的枠組みを作るためには、戦後残された課題である日朝国交正常化交渉及び日ロ平和条約交渉に適切に対処し、日本の周辺諸国とより安定した関係を築くこと、また、日米安保体制の信頼性向上のため適切な措置を講じ、日米安保条約に基づく協力関係を確固たるものにすることが有効である。また、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因を除去するためには、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施に取り組み、我が国における対策の強化や国際的な法的枠組みの構築に寄与することが有効である。

**【施策の効率性】**

六者会合や日朝協議の開催、サンクトペテルブルク・サミットや APEC の際の日露首脳会談の開催、対米武器・武器技術供与取極の締結、また「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」の国会提出、「国連国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」の締結に向けた作業の継続、香港・ロシア・中国との刑事共助条約交渉の実施等、施策の目標に向けて進展があったことを踏まえれば、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 7,799 | 8,216 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 7,799 | 8,216 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 28 | 30 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

これらの施策は、いずれも、条約その他の国際約束の締結並びに条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施を所掌する外務省が一元的に行うものであるが、その際、関係する他府省庁と調整・連携を行うことが必要である。また、国際約束の作成交渉については、その時点における相手国政府の政策や国際情勢全般によりその進捗いかんが大きく左右され、その結果、年によって締結まで至る国際約束の本数も変動することとなる。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：我が国外交安全保障の基盤的枠組みの現状

日朝間の諸問題や日ロ平和条約交渉に適切に対処したこと、日米安保体制の信頼性向上に向けて積極的に取り組んだことは、我が国の外交安全保障の基盤的枠組みの構築に少なからず寄与するものである。

日朝関係においては、核問題について平成 19 年２月に開催された第５回六者会合第３セッションにおいて、「共同声明の実施のための初期段階の措置」が採択され、朝鮮半島の非核化に向けた第一歩を踏み出した。日露関係においては、平成 18 年７月のサンクトペテルブルク・サミットの際や同年 11 月の APEC の際の日露首脳会談において、北方領土問題に関し、これまでに達成された諸合意・諸文書に基づき双方に受入れ可能な解決策を見いだすため、更に精力的に交渉していくことで一致した。日米安保体制関連では、平成 18 年７月に、同年度から実施が予定されている弾道ミサイル防衛能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発に必要な武器を米国へ供与するための枠組みを確立する「対米武器・武器技術供与取極」が締結された。また、平成 19 年３月のハワード豪首相の訪日の際には、「安全保障協力に関する日豪共同宣言」が作成された。詳細は、事務事業①「日朝間の諸問題、日ロ平和条約交渉に適切に対処（法的な検討及び助言を含む。）」を参照。

**評価の切り口２**：テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去の進展状況

テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結／実施を進めることは、国際社会の不安定要因の除去に大きく寄与するものである。

「国際刑事裁判所ローマ規程」及び「核テロ防止条約」の国会提出、「国連国際組織犯罪防止条約」、「核物質防護条約改正」及び「海洋航行不法行為防止条約改正議定書」の締結に向けた作業の継続、「アジア海賊対策地域協力協定」発効に向けた各国による締結の促進及び発効後の取組、香港・ロシア・中国との刑事共助条約交渉の実施等を通じ、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向け着実な成果があった。詳細は、事務事業②「テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関する条約の締結・実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組」を参照。

**【第三者の所見】**

奥脇直也　東京大学教授

北朝鮮によるミサイル・核実験の実施等、我が国を取り巻く安全保障環境は依然として不透明かつ不確実な状況である。が、北朝鮮の核実験に際して、わが国が安保理において対北朝鮮非難決議の起草に積極的な役割を果たしたことは、わが国の国際社会における評価を大いに高めたものと評価できる。また、世界各地で大規模テロが依然として発生している中で、我が国がこれらの問題に対処するための国際的なルール・メーキングに主体的かつ積極的に取り組み、国際社会における法の支配と紛争の平和的解決に貢献していくことがますます求められてきている。このような状況の中で、ロシア等との刑事共

助条約交渉が実質的な進展を見せていることは高く評価できる。また、今後もテロ防止を目的とした関連の多国間条約の締結や二国間の刑事共助条約の締結等を通じ、犯罪者を適時適切に取り締まるための国際的な法的枠組みの形成に向けた地道な努力が行われることを期待する。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

二国間・多国間協議や条約交渉の活発化等を通じて、我が国外交安全保障の基盤的枠組作り、テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散などの国際社会の不安定要因の除去に向けた取組を強化する。

**【事務事業の扱い】**

①日朝間の諸問題、日ロ平和条約に適切に対処（法的な検討及び助言を含む。）→　拡充強化

②テロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散に関連する条約の締結・実施
（法的な検討及び助言を含む。）　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ― | ○ |

# Ⅱ－６－３ 経済分野における国際約束の締結・実施

経済条約課長　相木俊宏

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | （１）多角的自由貿易体制を強化し自由貿易・経済連携を推進すること<br>（２）国民生活に影響を与える様々な経済分野での国際的ルール作りへ参画すること及び日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年重点外交政策に言及あり（WTO・EPA/FTA 関連）<br>第 166 回国会施政方針演説に言及あり（WTO 新ラウンド交渉及び経済連携協定、投資協定関連） |
| **施策の概要** | （１）多角的自由貿易規則を一層強化・整備するための世界貿易機関（WTO）の新ラウンド交渉は未だ決着しておらず、自由貿易協定（FTA）の構築により、二国間又は地域レベルで自由化を推進する動きが世界的に加速している。我が国として、多角的自由貿易体制の強化と自由貿易協定・経済連携協定（EPA）の推進との双方により自由な貿易及び投資の利益を確保し及び増進する。<br>（２）近年のグローバル化の進展や情報通信の飛躍的な発展により、経済分野の問題についても、その解決のため国際法上の枠組み作りが重要になっており、我が国もこうした国際約束の作成交渉に当たり我が国の国民の利益や関心を十分に反映させた上で、その締結・実施を図る。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）EPA については、平成 18 年９月にフィリピンの間で署名、メキシコとの間でも議定書に署名（その後、双方につき平成 18 年 12 月に国会の承認を得た。）。また、平成 19 年３月にシンガポールとの間の EPA 改正議定書及びチリとの間の EPA に署名し、タイとの間の EPA への署名の準備を整えた（平成 19 年４月に署名。その後４月中に３件とも国会提出。）。加えて、平成 18 年度においては、ASEAN 全体及びインドネシアとの交渉を継続するとともに、ブルネイ、GCC、ベトナム、インドとの交渉を開始するなどの進展が見られた。

（２）その他の国民に影響を与える経済分野での国際約束につき、平成 18 年度には１本の条約が国会で承認され、平成 19 年通常国会には３本の条約を提出するなどの進展が見られた。

また、我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための二国間協定につき、平成 18 年度には３本の条約が通常国会で承認され、平成 19 年通常国会には３本の条約を提出し、更に協定作成交渉が進められるなどの進展が見られた。

**【今後の課題】**

（１）EPA/FTA は分量的に膨大であり、締結のための作業量も甚大なものになっている。更に、発効済みの EPA について、見直し・改正等の作業も生じてきている。取組方法についてこれまで以上の工夫ができないか、検討が必要。WTO 新ラウンド交渉についても、平成 18 年７月に一旦中断された交渉が、平成 19 年１月以降本格的に再開しており、法的な検討を強化する必要あり。

（２）FTA/EPA 以外の条約についても、交渉相手国ごとにばらばらの対応をするのでなく、これまでの各国との交渉における知見が蓄積された形で新たな国との交渉に臨めるような体制を構築する必要あり。

**【施策の必要性】**

（１）WTO 新ラウンド及び自由貿易協定・経済連携協定の交渉の推進は、物品・サービスの貿易及び投資の一層の自由化を通じ、我が国の産業・経済の成長の機会を拡大するとともに、他国の市場における我が国の企業及びその産品・サービスの参入機会を増大させる。また、WTO の紛争解決手続の帰結は我が国の産業や企業の活動に多大な影響を及ぼし得るため、同手続における我が国の主張・立証は法的に説得力のある効果的な形で行う必要がある。また、経済分野の条約研究者等との間で WTO パネル判例についての研究・意見交換を行うことは、「WTO の司法化」現象が進んでいる中で有意義。

（２）日本国民・日系企業の海外における利益の保護・促進との観点から、年金制度への加入に関する法令の適用調整等について定める社会保障協定、二国間の投資の自由化、促進及び保護を目的とする投資協定、並びに二国間での二重課税の回避等を目的とする租税条約は、いずれも重要。これらを含め、経済分野での条約締結の推進は、諸外国とのルールに基づく経済面での結び付きを強化し、経済活動の基盤として一層の予測可能性・安定性のある環境を提供するとの意義を有する。

**【施策の有効性】**

（１）WTO の新ラウンド交渉には、農業、漁業補助金、アンチ・ダンピング、貿易円滑化などの WTO ルールの明確化を始め、今後の交渉においては法的に複雑な論点が多数存在。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を適切な形で反映させることに資する。

（２）WTO 発足後、我が国が関係する事案も含め、WTO の紛争解決手続に付せられる事案はますます増加。このようないわば「WTO の司法化現象」とも言い得る事態の中で、法的な観点から検討・助言を行うことは、我が国が当事者として有効な主張・立証を行うことに資する。

（３）EPA は、物品及びサービスの貿易のみならず、投資、政府調達、競争、ビジネス環境整備、相互承認、協力といった広範な内容を含み得るものであり、法的な観点からの十分な検討・助言を行っていくことは、望ましい形での交渉の結実に不可欠。

（４）経済分野の多数国間条約は、いったん作成されれば直ちに国際標準を形成し、我が国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。また、社会保障協定や投資協定、租税条約といった二国間の国際約束の作成・締結により、海外におけるかかる経済活動を保護・促進していくための法的基盤が提供される。

**【施策の効率性】**

EPA/FTA の分野、その他の経済分野での国際約束ともに、その交渉段階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠であるが、可能な限り直接条約締結担当者を相手国政府との交渉に当たらせること等により、上記のような施策の目標に向けた進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 18,260 | 31,621 |
| （分担金・拠出金） | － | － |
| 計 | 18,260 | 31,621 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 26 | 26 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）多数国間交渉における不確実性

多数国間における交渉は、多数の主権国家がそれぞれの異なる利益を背景に互いの主張を展開し合う場であるため、一般的に言って、一国限りの立場で交渉を動かすことには限界があり、交渉結果の行方を予断することが困難であるとの特性がある。最悪の場合には、我が国の立場に反する条約が成立してしまい、結果として我が国がその条約を締結することが困難になる可能性も排除されない。

（２）紛争解決手続における不確定性

司法化が進む WTO 紛争解決手続における結論は、最終的には第三者たるパネリスト又は上級委員会委員により下されるものであるので、我が国が当事者となる紛争においても、最終的に我が国に有利な裁定が下されるかは予断を許さない。

（３）二国間交渉における不確実性

二国間における国際約束作成の交渉は、通常、互いの利益が合致して開始されるものである。他方、異なる二つの主権国家間である以上、互いの主張が完全に一致することは殆どあり得ず、必然的に双方が互いに妥協しながら一つの国際約束を作成することが必要になる。他方、互いに妥協ができない問題も当然存在しており、そのような問題により交渉そのものが暗礁に乗り上げる可能性は絶えず存在している。

また、特に FTA/EPA 等について、近時スピードと質の双方を求められることが少なくないが、上記のとおり交渉ごとである以上、これらの両立が必ずしも可能でない場合もあり得る。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：多角的自由貿易体制の強化のための努力の内容及び自由貿易・経済連携の推進の状況

以下のような取組により、多角的自由貿易体制の強化及び自由貿易・経済連携の推進に貢献した。

（１）平成 13 年 11 月のドーハ閣僚会議で始まった WTO 新ラウンド交渉は、平成 18 年７月、各国の立場の乖離が埋まらないことから一旦中断された。その後、我が国からの再開に向けた働きかけもあり、11 月から各国間で実務レベルでの議論が再開され、平成 19 年１月以降本格的に交渉が再開した。現在、

交渉の早期妥結に向けた協議がジュネーブ等で行われているが、国際約束の改正等の具体的な成果は未だ得られていない。

（２）平成 18 年９月にフィリピンとの間で経済連携協定に署名、メキシコとの間でも議定書に署名（その後、双方につき平成 18 年 12 月に国会の承認を得た。）。また、平成 19 年３月にシンガポールとの間の EPA 改正議定書及びチリとの間の EPA に署名し、タイとの間の EPA への署名の準備を整えた（平成 19 年４月に署名。その後４月中に３件とも国会提出。）。加えて、平成 18 年度においては、ASEAN 全体及びインドネシアとの交渉を継続するとともに、ブルネイ、GCC、ベトナム、インドとの交渉を開始した。

詳細は、事務事業①「WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。WTO の紛争解決手続における日本の主張・立証に際しての法的な検討及び助言」及び事務事業②「東アジア諸国等との自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその実施（法的な検討及び助言を含む。）」を参照。

**評価の切り口２**：国民に影響を与える分野でのルール作りに参画した事例及びその成果。日本国民・企業の海外における利益の保護・促進を図った具体例及びその成果

国民に影響を与える経済分野の国際約束及び我が国の国民や企業が海外において行う経済活動の法的基盤を提供するための国際約束につき、平成 18 年度には４本の条約が国会で承認され、平成 19 年通常国会には６本の条約を提出した。このような取組により、国民に影響を与える分野での国際的ルール作り及び日本国民・企業の海外における利益の保護・促進に貢献した。

詳細は、事務事業③「社会保障・投資関係の協定への取組等海外における国民の利益を守る法的枠組みの構築及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）」を参照。

**【第三者の所見】**

岩沢雄司　東京大学 教授

旧経済社会条約官の所掌事務が、経済条約課と社会条約官に分けられたが、経済条約課が扱う事務は多様で、業務量は増大している。具体的には３つの事務事業が掲げられている。

（１）「ＷＴＯドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。ＷＴＯの紛争解決手続における日本の主張・立証に際しての法的な検討及び助言。」交渉が進展していくと見込まれる中で、法的助言を行うことは重要である。また、具体的紛争案件についての法的助言は、案件の帰趨に直接関わり重要である。「今のまま継続」という総合的評価は妥当と認められるが、交渉が進展し、また案件が増大したら、「拡充強化」が求められる可能性もあろう。日本が具体的案件にこれまで以上に関わることは検討してよい課題である。なお、本事業については、外務省他課や他省庁との連携に留意することが特に肝要と思われる。

（２）「東アジア諸国等との自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその実施（法的な検討及び助言を含む。）」とりわけ業務量が増大している分野である。本事業は社会的必要性が高く、「拡充強化」という総合的評価は妥当である。限られた人的・財政的資源の下で増大する業務に対応するために一層の工夫ができないか検討が必要と自己評価しているのも適切である。

（３）「社会保障・投資関係の協定への取組等海外における国民の利益を守る法的枠組みの構築及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）」社会保障協定、租税協定、投資協定は、いずれも海外における国民の利益を守る重要な協定であり、この分野の「拡充強化」という総合的評価は妥当である。とりわけ投資保護は日本が積極的に取り組んでいくべき課題と考える。投資保護に関する規定は経済連携協定にも含められることがあるが、投資協定交渉の拡充強化が望まれる。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

施策の目標（１）及び（２）につき、引き続き対応していく必要がある。FTA/EPA のみならず、その他の国際約束についても、交渉段階から十分な体制で関与していく必要がある。

**【事務事業の扱い】**

①WTO ドーハ・ラウンド交渉の成功に向けた最大限の努力。WTO の紛争解決手続
　における、日本の主張・立証に際しての法的な検討及び助言。　→　今のまま継続

②東アジア諸国等との自由貿易協定・経済連携協定の交渉・締結及びその適切な
　実施（法的な検討及び助言を含む。）　→　拡充強化

③社会保障・投資関係の協定への取組等海外における国民の利益を守る法的枠組み
　の構築及びその適切な実施（法的な検討・助言を含む。）　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

# Ⅱ－６－４ 社会分野における国際約束の締結・実施

社会条約官　相木俊宏

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 国民生活に影響を与える様々な社会分野での国際的ルール作りへ参画すること |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年重点外交政策に言及あり（国際的な規範経政を含む多数国間の枠組みでの積極的貢献） |
| **施策の概要** | 近年のグローバル化の進展や情報通信の飛躍的な発展により、環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健等社会分野の問題についても、その解決のため国際法上の枠組み作りが重要になっており、我が国もこうした国際約束の作成交渉に当たり我が国の国民の利益や関心を十分に反映させた上で、その締結・実施を図る。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

国民生活に影響を与える社会分野での国際約束につき、平成 18 年度には５本の条約が国会で承認され、平成 19 年通常国会には２本の条約を提出するなどの進展が見られた。

**【今後の課題】**

国際約束作成にあたって、交渉の現場を含めた様々な機会における一層の情報収集や意見交換等により、他の交渉参加国の立場への理解を深め、我が国にとっても有益な国際環境の形成に向けて働きかけを強めることが求められる。

**【施策の必要性】**

環境、人権、海洋・漁業、科学技術、文化、保健その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作りに積極的に関与することを通じて、ルールの内容を我が国の国民の利益や関心を十分に反映させることが必要。

この意味で、特に多数国間条約作成交渉において、各国がそれぞれ近隣国等との連携を強め、地域間交渉の様相を呈している中、我が国としても、問題意識を共有することのできるパートナーとの間で協力分野の拡大を図ることは、我が国の発言力を強化するためにも有意義。

**【施策の有効性】**

社会分野の国際約束は、いったん作成されれば直ちに国際標準を形成し、我が国としても、否応なくかかる国際標準に沿って国内措置を見直していく必要が生じる場合が多い。また、海洋に面し世界有数の漁業国たる我が国にとって、日々の海洋・漁業関係での国際的な動きに我が国の国益を反映させていく必要性は極めて高い。この中で法的な観点からの検討・助言を行っていくことは、我が国の立場を交渉段階から積極的かつ適切な形で反映させることに資する。

**【施策の効率性】**

社会分野での国際約束の交渉段階、特に条文作成段階において、法的な観点からの検討・助言は必要不可欠であるが、可能な限り直接条約締結担当者を相手国政府との交渉に当たらせること等により、上記のような施策の目標に向けた進展が見られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 0 | 0 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 0 | 0 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 13 | 13 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）多数国間交渉における不確実性

多数国間における交渉は、多数の主権国家がそれぞれの異なる利益を背景に互いの主張を展開し合う場であるため、一般的に言って、一国限りの立場で交渉を動かすことには限界があり、交渉結果の行方を予断することが困難であるとの特性がある。最悪の場合には、我が国の立場に反する条約が成立してしまい、結果として我が国がその条約を締結することが困難になる可能性も排除されない。

（２）二国間交渉における不確実性

二国間における国際約束作成の交渉は、通常、互いの利益が合致して開始されるものである。他方、異なる二つの主権国家間である以上、互いの主張が完全に一致することは殆どあり得ず、必然的に双方が互いに妥協しながら一つの国際約束を作成することが必要になる。他方、互いに妥協ができない問題も当然存在しており、そのような問題により交渉そのものが暗礁に乗り上げる可能性は絶えず存在している。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**：国民に影響を与える分野でのルール作りに参画した事例及びその成果

我が国は、国際機関の場において多数国間交渉の形で行われる国際的ルール作りに積極的に参画してきており、その中で成立した条約で締結の意義のあるものについては、順次締結を進めてきている。本件施策が対象とする分野での国際約束につき、平成 18 年度には５本の条約が国会で承認された。また、平成 19 年通常国会には２本の条約を提出している。このような取組により、国民に影響を与える分野での国際的ルール作りに貢献した。

詳細は、事務事業①「環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組」を参照。

**【第三者の所見】**

岩沢雄司　東京大学教授

環境、人権、海洋、科学技術、文化、保健など社会分野の対象事項は広範である。この分野の国際標準はいったん作られると国民の生活に与える影響が大きく、交渉に積極的に参画していくことが重要である。法律的専門家を交渉代表団に加えるなど、交渉に当たり適切な法的助言を行うことが特に重要である。

「環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組」という事務事業につき、「今のまま継続」という総合的評価は妥当と認められる。本施策につき「目標の達成に向けて進展があった」という自己評価も妥当である。国連公海漁業協定を含む５本の条約が国会で承認され、日本にとって関心が高い強制失踪条約の交渉に参画し、条約が採択されるなどの成果を得た。広範な事項を対象とする社会分野において、国際的ルール作りに引き続き積極的に取り組むことが望まれる。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

上記施策の目標につき、国際約束の作成交渉の段階から十分な体制で引き続き対応していく必要がある。

**【事務事業の扱い】**

①環境、人権その他新しい分野における国民生活に直結する国際的ルール作り
及びその適切な実施（法的な検討及び助言を含む。）への取組　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

## 施策目標Ⅱ―７　的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

施策

Ⅱ-7　　的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 341

# Ⅱ－７ 的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供

第一国際情報官　水越　英明
第二国際情報官　進藤　雄介
第三国際情報官　植野　篤志
第四国際情報官　加賀美正人
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 情報収集及び情報分析能力の強化、並びに政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供を行うことにより、外交政策の立案・実施に寄与すること。 |
| **施策の位置付け** | 第 164 回国会施政方針演説及び外交演説、第 165 回国会所信表明演説、第 166 回国会施政方針演説及び外交演説、平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施。<br>（２）情報収集手法の開拓及び整備。<br>（３）情報分析能力強化のための諸措置の実施。<br>（４）分析要員のための研修の実施。<br>（５）政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）本省と在外公館双方の関係者が一堂に会する会議の開催等により、在外公館に対し収集すべき情報は何か本省側の問題意識を的確に伝えるとともに、在外公館職員の広域出張を増やすことにより在外公館の情報収集活動を活発化することが可能となったこと、新たな情報源の開拓により在外公館の情報収集能力を強化できたことから､的確な情報収集という施策の目標に向けて、想定された成果があった。

（２）外部有識者等の知見の一層の活用、分析要員のための研修、諸外国との協力強化等を実施することにより、情勢分析ペーパーの作成量及び質に向上がみられたこと。

（３）大臣、政務官等の幹部への各種ブリーフを活発化できたこと、また右ブリーフへの政策部局からの積極的な参加を推進したことにより、政策決定ラインへの適時・的確な情報及び情報分析結果の提供が行えたこと。

**【今後の課題】**

情報収集活動が一定の成果を得るためには長期的な視点が必要であり、平成 18 年度以降も在外公館における情報収集活動強化、及び情報分析能力の更なる向上のための施策を継続又は拡充していくことが必要。

**【施策の必要性】**

（１）複雑かつ流動的な国際情勢に迅速に対応するためには、的確かつ時宜に適った情報収集及び情報分析、並びに情報と情報分析の政策決定ラインへの提供は、我が国及び国民の利益保護のために必要不可欠な施策である。

（２）また、近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際情勢の中で、我が国の平和と繁栄、国民の生命・安全・利益を確保する外交政策を立案・実施していくためには、的確な情報収集及び情報分析の成果を政策決定ラインに適時に提供することが必要不可欠。

**【施策の有効性】**

的確な情報収集及び分析を行うためには、在外公館に対し収集すべき情報は何か本省側の問題意識を的確に伝えるとともに、在外公館職員の広域出張の増加等により情報収集活動を活発化し、さらに、新たな情報源及び情報収集手法の開拓、衛星画像の活用、各情報源に対する評価の実施などにより、情報収集能力を強化すること、並びに外部有識者等の知見の一層の活用、分析要員のための研修、諸外国との協力強化等を実施することにより、情報分析能力を強化することが有効である。

また、情報及び分析結果の政策決定ラインへの適時の提供を行うためには、大臣、政務官等の幹部への各種ブリーフを活発化するとともに、右ブリーフへの政策部局からの積極的な参加を推進することが有効である。

**【施策の効率性】**

主要在外公館の政務責任者の会議の実施やデータベース構築、分析要員の能力強化のための研修等の実施によって施策の目標に向けて進展があり、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 637,971 | 608,839 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 637,971 | 608,839 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 70 | 74 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）本省及び在外公館における対外情報の収集は、我が国と対象国・地域の外交関係、対象国・地域の政治・治安事情等の外部的要因により制限される。また、衛星画像情報については撮像周期や天候に左右される等の外部要因が存在。

（２）情報分析には、その前提として、正確な情報が適時に存在していることが必要であるが、材料となる情報が存在しない、或いは入手されていない場合には、情報分析の範囲は限られる。また、材料となる情報の信頼性が明らかでない場合には分析結果の確度は低くなる。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：情報収集及び情報分析能力の強化の状況

（１）情報収集能力については、在外公館に対する特定重要テーマに関する本省側問題意識を提示することや、本省及び参加公館との情報の共有を通じて在外公館の情報収集活動を活発化した。また、在外公館において情報源を追加、既存の情報源との比較・対象を可能とした。詳細は、事務事業①「在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示及び支援の提供等、在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施」、及び②「情報収集手法の開拓及び整備」を参照。

（２）情報分析能力については、国内外の専門家との分析に関する意見交換の増大、関連情報のデータベースの更なる拡充、専門分析員の若干名の増加等の措置を講じた。詳細は、事務事業③「情報分析能力強化のための諸措置の実施」、及び④「分析要員のための研修の実施」を参照。

**評価の切り口２**：外交政策の立案・実施への寄与の度合い

省内の各種治安・危機管理関連の会議に出席、関連情報を提供する他、政策決定ライン（省内外）への定期的なブリーフを実施、さらに右ブリーフへの政策部局からの積極的参加を推進する等、省内政策部局との連携を強化。また、分析ペーパーに評価シートを添付して政策部局等の意見を聴取するようにしたことを通じて、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な分析課題が設定された。詳細は、事務事業⑤「政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供」を参照。

**【第三者の所見】**

片岡貞治　早稲田大学国際教養学術院　准教授

国情官組織で議論される「情報」とは、正確性や精密性を競うデータやインフォメーションのことではなく、政策決定の判断基準となる適切性、妥当性及び価値を兼ね備えた「情報」である。英語では Intelligence、仏語で Renseignement と呼ばれるものである。こうした「情報」（インテリジェンス）を収集し、各関係地域局や他機能局などの政策部局に提供していくことは外交活動の基礎であり、その基礎能力を高める努力をたゆまず行うことは極めて有益である。

現在、急激な IT 環境の発達により、インターネットから夥しい数の情報を収集することが出来る。然るに、その膨大な情報の波を有しているだけでは、外交力は高まらない。情報収集自体が「目的」ではないからである。公開情報や在外公館が行うヒューミント情報を整理・分析して、インテリジェンスとして使うためには、「目的」に応じて巧みに判断し取捨する能力を保有していなければならない。

こうした観点から、国情官組織が、在外公館関係者と本省関係者を一堂に会する会議を開催し、本省の問題意識や「目的」を伝えることに尽力したことは極めて有意義なことであり、その進展を達成したという評価もまた適切である。

また、２年程度で異動していく国家公務員の人事システムの中で、国情官組織が、ある案件を定点観

測として長年追い続けている内外の専門家と分析に関する意見交換を増やしたこと及び専門分析員を増加させた事は、外部有識者の知見の活用という観点、更に点の情報を線の情報として捉えていくという観点からも、極めて有効である。更にヒューミントの情報収集の最前線である在外公館の情報収集活動に関して、その情報源の比較対象や拡充を可能ならしめる政策を講じたことは、基礎的な情報収集能力の強化にも繋がり、極めて有益であった。

情報は外交政策立案上の基礎であり、その収集能力及び分析能力の向上・強化に予算や人員を今まで以上に配分し、体制の拡充を図っていくことが期待される。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

的確な情報収集及び分析能力の一層の強化、及び政策決定ラインへの情報及び分析の提供のため、今後とも一層の体制の充実に努める。

**【事務事業の扱い】**

①在外公館に対する情報収集に関する重点課題・指針の提示、情報収集体制の整備及び支援の提供等在外公館の情報収集活動強化のための措置の実施　→　拡充強化

②情報収集手法の開拓及び整備　→　拡充強化

③情報分析能力強化のための諸措置の実施　→　拡充強化

④分析要員のための研修等の実施　→　拡充強化

⑤政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

## 基本目標Ⅲ　広報、文化交流及び報道対策

施策目標（施策）


Ⅲ-1　海外広報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 347

Ⅲ-2　国際文化交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351

Ⅲ-3　文化の分野における国際協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 357

Ⅲ-4　効果的な外国報道機関対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・ 361

Ⅲ-5　適切な国内広報・報道機関対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・ 365

Ⅲ-6　効果的なＩＴ広報の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 369

# Ⅲ－１　海外広報

広報文化交流部総合計画課長　福島秀夫

平成 19 年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 海外における対日理解の増進、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度重点外交政策に言及あり。<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>第 165 回国会における総理大臣所信表明演説に言及あり。<br>第 166 回国会における施政方針演説に言及あり。<br>第 164 回及び第 166 回国会における外交演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | 海外広報事業として、我が国の政策についての理解促進を目的とする「政策広報」と、我が国の一般事情についての理解促進を目的とする「一般広報」等を実施。具体的には、在外公館における広報事業（講演会やシンポジウム・セミナーの実施、現地メディアへの発信等）、オピニオン・リーダーの訪日招待等の人物交流事業、映像資料や印刷物等の広報用資料の作成、英語版外務省ホームページや在外公館ホームページ等インターネットを通じた広報を実施してきている。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）事業実施件数、事業参加人数、HP 訪問者数等、対象者の反応等の実績を踏まえると、外務省の実施する広報活動は相当程度対象者に届いていると考えられる。

（２）英国 BBC ワールド・サービスが行った世論調査では、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は 54%で、評価対象の 13 カ国・地域中、カナダと同率で最も高いなど、海外における世論調査では一般的に我が国に対する好意・高い評価が見られる。

**【今後の課題】**

IT の活用等により効率化を図りつつも、海外広報の充実に必要な人員・予算を確保する。地域的には、東アジア、特に中国を念頭に置いた広報を引き続き強化する。

**【施策の必要性】**

近年、国際社会においては、インターネットやマス・メディアの発達、各国における民主制度の進展等を背景に、外交政策に及ぼす国民の影響力が高まっている。このような中、我が国の政策（特に外交政策）及び一般事情に関し、正確で時宜を得た発信を行い、諸外国国民の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の外交政策の効果的な展開及び安全保障に資するものであり、我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながる重要な活動である。

**【施策の有効性】**

海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を促進するためには、対日意識調査等のデータを踏まえ、対象国・地域の広報環境、ターゲット、広報目的等に応じて適切な手段・媒体を選択しつつ、「政策広報」、「一般広報」等を効果的に実施することが有効である。

**【施策の効率性】**

在外公館の広報事業経費については、各国・地域における政策上の要請に応じて機動的に支出するとともに、効率的な予算執行を図っている。また、広報資料については利用状況調査を実施し、人物交流事業では複数箇所の巡回や一定の滞在期間確保等による支出の効率化に努めていることから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 1,157,471 | 995,670 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 1,157,471 | 995,670 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 23 | 20 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

海外広報は、究極的には外国国民・政府の行動を変化させるために実施しているものであるが、当方の発するメッセージが外国国民に如何に受け止められ、行動に反映されるかは、個々人の精神活動として行われるものであり、直接的に制御することはできない。また、国際情勢の変化、相手国との間の政治的課題や経済摩擦等の発生や解決により、対日親近感は大きく変化し得るものである。更に、世界の広報環境の多様性（言語の違いから、通信手段の発達度合、外国政府による統制に至るまで）が著しい。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：広報事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、HP 訪問者数等、対象者の反応）

（１）在外公館においては、平成 18 年度、講演会約 1,400 件や、教育広報約 2,000 件を含む広報事業を実施。我が国から海外に有識者を派遣して講演会を実施する「講師派遣事業」による講演者の９割について、派遣国のメディアで報道がなされている。

（２）本邦に招待したオピニオン・リーダーは帰国後訪日経験に基づく発言を行っている。また、招待したTV取材チームによる日本特集番組が放送されている。

（３）印刷物資料は一般広報用から政策広報用のものまで、目的別に使い分けているが、例えば「にっぽにあ」誌について90%以上の在外公館が現地において好評であると評価するなど、配布先の反応はおおむね好意的である。また、視聴覚広報資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界100カ国以上、200近いテレビ局で放映され、延べ約40億人が視聴したと推定される。

（４）インターネットホームページに対するアクセス（ページビュー）は、外務省ホームページ（英語版）で対前年度比8.9%、在外公館ホームページで対前年度比9.6%、Web Japanで対前年度比7.7%増加している。

詳細は、事務事業①「政策広報」、事務事業②「一般広報」及び事務事業③「教育広報」を参照。

**評価の切り口２**：外国における対日論調、対日意識（報道ぶり、世論調査の結果等）

（１）平成18（2006）年11月から平成19（2007）年1月にかけて英国BBCワールド・サービスが世界27カ国で行った世論調査では、25カ国において、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした回答が、悪い影響を及ぼすとした回答を上回っている。また、我が国が世界に良い影響を及ぼすとした意見は全体で54%であり、評価対象となった13カ国・地域中、カナダと同率で最も高く、我が国に対する高い評価が見られる。ただし、中国及び韓国においては、我が国が悪い影響を及ぼすとする回答が過半数を占めている。

（２）外務省が実施した対日世論調査では、米においては有識者の91%、一般回答者の74%がそれぞれ日本を信頼出来ると回答し、EU（英、仏、独、伊）においては有識者の86%が日本を信頼できると回答するなど、我が国に対して好意的な見解が示されている。

詳細は、事務事業④「広報環境調査」を参照。

**【第三者の所見】**

中満泉　一橋大学公共政策大学院客員教授

「海外における対日理解を増進し、対日親近感の醸成や我が国の政策への理解を促進すること」を目的とする海外広報のような活動の効果・効率性の評価は、そもそも数値化が極めて難しく、手法も確立しているとは言えず、したがってその成果に関する事後評価には困難が伴う。新しいメディア媒体の隆盛などにより、広報環境が激変する中、定期的かつ組織的に事後評価を行い、新たな広報活動の方向性を模索する努力はまず認知されるべきである。

しかしながら、広報文化交流部主管の施策に限定し、限られた活動のみに関して、マニュアル化しているとも取れる技法で評価をしていることは残念である。対日理解の増進、親日感の促進と言った、まさに我が国にとって戦略的事項に関して、オール・ジャパンでどのような取り組みがなされ、その弱点・問題点をも指摘し、またその中での外務省の果たすべき役割の位置づけ・方向性などに言及した評価こそが、今後の政策に反映できる有益な政策評価であるとの認識が必要であろう。

政策広報、一般広報、教育広報、広報環境調査の４つの具体的な個別事業に関するそれぞれの総合的評価は適当である。政策広報に関しては、「平和構築支援」「人間の安全保障」「自由と繁栄の弧」といった日本の価値観を諸外国に示す外交の柱とも言える政策に関して、現段階において諸外国の政策決定者・有識者が必ずしも正しく理解をしているとは言い切れず、これらをさらに効果的に発信するために広報活動の拡充強化が必須である。その際、パンフレット作成や講演会といった従来型の広報活動のみでなく、海外メディアの積極的な利用、国際会議での効果的な発信、有識者の招聘など、

多角的・重層的な手法を用いる必要がある。また、一般広報に関しては、特に我が国の誇るポップカルチャーという強力なソフト・パワーを効果的に利用して若年層にアピールし、拡充強化された広報活動を展開する必要がある。

外務省が海外広報の戦略的重要性を強く認識し、その強化のため海外交流審議会への諮問など、積極的なステップを取っていることは高く評価できる。今後とも本施策が重点外交政策の一環と位置づけられることはきわめて重要である。海外広報環境は今後とも複雑化することが予想される。予算・定員などの拡充や、関係諸機関の連携強化により、創造的な広報戦略を構築できる体制の整備を強く期待したい。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

有識者層に対しては、その関心や情報入手手段の動向を捉えて効果的に我が国の政策を発信する。一般市民層に対しては、ポップカルチャー人気を長期的な対日関心の醸成につなげる。また、海外広報に必要な人員・予算を確保しつつ、広報事業の実施に必要な資料の整備を引き続き進める。

**【事務事業の扱い】**

①政策広報　　→　拡充強化
②一般広報　　→　拡充強化
③教育広報　　→　今のまま継続
④広報環境調査　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

# Ⅲ－２　国際文化交流の促進

文化交流課長　中井一浩
人物交流室長　津川貴久
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 文化交流事業を展開・促進・支援することにより、日本文化そのもの及びその背景にある価値観（和を尊ぶ心、自然観、感性、美意識）等を伝達し、各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度重点外交政策に言及あり。<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 各国国民の対日理解を促進し、また親日感の醸成を図るため、（１）文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信、（２）人物交流事業、（３）日本語の普及、海外日本研究の促進、（４）大型文化事業の実施を通し、日本の文化・思想・価値観といった「ソフト」な魅力でもって外国人を魅了する。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

文化交流施策の目標は、諸外国国民の対日理解の促進、対日好感度の向上、諸国民との相互理解の促進等であるが、文化交流事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点においてその年度の事業の効果を把握できないのみならず、国際情勢の変化や相手国政府の対日施策等の外部要因によって大きな影響を受ける。よって、文化事業の効果については、周辺的なデータにより判断せざるを得ない（したがって、達成の程度についても直ちに把握することができない）が、在外公館や国際交流基金の実施している文化事業の裨益者の満足度も高く、日本語学習者数等、一部のデータについては前向きな統計が得られている。さらに、文化事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組が行われているので、目標の達成に向けて進展があったと評価することができる。

**【今後の課題】**

新たに発生したニーズに応じて、文化交流事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、他団体や他スキームとの連携の強化、招へい事業のフォローアップの強化、国際交流基金における自己収入の確保等によって、より効果的な事業の実施に努めていく。具体的には、各「事務事業」の事業の総合的評価の「今後の方針について」等において記載されているとおり。

**【施策の必要性】**

（１）グローバル化や情報通信技術の発展と共に、（イ）各国の市民がインターネット等を通じて国際的なネットワークを組み、外交上影響力のあるイニシアティブをとる（例えば、NGO 等による国際規範作りへの関与）ことや、（ロ）各種メディアを通して世論を形成し、所属政府の行動に影響を与えるといった形で、非国家主体の外交に与える影響力が増している。

（２）このような背景事情により、我が国に有利な外交上の環境を作り出していくために伝統的な政府間の外交のみならず、各国の諸国民に対する働きかけを通じて、対日理解を促進し、親日感を醸成するとともに、我が国国民との間の相互理解を深めていく必要がある。このため、広報及び文化交流を通じ、諸外国の市民への働きかけを行っていく必要があるが、このうち文化交流は、例えば我が国の政策そのものの正当性を訴える政策広報とは異なり、公演事業や人物交流事業、日本語教育事業といった文化事業の実施・展開等を通じて、日本の文化・思想・価値観といった「ソフト」な魅力を発信することによって各国国民の対日感情を好転させることができるという特性を持つ。

（３）文化交流の主な担い手は民間の主体（公益法人を含む各種交流団体、企業、大学教育界、メディア、NGO、NPO、一般市民等）であるが、外務省及び（独）国際交流基金は、以下の観点から文化交流事業を実施し、または、関与する必要がある。

（イ）外交上の効果が高いにもかかわらず、民間ベースに任せておいた場合、採算性といった観点から実現が困難なものや、大型周年事業におけるオープニング事業の実施等、民間ベースでの文化事業実施の呼び水となるような事業について国または(独)国際交流基金が実施・支援する必要がある。

（ロ）我が国全体として、諸外国市民の対日理解促進、親日感の醸成、相互理解の促進に取り組むことが、文化事業総体としての効果を高める上で重要である。このため、文化・知的交流の担い手と広く対話をし、情報を分かち合い、意見交換を続ける体制を整備する必要がある。

**【施策の有効性】**

我が国の文化・思想・価値観といった「ソフト」な魅力でもって外国人を魅了するためには、文化事業や知的交流事業を通じて外国人が我が国の魅力に触れる機会を増やし、人物交流を通じて各国に親日層・知日層を形成し、日本語の学習や日本研究を通じて我が国についてより深く理解する機会を作ることが有効である。具体的には以下の事業を実施することが適当である。

（１）文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信

公演事業、展示事業、ワークショップ、映画祭といった文化事業を通じた日本文化の魅力の発信によって、諸外国国民が魅了される効果のみならず、外国文化の我が国での紹介を通じて我が国が諸外国に関心を持っている姿を伝えたり、我が国と海外の芸術家の共同作業型事業を行うことによって、諸外国国民が「日本の心」に触れ合えたと感じられる効果の実現を目指す。また、知的交流事業の展開によって、各国の共通課題や国境を越えた問題について、我が国の有識者の意見を発信し、解決に向けた貢献を行うとともに、人的ネットワークの構築を図り、国際的な知的対話の展開において我が国のプレゼンスを示す。

（２）人物交流事業

各国において日本社会や文化、その背景にある日本人の価値観や思考形態に対する理解を深め、我が国への親近感を醸成するとの観点からは、その核となる親日層・知日層を各国内に形成していくことが

重要である。このような観点から、現時点で各国において指導的立場におり一定の影響力を有している者、並びに次世代を担う留学生や将来各界において指導的な立場に就くことが期待される青年層が我が国の実情を体感し、日本人と直接触れ合うことができる機会を提供する人物交流事業を推進する。

（３）日本語の普及、海外日本研究の促進

経済的な理由（ビジネス機会の確保等）や文化的な理由（日本の伝統文化やポップカルチャー等の現代文化への関心等）によって、我が国に関心を抱いた者が我が国に対する関心を維持しうる環境を整備するためには、日本語教育の振興が重要である。このため、海外日本語教育・学習の支援の取組を行う。

また、各国において、深い対日理解に基づいて我が国に関する意見を発信できる層を確保する上で、海外における日本研究の振興は重要であるので、右促進のための措置をとる。

（４）大型文化事業

大型文化事業とは、政府首脳レベルでの決定や合意等に基づき外交上の節目に集中的に文化事業等を展開する周年事業に際して、政府として内容、規模の充実した根幹となりうる事業を実施するものである。同事業の実施により対象国の国民の親日感を醸成し、対日理解を促進する上で高い効果を得ることを目指す。

上記目標を効果的に実現するため、人脈形成、情報収集、要人往来に伴う機動的な運営といった観点から国自らが一定の層との関係構築を行いフォローアップしていくことが必要なもの、現地要人や親日団体との関係で国がカウンターパートになるべきものなど、国が行わなければ効果が出ない、または効果が減じるものについては、在外公館文化事業等の形で国が実施する。一方、それ以外の事業、特に日本語教育機関の支援や日本研究の拠点機関の育成等中長期的な視野からの取組が必要な事業については、（独）国際交流基金が、外務省によって提示された政策に基づき、事業を企画・実施し、民間が行う文化・知的交流事業を支援する。

**【施策の効率性】**

限られた資源の中で、まず、（独）国際交流基金事業については（１）日本語能力試験の受験料徴収を通じた現地独立採算及び自己収入の確保を通じたより少ない政府予算での事業実施、（２）同一の相手先に対して、原則として４年以上の助成を実施しない「３年ルール」の導入、また、在外公館文化事業については（１）文化無償資金協力との連携案件の実施、（２）第三国派遣型在外公館文化事業等を通じた効率的な事業実施が図られた結果、対日理解及び親日感情の醸成の点で施策が相当進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 14,698,457 | 14,228,060 |
| ASEAN 私費留学生対策等拠出金 | 106,197 | 104,841 |
| 計 | 14,804,654 | 14,332,901 |

単位:千円

| 人的投入資源 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|---|---|---|
| | 23.7 | 24.7 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

文化交流の施策目標は、対日理解の促進、対日好感度の向上、諸国民との相互理解の促進等であるが、これらの要素は、国際情勢の変化や相手国政府の対日政策の展開等の外的要因によって大きな影響を受けるものである。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：文化事業が対象者にどれだけ届いているか（事業実施件数、事業参加人数、想定した対象者の参加の程度・反応、報道振り、事業に関する評価（自己評価も含む）

各種事業は、裨益者等からは高い評価を受けている他、各種メディアにおいても取り上げられている。なお、（独）国際交流基金の行う個別の事業に対する裨益者等の反応については、外務省が示した政策の下で（独）国際交流基金が効果的に事業を実施したかを測るための指標であるため、独立行政法人評価の下で評価する。

詳細は、事務事業①「文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信（在外公館文化事業・国際交流基金事業等）」を参照。

**評価の切り口２**：事業の効果を示す中長期的なエピソード及び統計

平成 16 年７月に発表された海外の日本語学習者数（平成 15 年度（独）国際交流基金調べ。調査は通常５年ごとに実施している）は、前回調査（平成 10 年度）よりも約 12%多い 235 万 6,745 人にのぼり、着実に増加している。

詳細は、事務事業③「日本語の普及、海外日本研究の促進((独)国際交流基金事業)」参照。

**評価の切り口３**：より効果的な事業の実施に向けた努力の状況

（１）外交政策に基づいて戦略的に文化事業を実施することによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、平成 18 年度は以下の措置を実施した。

（イ）（独）国際交流基金事業については、1）各事業分野についてそれぞれの国・地域の実情に沿った重点事業を明確化した中長期基本方針、2）国際交流基金海外事務所所在国及びロシア・中東等重点地域における国・地域別基本方針、また、相手国との交流の節目に行われる周年事業を外務省から基金側に伝達することを通じて、相手国からのニーズに応じた事業の実施を通じた親日感の醸成や、現地公館における人脈形成等、相手国外交上の必要性の高い事業を実施することを確保した。このため、国内事業については、真に外交上の必要性の高い事業についてのみ実施がなされ、日本語教材寄贈等、多数の機関に対して少額の支援を実施するスキームについては、必要性を見つつ厳選実施する等、事業の「選択と集中」が図られた。

（ロ）また、民間の担い手との連携を図りつつ日本の対外イメージを重点的に向上させる企画として、外交関係樹立 50 周年といった外交関係上の節目等の特別な機会を迎える国や地域との間で文化交流事業を集中的な展開を図るものである「周年事業」についても、外務省全体の外交方針を踏まえつつ、全省的な協議を経て決定し、外交政策のツールとして効果的に用いるべく工夫を行っている。平成 18 年度においては、平成 20(2008)年に実施する周年事業のうち、資源を集中的に投入すべきものを再検討・決定した。

（２）地域別ニーズにきめ細かく応えるための取組

また、外務本省及び（独）国際交流基金本部ベースでは必ずしも把握できない各国でのニーズに対してきめ細かい配慮を行うことによって、文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、平成 18 年度も引き続き、（独）国際交流基金事業の採否確定プロセスにおいて、在外公館が特に強く要望する事業を取り纏めたものである特記事項を各在外公館より提出させ、このうち外務本省として優先度が高いと思われる事業につき、（独）国際交流基金に対し、その採用について検討を要請した。特記事項については、在外公館として立証することを要求する基準を設けるとともに、幾つかの記入例を示すことによって記載内容について在外公館毎にばらつきが出ないようにした。

（３）事業のより効果的な実施を図るための取組

文化事業の対日理解促進及び親日感醸成の効果をより高いものとするべく、以下の措置を実施した。

（イ）在外公館文化事業について、他スキームとの連携によってより効果的な事業実施を図るため、「文化無償関連型」事業を平成 17 年度より新設するとともに、「第三国派遣型」事業を強化実施した。

（ロ）さらに、元日本留学生の一層効果的なフォローアップの実施のため、帰国する国費留学生の帰国後の連絡先を聴取し、各在外公館に通報することとしたほか、連絡先を聴取した元留学生を対象としてメルマガを発行することとした。

詳細は、事務事業②「人物交流事業の実施」を参照。

（４）事業実施の必要性の不断の見直しのための取組

基盤強化等の所期目的が達成された機関に対する援助を新たなニーズが生じている他の機関へ効果的に移行するために、（独）国際交流基金による日本語・日本研究に係る支援については、平成 16 年度より、継続しての助成は原則として３年を上限とすることとした。

（５）より少ない費用での効果的な事業の実施を行うための取組

（独）国際交流基金が海外での実施を所掌する日本語能力試験について、実施体制の見直しを進めた。その結果、平成 16 年度予算において、1000 万円であった日本語能力試験収入について、平成 18 年度予算において、8000 万円を計上することができた。

**【第三者の所見】**

渡辺　靖　慶應大学環境情報学部教授

（下記の所見は、Ⅲ－２～Ⅲ－３まで共通。）

文化交流ならび文化協力ともに、限られた予算と人員のなかで、非常によく考案されたプログラムが効果的に実施されている。なかには「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）のように、文化政策・文化外交におけるモデルケースとして、海外の専門家からも高い評価を受けているものもある。

関連省庁ならび諸団体との連携、３－５年ごとの中長期計画の策定、事業の「選択と集中」などは、引き続き強化する必要があろう。

数値化にはなじみにくいが、それでも国際関係において無視しえない影響力を有するのが文化外交であり、早急な効果は期待すべきではない。しかし、民間の調査会社に委託しながら成果の可視化を図るなど、評価手法について一歩踏み込む時期にあるのかもしれない。

今後の評価作業においては、他の主要国との比較（予算、人員、事業規模）のなかで、外務省ならび

我が国の文化外交の現状を位置づける必要もあろう。文化外交の重要性が各国で叫ばれるなか、我が国のリソースが極めて脆弱である点はしばしば指摘されるところである。

そのためにも、文化外交の重要性、そして我が国の取り組みについて、国内の政治家・有識者・世論への周知を強化し、理解・支持を得てゆく必要があろう。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

各国国民の対日理解の促進、親日感の醸成を図る必要性が高まる中、文化交流事業を拡充強化していく

**【事務事業の扱い】**

①文化事業や知的交流事業の実施による日本の魅力の発信
　（在外公館文化事業・国際交流基金事業）　→　拡充強化
②人物交流事業の実施　→　拡充強化
③日本語の普及・海外日本研究の促進（国際交流基金事業）　→　拡充強化
④大型文化事業の実施　日中文化スポーツ交流年、日印交流年、
　日豪交流年、中東における集中的文化事業の展開　→　内容の見直し

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ― | ― |

# Ⅲ―３　文化の分野における国際協力

文化交流課長　中井一浩
国際文化協力室長　齊藤　純
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度重点外交政策に言及あり。<br>平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献するとともに、親日感を醸成するため、（１）ユネスコを通じた協力、（２）文化無償資金協力を実施する。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

文化協力施策の目標は、人類の文化の更なる発展及び親日感の醸成等であるが、文化協力事業の成果は中長期的に現れるものであり、ある年度の終了時点においてその年度の事業の効果を把握するのは困難であるのみならず、国際情勢の変化や相手国政府の対日施策等によって影響を受ける可能性もある。よって、文化協力事業の効果については、周辺的なデータにより判断することが適当であるが、総じて、実施された事業の裨益者の満足度も高く、また、文化協力事業のより効果的な実施を確保するための様々な取組が行われている。

よって、目標の達成に向けて進展があったと評価することが出来る。

**【今後の課題】**

新たに発生したニーズに応じて、文化協力事業を強化すると同時に、事業の「選択と集中」、他団体や他スキームとの連携の強化、「日本の顔」が見える支援の強化、既存の案件に係るフォローアップの実施等によって、より効果的な事業の実施に努めていく。具体的には、各「事務事業」の事業の総合的評価の「今後の方針について」等において記載されているとおり。

**【施策の必要性】**

（１）グローバル化や情報通信技術の発展とともに、（イ）各国の市民がインターネット等を通じて国際的なネットワークを組み、外交上影響力のあるイニシアティブをとる（例えば、NGO 等による国際規範作りへの関与）ことや、（ロ）各種メディアを通して世論を形成し、所属政府の行動に影響を与えるといった形で、非国家主体の外交に与える影響力が増している。

（２）このような国際環境の下、我が国に有利な外交上の環境を作り出していくために、各国の国民の対日感情をより良好なものとしていくことが重要である。このため、文化財やスポーツ等を含む文化及び高等教育の分野において国際的な貢献を行うことによって、対日理解の向上や親日感の醸成を図る必要がある。すなわち、文化協力を通じて、開発途上国の文化の保全及び発展を支援し、同国の国民が自国の文化に対して持つ「誇りと自尊心」を刺激することを通じて、親しみやすく精神的な豊かさも重視する日本としての「ソフト」なイメージを普及させることが重要である。

（３）また、いわゆる文化遺産は人類共通の財産ともなりうるものであり一度失われれば、回復することは難しい。よって、人類の貴重な財産たる各国の文化遺産を世代を超えて引き継ぐ責任を果たし、さらには新たな文化の発展に寄与するため、文化遺産の保存のための措置や文明間の知的対話等を推進することが必要である。

**【施策の有効性】**

二国間協力（文化無償資金協力）及び多国間協力（ユネスコ、国連大学を通じた協力）を通じ文化の分野での国際貢献を行うことにより、人類の貴重な遺産を保護し、また、新たな文化の発展に貢献し、我が国として、国際的な文化・教育などにおける環境の向上に向け主要な責任を果たすとともに、この分野における日本の知見を活かしつつ、世界各国における親日感の醸成を図ることが有効である。

**【施策の効率性】**

限られた資源の中、文化無償資金協力の効果的な多数案件の実施や我が国が推進するユネスコ関係条約の発効など、ユネスコ等を通じた国際協力という点での施策が進展したことから、取られた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| 文化無償資金協力（含む関連経費） | 2,227,759 | 2,163,194 |
| 分担金・拠出金（含む関連経費）（注） | 10,213,467 | 10,578,484 |
| 計 | 12,441,226 | 12,741,678 |

単位：千円

| （注：分担金・拠出金内訳） | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| （ユネスコ分担金） | 6,866,255 | 7,317,130 |
| （世界遺産基金分担金） | 66,261 | 69,246 |
| （無形文化遺産基金分担金） | 66,261 | 48,566 |
| （国連大学拠出金） | 358,625 | 341,534 |
| （文化遺産保存信託基金拠出金） | 137,640 | 174,000 |
| （無形文化遺産保存・振興信託基金拠出金） | 20,000 | 34,800 |
| （人的資源開発信託基金拠出金） | 463,448 | 412,288 |

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 12.3 | 13.3 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

文化協力施策の目標の一つは、開発途上国の対日好感度の向上であるが、これらの要素は、国際情勢の変化や相手国政府の対日政策の展開等の外的要因によって大きな影響を受けるものである。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**： 文化、知的交流の分野における国際貢献の度合（ユネスコ等における交渉・事業等への貢献の度合い、事業実施件数、裨益者の反応、報道振り、事業に関する評価（自己評価を含む）

（１）ユネスコ等を通じた協力については、関連のユネスコ国際会議（執行委員会、世界遺産委員会等）に積極的に参加し、交渉を積極的に関与・貢献した。また、我が国が条約の作成段階から積極的に取り組んだ無形文化遺産条約、ドーピング防止国際規約が平成 18 年度に発効した。

更に、ユネスコ日本信託基金事業については、文化遺産保存信託基金（約 178 万ドル）を実施、無形文化財保存・振興信託基金（約 198 万ドル）を承認、人的資源開発信託基金（約 366 万ドル）を承認した。詳細は、事務事業①「ユネスコ、国連大学を通じた協力」を参照。

（２）文化無償資金協力については、政府ハイレベルの会談等の中で文化無償実施に対する謝意が述べられ、また案件実施に係る交換公文署名式や供与式典等が現地のプレスにて幅広く報じられた他、実施機関関係者よりも、文化・高等教育活動が格段に改善した旨述べられるなど高い評価が得られている。平成 18 年度においては一般文化無償資金協力については 21 件、草の根 47 件を実施している。詳細は事務事業②「文化無償資金協力」を参照。

**【第三者の所見】**

渡辺　靖　慶應大学環境情報学部教授

（下記の所見は、Ⅲ－２～Ⅲ－３まで共通。）

文化交流ならび文化協力ともに、限られた予算と人員のなかで、非常によく考案されたプログラムが効果的に実施されている。なかには「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）のように、文化政策・文化外交におけるモデルケースとして、海外の専門家からも高い評価を受けているものもある。

関連省庁ならび諸団体との連携、３－５年ごとの中長期計画の策定、事業の「選択と集中」などは、引き続き強化する必要があろう。

数値化にはなじみにくいが、それでも国際関係において無視しえない影響力を有するのが文化外交であり、早急な効果は期待すべきではない。しかし、民間の調査会社に委託しながら成果の可視化を図るなど、評価手法について一歩踏み込む時期にあるのかもしれない。

今後の評価作業においては、他の主要国との比較（予算、人員、事業規模）のなかで、外務省ならび我が国の文化外交の現状を位置づける必要もあろう。文化外交の重要性が各国で叫ばれるなか、我が国のリソースが極めて脆弱である点はしばしば指摘されるところである。

そのためにも、文化外交の重要性、そして我が国の取り組みについて、国内の政治家・有識者・世論への周知を強化し、理解・支持を得てゆく必要があろう。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

ユネスコ、国連大学を通じた協力に関しては、当該国際機関を通じ我が国の知見を十分に活かす形で文化・教育等の分野における国際協力を引き続き実施する。

文化無償資金協力に関しては、開発途上国の文化・高等教育振興、文化保全事業、我が国が実施する文化事業等を行うための文化交流拠点の拡大、対日理解や親日感情の増進に繋がる文化無償資金協力案件については引き続き実施する。

**【事務事業の扱い】**

①ユネスコ、国連大学を通じた協力　　→　拡充強化

②文化無償資金協力　　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ○ | ○ |

# Ⅲ－４　効果的な外国報道機関対策の実施

大臣官房国際報道官　四方敬之

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 外国報道機関による報道を通じ海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進すること |
| **施策の位置付け** | 総理は第 165 回国会所信表明演説及び第 166 回国会施政方針演説において「主張する外交」への転換への決意を表明。外務大臣も、第 166 回国会の外交演説において「主張する外交」に言及。 |
| **施策の概要** | （１）総理、外務大臣をはじめとする政府首脳への外国メディアによるインタビューや、総理外遊時の内外記者会見や外国メディアへのブリーフ・懇談などを積極的に実施。<br>（２）報道関係者(ペン記者)招待、各国首脳同行記者への取材協力、外国メディアに対する広報(記者会見、オープンハウス、インタビュー、取材協力等)の実施。<br>（３）バランスのとれた対日報道を確保すべく積極的にプレス・リリース等の広報資料を作成・頒布する。<br>（４）誤解に基づく外国報道機関の報道等が出た場合は、ただちに掲載社への申し入れ・反論投稿等の対策を講じる。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

平成 18 年度は、戦後日本の平和国家としての歩みを否定するかのような事実誤認に基づく報道が多くなされた。中でも、小泉総理（当時）の靖国神社参拝、安倍政権の誕生とその後の各政策（憲法改正への動き、教育基本法の改正、防衛庁の省移行など）、我が国の核武装の可能性に関し、事実誤認に基づく報道や偏向的論調が多く見受けられたが、そのような中、反論投稿掲載率７割弱を達成できた。また、英文プレス・リリースも 546 件発出し、記者会見も 77 回、インタビューも 486 件（本邦：369 件、在外：119 件）実施し、情報発信につとめ、諸外国における対日理解を増進させることができた。

**【今後の課題】**

今後とも、効果的かつ効率的な外国報道機関対策の実施に取り組んでいく。

**【施策の必要性】**

我が国の外交政策に関し、正確で時宜を得た発信を行い、我が国に対して好意的かつバランスのとれた外国報道を定着させることにより、諸外国の対日親近感の醸成及び正しい対日理解の増進を図ることは、我が国の「主張する外交」を展開するにあたり不可欠なものであり、ひいては我が国の国際社会における地位・発言力の向上につながるものである。

**【施策の有効性】**

事実誤認に基づく外国報道機関の報道に対する反論投稿、英文プレス・リリースの発出、外国報道機関関係者向けの記者会見並びに懇談及びインターネット・チャット記者会見、外国報道機関による我が国政府関係者に対するインタビュー及び、外国記者の招聘は、外国メディアによる我が国及び我が国の基本的な考え方への理解を深め、海外における対日理解・親近感を醸成するのに極めて有効。さらに、外国報道機関の対日理解の深化は、迅速な日本関連報道にも貢献する。

**【施策の効率性】**

記者会見、プレス・リリースの発出、反論投稿等は、追加的な拠出費用の小さい広報手段であり、得られた広報効果を考量すれば、施策の効率性は高い。また招聘記者についても、その約６割強が帰国後に対日報道を行っていることから、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 620,025 | 615,287 |
| （分担金・拠出金） | － | － |
| 計 | 620,025 | 615,287 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ９ | ９ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

なし

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：情報発信量と我が国外交政策への反応（反論投稿、プレスリリース量、記者会見の回数等）

・事実誤認に基づく外国報道機関の報道に対して、反論投稿を実施し紙面等に掲載させることにより、諸外国における対日理解の深化につながった。

・英文プレス・リリースの発出、外国報道機関関係者向けの記者会見、インターネット・チャット記者会見等を通じ、外国報道機関の対日理解の深化、公正かつ迅速な日本関連報道に寄与した。

・外国報道機関による我が国政府関係者に対するインタビューを実施し、我が国のメッセージを外国報道機関を通じて国際世論に訴えることで対日理解の深化、諸外国における日本関連報道、対日理解の増進につながった。

詳細は、事務事業①「外国報道機関に対する情報発信（記者会見、バックグランド・ブリーフィング、インタビュー、取材協力、説明用資料の送付、プレス・リリース）の実施及び報道の受信・分析（反論投稿）」を参照。

**評価の切り口２**：招聘した外国記者が訪日後執筆した記事の分析

・外国記者に日本を体験する機会を与えることで、外国報道機関による対日理解を深化せしめ、正確な対日理解に基づく日本関連記事が執筆・掲載され、諸外国における対日理解の増進に寄与した。

詳細は、事務事業②「報道関係者（ペン記者）招聘、ジャーナリスト会議開催、各国首脳同行記者への取材協力」を参照。

**【第三者の所見】**

神保　謙　慶應義塾大学総合政策学部専任講師

外国報道機関による日本関連報道は、外国の知識層・一般層が我が国の国内政策・外交政策・文化・社会を知るもっとも重要なメディアであると同時に、日本の国際的評価を測る格好の指標となる。日本関連報道の「量」（掲載回数・字数・アクセス数）と「質」（何が、何故、どのように）は、諸外国の現代日本に対するプリズムだからである。このプリズムこそは、日本外交の底力につながり、また日本の経済・社会・文化交流の基盤となる。近年、外務省による外国報道機関対策が強化され、諸施策が検討・実施されたことは、まことに重要であるといわねばならない。

国際報道官室が実施した、総理・外務大臣に対する外国メディアのインタビュー、外国報道機関に対する取材協力、英文プレス・リリース、外国報道に対する記事（反論記事等）の掲載などの施策は、いずれも適切な焦点が定められており、とりわけ日本のナショナリズムに関連する（偏向）報道に対して反論記事を多数掲載（掲載率７割）したことは、高く評価できよう（もっとも反論の効果については別途の評価をしなければならない）。

近年、海外における知日派の層が先細り、日本を理解し、かつ説明できる専門家・ジャーナリストの減少が懸念されている。また中国・インドへの注目が高まっていることが、対日関心の低下に拍車をかけ、報道機関の東京からの移転なども目立つようになってきた。こうした中で在京報道関係者を待遇し、知日派形成に務めることは依然として大事であるが、発想を「攻め」に転じて欧米系メディア、中国、インドでのメディアに日本関連報道を増やし、日本人を登場させることもきわめて重要である。

メディアが多様化するなかでは、従来の新聞・雑誌系のみならず、テレビやウェブサイト（ブロガー）などへの働きかけも重要である。欧米・アジアにおけるローカルな番組、国際放送（報道番組・トーク番組・バラエティ含む）などに、積極的に日本の政府関係者、有識者を出演させ、対日理解の増進に務めるべきである。また在外公館は、国際報道官室と連携しつつ、現地メディアに対して企画・提案を働きかけるべきである。

さらに日本発海外向けの国際放送（ＮＨＫ等）・英文ウェブサイト（外務省・シンクタンク・民間団体）の更なる充実は、対日理解を促すだけでなく、日本を媒介して世界を知るためのゲートウェイと位置づけるべきである。日本が自らを説明するばかりでは十分ではなく、日本にアジアや世界の有益な情報が集まっていることこそが、攻めの広報外交の基礎となるべきなのである。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

外国メディアが国際世論に与える影響が増大していること、また、在京特派員の数が減少し続ける中で、対外発信の一層の強化の必要性が高まっている。更なる拡充強化が必要。

**【事務事業の扱い】**

①外国報道機関に対する情報発信（記者会見、バックグランド・ブリーフィング、インタビュー、取材協力、説明用資料の送付、プレス・リリース）の実施及び報道の受信・分析（反論投稿）　→　拡充強化

②報道関係者（ペン記者）招聘、ジャーナリスト会議開催、各国首脳同行記者への取材協力　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | ○ |

# Ⅲ－５　適切な国内広報・報道機関対策の実施

報道課長　　山野内勘二
国内広報課長　平下文康
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18、19 年度重点外交政策及び第 164 国会外交演説、第 165 回国会所信表明演説、第 166 回国会施政方針演説及び外交演説に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国の外交政策に対する国民の理解・支持を増進させるために、外交政策についての各種情報を様々な方途を活用して適時に分かり易く提供し、また、外交のあり方についての世論の動向を的確に把握し外交政策の企画立案・実施の参考とする。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

国民へのメディアを通じた間接的情報提供（報道機関に対する会見及びブリーフィングの実施並びにプレスリリースの発出、発信力のある有識者への情報提供）及び直接説明（各種講演会等の開催、広報資料の作成・配布）を通じて、我が国の外交政策に関する情報を適時に分かり易い形で国民に提供した。外務省ホームページのアクセス数の伸びや直接対話の場におけるアンケートの結果等から明らかな通り、我が国の外交政策に対する国民の理解の増進に寄与できた。また、国民からの多種多様な意見を的確に把握することができた。

**【今後の課題】**

外交政策に関する情報提供や説明責任は常に継続していくべき取組であり、引き続き適切な国内広報・報道機関対策の実施に努める。

**【施策の必要性】**

国際社会の相互依存関係が深まる中、国際問題が国民生活に直接影響を及ぼすケースが増加しており、我が国の外交政策に対する国民の関心は益々高まっている。我が国が外交政策を強力かつ効果的に遂行するためには、国民の支持・理解を得ることが不可欠であり、そのために我が国の外交政策についての各種情報を適時に分かり易い形で提供するとともに、国民の意見や世論動向を的確に把握し、外交政策の企画立案・実施の参考として適切に活用していく必要がある。

**【施策の有効性】**

（１）多くの国民は、メディアを通して、我が国の外交政策についての各種情報を入手している。外務省として報道機関に対し外交行事における取材の便宜を提供するとともに、適時に記者会見及び記者ブリーフを実施し、報道発表を発出している。更に我が国の外交政策の解説をメディアにおいて行う有識者に適切な情報提供を行うことによって、事実関係を正確に反映した報道を促すことが重要である。

（２）一方、報道がセンセーショナルな案件に偏る側面は否定できず、また、その時々の動きを主に報道することから、外務省が各種フォーラム、講演等の実施、パンフレット等の広報資料の作成・配布、定期刊行物への取材・編集協力等を通じて、我が国の幅広い外交政策を背景・経緯も含めて丁寧に国民に直接説明を行うことは不可欠である。

（３）また、外務省からの一方的な情報提供にとどまることなく、メール、電話等の多様な媒体を通じた国民からの意見聴取や、世論調査を実施することにより、我が国の外交政策に対する国民の考えや世論の動向を把握することは、外交政策を適切に企画立案・実施する上で重要であり、国内広報・報道機関対策の質を向上させる上でも不可欠である。

（４）こうした取組を一体として行うことは、国民の我が国外交政策に対する支持と理解を増進する上で極めて有効である。

**【施策の効率性】**

報道対策と国内広報は相互補完的であり、広聴活動をも有効に活用し、相互に連携することで、効果的・効率的な国内広報・報道対策を実施できた。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 865,976 | 832,314 |
| （分担金・拠出金） | － | － |
| 計 | 865,976 | 832,314 |

| 平成１８年度 | | 平成１９年度 | |
|---|---|---|---|
| 内訳： | | 内訳： | |
| 国内広報 | 255,353 | 国内広報 | 237,914 |
| 報道機関対策 | 610,623 | 報道機関対策 | 594,400 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 42 | 41 |

| 平成１８年度 | | 平成１９年度 | |
|---|---|---|---|
| 内訳： | | 内訳： | |
| 国内広報 | 14 | 国内広報 | 14 |
| 報道機関対策 | 28 | 報道機関対策 | 27 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

その時々の内政案件の多寡・軽重により、我が国外交政策の報道機関による取り上げ方も左右され、それによって、国民の我が国の外交政策に対する関心や理解にも影響を与えることとなる。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**：情報発信量と我が国の外交政策に対する国民の反応

（１）平成 18 年度は、口頭による情報発信として、従来は週１回だった外務報道官の会見を週２回に増やし、情報発信力の強化を図った。記者会見は計 237 回行った(原則毎日最低１回以上実施)。また、各種外交案件に際しては、主管局課長より、外務省詰め記者、各社論説・解説委員に対し、バック・グラウンド・ブリーフを計 288 回実施した。文書による情報発信として、国際情勢や外交案件についての我が国のメッセージを表明する「外務大臣談話」、「外務報道官談話」を 93 件、事実関係を中心に情報を提供する「外務省報道発表」等を 1798 件発出した。さらに、発信力のある有識者に対して、郵送・メール・面談等を通じ、定期的に情報を提供した。こうした取組が報道内容に反映されている。詳細は、事務事業④「外務省首脳、外務報道官による記者会見等の実施、談話・外務省報道発表の発出」を参照。

（２）平成 18 年度に実施した「外交フォーラム―外務大臣と語る 120 分―（旧称外務省タウンミーティング)」（２回)、講演会等（240 回）については、開催後参加者アンケートを実施・集計しており、大多数の参加者が外交政策に対する理解が深まった、また今後も継続を希望する、と回答している。詳細は、事務事業②「外交フォーラム、講演会・シンポジウム等の開催」を参照。

（３）外務省ホームページに寄せられたメールの意見、電話・FAX・書簡で寄せられた意見は約 15,700 件に上り、報告書を省内関係部局に迅速かつ適切に配布することで、外交等に関する国民の意見・関心を的確に把握・共有している。また平成 18 年度は「日伯（ブラジル）関係」「海外安全」の２テーマに関する世論調査を実施して、世論動向や国民の認識の度合いを把握しており、その調査結果は政策立案等の参考として活用されている。詳細は、事務事業③「外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握」を参照。

**【第三者の所見】**

花岡信昭　ジャーナリスト(産経新聞客員編集委員)

多種多様な外交課題をめぐり、連日、精力的な広報対策を重層的に展開していることは基本的に評価できるものであり、今後ともこの姿勢を継続してほしい。外務報道官の記者会見を週 2 回に増やし、有識者への情報メールを週 2 回発信するなど、拡充・強化策も大いに評価したい。

日米安保関係、基地問題、歴史認識問題などは、国民の側にも基本認識のレベルに相当の格差がある。外務省広報のあり方としては、同じことの繰返しになることを躊躇せず、不断に基本的な事実関係や日本政府・外務省の立場、考え方をさまざまな手法で伝えていく必要がある。それによって、基本的部分の誤解による無用な軋轢を避けることが可能になろう。

ただ、問題は外交テーマはすぐれて政治マターでもあるという点にあり、「政治」サイドからの発信が欠かせない。大臣、副大臣ら「政治家」の発言、首相官邸サイドの対応が重要な要素を占め、外務省広報としては、そうした発言・対応のフォローアップ、背景説明を迅速に行う必要がある。とりわけ、靖国、慰安婦、拉致など複雑な要素をはらむ課題については、メディア、国民の間に情緒的、感情的反応が噴出しやすい。そうした課題については、常に基本的事実や推移などをわかりやすく提示できるような機動的対処が必要であるように思える。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

引き続き、国内広報、報道機関対策及び広聴活動を有機的に活用し、外交政策についての各種情報を適時に分かり易く提供し、我が国の外交政策に対する国民の理解・支持の増進を図る。

**【事務事業の扱い】**

①定期刊行物、放送番組への編集・制作協力やパンフレットの作成　→　今のまま継続
②外交フォーラム、講演会・シンポジウム等の開催　→　今のまま継続
③外務省に寄せられる意見等に対応する広聴活動の実施及び世論調査等を通じた幅広い世論動向の把握　→　今のまま継続
④外務省首脳、外務報道官による記者会見等の実施、談話・外務省報道発表の発出　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | ○ |

# Ⅲ－６　効果的なＩＴ広報の実施

ＩＴ広報室長　上村惠洋

平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり |
| **施策の概要** | 外務省と外交政策についての内外の理解を促進するために、ユーザ（国民等）の視点に立ち、外務省ホームページを通じた迅速で分かり易い情報提供を行うことで説明責任を果たす。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

ホームページのアクセス数の増加及びバリアフリー化への対応の進展の状況から、目標に向けて進展があったと言える。また、このホームページを通じた広報は省内の連携体制の改善につながり、外交政策をより効果的に内外に説明することに寄与した。

**【今後の課題】**

ユーザビリティ（使いやすさ）の向上、バリアフリー化の更なる推進と掲載コンテンツの改善によるユーザ（国民等）の「満足度」の向上。

**【施策の必要性】**

インターネットの普及等によりあらゆる情報が氾濫する中で、外交に対する国民の関心も高まっており、外交政策についての正確で迅速な情報提供の必要性は説明責任の観点からも不可欠となっている。

**【施策の有効性】**

外務省ホームページを通じた広報の実施は、我が国の外交政策について国内外の多数の利用者の理解を促進することに寄与している。

**【施策の効率性】**

限られた予算の中で、外務省ホームページのデザインや使いやすさの抜本的な改定を行うと共に、広報動画も用いて分かりやすく迅速に情報を提供することで、１日 46 万件以上のアクセス（ページビュー：日本語、英語、携帯版合計）を確保し、多くの人々に効率的な情報提供ができた。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 221,769 | 201,657 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 221,769 | 201,657 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | ２ | ２ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

国民の関心を引きやすい外交問題や事件・災害等が発生すると、国内外の関心が高まり、ホームページへのアクセスが急増する傾向がある。

**【目標の達成状況】**

インターネットを通じ外交政策に対する国内外の理解の促進に寄与した。

**評価の切り口１**：ホームページアクセス数

外部業者による客観的なサイト評価の結果を踏まえ、引き続き親しみ易いコンテンツの拡充等を行うことで、より使い易いホームページを目指した結果、アクセス数は増加しており、インターネットを通じ外交政策に対する国内外の理解の促進に寄与した。

詳細は、事務事業①「外務省ホームページ（日本語、英語）の運営」及び事務事業②「在外公館ホームページ、Web Japan ホームページ等の運営」を参照。

**評価の切り口２**：バリアフリー化対応ページの増加状況

バリアフリー化対応ページを増やしたことにより、ホームページアクセスの層が拡大し、インターネットを通じ外交政策に対する国内外の理解の促進に寄与した。

詳細は、事務事業①「外務省ホームページ（日本語、英語）の運営」及び事務事業②「在外公館ホームページ、Web Japan ホームページ等の運営」を参照。

**【第三者の所見】**

真野英明　日本インタラクティブ・マーケティング株式会社　代表取締役

（１）Ｗｅｂサイトの機能として求められることは、サイト運営者側からは最も伝えたいことを優先順位を持って表示すること、ユーザー側からは知りたい情報へのスムースな誘導である。第一の点について、外務省のサイトは省全体として伝えたい政策情報を最も目立つ上部に表示されており、「施策の目標」に沿った作りと言える。

（２）今後、サイトへの接触者数だけでなく、平均接触回数、平均視聴ページ数、平均滞在時間などの指標による評価の導入が課題であろう。

（３）ユーザビリティ向上の重要なポイントは、一つの情報への誘導方法を複数設けることであるが、各ページの上部の共通のナビゲーションの他に誘導線が複数用意されていたり、他の省庁に見られない「検索件数の多いキーワード」ランキングを設けるなど、使い勝手は改善されつつある。しかし、ＴＯＰページのレイアウトがスクロールしなければ全体が見られないのは課題である。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

更に使い易く、分かり易いホームページ作りと迅速な情報提供に努め、外交政策に対する国内外の理解の一層の促進に資する。

**【事務事業の扱い】**

①外務省ホームページ（日本語、英語）の運営　→　今のまま継続

②在外公館ホームページ、Web Japan、ホームページ等の運営　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | ○ |

# 基本目標Ⅳ　領事政策

施策目標（施策）


Ⅳ-1　領事サービスの改善・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 375
Ⅳ-2　海外邦人の安全確保に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 381
Ⅳ-3　外国人問題への対応強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 386

# ◆在留届電子届出件数の伸び◆

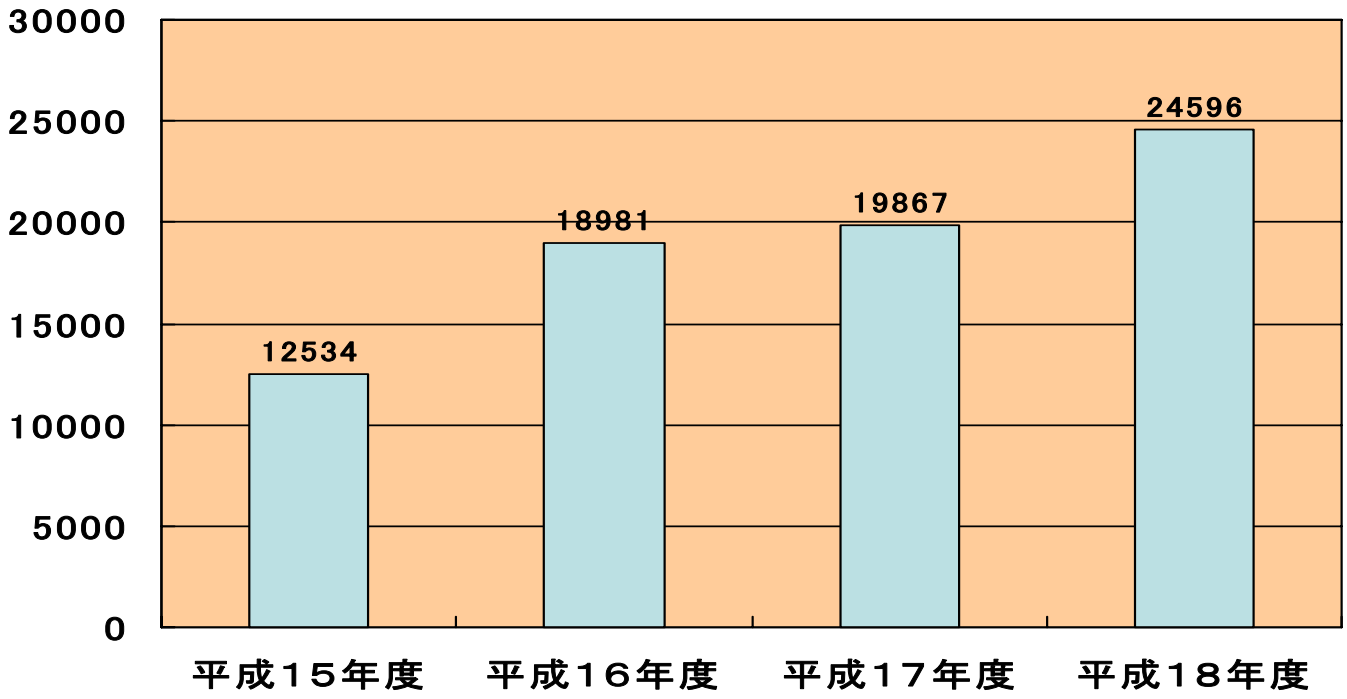


※在留届電子届出システム（ORRネット）は、平成15年3月運用開始。

**★在留届電子届出システム（ORRネット）**

（概要）

- インターネットを通じて在留届の届出を 行うことができるシステム（24時間稼働）。
- URLは「http://www.ezairyu.mofa.go.jp/」
- 事後の帰国・住所変更等の届出も同システムを通じて行うことができる。

# 在外選挙人名簿登録者数・登録率及び
# 在外選挙投票数・投票率の推移

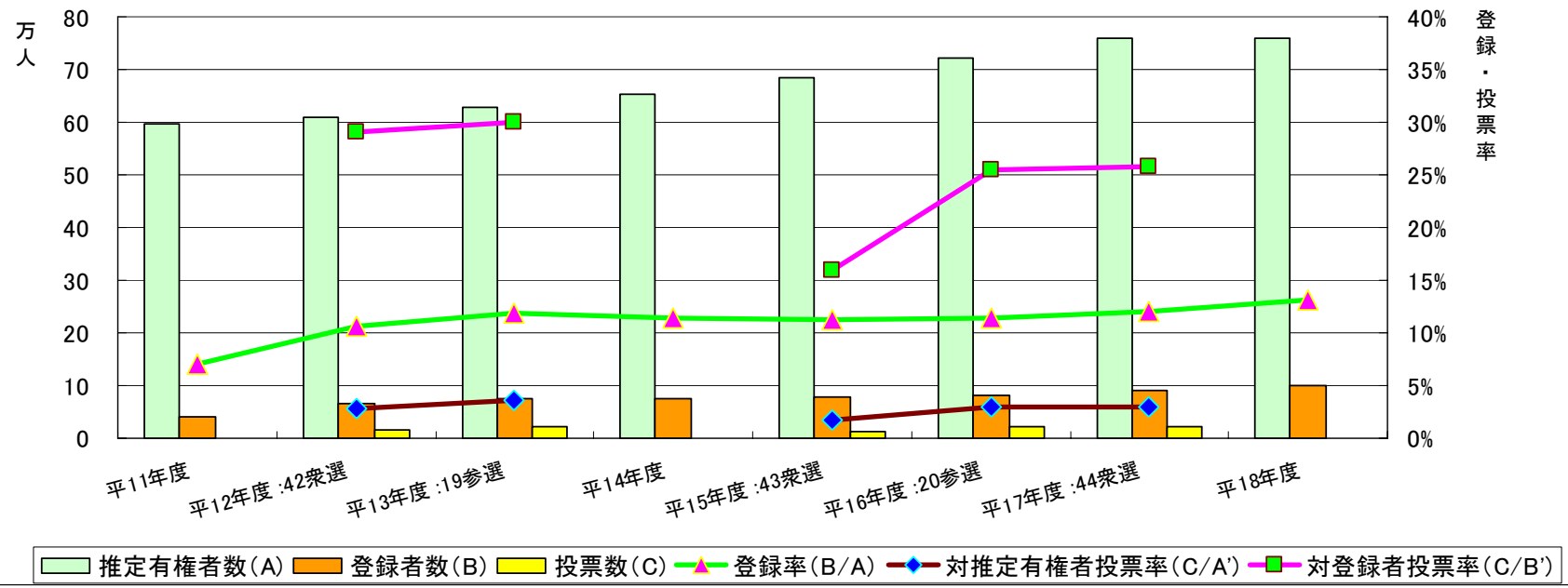


| | 平成11年度 | 平成12年度<br>(第42回衆選) | 平成13年度<br>(第19回参選) | 平成14年度 | 平成15年度<br>(第43回衆選) | 平成16年度<br>(第20回参選) | 平成17年度<br>(第44回衆選) | 平成18年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 推定有権者数(A) (注1) | 596,889 | 608,784 | 628,308 | 653,813 | 683,297 | 720,980 | 759,410 | 759,410 |
| 登録者数(B) (注2) | 41,724 | 64,575 | 74,317 | 74,671 | 77,014 | 82,555 | 91,815 | 99,173 |
| 投票数(C) | - | 17,013 | 22,054 | - | 11,749 | 20,640 | 21,366 | - |
| 登録率(B/A) (注2) | 6.99% | 10.61% | 11.83% | 11.42% | 11.27% | 11.45% | 12.09% | 13.06% |
| 対推定有権者投票率(C/A')<br>(注3) | - | 2.85% | 3.62% | - | 1.79% | 3.02% | 2.96% | - |
| 対登録者投票率(C/B'選管集計登録者数) (注4) | - | 29.07% | 29.94% | - | 15.93% | 25.52% | 25.82% | - |

(注1) 推定集権者数＝各年10月1日現在の在留邦人数×75%(ただし、平成18年度については、平成17年10月1日現在数を使用。)

(注2) 登録者数及び登録率＝各年度末時点での数値

(注3)「A':選挙前年10月1日現在の在留邦人数に基づく推定有権者数」(在留邦人数調査結果は翌年春頃に判明)に対する投票率。

(注4)「B':国内選挙管理委員会集計による選挙時の在外選挙人名簿登録者数」に対する投票率。

# ◆在留邦人に対する医療・衛生面での支援の強化◆

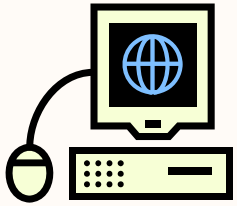

## ◎医療情報の提供

情報の種類：現地の感染症、医療機関等に関する情報

情報提供手段：外務省ホームページ、在外公館ホームページ、
在外公館メールマガジン、領事出張サービス等

## ◎巡回医師団派遣

目的：医療事情の悪い地域に滞在する在留邦人への健康相談

派遣数：年間12チーム派遣（平成18年度実績）

医師団構成：医師2名、看護師1名

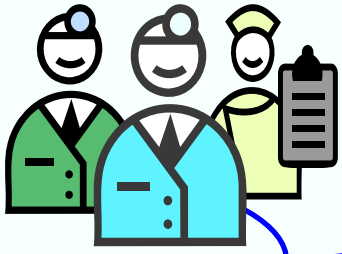

# Ⅳ－１　領事サービスの改善・強化

領事局政策課長　山本　条太
領事局旅券課長　福山　　宏
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | （１）領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること<br>（２）領事業務実施体制を整備すること<br>（３）国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | （１）邦人の利便性及び福利向上のための取組<br>海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上のため、IT 化の推進、福利厚生面での支援強化等のための取組を進めた。<br>（２）領事担当官の能力向上<br>国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じた。<br>（３）国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理<br>日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努めた。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

領事業務の IT 化の推進、医療等福利厚生面での邦人に対する支援強化、領事業務実施体制の着実な整備、IC 旅券の適切な発給・管理等により、邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まったことは、全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。

**【今後の課題】**

技術革新に対応した更なる IT 化推進や次世代旅券の開発、申請・届出等手続の一層の簡素化、今後の邦人のニーズの増加・多様化への対応、領事担当官の更なる能力の向上、他省庁・自治体等出身職員へのきめ細かい研修の実施、人的資源の適正な配置等に的確に対応する必要がある。

**【施策の必要性】**

近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わっている領事業務へのニーズは高まっており、更に、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、IT 化、福利厚生面での支援強化、領事担当官の能力向上、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。

**【施策の有効性】**

（１）IT 化等による手続の簡素化、邦人の福利厚生面での支援強化の取組は、サービスの向上・利便性の向上につながり有効である。

（２）領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。

（３）ICAO の国際標準に準拠した生体情報を取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使した IC 旅券の適正な発給・管理は、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。

**【施策の効率性】**

（１）限られた資源の中、IT 化の推進等により邦人の利便性向上が着実に図られており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（２）領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 7,200,344 | 9,123,347 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 7,200,344 | 9,123,347 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 65 | 65 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）ICAO が定める渡航文書の国際標準や諸外国の出入国管理政策により、我が国旅券政策が影響を受けることがある。

（２）在外選挙人登録数が伸び悩んでいることには登録申請手続の煩雑さが一つの大きな要因に挙げられる（平成 18 年度において公職選挙法改正により一部手続の簡素化が図られたが、今後も更なる手続の簡素化が必要。）。

【目標の達成状況】

**評価の切り口１**：在留届の電子届出件数の伸び及び在留邦人向けメールマガジンシステムの導入公館数の伸び

（１）在留届電子届出件数

平成 16 年度：18981 件、平成 17 年度：19867 件、平成 18 年度：24596 件

（２）メールマガジンシステム導入公館数

平成 16 年度：43 公館、平成 17 年度：65 公館、平成 18 年度：88 公館

詳細は、事務事業①「領事事務の IT・システム強化」を参照。

**評価の切り口２**：領事出張サービスの回数

平成 16 年度：497 回、平成 17 年度：746 回、平成 18 年度：711 回

詳細は、事務事業②「領事出張サービスの拡充強化」を参照。

**評価の切り口３**：在外選挙人名簿登録申請件数及び同登録率の伸び

（１）在外選挙人名簿年間登録申請件数

平成 16 年度：15,729 人、平成 17 年度：20,839 人、平成 18 年度：21,635 人

（２）在外選挙人名簿登録件数（注：帰国による登録抹消者及び市区町村選管での登録審査に期間を要するため（１）とは乖離がある。）

平成 16 年度：5,541 人、平成 17 年度：9,260 人、平成 18 年度：7,358 人

（３）在外選挙人名簿登録率

平成 16 年度：11.45%、平成 17 年度：12.09%、平成 18 年度：13.06%

（外務省調べ）

詳細は、事務事業③「在外選挙人登録推進」を参照。

**評価の切り口４**：日本人学校・補習授業校への援助

次の数の日本人学校及び補習授業校に対し、校舎借料、現地採用講師謝金等に係る援助を行っており、邦人支援策の向上に寄与した。

（１）日本人学校

平成 16 年度：83 校、平成 17 年度：85 校、平成 18 年度：85 校

（２）補習授業校

平成 16 年度：189 校、平成 17 年度：185 校、平成 18 年度 187 校

詳細は、事務事業④「海外子女教育体制の強化」を参照。

**評価の切り口５**：医療情報の積極的な提供及び海外巡回医師団の派遣

（１）医療情報の提供

鳥インフルエンザを始めとする世界各地の感染症につき、海外安全ホームページ、感染症関連情報ホームページ等を通じて情報提供を行い（平成 18 年度の感染症関連渡航情報発出件数：32 件）、国民の海外渡航の際の健康面での啓発に寄与した。

（２）海外巡回医師団派遣

平成 18 年度は、医療事情のよくない 37 カ国・59 都市に 12 チームの医師団を派遣し、1400 人の在留邦人を対象として健康相談を実施し、日本とは違う環境の下で生活する邦人の身体・精神

両面での健康・衛生管理に寄与した。

詳細は、事務事業⑤「在留邦人に対する医療・衛生面での支援の強化」を参照。

**評価の切り口６**：領事研修受講者のアンケート及び外部講師よりの評価

（１）領事研修受講者のアンケート結果

領事初任者研修（年２回)、領事中堅研修（年１回)、在外公館警備対策官研修（年１回）を実施し、受講者のほぼ全員より知識・専門性の向上が図られ有益であったとの評価があった。

（２）外部講師よりの評価

外部講師（大学教授等）よりも、領事担当官に対しメンタルヘルス、遺体鑑識等必要な分野の研修を行うことは必要かつ重要であるとの評価があった。

詳細は、事務事業⑥「領事担当官に対する研修の強化」を参照。

**評価の切り口７**：IC 旅券の発給状況

平成 18 年度においては約 440 万冊の IC 旅券を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

詳細は、事務事業⑦「国際標準に準拠した IC 旅券の発給・管理」を参照。

**評価の切り口８**：領事業務の業務・システムの最適化事業の進行状況

領事関連データ管理システムにおいて、在留届の二重登録防止等の機能を付与したほか、セキュリティの強化を達成した。また、平成 19 年度以降に達成予定の在留邦人数実態調査のシステムによる自動化、戸籍・国籍事務のシステム上の管理、査証発給端末と旅券発給端末の一部統合等の開発を順調に進めており、海外邦人の利便性の向上、領事業務実施体制の整備に寄与した。

詳細は、事務事業⑧「領事業務の業務・システムの最適化事業」を参照。

**【第三者の所見】**

野田文隆　大正大学人間学部教授

海外渡航者、海外在住者の急増する昨今において、邦人の「安全」「安心」「健康」「活動」にとって外務省領事局の果たす役割は以前にも増して重要となっている。邦人の海外での進展と邦人を通じての諸外国との交流をサポートする意味で、領事サービスの継続的改善･強化は極めて重要であり、その公正な自己評価、外部評価は必須の要件と考えられる。本年度は領事事務の IT システムの強化、在外選挙登録推進、IC 旅券の発給･管理と言った重要事項があり、その意味では限られた予算の中ですべての項目に関して、飛躍的なサービス改善、強化は困難であると思えたが、報告からはできうる限りのことを成して行こうという姿勢がうかがえる。私見ではあるが、大規模緊急事態の急増する世界情勢に対して、邦人への情報の発信体制、保護体制の強化は最重要事項であると思える。また、大感染症などから邦人を守るためにも医師巡回などの医療･情報提供も欠かしてはならないであろう。海外子女の教育、遠隔地への領事出張サービスも後退してはならない。一方、改革に向かう途上で領事担当官個人の負担が重くならない対策のためにも担当官への研修の拡充や効率的なサポートシステムの構築が求められる。サービスの改善･強化は拙速であってはならないが、より妥当な予算のもとにより迅速に進められるべきであろうと考えられた。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

領事サービスの改善・強化については、終わりのない目標と位置付けており、平成 19 年度以降も重点政策として目標達成に向け推進していく。

**【事務事業の扱い】**

①領事事務の IT・システム強化　→　内容の見直し
②領事出張サービスの拡充強化　→　今のまま継続
③在外選挙人登録推進　→　拡充強化
④海外子女教育体制の強化　→　拡充強化
⑤在留邦人に対する医療・衛生面での支援の強化　→　今のまま継続
⑥領事担当官に対する研修の強化　→　今のまま継続
⑦国際標準に準拠した IC 旅券の発給・管理　→　今のまま継続
⑧領事業務の業務・システムの最適化事業　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | － | ○ |

# Ⅳ－２　海外邦人の安全確保に向けた取組

海外邦人安全課長　齋藤法雄
邦人テロ対策室長　山内弘志
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | （１） 海外邦人の安全対策を強化すること（広報・啓発）<br>（２） 海外邦人の援護体制を強化（基盤・体制）すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度、19 年度共に、重点外交政策に言及有り。 |
| **施策の概要** | （１） 海外邦人の安全対策の強化<br>海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化しうるよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めると共に、そのための的確な情報収集・発信力の強化。<br>（２）海外邦人の援護体制の強化<br>邦人保護業務にあたる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務のアウトソーシング化、内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化、更に医療ほかの専門性の強化等、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

平成 18 年度においては、海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における施策を進め、全体としては相当な進展があったと考える。特に、スマトラ沖大地震・インド洋津波以降の大規模自然災害の被害及び世界各地で発生するテロの残酷さ等を背景に、緊急事態への対応体制、安否確認システムの整備を確実に進め、また、危機管理意識の高揚と共に、鳥・新型インフルエンザという新たな脅威に対しても、各国政府及び関係機関等とも連携しつつ、対策を講じることができたことは大きな進展であった。また、こうした施策の実現に向け、平成 19 年度予算においては、業務の効率化を図りつつ必要な経費を確実に反映させ、邦人保護業務を進める上での基盤強化を図ることが可能となった。

**【今後の課題】**

海外における国民の安全と安心を強化するためには、アウトソーシング化及びネットワーク化並びに IT 化等を通じて既存の資源の効率化を図りつつも、いつでもどこでも漏れのない邦人援護に必要な体制及びシステムの整備・強化は早急に図る必要がある。特に、いつ出現するか予測が

困難な新型インフルエンザへの対策、休館時の緊急電話応対体制及び新たな高年齢層をはじめとする短期渡航者の安全対策及び安否確認体制の強化は短期的な課題であり、こうした強化に向けた検討を早急に行う必要がある。

**【施策の必要性】**

国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題であり、海外における国民の身体・生命及び財産を守るための努力は外務省の最重要任務の一つである。また、海外における邦人の安全対策及び邦人保護業務に際しては、常に、予算・人員の効率性向上を図りつつ、効果の最大限化を図ることは、国民及び時代の要請である。

**【施策の有効性】**

海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が多様化する海外での危険を正確に認識し、「自分の身は自分で守る」意識をもって予防策を講じることが重要である。このため国民が、常時変化し、多様化する海外の危険を的確に察知し、回避するための安全対策を講じられるよう、渡航先の治安・テロ情報に加え、感染症等国民の安全に関連する最新情報を的確かつ細やかに提供することが不可欠であり、このための正確な情報収集・分析及び魅力的な発信体制の強化を図ることが有効である。第二に、安全対策を講じたにも拘わらず、不測の事件・事故あるいは災害等のトラブルに遭遇した国民に対して、時間・場所に関係なく、必要かつ十分な支援を、迅速かつ確実に行いうる外務本省及び在外公館の体制並びに支援のための基盤の整備・強化が必要である。特に、平成16年末に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波以降、同様な大規模自然災害が継続している中で、こうした大規模緊急事態に際する人的、物的整備が急務となっている。

**【施策の効率性】**

多様化する海外における危険に応じて、正確かつ的確な情報及び支援を提供するため、在外公館及び外務本省の人的・物的資源を効果的かつ効率的に投入、展開し得る体制の整理及び強化、また業務の一部アウトソーシング化、内外の関係団体との連携・協力の強化を図ることは施策の目標及び時代の要請に合致しており、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 898,211 | 937,886 |
| （分担金・拠出金） | － | － |
| 計 | 898,211 | 937,886 |

（注）内訳　海外邦人安全課　715,904　751,875

邦人テロ対策室　182,307　186,011　単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 57 | 57 |

（注）内訳　海外邦人安全課　42　42

邦人テロ対策室　15　15　単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

（１）平成 18 年における日本人海外渡航者は年間 1,750 万人（国民の８人に１人）と史上二番目の多さに回復し、また在留邦人は平成 17 年以降 100 万人を超えた。更に、平成 19 年以降、団塊の世代の多くが定年を迎え、海外旅行あるいはロングステイ等の長期滞在人口に合流することから、海外渡航・在留邦人数の増加の動きは、ますます加速されることが見込まれている。

（２）一方、こうした海外渡航・在留邦人数の増大に伴い、海外での危険と危機は、自然災害の大規模化、テロの広域化、新種の感染症の出現・流行、犯罪の凶悪化等に見られるよう多様化、複雑化し、また深刻化している。特に、近年の大地震、津波そしてハリケーン等の気象災害など、大規模な自然災害は予見しがたく、また、新種の感染症が出現する等、既存かつ統一的な安全対策にも限界がある。更に、邦人援護環境は、その国・地域ごとに法令・慣習に左右されることがあり、画一的な対応は困難になっている。

（３）こうした中、海外における事件・事故等のトラブルに遭遇する邦人も増加しており、現有体制の下、対応はますます困難になっている。また、邦人援護は、それぞれのケースの背景・環境、また邦人のニーズが異なることから、ケース毎に、また一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応が必要であり、画一的な対応では困難になっている。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：情報発信基盤の強化に向けた取組状況

平成 18 年度には、安全情報収集委託業務の見直し、外国政府安全対策担当者の招聘等を通じた現地情報収集力体制の強化、海外安全ホームページのアクセスビリティ及びユーザビリティの向上によるアクセス数の増加を図った他、幅広い層に人気のあるオリエンタルラジオをイメージキャラクターとする等海外安全キャンペーンへの関心を高めた。また、海外における多様な危険を、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料（海外事件簿等）をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて提供した。更に、こうした国民のための情報を外務省ホームページのみならず、政府全体の広報の取組との連携をはかり、政府広報の手段を活用し、海外安全対策に関する広報・啓発を広く実施した。詳細は、事務事業①「海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化」を参照。

**評価の切り口２**：海外邦人の危機管理意識強化に向けた取組状況

平成 18 年度には、テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。詳細は、事務事業①「海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化」を参照。

**評価の切り口３**：多様化する危機・ニーズへの対応強化

（１）休館時緊急電話対応体制の強化状況

夜間・休日等在外公館閉館時等時間的制約に関係なく、海外邦人からの緊急連絡に対応しうるよう、在外公館休館時の緊急電話受付業務のアウトソーシング化を推進し、平成 18 年度には（予算の制約はあったものの）導入公館を平成 17 年度の 40 公館から１公館追加導入し、41 公館に拡充するとともに、平成 19 年度予算において東南アジア地域への更なる拡充に向けた予算を確保した。

（２）遠隔地等における即応体制強化の進捗状況

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行いうるよう、現地協力者の初動時の支援を得るに必要な謝金及び管轄公館の領事担当官が迅速に現場に赴くための旅費等、平成 19 年度において関連予算を増額した。

（３）専門的知見の活用

海外における在留邦人、邦人渡航者が増加する中で、精神障害あるいは鳥インフルエンザ等の感染症など新たな脅威が出現する中、こうした特殊な事態にも適切に対応するため、在外公館の領事担当官に対しては国内外における研修を通じた能力向上を図るとともに、新たな危険・脅威に的確に対応しうるよう、拠点国における顧問契約精神科医師の活用、鳥・新型インフルエンザ対策策定に際する関係府省庁の連携、医療専門家会合を開催する等、専門的知見を得た。

詳細は、事務事業②「在外公館援護体制の更なる強化」を参照。

**評価の切り口４**：官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施状況

海外の在留邦人、邦人渡航者が増加すると同時に、海外邦人が遭遇する危険・危機が多様化する中、海外邦人の安全対策をより機能的かつ有効的に行いうるセーフティネットの強化のため、外務本省及び在外公館において官民協力及び現地治安当局との協力関係の枠組みを構築し、情報共有・協議を行った。

また、外務省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方自治体との意見交換を行った。詳細は、事務事業③「海外邦人の安全対策に向けた多様な取組」を参照。

**評価の切り口５**：大規模緊急事態対応能力強化の進捗状況

テロ、大規模化する自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態において、いかなる時間・場所において発生した場合にも、迅速かつ的確に対応しうるよう、平成 18 年度においては、研修を通じた緊急事態対応要員の養成とともに、全米・カナダ邦人安否確認システムの構築をはじめ安否確認システムの整備・拡充を行ったほか、平成 19 年度においても緊急展開用備品・人的派遣にかかる予算を確保した。詳細は、事務事業④「緊急事態対応の強化」を参照。

**【第三者の所見】**

河野　毅　政策研究大学院大学助教授

（１）世界有数の安全国家日本の状況に培われた国民の安心意識と海外の危険状況のギャップはますます拡大している。異常気象、新型感染症、政変、テロなど、毎年多様化する国際情勢・状況に従い、邦人渡航者ならびに在留邦人に対する危機も突発化・多様化しており、流動的な情勢の変化に敏感な邦人保護体制の運用が求められる。さらに、事後対応のみならず国民に対する情報発信と注意喚起などの事前活動の必要性も高まっており、とくに増加するロングステイ中高年層や修学旅行を含む若年層の渡航者を対象とする事前活動が必要である。したがって、危機個々に対応し、さらに邦人個々に対応する危機管理体制の確立が強く求められている。また、国際情勢の行方を感知するために、既存の「安全情報」という定義を超えた広範な情報収集能力の強化と、情報分析体制の充実が期待される。

このような流動的な状況を踏まえると、平成１８年度の海外邦人安全課および邦人テロ対策室の活動は、おおむね妥当であった。

（２）国民に対する情報の提供と共有については、海外安全ホームページは充実しており、見やすさやアクセスの方法などの利用の容易さにも配慮されたものである。国内における海外安全キャンペーンはイメージキャラクターの使用などを通じ国民の関心を集めつつあるが、中高年層や若年層をターゲット

としたキャンペーンの強化が求められる。また、新型インフルエンザ出現の脅威をはじめとする感染症など、外務省のみならず関係各省との連携による対応が求められる危機についての政府広報の努力も見られるが、国内大都市圏を超える危機への対応については、広報の観点から、地方自治体のネットワークを利用した連携体制の構築・強化も必要だろう。

（３）海外における危機対応体制では、在外公館休館時における緊急電話受付業務のアウトソーシングを図るなど、危機対応の常時化が進められており高く評価するべきであるが、国民の渡航・活動が世界の隅々にまで及ぶ現代では更なる地域的展開が必要である。また、海外版災害伝言ダイヤルとも言える「音声安否確認システム」は、現在、全米ならびにカナダに限られるサービスであるが、このようなサービスの充実化は他地域においても有用なものであると思われる。海外においても商工会議所などの邦人グループとの連携において情報の共有等を目的とした会議の開催は継続して行われており、危機対応の意思共有は現地大使館を通じて深められている。ただし、一般固定電話など公共インフラが弱く、地域格差が激しい途上国などにおける情報の共有と連絡には、比較的広範なネットワークをもつ個人携帯電話への情報発信などのサービスを通じて情報が伝達されるようなシステムの構築が重要である。しかしながら、国によっては受益者負担を伴うこのようなサービスの導入には国民の理解が不可欠であり、この観点でも十分な広報・説明が必要である。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

海外における邦人保護については、在留邦人の増加傾向が継続し、これに加えて、「2007 年問題」で示される如く平成 19 年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え潜在的な海外渡航人口に合流すること及びテロの広域化、自然災害の大規模化等世界規模で危険・危機が多様化し、かつ複雑化する中、依然として、海外邦人の保護に際する政府への期待は高い。このような状況に対応するためには、国民の危機回避意識を醸成・増進すると共に、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、ネットワーク化を進めつつ、在外公館の邦人援護の体制・システムを強化し、右に向けた予算要求を行うことが重要となっている。

**【事務事業の扱い】**

①海外邦人の安全対策・危機管理体制の強化　→　今のまま継続
②在外公館援護体制の更なる強化　→　今のまま継続
③海外邦人の安全対策に向けた多様な取組　→　今のまま継続
④緊急事態対応の強化　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ○ |

# Ⅳ－３　外国人問題への対応強化

領事局外国人課長　岩藤俊幸

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | （１）外国人問題への対応の強化により人的交流を拡大し、出入国管理等厳格化の要請に応えること<br>（２）在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり |
| **施策の概要** | 中国団体観光の促進等諸外国との観光、ビジネス等の人的交流を促進する措置とともに、日系人へのなりすまし防止、人身取引対策等のため査証審査の厳格化措置をとり、適正な査証審査と査証 WAN の拡充を進めた。また、外国人問題に関する取組として、海外交流審議会答申のフォローアップ、国際シンポジウムを実施するとともに、関係国政府との協議を通じて問題解決に向けた協力体制を強化した。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）引き続き入国者数が大幅に増加する一方、不法残留者数、犯罪検挙人員に増加は見られず、人的交流の拡大と出入国管理等厳格化の両方の要請に十分応えることができた。

（２）二国間の領事当局間協議は、相手国政府に問題を認識させ、問題解決に向けた連携強化に大きく貢献した。

（３）海外交流審議会答申のフォローアップ、国際シンポジウムは、外国人問題に関する国内関係省庁他との議論の活発化、世論の啓発に寄与した。

**【今後の課題】**

適切な査証審査体制の整備に継続して努めるとともに、出入国管理・外国人犯罪の問題、在日外国人の在留管理への取組を、関係省庁及び地方自治体、相手国政府等とも協力しつつ、促進させる必要がある。

**【施策の必要性】**

（１）我が国と諸外国との間の人的往来が急速に拡大している中で、ビジット・ジャパン・キャンペーンを通じた外国人観光客の誘致促進、規制改革会議等を通じた外国人ビジネスマンに対する査証簡素化の要望を踏まえ、問題のない外国人に対する査証緩和措置を実施し人的交流の一層の促進を図る一方、外国人犯罪の増加等治安問題に対する国民の関心の高まりを受け、査証審査を厳格に行い、好ましから

ざる外国人の入国を未然に防止する体制を強化する必要がある。
（２）外国人の不法滞在、犯罪等に対する対策強化のため、関係各国との領事分野での政府間協議を促進させる必要がある。我が国の外国人在留者数が約 201 万人に達し、教育、社会保障、労働環境等の問題への総合的な対応が求められているので、省庁横断的な対応を検討するとともに、地方自治体とも連携して、外国人問題に関する国民の理解を深め、効率的かつ有効な措置を講じていく必要がある。

**【施策の有効性】**
（１）犯罪対策閣僚会議の行動計画や人身取引対策行動計画等を踏まえつつ、問題のない外国人に対する査証緩和措置を実施するとともに、好ましからざる外国人に対する査証審査を厳格化して、その入国を未然に阻止するため、査証 WAN の拡充をはじめとする適正な査証発給のための体制を整備することが有効である。
（２）「生活者としての外国人」に関する総合的対応策等を踏まえ、外国人問題についての今後の対応策を策定するため、各国との領事当局間協議を通じ相手国政府と問題解決に向けた連携を強化するとともに、海外交流審議会のフォローアップ、国際シンポジウムを通じて、主要国の取組について国民の理解を深め、政府における検討を加速させることが有効である。

**【施策の効率性】**
限られた資源の中、査証面から人的交流促進と出入国管理等厳格化の両方の要請に応えることができ、外国人問題についても、領事当局間協議、国際シンポジウム等により国民の理解増進、政府部内での検討の加速化に寄与したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 745,341 | 714,614 |
| （分担金・拠出金） | ― | ― |
| 計 | 745,341 | 714,614 |

単位：千円

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 27 | 28 |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**
（１）査証に関する措置は、国民の間で、観光促進・ビジネス交流拡大の観点より緩和の要望がある一方、来日外国人犯罪の深刻化に対する懸念から厳格化の要望もあることから、バランスをとりつつ適切な措置を執る必要がある。
（２）在日外国人問題は、諸外国の動向も参考にしつつ、政府部内での横断的な対応が必要であるが、現状では地方自治体の負担が重くなっていることから、国民的な課題として認識を得ていくことが必要である。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：適正な査証発給のための体制の整備

査証関連措置（韓国人に対する短期滞在査証免除措置の無期限延長、中国国民訪日団体観光促進措置等）の効果もあり、外国人入国者数が平成 18 年も引き続き増加している（短期滞在新規入国者数：平成 17 年・575 万人→平成 18 年・641 万人）一方、不法残留者数（平成 17 年・19 万人→平成 18 年・17 万人）や刑法犯検挙人員数（平成 17 年・8,505 人→平成 18 年・8,167 人）は減少しており、双方からの要請に十分応えることができた。詳細は、事務事業①「査証審査の適正化」、②「査証 WAN システムの拡充」を参照。

**評価の切り口２**：在日外国人が抱える問題の状況と解決のための施策の実施状況

平成 18 年度には６カ国との間で領事当局間協議を開催し、相手国政府に問題点を然るべく申し入れるとともに、問題解決に向け協力を強化することができた。また、海外交流審議会答申のフォローアップ、第３回国際シンポジウムの開催を通じ、在日外国人問題について国内関係省庁との連携強化、具体的な措置に向けた政府の検討を加速させることができた。詳細は、事務事業③「領事当局間協議の拡充」、④「在日外国人・日系人問題対策への対応」を参照。

**【第三者の所見】**

小野五郎　埼玉大学経済学部教授

モノ、カネに続くヒトの移動は、史的必然であり、日本においても、今後の発展のためには海外との人的交流が不可欠な反面、それに伴う治安の悪化や文化摩擦等の多様な問題への対処が必要となる。外務省における体制も、それに応じた十分な拡充が求められる。

○ これら一見対応困難な諸問題は、先進諸国間で共通するところも多く、サミット等の場で、日本が各国の知見を共有する方向へと働きかけたことは時宜を得たものだと言える。

○ 景気回復とともに再び増加傾向が見られる外国人労働力問題は、受入れの可否そのものを含めていまだ日本国内に確たるコンセンサスが無い。そうした状況下で、ともすれば利害関係者の強い声が押し通されることが懸念される。政府部内で的確な判断を下すためには、前提となる内外の情報を広く収集し議論を結集することが先決である。その点から見て、内外の有識者を集めてシンポジウムを開催した意義は高く評価できる。

○ いずれにしても、在留外国人問題を改善するためには、彼ら自身に対する啓蒙や来日前の事前教育が不可欠である。その点、直接の現場たる自治体には十分な情報も経験も不足していることが多く、中央政府などによる支援の強化が求められる。特に、これまで主として海外向け広報を担ってきた外務省が、その有する情報・経験を国内向けにも活用することが有用だと思われる。しかし、たとえ他省庁との連携によるとしても、今の外務省の体制では、そこまでの対応は困難であり、その拡充強化が強く求められる。

井上洋　日本経済団体連合会産業第一本部長

世界の国際観光客数が 2010 年には 10 億人を超えるという大交流時代を迎える中、国際観光立国、すなわち訪日外国人旅行者数拡大に向けた施策を講じる意義は極めて大きい。わが国は、2010 年において訪日外国人観光客を１千万人にする目標を立てているが、それを確実なものとするためには、近隣の友好国である韓国や中国の国民に対して行う査証関連の措置は極めて重要であり、既に行われている措置は十分、実効あるものと評価できる。

一方、1990 年に日系２世３世の方々が、就労制限なく入国できるようになったことなどから、近年、事実上労働を目的にわが国に入国し在留するニューカマーといわれる外国人が急増し、様々な問題が生じていることに関しては、関係省庁横断的な取り組みが不可欠であるが、在日外国人が労働者、あるいは住民としての権利を享受するためには、平成 16 年 10 月の海外交流審議会答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」で指摘しているように、「義務教育年限の子どもへの教育などの行政サービスを受けるためには、在日外国人一人一人について、その就労実態、居住状況、社会保険への加入状況、子どもの就学状況等を的確に把握すること」が前提となる。今日、これらの認識は、関係府庁や地方自治体において浸透しつつあり、制度改革の動きが見られる。同答申や外務省の主催する「国際シンポジウム」の開催が、世論喚起に果たした役割は大きい。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

適正な査証発給の体制整備を更に強化するとともに、出入国管理等の問題、在日外国人の在留管理への取組を促進し、関係省庁、関係各国、課題を抱える地方自治体とも連携を深めていく。

**【事務事業の扱い】**

① 査証審査の適正化 → 今のまま継続
② 査証 WAN システムの拡充 → 拡充強化
③ 領事当局間協議の拡充 → 今のまま継続
④ 在日外国人・日系人問題対策への対応 → 今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | ― | ○ |

# 基本目標Ⅴ　外交実施体制の強化

施策目標（施策）

Ⅴ-1　　ＩＴを活用した業務改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 393
Ⅴ-2　　外交実施体制基盤の整備・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 397

# Ｖ－１　　ＩＴを活用した業務改革

情報通信課長　杵渕正巳
在外公館課長　今村　朗
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 業務・システムの最適化による行政運営の簡素化・効率化・合理化を推進すること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 各内部管理業務システム、在外経理システム及び情報ネットワークの最適化を実施することにより、運営・維持経費の削減を図るとともに、業務の簡素化・効率化・合理化を推進する。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」（平成 18 年度成果重視事業）においては、ホストコンピュータ上で運用している 45 業務・システムのうち 28 業務・システム（全体の 62%）の再構築を完了し、完了比率目標を達成した。

（２）「外務省情報ネットワーク最適化」においては、平成 20 年度からの最適化に向け平成 18 年度までに最適化計画の基本要件となる基幹通信網を 183 公館へ、秘匿 IP 電話を 187 公館へそれぞれ設置し、今後も継続していく。

（３）「在外経理システムの再構築」（平成 18 年度成果重視事業）においては、在外経理システム用データベースサーバを構築し、経理データ集計機能の強化を達成した。

**【今後の課題】**

（１）「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、府省共通の「人事・給与関係業務情報システム」の最適化計画が見直されることに伴い、外務省の「人事・給与等業務・システム」については、その再構築方法及び成果重視事業目標の見直しを行う。

（２）「外務省情報ネットワーク最適化」においては、基本要件である基幹通信網の整備及び秘匿 IP 電話の設置について、全在外公館へ整備・設置を目指す。

（３）「在外経理システムの再構築」においては、策定した「在外経理システムの業務・システム最適化計画」に基づき、物品管理システムや現地職員管理システム等の開発・運用のための経費を平成 20 年度予算として要求する。

**【施策の必要性】**

（１）「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」については、平成 18 年度重点外交政策に掲げられた IT 関連の業務改革を推進し、業務の効率化を達成するため、ホストコンピュータ上で運用している内部管理業務・システムの最適化に取り組む必要がある。

（２）「外務省情報ネットワーク最適化」については、外交政策の立案・推進機能の一層の強化を図るため、現行の外務省情報ネットワークを根本的に見直し、十分なセキュリティと、外交活動に必要な円滑な情報交換を同時に実現する情報ネットワークの在り方を明確化し通信機能を強化する必要がある。

（３）「在外経理システムの再構築」については、在外公館における会計担当官の膨大な業務を簡素化・効率化するため、在外経理システムの再構築による環境整備を進めることが必要である。

**【施策の有効性】**

（１）「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」では、システムの維持経費を年間３億円削減し、業務処理時間を年間 1500 時間削減することにつながり、効果的である。

（２）「外務省情報ネットワーク最適化」では、全体的なセキュリティレベルの向上とともに平成 22 年度の計画完了時には年間１億 7000 万円の経費削減､及び１万 7000 時間の業務時間短縮が見込まれる。

（３）「在外経理システムの再構築」では、最適化計画完了後は年間約６万 6700 時間（目標試算値）の削減が見込まれる。また、システムの維持・運用経費については、平成 18 年度から平成 20 年度まで、年平均 2082 万 4000 円の経費低減に相当する効果が見込まれる。

**【施策の効率性】**

ホストコンピュータについては入札によるオープン機器の導入、基幹通信網及び秘匿 IP 電話については入札を実施、並びに在外経理システムも入札を実施し、競争原理の導入により効率化を図った。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 3,900,945 | 4,108.537 |
| （分担金・拠出金） | － | － |
| 計 | 3,900,945 | 4,108.537 |

（内訳）

| | | |
|---|---|---|
| 内部管理業務用ホストコンピュータ | | |
| システムの再構築 | 509,355 | 417,437 |
| 外務省情報ネットワーク最適化 | 3,214,035 | 3,422,354 |
| 在外経理システムの再構築 | 177,555 | 268,746 |

（単位：千円）

| | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| 人的投入資源 | 23 | 23 |
| （内訳） | | |
| 内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築 | 10 | 10 |
| 外務省情報ネットワーク最適化 | ９ | ８ |
| 在外経理システムの再構築 | ４ | ５ |

単位：人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口**：業務・システム再構築の完了比率（最終的には成果指標により評価するも、システム整備途中につき本年度は完了比率で評価）

（１）「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」においては、ホストコンピュータ上で運用している 45 業務・システムのうち 28 業務・システム（全体の 62%）の再構築を完了し、システム維持経費の削減に寄与した。詳細は、事務事業①「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築事業」を参照。

（２）「外務省情報ネットワーク最適化」においては、平成 20 年度からの３年計画である最適化の基本要件整備のため、平成 19 年度までに全在外公館（220 公館）に基幹通信網を整備及び秘匿 IP 電話を設置する予定であるところ、平成 18 年度までに基幹通信網を 183 公館（84%）に整備、秘匿 IP 電話を 187 公館（85%）に設置した。詳細は、事務事業②「外務省情報ネットワーク最適化事業」を参照。

（３）「在外経理システムの再構築」においては、在外経理システム用データベースサーバを構築したことから経理データ集計機能の強化を達成し、業務の簡素化・効率化・合理化に寄与した。詳細は、事務事業③「在外経理システムの再構築事業」を参照。

**【第三者の所見】**

川合浩司　川合経営システム研究所代表

本施策における「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」及び「在外経理システムの再構築」は、当省の業務支援システムとして業務効率向上、経費削減の面で重要な事業である。「外部省情報ネットワーク（共通システム）最適化」は、当省のコミュニケーションの根幹である情報ネットワークの安全性、信頼性、利便性、効率性をさらに向上させるものであり、重要な取組みである。

平成 18 年度において「内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」は、会計システムのマイグレーションを含めて 28 業務が再構築完了し目標完了比率を達成している。「在外経理システムの再構築」は、データ送付のネットワーク化等１次導入はほぼ予定通り完了している。「外務省情報ネットワーク（共通システム）最適化」については、計画に沿って広域ネットワーク整備等順次開始されている。以上の状況から、自己評価の内容は妥当であると考える。

今後は、「在外経理システムの再構築」と「外務省情報ネットワーク（共通システム）最適化」は、

最適化計画に基づいて引続き着実に実施することを期待するが､｢内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築」は、府省共通システム「人事・給与関係業務情報システム」の最適化計画見直しがスケジュールに大きく影響するものと思われる。関係省庁との打合せを含めて適切な計画の見直しを行うことを要望する。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

（１）「外務省情報ネットワーク最適化」及び「在外経理システムの再構築」については、引き続き事業を推進し、行政運営の簡素化・効率化・合理化を目指す。

（２）「内部管理業務用ホストコンピュータ再構築」については、外務省の「人事・給与等業務・システム」をホストコンピュータから切り離して、一般サーバ等を利用する環境に再構築することを検討して、成果事業目標の達成を目指す。

**【事務事業の扱い】**

① 内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築事業 → 内容の見直し

② 外務省情報ネットワーク最適化事業 → 拡充強化

③ 在外経理システム再構築事業 → 今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ◎ | － | ○ |

# Ｖ－２　外交実施体制基盤の整備・強化

総務課長　上月豊久
人事課長　金杉憲治
危機管理調整室長　岡田健一
警備対策室長　和田明範
外務省研修所総括指導官　鈴木栄一

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化すること |
| **施策の位置付け** | （１）世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力<br>平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>（２）在外公館の警備体制の一層の強化<br>平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>（３）緊急事態への対策強化<br>平成 18 年度及び平成 19 年度重点外交政策に言及あり。<br>（４）若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し<br>特になし。 |
| **施策の概要** | （１）世界の主要国としてふさわしい定員・機構を達成することにより外交実施体制を強化する。<br>（２）在外公館は、外交活動の拠点であり、適切な警備対策を実施することで、不法な攻撃から館員の生命及び身体の安全確保を図るとともに、これら攻撃を抑止する。<br>（３）在留邦人の安全確保及び我が国の権益の保護のため、外務本省及び在外公館における危機管理体制を整備・強化する。<br>（４）英、仏、独、西、露、中国、アラビア語を研修語とするＩ種及び専門職若手職員の語学力を検証し、現在行われている語学研修の改善策を検討する。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力については、在外公館の増強、定員の純増、機構改革の実施等で進展があった。

（２）在外公館の警備体制の一層の強化については、各種の物的な警備強化措置、警備体制の強

化、各種研修や警備訓練を実施したなどの進展があった。
（３）緊急事態への対策強化については、外務本省における連絡体制、緊急事態発生時の対応基本事項等の整備などの進展があった。
（４）若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直しについては、検証結果に基づき、具体的な語学研修目標の明確化、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、通訳研修の拡充、統一語学試験の改善など語学研修の改善策を順次実施するなどの進展があった。

**【今後の課題】**
（１）世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力
激動する国際社会の中で、外務省の業務はますます拡大しており、世界の主要国としてふさわしい外交実施体制に関して更に体制を整備・強化する必要がある。
（２）在外公館の警備体制の一層の強化
テロリストの攻撃は年々威力及び多様性を増しており、在外公館警備体制を一層強化する必要がある。
（３）緊急事態への対策強化
緊急事態は多様であり、常に最善の体制を整備しておく必要があるため、今後も本事業を継続することが必要である。
（４）若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し
今回行った主要７言語の事業は終了したので､残る 34 研修語及びⅢ種職員の語学力及び語学研修について今後、検証及び見直しを行う。

**【施策の必要性】**
激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を担い追求するための外交を実施する上で、外務省が組織として最大限の能力を発揮する必要がある。外務省は、平成 18 年度重点外交政策において、①国民と共にある外交（安全保障政策や邦人保護・領事政策等の我が国・国民の安全の確保と日本企業支援や経済連携協定（EPA）の増進等の我が国・国民の繁栄の増進)、②自由で豊かな世界を目指す外交（アジアにおける安定的協力関係の強化、国連改革の推進、貧困・平和・地球規模問題等への取組)、③世界に発信する機動的外交（戦略的な情報発信とパブリック・ディプロマシーの強化、情報収集・分析機能の抜本的強化、外交実施体制の強化）を展開するための体制強化に取り組んでいく旨決定している。
これらの重点外交政策は、今後も引き継がれていくべきものであり、その円滑な実施に資するべく、外交実施体制基盤の整備・強化という本施策を推進することは必要不可欠である。

**【施策の有効性】**
（１）世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力
現在の外務省の定員・機構は、世界の他の主要国と比し大きく見劣りするものであり、外務省の業務がますます増大している中で、世界の主要国としてふさわしい定員を確保し、在外公館を整備することは、外交実施体制を強化する上で有効である。
（２）在外公館の警備体制の一層の強化
警備対策官及び警備専門員に対する研修、館員に対する警備関係講義を行うこと、各在外公館において、所在国の治安情勢や脅威を勘案した警備訓練を実施すること、大規模行事の実施に際しては安全な実施に万全を期すことは、在外公館に各種の物的な警備強化措置を講じ、安全確保のための体制を一層強化する上で有効である。

（３）緊急事態への対策強化

緊急事態発生時の外務本省における連絡体制を定期的に更新すること、外務本省及び在外公館用として策定したマニュアルを踏まえ、外務本省及び在外公館における危機対応に必要な設備の保守・整備を行うことは緊急事態の発生に備えた体制整備として有効である。

（４）若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し

検証結果に基づき、具体的な語学研修計画の設定、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、通訳研修の拡充、統一語学試験の改善などを順次実施することは、語学研修の改善のために有効である。

**【施策の効率性】**

（１）世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力

体制強化のために在外公館・人員を拡充し、国際業務の変化を踏まえた機構改革を行ったが、とられた手段は適切であり効率性の観点からも適当であった。

（２）在外公館の警備体制の一層の強化

物的な警備強化措置、専門家研修、警備関係講義、警備訓練等の実施により、在外公館の警備体制の強化が進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（３）緊急事態への対策強化

外務本省における連絡体制の更新、対応マニュアルの整備、設備の保守・整備等の実施を通じ、緊急対策本部等の短時間の設置、初動体制の整備を効率的に行うことができ、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（４）若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し

具体的な語学研修目標の明確化、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、通訳研修の拡充、統一語学試験の改善等の実施により、語学研修の改善が見られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 6,798,548 | 6,145,318 |
| （分担金・拠出金） | － | － |
| 計 | 6,798,548 | 6,145,318 |

単位：千円

（注）予算は、（２）在外公館の警備体制の一層の強化及び（３）緊急事態への対策強化に関連する予算のみを計上。

| 人的投入資源 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 113 | 106 |

単位：人（本省職員）

(注)人的投入資源は、本省の官房総務課（含む危機管理調整室）及び警備対策室の定員を計上。

**【外部要因】**

政府の人的資源の制約、我が国在外公館が所在する国の治安状況、国際的なテロ組織による攻撃の発生、及び在留邦人が巻き込まれる事件・災害等の発生回数・規模等、相手国の対日政策の変化に伴う我が国専門家の採用の増減等外部要因の影響を受ける。

【目標の達成状況】

**評価の切り口１**：外務省の人員、機構の整備状況

平成 18 年８月の外務本省の機構改革、平成 19 年度定員要求により定員 51 人の増、平成 19 年度機構要求による６大使館、２駐在官事務所の新設や１総領事館の廃止を行った。詳細は、事務事業①「世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力」を参照。

**評価の切り口２**：在外公館の警備体制の強化の状況

在外公館に対する各種の警備強化措置、専門家研修、警備関係講義、警備訓練等の実施を行った。詳細は、事務事業②「在外公館の警備体制の一層の強化」を参照。

**評価の切り口３**：緊急事態の発生に備えた体制整備の状況

緊急事態の発生に備えた体制整備については、緊急事態発生時に外務本省における連絡体制や基本マニュアルを活用し成果を収めた。詳細は、事務事業③「緊急事態への対策強化」を参照。

**評価の切り口４**：若手職員の語学研修の改善状況

若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直しについては、語学研修目標の明確化、民間語学試験の義務化、講義要領の作成、通訳研修の拡充、統一語学試験の改善等の実施を行った。詳細は、事務事業④「若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し」を参照。

【第三者の所見】

中西寛　京都大学公共政策大学院教授

今日の世界はグローバリゼーションの進展によって相互依存が深化する一方で、主権国家数の増大や文化的自覚の高まりといった多様化の徴候が著しい。従って日本が自らの外交目標を実現するためには、外交体制の整備・強化は不可欠である。

この点でなされるべき課題は多いが、外務省が実施している人材の質量での拡充や必要な機構の強化、在外公館の機能の向上は優先順位の高い項目であろう。

まず、外務省の人材・組織強化について。主権国家数の増大、日本の関与が必要となる地域の広がり、国際関係の複雑化といった状況に対して外務省に課せられた定員・機構が近年の国際情勢の変化に十分対応しておらず、その拡充が必要であろう。一八年度に五一名の定員増、若干の在外公館の増加が認められたことは基本的に評価できる。しかし将来的に見た場合、政府部門が全体として縮小傾向にある中で外務省のみが定員・機構の拡充を予算過程において要求し続けても、短期的に目標とされる水準が実現される可能性は低い。体制強化の要請が緊急であればあるほど、既存の人事政策、機構運営の枠を越えて、柔軟な人材任用、他省庁及び民間との協力を拡充することの必要性が高まる。外務省が対外政策、在外公館管理の責任官庁としての役割を引き受けた上で、他省庁の人材・組織との連携、民間からの専門家の採用、更には、これは政府全体の問題であるが、公務員任用制度の見直し等と結びつけることによって、人材活用のシステム改革が検討に値しよう。

また、人材の教育訓練では若手職員の語学力の充実は必要であり、客観的テスト、専門家による到達度評価等を含めて、明確な形で実績を示す方向に進むことが期待される。ただし、職員の能力向上の必要性は若手や語学に限られない。たとえば若手にとって、かつての外務公務員Ｉ種試験の場合と比べて、国際法、外交史等に関する研修の必要性は高いと思われる。また、中堅、幹部クラスの職員にとっても視野を広げ、能力を向上するため、各種研修機関の利用も含めて研修、研鑽の機会を拡充することが望

ましい。

次に在外公館での安全確保問題である。安全確保問題の基本は、準備に完璧はなく、定期的な点検、訓練、第三者の評価による問題点の指摘と改善のサイクルをくり返すことである。海外において在外公館が果たす安全上の役割はきわめて大きい。警備人員の確保、マニュアルの整備等は最低限の対応であり、訓練、専門家による第三者評価を在外公館ルーティンに入れるべきであろう。また、情報保全等のソフト面での在外公館職員への教育、訓練、チェック等も必要であろう。また、在留邦人の安全確保については、現地の実情に合わせて在留邦人の実態把握を図り、危難にある邦人の救済についてマニュアル整備、訓練が行われるべきである。特に在外公館において国民と広く直接の接触を持つのは外務省の特色であり、危難の際の支援を含めた窓口機能の拡充は、ともすると一般の国民に見えにくい外務省の役割について国民の認識を向上させ、また信頼感を高める機能ももつことが留意されるべきである。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

（１）世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力

世界の主要国としてふさわしい定員・機構は今後とも更に整備・強化する必要がある。

（２）在外公館の警備体制の一層の強化

テロリストの攻撃は、年々威力を増しており、在外公館の警備体制は、常に整備する必要がある。

（３）緊急事態への対策強化

緊急事態は多様であり、常に最善の体制を整備する必要がある。

（４）若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し

今般の事業の対象である主要７言語とは別の 34 研修語及びⅢ種職員の語学力及び研修語学についても検証、見直しを行う必要がある。

**【事務事業の扱い】**

①世界の主要国としてふさわしい定員・機構の達成に向けた努力　→　今のまま継続
②在外公館の警備体制の一層の強化　→　拡充強化
③緊急事態への対策強化　→　今のまま継続
④若手職員の語学力の検証及び語学研修の見直し　→　縮小

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

# 基本目標Ⅵ　政府開発援助

施策目標（施策）


| | | |
|---|---|---|
| Ⅵ-1 | 対ベトナム国別援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 405 |
| Ⅵ-2 | 対ブータン国別援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 408 |
| Ⅵ-3 | 対モロッコ国別援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 411 |
| Ⅵ-4 | 対ザンビア国別援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 414 |
| Ⅵ-5 | 対マダガスカル国別援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 417 |
| Ⅵ-6 | 農業・農村開発分野に関する我が国の援助政策・・・・・・・・・・・・ | 420 |
| Ⅵ-7 | 地球的規模問題への取組（環境・森林保全）に関する我が国の援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 423 |
| Ⅵ-8 | 地域協力（中米地域）に関する我が国の援助政策・・・・・・・・・・・・ | 426 |
| Ⅵ-9 | 体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施・・・・・・・・・・ | 429 |

# Ⅵ―１　対ベトナム国別援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　司
国別開発協力第一課長　前田　徹
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 我が国の安全と繁栄にとって重要な ASEAN 諸国の一つとして、その発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度の重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国は、外交、経済的相互依存関係、人道的・社会的観点から、ベトナムの発展を支援するため、成長促進、生活・社会面での改善、制度整備を重点分野としている。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）ベトナムは、順調な経済成長を背景に、貧困削減で大きな成果を収めており、トップドナーである我が国の支援がこれに大きく貢献している。

（２）二国間協力のみならず、援助協調を通じたマルチによる支援にも尽力したことにより、ベトナムの行財政制度の整備や行政手続きの改善等に貢献している。

（３）ズン・ベトナム首相の訪日や安倍総理の訪越等に際して、先方より我が国 ODA に対する謝意が示され、両国の友好関係が深められた。

**【今後の課題】**

多様化するベトナムの開発課題に対応した支援を行うため､現地 ODA タスクフォース機能の更なる強化が求められる。

第三者評価「ベトナム国別評価報告書」
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

ASEAN 諸国と我が国との緊密な関係は極めて重要である。ベトナムは ASEAN10 カ国の中で第２の人口規模を持ち、今後も力強い経済発展が期待されている。我が国にとって、ベトナムは製造拠点、輸出市場、エネルギー供給源としての潜在的可能性を持つ国であり、援助によるベトナムの投資・貿易・ビジネス環境改善を通じて日越間、日・ASEAN 間の経済面での好循環につながることが期待される。また、中国と国境を接するベトナムは、我が国対中外交の文脈でも重要である。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

対ベトナム援助計画の重点分野（成長促進、生活・社会面での改善、制度整備）、重点事項、援助実施プロセスは、ODA 大綱や中期政策といった上位政策に合致している。

また、「選択と集中」の観点から重点的に取り組むとされた分野（投資環境整備、電力施設の効率化、農業・農村開発等）に対し、集中的なインプットが行われた。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

成長促進については、日越共同イニシアティブや貧困削減支援借款（PRSC）を含めた様々なツールを用いて支援が実施された。生活・社会面での改善については、保健セクター支援事業で我が国の他事業や他ドナーと連携することにより、ベトナムの医療施設間のレファラルシステム(注)等の改善に向けた動きが進められるようになった。制度設備については、ベトナムの公共支出管理に関し我が国が主張していた方策が反映されるようになった。

（注）保健医療システムのなかで、保健センター、診療所、地域の拠点病院といった保健医療サービス提供機関がさまざまなコミュニケーション手段を用いて連絡を取り合い、患者を適切な施設に円滑に紹介・運搬したり、さらには、情報を交換したりすることで、全体としてより質の高いサービスを提供するシステム（平成 17 年６月　「保健と開発」に関するイニシアティブ～保健開発ミレニアム開発目標達成への日本の貢献～より）

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

限られた資源の中、ベトナム政府と中期的なビジョンを共有し、援助政策の立案と実施に一貫性を持たせ、成長促進に向けた補完的・重層的な支援を行い、かつ手段としての援助協調の活用に取り組んだ。このように、本施策を実施する上でとられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］

平成 14 年度：円借款 793.30 億円、無償 52.37 億円、技協 67.08 億円

平成 15 年度：円借款 793.30 億円、無償 56.50 億円、技協 55.77 億円

平成 16 年度：円借款 820.00 億円、無償 49.14 億円、技協 57.11 億円

平成 17 年度：円借款 908.20 億円、無償 44.65 億円、技協 56.61 億円

平成 18 年度：未集計

※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力は JICA 実績額。

［人的投入資源］

平成 18 年度　９人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

政策協議などの場を活用し、ベトナム政府との事務レベル協議を活発化するとともに、現地 ODA タスクフォース機能の強化を図る。

**【事務事業の扱い】**

① 経済成長促進のための支援　→　拡充強化
② 生活・社会面での支援　→　今のまま継続
③ 制度整備のための支援　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅵ―２　対ブータン国別援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　司
国別開発協力第一課長　前田　徹
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 独自の開発理念に基づき経済開発に努めているブータンの発展を支援し、良好な二国間関係のさらなる強化を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国はブータンとの友好関係を踏まえ、同国の民主化に向けた取組を支援している。また、内陸国という不利な条件の中で経済開発に努めている姿勢を評価し、国民が幸福感をもって暮らせる社会を最終目標とする国民総幸福量（GNH: Gross National Happiness）を開発の基本理念として掲げているブータンに対し、ブータン独自の考え方を尊重した ODA を実施している。対ブータン援助は、①農業・農村開発、②経済基盤整備、③社会開発、④良い統治を重点分野としている。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）我が国の対ブータン援助を通じ、上記施策の概要で記載した各重点分野の改善に貢献している。

（２）また、我が国 ODA に関わる記念切手が発行され、最近まで唯一の新聞であった Kuensel 紙に毎月１本以上の割合で関連記事が掲載されるなど、我が国の ODA を通じて両国の友好関係が促進された（本シート末尾参照）。

（３）さらに、要人往来の実績や、国際場裡における日本の立場へのブータンからの一貫した支持もあり、両国の友好関係は深められてきた。

**【今後の課題】**

日本側援助関係機関間及びブータン政府との対話の場を増やし、その結果を日本の ODA を更に効果的・効率的に活用すべく援助政策に反映していく。

第三者評価「ブータン国別評価報告書」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

我が国の対ブータンODAは、国交樹立前の1964年にJICA専門家を農業指導専門家として派遣したことに始まり、以来両国間の友好関係の礎となっている。ブータンにとって我が国はトップ・ドナーの一つであり（1999、2002、2003年は１位)、同国の経済・社会開発にとって極めて重要な支援となっている。我が国はこうしたブータンとの友好関係を踏まえ、同国の民主化に向けた取組を支援している。また、急峻なヒマラヤ山中にある内陸国という不利な条件の中で経済開発に努めている同国の姿勢を評価し、伝統文化の保護、環境保護と自然資源の持続的活用、地域的に均衡のとれた平等な開発等、国民が幸福感をもって暮らせる社会を最終目標とする「Gross National Happiness (GNH)」を開発の基本理念として掲げているブータンに対し、他国の経験の複製ではないブータン独自の考え方に沿ったODAを実施している。なお、2006年は日本・ブータン国交樹立20周年であった。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

対ブータン援助の重点分野（農業・農村開発、経済基盤整備、社会開発、良い統治）及びそれに基づくプロジェクトは、ODA大綱や中期政策といった上位政策に合致している。

我が国の対ブータン援助の重点分野のうち、ブータン側からの要請が強い農業及び経済インフラ分野については援助が集中している一方、多くのドナーが支援している社会開発分野に対する我が国援助は資金的に限定的であった。ブータン側の開発計画とも整合性がとれており、かつ他ドナーとの役割分担もなされている。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

農業分野については、農作業の効率化が図られ、生活レベルが向上していることが裨益者より確認された。また、食糧増産援助（2KR。現在「貧困農民支援」）によって積み立てられた見返り資金は、農道や灌漑の整備等に有効に活用されている。経済基盤整備については、日本の支援が道路交通の容量の改善・安全性の向上に貢献している。社会開発分野である教育については、学校建設の質が高いとの先方政府関係者の評価があり、保健については、UNICEFとのマルチ・バイの協力を通じ過去10年間にわたりワクチン等の予防接種関連機材を協力するなど、いずれも資金的規模は限定されているものの効果が発揮されていることが確認された。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

在インド日本大使館がブータンを兼轄し、ブータン現地にはJICA事務所のみが存在しているため、大使館とJICA事務所が直接協議する機会は限定されているが、少ない機会を捉え、援助が効率的に進められるよう努めた。また、定例化されていないが、2006年4月にデリーにおいて二国間レビュー会合を初めて開催し、ブータンとの間で円滑な援助のあり方につき意見交換を行った。このように、本施策を実施する上でとられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］

平成14年度：無償11.81億円、技協6.75億円

平成15年度：無償10.32億円、技協7.75億円

平成16年度：無償8.86億円、技協10.70億円

平成17年度：無償7.84億円、技協9.31億円

平成18年度：未集計　　※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力はJICA実績額。

［人的投入資源］

平成 18 年度　８人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

日本の援助関係機関間の対話を密にし、更に両国政府間の政策協議（含現地レベル）の定例化等により、今後の支援方針の優先分野等の検討を効果的に行っていく。

**【事務事業の扱い】**

① 農業・農村開発のための支援　→　今のまま継続
② 経済基盤整備のための支援　→　今のまま継続
③ 社会開発支援　→　内容の見直し
④ 良い統治のための支援　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | － |

【参考】

ブータン政府発行の切手

２KR 20 周年記念切手

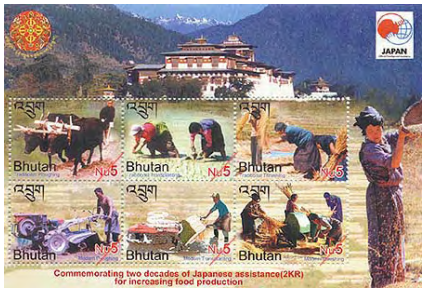


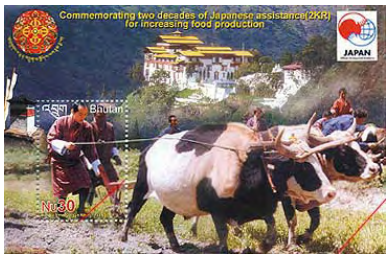


「橋梁架け替え計画」ワチ橋

# Ⅵ―３　対モロッコ国別援助政策

国際協力局　政策課長　上村　司
国別開発協力第ニ課長　阿部　康次
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 民主化及び経済改革に努力するモロッコの発展を支援し、良好な関係の更なる強化を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 国王モハメッド６世による国家政策「人間開発に係る国家イニシアティブ（National Initiative for Human Development:INDH)」に沿って地域格差是正及び貧困削減に取り組んでいるモロッコに対し、我が国は、モロッコの６つの開発重点分野である①農業及び水産業開発、②水資源開発、③基礎インフラ整備、④地方開発、⑤環境、⑥社会開発分野を中心に支援をしている。しかしながら、地域格差や貧困は依然として際立ったものがあり、今後とも MDGs の目指す分野としても、モロッコのこうした取組を継続的に支援する必要がある。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**
「目標の達成に向けて進展があった。」
（理由）
（１）我が国の対モロッコ援助を通じ、「人間開発に係る国家イニシアティブ」に沿って「格差是正・貧困削減」を含む各重点分野の改善に貢献している。
（２）援助のプロセスについても、日本側関係者間、モロッコ側カウンターパート共に緊密な連絡をとることで、開発ニーズを的確に把握した支援を実施している。

**【今後の課題】**
日本側援助関係機関間及びモロッコ政府との対話の場を増やし、その結果を日本の ODA を一層効果的・効率的に活用すべく援助政策に反映していく。また、当評価結果に配慮しつつ新たに策定する「対モロッコ国別援助計画」の検討を進める必要がある。

第三者評価「モロッコ国別評価報告書」
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

我が国は、1956 年のモロッコ独立以来、官民様々な交流を通じて良好な二国間関係を維持している。モロッコに対し我が国は国別援助計画を有していないものの、モロッコ国王により、平成 19 年(2007)、５月に発表された「人間開発に係る国家イニシアティブ（INDH）」に沿った援助を実施している。同イニシアティブは、これまで両国の経済協力政策協議等の場で確認された地域格差是正・貧困削減を重視している。アフリカ大陸を欧州と結ぶ地政学的に重要な位置にあるモロッコの民主化、市場の開放及び外国投資による経済活性化に向けての取組を継続的に支援していくことは、モロッコの開発への貢献だけでなく、モロッコ周辺地域安定・中東和平問題に貢献するという観点からも重要である。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

対モロッコ援助の重点分野及びそれに基づくプロジェクトは、新旧 ODA 大綱及び新旧中期政策といった上位政策を適切に踏まえており、整合性が高いと言える。また、前述の「人間開発に係る国家イニシアティブ（INDH)」において、開発優先課題として位置づけられている「地域格差是正・貧困削減」についても、我が国は対モロッコ ODA の重点分野として捉えており、モロッコ側の開発ニーズとの整合性は高いと言える。

**【施策の有効性】（国別援助計画（モロッコは策定されていない）に明記された重点分野ごとの成果等）**

個別の重点分野毎に主な成果は以下のとおりである。

① 農業分野：農作業の効率化が図られ、農作物の収穫高増加・種類の多様化が確認された。
② 水資源開発：地方を中心に上水施設整備を実施しており、衛生の改善・水くみ労働の軽減等の生活状況が改善された。
③ 基礎インフラ整備支援：我が国のプレゼンスは大きく、事業数・規模だけでなく、高い技術力が評価されている。
④ 地方開発分野：特に必要性の高い地方にて草の根・人間の安全保障無償資金協力により地方住民の生活状況の改善に貢献している。
⑤ 環境分野支援：投入・成果は限定的であったが、専門家派遣等を今後より積極的に実施していく。
⑥ 社会開発分野：保健分野については医療人材の能力向上や医療施設・機材の改善等の効果が出ている。教育分野では、地方での教育普及やドロップアウト率の低減等が確認された。ジェンダー面において、水くみ労働の軽減、学校教育・職業訓練の推進等、様々な面で女性の生活状況改善に貢献している。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

日本側関係者間によってモロッコの開発ニーズが的確に把握されたことに加え、モロッコ側との協議・意見交換が適切に行われたことより、先方のニーズ及び日本の重点分野に沿った案件を効果的に形成・採択することができた。このように、本施策を実施する上で取られた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］

平成 14 年度：無償 11.81 億円、技協 12.42 億円

平成 15 年度：無償 10.32 億円、技協 15.15 億円

平成 16 年度：無償 8.86 億円、 技協 15.29 億円

平成 17 年度：無償 7.84 億円、 技協 11.39 億円

平成 18 年度：未集計

※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力は JICA 実績額。

［人的投入資源］

平成 18 年度　８人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

我が国の援助関係機関間の連携を密にすると共に、両国政府間の政策協議を適切なタイミングで実施することにより、今後の支援方針の優先分野等の検討を効果的に行う。また、新たに策定する「対モロッコ国別援助計画」においても、当評価結果に配慮しつつ、検討を行う。

**【事務事業の扱い】**

① 農業及び水産業の開発・振興の支援　→　今のまま継続
② 水資源開発支援　→　今のまま継続
③ 基礎インフラ整備分野への支援　→　今のまま継続
④ 地方開発分野への支援　→　今のまま継続
⑤ 環境分野での支援　→　拡充強化
⑥ 社会開発支援　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅵ―４　対ザンビア国別援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　司
国別開発協力第二課長　阿部　康次
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 南部アフリカ地域の主要国である同国の経済・社会開発を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国は、2002 年 10 月に対ザンビア国別援助計画を策定した。同計画においては、①農村開発を中心とする貧困対策への支援、②費用対効果の高い保健医療サービスの充実、③均衡のとれた経済構造形成の努力に対する支援、④自立発展に向けた人材育成・制度構築、⑤域内相互協力の促進、の５つを重点分野と位置づけ、右に基づき対ザンビア経済協力を実施してきている。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**
「目標の達成に向けて進展があった。」
（理由）
（１）我が国の対ザンビア援助を通じ、上記施策の概要で記載した各重点分野の改善に貢献している。
（２）平成 18（2006）年１月のムワナワサ大統領の訪日に際し同大統領から我が国の経済協力に対する謝意が表明されるなど、両国関係は強化されてきた。我が国の国連等の場での活動に対する良き支持者である。

**【今後の課題】**
我が国援助関係機関間及びザンビア政府との対話の場を増やし、その結果を効果的・効率的に活用すべく国別援助計画に反映する。

第三者評価「ザンビア国別評価報告書」
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

ザンビアは、南部アフリカ地域の主要国として、南部アフリカ開発共同体（SADC: Southern African Development Community）や東南部アフリカ共同市場（COMESA: Common Market for Eastern and Southern Africa、本部：ルサカ）等、地域協力機構における中心メンバーの一つであり、地域の平和と安定に積極的な貢献を行っている。また、銅・コバルト等鉱物資源の供給国としても我が国にとっても重要であり、同国との協力関係を維持・強化する意義は大きい。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

ザンビア国別援助計画に示された方針や重点分野は、我が国の上位政策（ODA 大綱、ODA 中期政策）及びザンビア側の開発計画（貧困削減戦略（PRSP）、第五次国家開発計画等）、さらにはミレニアム開発目標（MDGs）や我が国の TICAD プロセスと十分な整合性が確保されている。また、他ドナーとの援助調和化に基づき農業・農村開発や、我が国の比較優位のあるインフラ面への支援も重視して行っている。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

国別援助計画に明記された重点分野ごとに地域を限定したモデル・プロジェクトを実施するなど、限られた資金が効果的な結果に繋がるよう工夫し、ザンビア政府や裨益者の評価を得ている。保健セクターへの援助額は増加しており、無償資金協力と技術協力の連携、対象地域の限定など工夫をしつつ、感染症対策等に貢献している。また、経済成長につなげるインフラ分野の支援の知名度は高く、特に首都の交通基盤の整備に効果を上げている。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

国別援助計画の策定にあたっては、国内の関係省庁や NGO、現地の大使館・JICA、さらにはザンビア政府関係者及び他ドナー国等と十分な議論が行われた。ザンビア政府側との政策協議は毎年定期的に行われ経済協力方針につき意見交換を行っている。このように、本施策を実施する上で取られた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］

平成 14 年度：無償 22.56 億円、技協 18.17 億円

平成 15 年度：無償 18.63 億円、技協 16.19 億円

平成 16 年度：無償 18.83 億円、技協 17.46 億円、債務免除 52.70 億円

平成 17 年度：無償 23.45 億円、技協 15.94 億円、債務免除 740.10 億円

平成 18 年度：未集計

※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力は JICA 実績額。債務免除は実績ベース。

［人的投入資源］

平成 18 年度　８人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成 19 年度は国別援助計画の改定を行う。ザンビアの国家開発計画に則した形、かつ選択と集中の観点から我が国援助重点分野の見直しを行う。

**【事務事業の扱い】**

① 農村開発を中心とする貧困対策への支援　→　内容の見直し
② 保健医療サービスの充実　→　内容の見直し
③ 均衡のとれた経済構造形成の努力に対する支援　→　内容の見直し
④ 自立発展に向けた人材育成・制度構築　→　内容の見直し
⑤ 域内相互協力の促進　→　内容の見直し

注：国別援助計画改定に併せ、援助重点分野の見直しを行うこととなるが、必ずしも縮小というものではなく、拡充する場合もある。

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | － |

# Ⅵ―５　対マダガスカル国別援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　司
国別開発協力第二課長　阿部　康次
平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | アジアとアフリカの接点に位置する地政学的に重要な同国の経済・社会発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国は、マダガスカル貧困削減戦略文書の柱である「経済成長の推進」、「人間が安心して生活できるシステムの推進」に力点を置きつつ、平成 18（2006）年２月に政策協議の場で確認された開発課題を解決するための支援を実施している。１．農水産業・農村開発（①農業開発、②水産開発、③環境開発、④保健医療事情の改善、⑤安全な水へのアクセス改善、⑥初等教育へのアクセス改善)、２．民間セクター開発・貿易・投資促進という二つの開発課題を設定し、これら１．２．の課題解決のために人材育成やインフラ整備を重視している。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）我が国の対マダガスカル援助を通じ、上記施策の概要で記載した各開発課題の改善に貢献している。

（２）援助政策の策定・実施過程でマダガスカル政府と緊密な協議が行われており、マダガスカル側の開発ニーズを的確に反映した支援が行われている。

**【今後の課題】**

我が国援助関係機関間、マダガスカル政府及び他ドナーとの対話の場を有効に活用し、より一層効果的・効率的な支援を実施していく。

第三者評価「マダガスカル国別評価」報告書（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

マダガスカルは、広大な国土に豊富な地下資源と希少動植物を擁し、また、鉱業、観光業及び農・水産業等に多大な発展の可能性を秘めており、アジアとアフリカをつなぐ位置からアジア経済のダイナミズムをアフリカへつなげていく「架け橋」としての役割が期待できる。他方、国民の大半が１日１ドル以下での生活を余儀なくされており、貧困問題等、経済・社会開発上の広範な課題を抱えている。かかる観点より、アジアとアフリカの接点であるマダガスカルとの協力関係の維持は、同国の経済発展のみならず、アジア・アフリカ両地域における安定と繁栄に寄与する側面も有し、意義が大きい。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

対マダガスカル援助の重点開発課題（前述の「施策の概要」参照）及びそれに基づき実施されている事業は、（１）一連のマダガスカルの国家開発計画（貧困削減戦略文書（PRSP）、中長期開発戦略（MAP）等）、（２）ミレニアム開発目標（MDGs）やTICAD等の国際的優先課題、そして（３）我が国ODA上位政策（ODA大綱及び中期政策）と整合的である。また、重点開発課題の選定は、我が国の比較優位を勘案して行われている。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

農業開発、水産業振興分野では、無償資金協力を通じた生産・流通設備の整備、技術協力を通じた適正技術普及に向けた支援等を実施、各セクターにおける生産性向上、農・水産業従事者の能力強化等に貢献している。輸送インフラ整備に関しては、マダガスカルの穀倉地帯、鉱業生産地と国内市場、輸出港を結ぶバイパス道路の建設等を実施しており、物流の効率化への貢献が期待されている。基礎生活分野（保健医療、教育、水分野）に対しては、貧困層の割合の高い地域、マダガスカル側の対応が遅れている地域を中心として、ハード（設備・機材供与）とソフト（技術協力）の支援がバランスよく行われており、「初等教育就学率」や「安全な飲料水へのアクセス率」の向上等マダガスカル側の社会開発指標改善に貢献している。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

我が国の対マダガスカル援助政策の策定（重点開発課題の選定等）では、マダガスカル政府関係者との緊密な協議が行われており、同国の開発ニーズ、優先順位、実施能力等を適切に踏まえたものとなっている。援助政策の実施に関しても、外務省、実施機関（JICA）間の連絡・調整、マダガスカル側関係省庁との意見交換は適切かつ充分に行われている。また、保健・医療分野でのフランスとの協調等も施策の効率性を高めるのに寄与している。

**投入資源**

［実績］

平成14年度：無償5.39億円、技協3.58億円

平成15年度：無償14.67億円、技協5.57億円

平成16年度：無償33.33億円、技協6,71億円

平成17年度：無償37.70億円、技協8.03億円、債務免除174.90億円

平成18年度：未集計

※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力はJICA実績額。

［人的投入資源］

平成１８年度　８人（本省職員）

**【外部要因】**

なし

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成19年度新規国別援助計画策定対象国であり、ODAタスクフォース内での議論及びマダガスカル政府、他ドナーとの対話を密にし、援助重点分野を検討する。

**【事務事業の扱い】**

① 農業開発及び環境開発（重点分野１－①、１－③に対応）　→　内容の見直し
② 水産開発（同１－②に対応）　→　内容の見直し
③ 保健・医療事情の改善（同１－④に対応）　→　内容の見直し
④ 安全な水へのアクセス改善（同１－⑤に対応）　→　内容の見直し
⑤ 初等教育へのアクセス改善（同１－⑥に対応）　→　内容の見直し
⑥ 民間セクター開発・貿易投資促進（同２に対応）　→　内容の見直し

（注：国別援助計画新規策定に併せ、援助重点分野の見直しを行うこととなるが、必ずしも縮小というものではなく拡充する場合もある）

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅵ―６　農業・農村開発に関する我が国の援助政策

国際協力局　政策課長　上村　司
多国間協力課長　大菅　岳史
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 農業生産性向上等を通じた農業・農村開発分野での支援を通じ、地域間の格差是正や貧困削減に貢献すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策、ODA 中期政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国は、貧困削減を ODA 重点課題の一つとしており、貧困削減の支援に関して、均衡のとれた開発を目指すための農村地域の発展を課題の一つとして挙げている。我が国は DAC 加盟国における農業・農村開発分野のトップドナーであり、「開発イニシアティブ」の中で、途上国の貧困削減に寄与する包括的な取組として、農業・農村開発の推進を示している。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）我が国は、DAC 加盟国における農業・農村開発分野のトップドナーとして、灌漑開発、水管理、農村金融への支援等による農業生産性の向上、農村インフラ改善への支援等による生計向上等を実現すると共に、これらの支援を通じて途上国の食糧の安全保障（食糧の安定供給）にも貢献してきた。

（２）特に、評価の対象としたケーススタディ国４カ国（タイ、バングラデシュ、ガーナ、ペルー）においては、地場市場の促進、農村金融への支援により農業分野内外の所得向上に貢献し、途上国における収入・所得向上を実現することにより、貧困削減に貢献している事例が見られる。

（３）我が国は、「道の駅」、一村一品運動、参加型水管理などの自国の経験を有効に生かし、それをプロジェクトに活用した援助も実施しており、そうした取組が被援助国に受け入れられている事例も見られる。

**【今後の課題】**

農業・農村開発分野への我が国援助の基本方針や具体的取組を示した政策文書がないため、他分野（教育、保健、水と衛生、防災、ジェンダー等）において策定されている政策文書を、農業・農村開発分野においても策定することが重要である。

第三者評価「農業・農村開発に関わる我が国 ODA の評価報告書」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

ミレニアム開発目標では、貧困・飢餓の削減が課題の一つとして挙げられていること、農業・農村地域開発が貧困削減の取組において重要な役割を占めていること、また、我が国が農業分野において DAC 諸国の中で最大のドナーであることを踏まえ、我が国の比較優位性を打ち出し、農業・農村地域開発を通じた貧困削減支援を行っていく必要がある。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

ODA 中期政策では、成長を通じた貧困削減への支援として、均衡のとれた開発を目指すための農村地域の発展、特に農業の生産性向上の重要性が指摘されている。また、「開発イニシアティブ」では、開発援助のみならず市場メカニズムや貿易も視野に入れた農業・農村開発の推進について述べられている。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

農業生産性向上については、灌漑開発、水管理、農村金融などへの援助を通じて実現されている。ケーススタディ国の中では特にタイとガーナで灌漑施設の整備により、米や主要食糧作物の生産性が向上した他、収量の増加から所得向上、貧困削減に貢献している。食糧の安全保障については、自給作物の栽培への支援が食費支出の減少を促し、全てのケーススタディ国で向上した。生計向上については、農村インフラ改善、環境保全への支援により、インフラの利便性の改善、農業の生産性向上等を促した。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

ODA タスクフォースが有効に活用され、相手国政府の案件審査能力にも改善が見られ、本施策を実施する上でとられた手段は適切かつ効率的であった。ただし、相手国実施機関の能力に課題が残されている他、プロジェクト実施体制の今後の強化も求められる。

**投入資源**

［実績］

平成 13 年度： 1121.91
平成 14 年度： 657.26
平成 15 年度： 300.57
平成 16 年度： 332.91
平成 17 年度： 591.08
平成 18 年度： 未集計

※OECD 統計。単位は百万米ドル

［人的投入資源］

平成 18 年度　９人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

我が国の農業・農村開発分野への支援を通じ、貧困削減に向けて進展があった。今後も貧困削減に向けた重要な分野の一つに位置づけていくこととし、同分野における政策文書の策定を検討していく。

**【事務事業の扱い】**

① 農業関連政策立案支援 → 今のまま継続
② 灌漑や農道等の生産基盤の強化のための支援 → 今のまま継続
③ 生産技術の普及及び研究開発のための支援 → 今のまま継続
④ 住民組織の強化のための支援 → 今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | － |

# Ⅵ―７　地球的規模問題への取組（環境・森林保全）に関する我が国の援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　　司
多国間協力課長　大菅　岳史
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、資源エネルギーの供給、農村地域の生活改善に貢献し、ひいては、貧困削減、持続可能な開発、人間の安全保障に資すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題であり、我が国は ODA 大綱において地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題への取組を重点課題として位置づけている。また、ODA 中期政策において、地球温暖化対策、環境汚染対策及び自然環境保全を３つの重点分野とし、このうち、自然環境保全分野において森林の保全・管理を取り上げている。これにより、我が国は、自然環境保全や森林資源の持続的利用を目的とした森林に関する取組への協力を積極的に行ってきた。森林の保全・管理は、自然環境保全のみならず、$CO_2$ の削減及び吸収による地球温暖化対策、水源の涵養、木材や薪炭材等の資源エネルギーの供給、農村地域の生活改善や貧困削減への貢献等の多様な効果を生み、持続可能な開発と人間の安全保障に資する取組である。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、農村地域の生活改善等、様々な効果が見込まれる。

（２）かかる援助を通じ、現地での植林に適した種子・苗木の生産の支援、植林・土壌流出防止などの技術向上に繋がった。

**【今後の課題】**

森林保全の意義は多岐にわたるが、持続的な管理を必要とするため、相手国政府のみならず地域住民の理解と参加が必要である。地球環境問題に資する取組であるとともに、住民への裨益を念頭にした取組を推進していくことが重要である。

第三者評価「地球的規模の問題への取組（環境・森林保全）評価報告書」
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

森林は、空気中の$CO_2$を吸収・固定すると共に、土壌の流出防止、木材や薪炭材等の自然資源の生産、生態系の保全、水源の涵養等の多様な役割を果たしている。しかし、世界の森林は、依然として深刻な速度で減少を続けており、2000年から2005年の５年間に約3660万ヘクタールが失われた（FAO「世界森林資源調査2005」）。熱帯地域の天然林は、毎年、日本の本州の面積の約６割に相当する1420万ヘクタールが減少していると言われる。途上国では農地への転用や過剰な伐採、過放牧など人口増加や貧困を背景として森林の減少・劣化が進み、アジアやアフリカでは砂漠化も進行している。さらに森林資源の減少は、自然破壊を通じて地域住民の生活を圧迫し、貧困をさらに深刻なものにしている。このような現状から、我が国は、環境の保全や住民の貧困削減を促進するため、開発途上国における植林や、違法伐採対策を含む持続可能な森林経営の取組などを積極的に支援している。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

1992年の「国連環境開発会議（UNCED)」において「持続可能な開発」という考え方のもと、「環境と開発に関するリオ宣言」とその行動計画である「アジェンダ21」及び「森林原則声明」が採択され、森林の減少や劣化への対策は国際社会が協力して解決すべき地球的規模の問題の一つとして明確に位置づけられた。その後、「森林に関する政府間フォーラム」や「国連森林フォーラム」等を通じて、国際社会の森林問題に対する取組につき協議、法的枠組みの検討などが行われている。

こうした国際社会の動きに対応するべく、ODA大綱では、地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題への取組が重点課題として位置づけられ、ODA中期計画では、地球的規模の問題への取組を更に具体化して、地球温暖化対策、環境汚染対策、自然環境保全の３つを重点分野とすると共に、自然環境保全分野において、「自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理など」を明確に位置づけている。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、資源エネルギーの供給、農村地域の生活改善等様々な効果が見込まれている。また、①乾燥地や荒廃地への植林に際してモデル開発や研究開発を被援助国関係者が共同で行うなどの技術移転、②植林樹種に在来種を用いることによる生物多様性保全への配慮、③果樹などの経済林の造成を通じた住民の収入向上などに留意しながら、持続可能な森林経営に資する取組を行っている。なお、相手国の技術や植林計画等の有無により有効な援助方法も異なり、相手国の自助努力を支援する適切なスキームの適用が今後も重要である。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

環境・森林保全分野での異なる援助スキーム間の連携については多くの事例で確認されている（第三者評価の対象55件中17件）。中国山西省での植林事業の事例では、①技術協力で植林の適正技術の開発と人材の育成がなされ、②それを活用して無償資金協力で日本の専門家主導での植林の実施体制を構築し、③有償資金協力によって日本の専門家なしで中国側が主体的に植林事業を行う、といった各スキームの特徴を効果的に生かしながら段階的に実施し、包括的な取組を行った。また、JICAやJBICの調査団の一員として国内省庁関係者や大学の研究者等を参画させ、我が国が持つ経験と科学技術を活用す

る取組がなされた。このように、本施策を実施する上でとられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］森林分野

2002 年： 73.0 百万ドル

2003 年： 407.2 百万ドル

2004 年： 110.4 百万ドル

2005 年： 332.0 百万ドル

※DAC 統計ベース（暦年）

［人的投入資源］

平成 18 年度　14 人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

森林保全の重要性及び我が国の支援の効果が明らかになった。今後も環境分野の途上国支援政策において、森林保全を適切に位置づけていくこととする。

**【事務事業の扱い】**

① 環境問題への取組に関する能力の向上　→　今のまま継続

② 環境要素の積極的な取り込み　→　今のまま継続

③ 我が国の先導的な働きかけ　→　今のまま継続

④ 総合的・包括的枠組みによる協力　→　今のまま継続

⑤ 我が国が持つ経験と科学技術の活用　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅵ―８　地域協力（中米地域）に関する我が国の援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　司
国別開発協力第二課長　　阿部　康次
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 複数国に跨る広域的な協力を支援することにより、地域協力の枠組みの強化、地域の安定、及び善隣友好関係の強化に貢献するとともに、我が国と同地域各国との協力関係強化を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策、新 ODA 大綱に言及あり。 |
| **施策の概要** | 中米地域の域内協力の枠組みを対象として、同枠組み内での目的の推進や、地域の共通課題への対処に協力する。その分野は、中米統合機構（SICA）事務局やプエブラ・パナマ（PPP）事務局への支援から、感染症、教育、自然災害対策、インフラ整備や拡充まで多岐にわたっている。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）我が国は、特に感染症、インフラ整備・拡充、教育などの中米地域で共有する問題の改善に貢献している。

（２）我が国の支援を通じ、自由貿易や開放経済の促進のための基盤整備や域内の人的交流の促進等が行われ、同地域の域内統合が深化する方向に向かっている。

（３）さらに、近年の要人往来の活発化や、国際場裡において中米各国から我が国の立場に支持を得たこと等に示されるように、我が国と中米地域との関係は強化されてきた。

**【今後の課題】**

地域協力の枠組みである SICA や PPP との対話の場を有効に活用し、より効果的・効率的な支援を実施していく。

第三者評価「地域協力への支援に関する我が国の取り組みの評価報告書」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

冷戦以降のグローバリゼーションの進行と平行して、各所で地域協力の枠組みが形成されているという国際的な潮流をふまえ、我が国も地域協力の枠組みの発展、深化の過程に対応する必要がある。また、協力対象となる中米の地域協力の枠組みが、我が国及び我が国と価値観を共有する国際社会の望む方向性を保つためにも同施策は重要である。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

ODA 大綱の「地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する」や、ODA 中期政策の「国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。」を見ると、我が国の対地域協力支援への取組は妥当である。また、我が国の対中米協力に関する、日本・中南米新パートナーシップ構想（「小泉ビジョン」）、東京宣言、行動計画とも合致している。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

複数国に跨る広域的な援助の実施、地域の共通課題への取組支援により、「自由貿易や開放経済の促進」、域内の人的交流の促進等に貢献した。また、二国間協力だけでは実現の難しい国境を越える課題等の解決に取り組むことも出来、二国間協力に付加価値を与える効果もあった。直接・間接的な ODA の効果的・効率的な運用の観点からの他ドナーとの連携の強化については、各ドナーの目的意識が一致した支援で援助協調が進展しただけでなく、協力の企画段階から相互補完を目的とした連携や、我が国の協力により得られた成果品の普及に他ドナーが取り組むといった様々な形でのドナー協調が追求された。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

一カ国で培われた協力成果を他国に伝播、普及活用出来る点、また一カ国でプロジェクトを実施した経験を他国でも活かせる点で、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］（中米地域全体に対する我が国の２国間 ODA 総計）

平成 14 年度：無償 117.50 億円、技協 82.12 億円

平成 15 年度：無償 70.98 億円、技協 77.48 億円

平成 16 年度：無償 58.3 億円、技協 69.71 億円

平成 17 年度：無償 121.36 億円、技協 67.69 億円　円借款 223.58 億円

平成 18 年度：未集計

※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力は JICA 実績額。

［人的投入資源］

平成 18 年度　８人（本省職員）

**【外部要因】**

SICA、PPP の機構改革、地域統合の進展

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

広域 ODA タスクフォース内での議論及び、SICA 事務局、PPP 事務所との対話を密にし、優先分野の検討やフォローアップを効果的に行っていく。

**【事務事業の扱い】**

① 複数国に跨る広域的な援助の実施　→　今のまま継続
② ODA の効果的・効率的な運用の観点から、他ドナーとの連携の強化　→　今のまま継続
③ 地域の共通課題への取組支援　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅵ－９　体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施

国際協力局政策課長　　上村　司

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施を図ること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度の重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 効果的・効率的な ODA を行うため、その司令塔、政策の企画立案、実施主体各々において実施の体制を強化する。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった」

（理由）

（１）「ODA の戦略的活用」という問題意識のもと、内閣における「海外経済協力会議」の設置、外務省における国際協力企画立案本部や国際協力局の新設、JICA 法改正法の成立、国際協力に関する有識者会議の設立等の改革を実現した。

（２）これにより、ODA の戦略性強化、二国間援助と国際機関経由の援助の連携強化、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の各手法間での連携強化等を一層促進するための体制が強化された。

（３）NGO の能力強化について追加的予算措置を講じ、更なる NGO との連携強化に向けてタスクフォースを立ち上げるなど、局全体の取組が強化された。

**【今後の課題】**

- 我が国に期待される役割を効果的に果たすための ODA 政策の企画立案の推進
- 国際機関等を通じた援助について、外交政策との整合性を十分に確保した戦略的対応
- JICA 法改正法の成立を踏まえた新 JICA の組織・業務の詳細設計
- NGO が参加可能な ODA 事業の拡充及び NGO の新たな能力強化

**【施策の必要性】**

ODA は外交の重要な手段・基盤であり、様々な ODA 事業を積極的に展開してきたが、ODA 大綱及び中期政策に基づき、一層効果的・効率的な ODA の実施に資するための体制整備を行う必要がある。

**【施策の有効性】**

戦略的 ODA の活用を実施するための司令塔、政策立案、実施のそれぞれの機能を強化することで、我が国の援助をより効果的・効率的に実施するための体制を強化することができる。

**【施策の効率性】**

当該施策の遂行により「限られた援助資源（予算・人員）を有効に利用し、成果重視の ODA の実現を図る」ことができるため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 357,315,611 | 340,728,690 |
| (分担金・拠出金)(注 1) | 16,189,452 | 37,795,127 |
| 計 | 373,505,063 | 378,523,817 |

単位：千円

| 人的投入資源(注 2) | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 173 | 171 |

単位：人（本省職員）

（注１） 内訳（単位：千円）

| 国際機関 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| 国連開発計画コアファンド | 8,326,406 | 8,701,469 |
| 国連開発計画パートナーシップ基金 | 294,787 | 255,695 |
| 国連人口基金 | 3,802,541 | 3,973,826 |
| 国際家族計画連盟 | 1,476,268 | 1,476,268 |
| 国際農業研究協議グループ | 880,000 | 748,000 |
| アジア生産性機構 | 964,983 | 1,000,918 |
| 開発援助委員会 | 17,727 | 16,287 |
| アジア工科大学院 | 12,603 | 11,752 |
| アジア蔬菜研究開発センター | 8,393 | 7,894 |
| OECD 開発センター | 8,181 | 7,782 |
| ファーストアンドトラックイニシアティブ | 0 | 139,200 |
| コロンボ | 1,610 | 1,682 |
| SEAFDEC（東南アジア漁業開発センター） | 68,503 | 0 |

（注２） 本件施策の人的投入資源は、施策Ⅵ―１～Ⅵ―８までの人的投入資源を含む。

**【外部要因】**

（１） ODA に対する世論や国会の動き

（２） 被援助国や国際機関における要請の増大

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：総理官邸の海外経済協力会議を頂点とする、ODA 戦略・企画立案・実施の一体的運用体制の整備状況

平成 18 年４月、我が国の海外経済協力（政府開発援助、その他政府資金及びこれらに関連する民間資金の活用を含む。）に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済援助の効率的な実施を図るため、内閣に内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣を構成員とする海外経済協力会議が設置された。平成 18 年度中に海外経済協力会議は７回開催され、アジア、中国、インド、イラク、資源・エネルギー、貿易・投資、ODA についての量及び質、対日理解の促進等に関する海外経済協力について審議された。

**評価の切り口２**：二国間・多国間連携の強化を含め、外務省の企画立案機能強化を意図する国際協力企画立案本部の設置及び国際協力局の創設の進捗状況

外務省が担う ODA の企画立案機能を強化するため抜本的な体制強化を行い、平成 18 年４月に外務大臣を長とする国際協力企画立案本部を設置するとともに、同年８月、旧経済協力局と旧国際社会協力部の関連部局を合わせ、国際協力局へと組織を大幅に編成替えした。国際協力企画立案本部は、随時開催され、イラク、貿易・投資、アジア、アフリカ、中央アジア、中南米等について審議された。詳細は、事務事業①「実施体制強化事業」を参照。

**評価の切り口３**：３援助手法の JICA への統合の状況（「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（JICA 法改正法）成立）

今般の ODA 改革を受け、平成 18 年の臨時国会（第 165 回国会）において JICA 法改正法が成立した。これにより、平成 20 年 10 月に発足する新 JICA は、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の３つの援助手法を一体的に実施することとなる。新 JICA は資金規模からみて世界有数の援助実施機関となる。また、調査や案件形成・実施の段階で援助手法間の連携が有機的に促進され、より効果的・効率的な援助の実施に資する。また、３つの援助手法に総合的に精通した人材が育成されることが期待される。詳細は、事務事業①「実施体制強化事業」を参照。

**評価の切り口４**：NGO との連携強化の状況

地方自治体、内外の NGO、民間部門、学術機関及び国連機関との意見交換・人事交流をより活発に行うことで、連携の一層の強化と情報の集約に努め、NGO との連携強化のためのタスクフォースを国際協力局内に立ち上げた。NGO との連携強化については、NGO が参加可能な ODA 事業の拡充、新たな NGO の能力強化を推進。詳細は事務事業②「NGO との連携強化事業」を参照。

**【第三者の所見】**

牟田博光　東京工業大学大学院社会理工学研究科教授

本評価の対象である施策は、「実施体制強化事業」により「体制の強化」（アウトプット）を産み出し、それによって「効果的・効率的な国際協力の実施」（アウトカム）を図る、ことを目標にしている。事業の実施によって、ODA政策の企画立案・実施の各レベルにおいて、確かに体制は強化されてきている。それでは、体制が強化されたことによって、国際協力がより効果的・効率的に実施されるようになったか、という点については、十分明らかではない。体制の強化が、効果的・効率的な国際協力の実施をもたらすロジックは何かを十分考慮した事業の遂行が必要である。「今後の課題」を達成するためにも、まずは「今後の方針」で述べられた事柄の着実な実施が求められる。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

（１）我が国に期待される役割を効果的に果たすための企画立案の推進

平成 20 年は、我が国においてＧ８首脳会合や第４回アフリカ開発会議（TICADⅣ）が開催される。このような重要な外交上の会合が集中する年に向けた対応を含め、我が国に期待される役割を効果的に果たしていく。同時に途上国の開発や人道支援を通じた世界の平和と安定の実現、地球的規模の課題の解決といった、国際社会の一員としての責務を果たすとともに、グローバル化が進む中で日本の経済的繁栄を確保すべく、優先分野をより明確にした戦略的な ODA の企画立案を、海外経済協力会議で審議される基本戦略の下で推進していく。また、その結果を関係省庁・実施機関と共有し、会議の結果を案件の形成・実施に反映していく。

（２）国際機関等を通じた援助について、外交政策との整合性を十分に確保した戦略的対応

国際機関等を通じた援助についても、それぞれの特色を踏まえつつ、国益に沿った戦略的な対応を行うとともに、二国間援助との連携による相乗効果の発揮を図る。

（３）JICA 法改正法の成立を踏まえた新 JICA の組織・業務の詳細設計

JICA 法改正法の成立を受け、ODA 政策を踏まえた３援助手法の一体的実施及び機動的で迅速な実施を可能とする新 JICA の組織・業務等の詳細設計について、具体的な議論を進める。議論に当たっては、「新時代の ODA 実施体制作り（新 JICA の制度設計のポイント）」（平成 18 年６月）を踏まえ、海外経済協力会議の審議を踏まえた ODA 政策の下、実施機関（JICA、JBIC 及び新 JICA）による機動的かつ迅速な実施を確保するため相応しい体制を構築する。

（４）NGO が参加可能な ODA 事業の拡充及び新たな NGO の能力強化

政府と NGO の相互補完関係を強化すべく、向こう５年間で NGO が参加可能な ODA 事業の飛躍的な増大を目指す一方、NGO による ODA 事業実施に必要とされる実践的能力向上、また、NGO の国際競争力の育成のための施策を強化していく。それを進めるに当たり、NGO との連携強化のためのタスクフォースを国際協力局内に立ち上げ、具体的な施策を検討していく。

**【事務事業の扱い】**

①実施体制強化事業　　→　今のまま継続

②NGO との連携強化事業　　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

# 基本目標Ⅵ　政府開発援助

施策目標（施策）


| | | |
|---|---|---|
| Ⅵ-1 | 対ベトナム国別援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 405 |
| Ⅵ-2 | 対ブータン国別援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 408 |
| Ⅵ-3 | 対モロッコ国別援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 411 |
| Ⅵ-4 | 対ザンビア国別援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 414 |
| Ⅵ-5 | 対マダガスカル国別援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 417 |
| Ⅵ-6 | 農業・農村開発分野に関する我が国の援助政策・・・・・・・・・・・・ | 420 |
| Ⅵ-7 | 地球的規模問題への取組（環境・森林保全）に関する我が国の援助政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 423 |
| Ⅵ-8 | 地域協力（中米地域）に関する我が国の援助政策・・・・・・・・・・・・ | 426 |
| Ⅵ-9 | 体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施・・・・・・・・・・ | 429 |

# Ⅵ―１　対ベトナム国別援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　司
国別開発協力第一課長　前田　徹
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 我が国の安全と繁栄にとって重要な ASEAN 諸国の一つとして、その発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度の重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国は、外交、経済的相互依存関係、人道的・社会的観点から、ベトナムの発展を支援するため、成長促進、生活・社会面での改善、制度整備を重点分野としている。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）ベトナムは、順調な経済成長を背景に、貧困削減で大きな成果を収めており、トップドナーである我が国の支援がこれに大きく貢献している。

（２）二国間協力のみならず、援助協調を通じたマルチによる支援にも尽力したことにより、ベトナムの行財政制度の整備や行政手続きの改善等に貢献している。

（３）ズン・ベトナム首相の訪日や安倍総理の訪越等に際して、先方より我が国 ODA に対する謝意が示され、両国の友好関係が深められた。

**【今後の課題】**

多様化するベトナムの開発課題に対応した支援を行うため､現地 ODA タスクフォース機能の更なる強化が求められる。

第三者評価「ベトナム国別評価報告書」
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

ASEAN 諸国と我が国との緊密な関係は極めて重要である。ベトナムは ASEAN10 カ国の中で第２の人口規模を持ち、今後も力強い経済発展が期待されている。我が国にとって、ベトナムは製造拠点、輸出市場、エネルギー供給源としての潜在的可能性を持つ国であり、援助によるベトナムの投資・貿易・ビジネス環境改善を通じて日越間、日・ASEAN 間の経済面での好循環につながることが期待される。また、中国と国境を接するベトナムは、我が国対中外交の文脈でも重要である。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

対ベトナム援助計画の重点分野（成長促進、生活・社会面での改善、制度整備）、重点事項、援助実施プロセスは、ODA 大綱や中期政策といった上位政策に合致している。

また、「選択と集中」の観点から重点的に取り組むとされた分野（投資環境整備、電力施設の効率化、農業・農村開発等）に対し、集中的なインプットが行われた。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

成長促進については、日越共同イニシアティブや貧困削減支援借款（PRSC）を含めた様々なツールを用いて支援が実施された。生活・社会面での改善については、保健セクター支援事業で我が国の他事業や他ドナーと連携することにより、ベトナムの医療施設間のレファラルシステム(注)等の改善に向けた動きが進められるようになった。制度設備については、ベトナムの公共支出管理に関し我が国が主張していた方策が反映されるようになった。

（注）保健医療システムのなかで、保健センター、診療所、地域の拠点病院といった保健医療サービス提供機関がさまざまなコミュニケーション手段を用いて連絡を取り合い、患者を適切な施設に円滑に紹介・運搬したり、さらには、情報を交換したりすることで、全体としてより質の高いサービスを提供するシステム（平成 17 年６月　「保健と開発」に関するイニシアティブ～保健開発ミレニアム開発目標達成への日本の貢献～より）

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

限られた資源の中、ベトナム政府と中期的なビジョンを共有し、援助政策の立案と実施に一貫性を持たせ、成長促進に向けた補完的・重層的な支援を行い、かつ手段としての援助協調の活用に取り組んだ。このように、本施策を実施する上でとられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］

平成 14 年度：円借款 793.30 億円、無償 52.37 億円、技協 67.08 億円

平成 15 年度：円借款 793.30 億円、無償 56.50 億円、技協 55.77 億円

平成 16 年度：円借款 820.00 億円、無償 49.14 億円、技協 57.11 億円

平成 17 年度：円借款 908.20 億円、無償 44.65 億円、技協 56.61 億円

平成 18 年度：未集計

※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力は JICA 実績額。

［人的投入資源］

平成 18 年度　９人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

政策協議などの場を活用し、ベトナム政府との事務レベル協議を活発化するとともに、現地 ODA タスクフォース機能の強化を図る。

**【事務事業の扱い】**

① 経済成長促進のための支援　→　拡充強化
② 生活・社会面での支援　→　今のまま継続
③ 制度整備のための支援　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅵ―２　対ブータン国別援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　司
国別開発協力第一課長　前田　徹
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 独自の開発理念に基づき経済開発に努めているブータンの発展を支援し、良好な二国間関係のさらなる強化を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国はブータンとの友好関係を踏まえ、同国の民主化に向けた取組を支援している。また、内陸国という不利な条件の中で経済開発に努めている姿勢を評価し、国民が幸福感をもって暮らせる社会を最終目標とする国民総幸福量（GNH: Gross National Happiness）を開発の基本理念として掲げているブータンに対し、ブータン独自の考え方を尊重した ODA を実施している。対ブータン援助は、①農業・農村開発、②経済基盤整備、③社会開発、④良い統治を重点分野としている。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）我が国の対ブータン援助を通じ、上記施策の概要で記載した各重点分野の改善に貢献している。

（２）また、我が国 ODA に関わる記念切手が発行され、最近まで唯一の新聞であった Kuensel 紙に毎月１本以上の割合で関連記事が掲載されるなど、我が国の ODA を通じて両国の友好関係が促進された（本シート末尾参照）。

（３）さらに、要人往来の実績や、国際場裡における日本の立場へのブータンからの一貫した支持もあり、両国の友好関係は深められてきた。

**【今後の課題】**

日本側援助関係機関間及びブータン政府との対話の場を増やし、その結果を日本の ODA を更に効果的・効率的に活用すべく援助政策に反映していく。

第三者評価「ブータン国別評価報告書」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

我が国の対ブータンODAは、国交樹立前の1964年にJICA専門家を農業指導専門家として派遣したことに始まり、以来両国間の友好関係の礎となっている。ブータンにとって我が国はトップ・ドナーの一つであり（1999、2002、2003年は１位)、同国の経済・社会開発にとって極めて重要な支援となっている。我が国はこうしたブータンとの友好関係を踏まえ、同国の民主化に向けた取組を支援している。また、急峻なヒマラヤ山中にある内陸国という不利な条件の中で経済開発に努めている同国の姿勢を評価し、伝統文化の保護、環境保護と自然資源の持続的活用、地域的に均衡のとれた平等な開発等、国民が幸福感をもって暮らせる社会を最終目標とする「Gross National Happiness (GNH)」を開発の基本理念として掲げているブータンに対し、他国の経験の複製ではないブータン独自の考え方に沿ったODAを実施している。なお、2006年は日本・ブータン国交樹立20周年であった。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

対ブータン援助の重点分野（農業・農村開発、経済基盤整備、社会開発、良い統治）及びそれに基づくプロジェクトは、ODA大綱や中期政策といった上位政策に合致している。

我が国の対ブータン援助の重点分野のうち、ブータン側からの要請が強い農業及び経済インフラ分野については援助が集中している一方、多くのドナーが支援している社会開発分野に対する我が国援助は資金的に限定的であった。ブータン側の開発計画とも整合性がとれており、かつ他ドナーとの役割分担もなされている。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

農業分野については、農作業の効率化が図られ、生活レベルが向上していることが裨益者より確認された。また、食糧増産援助（2KR。現在「貧困農民支援」）によって積み立てられた見返り資金は、農道や灌漑の整備等に有効に活用されている。経済基盤整備については、日本の支援が道路交通の容量の改善・安全性の向上に貢献している。社会開発分野である教育については、学校建設の質が高いとの先方政府関係者の評価があり、保健については、UNICEFとのマルチ・バイの協力を通じ過去10年間にわたりワクチン等の予防接種関連機材を協力するなど、いずれも資金的規模は限定されているものの効果が発揮されていることが確認された。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

在インド日本大使館がブータンを兼轄し、ブータン現地にはJICA事務所のみが存在しているため、大使館とJICA事務所が直接協議する機会は限定されているが、少ない機会を捉え、援助が効率的に進められるよう努めた。また、定例化されていないが、2006年4月にデリーにおいて二国間レビュー会合を初めて開催し、ブータンとの間で円滑な援助のあり方につき意見交換を行った。このように、本施策を実施する上でとられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］

平成14年度：無償11.81億円、技協6.75億円

平成15年度：無償10.32億円、技協7.75億円

平成16年度：無償8.86億円、技協10.70億円

平成17年度：無償7.84億円、技協9.31億円

平成18年度：未集計　　※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力はJICA実績額。

［人的投入資源］

平成 18 年度　８人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

日本の援助関係機関間の対話を密にし、更に両国政府間の政策協議（含現地レベル）の定例化等により、今後の支援方針の優先分野等の検討を効果的に行っていく。

**【事務事業の扱い】**

① 農業・農村開発のための支援　→　今のまま継続
② 経済基盤整備のための支援　→　今のまま継続
③ 社会開発支援　→　内容の見直し
④ 良い統治のための支援　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | － |

【参考】

ブータン政府発行の切手

２KR 20 周年記念切手

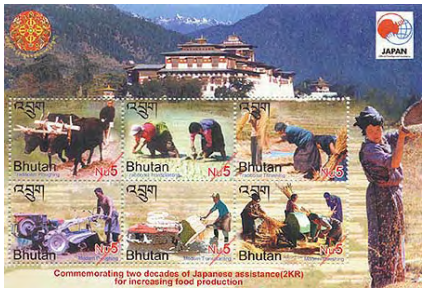


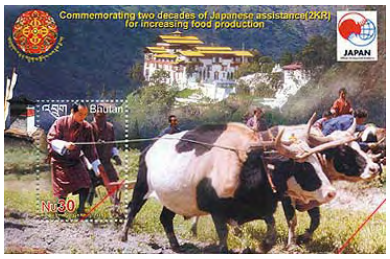


「橋梁架け替え計画」ワチ橋

# Ⅵ―３　対モロッコ国別援助政策

国際協力局　政策課長　上村　司
国別開発協力第ニ課長　阿部　康次
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 民主化及び経済改革に努力するモロッコの発展を支援し、良好な関係の更なる強化を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 国王モハメッド６世による国家政策「人間開発に係る国家イニシアティブ（National Initiative for Human Development:INDH)」に沿って地域格差是正及び貧困削減に取り組んでいるモロッコに対し、我が国は、モロッコの６つの開発重点分野である①農業及び水産業開発、②水資源開発、③基礎インフラ整備、④地方開発、⑤環境、⑥社会開発分野を中心に支援をしている。しかしながら、地域格差や貧困は依然として際立ったものがあり、今後とも MDGs の目指す分野としても、モロッコのこうした取組を継続的に支援する必要がある。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**
「目標の達成に向けて進展があった。」
（理由）
（１）我が国の対モロッコ援助を通じ、「人間開発に係る国家イニシアティブ」に沿って「格差是正・貧困削減」を含む各重点分野の改善に貢献している。
（２）援助のプロセスについても、日本側関係者間、モロッコ側カウンターパート共に緊密な連絡をとることで、開発ニーズを的確に把握した支援を実施している。

**【今後の課題】**
日本側援助関係機関間及びモロッコ政府との対話の場を増やし、その結果を日本の ODA を一層効果的・効率的に活用すべく援助政策に反映していく。また、当評価結果に配慮しつつ新たに策定する「対モロッコ国別援助計画」の検討を進める必要がある。

第三者評価「モロッコ国別評価報告書」
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

我が国は、1956 年のモロッコ独立以来、官民様々な交流を通じて良好な二国間関係を維持している。モロッコに対し我が国は国別援助計画を有していないものの、モロッコ国王により、平成 19 年(2007)、５月に発表された「人間開発に係る国家イニシアティブ（INDH）」に沿った援助を実施している。同イニシアティブは、これまで両国の経済協力政策協議等の場で確認された地域格差是正・貧困削減を重視している。アフリカ大陸を欧州と結ぶ地政学的に重要な位置にあるモロッコの民主化、市場の開放及び外国投資による経済活性化に向けての取組を継続的に支援していくことは、モロッコの開発への貢献だけでなく、モロッコ周辺地域安定・中東和平問題に貢献するという観点からも重要である。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

対モロッコ援助の重点分野及びそれに基づくプロジェクトは、新旧 ODA 大綱及び新旧中期政策といった上位政策を適切に踏まえており、整合性が高いと言える。また、前述の「人間開発に係る国家イニシアティブ（INDH)」において、開発優先課題として位置づけられている「地域格差是正・貧困削減」についても、我が国は対モロッコ ODA の重点分野として捉えており、モロッコ側の開発ニーズとの整合性は高いと言える。

**【施策の有効性】（国別援助計画（モロッコは策定されていない）に明記された重点分野ごとの成果等）**

個別の重点分野毎に主な成果は以下のとおりである。

① 農業分野：農作業の効率化が図られ、農作物の収穫高増加・種類の多様化が確認された。
② 水資源開発：地方を中心に上水施設整備を実施しており、衛生の改善・水くみ労働の軽減等の生活状況が改善された。
③ 基礎インフラ整備支援：我が国のプレゼンスは大きく、事業数・規模だけでなく、高い技術力が評価されている。
④ 地方開発分野：特に必要性の高い地方にて草の根・人間の安全保障無償資金協力により地方住民の生活状況の改善に貢献している。
⑤ 環境分野支援：投入・成果は限定的であったが、専門家派遣等を今後より積極的に実施していく。
⑥ 社会開発分野：保健分野については医療人材の能力向上や医療施設・機材の改善等の効果が出ている。教育分野では、地方での教育普及やドロップアウト率の低減等が確認された。ジェンダー面において、水くみ労働の軽減、学校教育・職業訓練の推進等、様々な面で女性の生活状況改善に貢献している。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

日本側関係者間によってモロッコの開発ニーズが的確に把握されたことに加え、モロッコ側との協議・意見交換が適切に行われたことより、先方のニーズ及び日本の重点分野に沿った案件を効果的に形成・採択することができた。このように、本施策を実施する上で取られた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］

平成 14 年度：無償 11.81 億円、技協 12.42 億円

平成 15 年度：無償 10.32 億円、技協 15.15 億円

平成 16 年度：無償 8.86 億円、 技協 15.29 億円

平成 17 年度：無償 7.84 億円、 技協 11.39 億円

平成 18 年度：未集計

※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力は JICA 実績額。

［人的投入資源］

平成 18 年度　８人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

我が国の援助関係機関間の連携を密にすると共に、両国政府間の政策協議を適切なタイミングで実施することにより、今後の支援方針の優先分野等の検討を効果的に行う。また、新たに策定する「対モロッコ国別援助計画」においても、当評価結果に配慮しつつ、検討を行う。

**【事務事業の扱い】**

① 農業及び水産業の開発・振興の支援　→　今のまま継続
② 水資源開発支援　→　今のまま継続
③ 基礎インフラ整備分野への支援　→　今のまま継続
④ 地方開発分野への支援　→　今のまま継続
⑤ 環境分野での支援　→　拡充強化
⑥ 社会開発支援　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅵ―４　対ザンビア国別援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　司
国別開発協力第二課長　阿部　康次
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 南部アフリカ地域の主要国である同国の経済・社会開発を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国は、2002 年 10 月に対ザンビア国別援助計画を策定した。同計画においては、①農村開発を中心とする貧困対策への支援、②費用対効果の高い保健医療サービスの充実、③均衡のとれた経済構造形成の努力に対する支援、④自立発展に向けた人材育成・制度構築、⑤域内相互協力の促進、の５つを重点分野と位置づけ、右に基づき対ザンビア経済協力を実施してきている。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**
「目標の達成に向けて進展があった。」
（理由）
（１）我が国の対ザンビア援助を通じ、上記施策の概要で記載した各重点分野の改善に貢献している。
（２）平成 18（2006）年１月のムワナワサ大統領の訪日に際し同大統領から我が国の経済協力に対する謝意が表明されるなど、両国関係は強化されてきた。我が国の国連等の場での活動に対する良き支持者である。

**【今後の課題】**
我が国援助関係機関間及びザンビア政府との対話の場を増やし、その結果を効果的・効率的に活用すべく国別援助計画に反映する。

第三者評価「ザンビア国別評価報告書」
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

ザンビアは、南部アフリカ地域の主要国として、南部アフリカ開発共同体（SADC: Southern African Development Community）や東南部アフリカ共同市場（COMESA: Common Market for Eastern and Southern Africa、本部：ルサカ）等、地域協力機構における中心メンバーの一つであり、地域の平和と安定に積極的な貢献を行っている。また、銅・コバルト等鉱物資源の供給国としても我が国にとっても重要であり、同国との協力関係を維持・強化する意義は大きい。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

ザンビア国別援助計画に示された方針や重点分野は、我が国の上位政策（ODA 大綱、ODA 中期政策）及びザンビア側の開発計画（貧困削減戦略（PRSP）、第五次国家開発計画等）、さらにはミレニアム開発目標（MDGs）や我が国の TICAD プロセスと十分な整合性が確保されている。また、他ドナーとの援助調和化に基づき農業・農村開発や、我が国の比較優位のあるインフラ面への支援も重視して行っている。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

国別援助計画に明記された重点分野ごとに地域を限定したモデル・プロジェクトを実施するなど、限られた資金が効果的な結果に繋がるよう工夫し、ザンビア政府や裨益者の評価を得ている。保健セクターへの援助額は増加しており、無償資金協力と技術協力の連携、対象地域の限定など工夫をしつつ、感染症対策等に貢献している。また、経済成長につなげるインフラ分野の支援の知名度は高く、特に首都の交通基盤の整備に効果を上げている。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

国別援助計画の策定にあたっては、国内の関係省庁や NGO、現地の大使館・JICA、さらにはザンビア政府関係者及び他ドナー国等と十分な議論が行われた。ザンビア政府側との政策協議は毎年定期的に行われ経済協力方針につき意見交換を行っている。このように、本施策を実施する上で取られた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］

平成 14 年度：無償 22.56 億円、技協 18.17 億円

平成 15 年度：無償 18.63 億円、技協 16.19 億円

平成 16 年度：無償 18.83 億円、技協 17.46 億円、債務免除 52.70 億円

平成 17 年度：無償 23.45 億円、技協 15.94 億円、債務免除 740.10 億円

平成 18 年度：未集計

※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力は JICA 実績額。債務免除は実績ベース。

［人的投入資源］

平成 18 年度　８人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成 19 年度は国別援助計画の改定を行う。ザンビアの国家開発計画に則した形、かつ選択と集中の観点から我が国援助重点分野の見直しを行う。

**【事務事業の扱い】**

① 農村開発を中心とする貧困対策への支援　→　内容の見直し
② 保健医療サービスの充実　→　内容の見直し
③ 均衡のとれた経済構造形成の努力に対する支援　→　内容の見直し
④ 自立発展に向けた人材育成・制度構築　→　内容の見直し
⑤ 域内相互協力の促進　→　内容の見直し

注：国別援助計画改定に併せ、援助重点分野の見直しを行うこととなるが、必ずしも縮小というものではなく、拡充する場合もある。

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | － |

# Ⅵ―５　対マダガスカル国別援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　司
国別開発協力第二課長　阿部　康次
平成１９年５月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | アジアとアフリカの接点に位置する地政学的に重要な同国の経済・社会発展を支援し、良好な二国間関係の更なる強化を図ること |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国は、マダガスカル貧困削減戦略文書の柱である「経済成長の推進」、「人間が安心して生活できるシステムの推進」に力点を置きつつ、平成 18（2006）年２月に政策協議の場で確認された開発課題を解決するための支援を実施している。１．農水産業・農村開発（①農業開発、②水産開発、③環境開発、④保健医療事情の改善、⑤安全な水へのアクセス改善、⑥初等教育へのアクセス改善)、２．民間セクター開発・貿易・投資促進という二つの開発課題を設定し、これら１．２．の課題解決のために人材育成やインフラ整備を重視している。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）我が国の対マダガスカル援助を通じ、上記施策の概要で記載した各開発課題の改善に貢献している。

（２）援助政策の策定・実施過程でマダガスカル政府と緊密な協議が行われており、マダガスカル側の開発ニーズを的確に反映した支援が行われている。

**【今後の課題】**

我が国援助関係機関間、マダガスカル政府及び他ドナーとの対話の場を有効に活用し、より一層効果的・効率的な支援を実施していく。

第三者評価「マダガスカル国別評価」報告書（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

マダガスカルは、広大な国土に豊富な地下資源と希少動植物を擁し、また、鉱業、観光業及び農・水産業等に多大な発展の可能性を秘めており、アジアとアフリカをつなぐ位置からアジア経済のダイナミズムをアフリカへつなげていく「架け橋」としての役割が期待できる。他方、国民の大半が１日１ドル以下での生活を余儀なくされており、貧困問題等、経済・社会開発上の広範な課題を抱えている。かかる観点より、アジアとアフリカの接点であるマダガスカルとの協力関係の維持は、同国の経済発展のみならず、アジア・アフリカ両地域における安定と繁栄に寄与する側面も有し、意義が大きい。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

対マダガスカル援助の重点開発課題（前述の「施策の概要」参照）及びそれに基づき実施されている事業は、（１）一連のマダガスカルの国家開発計画（貧困削減戦略文書（PRSP）、中長期開発戦略（MAP）等）、（２）ミレニアム開発目標（MDGs）やTICAD等の国際的優先課題、そして（３）我が国ODA上位政策（ODA大綱及び中期政策）と整合的である。また、重点開発課題の選定は、我が国の比較優位を勘案して行われている。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

農業開発、水産業振興分野では、無償資金協力を通じた生産・流通設備の整備、技術協力を通じた適正技術普及に向けた支援等を実施、各セクターにおける生産性向上、農・水産業従事者の能力強化等に貢献している。輸送インフラ整備に関しては、マダガスカルの穀倉地帯、鉱業生産地と国内市場、輸出港を結ぶバイパス道路の建設等を実施しており、物流の効率化への貢献が期待されている。基礎生活分野（保健医療、教育、水分野）に対しては、貧困層の割合の高い地域、マダガスカル側の対応が遅れている地域を中心として、ハード（設備・機材供与）とソフト（技術協力）の支援がバランスよく行われており、「初等教育就学率」や「安全な飲料水へのアクセス率」の向上等マダガスカル側の社会開発指標改善に貢献している。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

我が国の対マダガスカル援助政策の策定（重点開発課題の選定等）では、マダガスカル政府関係者との緊密な協議が行われており、同国の開発ニーズ、優先順位、実施能力等を適切に踏まえたものとなっている。援助政策の実施に関しても、外務省、実施機関（JICA）間の連絡・調整、マダガスカル側関係省庁との意見交換は適切かつ充分に行われている。また、保健・医療分野でのフランスとの協調等も施策の効率性を高めるのに寄与している。

**投入資源**

［実績］

平成14年度：無償5.39億円、技協3.58億円

平成15年度：無償14.67億円、技協5.57億円

平成16年度：無償33.33億円、技協6,71億円

平成17年度：無償37.70億円、技協8.03億円、債務免除174.90億円

平成18年度：未集計

※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力はJICA実績額。

［人的投入資源］

平成１８年度　８人（本省職員）

**【外部要因】**

なし

---

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

平成19年度新規国別援助計画策定対象国であり、ODAタスクフォース内での議論及びマダガスカル政府、他ドナーとの対話を密にし、援助重点分野を検討する。

**【事務事業の扱い】**

① 農業開発及び環境開発（重点分野１－①、１－③に対応）　→　内容の見直し
② 水産開発（同１－②に対応）　→　内容の見直し
③ 保健・医療事情の改善（同１－④に対応）　→　内容の見直し
④ 安全な水へのアクセス改善（同１－⑤に対応）　→　内容の見直し
⑤ 初等教育へのアクセス改善（同１－⑥に対応）　→　内容の見直し
⑥ 民間セクター開発・貿易投資促進（同２に対応）　→　内容の見直し

（注：国別援助計画新規策定に併せ、援助重点分野の見直しを行うこととなるが、必ずしも縮小というものではなく拡充する場合もある）

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅵ―６　農業・農村開発に関する我が国の援助政策

国際協力局　政策課長　上村　司
多国間協力課長　大菅　岳史
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 農業生産性向上等を通じた農業・農村開発分野での支援を通じ、地域間の格差是正や貧困削減に貢献すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策、ODA 中期政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 我が国は、貧困削減を ODA 重点課題の一つとしており、貧困削減の支援に関して、均衡のとれた開発を目指すための農村地域の発展を課題の一つとして挙げている。我が国は DAC 加盟国における農業・農村開発分野のトップドナーであり、「開発イニシアティブ」の中で、途上国の貧困削減に寄与する包括的な取組として、農業・農村開発の推進を示している。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）我が国は、DAC 加盟国における農業・農村開発分野のトップドナーとして、灌漑開発、水管理、農村金融への支援等による農業生産性の向上、農村インフラ改善への支援等による生計向上等を実現すると共に、これらの支援を通じて途上国の食糧の安全保障（食糧の安定供給）にも貢献してきた。

（２）特に、評価の対象としたケーススタディ国４カ国（タイ、バングラデシュ、ガーナ、ペルー）においては、地場市場の促進、農村金融への支援により農業分野内外の所得向上に貢献し、途上国における収入・所得向上を実現することにより、貧困削減に貢献している事例が見られる。

（３）我が国は、「道の駅」、一村一品運動、参加型水管理などの自国の経験を有効に生かし、それをプロジェクトに活用した援助も実施しており、そうした取組が被援助国に受け入れられている事例も見られる。

**【今後の課題】**

農業・農村開発分野への我が国援助の基本方針や具体的取組を示した政策文書がないため、他分野（教育、保健、水と衛生、防災、ジェンダー等）において策定されている政策文書を、農業・農村開発分野においても策定することが重要である。

第三者評価「農業・農村開発に関わる我が国 ODA の評価報告書」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

ミレニアム開発目標では、貧困・飢餓の削減が課題の一つとして挙げられていること、農業・農村地域開発が貧困削減の取組において重要な役割を占めていること、また、我が国が農業分野において DAC 諸国の中で最大のドナーであることを踏まえ、我が国の比較優位性を打ち出し、農業・農村地域開発を通じた貧困削減支援を行っていく必要がある。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

ODA 中期政策では、成長を通じた貧困削減への支援として、均衡のとれた開発を目指すための農村地域の発展、特に農業の生産性向上の重要性が指摘されている。また、「開発イニシアティブ」では、開発援助のみならず市場メカニズムや貿易も視野に入れた農業・農村開発の推進について述べられている。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

農業生産性向上については、灌漑開発、水管理、農村金融などへの援助を通じて実現されている。ケーススタディ国の中では特にタイとガーナで灌漑施設の整備により、米や主要食糧作物の生産性が向上した他、収量の増加から所得向上、貧困削減に貢献している。食糧の安全保障については、自給作物の栽培への支援が食費支出の減少を促し、全てのケーススタディ国で向上した。生計向上については、農村インフラ改善、環境保全への支援により、インフラの利便性の改善、農業の生産性向上等を促した。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

ODA タスクフォースが有効に活用され、相手国政府の案件審査能力にも改善が見られ、本施策を実施する上でとられた手段は適切かつ効率的であった。ただし、相手国実施機関の能力に課題が残されている他、プロジェクト実施体制の今後の強化も求められる。

**投入資源**

［実績］

平成 13 年度： 1121.91
平成 14 年度： 657.26
平成 15 年度： 300.57
平成 16 年度： 332.91
平成 17 年度： 591.08
平成 18 年度： 未集計

※OECD 統計。単位は百万米ドル

［人的投入資源］

平成 18 年度　９人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

我が国の農業・農村開発分野への支援を通じ、貧困削減に向けて進展があった。今後も貧困削減に向けた重要な分野の一つに位置づけていくこととし、同分野における政策文書の策定を検討していく。

**【事務事業の扱い】**

① 農業関連政策立案支援 → 今のまま継続
② 灌漑や農道等の生産基盤の強化のための支援 → 今のまま継続
③ 生産技術の普及及び研究開発のための支援 → 今のまま継続
④ 住民組織の強化のための支援 → 今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | － | － |

# Ⅵ―７　地球的規模問題への取組（環境・森林保全）に関する我が国の援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　　司
多国間協力課長　大菅　岳史
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、資源エネルギーの供給、農村地域の生活改善に貢献し、ひいては、貧困削減、持続可能な開発、人間の安全保障に資すること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題であり、我が国は ODA 大綱において地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題への取組を重点課題として位置づけている。また、ODA 中期政策において、地球温暖化対策、環境汚染対策及び自然環境保全を３つの重点分野とし、このうち、自然環境保全分野において森林の保全・管理を取り上げている。これにより、我が国は、自然環境保全や森林資源の持続的利用を目的とした森林に関する取組への協力を積極的に行ってきた。森林の保全・管理は、自然環境保全のみならず、$CO_2$ の削減及び吸収による地球温暖化対策、水源の涵養、木材や薪炭材等の資源エネルギーの供給、農村地域の生活改善や貧困削減への貢献等の多様な効果を生み、持続可能な開発と人間の安全保障に資する取組である。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

（理由）

（１）森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、農村地域の生活改善等、様々な効果が見込まれる。

（２）かかる援助を通じ、現地での植林に適した種子・苗木の生産の支援、植林・土壌流出防止などの技術向上に繋がった。

**【今後の課題】**

森林保全の意義は多岐にわたるが、持続的な管理を必要とするため、相手国政府のみならず地域住民の理解と参加が必要である。地球環境問題に資する取組であるとともに、住民への裨益を念頭にした取組を推進していくことが重要である。

第三者評価「地球的規模の問題への取組（環境・森林保全）評価報告書」
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

森林は、空気中の$CO_2$を吸収・固定すると共に、土壌の流出防止、木材や薪炭材等の自然資源の生産、生態系の保全、水源の涵養等の多様な役割を果たしている。しかし、世界の森林は、依然として深刻な速度で減少を続けており、2000年から2005年の５年間に約3660万ヘクタールが失われた（FAO「世界森林資源調査2005」）。熱帯地域の天然林は、毎年、日本の本州の面積の約６割に相当する1420万ヘクタールが減少していると言われる。途上国では農地への転用や過剰な伐採、過放牧など人口増加や貧困を背景として森林の減少・劣化が進み、アジアやアフリカでは砂漠化も進行している。さらに森林資源の減少は、自然破壊を通じて地域住民の生活を圧迫し、貧困をさらに深刻なものにしている。このような現状から、我が国は、環境の保全や住民の貧困削減を促進するため、開発途上国における植林や、違法伐採対策を含む持続可能な森林経営の取組などを積極的に支援している。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

1992年の「国連環境開発会議（UNCED)」において「持続可能な開発」という考え方のもと、「環境と開発に関するリオ宣言」とその行動計画である「アジェンダ21」及び「森林原則声明」が採択され、森林の減少や劣化への対策は国際社会が協力して解決すべき地球的規模の問題の一つとして明確に位置づけられた。その後、「森林に関する政府間フォーラム」や「国連森林フォーラム」等を通じて、国際社会の森林問題に対する取組につき協議、法的枠組みの検討などが行われている。

こうした国際社会の動きに対応するべく、ODA大綱では、地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題への取組が重点課題として位置づけられ、ODA中期計画では、地球的規模の問題への取組を更に具体化して、地球温暖化対策、環境汚染対策、自然環境保全の３つを重点分野とすると共に、自然環境保全分野において、「自然保護区の保全管理、森林の保全・管理、砂漠化対策、自然資源管理など」を明確に位置づけている。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

森林保全のための支援を通じ、自然環境保全、地球温暖化対策、水源の涵養、資源エネルギーの供給、農村地域の生活改善等様々な効果が見込まれている。また、①乾燥地や荒廃地への植林に際してモデル開発や研究開発を被援助国関係者が共同で行うなどの技術移転、②植林樹種に在来種を用いることによる生物多様性保全への配慮、③果樹などの経済林の造成を通じた住民の収入向上などに留意しながら、持続可能な森林経営に資する取組を行っている。なお、相手国の技術や植林計画等の有無により有効な援助方法も異なり、相手国の自助努力を支援する適切なスキームの適用が今後も重要である。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

環境・森林保全分野での異なる援助スキーム間の連携については多くの事例で確認されている（第三者評価の対象55件中17件）。中国山西省での植林事業の事例では、①技術協力で植林の適正技術の開発と人材の育成がなされ、②それを活用して無償資金協力で日本の専門家主導での植林の実施体制を構築し、③有償資金協力によって日本の専門家なしで中国側が主体的に植林事業を行う、といった各スキームの特徴を効果的に生かしながら段階的に実施し、包括的な取組を行った。また、JICAやJBICの調査団の一員として国内省庁関係者や大学の研究者等を参画させ、我が国が持つ経験と科学技術を活用す

る取組がなされた。このように、本施策を実施する上でとられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］森林分野

2002 年： 73.0 百万ドル

2003 年： 407.2 百万ドル

2004 年： 110.4 百万ドル

2005 年： 332.0 百万ドル

※DAC 統計ベース（暦年）

［人的投入資源］

平成 18 年度　14 人（本省職員）

**【外部要因】**

特になし。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

森林保全の重要性及び我が国の支援の効果が明らかになった。今後も環境分野の途上国支援政策において、森林保全を適切に位置づけていくこととする。

**【事務事業の扱い】**

① 環境問題への取組に関する能力の向上　→　今のまま継続

② 環境要素の積極的な取り込み　→　今のまま継続

③ 我が国の先導的な働きかけ　→　今のまま継続

④ 総合的・包括的枠組みによる協力　→　今のまま継続

⑤ 我が国が持つ経験と科学技術の活用　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅵ―８　地域協力（中米地域）に関する我が国の援助政策

国際協力局　政策課長　　上村　司
国別開発協力第二課長　　阿部　康次
平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 複数国に跨る広域的な協力を支援することにより、地域協力の枠組みの強化、地域の安定、及び善隣友好関係の強化に貢献するとともに、我が国と同地域各国との協力関係強化を図ること。 |
| **施策の位置付け** | 平成 19 年度重点外交政策、新 ODA 大綱に言及あり。 |
| **施策の概要** | 中米地域の域内協力の枠組みを対象として、同枠組み内での目的の推進や、地域の共通課題への対処に協力する。その分野は、中米統合機構（SICA）事務局やプエブラ・パナマ（PPP）事務局への支援から、感染症、教育、自然災害対策、インフラ整備や拡充まで多岐にわたっている。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて進展があった。」

（理由）

（１）我が国は、特に感染症、インフラ整備・拡充、教育などの中米地域で共有する問題の改善に貢献している。

（２）我が国の支援を通じ、自由貿易や開放経済の促進のための基盤整備や域内の人的交流の促進等が行われ、同地域の域内統合が深化する方向に向かっている。

（３）さらに、近年の要人往来の活発化や、国際場裡において中米各国から我が国の立場に支持を得たこと等に示されるように、我が国と中米地域との関係は強化されてきた。

**【今後の課題】**

地域協力の枠組みである SICA や PPP との対話の場を有効に活用し、より効果的・効率的な支援を実施していく。

第三者評価「地域協力への支援に関する我が国の取り組みの評価報告書」（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/shiryo/hyouka.html 参照）を踏まえ、下記の観点から評価を行った。

**【施策の必要性】**

冷戦以降のグローバリゼーションの進行と平行して、各所で地域協力の枠組みが形成されているという国際的な潮流をふまえ、我が国も地域協力の枠組みの発展、深化の過程に対応する必要がある。また、協力対象となる中米の地域協力の枠組みが、我が国及び我が国と価値観を共有する国際社会の望む方向性を保つためにも同施策は重要である。

**【施策の妥当性】（我が国の上位政策との整合性、被援助国の開発計画との整合性等）**

ODA 大綱の「地域協力の枠組みとの連携強化を図るとともに、複数国にまたがる広域的な協力を支援する」や、ODA 中期政策の「国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援する。」を見ると、我が国の対地域協力支援への取組は妥当である。また、我が国の対中米協力に関する、日本・中南米新パートナーシップ構想（「小泉ビジョン」）、東京宣言、行動計画とも合致している。

**【施策の有効性】（国別援助計画に明記された重点分野ごとの成果等）**

複数国に跨る広域的な援助の実施、地域の共通課題への取組支援により、「自由貿易や開放経済の促進」、域内の人的交流の促進等に貢献した。また、二国間協力だけでは実現の難しい国境を越える課題等の解決に取り組むことも出来、二国間協力に付加価値を与える効果もあった。直接・間接的な ODA の効果的・効率的な運用の観点からの他ドナーとの連携の強化については、各ドナーの目的意識が一致した支援で援助協調が進展しただけでなく、協力の企画段階から相互補完を目的とした連携や、我が国の協力により得られた成果品の普及に他ドナーが取り組むといった様々な形でのドナー協調が追求された。

**【施策の効率性】（援助計画策定の適切性・効率性、実施過程の適切性・効率性等）**

一カ国で培われた協力成果を他国に伝播、普及活用出来る点、また一カ国でプロジェクトを実施した経験を他国でも活かせる点で、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

［実績］（中米地域全体に対する我が国の２国間 ODA 総計）

平成 14 年度：無償 117.50 億円、技協 82.12 億円

平成 15 年度：無償 70.98 億円、技協 77.48 億円

平成 16 年度：無償 58.3 億円、技協 69.71 億円

平成 17 年度：無償 121.36 億円、技協 67.69 億円　円借款 223.58 億円

平成 18 年度：未集計

※無償及び円借款は交換公文ベース。技術協力は JICA 実績額。

［人的投入資源］

平成 18 年度　８人（本省職員）

**【外部要因】**

SICA、PPP の機構改革、地域統合の進展

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

広域 ODA タスクフォース内での議論及び、SICA 事務局、PPP 事務所との対話を密にし、優先分野の検討やフォローアップを効果的に行っていく。

**【事務事業の扱い】**

① 複数国に跨る広域的な援助の実施　→　今のまま継続
② ODA の効果的・効率的な運用の観点から、他ドナーとの連携の強化　→　今のまま継続
③ 地域の共通課題への取組支援　→　今のまま継続

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ― | ― |

# Ⅵ－９　体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施

国際協力局政策課長　　上村　司

平成１９年４月

## 施策の概要

| | |
|---|---|
| **施策の目標** | 体制の強化による効果的・効率的な国際協力の実施を図ること |
| **施策の位置付け** | 平成 18 年度及び平成 19 年度の重点外交政策に言及あり。 |
| **施策の概要** | 効果的・効率的な ODA を行うため、その司令塔、政策の企画立案、実施主体各々において実施の体制を強化する。 |

## 施策の評価

**【評価結果】**

「目標の達成に向けて相当な進展があった」

（理由）

（１）「ODA の戦略的活用」という問題意識のもと、内閣における「海外経済協力会議」の設置、外務省における国際協力企画立案本部や国際協力局の新設、JICA 法改正法の成立、国際協力に関する有識者会議の設立等の改革を実現した。

（２）これにより、ODA の戦略性強化、二国間援助と国際機関経由の援助の連携強化、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力の各手法間での連携強化等を一層促進するための体制が強化された。

（３）NGO の能力強化について追加的予算措置を講じ、更なる NGO との連携強化に向けてタスクフォースを立ち上げるなど、局全体の取組が強化された。

**【今後の課題】**

- 我が国に期待される役割を効果的に果たすための ODA 政策の企画立案の推進
- 国際機関等を通じた援助について、外交政策との整合性を十分に確保した戦略的対応
- JICA 法改正法の成立を踏まえた新 JICA の組織・業務の詳細設計
- NGO が参加可能な ODA 事業の拡充及び NGO の新たな能力強化

**【施策の必要性】**

ODA は外交の重要な手段・基盤であり、様々な ODA 事業を積極的に展開してきたが、ODA 大綱及び中期政策に基づき、一層効果的・効率的な ODA の実施に資するための体制整備を行う必要がある。

**【施策の有効性】**

戦略的 ODA の活用を実施するための司令塔、政策立案、実施のそれぞれの機能を強化することで、我が国の援助をより効果的・効率的に実施するための体制を強化することができる。

**【施策の効率性】**

当該施策の遂行により「限られた援助資源（予算・人員）を有効に利用し、成果重視の ODA の実現を図る」ことができるため、とられた手段は適切かつ効率的であった。

**投入資源**

| 予算 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 357,315,611 | 340,728,690 |
| (分担金・拠出金)(注 1) | 16,189,452 | 37,795,127 |
| 計 | 373,505,063 | 378,523,817 |

単位：千円

| 人的投入資源(注 2) | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| | 173 | 171 |

単位：人（本省職員）

（注１） 内訳（単位：千円）

| 国際機関 | 平成１８年度 | 平成１９年度 |
|---|---|---|
| 国連開発計画コアファンド | 8,326,406 | 8,701,469 |
| 国連開発計画パートナーシップ基金 | 294,787 | 255,695 |
| 国連人口基金 | 3,802,541 | 3,973,826 |
| 国際家族計画連盟 | 1,476,268 | 1,476,268 |
| 国際農業研究協議グループ | 880,000 | 748,000 |
| アジア生産性機構 | 964,983 | 1,000,918 |
| 開発援助委員会 | 17,727 | 16,287 |
| アジア工科大学院 | 12,603 | 11,752 |
| アジア蔬菜研究開発センター | 8,393 | 7,894 |
| OECD 開発センター | 8,181 | 7,782 |
| ファーストアンドトラックイニシアティブ | 0 | 139,200 |
| コロンボ | 1,610 | 1,682 |
| SEAFDEC（東南アジア漁業開発センター） | 68,503 | 0 |

（注２） 本件施策の人的投入資源は、施策Ⅵ―１～Ⅵ―８までの人的投入資源を含む。

**【外部要因】**

（１） ODA に対する世論や国会の動き

（２） 被援助国や国際機関における要請の増大

**【目標の達成状況】**

**評価の切り口１**：総理官邸の海外経済協力会議を頂点とする、ODA 戦略・企画立案・実施の一体的運用体制の整備状況

平成 18 年４月、我が国の海外経済協力（政府開発援助、その他政府資金及びこれらに関連する民間資金の活用を含む。）に関する重要事項を機動的かつ実質的に審議し、戦略的な海外経済援助の効率的な実施を図るため、内閣に内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣を構成員とする海外経済協力会議が設置された。平成 18 年度中に海外経済協力会議は７回開催され、アジア、中国、インド、イラク、資源・エネルギー、貿易・投資、ODA についての量及び質、対日理解の促進等に関する海外経済協力について審議された。

**評価の切り口２**：二国間・多国間連携の強化を含め、外務省の企画立案機能強化を意図する国際協力企画立案本部の設置及び国際協力局の創設の進捗状況

外務省が担う ODA の企画立案機能を強化するため抜本的な体制強化を行い、平成 18 年４月に外務大臣を長とする国際協力企画立案本部を設置するとともに、同年８月、旧経済協力局と旧国際社会協力部の関連部局を合わせ、国際協力局へと組織を大幅に編成替えした。国際協力企画立案本部は、随時開催され、イラク、貿易・投資、アジア、アフリカ、中央アジア、中南米等について審議された。詳細は、事務事業①「実施体制強化事業」を参照。

**評価の切り口３**：３援助手法の JICA への統合の状況（「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（JICA 法改正法）成立）

今般の ODA 改革を受け、平成 18 年の臨時国会（第 165 回国会）において JICA 法改正法が成立した。これにより、平成 20 年 10 月に発足する新 JICA は、有償資金協力、無償資金協力、技術協力の３つの援助手法を一体的に実施することとなる。新 JICA は資金規模からみて世界有数の援助実施機関となる。また、調査や案件形成・実施の段階で援助手法間の連携が有機的に促進され、より効果的・効率的な援助の実施に資する。また、３つの援助手法に総合的に精通した人材が育成されることが期待される。詳細は、事務事業①「実施体制強化事業」を参照。

**評価の切り口４**：NGO との連携強化の状況

地方自治体、内外の NGO、民間部門、学術機関及び国連機関との意見交換・人事交流をより活発に行うことで、連携の一層の強化と情報の集約に努め、NGO との連携強化のためのタスクフォースを国際協力局内に立ち上げた。NGO との連携強化については、NGO が参加可能な ODA 事業の拡充、新たな NGO の能力強化を推進。詳細は事務事業②「NGO との連携強化事業」を参照。

**【第三者の所見】**

牟田博光　東京工業大学大学院社会理工学研究科教授

本評価の対象である施策は、「実施体制強化事業」により「体制の強化」（アウトプット）を産み出し、それによって「効果的・効率的な国際協力の実施」（アウトカム）を図る、ことを目標にしている。事業の実施によって、ODA政策の企画立案・実施の各レベルにおいて、確かに体制は強化されてきている。それでは、体制が強化されたことによって、国際協力がより効果的・効率的に実施されるようになったか、という点については、十分明らかではない。体制の強化が、効果的・効率的な国際協力の実施をもたらすロジックは何かを十分考慮した事業の遂行が必要である。「今後の課題」を達成するためにも、まずは「今後の方針」で述べられた事柄の着実な実施が求められる。

## 評価結果の政策への反映

**【今後の方針】**

（１）我が国に期待される役割を効果的に果たすための企画立案の推進

平成 20 年は、我が国においてＧ８首脳会合や第４回アフリカ開発会議（TICADⅣ）が開催される。このような重要な外交上の会合が集中する年に向けた対応を含め、我が国に期待される役割を効果的に果たしていく。同時に途上国の開発や人道支援を通じた世界の平和と安定の実現、地球的規模の課題の解決といった、国際社会の一員としての責務を果たすとともに、グローバル化が進む中で日本の経済的繁栄を確保すべく、優先分野をより明確にした戦略的な ODA の企画立案を、海外経済協力会議で審議される基本戦略の下で推進していく。また、その結果を関係省庁・実施機関と共有し、会議の結果を案件の形成・実施に反映していく。

（２）国際機関等を通じた援助について、外交政策との整合性を十分に確保した戦略的対応

国際機関等を通じた援助についても、それぞれの特色を踏まえつつ、国益に沿った戦略的な対応を行うとともに、二国間援助との連携による相乗効果の発揮を図る。

（３）JICA 法改正法の成立を踏まえた新 JICA の組織・業務の詳細設計

JICA 法改正法の成立を受け、ODA 政策を踏まえた３援助手法の一体的実施及び機動的で迅速な実施を可能とする新 JICA の組織・業務等の詳細設計について、具体的な議論を進める。議論に当たっては、「新時代の ODA 実施体制作り（新 JICA の制度設計のポイント）」（平成 18 年６月）を踏まえ、海外経済協力会議の審議を踏まえた ODA 政策の下、実施機関（JICA、JBIC 及び新 JICA）による機動的かつ迅速な実施を確保するため相応しい体制を構築する。

（４）NGO が参加可能な ODA 事業の拡充及び新たな NGO の能力強化

政府と NGO の相互補完関係を強化すべく、向こう５年間で NGO が参加可能な ODA 事業の飛躍的な増大を目指す一方、NGO による ODA 事業実施に必要とされる実践的能力向上、また、NGO の国際競争力の育成のための施策を強化していく。それを進めるに当たり、NGO との連携強化のためのタスクフォースを国際協力局内に立ち上げ、具体的な施策を検討していく。

**【事務事業の扱い】**

①実施体制強化事業　　→　今のまま継続

②NGO との連携強化事業　　→　拡充強化

**【平成２０年度予算・機構・定員要求への反映方針】**

| | 予算要求 | 機構要求 | 定員要求 |
|---|---|---|---|
| 反映方針 | ○ | ○ | ○ |

# 政府開発援助に係る未着手・未了案件

（１）未着手案件
次世代航空保安システム整備計画【フィリピン】・・・・・・・・・・・・・435
北ルソン風力発電計画【フィリピン】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 436

# 次世代航空保安システム整備計画【フィリピン】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１９年３月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | フィリピン |
| （２）案件名 | 次世代航空保安システム整備計画 |
| （３）目的・事業内容 | 新 CNS/ATM（注）を整備することにより、フィリピンの航空運輸システムの安全性・信頼性・効率性の向上を図るもの。<br>（イ）供与限度額：220.49 億円<br>（ロ） 金利：1.8/2.2%<br>（ハ） 償還（据置）期間：30（10）年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | フィリピン政府の予算手当てに関する調整により事業が遅延していたが、遅延の要因は解決し、その後事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の遅延要因は既に解決しており、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要<br>（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html）<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>（http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php）<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>（http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php）<br>・国際協力銀行の事業事前評価表<br>（http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/before/ index.php）<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

（注）CNS/ATM（Communication, Navigation and Surveillance/Air Traffic Management）：通信・航法、監視及び航空交通管理の総称

# 北ルソン風力発電計画【フィリピン】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１９年３月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | フィリピン |
| （２）案件名 | 北ルソン風力発電計画 |
| （３）目的・事業内容 | ルソン島北部地区に約 40MW 規模の風力発電所及び近傍の基幹送電線までを結ぶ約 42km の送電線を建設することにより、電力供給量の拡大、環境負荷の少ない国産エネルギー資源の開発を図るもの。<br>（イ）供与限度額：58.57 億円<br>（ロ）金利：0.75/0.95%<br>（ハ）償還（据置）期間：40（10）年<br>（ニ）調達条件：タイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 再入札のためのスコープ見直し等により事業が遅延していたが、遅延の要因は解決し、その後事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の遅延要因は既に解決しており、引き続き本案件に対するニーズがあることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要<br>（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html）<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>（http://www.jbic.go.jp/japanese/base/oec/info/yen_loan_list.php）<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>（http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php）<br>・国際協力銀行の事業事前評価表<br>（http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/before/ index.php）<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

（２）未了案件

イスタンブール上水道整備計画（Ⅱ）【トルコ】・・・・・・・・・・・・・・・439
コロンボ北部上水道整備計画【スリランカ】・・・・・・・・・・・・・・・・ 440
ワラウェ川左岸灌漑改修拡張計画（Ⅱ）【スリランカ】・・・・・・・・・・・・441
キングストン首都圏上水道整備計画【ジャマイカ】・・・・・・・・・・・・・ 442
海岸線汚染対策・上水道整備計画【レバノン】・・・・・・・・・・・・・・・ 443
全国排水路整備計画【パキスタン】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 444
バロチスタン州中等教育強化改善計画【パキスタン】・・・・・・・・・・・・ 445
パラナ州環境改善計画【ブラジル】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 446
セアラ州風力発電建設計画【ブラジル】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 447
ユンカン（パウカルタンボⅡ）水力発電所建設計画【ペルー】・・・・・・・・ 448
カリガンダキＡ水力発電所建設計画【ネパール】・・・・・・・・・・・・・・ 449
パダン新空港建設計画【インドネシア】・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 450
幹線道路補強計画（Ⅱ）【インドネシア】・・・・・・・・・・・・・・・・・・451
多目的ダム発電計画【インドネシア】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 452
バリ海岸保全計画【インドネシア】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 453
ハノイ市インフラ整備計画
（第１フェーズ：タンロン北地区公的支援）【ベトナム】・・・・・・・・・・454
ダニム電力システム改修計画【ベトナム】・・・・・・・・・・・・・・・・・ 455
ケララ州上水道整備計画【インド】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 456
シマドリ石炭火力発電所建設計画【インド】・・・・・・・・・・・・・・・・ 457
デリー高速輸送システム建設計画【インド】・・・・・・・・・・・・・・・・ 458
ツイリアル水力発電所建設計画【インド】・・・・・・・・・・・・・・・・・ 459
ソンドゥ・ミリウ水力発電計画【ケニア】・・・・・・・・・・・・・・・・・ 460
社会改革支援地方港湾開発計画【フィリピン】・・・・・・・・・・・・・・・ 461
メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御計画【フィリピン】・・・・・・・・・ 462

# イスタンブール上水道整備計画（Ⅱ）【トルコ】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年４月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | トルコ |
| （２）案件名 | イスタンブール上水道整備計画（Ⅱ） |
| （３）目的・事業内容 | イスタンブール市東方の黒海沿岸山岳地を水源とするメレン川に取水堰を設け、導水設備及び浄水場を建設することにより、急増する同市の水需要に対応するもの。<br>（イ）供与限度額：423.10 億円<br>（ロ）金利 2.5%<br>（ハ）償還（据置）期間：25（7）年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 新鉱山法施行によるスコープ変更により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# コロンボ北部上水道整備計画【スリランカ】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年５月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | スリランカ |
| （２）案件名 | コロンボ北部上水道整備計画 |
| （３）目的・事業内容 | 水需要の急増するコロンボ北部地域６地区を給水対象として、既存のアンバタレ浄水場を供給源とする新たな送配水施設を整備し、これまでほとんど給水の行われていなかったこれらの地域に新たに給水区域を拡張するもの。<br>（イ）供与限度額：53.08 億円<br>（ロ）金利 2.1%<br>（ハ）償還（据置）期間：30（10）年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 事業内容の見直し、再入札の実施等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の遅延要因は解消した上、本案件の必要性は高いため、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# ワラウェ川左岸灌漑改修拡張計画（Ⅱ）【スリランカ】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年５月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | スリランカ |
| （２）案件名 | ワラウェ川左岸灌漑改修拡張計画（Ⅱ） |
| （３）目的・事業内容 | ワラウェ川左岸の天水依存地区に灌漑施設及び社会インフラを整備し、老朽化したウダ・ワラウェ貯水池の改修工事を実施し、農作物の増産、雇用の創出、生活環境の整備及び地域経済の活性化を図るもの。<br>（イ）供与限度額：93.93 億円<br>（ロ）金利：2.3%<br>（ハ）償還（据置）期間：30（10）年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 入札内容の見直し、政権交代に伴う承認手続きの遅れ等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# キングストン首都圏上水道整備計画【ジャマイカ】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年６月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | ジャマイカ |
| （２）案件名 | キングストン首都圏上水道整備計画 |
| （３）目的・事業内容 | キングストン首都圏において従来の主要な水源であった地下水に加え、リオ・コブレ川の水源開発及び上水道施設の修復・拡張により、首都圏における上水の安定供給を図るもの。<br>（イ）供与限度額：66.44 億円<br>（ロ）金利：2.1/2.5%<br>（ハ）償還（据置）期間：25（7）年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 協調融資予定であった世界銀行の融資取りやめに伴う事業計画の見直し、コンサルタント雇用手続きの遅延、土木開始時期の遅延による追加調査実施等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していること、事業の必要性は依然高いこと等から、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# 海岸線汚染対策・上水道整備計画【レバノン】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年７月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | レバノン |
| （２）案件名 | 海岸線汚染対策・上水道整備計画 |
| （３）目的・事業内容 | レバノンの主要都市を対象に上下水道の整備を行い、深刻な問題となっている水不足、及び海岸線汚染を改善するもの。<br>（イ）供与限度額：130.22 億円<br>（ロ）金利：2.1/2.5%<br>（ハ）償還（据置）期間：25(7)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 調達手続きの遅延、上水の導水トンネル工法の決定遅延、一部詳細設計変更等により事業が遅延した。 |
| （２）今後の対応方針 | 遅延要因はほぼ解消した上、事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

全国排水路整備計画【パキスタン】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年８月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | パキスタン |
| （２）案件名 | 全国排水路整備計画 |
| （３）目的・事業内容 | パキスタン政府の策定した「全国排水計画」の第一フェーズとして、灌漑排水の維持管理にかかる組織制度改革、排水セクターにかかる調査研究、灌漑排水施設の改善を行うもの。<br>（イ）供与限度額：108.32 億円<br>（ロ）金利：2.3%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 実施機関が手続きに不慣れである等により事業が遅延したが、遅延要因はほぼ解消した。 |
| （２）今後の対応方針 | 遅延要因は解消した上、本案件に対する必要性は依然高いことから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# バロチスタン州中等教育強化改善計画【パキスタン】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年８月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | パキスタン |
| （２）案件名 | バロチスタン州中等教育強化改善計画 |
| （３）目的・事業内容 | パキスタンでも特に教育の普及が遅れているバロチスタン州において、中学校の新設、技術家庭科教室の増設、女性教員寮の新設等を行い、基礎教育の普及を目指すもの。<br>（イ）供与限度額：39.17 億円<br>（ロ）金利：2.3%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 第２フェーズの進捗や完工済コンポーネントの運用改善にかかる取組の遅延等により事業が遅延したが、現在遅延要因は解消している。 |
| （２）今後の対応方針 | 遅延要因は解消した上、事業の完了も近いことから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# パラナ州環境改善計画【ブラジル】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年８月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | ブラジル |
| （２）案件名 | パラナ州環境改善計画 |
| （３）目的・事業内容 | 人口の急激な増加により生活環境が悪化しているクリチバ首都圏及び海岸地域において上下水道を整備し、もって同地域における水質の保全による住民の生活環境の改善を図るもの。<br>（イ）供与限度額：236.86 億円<br>（ロ）金利：2.3/4.0%<br>（ハ）償還（据置）期間：25(7)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 州の政権交代に伴う実施機関の組織再編、新政権による旧政権の事業の再入札実施、再入札に伴う入札書類の見直し等により事業が遅延したが、現在事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は解消していること、事業の必要性は依然高いこと等から貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# セアラ州風力発電建設計画【ブラジル】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年８月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | ブラジル |
| （２）案件名 | セアラ州風力発電建設計画 |
| （３）目的・事業内容 | ブラジル東北部のセアラ州で、増大する電力需要を満たすため、恵まれた気候・立地条件を活かし、環境に対する負荷の少ない風力発電を行うもの。<br>（イ）供与限度額：60.20 億円<br>（ロ）金利：2.3/4.0%<br>（ハ）償還（据置）期間：25(7)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 実施機関から事業計画の変更があった。 |
| （２）今後の対応方針 | 本事業に関する貸付を中止する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# ユンカン（パウカルタンボⅡ）水力発電所建設計画【ペルー】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年８月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | ペルー |
| （２）案件名 | ユンカン（パウカルタンボⅡ）水力発電所建設計画 |
| （３）目的・事業内容 | ペルー中北部地域の電力需要の増大に対処するため、設備容量 126MW の水力発電所を建設するもの。<br>（イ）供与限度額：330 億円<br>（ロ）金利：2.3/2.7%<br>（ハ）償還（据置）期間：25(7)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | ペルー政府の予算制約等により遅延していたが、遅延要因は解消した。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事の最終段階にあることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# カリガンダキＡ水力発電所建設計画【ネパール】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年１０月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | ネパール |
| （２）案件名 | カリガンダキＡ水力発電所建設計画 |
| （３）目的・事業内容 | 首都カトマンズの西方のカリガンダキ川に流込式発電所を新たに建設するもの。<br>（イ）供与限度額：169.16 億円<br>（ロ）金利：1.0%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 政情不安等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗しており、現在、事業は完成に近づいている。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、事業は完成に近づいていることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# パダン新空港建設計画【インドネシア】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年１２月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | インドネシア |
| （２）案件名 | パダン新空港建設計画 |
| （３）目的・事業内容 | 増大する航空需要に対応するため、パダン市街郊外にDC-10/A300クラスの飛行機の就航が可能な新空港を建設するもの。<br>（イ）供与限度額：160.04億円<br>（ロ）金利：2.3/2.7%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 実施機関と工事契約者との間の支払いに関する仲裁機関の裁定等により遅延が生じていたが、現在遅延要因は解消している。 |
| （２）今後の対応方針 | 遅延要因は解消した上、開港間近であることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# 幹線道路補強計画（Ⅱ）【インドネシア】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年１２月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | インドネシア |
| （２）案件名 | 幹線道路補強計画（Ⅱ） |
| （３）目的・事業内容 | ジャワ及びスマトラにおいて道路の補修工事を行い、円滑な道路交通の確保及び道路輸送の効率化を図るもの。<br>（イ）供与限度額：102.4億円<br>（ロ）金利：2.3/2.7%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 用地取得、入札手続の遅延等により事業が遅延したが、現在工事は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 遅延要因は解消した上、工事の最終段階にあることから貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>（http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php）<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# 多目的ダム発電計画【インドネシア】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年１２月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | インドネシア |
| （２）案件名 | 多目的ダム発電計画 |
| （３）目的・事業内容 | 多目的ダム（南スマトラのバトゥトゥギ、東部ジャワのウォノレジョ、南スラウェシのビリビリ）建設事業の発電部分を建設し、各地域の急増する電力需要に対処しようとするもの。<br>（イ）供与限度額：62.91 億円<br>（ロ）金利：2.3/2.7%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 平成 16 年 3 月ビリビリダム上流の山のカルデラ壁が崩壊し、特殊加工を施したスペアパーツの追加調達等のため事業が遅延したが、既に遅延要因は解消している。 |
| （２）今後の対応方針 | 遅延要因は解消していること、本案件に対する必要性は依然高いことから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>（http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php）<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# バリ海岸保全計画【インドネシア】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１８年１２月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | インドネシア |
| （２）案件名 | バリ海岸保全計画 |
| （３）目的・事業内容 | バリ島における環境の保全と経済的発展の基盤として、海岸侵食を抜本的に防ぐため、海岸保全対策を実施するもの。<br>（イ）供与限度額：95.06 億円<br>（ロ）金利：2.1/2.5%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 住民との協議を踏まえた事業計画の変更等により事業が遅延していたが、その後事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事も進捗していることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

ハノイ市インフラ整備計画（第１フェーズ：タンロン北地区公的支援）【ベトナム】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１９年１月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | ベトナム |
| （２）案件名 | ハノイ市インフラ整備計画（第１フェーズ：タンロン北地区公的支援） |
| （３）目的・事業内容 | ハノイ市のタンロン北地区において、同地域の開発に必要な種々の関連インフラ（道路、給水施設、排水施設、汚水処理施設）整備を支援するもの。<br>（イ）供与限度額：114.33 億円<br>（ロ）金利：2.1/2.3%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 入札手続きの遅れ等により事業が遅延したが、これらの要因は既に解決しており、給水施設、汚水処理施設及び電力供給施設は完成済。道路・排水施設は平成 20 年までに完成予定。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事も進捗していることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# ダニム電力システム改修計画【ベトナム】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１９年１月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | ベトナム |
| （２）案件名 | ダニム電力システム改修計画 |
| （３）目的・事業内容 | ベトナム南部のダニム発電所（発電容量 160MW）及び送変電施設の改修を行うもの。<br>（イ）供与限度額：70 億円<br>（ロ）金利：2.3%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 実施機関が不慣れであったこと、電力需給との関係から、他の新規発電所が完成するまで、既存設備の停止ができなかったこと等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事も進捗していることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# ケララ州上水道整備計画【インド】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１９年１月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | インド |
| （２）案件名 | ケララ州上水道整備計画 |
| （３）目的・事業内容 | 上水道の普及が遅れているケララ州の５地域（トリバンドラム、カリカット、シェルタラ、パツバム、ミーナッド）の浄水供給状況を改善するため、上水道施設の新設、拡張、改修を行うもの。<br>（イ）供与限度額：119.97 億円<br>（ロ）金利：2.1%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | コンサルタント選定手続きに関する訴訟の発生等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事も進捗していることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# シマドリ石炭火力発電所建設計画【インド】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１９年１月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | インド |
| （２）案件名 | シマドリ石炭火力発電所建設計画 |
| （３）目的・事業内容 | インド南部の主要州であるアンドラ・プラデシュ州に石炭火力発電所を建設することにより、電力需給の改善を図るもの。<br>（イ）供与限度額：198.17 億円<br>（ロ）金利：2.3%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 当初より政策決定から 10 年を超える貸付実行期限を設定していたもの。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の必要性は高いことから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# デリー高速輸送システム建設計画【インド】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１９年１月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | インド |
| （２）案件名 | デリー高速輸送システム建設計画 |
| （３）目的・事業内容 | 交通渋滞及び交通公害を緩和し、環境に影響を及ぼさず、効率的で時間に正確な大量高速輸送システムを構築するため、デリーに地下鉄及び地上・高架鉄道を建設するもの。<br>（イ）供与限度額：147.6 億円<br>（ロ）金利：2.3%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 当初より政策決定から 10 年を超える貸付実行期限を設定していたもの。 |
| （２）今後の対応方針 | 案件の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# ツイリアル水力発電所建設計画【インド】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１９年１月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | インド |
| （２）案件名 | ツイリアル水力発電所建設計画 |
| （３）目的・事業内容 | インド北東部地域の電力事情改善のため、ミゾラム州アイゾル地方サイプン村にアースフィルダムを建設し、60MW の貯水池式水力発電所を建設するもの。<br>（イ）供与限度額：116.95 億円<br>（ロ）金利：2.3%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 当初より政策決定から 10 年を超える貸付実行期限を設定していたもの。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の必要性は依然高いことから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# ソンドゥ・ミリウ水力発電計画【ケニア】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１９年１月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | ケニア |
| （２）案件名 | ソンドゥ・ミリウ水力発電計画 |
| （３）目的・事業内容 | ケニア西部キスム地方に 60MW の流込式発電所を建設し、同地域を中心とした電力需要の伸びに対応しようとするもの。<br>（イ）供与限度額：69.33 億円<br>（ロ）金利：2.3%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 調達手続きの遅延等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、近々完成予定であることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# 社会改革支援地方港湾開発計画【フィリピン】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１９年１月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | フィリピン |
| （２）案件名 | 社会改革支援地方港湾開発計画 |
| （３）目的・事業内容 | 他地域との連絡が主に海運のみの孤立した地域において、港湾及び港湾へのアクセス道路等の関連インフラ整備を行い、経済活動の活性化を図ることによって、地方貧困層の撲滅を図るもの。<br>（イ）供与限度額：57.46 億円<br>（ロ）金利：2.3/2.7%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 調達手続き及び予算手当てに関する調整で事業が遅延したが、これらの要因は解決し、現在事業は順調に進んでいる。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決していることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御計画【フィリピン】

施策所管局課　有償資金協力課
評価年月　平成１９年１月

| | |
|---|---|
| １．案件概要 | |
| （１）供与国名 | フィリピン |
| （２）案件名 | メトロマニラ西マンガハン地区洪水制御計画 |
| （３）目的・事業内容 | ラグナ湖北岸に位置するマニラ首都圏の西マンガハン地区を対象に、湖岸堤及び排水施設の建設や河川改修工事を行うことにより、洪水被害を防止するとともに、生活環境の向上を図るもの。<br>（イ）供与限度額：94.11 億円<br>（ロ）金利：2.1/2.5%<br>（ハ）償還（据置）期間：30(10)年<br>（ニ）調達条件：一般アンタイド |
| ２．事業の評価 | |
| （１）経緯・現状 | 事業開始後に事業サイトに転入してきた住民への対応が必要になり、堤防設置位置の設計変更を行ったこと等により事業が遅延したが、その後事業は順調に進捗している。 |
| （２）今後の対応方針 | 事業の進捗を妨げていた要因は既に解決しており、工事も完了間近であることから、貸付を継続する。 |
| ３．政策評価を行う過程において使用した資料等 | ・交換公文<br>・国際協力銀行の案件一覧<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/info/yen_loan_list.php)<br>・国際協力銀行のプレスリリース<br>(http://www.jbic.go.jp/japanese/base/release/index.php)<br>・その他国際協力銀行から提出された資料 |

# [事前評価]

（１） **無償資金協力案件**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・465

（注）本評価に関しては、外務省ホームページ→政府開発援助（ODA）ホームページ→改革/評価→評価報告書→４．政策評価法に基づく事前・事後評価（2006 年度）に掲載されている。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/kaikaku/hyouka.html

# 2006年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

無償資金協力　（政策評価法及び関連政令に基づき、E/N供与（限度）額10億円以上のプロジェクト型の無償資金協力案件について、事前評価を行っています。）

| 国　名 | 案　件 | 交換公文署名日 |
|---|---|---|
| ニカラグア共和国 | ボアコ病院建設計画 | 平成18年5月5日 |
| エクアドル共和国 | ワキージャス市及びアレニージャス上水道整備計画 | 平成18年5月11日 |
| パキスタン・イスラム共和国 | 国道二十五号線（カラローワッド間）改修計画 | 平成18年5月24日 |
| モンゴル国 | 東部幹線道路建設及び道路建設機材整備計画（2／2期） | 平成18年5月30日 |
| ラオス人民民主共和国 | ビエンチャン市上水道施設拡張計画 | 平成18年6月2日 |
| ラオス人民民主共和国 | ビエンチャン1号線整備計画（第2期） | 平成18年6月6日 |
| タンザニア共和国 | キルワ道路拡幅計画 | 平成18年6月6日 |
| タンザニア共和国 | ザンジバル市街地給水計画 | 平成18年6月7日 |
| カンボジア王国 | 国道1号線改修計画 | 平成18年6月12日 |
| カンボジア王国 | モンドルキリ州小水力地方電化計画 | 平成18年6月12日 |
| インドネシア共和国 | 海賊､海上テロ及び兵器拡散の防止のための巡視船建造計画 | 平成18年6月15日 |
| エジプト・アラブ共和国 | エルマハラエルコブラ浄水場拡張計画 | 平成18年6月20日 |
| モーリタニア共和国 | ヌアクショット･ヌアディブ小中学校建設計画（2／3） | 平成18年6月20日 |
| パラグアイ共和国 | アスンシオン大学病院移転及び整備計画 | 平成18年6月21日 |
| ケニア共和国 | アフリカ理数科･技術教育センター拡充計画 | 平成18年7月4日 |
| ペルー共和国 | タララ漁港拡張・近代化計画（第2期） | 平成18年8月1日 |
| キリバス共和国 | 南タラワ水産業関連道路整備計画 | 平成19年1月24日 |

| | | |
|---|---|---|
| ニジェール共和国 | マラディ州及びザンデール州小学校教室建設計画 | 平成 19 年 2 月 1 日 |
| マダガスカル共和国 | アンツィラナナ州及びトリアラ州小学校教室建設計画 | 平成 19 年 3 月 5 日 |

# 2006 年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

有償資金協力（政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 150 億円以上の円借款プロジェクトについて、事前評価を行っています。）

| 国　名 | 案　件 | 交換公文署名日 |
|---|---|---|
| エジプト | 大エジプト博物館建設計画 | 平成 18 年 4 月 30 日 |
| パキスタン・イスラム共和国 | インダス･ハイウェイ建設計画（第 III 期） | 平成 18 年 12 月 13 日 |
| イラク共和国 | 港湾整備計画 | 平成 19 年 1 月 10 日 |
| イラク共和国 | アル・ムサイブ火力発電所改修計画 | 平成 19 年 1 月 10 日 |
| スリランカ民主社会主義共和国 | 大コロンボ圏都市交通整備計画 | 平成 19 年 3 月 23 日 |
| インドネシア共和国 | 北西スマトラ連系送電線建設計画 | 平成 19 年 3 月 28 日 |
| インドネシア共和国 | 貧困削減地方インフラ開発計画 | 平成 19 年 3 月 28 日 |
| インドネシア共和国 | プサンガン水力発電所建設計画 | 平成 19 年 3 月 28 日 |
| インド | ハイデラバード都市圏送電網整備計画 | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| インド | アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画 | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| インド | グジャラート州森林開発計画（II） | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| インド | ケララ州上水道整備計画（II） | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| インド | アグラ上水道整備計画 | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| インド | オリッサ州総合衛生改善計画 | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| ベトナム | ホーチミン市都市鉄道建設計画（ベンタインースオイティエン間（1 号線））（I） | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| ベトナム | ギソン火力発電所建設計画（I） | 平成 19 年 3 月 30 日 |

**（２）有償資金協力案件**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・469

（注）本評価に関しては、外務省ホームページ→政府開発援助（ODA）ホームページ→改革/評価→評価報告書→４．政策評価法に基づく事前・事後評価（2006 年度）に掲載されている。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/kaikaku/hyouka.html

また、これらの対象案件に関しては、実施機関であるＪＢＩＣ（国際協力銀行）において、事前・中間・事後の一貫した評価を実施・公表している。　ＪＢＩＣ→ http://www.jbic.go.jp/Japanese/oec/

# 2006 年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

有償資金協力（政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 150 億円以上の円借款プロジェクトについて、事前評価を行っています。）

| 国　名 | 案　件 | 交換公文署名日 |
|---|---|---|
| エジプト | 大エジプト博物館建設計画 | 平成 18 年 4 月 30 日 |
| パキスタン・イスラム共和国 | インダス･ハイウェイ建設計画（第 III 期） | 平成 18 年 12 月 13 日 |
| イラク共和国 | 港湾整備計画 | 平成 19 年 1 月 10 日 |
| イラク共和国 | アル・ムサイブ火力発電所改修計画 | 平成 19 年 1 月 10 日 |
| スリランカ民主社会主義共和国 | 大コロンボ圏都市交通整備計画 | 平成 19 年 3 月 23 日 |
| インドネシア共和国 | 北西スマトラ連系送電線建設計画 | 平成 19 年 3 月 28 日 |
| インドネシア共和国 | 貧困削減地方インフラ開発計画 | 平成 19 年 3 月 28 日 |
| インドネシア共和国 | プサンガン水力発電所建設計画 | 平成 19 年 3 月 28 日 |
| インド | ハイデラバード都市圏送電網整備計画 | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| インド | アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画 | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| インド | グジャラート州森林開発計画（II） | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| インド | ケララ州上水道整備計画（II） | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| インド | アグラ上水道整備計画 | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| インド | オリッサ州総合衛生改善計画 | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| ベトナム | ホーチミン市都市鉄道建設計画（ベンタインースオイティエン間（1 号線））（I） | 平成 19 年 3 月 30 日 |
| ベトナム | ギソン火力発電所建設計画（I） | 平成 19 年 3 月 30 日 |

外　務　省

Ministry of Foreign Affairs

外務省ホームページ　http://www.mofa.go.jp/mofaj/